

世界子供白書 2017

unicef 

for every child

# デジタル世界の 子どもたち



## 謝辞

本書は多くの方々ならびに組織のご協力により、制作された。編集・調査チーム一同より、快くご助言、ご尽力いただいたすべての方々、そして特に、以下の方々に感謝する。

世界子供白書 2017 の青少年ワークショップに協力したバングラデシュ、ベラルーシ、ブータン、ブラジル、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、グアテマラ、日本、ヨルダン、マレーシア、韓国、モルドバ、ナイジェリア、太平洋諸国（フィジー、キリバス、ソロモン諸島、バヌアツ）、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、セネガル、タイ、東ティモール、チュニジア、ウルグアイのユニセフスタッフ

世界子供白書 2017 の U-Report 調査に参加したブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コートジボワール、エルサルバドル、グアテマラ、インド、インドネシア、アイルランド、リベリア、マレーシア、メキシコ、ミャンマー、パキスタン、セネガル、スワジランド、シリア、タイ、ウガンダ、ウクライナ、英国のユニセフスタッフ

世界子供白書 2017 制作チームの現地訪問の際に協力したナイロビ事務所（ケニア）の Patrizia Di Giovanni, James Elder, Ephantus Ena, Duncan Kagio, Charles Kamonde, Minu Limbu, Ousmane Niang, Edita Nsubuga, Leila Pakkala, Werner Schultin, カンバラ事務所（ウガンダ）の Aida Girma, Cary McCormick と Joy, Doreen Mulenga, Jaya Murthy, Patrick Oburu, アンマン事務所（ヨルダン）の Samir Badran, Robert Jenkins, Emad Mohammad, Miraj Pradhan

指針の助言や背景資料や特集を執筆した Sanjay Asthana, Monica Bulger, Patrick Burton, Sandra Cortesi, Urs Gasser, Mimi Ito, Daniel Kardefelt-Winther, Sonia Livingstone, Kathryn L. Mills, Jelena Surculija Milojevic, Kentaro Toyama, Mario Viola de Azevedo Cunha

「視点」を担当した Rachel Botsman, Niels Christiansen, Juan Enriquez, Anab Jain, Pony Ma, Khadija Patel, Kartik Sawhney, Karim Sy, Laura Maclet このエッセイの補助をした Phoebe Adler-Ryan, Kathrine Bisgaard Vase, Jin Cheng, Thierry Delvigne-Jean, Rana Flowers, Lisa Goldberg, Danielle Knight, Denise Lauritsen, Xiaohui Li, Li Liu, Patsy Nakell, Priscilla Ofori-Amanfo, Ron Pouwels, Wenying Su, Matthew Whitby, Winnie Wong, Jingjie Yang

若者たちの声 (Voices of Youth) のブログに参加した Ashley, Devonnie, Emmanuella, Gary, Ivan, Jack, Jen, Yousef

世界子供白書 2017 の U-Report 調査の実施および分析の協力をしたユニセフ・グローバル・イノベーション・センター

本書のために世界で開催された世界子供白書 2017 の青少年ワークショップの方法を考案し、結果を分析したウェスタンシドニー大学の Delphine Bellerose, Girish Lala, Amanda Third

指導や助言をした Danah Boyd, Drew Davidson, Mark Graham, John Horrigan, Sonia Livingstone, Chris Locke, Juliana Rotich, Michael Trucano

2017 年 1 月のユニセフ本部での Thought Leaders Speaker Series のインタビューを担当した Tristan Harris

本書で利用したオリジナルデータを国際電気通信連合 (ITU) から提供した Fredrik Eriksson Ivan Vallejo Vall, 統計のとりまとめ等の協力をした GSM アソシエーションの Joss Gillet, Jenny Jones

ネットに繋がっていない若者の ITU のマップ制作に協力した Lucia Hug, Olga Oleszczu

**プログラムと政策面での助言:** Victor Aguayo, Patty Alleman, David Anthony, Maaik Arts, Wivina Belmonte, Anjan Bose, Katlin Brasic, Matt Brossard, Anna Burlyaeva, Laurence Chandy, Sarah Cook, Judith Diers, Eliana Drakopoulos, Laurent Duvillier, Andres Franco, Juan Pablo Giraldo Ospino, Amaya Gorostiaga, Sarah Green, Jumana Haj-Ahmad, Runar Holen, Karin Hulshof, Blandine Ledoux, Katell Le Goulven, Robert MacTavish, Andrew Mawson, Gopal Mitra, Ariam Mogos, Indra Kumari Nadchatram, Yulia Oleinik, Clara Sommarin, Morgan Strecker

**イノベーション・オフィス:** Stuart Campo, Christopher Fabian, Sunita Grote, Angelica Gustilo Ong, Erica Kochi, Shruti Kunduri, Milja Laakso, Cynthia McCaffrey, uillaume Michels, Blair Palmer, James Powell, Maria Luisa Sotomayor, Christopher Szymczak, Naroa Zurutuza

**コミュニケーション・チーム:** Justin Forsyth (事務局次長); Paloma Escudero (コミュニケーション局局长); コミュニケーション局局长 Lisa Benenson と Caroline den Dulck, Maurico Aguayo, Anna Baldursdottir, Nigina Baykbulova, Gerrit Beger, Penni Berns, Marissa Buckanoff, Lely Djuhari, Laurent Duvillier, Madeline Eisner, Kristen Elsbj, Joe English, Merva Faddoul, Jedd Flanscha, Toby Fricker, Claudia Gonzalez Romo, Chulho Hyun, Angus Ingham, Deborah Toskovic Kavanagh, Me Me Khine, Catherine Langevin-Falcon, Mischa Liatowitch, Selenge Lkhagva, Jarrod Lovett, Gbolayemi Lufadeju, Najwa Mekki, Christine Mills, Matti Navellou, Christine Nesbitt, Edita Nsubuga, Rebecca Obstler, Katarzyna Pawelczyk, Priyanka Pruthi, Anne Santiago, Leah Selim, Arissa Sidoti, Aline Stein, Georgina Thompson, Juliette Touma, Tanya Turkovich, Nikita White, Judith Yemane

## 白書制作チーム:

### 編集・リサーチ:

Brian Keeley (編集主幹); Céline Little, Achila Imchen, Juliano Diniz de Oliveira, Daniel Kardefelt-Winther, Jordan Tamagni, Timothy Ledwith, Jasmina Byrne, Carlos Perellón, Alix Reboul-Salze, Anastasia Warpinski, Xinyi Ge, Yasmine Hage, Baishalee Nayak, Natalie Leston, Kristin Moehlmann, Charlotte Rutsch

### データ・分析:

Robert Bain, Nassim Benali, Claudia Cappa, Liliana Carvajal, Mamadou Diallo, Martin Evans, Karoline Hassfurter, Chika Hayashi, Mark Hereward, Lucia Hug, Priscilla Idele, Claes Johansson, Aleya Khalifa, Julia Krasevec, Richard Kumapley, Christina Misunas, Suguru Mizunoya, Vrinda Mehra, Padraic Murphy, Colleen Murray, Rada Noeva, Khin Wityee Oo, Nicole Petrowski, Tyler Porth, Tom Slaymaker, Danzhen You, Xinxin Yu

### 出版デザインと制作

Samantha Wauchope (主担当); Germain Ake, Ernest Califra.

グラフィックデザイン: Soapbox,

[www.soapbox.co.uk](http://www.soapbox.co.uk)

世界子供白書 2017

英語版 2017 年 12 月刊行

日本語版 2018 年 4 月刊行

著: ユニセフ (国連児童基金)

訳: 公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発行: 公益財団法人 日本ユニセフ協会

(ユニセフ日本委員会)

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12

ユニセフハウス

(電話) 03-5789-2016

(FAX) 03-5789-2036

ホームページ: [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

印刷: (株) 第一印刷所

The State of the World's Children 2017

© United Nations Children's Fund (UNICEF)

December 2017

NICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,

New York, NY 10017, USA

ウェブサイト: [www.unicef.org](http://www.unicef.org) (ユニセフ本部)

この白書は国連児童基金 (ユニセフ) が 2017 年 12 月に発表し、(公財) 日本ユニセフ協会が翻訳したものです。

文中の役職名、肩書き等は本書 (英語版) 編集時のものです。

本書の無断転載: 複製はお断りします。

転載をご希望の場合は、(公財) 日本ユニセフ協会 広報室までお問い合わせください。

表紙写真 ©UNICEF/UN036675/Sharma

世界子供白書 2017

# デジタル世界の 子どもたち

unicef   
for every child

# 目次

まえがき	v
主要なメッセージ	1
U-Report 調査：若者たちは、デジタル世界の生活をどのように考えているのだろうか	4
序章：デジタル世界の子どもたち	6
第1章	
<b>デジタル機会：インターネット接続の有望性</b>	<b>12</b>
デジタル世界における教育及び学習	14
青少年が考えていること……学校ではどのようにして彼らにデジタル時代への準備をさせているか	18
子どもたちに各自のコミュニティで発言する機会を提供	22
青少年が考えていること……社会変革を推進するために ICT を利用するか	26
オンラインなら僕の車いすは見えません	33
前進への道を示す	34
<b>特集：ICT が人道的活動をどのように支えているか</b>	<b>39</b>
第2章	
<b>デジタル・ディバイド：すり抜けていく機会</b>	<b>42</b>
インターネットにつながっていない子どもたちは誰か	45
根強い男女間格差	48
青少年が考えていること……彼らのインターネット接続を妨げている障害は何か	52
インターネットに接続したら、それをどのように利用するか	55
前進への道を示す	61
<b>特集：インターネットにつながった子どもたちはオンラインで何をしているか</b>	<b>64</b>
第3章	
<b>デジタルの危険性：インターネットがもたらす生活への危害</b>	<b>70</b>
3つの形態のリスク：コンテンツ、接触、行為	72
ネットいじめ：「こんな仕打ちを受けるべき人など誰もいない」	74
オンラインの児童性的虐待及び搾取	76
どの子どもたちが最も危害を受けやすいか	80
青少年が考えていること……オンラインのリスク及び危害	82
デジタル時代における危害の防止	84
前進への道を示す	89
<b>特集：インターネット上における子どもたちのプライバシーの保護</b>	<b>91</b>
第4章	
<b>デジタル技術と子どもの生活：インターネットにつながる暮らし</b>	<b>98</b>
新たな世代間ギャップ	100
青少年が考えていること……情報通信技術（ICT）は家族にどのような影響を与えるか	102
インターネットの利用と健全な生活との関係を示すエビデンス	105
デジタル依存をめぐる議論	111
デジタルを利用する子どもの脳	115
青少年が考えていること……デジタル時代の技術と健康についての意見	116
第5章	
<b>デジタルの優先課題：利点を活かし、リスクを抑える</b>	<b>122</b>

参考文献	132
U-Report と青少年ワークショップの実施方法	143
統計表	146
<b>視点</b>	
無限の可能性の認識：技術が障がいのある人々に力を与える カーティク・ソーニー (Kartik Sawhney) さん	36
デジタル技術がどのようにして明るい未来を導くか カリム・サイ (Karim Sy) 氏とローラ・マクレット (Laura Maclet) 氏	50
将来への展望：デジタル時代における子どもたちの権利についての考察 ポニー・マー (馬化騰) 氏	68
あなたはタトゥーを入れているか……それともまだ？ フアン・エンリケス (Juan Enriquez) 氏	94
お母さん、見て、データがない！ アナブ・ジェイン (Anab Jain) 氏	96
ねえ、アレクサ。今日はピンク色か、きらきら光るドレスのどっちを着た方が良い？ レイチェル・ボッツマン (Rachel Botsman) 氏	106
子どもたちがデジタル世界で活躍する能力を高める ニールス・B・クリスチャンセン (Niels B. Christiansen) 氏	120
<b>図</b>	
図 1.1 より年長の子どもたちの方が、オンラインで市民としての参加を実施している傾向が強い	28
図 2.1 低所得国の若者のインターネット接続率が最も低い	46
図 2.2 アフリカの若者のおよそ 5 人に 3 人はインターネットに接続していない	46
図 2.3 最低所得国の子どもたちのインターネット利用率が最も低い	47
図 2.4 農村部の若者の方がインターネットの利用率が低い	48
図 2.5 インターネット接続率の低い国では、少女たちの接続率が最も低い	49
図 2.6 子どもたちは、インターネットに接続するのにスマートフォンに大きく依存している	56
図 2.7 子どもたちはオンラインで何をしているか	67
図 3.1 インターネットの構成要素	79



世界子供白書 2017 のワークショップにおいて、ブータン及びその他 25 カ国の青少年が、自分たちにとってデジタル技術が意味するものについて話し合った。彼らの主張の詳細については、この報告書の「青少年が考えていること……」のコラムをご覧くださいか、または関連報告書の「Young and Online: Children's perspectives on life in the digital age (若者とオンライン：デジタル時代の生活に対する子どもたちの見方)」をお読みいただきたい。  
© UNICEF BHUTAN/2017/SHERPA

# まえがき

世界子供白書 2017 は、全世界の何百万人もの子どもたちの生活、さらには私たち全員の生活の、ほぼすべての側面にますます影響を及ぼすようになっている、デジタル技術という途方もないテーマに関する内容となっている。

デジタル技術、特にインターネットの影響力が増大するにつれ、その影響に関する議論がますます活発化している。果たしてデジタル技術は、コミュニケーションや商取引、学習、表現の自由に対する無限の機会をもたらす、人類にとって有り難いものなのだろうか。それとも、社会構造やさらには政治秩序までも弱体化させ私たちの幸福を脅かす、人間の生活様式にとっての脅威なのだろうか。

これは、興味深くも本質的には学術的な議論である。デジタル技術の存在は良くも悪くも、私たちの生活における紛れもない現実であるためだ。もはや無くすることはできないものである。

良い例：

脳性まひのある少年がオンラインで仲間たちと対等に交流する中で、人生で初めて自分の能力が障がいよりも「目立つ」ようになった。

家族と共にシリアでの暴力から逃れた少女が、ザータリ難民キャンプでタブレットを使って学習しながら、教師の指導の下で未来を取り戻そうとしている。

コンゴ民主共和国の若いブロガーが、インターネットを利用して、自らのコミュニティにおける安全な水や衛生設備（トイレ）の不足やその他の深刻な問題について報告している。

悪い例：

少女が、自分の家庭や社会の規則によってインターネットへの接続を禁止され、学んだり友人とつながりを持ったりするチャンスを逃している。

10代の若者が、自分の個人情報をマーケティングに悪用され、オンラインで共有されてしまっている。

少なくとも両親によれば、少年がテレビゲームの習慣に生活を支配されてしまっている。

さらに悪い例：

少年が、どこまでも付きまとうネットいじめによって自殺寸前にまで追い込まれている。

14歳の少女が、昔の彼氏に裸の写真の自撮りを強要され、ソーシャルメディア上でその写真を載せたプロフィールを作成されてしまった。

フィリピンの8歳の少女が、子どもへの性的虐待のウェブサイトを運営している隣人から、ライブ配信での性行為を強要された。

個々の子どもたちへの危害にとどまらず、デジタル技術によって現実化する、又は助長される恐れがあるのは、何十万人もの子どもたちの生活や未来に悪影響を及ぼす、大規模な暴力を扇動する可能性である。この恐ろしい可能性が現実のものであることを確認するには、少数民族口ヒンギャの人々に対する恐ろしい暴力を扇動し、結果的に子どもたちの殺害や暴行をもたらして、何十万人もの人々に不確かな未来に向けた避難を余儀なくさせた、今年のミャンマーにおける陰湿なソーシャルメディア・キャンペーンを見れば十分である。

インターネットは、人間の本質における最良の部分と最悪の部分を反映し増幅させ、こうしたさまざまな事象をもたらす。常に善にも悪にも利用され得るツールなのである。私たちの責務は、デジタル技術によってもたらされる弊害を軽減させ、機会を拡大することである。

その責務を示すのがこの報告書の内容である。報告書では、子どもたちに関係し影響を及ぼす、デジタル機会の領域について調査している。また、子どもたちの間におけるデジタル・デバイドについても検証している。デジタル・デバイドによって、何百万人もの子どもたちが、インターネットを通じて学習し、いずれはデジタル経済に参加して、何世代にもわたる貧困の連鎖を断ち切るために有用な新たな機会を利用できずにいる。

また報告書では、ネットいじめからオンラインでの子どもの性的虐待、さらには人身売買や子どもたちを傷つけるその他の非合法活動の隠匿をより容易にし得る、ダークウェブ（Dark Web）上の取引や通貨まで、インターネットやデジタル技術における否定できない負の側面についても追及している。そこでは、デジタル依存症や、デジタル技術が脳の発達や認知力に及ぼし得る潜在的影響など、デジタル時代の生活の中で子どもたちが被る恐れのある、あまり目立たない危害に関する議論の一部をレビューしている。そして、デジタル時代の子どもたちのためになるように、より効果的な政策決定や、

より責任あるビジネス慣行を誘導するのに役立つ、一連の実際的な提言の概要を示している。

同様に重要なこととして、この報告書には、各自の生活の中でのデジタル技術の影響に関する子どもたちや若者たちの見解が盛り込まれ、そこでは彼らが、自分たちに最も大きな影響を及ぼしている問題についてそれぞれの視点で語っている。

デジタル世界において、彼らの声がこれまで以上に重要になり、かつてないほど高まっている。それは単に彼らが受け継ぐだけでなく、自ら形成に貢献していく世界なのである。

デジタル技術によってもたらされる最悪の部分から子どもたちを守り、最良の部分への彼らのアクセスを拡大することにより、私たちはより良い方向へと情勢を変えることができるのである。



**アンソニー・レーク**  
ユニセフ事務局長



© UNICEF/UN024828/Nesbitt



## 世界子供白書2017「デジタル世界の子どもたち」

# 主要なメッセージ

**デジタル技術は、世界を変えた。— そして、世界中でますます多くの子どもたちがインターネットとつながるようになり、そのことが子どもの生活や人生の機会に変化をもたらしている。**

▶ インターネットに最もつながっているのは若者世代（15歳 -24歳）。世界の若者世代の71%がインターネットに接続している。（⇔世界人口では48%）

▶ 世界のインターネット利用者の3人に1人が、18歳未満の子どもたち。

▶ インターネット利用者の若年化が、多くのデータによって指摘されている。国によっては、15歳未満の子どもたちが、25歳以上の大人と同程度、インターネットを利用している。

▶ スマートフォンの普及によって、子どもたちによるインターネットアクセスは、「ベッドルーム・カルチャー」を促進し、見守られる機会が少なくなっている。

**世界で最も取り残されている子どもたちにとって、インターネットにつながることは、自らの潜在力を発揮し世代間の貧困の連鎖を断ち切る可能性を与え、人生を変えるものになり得る。**

▶ デジタル技術は、特に都市から遠く離れた地域に住んでいる子どもや人道危機下にある子どもに、学習と教育の機会をもたらしている。

▶ デジタル技術によって、子どもたちは、自分たちの地域社会に影響を及ぼす問題についての情報を得ることができ、それらの問題を解決するための役割を子どもたち自身が担うこともできる。

▶ デジタル技術は、若者に経済的機会を提供する。例えば、職業研修やジョブマッチングの機会を与え、これまでになかった新しい職種を創出する。

▶ 学びを推進するには、情報通信技術（ICT）教育を、教員研修や確かな教育法で支える必要がある。

**一方で、インターネットアクセスは、新たな格差を生み出している。何百万人もの子どもが、インターネットにつながらず、デジタル技術の恩恵を受けられていない。**

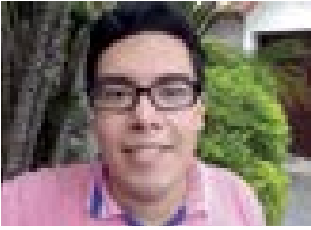
▶ 世界中の若者の約29%にあたる約3億4,600万人は、インターネットにつながらない。

▶ 若者がネットにつながらない割合が最も高いのはアフリカで約60%。一方、ヨーロッパはわずか4%。

▶ デジタル・デバイドはアクセスの問題を超えたものである。パソコンより携帯電話に依存する子どもたちは、最良のインターネット経験を得ることはできず、少し質の劣る経験をしている可能性がある。また、デジタルスキルが不足したり、あるいは、少数民族の言語を話す子どもは、適切なコンテンツをオンライン上で見つけることができていない。

▶ またデジタル・デバイドの問題は、既存の経済格差を反映している。裕福な家庭の子どもは優位性を高める一方で、最も貧しく最も不利な立場にある子どもたちには、機会が与えられない。

▶ デジタル世界では、男女の格差も存在する。2017年の世界のインターネット利用状況は、女性よりも男性が12%多い。インドでは、インターネット利用者のうち、女性が占める割合は3分の1未満。



デナール・ガリ・アルバレス・メヒア  
(Dennar Gary Alvarez Mejia)  
さん (19 歳)  
ボリビア

多くの若者たちが苦勞している主要な課題の一つは情報源の適切な検証に関してです。たとえ技術的なイノベーションが生活のリズムを大きく前進させようとも、私たちは私たちの使う情報源の正当性、信頼性そして全般的な質に関してチェックするための時間を割く事が大切です。

デジタル技術は、ネット上と現実世界において、子どもたちを傷つける要因となる可能性もある。すでに弱い立場にある子どもたちが、プライバシーを失うなど、より大きなリスクに晒される可能性がある。

➤ 従来から子ども時代のリスクであったいじめ等の危険性は、情報通信技術 (ICT) によってさらに高まっている。また情報通信技術 (ICT) は、「オーダーメイド型」の子どもの性的虐待の素材制作や、子どもの性的虐待のライブ配信等、新しい形態の児童虐待・児童搾取を増加させている。

➤ 加害者は、保護されていないソーシャルメディア上のプロフィールやゲームフォーラムを通して、匿名で、子どもと簡単に接触できる。

➤ 「ダークウェブ (Dark Web)」や暗号通貨といった新たなデジタル技術は、子どもの性的虐待やその他の有害なコンテンツのライブ配信を増加させており、それらを取り締まるべき法執行機関の能力が試されている。

➤ インターネット監視団体 (IWF : Internet Watch Foundation) によると、世界で明らかにされている子どもの性的虐待サイトの 92% は、オランダ、米国、カナダ、フランスおよびロシア連邦の 5 カ国に集中している。

➤ 子どもたちを守るための取り組みは、特に、弱く不利な立場にある子どもたち一人個人情報漏えいやプライバシーの喪失など、オンライン上のリスクを正しく認識しておらず、より被害に遭いやすい子どもたち一に焦点を当てる必要がある。

➤ 文化背景によって行動は異なるものの、子どもたちはネット上で危険な目にあったり、被害を受けたりすると、まず友だちや仲間に頼ることが多いことから、親が子どもを守る事が難しくなっている。

情報通信技術 (ICT) が子どもの健康や幸福に与える影響への関心は高まっている。そして、この分野はこれから更なる調査とデータが必要とされる。

➤ インターネットを利用する子どもたちの大半は、その経験を肯定的なものとしてみているものの、多くの親と教師は、子どもたちが画面に没入することで、憂うつ感やネット依存、さらには肥満を招いていると心配している。

➤ 一貫性のない助言は養育者や教育者を混乱させてしまう可能性がある。そのため、情報通信技術 (ICT) が子どもの健康的な暮らしに及ぼす影響について、より質の高い研究が必要とされる。

➤ 研究者は、デジタル技術の過剰の利用は、幼少期の憂うつ感や不安に寄与することを認めている。逆に、現実社会で悩み、もがいている子どもたちは、時にはネット上で友人関係を構築し、他では得られない社会的支援を得ることも可能である。

➤ ほとんどの子どもたちにとっては、インターネットの利用時間よりも、憂うつ感や家庭での問題などの基本的な悩みの方が、彼らの健康と幸福により大きな影響を及ぼしている。

➤ 子どもインターネットの利用時間に関しては、多すぎず、少なすぎず、丁度良い程度 (ゴールドロックスの原理アプローチ) にする、そして、「インターネット利用にどれだけ時間を費やしているか」よりも、「ネット上で何をしているのか」に重点を置くことで、子どもをより適切に見守ることができ、インターネットを利用して時間を子どもが最大限に有効活用できるようサポートすることも可能になる。

## 若者たちの声 (Voices of Youth)

### 若いプロガーが主張する

「若者たちの声 (Voices of Youth)」は若者たちが彼らの生活に影響を及ぼす事柄についてもっと学ぶためのデジタルプラットフォームです。世界中からの若いプロガーたちの活気に満ちた集まりは色々なトピックについての鼓舞するような、そして独特の思考や意見を与えます。

世界子供白書 2017 に登場する若い寄稿者たちの意見の全文は以下のウェブサイトでご覧いただけます。<[www.voicesofyouth.org/en/sections/content/pages/sowc-2017](http://www.voicesofyouth.org/en/sections/content/pages/sowc-2017)>



デボニー・ガーベイ  
(Devonne Garvey)さん(19歳)  
ジャマイカ

インターネット通じて手に入れられるすぐに利用可能な知識や地球的なつながりがなかったら、私の経済的な可能性はきびしいものになるでしょう。しかし、私にはインターネットがあります。従来型の9時から5時のパターンで雇用される多くの人たちよりももっと希望があるように思います。

**民間セクター、特に技術通信産業は、デジタル技術が子どもたちに与える影響の形成に対して、特別な責任を負い、特殊な能力を所有している。**

- ▶ 民間セクターの力や影響力は、インターネットを利用する子どもたちを保護し恩恵を与えることはもちろん、データとプライバシーに関する業界倫理基準を前進させるために、活用されるべきである。
- ▶ 政府は、ネット接続コストの削減につながる、サービス・プロバイダー間の競争やイノベーションを促すため、マーケティング戦略やインセンティブを進めることができる。そうすることによって、不利な立場にある子どもと家族がインターネットへのアクセスを得ることができる。
- ▶ 技術系企業やインターネット企業は、自社の回線やサービスが、子どもの性的虐待の画像や映像の収集・配信や、子どもに対する人権侵害をおこなう加害者に利用されることを妨げる手段を取るべきである。
- ▶ メディアが、ネット利用が子どもの健全な発達や幸福に影響を及ぼす可能性について報道するとき、その内容は、実証研究とデータ分析に裏付けられるべきである。
- ▶ インターネット業界は、それぞれの国や地域性に沿ったコンテンツを、それぞれの国や地域で開発するよう、パートナーと協同する必要がある。特に少数民族の言語を話したり、都市から遠く離れた遠隔地に暮らしていたり、あるいは取り残されたグループに属する子どもたちのために作られたコンテンツの開発が必要である。

**デジタル技術は既に世界を変え、世界中でより多くの子どもたちがインターネットを使い、子ども時代をどんどん変えてきている。**

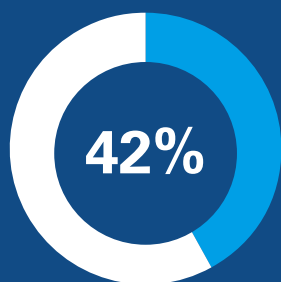
- ▶ インターネットに最もつながっているのは若者世代（15歳-24歳）。世界の若者世代の71%がインターネットに接続している。（↔世界人口では48%）
- ▶ 世界のインターネット利用者の3人に1人が、18歳未満の子どもたち。
- ▶ インターネット利用者の若年化が、多くのデータによって指摘されている。国によっては、15歳未満の子どもたちが、25歳以上の大人と同程度、インターネットを利用している。
- ▶ スマートフォンの普及によって、子どもたちによるインターネットアクセスは、「ベッドルーム・カルチャー」を促進し、見守られる機会が少なくなっている。

# 若者たちは、デジタル世界の生活をどのように考えているのだろうか

世界子供白書 2017 のための調査の一環で、U-Report - 世界で 400 万人の若者が、多岐にわたる共通の関心事について考えを共有しあうために利用している画期的な ソーシャルメッセージ・ツール - の U-Reporter たちに 4 つの質問が送信されました。この調査には、合計 6 万 3,000 件の回答がありました。下記に紹介するのは、24 カ国 \* の 13 歳 ~ 24 歳の若者たちから得た回答を集計したものです。

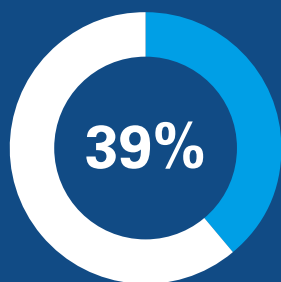
## インターネットの使い方について、どのように学びましたか？

### 独学



独学と回答した割合は、中央アフリカ共和国で 19% だったのに対し、ホンジュラスでは 69% だった。

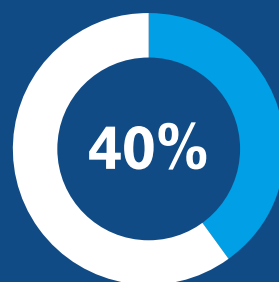
### 友人や兄弟から学んだ



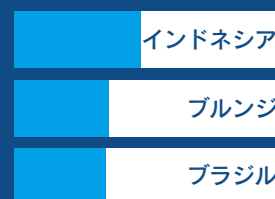
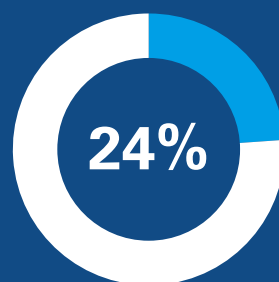
この回答は、低所得国の若者に多かった。

## インターネットのどんなところが好きですか？

### 学校や健康に役立つことを学べる

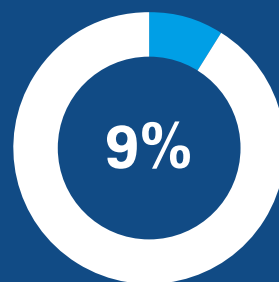


### 学校で学べないことを学べる



「学校で学べないことを学べる」と回答した割合が高かったのは、インドネシア (47%)、ブルンジ (35%)、ブラジル (34%)

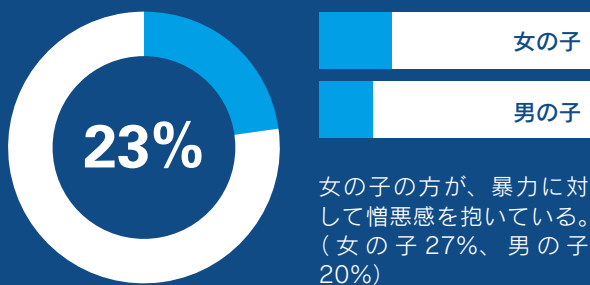
### 政治について学んだり、自分のコミュニティを良くできる



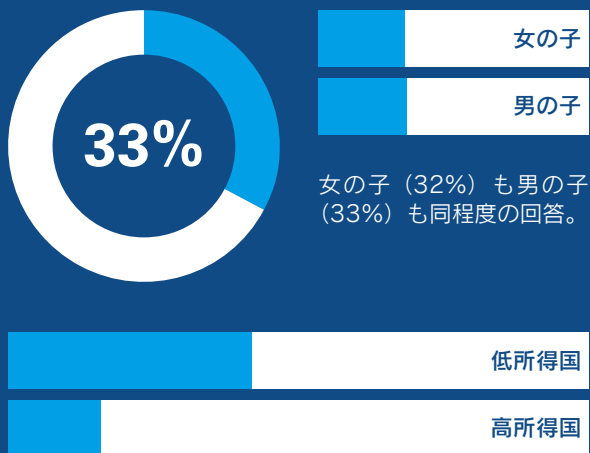
年齢の高いグループに多い。

## インターネットのどのようなところが嫌いですか？

### 暴力



### 迷惑な性的コンテンツ



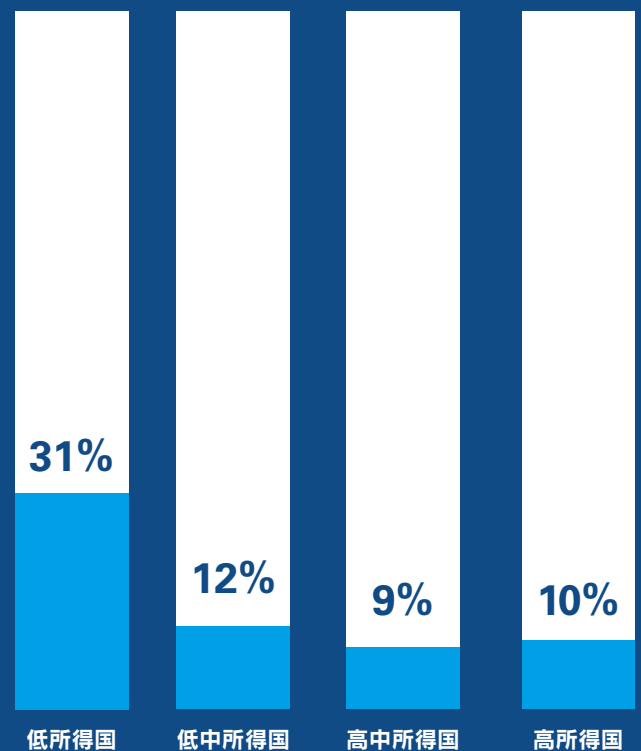
低所得国の若者は、より迷惑な性的コンテンツに対する憎悪感が強い。(低所得国 42%、高所得国 16%)

### 「インターネットに関して嫌いな点はない」



## インターネットをあなたにとってより良いものにするには何が必要ですか？

デジタル端末へのより多くのアクセスを望む声は、低所得国の若者が 2.5 倍多い。



\*回答者の人数が少なくとも 100 人確保できた次の国々のみ、国別カテゴリー分析の対象とした：

アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コートジボワール、エルサルバドル、パキスタン、ペルー、フィリピン、タイ、ウクライナ

# 世界子供白書2017

## 「デジタル世界の子どもたち」

### 序章

「世界子供白書 2017 デジタル世界の子どもたち」は、デジタル技術が子どもたちの生活と人生の機会をこれまでにいかに変化させてきたかを検証し、今後どのような影響をもたらす可能性があるかを探るものである。

デジタル技術は、正しく活用され普遍的なアクセスが可能になれば、貧困、人種、民族、ジェンダー、障がい、避難生活、あるいは地理的な孤立などの理由で取り残されている子どもたちを、機会に満ちた世界とつなぎ、デジタル世界で成功するための技術を身につけさせることで、彼らの人生を一変させるものとなり得る。

しかし、アクセスが拡大しなければ、デジタル技術は子どもたちの持つ能力を十分に発揮させることを妨げる、新たな格差を造りだしかねない。そして、私たちが今すぐ、急速な変化のスピードについていくための行動を起こさなければ、インターネット上のリスクは、弱い立場にある子どもたちを、搾取、虐待や人身売買の脅威、また、彼らの健康に対する隠れた脅威に、今まで以上に晒されやすくするかもしれない。

この報告書は、よりつながった世界において、すべての子どもたちにデジタル時代の機会を活かしながら、それがもたらす被害から子どもたちを守るために、より迅速な行動、重点的な投資、そしてより広い協力が必要であることを訴えている。



ヨルダンのザータリ難民キャンプにいる12歳のマンソール(Mansoor)が楽しんでいるバーチャルリアリティのような新しい技術の絶え間ない到来は、政策が追いつくのを困難にしている。  
©UNICEF/UN051295/HERWIG

グローバル化や都市化と同じように、「デジタル化」も、すでに世界を変化させた。急速な情報通信技術（ICT）の普及の勢いを止めることは不可能で、すでに経済から社会、そして文化まで、現代の生活のほとんどすべての領域に浸透し、日々の生活を形成している。

子ども時代も例外ではない。何億人もの子どもたちがこの世に生を受けたその瞬間から、デジタルコミュニケーションとコネクションの着実な流れに浸っている。医療ケアの管理や実施方法から、最初の貴重な瞬間のネット上の写真に至るまで。

子どもたちが成長するにつれ、デジタル化は、子どもたちが学び、社会と関係を持ち、認められ、

デジタル技術により17歳のガブリエラ・ブラッド（隣人と写っている）はモルドバの多くの親のように家族を支えるために海外で働く母親と連絡をすることが出来ている。ガブリエラのストーリーに関してもっと詳しくは <<http://www.unicef.org/sowc2017>> をお読み下さい。  
©UNICEF/UN0139536/  
GILBERTSON VII PHOTO



声を聞いてもらうための無限と思われる機会を提供することによって、子どもたちの人生の経験に、ますます大きな影響を与えるようになる。

特に遠隔地に暮らす子どもたち、あるいは貧困や危機状況下で家を追われ取り残されている子どもたちにとって、デジタル技術とイノベーションは、学習、関心のあること、市場やサービス、その他彼らが持つ能力を十分に発揮させるための情報や機会へのアクセスを提供することにより、より良い未来につながるドアを開き、不利の悪循環を絶ち切ることを可能にする。

しかし、何百万人もの子どもたちはそのアクセスを享受できず、あるいはアクセスが断続的で質が悪く、そうした子どもたちのほとんどは、すでに最も機会を奪われた子どもたちである。このことは、彼らとその能力を十分に発揮し、次世代にも連鎖する不利と貧困の悪循環から抜け出すためのスキルや知識を身につけることを否定することであり、彼らの機会を奪われた状態をさらに深めている。

デジタル技術とインタラクティビティはまた、子どもたちの安全、プライバシー、および生活に大きなリスクをもたらすものでもあり、子どもたちが現実（オフラインの）世界ですでに直面している脅威や被害を拡大し、すでに弱い立場にある子どもたちをさらに脆弱にしてしまう。

ICTは、知識を共有し協力することを容易にしたものの、子どもたちを搾取し虐待する、性的、また違法なコンテンツを制作、発信、および共有することも容易にした。そのような技術は、子どもの人身売買の新しい経路を開き、それらの行為を法執行機関から隠すための新しい手段ともなった。また、ICTは子どもたちが、不適切かつ害を及ぼす恐れのあるコンテンツにアクセスすることのみならず、驚くべきことにそのようなコンテンツを自ら制作することも格段に容易にした。

ICTは子どもたちがネット上で相互につながり経験を共有することを容易にしたものの、それらの新しいコネクティビティとコミュニケーションの経路はネットいじめも容易にした。ネット



トいじめは、現実世界のいじめよりもはるかに広く到達するため、リスクもより大きくなる可能性がある。同様に、ICTは、子どもたちのプライバシーの乱用や搾取の機会を増加させ、子どもたち自身の個人情報についての考え方も一変させた。

インターネットとデジタルエンターテインメントは、大きな創造力を生み出し、子どもたちを豊かにし楽しませる豊富なコンテンツへのアクセスを拡大したが、同時に子どもたちの間に、ネット依存や「画面中毒」の問題を引き起こしている。そして、それらの技術は、考えを自由に表現するプラットフォームを大きく広げたものの、子どもたちの世界観や自分自身についての認識に影響を及ぼしかねない、ヘイトスピーチなどのネガティブなコンテンツの発信も拡大させた。

デジタル化が子どもの生活や健康に与える影響については、世界的に合意されていない。実際、いくつかの影響は、政策立案者、また親たちの間で高まる議論の対象となっている。そして、デジタル化が子どもの人生の機会を均等化する可能性があることは否定出来ないものの、その約束は実現には至っていない。

これらの課題は、デジタル化の及ぶ範囲が拡大するにつれ深刻になるばかりで、多くの機会が商業的に利用されている。子どもたちが使えるデジタル機器、オンラインプラットフォームやアプリはさらに増えるだろう。モノのインターネット（IoT）、人口知能及び機械学習はすでに社会の一部となり、新しい機会と同時に新しい課題を生み出している。

各国政府、国際組織、市民社会、地域社会、家族、そして子どもたち自身は、デジタル世界がすべての子どもにもたらす機会を活かしながら、それがもたらす被害を減らすために、何ができるのだろうか。

最初に、質の高いオンラインリソースへのアクセス、子どもたちのインターネット利用やネット上で自らを守るための知識そして変化の速度

に適應できていない政策決定と規制枠組みについて、どのようなギャップが存在するのかを見極め、それを縮小する必要がある。

世界中でデジタル技術とネットへのアクセスが急速に広まるものの、子どもたちの間には、依然としてアクセスに関する大きなギャップが存在する。ICTへのアクセス、そしてアクセスの質が新たな格差となった。例えば、劣悪な機器と遅い通信速度で限られた種類のローカルのコンテンツしか見ることができない子どもたちは、より通信環境の良い状態にある子どもたちが得ている多彩な種類のコンテンツや機会を得ることができない。これらの格差は、現実世界ですでに不利な立場に置かれている子どもたちに影響している格差を映す鏡であり、さらにそれを拡大させる可能性もある。

ネット利用が認知、学習、社会的・情緒的発達面に与える影響を含めた、子どもたちのネット生活に関する私たちの認識のギャップが、リスクに取り組み、機会を最大限活用するためのダイナミックな政策の策定を、困難なものとしている。また、子どもたち自身のリスクに関する認識を含め、彼らがネット利用についてどう感じているのかへの私たちの理解にギャップがあることが、さらに対応を難しくしている。

子どもたちのネット上のリスクに関する認識にも、明らかなギャップが存在する。子どもたちと若者の間でネット利用が急増しているのにも関わらず、多くはネット上で体験するコンテンツや関係の安全性や信頼性を判断するためのデジタルスキルや批判的思考能力が不足している。このことは、子どもたちを守りその能力を高めるための、デジタルリテラシーの機会のさらなる拡大の必要性を示している。

最後に、そして重要なことに、これらすべてのギャップは政策決定の遅れを反映しており、またその遅れをもたらしているものでもある。デジタル技術に関する保護、機会、ガバナンスおよび説明責任のための規制枠組みは、急速に変化するデジタル環境についていけず、デジタル技術が子どもたちに及ぼす特別な影響を見過

ごしている。これらの規制が不十分であることが放置されれば、すぐさま悪用されることとなるだろう。デジタル政策について原則やガイドラインは多数存在する。不足しているのは、子どもたちの利益を優先にした、共通の問題に取り組むための、継続的な調整と決意である。

世界が「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けて努力している今こそ、ICT とインターネットは、その強力な推進者として、SDGs の“誰も取り残さない” という約束の実現を手助けすることが可能である。しかし、政府、国際機関、市民社会、学者、民間セクターや家族、子どもたちと若者による行動は、変化の速度にあわせなければならない。

「世界子供白書 2017 デジタル世界の子どもたち」は、デジタル世界における子どもたちの生活に関する既存および新しいデータを基にした、時宜を得た報告書で、証拠を検証し、課題を取り上げ、いくつかの主要な論議を調査し、原則および具体的な提言を提案している。

全体を通して、報告書は、業界のリーダーたち、デジタル分野の活動家や、子どもたちと若者の視点を紹介している。若者の視点は、26 개국で実施された青少年ワークショップ、24 개국の若者に対して U-Report 上で特別に実施されたデジタル経験に関する意識調査、ユニセフの若者たちの声 (Voices of Youth) ブログの若いプログラマーのコメント、および先駆的な Global Kids Online Survey から抽出している。

**第 1 章**では、デジタル化が世界の子どもたち、特に貧困、疎外、紛争などの危機の影響を受け不利な立場にある子どもたちに提供する機会について検証する。例えば、ICT はブラジルやカメルーンの遠隔地の子どもたちや家を出られないアフガニスタンの女の子たちに教育を提供している。ICT はコンゴ民主共和国の子どもプログラマーやレポーターが彼らの権利を主張することを可能にしている、そして、ICT は今まで以上に危機的状況下にある子どもたちや彼らの家族を支援している。さらに、障がいのある子ども

たちに声を与えている。「僕の人生は、インターネットに接続されたノートパッドをもらった日に、文字通り、変わった」と脳性小児まひのある 18 歳のイヴァン・バカイドヴ (Ivan Bakaidov) は書いている。

**第 2 章**では、誰が取り残されていて、デジタル世界において接続されていないことが何を意味するのか、に関するデータを検討する。代表的な数字は驚くべきものである。世界中の 15 歳から 24 歳の若者の 3 分の 1 近く (約 3 億 4,600 万人) はインターネットに接続していない。アフリカでは、15 歳から 24 歳の若者の 5 人に 3 人がインターネットに接続していない。ヨーロッパでは、その比率は 25 人に 1 人。しかし、デジタル・ディバイドは単なるコネクティビティの問題よりも深いものである。世界のウェブサイトの 56% は英語で運営され、多くの子どもたちは、理解できるあるいは彼らの生活に合ったコンテンツを見つけられない。また、多くの子どもたちは、ネットが提供する機会を最大限活用するためのスキル、そしてやラップトップなどの機器へのアクセスをもたない。これらのデジタル・ディバイドが埋められなければ、既存の社会的・経済的乖離を深めることになる。

**第 3 章**では、インターネットが子どもたちのプライバシーや表現の権利に与えている影響を含む、デジタルの暗い側面と、デジタル生活のリスクや被害を探る。ICT は、従来からある子ども時代の危険を深刻化した。かつて学校の敷地内に限定されていたいじめは、今では被害者の家までついていくことができる。さらに、ICT は、加害者の手の届く範囲を広げ、ネット上で注文に応じる形の子どもの性的虐待素材の作成を可能にし、性的虐待をライブで中継する市場を拡大するなど、新たな危険も生み出している。ネット配信の被害者となったある子どもは証言で、「外国人が『裸になろう』と言い、私たちは服を脱ぎました」と言っている。そして、多くの子どもたちや親たちが気づいていない危険、子どものプライバシーやアイデンティティへの脅威もある。インターネットによって産業規模のデータ処理が可能になったことなどからくる脅威である。

第4章では、よい意味でも悪い意味でも、デジタル化が子ども時代を変化させているいくつかの形について検討する。ICTは、子どもたちが友達とほぼ瞬間的なコンタクトをいつでもとれるようにし、友達関係を築き維持する方法を変えた。ICTはまた、絶え間なく配信される動画、ソーシャルメディアのアップデートやのめり込みやすいゲームを提供することで、多くの子どもたちの余暇の過ごし方も変化させた。多くのおとなは、これらの変化がすべてよいことではないと危惧しており、長時間のネット利用が子どもたちを家族や周囲から孤立させ、憂うつにさせたり肥満にさせたりすることを心配している。

本報告書は最後に、社会がデジタル化の力を活用し最も不利な立場にある子どもたちに恩恵をもたらす、最も弱い立場にある子どもたちをその被害から守るために、優先すべき具体的提言を提言している。

#### 1. すべての子どもが良質なオンラインリソースに手頃な料金でアクセスできるようにする

通信技術系企業がネット接続のコストを下げるためのインセンティブを導入し、インフラ計画を策定するには接続していない人々のニーズを取り入れる。より多くの公衆ホットスポットを設け、より文化的・言語的により適切なコンテンツを用意する。子どもたち、特に女の子がインターネットにアクセスすることを妨げている文化的弊害などに取り組む。

#### 2. インターネット上の危害から子どもを守る

人身売買やインターネットを通じた子どもの性的虐待を可能にし、見えにくくするデジタル技術の進歩に合わせて、国際的にも国内的にもより緊密に連携し、法執行機関と技術系企業の協力を強化する。

#### 3. 子どもたちのプライバシーを守る

民間セクター及び政府による子どもたちのデータを保護、暗号化し乱用を防ぐためのより

大きなコミットメントを求める。

インターネット上の子どものデータの収集・利用に関する国際的な基準の適用を強化する。プライバシーへの脅威から自らをいかにして守るかを、子どもたちに教える。

#### 4. 子どもが正しい情報を入手し、インターネットに安全に関与できるようにする

政府と技術者の協力を強化して、小学校から高校までのICTプラットフォームとカリキュラムを開発する。オンラインの図書館を支援し、公立図書館がデジタルスキルを教える能力を強化する。デジタル技術に関する教員の研修に投資する。子どもたちにインターネット上の危険をいかに認識しそれらから身を守るかを教える。デジタル市民権をデジタルリテラシー教育の中心的要素とする。

#### 5. 民間セクターの力を活かして、インターネット上で子どもたちを守り、恩恵をもたらす倫理基準と慣行を促進する

子どもたちのリスクを削減するための倫理的な商品開発ならびにマーケティングを行い、子どもたちのインターネットへのアクセスとコンテンツを増やすことによりコミットする。民間セクター、特に技術通信産業には、デジタル技術が子どもたちに与える影響に関する、特別な責任と力がある。

#### 6. 子どもを中心としたデジタル政策

子どもたちのインターネットへのアクセスと利用状況に関するよりよいデータを収集する。子どもたちに特有のニーズをふまえた規制枠組みを作る。デジタル世界の課題に取り組むために、世界規模で協働と知識の共有を強化する。子ども関連の団体との協力を深め、政策立案者や政治家との協力関係をより体系化する。

---

# 第1章

## デジタル機会： インターネット接続の 有望性



ジャック・リッダル  
(Jack Liddal) さん (16 歳)  
英国

「今日では、ボタンを押すだけで地球の裏側にいる友人と連絡を取ることができます。このエディンバラから、ニューヨークだろうと、パリだろうと、北京だろうと、世界中のどこにでも連絡できるのです。こうした能力と無限の可能性により、現在では若い世代は勿論のことすべての世代の人々が、市民としての社会参画をますます増大させているという事実は、何ら驚くようなことではないはずです」

デジタル技術は、すでに現代の強力なゲーム・チェンジャー（人生を変えるもの）となっており、世界で最も恵まれない子どもたちや弱い立場の子どもたちの学習、成長、潜在能力の発揮を手助けする、彼らにとっての変革的な技術となる可能性がある。

デジタル化によって、障がいのある子どもたちが友人と連絡を取ったり自ら意思決定を行ったりできるようになり、遠隔地や社会から取り残された地域に住む子どもたちが教育を受けられるようになり、また人道的状況では、移動を余儀なくされた子どもたちが安全なルートを見つけたり家族と連絡を取ったりできるようになる。インターネット接続の拡大により、市民的社会参画、社会へのインクルージョン及びその他の機会に向けた新たな道が開かれ、貧困や不利な立場の連鎖を断ち切る潜在性がもたらされている。

ヨルダンのザータリ難民キャンプでは、少女たちが授業で英語を学んでいる。彼女たちの教室は粗雑な造りで、むき出しの壁には、塗装が剥がれた茶色い部分だけが目立っている。しかし少女たちの表情はにこやかである。教室の一番前に立つ、若い教師が大きな声で英語で質問をする。「ランプはどこにありますか」

少女たちは、家の中のカラフルな画像が表示された電子タブレットを大事そうに持ち、ランプを探す。正しい絵にタッチすると、タブレットから「よくできました」という音声流れ、間違えらるともう一度やってみよう指示される。「タブレットで勉強するのは楽しいです」と11歳のサハ（Saha）さんは言う。「これはとても役に立ちます。これを使って、今まで知らなかったことを学ぶことができます」<sup>1</sup>

キンシャサでは、17歳のグローディ（Glodi）さんがレポートの作成に取り掛かる準備をしている。3年前、彼は学校で行われたあるジャーナリズム・ネットワーク<sup>2</sup>によるプレゼンテーションに触発されて、「青年レポーター」になるうという気になった。「それは自分のまったく知らない世界でした」と彼は言う。「例えば、僕は「参加する権利」についてこれまで聞いたことがありませんでした」。1週間の研修を受けた後、グローディさんは自分のコミュニティにおける問題について書き始めた。「僕の近隣地域では、多くの人々が水、衛生設備（トイレ）、衛生的環境を利用できていないため、この問題をテーマにして書くことは、僕にとって必然的なことでした」。彼の記事は、コンゴ民主共和国の子どもたちの声を代弁する、Ponabana（子どもたちのために）のブログ（<[www.ponabana.com](http://www.ponabana.com)>）に掲載されている。「Ponabanaのために記事を書くことで、幅広い読者に声を届けることが

できます」とグローディさんは言う。「僕たちは最もコンピューター化された世代なので、みんながいるところ、つまりインターネット上で人々に語りかけなければならないのです」

ロシア連邦では、イヴァン（Ivan）さんがオンラインでチャットをしている。しかし、もし彼の友人たちが直接彼と会うことになれば、「僕の話すことを理解できないでしょう」と彼は書いている（33ページを参照）。この18歳の青年には、脳性まひによる重度の会話障害があるためである。しかしオンラインでなら、彼は他の10代の若者たちと同様におしゃべりすることができる。「ネット上の友人の中には、僕に障がいがあることを知らない人もいます」。インターネットがイヴァンさんの生活に変化をもたらしているのは、人付き合いの面だけではない。「僕は学生ですが、物理的に学校に通うことはできません。でもインターネットや電話のおかげで、授業に出席して先生たちの指導を受けることができます」

チャド南部では、17歳のウダー（Oudah）さんが故郷を夢見ている。他の何万人もの子どもたちと同様に、彼は中央アフリカ共和国における紛争によって避難を余儀なくされた。ここ数年間、彼は母国から国境を越えてすぐ隣のダナマジャ難民キャンプで暮らしている。友人や家族とのつながりを保つことが不変の課題であるが、デジタル技術が彼の命綱となっている。「インターネットを利用して、今なお中央アフリカ共和国にいる兄弟たちと絶えず連絡を取り合っています」と彼は言う。「家族や友人たちと離れ離れになってから3年が経ちます。少しでも寂しさを紛らすために、絶えず彼らと連絡を取り合うことが重要なんです」



僕たちは最もコンピューター化された世代なので、みんながいるところ、つまりインターネット上で人々に語りかけなければならないのです。



技術は、優れた教師、意欲のある学習者及び適切な教育方法によってサポートされる必要がある。

サハさん、グローディさん、イヴァンさん、ウダーさんは、それぞれまったく違った生活を送っているが、彼らをつなぐひとつの共通点がある。それは、彼らは大なり小なり、デジタル技術やインターネット接続がもたらす機会を享受しているということである。

彼らだけではない。世界中の子どもたちが、どのようにオンラインで学習したり楽しんだりし、各自が自分の手でおとなへの道を形作る機会を捉えているかを示す、無数の実話や事例がある。多くの場合、彼らはおとなの助けを借りることなく、オンラインプラットフォームを利用して宿題をやり、ギターの弾き方や母親の好きなスープの作り方を学び、友人たちとおしゃべりをし、健康情報を入手し、自分たちのコミュニティに前向きな変化をもたらし、地域や世界で起きていることを知り、またブログを開設して、そこで自分たちの才能を発揮したり意見を述べたりしている。

こうした機会は、それを利用できない子どもたちが何百万人もいるという現実（第2章を参照）、さらにはオンラインの生活のリスク（第3章を参照）や、インターネット接続が子どもたちの幸福に及ぼし得る潜在的影響（第4章を参照）とともに考慮されなければならない。しかしこれらの機会によって、今すでに起きていることを知ったり、これから起きそうなことを感じ取る力を身につけたりする刺激的な視点もたらされる。

らに、個別化された学習の機会が創出され、生徒が各自のペースで学習することや、リソースの限られた教育者が生徒たちにより良い学習機会を提供することが可能になる。

デジタル技術は、こうした有望性をどれだけ着実に実現しつつあるのだろうか。この技術により、間違いなく、とりわけ遠隔地の子どもたちをはじめとして全世界の子どもたちが学習機会にアクセスできるようになり、eラーニングへの参加や、旧世代の子どもたちには利用できなかった幅広い教育コンテンツや学習コンテンツへのアクセスが可能になっている。

しかし、デジタル技術によって教室での学習が促進されているかという点について見ると、現状ははるかに複雑なものとなっている。教育におけるこのデジタル革命の矛盾は、アップル社の創設者でCEOを務めた故スティーブ・ジョブズ氏によって指摘された。ジョブズ氏によれば、同氏は「世界中の誰よりも多くのコンピューター機器を学校に寄贈する活動を先駆けた」ものの、「教育の悪い部分を技術で是正することはできない」と結論付けた<sup>3</sup>。ジョブズ氏の見解は、調査によって次第に裏付けられつつある。調査では、デジタル技術に学習成果を向上させる可能性を備えさせるためには、この技術が、優れた教師、意欲のある学習者及び適切な教育方法によってサポートされる必要があるということが示されている。

## ICTによって学習へのアクセスがどのように拡大され得るか

### デジタル世界における教育及び学習

開発組織、商用ソフトウェアやハードウェアの生産者及び教育機関により、教育部門における新たなデジタル製品やサービスの開発、生産準備、拡張の試みが行われるにつれて、インターネット接続には教育の形を変える力があるという考えが世界的な関心を引きつけ、またそれにより新たな可能性が切り開かれている。すでに情報通信技術（ICT）によって、教科書、ビデオ教材、遠隔指導などの質の高い教育コンテンツへのアクセスが拡大しつつあり、しかもそれらが従来よりはるかに低コストで利用できるようになっている。これにより、学習がより楽しくかつ親しみやすいものになることで、生徒の意欲が向上する可能性があると考えられる。さ

デジタルツールやインターネット接続によって、教育を受ける機会がほとんどなかった場所で子どもたちが教育を受けられるようになる。その有望性は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の教育面の目標を達成する上でのICTの役割に注目した、2015年の国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の教育及び能力開発専門家会合において明らかに感じ取ることができた。この会合では、ICTにおけるイノベーションによっ



て、公式及び非公式の学習経路（教育コンテンツの配信やeラーニングを通じた学習など）が創出されること及び職務関連のスキルの開発が促進されることにより、知識格差の解消が助長され得るという考えが示された<sup>4</sup>。

インターネット接続により、すでに農村部やその他の社会から取り残された地域の子もたちに教育コンテンツが届けられつつある。例えばブラジルでは、アマゾナス州政府の教育イニシアティブである Centro de Mídias de Educação do Amazonas（教育のためのメディアセンター）によって、2007年から遠隔地に住む子どもたちや若者に教育コンテンツが提供されている。授業は州都マナウスの教師によって行われ、衛星放送を利用してその様子が農村コミュニティの教室に送られる。生徒たちは、教室にいる専門の指導教師によってサポートされ、またリアルタイムで先生に質問をすることができる。さらに彼らは紙ベースの教材に加えて、インターネットを通じてデジタル教科書やその他の教育リソースを利用することもできる<sup>5</sup>。

カメルーンでは、Connect My School と呼ばれるパイロットプロジェクトを通じて、国内の遠隔地に住む子どもたちに教育コンテンツやデジタルツールへのアクセスを提供する試みが行われている。太陽光発電で作動する機器によって500メートル範囲内にインターネット接続が提供され、学校全体がインターネットに接続できるようになっている。また、ペアレンタル・コントロール・システムが搭載された、子どもでも使いやすいタブレットによって、ウィキペディアや学習ゲームなどの教育用アプリはもとより、イラスト作成、テキスト及び写真／動画アプリにもアクセスすることができる。約2,000人の5年生がこのイニシアティブに参加していて、教師からは、オンラインコンテンツが子どもたちの学習に役立っているとの報告が届いている。

アフガン学習研究所（Afghan Institute of Learning）では、SMSベースの識字プログラムによって、社会的制約のために自宅から出られない少女や女性<sup>6</sup>に学習機会を提供しようと試みている。読解力を調べた結果、このプログラムが有望であることが示されている。重要なのは、このプログラムが教師との協力に基づき、

「僕たちは最もコンピューター化された世代です」と、コンゴ民主共和国のキンシャサで Ponabana のプログラマーをしている17歳のグローティさんは言う。「だから僕たちは、みんながいるところ、つまりインターネット上で人々に語りかけなければならないのです」© UNICEF/DRC/2017/Wingi



太陽光発電で作動する機器によってインターネット接続が提供され、学校全体がインターネットに接続できるようになっている。

献身的な非営利団体が運営する物理的授業と併せて実施されている点であり、教育においてICTを利用する際の、適切な指導的及び教育的支援を子どもたちに提供することの大切さが明確に示されている。

仮定の、つまりオンラインの学校では、子どもたちに特定の指導プログラムを提供することができる。十分なサービスを受けられていない、あるいは社会から取り残されている子どもたちに対するこうした学校の有望性は、2007年に創設されたバングラデシュの小規模組織である、ジャゴ財団 (Jaago Foundation) などの取り組みにおいて明らかとなっている。同組織は、双方向テレビ会議技術を利用して、ダッカにいる教師と農村部や十分なサービスを受けられていない都市部の教室とをオンラインで結びつけ、現地の2人の教師が指導やフォローアップを行っている。現在このプロジェクトは、13の学校の2,500人の貧しい生徒たちに利用されている。

ユネスコによれば、オープン教育リソース (OER) (公有の教材、またはオープンライセンス付きで提供され、誰でも自由に利用できる教材)の量は近年大幅に増加しており、それにより、教育の質の改善や、政策対話、知識共有、能力強化の促進に向けた戦略的機会がもたらされている<sup>7</sup>。その一方で、コンテンツの質に著しいば

らつきが見られる場合があるため、こうした教材が本当に子どもたちの学習に役立つものであることを確実にするために、教材の真剣な批判的評価を行う必要性が強調されている。しかし十分なレベルの品質が達成されれば、デジタルツールによってそれらのリソースを容易に拡張して配信でき、従来の情報共有やコンテンツ配信では行き渡らなかった世界の各地域にも届けることができる。

## 第二の学習のチャンス

インターネット接続によって学習の機会もたらされつつある分野として、スキル及び職業訓練プログラムが挙げられる。このことは、家族のための稼ぎ手として正規の学校教育から離脱することのある恵まれない子どもたち<sup>8</sup> (経済的参加の項を参照) や、十分なサービスを受けられていない、あるいは社会から取り残されている子どもたちについて特に当てはまる。

例えば、ウガンダのカンバラでは、Women in Technology Uganda という組織が、十分なサービスを受けられていないコミュニティの若い女性たちに対して、インターネットを通じた職業訓練を提供している。そこでは生徒たちが各自のペースで学習を進めることができ、この点が正規の学校教育に慣れていない生徒にとって有益となる場合がある。また、若い女性たちにデジタルスキルを教えることに加えて、この訓練では、自信、リーダーシップ及びライフスキルを構築することにも重点を置いている。このプログラムに参加している少女たちからの報告によれば、彼女たちはICT及び起業スキルを学び、インターネットを利用して各自のビジネス機会を見出しているのだという。

同様に、ナイジェリアの Youth for Technology Foundation も、若者たちに能力を身につけさせ、所得創出や新たな市場サービスへのアクセスの機会を生み出すためのイニシアティブを実施している。例えば、TechCommunities プログラムでは、生徒たちを技術プロジェクト、フィールドワーク、有意義なインターンシップに携わらせ、それぞれのコミュニティでリーダーやイノベーターになるための資質を身に付けさせている。同組織によれば、プログラム修了生の90%が起業活動に従事しているという<sup>9</sup>。



インターネットによって、子どもたちの学習機会を増大させる潜在性を持つオープン教育リソースの供給量が大幅に増加している。© UNICEF/UNI48335/Pirozzi



## IT Girls- ボスニア・ヘルツェゴビナ

国際電気通信連合 (ITU) によれば、2016年の全世界におけるインターネット利用者数は、女性の方が男性より2億5,000万人少なかった。また女性は、STEM (科学・技術・工学・数学) 関連の職業への就業者数も著しく少ない。こうしたジェンダー間のデジタル・ディバイドを埋めることは大変な難問であるが、数々のイニシアティブによって、どうすれば女性のインターネットアクセスを改善できるかが示されている。ひとつの有望な方法は、少女たちのITスキルの習得を促進することである。これには、自信、基礎的な就業スキルや起業スキルが構築されるというメリットもある。

ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、ユニセフ、国連開発計画及びUN Womenは、2016年からIT Girlsと呼ばれるイニシアティブを実施している。これは、若い女性や少女たちにコンピューターのプログラミングスキルを習得させることで、彼女たちの雇用機会の拡大を目指すものである。試験段階では、都市部と農村部に暮らす67人の青少年期の少女を対象に、6つのプロ

グラムが構成された。現在は、さらに60人の少女にスキルを習得させることを目指して、新たに3つの訓練プログラムが進められている。また、基礎的なウェブ開発スキルを網羅したこの訓練では、オンラインの安全性に関する少女たちの知識の強化とプレゼンテーションスキルの向上も図る。IT Girlsの重要な特徴のひとつとして、その公平性が挙げられる。訓練セッションは、一般に子どもたちがICTに関する技術や情報にあまりアクセスできない国内の各地域で企画されることで、少数民族、農村コミュニティ及びその他の社会的弱者集団の少女たちに行き渡る。

初年度評価によれば、このイニシアティブは、ICT部門の機会に対する若い女性たちの認識を高めることに成功している。これは、イニシアティブを通じてICT業界が、魅力的かつ多様で、高収入の業界であるとの認識が高まったことだけでなく、少女たちが自信を高めて新しいことに挑戦しようという気になったことも要因となっている。<sup>10</sup>

### ICTによって正規教育における学習成果が向上するか

生徒たちの学習成果を向上させるため、また生徒たちにおとなへと移行するために必要なスキルを習得させるために、デジタル技術の力を利用することは、インターネットにつながった世界では自然なことのように思われる。しかし、デジタル技術の潜在能力を引き出すことが極めて複雑であることが判明している。これは、ICTを生徒の学習改善のために設計できないということではない。しかし、教育者や技術設計者が過去の教訓を学ばない限り、改善は実現しないであろう。

第一の教訓は、単に子どもたちにラップトップパソコンやタブレットなどのデジタル

技術の利用機会を提供するだけでは十分ではなく、訓練を受けた教師や、学校のカリキュラムを補完するソフトウェアによって、子どもたちをサポートする必要もあるということである。生徒たちにデジタルツールを提供するだけでは、彼らが技術を利用するようにはなるものの、学習の強化にはほとんど役立たないように思われる<sup>11</sup>。

その一例として、2006年に最初の見本品が出荷され鳴り物入りでスタートした、One Laptop Per Child (OLPC) プロジェクトが挙げられる。このプロジェクトの下で、2016年までに全世界の小学校に300万台を超えるラップトップが配られている。アルゼンチン、メキシコ、ペルー、ルワンダ、ウルグアイなどの数カ国は、1年生から6年生までのすべての子ど



# 青少年が考えていること……

## 学校ではどのようにして彼らにデジタル時代への準備をさせているか

2017年の半ばに、26カ国から集まった約500人の青少年が、情報通信技術（ICT）に関する各々の経験と、デジタル時代に対する期待と不安について議論するためのワークショップに参加した。このイベントは、ユニセフの現地事務所及びユニセフ協会（国内委員会）と、オーストラリアのウェスタンシドニー大学（WSU）の支援を受けて企画された。ワークショップで出された意見は、この報告書全体及びWSUによる関連報告書の中に紹介されている。

世界子供白書 2017 ワークショップ\*の参加者のほとんどが、デジタル技術は自分たちの未来にとって不可欠と考えていると述べた。

「もしコンピューターを使っていなければ、もしコンピューターを知らなければ、私たちは何の知識も得られません……自分たちの生活にとって良いことも」東ティモールの14歳の少女

また多くは、自分たちがおとなになったときにデジタル技術をどのように利用できるかについて、明確な考えを持っていた。

「音楽を制作したり、顧客を獲得して出来上がった作品を送信したり、企業のための短いCMソングを作ったり、無料の音楽ダウンロードサイトを運営してアプリケーションを運用したりするために利用します」ナイジェリアの19歳の少年

「より良い人間になるためや、就職に必要な学位を取得するために利用します」ポルトガルの15歳の少女

「携帯電話で人々に電話やメールをしたり、インターネットで調べ物をしたり、音楽を聴いたり、ラップトップで何かのプレゼンテーションを行ったり、携帯電話、ラップトップ、コンピューターでゲームをしたりするために利用します」バヌアツの13歳の少女

彼らは、デジタル技術のスキルは重要であるが、他のスキルも重要であると考えていた。

「批判的に思考する能力です」マレーシアの16歳の少女

「コーディングです。新しいプログラムやゲームを制作するために必要です」マレーシアの17歳の少女

およそ5人に1人の参加者が、学校ではデジタル技術の利用機会がないと述べた。

「僕たちが利用できる技術は何もありません」中央アフリカ共和国の15歳の少年

その他の参加者の利用機会には、大きなばらつきがあった。

「コンピューターはあるけれど、校長室にあるんです」ペルーの15歳の少女

「学校ではコンピューターの使用が認められているし、義務付けられています。学校はWi-Fi環境を提供してくれますが、それくらいです。自分のコンピューターやラップトップを、常にバックパックに入れていきます」パラグアイの15歳の少女

しかし、ほとんどの参加者がコンピューター室を利用することができた。

「学校には、コンピューターとコンピューター室があります。いつでも好きなときに利用できます」ブータンの16歳の少女

ただし、施設は必ずしも理想的な状態ではなかった。

「学校のコンピューター室にはたくさんのコンピューターがありますが、頻繁に電力不足などの問題が起きるために、残念ながら生徒がそれらを利用するのが困難な場合があります」コンゴ民主共和国の16歳の少年

また、時として学校のコンピューターが十分に利用されていないこともあった。

「学校にコンピューター室はありますが、生徒による利用は認められていません」バングラデシュの16歳の少年

参加者は、そうした過少利用には、教師の技術的自信の欠如が反映されていることが多いと考えていた。

「僕の先生はデジタル教育をきちんと実施してくれますが、学校内の他の先生たちはそうではありません。先生たちがデジタル技術に精通していないからです」韓国の12歳の少年

参加者の半数は、学校以外の場所で何らかのデジタル技術の訓練を受けたことがあると述べた。その動機は、以下のようにさまざまであった。

より良い未来を確保するため

「CEBRAC（職業斡旋機関）で訓練コースに参加したことがあり、そこでエクセルとスプレッドシートの使い方を習いました。コースに参加した理由は、無料で受講できたことと、履歴書を書く際にこうした経験が重要になるだろうと考えたことでした」ブラジルの16歳の少女

### 自らの教育をサポートするため

「学校以外の場所での IT 訓練に参加したのは、コンピューターの使い方を習得することが、学校での学習活動に役立つと考えたからです」ペルーの 17 歳の少年

### イノベーションや社会的起業家精神に向けた能力を構築するため

「コーディングを学んで自分のアイデアを売り込むために、テクノベーション・チャレンジに参加して、私たちのコミュニティ内の問題を解決するアプリを構築しました」チュニジアの 17 歳の少女

### デジタル世界を探究するため

「僕がオンライン・メディアリテラシー・キャンプに参加したのは、インターネット上で自分の安全を確保する方法と、インターネットを建設的に利用する方法を学びたいと思ったからです」タイの 15 歳の少年

### 親に指図されたため

「正直に言うと、そのクラスに参加したのは父に参加を強いられたからです」ブータンの 16 歳の少女

### 一部の参加者は、独学でデジタルスキルを学んだこともあると述べた。

「YouTube を通じてコーディングを学びました。コーディングに関する動画をとにかくたくさん見て、コーディングの知識を身に付けました」バングラデシュの 17 歳の少女

ワークショップの参加者は、学校の情報技術 (IT) 教育では、主にソフトウェアの利用、ファイルの保存、タイピングなど「従来の」スキルに重点が置かれていると述べた。一部の参加者は、オンラインの安全性やコーディングについても学んでいた。ウェブサイトやアプリの構築、あるいは動画の作成など、より創造的な活動のためのスキルを学んでいた参加者はほとんどいなかった。

「学校の先生から、『典型的な仕事』に関するだけでなく、設計やプログラミングについても教わりたいし、また知的側面だけでなく、社会的側面や人間的側面についても教わりたいです」ウルグアイの 14 歳の少女

「学校のプログラムはもう時代遅れで、現代社会に対応していません」ベラルーシの 16 歳の少女

**実際のところ、自分たちにデジタル技術に関する教育を提供するために学校は何をする必要があるかについて、参加者たちは明確な見解を持っていた。彼らが望んでいたことは、以下のようなことであった。**

### 訓練をもっと早くから開始すること

「私たちは当局に、すべての学校の状況を確認し、子どもたちが小学生のうちからコンピューターサイエンスの学習を開始できるようにするよう要請しています」中央アフリカ共和国の集団回答

### インターネットへの接続性をもっと向上させること

「すでに学校でいくつかの機器を利用できることを考慮すると、あとは無料のインターネット接続を提供し、私たちが調べ物や学習課題を完遂できるようにしてほしいです」コンゴ民主共和国の 14 歳の少女

### 教師のスキルをもっと向上させること

「若い専門家を雇用してください」ベラルーシの 15 歳の少女

### また参加者は、技術のプラス面とマイナス面に關する指導の増強も望んでいた。

「学校の先生たちは、子どもたちが技術をしっかりと理解してより適切に利用できるようにする時間を作り、その長所と短所を認識させるべきです」コンゴ民主共和国の 16 歳の少年

「先生には、私たちがデジタル技術を適切に利用するのに役立つ授業をしていただきたいです」日本の 17 歳の少女

### 要約すると

青少年たちは、学校での技術の利用は、一般に彼らの授業時間外のデジタル活動から大きく後れを取っていると述べた。彼らは、学校ではデジタル技術が IT 科目のさまざまなテーマの中で区分化され、より広範な学習のために十分に活用されていないと感じていた。

\*参加者の回答は必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されています。



カメルーンでは、12歳のワイバイ・ブカ (Waibai Buka) さんが、Connect My School イニシアティブの恩恵を受けている。彼女は最近、タブレットを母親に見せるチャンスに恵まれた。「タブレットを使って、私が学校でやっていることをお母さんに見せました。お母さんは私のことをとても誇りに思ってくれました」。ワイバイさんの話の詳細は、<<http://www.unicef.org/sowc2017>> に掲載されている。

© UNICEF/UN0143476/Prinsloo

もたちを対象とした国家プログラムを展開し、ラップトップを大量に購入した。2009年に実施された調査によれば、ウルグアイの子もたちは、コンピューターが簡単な機器であることを知り、楽しく利用しているようであった<sup>12</sup>。しかし、ペルーの調査<sup>13</sup>（2012年に実施）では、このプログラムによって算数や語学の学習が増加したエビデンス（証拠）も、またラップトップによって出席率が向上したり、宿題に費やされる時間が増加したり、読む習慣が促進されたり、あるいは意欲が向上したりしたエビデンスもまったく見当たらなかった。今日では、もはや One Laptop Per Child の拡大は行われていない。主要な事務局は閉鎖され、過去に OLPC の機器を購入した国々に対して最低限のサポートが提供されているだけである<sup>14</sup>。

### おとなによる監督

しかし、生徒に重点を置いたコンピューター

支給プログラムの大多数は、技術を付加的ツールとして利用する生徒たちを手助けするための、おとなの指導に依存している。コンピューターを利用した学習や教材を提供する支援の多くは、一定の学習成果を上げているだろうが、それらはたとえ高所得・高接続性環境の中であっても、必ずしも高い費用対効果をもたらすわけではない<sup>15</sup>。また、実施についても課題が生じる可能性がある。調査では、従来の教室においておとなの指導の下で生徒がデジタルツールを利用するブレンディッド・ラーニングは、学習成果を向上させることができるが、それは適切に計画され、教師に十分なサポートが提供される場合に限られることが示唆されている<sup>16</sup>。

教師により監督される、デジタル要素と従来の要素を組み合わせたカリキュラムを取り入れたいくつかのブレンディッド・ラーニング・プロジェクトは、成果が見込まれている。例えば、インドの111の学校が参加した2007年のあるランダム化比較試験では、コンピューターを

利用した算数中心の学習プログラムに参加した4年生の生徒の間では、対照群と比べてスコアが上昇した<sup>17</sup>。

同じくインドで、中学生を対象にしたブレンディッド・アプローチの放課後学習プログラムに対する2017年の評価において、およそ5カ月後に数学とヒンディー語のテスト成績が向上したことが示された。このプログラムでは、それぞれの生徒の学力レベルと進捗速度に合わせて個別にカスタマイズされた教育コンテンツが提供された<sup>18</sup>。

また、ケニアにおけるアバライン財団(Avallain Foundation)の取り組み<sup>19</sup>でも、ブレンディッド・ラーニング・アプローチを利用して、生徒の成績と学習意欲に良い影響を及ぼしている。2017年の影響調査によれば、同組織のデジタル学習プラットフォームであるa-ACADEMYを利用している生徒は、学習成果が大幅に向上している。最も大きな恩恵を受けた生徒は、スラム地区で暮らす子どもたちであった<sup>20</sup>。ナイロビのマザレ・スラムでのグループディスカッションの中で、生徒たち(11~12歳)の一部は世界子供白書2017のレポート・チームに、学校に通って学習したいという気持ちが一層強まったと話しており、教室におけるラップトップなどのデジタルツールの統合によって、それらの生徒たちのテスト成績の向上が見られた<sup>21</sup>。

しかしここで留意すべき重要な点は、多くの同様のプログラムでは学習の向上が見られていないということである。その一例が、コロンビアのComputers in Educationプログラムである。これは、2009年の世界銀行の調査において、「生徒たちの算数及びスペイン語のテスト成績……勉強時間、学校に対する認識、同級生たちとの関係にほとんど影響を及ぼしていない」と指摘された<sup>22</sup>。同様に、カリフォルニア州の6~12年生の生徒1,123人を対象にした2013年の実証研究では、コンピューターの配布は、コンピューターの所有率及び総利用時間に大きく影響しているが、それが成績の評点、標準テストの点数、取得単位、出席率、懲戒処分などの教育の成果に影響を及ぼしているというエビデンスが一切ないことが判明した<sup>23</sup>。プログラムの成功と失敗を左右した要因は必ずしも明白ではなく、それらのプログラムの効果を最大限に高められるようにするには、さらなる調査及

び分析と、「失敗」の一部から学ぶことが必要となる。

### どうすれば教育におけるICTの効果を向上させられるか

ICTが生徒の学習に及ぼす影響を理解することは、難題である。その理由のひとつは、生徒の学習成果における変化を推進している要素が何であるかを、必ずしも常に正確に見極められるわけではない点にある。それは単に技術なのだろうか、それとも他の要因が作用しているのだろうか。

例えば、高い学習成果を示しているいくつかの主要な研究<sup>24</sup>は、非常に有能な実施パートナーを伴っていた。逆説的に、そうしたパートナーなしで実証実験を行うことは困難であるため、有能な組織自体が効果的なデジタル学習プログラムの前提条件であるという可能性を、実地実験で見出すことは難しい<sup>25</sup>。

しかしながら、ICTが教育において効果的に機能するためには、明らかにいくつかの要因が必要とされる。最も重要となるのは、十分に訓練された教師と適切な指導慣行である。これらの重要性は、数多くの国際調査において指摘されている。生徒の学習到達度調査(PISA調査)を通じて、60を超える国々でICTが学習成果に及ぼす影響を調査している経済協力開発機構(OECD)は、強力な指導法がなければ、教室に技術を導入しても何のメリットもないことを示唆している<sup>26</sup>。同様に、世界銀行の「世界開発報告2018：教育の約束を実現するための学習(Learning to realize education's promise)」でも、ICTには学習を向上させる潜在能力があるが、それが実現するのは、ICTによって教師と学習者の関係が強化される場合に限り得られるということが強調されている<sup>27</sup>。

第二の要点は、生徒たちの立ち位置を理解する必要性である。明確なエビデンスにより、おとなによる優れた指導の下で適切に準備を整えた生徒は技術を活用できる(あるいは、少なく

ともその注意を乱すものによって害を被ることはない) 場合があるが、おとなによる十分な指導がなく準備不足の生徒は技術によって注意が散漫になる場合が多いことが示されている<sup>28</sup>。実際に、技術によって教室内の子どもたち(特に学力が乏しい生徒)の注意が散漫になり得るリスクは明らかである。

例えば、英国の91の学校の11～16歳の子どもたちの間で実施された調査により、携帯電話の禁止は、子どもたちの標準テストの成績に良い影響をもたらすことが判明した。さらに、その影響は成績の低い生徒に対して最も大きく現れ、成績の優秀な生徒に対しては現れていないことから、技術は場合によって、成績の低い生徒に対して悪影響を及ぼす可能性があることが示唆されている<sup>29</sup>。当該調査の報告書作成者は、学校での携帯電話の使用を制限することが、教育上の不平等を緩和するための低コストの手段になり得ると結論付けている。

教育におけるICTの未来はどのようなものだろうか。数多くの技術によって、前途有望な探究分野がもたらされている。これには、カリキュラムと一致したラップトップ・コンテンツ、画像による教師のモニタリング<sup>30</sup>、そして特に、国際的な開発サークルの中で関心が高まっている、コンピューターを利用した個別化された学習<sup>31</sup>などが含まれる。

「適正なレベルで教える」<sup>32</sup>という考えを中心に構築されているこの種の適応学習アプローチは、決して新しいものではないが、ICTによって、とりわけリソースが限られた学校に通う子どもたちの学習を向上させる潜在能力が高まっている。子どもたちが次に教わるべきことを決定する要因として彼らの年齢や学年を用いるのではなく、ICTベースの適応学習では、デジタルインターフェースによってモニタリングされる、子どもの実際の能力に基づいて指導方針が立案される。このデジタルインターフェースにより、子どもたちは現在の理解度に基づき、また快適で無理がないと感じられるペースで、それぞれ独自の経路をたどって教科を履修していくことができる。

人工知能や神経科学の進歩を考えると、さらなる試験や実験を行うことが、とりわけリソースの乏しい低所得コミュニティにおいて、一連の学習環境全体にわたってICTの潜在能力を引

き出すために役立つと考えられる。しかし良い影響をもたらすためには、教育における技術は、明確な学習目的に焦点を合わせたものでなければならぬ<sup>33</sup>。つまり、議論は技術からではなく、教育目標から始めなければならないということである。

## 子どもたちに各自のコミュニティで発言する機会を提供

この世代の若者たちは、デジタル行動主義、そしてデジタル「スラックティビズム」(slacktivism)の時代に成長した。子どもたちや青少年は、ソーシャルメディアやデジタル技術を利用して自分たちの声を増幅し、自分に影響する、自らのコミュニティに影響を及ぼしている問題の解決策を探し求めている。

デジタルツールを利用して子どもたちの参加の奨励、助長、誘導を行うための取り組みは多岐にわたっており、その範囲は拡大しつつある。例えば、2009年以降、デジタル・オープン・マッピングの手法とGPS機器をデジタル情報共有と併せて利用する、マップ・キベラ(Map Kibera)と呼ばれるコミュニティ・マッピング・イニシアティブが、ナイロビのスラムに暮らす若者たちが自分たちのコミュニティにおける危険を特定し、特定の問題に対する解決策の実施を要請することに役立っている<sup>34</sup>。さらにはその情報が政策立案者に共有及び利用され、真の変革の推進を後押ししている。

また、コミュニティ参加のための無料ツールであるU-Reportも、若者に参加のための新たなルートを提供する上で重要な役割を果たしている。ウガンダの若者が自分たちの生活や未来に影響を及ぼす問題に関与することを支援するための局地的イノベーションとして始まったものが、今では400万人近いユーザーを持つ世界的なネットワークになっている。彼らはそれを利用して自分たちの意見を表明し、リーダーたちとつながり、自らのコミュニティの状況の変化を後押ししている。このツールによって、U-Reporterからの情報を直ちにマッピングして分析し、若者たちが自分たちの世界をどのように見て何を最も重要と考えているかに関する、極めて重要な情報とリアルタイムの洞察をもたらすことができる。次にそれらの集積された見

ケニアのナイロビ市マサレにある Hanka Education Centre の生徒たちは、教室にラップトップが届いて以来、学校に通いたいという気持ちが一層強まったと話している。

© UNICEF/2017/Little



ハイチのポルトープランスでは、市内の安全地帯と危険地帯を地図に表すためのプロジェクトの一環として、若者たちが携帯電話を利用して、乗り捨てられた車の位置情報付き写真を撮っている。© UNICEF/UNI 128320/Dormino





解が、開発パートナーにより政府へのアドボカシー（政策提言）において利用され、さらには選挙で選ばれたリーダーたちと直接共有されることさえある。

その他の同様のプロジェクトとして、18カ国を超える国々の子どもたちや若者が参加するClimate Change Digital Mapがある。このプロジェクトでは、子どもたちや若者が、自分たちのコミュニティで起きていることに目を向け、それをデジタルマップ上に記録して、その結果をアドボカシー（政策提言）に利用できるようにする。2015年と2016年の国連気候変動枠組条約締約国会議において、選ばれた気候図作成者たちがこのプロジェクトから得られた自らの経験と知識を生かして、気候変動と、それが子どもたちに与える影響について講演を行った。

### ソーシャルメディア行動主義

デジタル世代の若者たちの場合、社会的活動にソーシャルメディアを利用することは実質的に第二の天性となっている。2014年のアイス・バケツ・チャレンジ（病の末期症状にあった友人のためにお金を集めようとしていた若者たちの活動が、疾病研究のための資金を集めるための世界的な動きに展開し、数百万ドルもの寄付金が集まることとなった）や、インターネットを利用して個人的問題に関する地域キャンペーンを立ち上げる13歳未満の子どもたちなど、デジタル技術によって新たなデジタル参加の時代が到来している。

また、ソーシャルメディアの影響は、政治的問題においても感じられている。例えば、ブラジルでは2013年に、若者を中心とした数千人の人々が、ソーシャルメディア・プラットフォームを利用して連携し、汚職に対する抗議を行い、公共政策の改善を要求した。この全国規模の現象を実現させた若者の一人が17歳のジミー・リマ（Jimmy Lima）さんで、彼はソーシャルメディアを利用し、ブラジルだけでおよそ1万5,000人もの抗議者を動員した<sup>35</sup>。

また子どもたちや若者は、ブログへの書き込みを通じて自分たちの意見を発信している。おそらくその最も有名な例が、マララ・ユスフザイさんの話であろう。マララさんは2009年に、偽名を使ってBBCのウェブサイト上のブ

ログに、パキスタンの少女たちの教育を受ける権利に関する書き込みを始めた。わずか12歳で、彼女はサイバー空間の広がりを利用して、抑圧的なタリバン政権の下で教育にスポットライトを当てた。彼女の身元が知られると、マララさんはタリバンからの殺害の脅迫にさらされることになり、2012年に銃撃を受けて重傷を負った。彼女の回復と、少女たちの教育に関するアドボカシー（政策提言）を恐れずに続けたことは世界の注目を集め、彼女は2014年にノーベル平和賞を受賞した。

コンゴ民主共和国では、デジタルプラットフォームのPonabanaが、子どもたちに、自分たちのコミュニティで起きていることについて語り、耳を傾けてもらうチャンスを提供している。子どものブロガーやレポーターの積極的参加を通じて、Ponabanaは、地域の意思決定者の間における子どもたちの権利への認識と支持の形成を後押ししている。

### 社会参画への課題

インターネット接続によって、子どもたちの社会参画に対する刺激的な機会が生み出されてはいるが、そうした参画に対するいくつかの重大な障害を無視することはできない。

ひとつは、世界の多くの国々のウェブユーザーが直面している政治的現実である。マララさんやその他多くの人々は、オンラインで堂々と意見を述べることで、子どもの権利の侵害に大衆の関心を引きつけている。しかし彼女たちの言葉は、自らのコミュニティ内及び自国政府との間に緊張も生み出している。2011年以降、行動主義に対するソーシャルメディアの影響力が、政府における主要な懸念となっている。フリーダム・ハウスによれば、近年では、ソーシャルメディアや通信アプリ（WhatsAppやTelegramなど）をターゲットにして情報の流れを遮断している政府の数を測定した結果、特に政治的な抗議行動が起きている際に、インターネットの自由度が低下している。おとなも子どもも含めたすべてのインターネットユーザーの3分の2が住む国において、政府、軍または支配一族に対する批判は検閲によって削除されている<sup>36</sup>。

第二の障害は、子どもたちは社会参画のためにデジタル技術を利用できることの利点を分



すべてのインターネットユーザーの3分の2が住む国において、政府、軍または支配一族に対する批判は検閲によって削除されている。



# 青少年が考えていること…… 社会変革を推進するために ICTを利用するか

世界子供白書 2017  
ワークショップ\*の参  
加者は、自分たちが各々  
のコミュニティや世界  
が直面している課題に  
対処するために、デジ  
タル技術が役立つこと  
になると確信していた。

彼らは次のように述べた。「僕／私がおとなになっ  
たら……」

「技術を利用して、気候変動と暴力撲滅に関する  
アドボカシー（政策提言）を広め、また困窮して  
いる人々を助けようと思います」フィジーの 15  
歳の少女

「技術によって、第三世界諸国を発展させ、世界  
の貧困レベルを低下させる変革を実施する方法を  
調査しようと思います」キリバスの 15 歳の少女

「技術を利用して、人々に健康問題について提言  
しようと思います」ナイジェリアの 15 歳の少女

「技術を利用して、世界を変えようと思います。  
技術によってもっと良いものを設計し、新しいも  
のを創造し、技術を通じて教育をもっと面白いも  
のにします」フィジーの 17 歳の少年

彼らはデジタル技術を、以下のことに役立つ強力  
なツールと見なしていた。

## 自分自身の意識の向上

「自分の国や世界各地で起きていることについ  
て、自分自身や他の人々に情報を提供するのに役  
立ちます」パラグアイの 15 歳の少女

## 社会における知識や認識の共有

「オンラインで調査を行い、該当する課題に取り  
組む組織を見つけ出し、認識を広めます」バン  
グラデシュの集団回答

「オンラインの認識を向上させます。若者向けプ  
ログラムの広告を出し、教育ビデオクリップを制  
作し、問題への取り組み方に関するオンライン  
フォーラムに参加します」ソロモン諸島の集団回  
答

## 社会変革に対する支援の確立

「デジタル技術は、困窮している人々に対する社  
会の姿勢を変えることができます」モルドバ共和  
国の集団回答

「デジタル技術は、私たちが古い考え方を捨てて  
固定観念を打ち破るのに役立ちます」韓国の集団  
回答

## 暴力や社会的不公平の削減など特定の社会的課題 への取り組み

「ソーシャルメディア・サイトを利用して……情  
報を拡散するとともに私たちのメッセージを広め  
ることで、児童虐待をやめさせて子どもたちの権  
利が尊重されるようにする必要があります」セネ  
ガルの集団回答

「障がいのある子どもたちは、他の子どもたちと  
同じ条件で勉強することができません。国内の学  
校に、インクルーシブネス（誰もが受け入れられ  
る風土）を取り入れることが重要です。私たちは、  
オンライン行動／情報キャンペーンを企画するこ  
とができます」ベラルーシの集団回答

しかし、ICT を利用した社会変革の促進に関する  
彼らのアイデアは限られており、例えば、コンテ  
ンツの制作及び共有のために ICT をどのように利  
用できるかということにスポットを当てた参加者  
はごくわずかであった。

「インターネットを通じて人々に児童労働につい  
て知ってもらうための、ビデオやグループを作る  
ことができます」バングラデシュの 15 歳の少女

「非行問題の解決を後押しするために、若者たち  
が時間を注ぎ込める機会をより多く得られるよう  
、各自のスキルや才能を認識して示すことのできる  
場所を作り出すことができます」グアテマラの集  
団回答

しかし、技術が社会的課題への取り組みにどのように役立ち得るかについて、彼らは別のアイデアを持っていた。多くの参加者たちにとっての主要なテーマは、人々とサービスとを結びつける橋渡し役となる潜在能力であった。

「麻薬常習者向けのアプリを開発して、彼らがカウンセリングサービスを利用できるようにします」**ブータンの集団回答**

「ソーシャルメディアを利用して障がいのある子どもたちに関する情報を広め、彼らを、障がいのある子どもたちのための組織と結びつけたいと考えています」**バングラデシュの15歳の少女**

一方で、ICTの潜在能力を、社会的に取り残されているまたは立場の弱いグループに発言の機会をもたらすことと見ている参加者もいた。

「少女たちに自分の考えを表明してもらうためのディスカッションフォーラムを作ります」**セネガルの集団回答**

参加者は、デジタル技術により、自分たちの生活に影響を及ぼす問題に関する議論や意思決定プロセスにおいて、自分たちの声を上げることができると考えていた。

「影響を与えるため、また私たちに発言権と議決権があることを自覚するためのキャンペーンを行います」**グアテマラの集団回答**

「デジタル技術は、社会、コミュニティの代表者、影響力のある人々とのコミュニケーションに役立ちます」**ベラルーシの集団回答**

しかし、オンラインアクセスが限られていることや、特にデジタルリテラシーのレベルが低いことなど、その実現の妨げとなり得るいくつかの障害があった。参加者は、そうした障害にどのように取り組めばよいかについて考えを持っていた。

「誰でも利用できる技術センター、いわばサイバーセンターのようなものをすべての県に設置して、現在インターネットにアクセスできない人たち全員にアクセスを提供するとともに、来た人を誰でもサポートできる態勢を整えたスタッフを配備すべきです」**ブルンジの集団回答**

参加者は、学校には以下の事項について果たすべき重要な役割があると考えていた。

**彼らのコミュニティへの関与や参加の促進**

「学校は、メディアに取り上げられている問題に関する講義を行い、生徒に対して、議論することに関心を持ち、勇気を出して自らの理想を示すように促すことができます」**ブラジルの19歳の少女**

**彼らがデジタル技術を活用して社会変革を追求することへの支援**

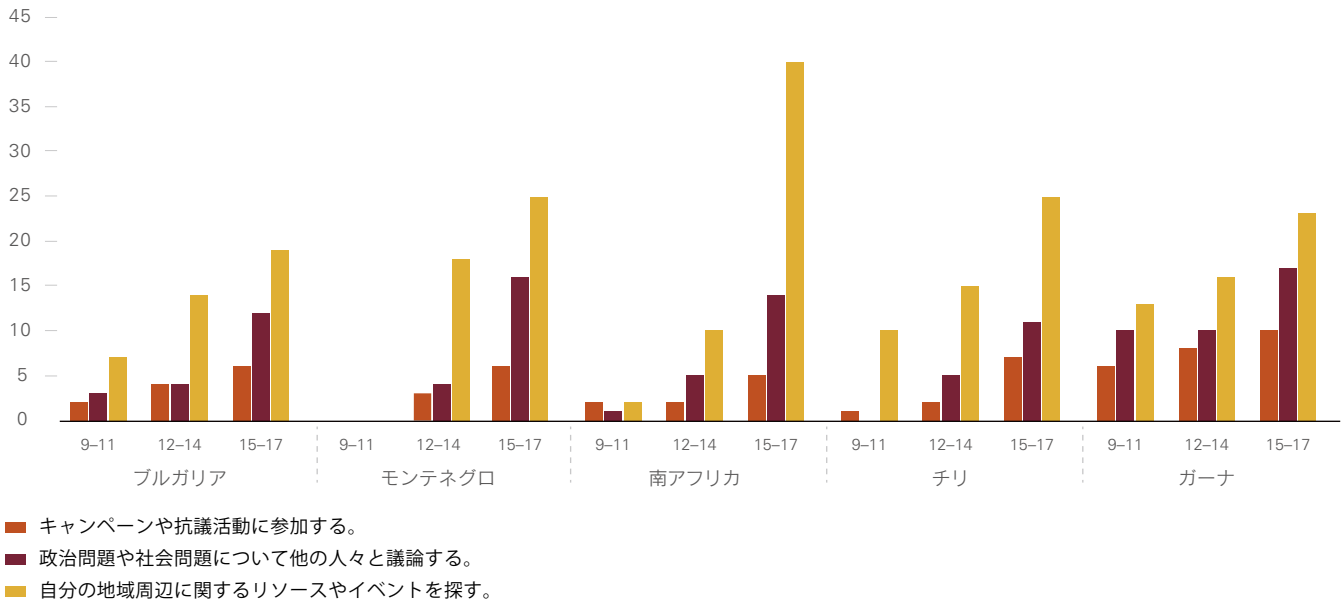
「学校は、ソーシャルプラットフォームを作るための最初のかつ最も安全な場所だと私は思います……学校では、コミュニケーションスキルを養い、他の人たちとより良い関係を築く準備を行えます。技術機器にもっとスマートにアクセスできれば、コミュニティへの関与や参加がより高まると思います」**チュニジアの19歳の少女**

## 要約すると

デジタルリテラシーの主要な目標は、世界の課題への対処を促進する力など、デジタル技術に内在する機会を人々が理解できるように支援することである。しかし、十分なオンラインアクセスがなければ、多くの場所の子どもたちや青少年が、そうした機会を理解して活用することを困難に感じてしまう。

\*参加者の回答は必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されています。

**図 1.1 より年長の子もたちの方が、オンラインで市民としての参加を実施している傾向が強い**  
 国別、年齢別の市民及び参加慣行  
 ([少なくとも毎週]実施していると述べた子どもたちのパーセンテージ)



出典：Global Kids Online partner countries 2016–2017, aggregated by UNICEF Office of Research – Innocenti.

かいていないことが多く、また分かっていたとしても、それらの活用の仕方を知らない場合があるということである。EU Kids Online 及び Global Kids Online プロジェクトに基づく調査によって示唆されているように（上記のグラフを参照）、大半の若者はオンラインコンテンツの共有に関与しており、また一部は動画制作の基礎的スキルを有しているものの、彼らには市民参加に向けて一歩上へ上がるためのデジタルスキルや知識が欠如していることが多い。

### 経済的参加の機会：子どもたちにデジタル労働力に向けた準備をさせる

デジタル技術は、労働力の仲間入りをする若年成人と、将来の就職に向けて準備をする子どもたちや青少年の、経済的機会の拡大への経路となり得る。これにはいくつかの有望な道筋があり、雇用可能性を向上させるデジタルスキル

を提供することや、既存の雇用機会や職業訓練へのアクセスをより効率的で幅広く利用できるものにする、若者が職を探すことのできる職業領域（「デジタル経済」）を提供することなどが含まれる<sup>37</sup>。

**雇用可能性を向上させるためのデジタルスキル：**全世界における携帯電話の急増によって、若者のデジタルスキル開発の支援を目的としたプログラムに明確な方向性がもたらされている。例えば、現地で「Shaqodoon」として知られる Somalia Youth Livelihood Program では、MP3 機器で再生される事前録音された授業（ファイナンシャルリテラシーと労働準備態勢に関する内容）を通じて、保護対象の若者（14～24 歳）たちに、訓練、インターンシップ、労働及び起業の機会へのアクセスを提供している。さらに Shaqodoon では、雇用主もアクセスできるオンラインデータベースを通じて、若者を労働機会と結びつける。モバイル技術を利用して若者と雇用主とを結びつけるという手法は、従来の方法より効率的で、また農村部や遊牧民のグループをより効果的にカバーできるこ

とが判明している<sup>38</sup>。

**雇用機会へのアクセス：**また若者たちは、職探しにもモバイル技術を利用するようになりつつあるため、モバイル・ジョブマッチング・サービスが成長しており、より多くの国が網羅され、より多くの雇用主が求人広告を出し、より多くの若者が同サービスを通じて仕事を探すようになってきている<sup>39</sup>。こうした動向を把握した上で、若者に未来の労働力の仲間入りの準備をさせることを支援し、多くの場所で増加しつつある若者人口に見合った未来の労働力を形成することが重要になるであろう（第2章の「アフリカの若者をインターネットの世界につなげる」（P63）のコラムを参照）。

ネットワーキングは求職者と雇用主を結びつ

ける一般的な方法であり、ソーシャルメディアを通じた結びつきの強い世代には馴染みやすいものであろう。メキシコでは2017年10月の時点で、無料デジタルプラットフォームのOportunidades para Internacionalistasを通じて3万4,000人の若者がネットワーク上でつながっている<sup>40</sup>。若者はオンラインで自分のスキルを売り込み、効率的に潜在的雇用主と接触することができる。

**「デジタル経済」の職業：**デジタル経済は一部の仕事を駆逐しているとの批判があるが、一方で、デジタルに通じた若者に特に適していると思われる、新たな仕事も生み出している。例としては、より大規模なプロジェクトに寄与する、別々のデジタル業務から成るデジタル組立ラインのような「マイクロワーク」や、あまりデジタルに

## 21世紀に向けたスキル

今日の子どもの多くは、自分たちの親が働いていた頃とはまったく異なる労働市場に参入していくことになる。しばしば第4次産業革命と呼ばれるこうした変革は、機械学習、ロボット工学、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーのような分野における数多くの発展を足掛かりにしている<sup>45</sup>。かつては大部分が切り離されていたこれらの技術が次第に統合されつつあり、その結果、歴史的に前例のないペースで経済の変化を推進している<sup>46</sup>。

こうした推移を複雑にしているのは、最貧国の一部が未だに、第2次産業革命によって成し遂げられた急速な工業化に相当する状況さえ経験していないという事実である。しかし、そうした国々も影響を受けることになるだろう。一部の国々は、新たな技術を活用して、少なくとも経済の一部を未来へと前進させることができると考えられるが、一方で苦境に立たされる国々もあるだろう。自動化によって、こうした国々の、高度な技術を必要としない、安価な労働力という競争上の優位性がむしろ失われるためである<sup>47</sup>。

子どもたちは、第4次産業革命の中で成功するためのスキルを習得しつつあるのだろうか。この懸念には根拠がある。ユネスコによれば、全世界の2億5,000万人の子どもたちは基本的に読み書き算数ができず、また2億人の若者が、成功するために必要なスキルを欠いたまま学校

を去ることになる<sup>48</sup>。また、たとえ基礎的な読み書き算数のスキルを習得している人たちの場合でも、これから先の職場では、次第にデジタルスキルとデジタルリテラシーが必要とされるようになる。

定義はさまざまであるが、世界経済フォーラムによれば、これらのスキルは3つの大きなカテゴリーに分けることができる。ひとつは「基礎的識字能力」で、従来の読み書き算数の他に、特にICT、科学的及び文化的な能力が含まれる。もうひとつは「適性」で、批判的思考、創造性、コミュニケーション、コラボレーションなどが含まれる。さらにもうひとつは「人格的資質」で、好奇心、適応性、リーダーシップなどが含まれる<sup>49</sup>。OECDは、コミュニケーション、創造性、コラボレーション、共感などの非認知スキルが、引き続き仕事上の成功の決定要因となることも強調している<sup>50</sup>。

より幅広いスキルを習得することは、誰にとっても明らかに強みとなるが、放射線技師や経済学者など高度なスキルを持った労働者についてさえも、21世紀には安定した就職の見通しを期待できるかどうかをめぐり、激しい議論が繰り広げられている<sup>51</sup>。一方で、これまでの産業革命では確かにいくつもの仕事が行き場を失ったが、それより多くの仕事は時を経て創出された<sup>52</sup>。第4次産業革命にもそのパターンが当てはまるかどうかは、現時点ではまだ分からない。

詳しくない消費者のデジタル情報の利用やアクセスをサポートする「インフォメディアリー」としての業務などが挙げられる<sup>41</sup>。国際電気通信連合は、クラウドソーシング（オンライン・アプリケーションによる主に熟練を要する業務の分配）及びアプリやゲームの開発も、デジタル時代に生まれた新たなタイプの雇用として挙げている<sup>42</sup>。

ICTによって、若者に労働力の仲間入りの準備をさせるための前途有望な道がもたらされてはいるものの、彼らが潜在能力のすべてを發揮する上での妨げとなる障害がある。例えば、世界の多くの地域では、少女や女性は依然としてデジタルアクセスやスキル開発において重大な文化的障害に直面している。多くの子どもたちや若者にとっては、コストが引き続きアクセスへの障壁となっており、また子どもたちのデジタルスキルを構築するための教育的指導の質にも大きなばらつきがある<sup>43</sup>。さらに幅広く見ると、従来の開発課題（特に、教育の改善、医療へのアクセス、優れたガバナンスの促進及びビジネス環境の改善）が、「デジタル革命の変革的な潜在能力の發揮を妨げている」<sup>44</sup>。

### 社会へのインクルージョンの機会

デジタルツールやインターネット接続は、とりわけ移動を余儀なくされている子どもたち、障がいのある子どもたち、民族性や性同一性のために社会的な疎外や排斥を受けている子どもたちなど、最も恵まれない子どもたちにとって、人生を変える要素になり得る。

### 移動を余儀なくされている子どもたち

今日では全世界において、5,000万人近くの子どもたちが移動を余儀なくされている。そのうち2,800万人は紛争によって故郷を追われ、また何百万人もの子どもたちが深刻な貧困や気候変動の影響の増大から逃れるために移住している<sup>53</sup>。そうした子どもたちが、移動の道の中で、次第にデジタル技術（特にモバイル接続）に頼るようになってきている。

例えば、ヨルダンにあるシリア人難民のためのザータリ難民キャンプでは、2015年に調査を行った若者の88%が携帯電話を所有しており、その半数超が1日に1回または複数回にわたってインターネットを利用していた<sup>54</sup>。

デジタル技術は、親や保護者役のおとなの同伴なしで移動している子どもたちにとって、特に重要である<sup>55</sup>。

プラン・インターナショナルの調査により、親やその他の保護者を伴わずに移住している子どもたちや若者（24歳まで）は、ICTを利用して、移住に向けた計画と準備、実際の移動の円滑化、家族との継続的な連絡、支援や仕事の機会との接触、定着や、時には強制送還に対応していることが明らかになった。また彼らの一部は、フェイスブックなどのソーシャルプラットフォームも利用して、同様の経験をしている他の国の人々とつながりを持ち、情報の共有や支援を行っていた<sup>56</sup>。

移動を余儀なくされている子どもたちにとってこれほど頼もしい存在であるにもかかわらず、彼らの大半はインターネットにほとんどあるいはまったくアクセスできていない。全体的に見ると、難民世帯の3分の1は通話機能が主な携帯電話を保有し、3分の1強はインターネットに接続できる携帯電話を持っており、そして3分の1弱が携帯電話を保有していない。最低限のインターネット接続しか利用できない地域においてさえも、難民はその他の人々よりも携帯電話の保有率が低い。農村部では、一般的な農村人口よりも難民の方が、自分たちが利用できる2Gまたは3Gネットワークを持っていない割合が2倍高い<sup>57</sup>。

人道的状況におけるデジタル技術の役割の増大を認識し、国際連合難民高等弁務官は、すべての難民と彼らを受け入れているコミュニティに、デジタル技術を利用して生活を改善するためにインターネット接続を確立するよう呼び掛けている。

同機関のInnovation Learn Labでは、何が機能し、何が機能せず、何が大規模に展開可能であるかを評価するために、さまざまなデジタルプラットフォームを利用したプロジェクトを開発している。Learn Labの一例では、ケニアのダダーブ（世界で最も大規模で最も存在が長



ダナマジャでは、私たちの生活空間は外の世界と遮断されています。インターネットがなければ、外の世界が前進しても私たちは取り残されたままです。



## 故郷のはるか遠方からつながりを保つ

チャドのダナマジャの難民キャンプは、広大な森林地帯の真ん中に位置している。ここでは、国境を越えてすぐ隣の中央アフリカ共和国における紛争から逃れてきた難民にとって、つながりを保つことが困難な課題となっている。「インターネットを利用したいと思っている若者たちの大半は、ネットワークに接続するために長い距離を歩かなければなりません」と、携帯電話充電ブースを所有する25歳のマハマト・ジダ (Mahamat Djida) さんは言う。「サービスは実に弱く不安定ですが、選択肢があまりありません」

「私の両親はバンギに残りました。私が両親と連絡を保つ唯一の方法は、WhatsApp や Messenger を通じたやりとりです」とファティマ (Fatima) さんは説明する。「私は両親と週に2～3回話をしますが、その頻度は私にどれだけ余裕があるかによります」

家族や友人たちと連絡を保つのに役立っているだけでなく、携帯電話やインターネットは、若者たちに難民キャンプでの生活に適応する機会ももたらしている。16歳の難民のア

ダム・スレイマン (Adam Souleymane) さんは、自分の新しいスマートフォンに大変満足している。「携帯電話を買い、現在はインターネットを利用して、特に生物学を中心にいろいろな調べ物をしています。難民キャンプには図書館がありません」と彼は言う。

「携帯電話を持っていないため、フェイスブックが使えなくて寂しいです」と、アダムさんの友人の18歳のアリ・アミン (Ali Amine) さんが、アダムさんの携帯電話をいじりながら付け加える。「ダナマジャでは、私たちの生活空間は外の世界と遮断されています。インターネットがなければ、外の世界が前進しても私たちは取り残されたままです」

デジタル・ディバイドの悪い側に生まれてきたことが、これらの子どもたちに数多くの影響をもたらしている。こうした現状から、デジタル技術を利用して自分たちの生活に悪影響を及ぼす問題を解決しようとしている若者のために、デジタル技術へのアクセスの改善と支援を提唱することが不可欠である。

ナイジェリアの自宅からの避難を余儀なくされた15歳のハディージャ (Khadija) さんは、現在チャドのダルエスサラーム難民キャンプで生活している。彼女はいつかIT関係の仕事をしたいと考えていて、インターネットが「学習や知識の共有のための最善の方法」であると述べている。© UNICEF/UNO28860/Tremeau

期化している難民密集地帯)にある難民キャンプのコミュニティに属している子どもたちが、13の臨時ネットワーク学校 (Instant Network Schools) によって恩恵を受けている。この種のデジタル版「箱の中の学校」には、タブレット、インターネットアクセス及び地域コミュニティと共同で開発された教育コンテンツが組み込まれている。最初の報告書では、この取り組みによって教師と生徒の意欲が向上していることが示唆されている<sup>58</sup>。

### 社会的な疎外や排斥を受けている子どもたち

また、デジタルツールやインターネット接続によって、少数派グループの中において自らのコミュニティとの一体感が強くなっているとともに<sup>59</sup>、表現、人脈作り、政治的行動主義及び社会へのインクルージョンのための新たな機会も生み出されている。

オーストラリアのアボリジニ族やトレス海峡諸島民など先住民族の場合、ソーシャルメディアを利用することで、自分たちのアイデンティティーやコミュニティを自分たちの力で保持しているという感覚がもたらされる<sup>60</sup>。

またオンラインのリソースや環境は、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー (LGBT) の若者にとっても、情報や交流の重要なソースとなっており、彼らはデジタルプラットフォームを利用して、自分たちのコミュニティについて詳しく学び帰属感を見出している<sup>61</sup>。学校での性同一性に基づく差別の撤廃に取り組む GLSEN が行った 2013 年の調査によれば、LGBT の青少年は、一般的に学校や家庭では LGBT 関連の健康情報を得ておらず、そのためオンラインリソースを利用して、健康や性的特質などのトピックに関する情報を見つけている<sup>62</sup>。したがって、デジタル時代は、それらのグループに力を与えるとともに異なるグループ同士を結びつけ、文化的障害を打ち破って社会的団結を強化することを後押しできる。

子どものヘルプラインは、支援を必要としている子どもたちが話し相手を見つけることを長年手助けしている。毎年何百万人もの子どもたちがヘルプライン・サービスを通じて人との接触を試みており、2015 年には、約 2,000 万

件もの連絡が寄せられた<sup>63</sup>。しかしデジタル技術によって、テキスト / SMS メッセージ、電子メール、チャットルーム、オンライン掲示板、あるいはその他の方法でコミュニケーションを取ることを好む子どもたち向けに新たなコミュニケーションツールが導入されたことで、困っている子どもたちと接触する能力が拡大し、エジプトからスウェーデンに至るまで全世界において、この児童支援分野に変革がもたらされている<sup>64</sup>。

### 障がいのある子どもたち

全世界の障がいのある子どもたちの多くは、孤立していて、スティグマ、差別及び彼らのニーズへの対応や権利の実現に向けた支援を提供しない社会環境に悪戦苦闘している。例えば、彼らはしばしばおとなの介入を他の子どもたちよりも多く必要とするが、そのために彼らの行為主体性が制限されてしまう可能性がある。デジタルコミュニケーションによって、そうした子どもたちに、自分の考えを表明したり、自分自身で選択したり、自分たちに影響を及ぼす決定に参加したりするための手段がもたらされる。またデジタルコミュニケーションには、友人たちとのコミュニケーションを促進して、孤立感を軽減させる潜在的可能性もある<sup>65</sup>。さらにデジタル技術によって、教育、スキル訓練、雇用へのアクセスももたらされ得る。

モバイルアプリケーションは、障がいのある子どもたちや若者の自立を後押しすることができる。それらは、特有の感覚的、身体的及び認知的ニーズに対応した即時のコミュニケーションや活動に利用することができる。例えば、iSign は、手話を知らない聴覚障がいのある生徒、教師及び仲間たち間のコミュニケーションを容易にする。

Yuudee は、自閉症の子どもたちのためにコミュニケーションを容易にするアプリケーションで、アイコンを押してアイデアや回答を「話したり」、必要としていることを伝えたりできる。さらにこのアプリは、教師や親が、自閉症の子どもたちにコミュニケーションスキルや認知スキルを教えるのにも役立つ。また別のデジタルプラットフォームは、障がいのある子どもたちが、自分の仲間たちと同じ内容のテストを受けるために役立つ。今では世界規模にまで拡大し



自閉症の子どもたちが、アイコンを押してアイデアを「話したり」、必要としていることを伝えたりできる。



## オンラインなら 僕の車いすは 見えません

イヴァン・バカイドヴ  
(Ivan Bakaidov)さん(18歳)  
ロシア連邦



現在、デジタル技術が光ファイバーのような速さで進歩し、この世界の何百万人もの人々の生活を変えつつある。しかし、とりわけ障がいのある子どもたちにとっては、現代の技術が中心的役割を担っている。

僕は18歳で、脳性まひがあります。これは僕の動作や姿勢に影響を及ぼす身体障がいで、そのために車いすを使っています。僕の人生は、インターネットに接続されたノートパッドをもらった日に、文字通り変わりました。

ノートパッドのおかげで、自由にコミュニケーションを取ることができます。コミュニケーションの手段は、馬に乗った郵便配達員が配達する物理的郵便物からリアルタイムのデジタルメッセージャーへと、過去300年で劇的に変化しています。こうした進歩は、障がいのある人たちに大きな恩恵をもたらしています。今では、コミュニケーションを取るためにあまり動く必要がありません。障がいのある子どもたちや若者は、オンラインで家族や仲間たちとコミュニケーションを取ることができるのです。僕には、世界のさまざまな地域で暮らしている、オンラインの友人が何人もいます。もし直接会うことになれば、彼らは僕の話すことを理解できないでしょう。僕には発話障がいがあるからです。でも、技術の助けのおかげで、僕はよどみなく彼らとコミュニケーションを取ることができます。ネット上の友人の中には、僕に障がいがあることを知らない人もいます。

同じようにして、先生たちともコミュニケーションを取ることができます。教育は、現代の技術が障がいのある子どもたちに計り知れない恩恵をもたらすもうひとつの分野です。独学の機会は無限にあります。僕は学生ですが、物理的に学校に通うことはできません。でもインターネットや電話のおかげで、自分の身体の状態にかかわらず、授業に出席して先生たちの指導を受けることができます。また、若者たちが車いすからいっさい降りる必要なく、就業証書を取得することができるオンラインプラットフォームもあります。

これは僕を、デジタル技術によって「雇用」というさらなる機会が生み出される、もうひとつの領域へと導いてくれます。肉体労働よりも精神労働の方が高く評価される近代経済におい

ては、身体障がいのある人が100年前よりもはるかに簡単に仕事を見つけることができます。

現代の雇用主たちは、その従業員が仕事をしてくれる限り、自社のプログラマー、ジャーナリスト、あるいはSEOマネージャーが車いすを利用していようがまいが気にしません。特にコーディングの世界では、時として障がいのある人のほうが有利になる場合さえあります。例えば、現在ロシアでは、ウェブアクセシビリティの専門家に対して大きな需要があります。僕の場合は、つい最近、サンクトペテルブルクのグラフィックデザイナーのグループに、その課題について助言とサポートを提供しました。

デジタル技術の利用が増加してきたことから、僕は代替コミュニケーションのための独自のプログラムを開発して、口のきけない人たちや、発話障がいや重度の身体障がいのある人たちを助けたいという気持ちになりました。例えば、DisTypeは僕が開発したソフトウェアで、これにより僕は、2016年にイスタンブールで開催された世界人道サミットにおいて、提唱者として講演を行うことができました。

DisQwertyは、ボタンひとつで単語や表現を検索できるようにするもので、コミュニケーションに大いに役立つ可能性があります。僕が開発したもうひとつのプログラムであるDisTalkは、画像だけを使って会話できるようにするものです。これらのプログラムはすべて無料で、誰でもアクセスできるようになっています。

プロジェクトに関する詳細については、<<http://en.aacidov.ru>>をご覧ください。

僕の例からよくお分かりいただけるように、デジタル技術は、障がいのある子どもたちや若者にとっての障壁を取り除き、彼らに機会をもたらすことに役立ちます。

イヴァン・バカイドヴ (Ivan Bakaidov) さん (18歳) は、脳性まひと口蓋裂のあるロシア連邦の若い提唱者である。幼年期から発話障がいのあるイヴァンさんは、他の障がいのある子どもたちや若者がコミュニケーションの問題を解決して、インクルージョンされる権利を行使できるよう力になりたいと考えている。

たDAISYのトーキング・ブック・ライブラリー・コンソーシアムでは、文字列を、視覚障がいやその他の理由で印刷物を読むことができない子どもたちにも利用しやすいようにしている。

しかし、そうしたサービスへのアクセスは依然として限られており、特に十分なサービスを受けられていない、もしくは社会から取り残されている状況の中で生活している子どもたちをはじめ、障がいのある子どもたちのほとんどにとって、こうした支援アプリケーションは今なお手の届かないところにある。

障がいのある子どもたちのアクセスの妨げとなっている障壁には、彼らが技術にアクセスできない農村部に住んでいること、機器を購入するだけの経済的余裕がないこと、彼らの親がそうした技術について知らないこと、あるいは個別のニーズに合った適切な機器が未だ開発されていないことなどがある。先進諸国の障がいのある子どもたちを対象にした2006年からの調査により、彼らは障がいのない子どもたちと比べて、自宅にコンピューターを保有している割合は半分で、インターネット環境が整っている割合はさらに低く、またインターネットにアクセス可能な場合でも、実際にアクセスしている割合はそれよりさらに低いことが判明している<sup>66</sup>。これらの調査は、子どもたちだけに着目したものではなかったが、アクセスへの障壁について把握する必要性が示されている。インターネットにアクセスする場合、特に学習障がいや発達遅延のある子どもたちをはじめとして、障がいのある子どもたちは特定のリスクに直面する場合がある（第3章を参照）。

## 前進への道を示す

ICTによって、子どもたちが成長し、学習し、社会に参加し、自分自身とその状況を改善する道がすでに開かれていることに疑いの余地はない。しかし次の章で示されているように、これらの恩恵は平等に共有されているというにはほど遠く、また子どもたちに対してもたらされる恩恵や機会は、必ずしも世界中のどこでも同じように見えるというわけではない。各国は技術発展やインターネットの普及において依然としてそれぞれ異なる段階にあり、多くの国々には、インターネット接続に対する重大な社会的、経

済的及び文化的障害がある。調査の大半は依然として高所得諸国に集中しており、世界のその他の地域ではやるべきことがまだ多くある。さらに、子どもたちの権利に関する問題に取り組む場合には、子どもたち自身の声に耳を傾けることが何よりも重要である<sup>67</sup>。

しかし、これらの機会がどの程度まで拡大し得るかという点と子どもたちにもたらされる実際の恩恵を判断することは、いくつかの理由から困難なものとなる。主要な理由は時間である。ICTは確かに魅力的で意欲をかき立てるものではあるが、本報告書や他の機会で言及されている事例の多くは、未だ新しすぎるためにその影響を評価することはできない。こうした動きの速い領域では、今まさに生じている最新の状況を調査によって常に把握し続けていくことが困難である。さらに、正規教育を除いては、ICTの機会を捉えている子どもたちによってもたらされる利益の定量化や評価を行う、厳密な調査はほとんどない。また、特に低所得及び中所得諸国の子どもたちなど、恵まれない子どもたちのデジタル経験については、文書記録や調査が少ない<sup>68</sup>。

そのため、子どもたちがどのようにしてデジタル時代の機会を利用しているのかを理解するため、及び特になぜ一部の子どもたちが他の子どもたちより多くの恩恵を受けているのかを理解するために、さらに多くの調査や評価が必要であることが強調されている。

機会を、デジタル時代の子どもたちにとっての真の恩恵（特に学習、社会参加及び社会へのインクルージョンのための）に変えるためには、子どもたちのデジタル経験の実情を理解し、とりわけ移動を余儀なくされている子どもたち、社会から疎外されている子どもたち及び障がいのある子どもたちに対して、適切な指導と支援を行うことが極めて重要である。

技術は、依然として人間の能力や人間の制約にあらがうことはできない。教育においては、生徒のやる気、教師の能力、適切な指導法などが重要な能力になる。確たるエビデンスによって、技術は、学習に対する前向きな人間の力がすでに備わっている場合に恩恵をもたらすことが示されている。問題に対してより大規模な社会による取り組みが実施されていない場合、機能不全に陥った官僚制度をデジタルツールで修

復したり、あるいは教育の不平等を緩和したりすることはできない。

特に最も恵まれない子どもたちをはじめとする子どもたちに真の恩恵をもたらすためには、デジタル製品の設計プロセスは、例えばユニバーサルデザインの原則を指針として用いるなど、子どもたちの特定のニーズを考慮することから始める必要がある。

インターネットにつながった子どもたちは、インターネット接続を、自分たちの生活におけ

る圧倒的に有益な側面と考えている<sup>69</sup>。インターネットに接続することへの彼らの熱意、強い関心及び意欲は、単に彼らの毎日の生活を向上させるだけではなく、より良い未来へ向けたチャンスを拡大させるという、インターネットツールの明確な力と潜在性を反映している。この力と潜在性は、できるだけ多くの子どもたちにインターネット接続ができるようにし、彼らにデジタル世界における生活の恩恵を最大限に高めるためのスキルを授けることにより、全面的にサポートする必要がある。



デジタル技術は、バングラデシュなど最低所得諸国の一部で暮らす子どもたちにとって、人生を変えるものになり得る。  
© UNICEF/UNI157753/Mawa



視点

## 無限の可能性の 認識:技術が障がいのある人々に力を与える

カーティク・ソーニー  
(Kartik Sawhney)  
さん



私がインドの普通小学校に通い始めたのは2001年だった。それまで視力障がいのために特別支援学校に通っていた私には、新しい学校が困難で恐ろしいものを感じられた。私には、どのようにして同級生や先生たちと交流すればよいのか、あるいはどのようにして新しい環境に適応すればよいのかがまったく分からなかった。点字で宿題を終え、そして先生がそれを理解できるよう、母親が毎日根気よくそれを活字に書き換えてくれた。先生たちの中に、目の不自由な生徒に教える専門知識を持った人は誰もいなかったが、そうした先生たちや両親の支援と励ましに助けられて、私は優秀な成績を収めてすばらしい経験をすることができた。

その翌年、私の生活は完全に変わった。1台のコンピューターに触れたのだ。それは、私に話しかけることのできる素晴らしいコンピューターだった。1日中それをいじっても、新たな機能を見つけるたびに、さらにいっそう驚かされるばかりであった。私がウェブを利用し始めたことと、[Enter] キーを押せば私が必要とするような情報でも入手できそうであるということは、信じられないほど素晴らしく、力を与えてくれるものであった。

私は、この新しいおもちゃに夢中になるにつれて、それをもっと深く理解したいと思うようになった。インドにある私のコンピューターが、どうして米国にあるグーグル本社のコンピューターから情報を得ることができるのだろうか。どうしてこのコンピューターでテレビ番組を見ることができるのだろうか。必ずしも文字を入力しなくても、どうして私が関心を抱きそうなウェブサイトが分かるのだろうか。これらの疑問に触発されて、私は6年生のときに、コンピューターサイエンスやコンピュータープログラミングに関する教科書を読み始め、そのおかげで、自分の効率をさらに高めるためのアプリケーションの開発を始めることができた。それらの多くは、私が自分の知識を応用するのに役立つ単純なアプリであったが、一部は同級生たちと同じ学習体験ができないことへの私の不満から生まれたものであった。

例えば、11年生のときに、私は微積分の授業でグラフと曲線が理解できなかった。言葉による説明に基づいてそれらを心に描こうと何度も試みたものの、私はうまく思い描くことができなかった。ほとんど諦めかけていたとき、音

楽と技術に対する私の情熱を組み合わせたアイデアが浮かんだ。こうして、グラフを音調表示に変換するソフトウェアのAudio Graph Descriptorが生まれた。周波数の変化を通じてグラフを心に描くことにより、自分を苦しめてきた複雑なグラフを理解できるようになっただけでなく、数学と科学に対する私の関心に再び火がつくことにもなった。これが技術の力である。

学校に通い続けるにつれて、技術に対する関心は高まっていった。私は、人々がその潜在能力を発揮できるようにする技術を開発するために、大学でコンピューターサイエンスを勉強したいと考えていた。そして大学に入ると、同様のビジョンを共有する人々と出会った。米国では、何人かの障がいのある開発者と出会って嬉しい驚きを覚えた。インドにはそうした人たちがほとんどいないためである。日々の課題を自ら体験することで、私はそうした課題に、障がいのある人たちのコミュニティのアクセシビリティを強化するための変革的アイデアを、ブレインストーミング、概念化及び実行するための資質が十分にあることに気づいた。

私は幸運にも、ボランティアの方が目の不自由なユーザーのしているものをリアルタイムで説明できる拡張現実メガネや、コンピュータービジョンを利用して物体及びテキスト認識や情景記述を支援するアプリ、あるいは視線を利用して動き回る車いすや、リアルタイムでの自動字幕作成の大幅な進歩など、こうしたアイデアのいくつかを試してみることができた。

技術と障がいに関するアドボカシー（政策提言）に夢中になっている一人の若者として、私はこれらの技術にかつてないほどの興奮を覚えており、「障がい」という言葉を、単にちょっと気になるものへと格下げすることになる、近い将来の新たな革命的技術の登場が待ちきれない。

最近及び近い将来の技術は非常に役立つものではあるが、依然として懸念がある。全世界の障がいのある人々の大半は、この技術の消費者ではあるがイノベーターではない。しかし障がいがあってもエンジニアとして成功している人が何人もいることから明らかのように、障がいは優れた技術力を身につける上での障壁にはならない。それゆえに、障がいのある人々が技術



デジタル技術によって、マレーシアのクアラランプールに住むこの目の不自由な少年のような障がいのある子どもたちに、機会がもたらされている。この少年は、音声変換ソフトウェアを利用して授業に参加している。© UNICEF/UNI182589/Pirozzi

を潜在的なキャリアの道と考えるように促し、さらに重要なこととして、そのために必要な支援とリソースを提供する差し迫った必要性がある。

同様に、いくつかのアプリケーションやウェブサイトは、アクセシビリティ基準に準拠しておらず、全世界の10億人を超える障がいのある人々が、そうした機会の逸失を余儀なくされている。これは単にアクセシビリティの訓練が不足しているためだけでなく、障がいに対する認識の欠如も原因となっている。そのため、

この分野における私たちの取り組みを強化することが重要となる。私は、それぞれ独自のささやかなやり方で取り組んでいる私たち全員が、技術の無限の可能性に真に気づくことを楽しみにしている。

カーティク・ソーニーさんは、人工知能に重点を置いて、スタンフォード大学でコンピューターサイエンスの理学修士号の取得を目指している。彼が技術的関心を寄せているのは、機械学習、自然言語処理、アクセシビリティ及び支援技術である。



障がいは、優れた技術力を身につける上での障壁にはならない。

## デジタル世界に向けて、子どもたちは何を知る必要があるか

子どもたちは、デジタル技術で満ち溢れた生活に向けて、さらにしっかりと準備を整える必要があるということが、次第に認識されてきている。ヨルダンのザータリ難民キャンプで暮らす一人の母親が述べたように、「私の時代には、リテラシーのない人というのは読み書きができない人のことだった。でも今は、リテラシーのない人というのはインターネットの使い方を知らない人のことを言う。私は自分の子どもたちに、リテラシーのない人間にはなって欲しくない。これは本当に重要なことである。子どもたちにより良い未来が訪れることを望んでいる」<sup>70</sup>。

しかし、デジタル時代において「リテラシーがある」とはどういう意味なのだろうか。もっと幅広く言えば、オンラインのリスクを回避して機会を最大限に活用するためには、子どもたちにどのようなスキルや特性が必要とされるのだろうか。これらの質問に対して、親、教師、政策立案者及び学術関係者から数多くの回答がもたらされており、そのほとんどは、「デジタル（及びメディア）リテラシー」と「デジタル市民権」という、二つの広範な概念にグループ分けすることができる。これらの概念の定義は、いずれもばらつきがあり重複していることも多く、それが子どもたちのための教育プログラムの設計に影響を及ぼす可能性がある。例えば、一部のスキルや特性が過度に重視され、その他の部分にしわ寄せがいく場合がある。

では、これらの概念をより明確に定義するとしたら、どのようなものが考えられるだろうか。

### デジタルリテラシー：

Global Kids Online、ユネスコ及びその他による取り組みでは、4セットの能力が特に強調されている。子どもたちは、以下のことができるべきである。

1. デジタル環境におけるアクセス及び活動を安全かつ効果的に行うこと
2. 情報を批判的に評価すること
3. デジタル技術を通じて、安全に、責任を持って、かつ効果的にコミュニケーションを取ること
4. デジタルコンテンツを作成すること

デジタルリテラシーの価値は、幅広く認識されている。デジタルメディアと子どもたちの権利に関する2014年一般討論の日(2014 Day of General Discussion)の中で、国際連合子どもの権利委員会は加盟国に対して、自国の学校のカリキュラムにデジタルリテラシーを盛り込むというという任務を課した<sup>71</sup>。また、幼い頃から子どもたちのデジタル及びメディアリテラシーを育成することは、21世紀における効果的な民主主義社会のための、極めて重要な前提条件としても認識されている。

たとえ定義が曖昧な場合があるとしても、デジタルリテラシー及びデジタル市民権を教えることの全体的な目標は明確である。それは、子どもたちがデジタル世界においてオンラインのリスクを回避し、オンラインの機会を最大限に活用し、自らの権利を全面的に行使できるようになるスキルと知識を身につけさせることである。特に最後の点は重要である。Global Kids Onlineの調査結果では、ほとんどの若者がオンラインコンテンツを共有し、多くが動画を制作しているが、彼らには、オンラインの機会の重要な領域である市民参加に向けて「機会のはしご」を上るために必要な、デジタルスキルやデジタル知識が欠如している場合が多いことが示されている<sup>73</sup>。

### デジタル市民権：

デジタル市民権の初期の定義は幅広いものが多かったが、最近の研究では、同テーマに関する指導の焦点を改善させるため、あるいは学習目標の特定を確実にするためなど、いくつかの理由からより狭い定義が支持されている<sup>72</sup>。以下の二つの原則が、デジタル市民権の中心的要素として周知されている。

1. 他者に対する礼儀正しく寛容な振る舞い
2. オンラインでの市民的社会参画

ブルガリアのApplied Research and Communications Fundにおける「より安全なインターネット」プログラム(Safer Internet programme)のエキスパートのペタル・カンチェフ(Petar Kanchev)氏、ミドルテネシー州立大学ジャーナリズム学部のサンジャイ・アシュタナ(Sanjay Asthana)氏及び世界子供白書のレポート・チームからの寄稿調査報告に基づく。

## 特集：ICTが人道的活動をどのように支えているか

過去2年間にわたり、ソマリアの広い範囲を干ばつが襲っており、田園地方では土地が荒廃し、人々は町や都市での支援を期待して自宅を離れざるを得なくなっている。この古来の景観の中で、支援の一部は最も近代的な形で提供されている。各世帯の携帯電話に直接入金されるデジタルキャッシュである。この支援は、親や子どもたちにとって救いの神である。ある父親がオックスファムの職員に語ったように、「私たちはお金の使い方を決めることができる。どの食べ物を買うか、自分たちにどれだけの水が必要であるか、子羊のために干し草を買うか、あるいは子どものための教育にお金を注ぎ込むかを、自分たちで決められる」。

デジタルキャッシュは、ICTが、人道上の緊急事態やその他の困難な状況を乗り切ろうとしている子どもたちやその家族を支援するために、どのように利用されつつあるのかを示すほんの一例にすぎない。その効果は数多くの分野で見られる。例えば、ICTによってコミュニケーションが向上することで、人道的活動に従事している人々が、危機の際に対応をより適切に調整し、また被災者に絶えず最新情報を提供することができるようになってきている（31ページの「故郷のはるか遠方からつながりを保つ」のコラムを参照）。

### 健康上の緊急事態におけるビッグデータ

健康上の緊急事態の際に、デジタル技術を利用して何百万人もの命が救われている。例えば、疾病が発生しているときに、モバイルネットワーク・プラットフォームを利用して、感染者とその影響を受ける世帯に、救命情報、生活必需品及び経済的支援を提供することができる<sup>74</sup>。ウガンダでは、エボラ出血熱国家対策部隊が、mHealthプラットフォームのmTracを運用できるようにした。mTracは、SMSを通じてリアルタイムでコミュニティや保健スタッフからの警報や監視を可能にするものである。同様のツールであるmHeroは、リベリアでのエボラ出血熱発生の際に利用され、国内保健スタッフ登録台帳の更新のサポート、コミュニケーションの強化及び重要な保健サービスに関するリアルタイムデータの提供が行われた<sup>75</sup>。

健康上の緊急事態及びその他の人道的状況の管理に役立てるための「ビッグデータ」の利用は、次第に大きな関心を集めつつある。例えば、携帯電話からのビッグデータ（傾向分析に利用できる大規模なデータセット）により、疾病の発生時に不可欠な情報を提供して、国がより効果

的に対策を講じたり、さらには発生した疾病が流行するのを防いだりすることを支援できる。

2013年のパキスタンでのデング熱の発生の際には、Telenor Pakistanの約4,000万人に上る加入者の匿名化された通話データを利用して、疾病の蔓延とタイミングが予測され、国家的対応メカニズムの強化に貢献した<sup>76</sup>。

ジカ熱が発生した際には、ジカ熱の拡散パターンと潜在的な発生地帯をより正確に把握するために、ユニセフと、世界規模で旅行業界に技術サポートを提供するアマデウスがパートナーを組んで、全世界の旅行データの分析を行った<sup>77</sup>。

同様に、緊急事態の際にリアルタイム情報を利用して命を救うための人道的対応を支援するために、ユニセフのパイロット・イニシアティブである「マジックボックス」の展開が進められている<sup>78</sup>。マジックボックスでは、携帯電話の使用などから匿名化されたリアルタイムデータを収集して、人間の活動をより詳しく把握する。次いでそのデータの分析を利用して人道的



携帯電話データは、国がより効果的に対策を講じ、発生を完全に防ぐために役立っている。



ICTは、2014年のリベリアでのエボラ出血熱発生などの人道的危機の際に、次第に大きな役割を果たすようになってきている。© UNICEF/UNI176804/Ryeng

危機の管理を改善し、警報を出すとともに必要な対応や復旧を支援する。

るかななどの基本情報を収集している。

## 教育、緊急事態及び ICT

今日では全世界において、紛争地帯に暮らす2,700万人の子どもたちが学校に通っていないと推定されている<sup>79</sup>。本、十分な教室、訓練を受けた教師などのリソースの不足が、緊急事態の際の子どもたちの教育に対する主要な障害である。

デジタル技術は、子どもたち及び教師のための遠隔学習の機会創出の促進、緊急事態の際の教育活動の調整の改善、教育情報の拡散、デジタルカリキュラムの開発及び普及の支援を通じて、こうしたギャップを埋めることに役立つ。

また ICT は、政府や地方自治体が、緊急事態や慢性的な危機の際に教育制度をより適切に管理するのに役立つ。例えば、暴力と混乱のために多くの子どもたちが非就学を余儀なくされている中央アフリカ共和国では、政府が携帯電話ベースのデータ収集システム EduTrac を利用して、到達しづらい地域もすべて含め、どの学校が機能していて何人の生徒が学校に通ってい

## 生体認証、難民及び社会的保護

近年の人道的状況において際立った ICT の応用のひとつが生体認証を利用した難民の身元登録であり、これは難民に必須サービスを提供するために利用される。生体認証では、顔、虹彩、指紋など各個人の身体的特徴を利用して、固有の身元記録が作成される。人道的活動においては、すでにアフガン難民の本国送還やヨルダンのシリア難民への送金のために虹彩スキャンが利用されている<sup>80</sup>。

実際のところ、生体認証にサポートされているか否かにかかわらず、送金システムが、ICTによって大きな恩恵を受けている人道支援のもうひとつの側面となっている。こうした送金はモバイルマネー・システムを通じて管理されるようになってきており、その範囲が拡大するとともに効率性も向上している。

モバイルネットワーク事業者の業界団体であ



デジタル決済により、送金プログラムの範囲が拡大するとともに効率性も向上している。



るGSMAのデータによれば、難民を受け入れている国の多くでは、正規の銀行制度よりモバイルマネー・ネットワークの方が発展している<sup>81</sup>。人道的状況における送金は、さまざまな形で子どもたちの生活を向上させる。その理由のひとつとして、支払いを受ける家庭が、食べ物、住居、保健、教育など子ども特有のニーズへの支出を優先させることが挙げられる<sup>82</sup>。また、デジタル決済では、受取人に基本取引口座が提供されることで、より長期的な経済的インクルージョンも促進されることになる<sup>83</sup>。

## 非常事態の際のデータの収集や共有における倫理とプライバシー

非常事態の際のデータの収集や共有にデジタル技術を利用することには、明らかなメリットがある。しかし一方で、重要な倫理的問題も生じてくる。そこには、デジタル革命によって、増え続ける大量のデータの生成、アクセス、伝送を行うことができる人が変わりつつある現状が反映されている<sup>84</sup>。

難民（その権利、安全及び尊厳）の保護と同様に、リスクが正当な適時の介入によって適切に対処されていることを確実にすることも人道的原則の基礎である。人道的状況においては、特に子どもたちや青少年期の少女など弱い立場にあるグループが、暴力、虐待及び搾取のリスクにさらされる。技術によってデータと個人の身元が結びつけられることで、意図的であろうと不注意からであろうと、危害をもたらすような形でデータが漏洩したり悪用されたりし得るリスクが必然的に高まる。

難民や移民の場合には、データ漏洩によってもたらされる結果は、生死に関わる重大な問題となる可能性がある。悪意を持った人間の手に渡ると、データが、民族性、移民ステータス、あるいはその他の身元を示す情報に基づいて人々を特定し、標的にするために利用される恐れがある。

データサイエンスのガバナンスに対する、より広範で理にかなった倫理的枠組みがなければ、子どもたちが最も深刻かつ長期的に苦しむことになるかもしれない<sup>85</sup>。プライバシーの侵害がその後の人生に及ぼす総合的な影響が、現時点

ではほとんど予測できないためである。人道問題担当国連事務次長のステファン・オブライエンが主張しているように、「とりわけ紛争状況下では、プライバシーの保護及び機密データの適切な取扱いを確実にすることは、私たちのコミュニティにとって、データ主導になるにつれて重大な問題となっている」<sup>86</sup>。

データの収集、使用及び管理に対する共通基準を確立することは、人道分野全体の任務である。文書では、同分野における強固な枠組みの構築に着手するために最低限の基準を確立すべき領域として、以下の3つの領域が提案されている。

- **権利、プライバシー及び同意。** データの使用とプライバシー保護を律するための、共通の倫理基準が必要とされる。
- **データの共有及び保持。** 誰がいつデータを共有すべきかについての明確な指針が必要とされ、またどのようなソースからのどのようなデータを、どのような目的でどれだけの期間にわたって保持すべきかに関する規約が必要である。
- **弱い立場にある人々の保護。** 特定のタイプのデータの共有や使用によって、特定のグループが直面するリスクがいかんして高まり得るかに対する、共通の理解が必要とされる<sup>87</sup>。

現地の人道的組織が、データの収集や共有に関する法的な具体性への取り組みより、緊急事態への対応に大きな重点を置くのは無理もないことである。しかし、緊急事態やその他の状況下で、デジタル技術の潜在能力から十分な恩恵を受けるためには、とりわけ子どもたちや青少年を含む世界で最も弱い立場にある人々の、プライバシーや基本的権利をどのように尊重するかに関する懸念に、国際社会が同時に取り組まなければならない。



データ漏洩によってもたらされる結果は、生死に関わる重大な問題となる可能性がある。

---

# 第2章

## デジタル・デバイド： すり抜けていく機会



エマヌエラ・アイビ  
(Emmanuella Ayivi)さん(15歳)  
ベナン

---

「ベナンには、デジタル技術やインターネットにアクセスできない若者や子どもたちが大勢います。こうしたデジタル世界へのアクセスの欠如のために、若者たちが著しく不利な立場に置かれています。私は、インターネットアクセスの欠如が深刻な問題となった状況に何度も陥ったことがあります」

デジタル世界においてつながっていないということは、21世紀の職場に向けた学習、コミュニケーション及びスキル開発の新たな機会を奪われていることを意味する。こうしたアクセスやスキルのギャップを特定して埋めていかない限り、インターネット接続は機会を均等化するどころか、逆に不公平を増幅させ、何世代にもわたって続く剥奪の連鎖をさらに悪化させることになりかねない。

デジタルアクセスやデジタルスキルが、ますます子どもたちの未来に影響を及ぼすようになってきている世界において、グローバルな接続性に関する状況は悩ましいものである。全世界の若者たち（15～24歳）の29%強（つまり3億4,600万人）が、インターネットを利用していない<sup>1</sup>。現在インターネットを利用していない若者の10人中9人近くは、アフリカ、アジア太平洋地域に住んでいる。非利用者の割合が最も高いのは、アフリカである。

アクセスの格差は、低所得国において特に顕著である。バングラデシュとジンバブエでは、15歳未満の子どもたちの中でインターネットを利用しているのは、わずか5%にも満たない。

こうしたデジタル・ディバイドには、富裕層と貧困層、男性と女性<sup>2</sup>、都市部と農村部、ならびに教育を受けた人々と受けていない人々との間の、より幅広い社会経済的格差が反映されている<sup>3</sup>。例えば、先進国では81%の人々がインターネットを利用し、開発途上国の割合（40%）の2倍を上回っており、一方で開発途上国の利用者の割合は、後発開発途上国の割合（15%）の2倍を上回っている<sup>4</sup>。

しかし、デジタル・ディバイドは、単にインターネットとつながっている人々とつながっていない人々を区別するだけのものではない。より深く掘り下げた、人々（子どもたちを含む）がどのように情報通信技術（ICT）を利用しているかということ、さらにはオンライン体験の質にも関係するものである。これらはいずれも、ユーザーのスキルや教育の水準、使用している機器のタイプ、家計所得、自分たちの言語のコンテンツの有無などの要因を反映して、大きな相違が生じる可能性がある。初めてインターネットに接続する子どもたちの一部は、自分たちが入り込んだデジタル空間において、彼らの言語、文化及び関心事項が見当たらないことによって、これらが特異であることに気づく。

こうしたことがなぜ問題なのだろうか。子どもたちが常にインターネットに接続しているか、時々接続しているか、あるいはまったく接続し

ていないかにかかわらず、今日の子どもたちは、誰もが技術と情報を原動力とするデジタル世界の中で成長しているのである。短期的には、インターネットにつながっていない子どもたちは、豊富な教育リソース、全世界の情報へのアクセス、及びオンラインでの学習の機会を逃しており、また新たな交友や自己表現を探究する道も断念していることになる（「特集：インターネットにつながった子どもたち」を参照<sup>5</sup>）。

障がいのある子どもたちなどの恵まれない子どもたちにとって、インターネット接続が意味するものは、社会的疎外と平等な機会との差であるだろう。また移動を余儀なくされている子どもたちにとっては、より安全な道のり、家族と連絡を保つチャンス、及び外国で仕事や教育の機会を見つけるより良いチャンスとなるだろう<sup>6</sup>。

子どもたちがおとなになって労働の世界に入ると、インターネット接続は次第に、生計を立てられるか否かの違いを意味するようになる。デジタル技術にアクセスでき、それらを最大限に活用するスキルを持っている人たちは、インターネットにつながっておらずスキルもない人々よりも有利な立場に立つことになる。おとなたちの状況から得られたエビデンスにおいて、デジタル技術の恩恵は、それを活用するスキルを持った人々にもたらされることが示されている<sup>7</sup>。

世界で最も裕福な国々から得られた経済協力開発機構（OECD）のデータによれば、ICTの経験は、オーストラリアや米国のような国々に



インターネット接続は次第に、生計を立てられるか否かの違いを意味するようになる。

コートジボワールの町オ  
ディエンネのこの少年のよ  
うに、アフリカの子もた  
ちは、インターネットアク  
セスにおいて携帯電話に大  
きく依存しており、そのた  
めに彼らは、「次善の」オ  
ンライン経験しか得られな  
いリスクにさらされてい  
る。© UNICEF/UN061732/  
DEJONGH



において、労働力への参入と賃金に大きな影響を及ぼしている。ICTの経験のないおとなたちは、たとえ雇用されたとしても、ICTスキルを持った人たちより所得が少ないケースが多かった<sup>8</sup>。インド<sup>9</sup>やチュニジア<sup>10</sup>などの国のおとなたちを対象にしたその他の調査でも、同様の結果が示されている。

インターネット接続により、機会が均等化されるのではなく、むしろ不公平が推進される可能性があるというリスクは、現実的であるとともに差し迫ったものでもある。日常生活のあらゆる側面に組み込まれるようになり、しかもそれが並外れたペースで進行しているモバイル技術について考えていただきたい。世界銀行の「世界開発報告 2016：デジタル化がもたらす恩恵」で指摘されているように、「開発途上国では、電気やきれいな水を利用できる世帯数よりも携帯電話を保有している世帯数の方が多く、開発途上国の人口の5分の1の最貧困層でも、70%近くが携帯電話を保有している」。携帯電話を通じたインターネット接続によって格差が縮小されるのは、まだまだ先のこともかもしれない。しかし、新興経済国を含めた多くの国において、スマートフォンの採用が急増していることに伴い<sup>11</sup>、集約型アクセスがどのようなものになるか、あるいはすでにどのようなになっているかは容易に想像がつく。

インターネット接続は、単に「現代の新たな必需品」であるだけでなく<sup>12</sup>、それにより、他の手段では最貧困層の子どもたちが逃れられないかもしれない、何世代にもわたって続く不利な立場の連鎖を断ち切る可能性ももたらされる<sup>13</sup>。

## インターネットにつながっていない子どもたちは誰か

子どもたちのインターネットへのアクセスとその利用に関する世界規模のデータは、入手することが困難である。多くの国では関連データの収集が行われておらず、またたとえ行われていたとしても、「子どもたち」に含む年齢幅にばらつきがあることが多く、データの均一性に問題が生じている。しかし、現存する社会経済的格差が、どの子どもたちがインターネットに接続でき、どの子どもたちができないかというこ

とに大きく影響している点は明白である。

現在インターネットを利用していない若者（15～24歳）の10人中9人近くは、アフリカまたはアジア太平洋地域に住んでいる<sup>14</sup>。またアフリカは2017年時点で、インターネットへの接続率が高いと考えられることの多い人口区分である15～24歳の非利用者の割合が、最も高い地域でもあった（図2.1及び2.2を参照）<sup>15</sup>。

こうしたアクセスの格差は、一部の低所得国において特に顕著である。バングラデシュとジンバブエでは、15歳未満の子どもたちの中でインターネットを利用しているのは、20人に1人未満である（図2.3を参照）<sup>16</sup>。これらの国の子どもたちの場合、インターネット接続の質の低さという問題に、データ料金の高さが輪をかけているものと思われる。携帯電話のブロードバンド接続料が最も手に届きにくい価格である国の大半は、アフリカ及びアジア太平洋地域の後発開発途上国の中に数えられる<sup>17</sup>。

データ量が十分ではないが、カメルーン、マラウイ、ジンバブエなどの国々の若者たち（15～24歳）の、都市部と農村部の間のデジタル・ディバイドに関する入手可能なデータにおいても顕著な格差が示され、これらの国の農村部の若者は、極めて低レベルのインターネット接続しか経験していないことが分かる（図2.4を参照）。

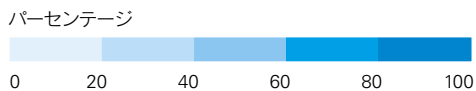
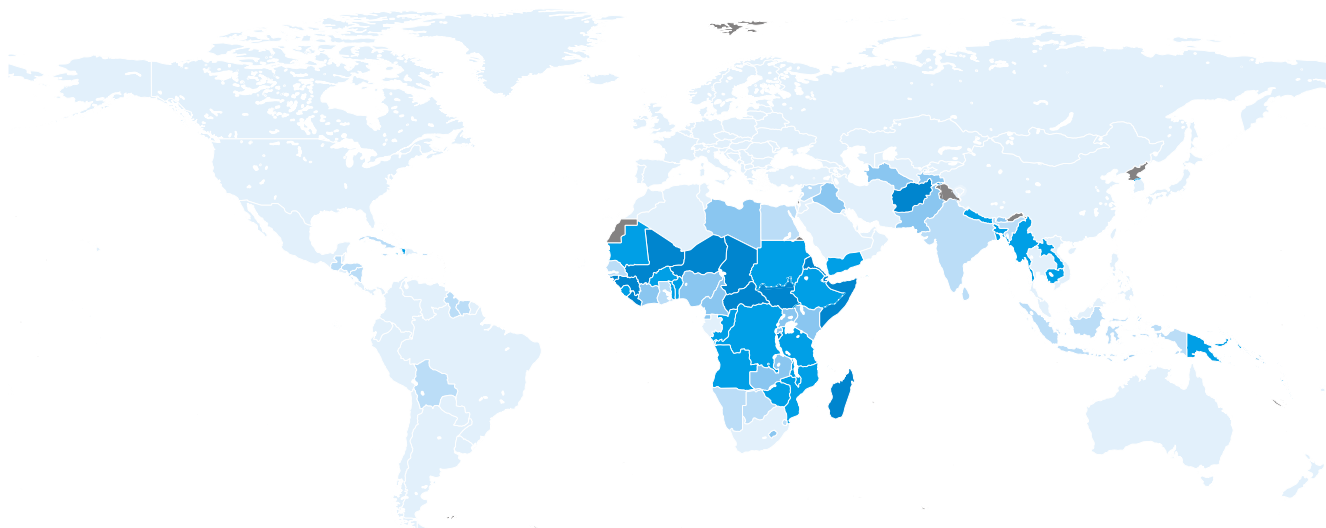
しかし、子どもたちがアクセスの障害に直面しているのは、低所得国においてだけではない。たとえインターネット接続率の高い国であっても、子どもたちが各自のオンラインニーズを満たせるかどうかは、家計所得に大きく左右される。

2015年に、OECD生徒の学習到達度調査（PISA）により、コンピューター及びインターネットのアクセスに関して、恵まれている生徒と恵まれない生徒との間にかなりの相違があることが明らかになった。あらゆる国や経済圏を含めた全体の平均で見ると、恵まれている生徒は、88%が自宅に2台以上のコンピューターを保有していたのに対して、恵まれない生徒の場合には55%にすぎなかった。また、インターネットアクセスにおける差異も明白であった。



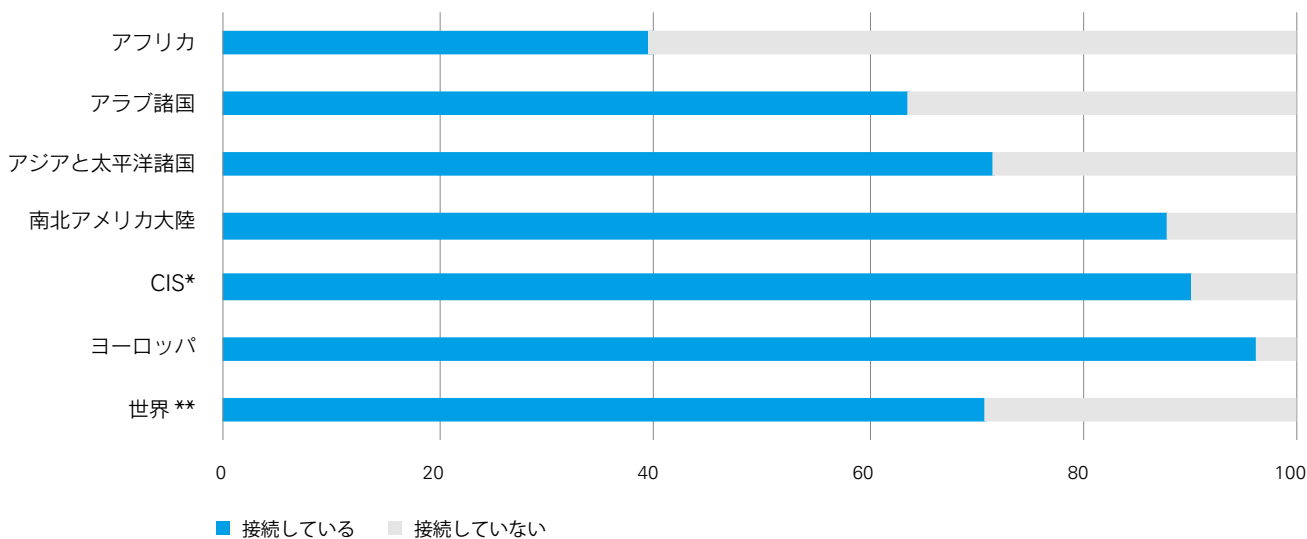
たとえインターネット接続率の高い国であっても、子どもたちが各自のオンラインニーズを満たせるかどうかは、家計所得に大きく左右される。

**図 2.1 低所得国の若者のインターネット接続率が最も低い**  
 インターネットを利用していない若者（15～24歳）の割合（%）



出典：International Telecommunication Union (ITU) estimates, 2017.  
 注：この地図には、国または地域の法的地位や国境の画定に関するユニセフの立場は反映されていない。点線は、インドとパキスタンによって合意されたおおよそのジャム・カシミール停戦ラインを示している。ジャムとカシミールの最終的な状態は、まだ両国によって合意されていない。スーダンと南スーダンの間の最終的な境界線は、まだ確定されていない。アビエイ地区の最終的な状態は、まだ確定されていない。

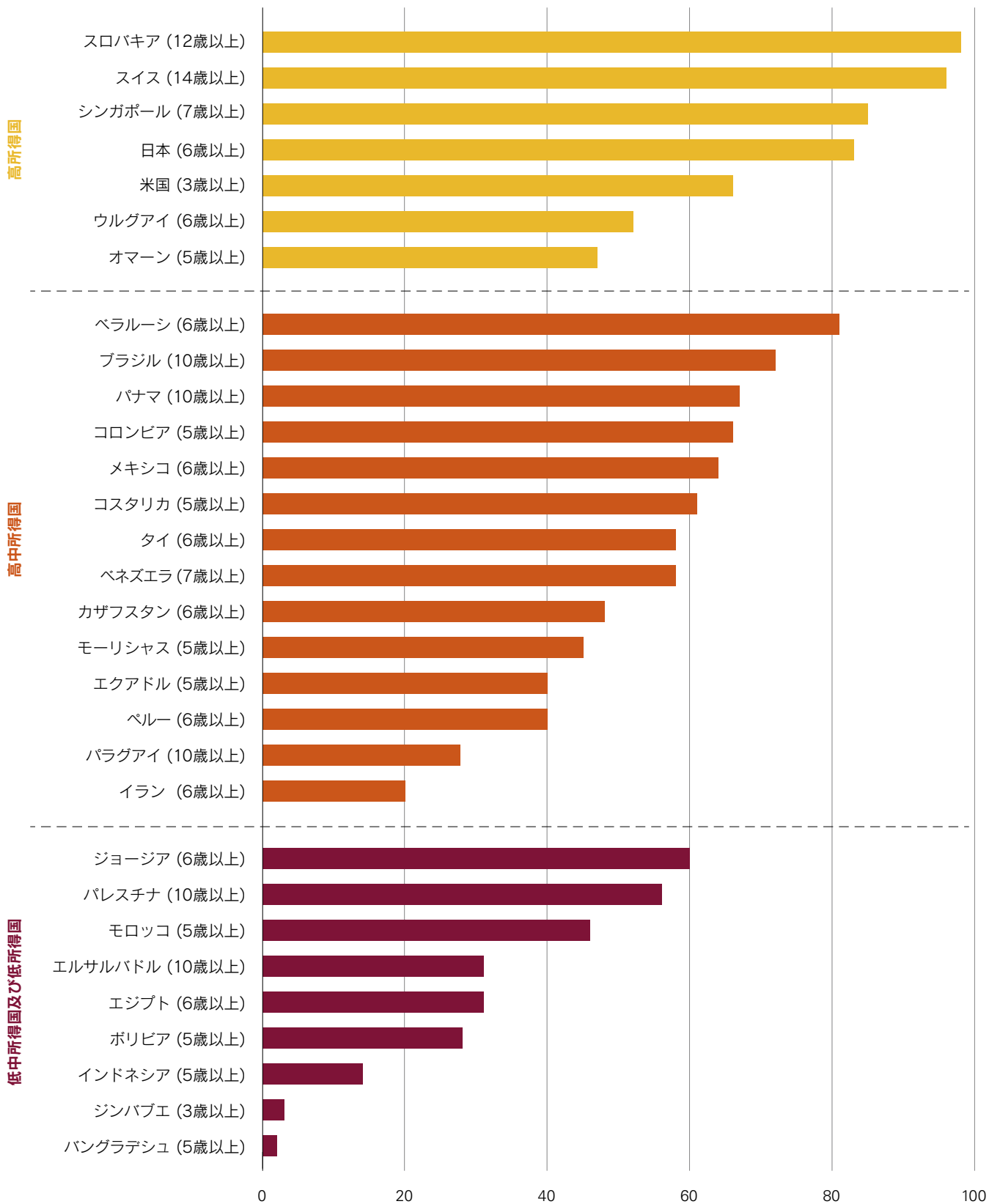
**図 2.2 アフリカの若者のおよそ5人に3人はインターネットに接続していない**  
 地域別の、インターネットを利用していない15～24歳の若者のパーセンテージ（2017年）



\* 独立国家共同体  
 \*\* 「世界」の推定値には、どの地域にも含まれないいくつかの「その他の経済圏」が含まれる。  
 出典：International Telecommunication Union (ITU) estimates, 2017.

図 2.3 最低所得国の子どもたちのインターネット利用率が最も低い

特定の国と地域の、インターネットを利用している 15 歳未満の子どもたちのパーセンテージ (2012 ~ 2016 年)



注：所得分類は、2017 年 8 月現在の世界銀行の所得分類に準じている。

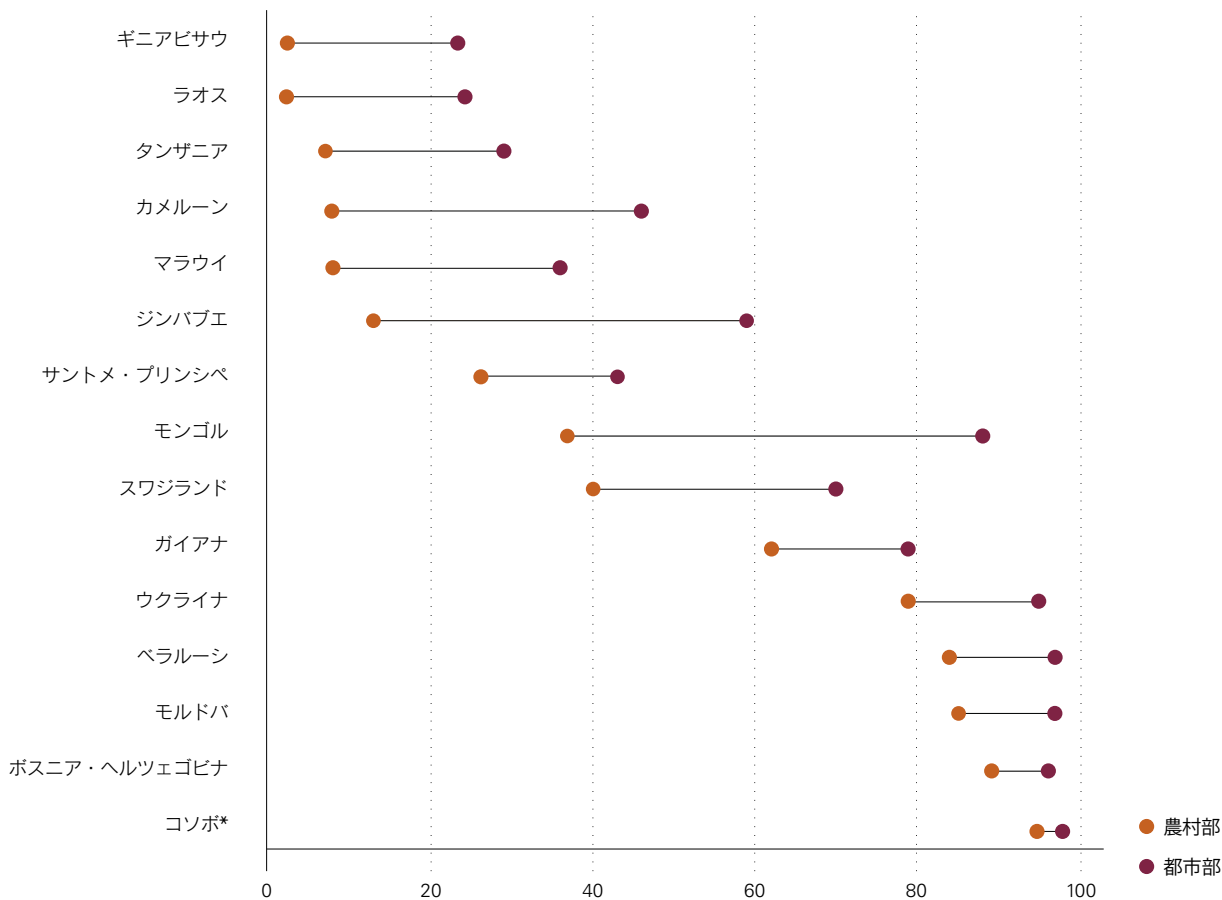
40の国と経済圏の社会経済的に上位4分の1に区分される世帯では、実質的にすべての生徒(99%)が自宅でインターネットに接続することができたが、15の国の下位4分の1に区分される世帯では、これに該当する生徒はわずか2人に1人であった<sup>18</sup>。

こうした国々の間におけるアクセスの不平等は、デジタル時代の需要を満たすことができない子どもたちに対する、既存の不平等を増幅させる恐れがある。自宅でブロードバンドにアクセスできないことで低所得世帯の学齢の子どもが不利な立場に置かれる、米国の宿題格差のケースがその分かりやすい一例である（「宿題格差に注意」のコラムを参照）。

### 根強い男女間格差

世界的に男性の方が女性よりインターネット利用者が多く、さらにこの格差は狭まるどころか広がっている。男女間におけるインターネット利用の世界的な格差は、2013年の11%から2016年には12%へと拡大した<sup>19</sup>。この格差は、一部の低所得国において特に顕著である（図2.5を参照）。グローバルな観点で見ると、男女間のデジタル・ディバイドは、デジタル開発のためのブロードバンド委員会（Broadband Commission for Digital Development）の2015年の報告書によれば「より幅広い社会的

**図 2.4 農村部の若者の方がインターネットの利用率が低い**  
 特定の国における、この1年の間にインターネットを利用した15～24歳の若者のパーセンテージ（2012～2016年）



出典：UNICEF analysis based on Demographic and Health Surveys and Multiple Indicator Cluster Surveys.

\* コソボへの言及は、すべて国連安保理決議 1244（1999年）の観点に基づく。



な男女不平等を反映しており、克服することは極めて困難」であることが判明しつつある<sup>20</sup>。

この格差の背景には何があるのだろうか。22の低所得国及び中所得国を対象にした2015年のGSM アソシエーション（GSMA）の調査により、さまざまな社会経済的及び文化的な障害（特に、社会規範、教育水準、技術リテラシーの欠如、及び自信の欠如）によって、少女や女性の携帯電話の利用が妨げられる傾向があることが判明した<sup>21</sup>。女性の方が男性より携帯電話の利用の頻度も集中度も低く、インターネットへ

のアクセスなどさらに高度な利用に関しては特にその傾向が強く見られた<sup>22</sup>。

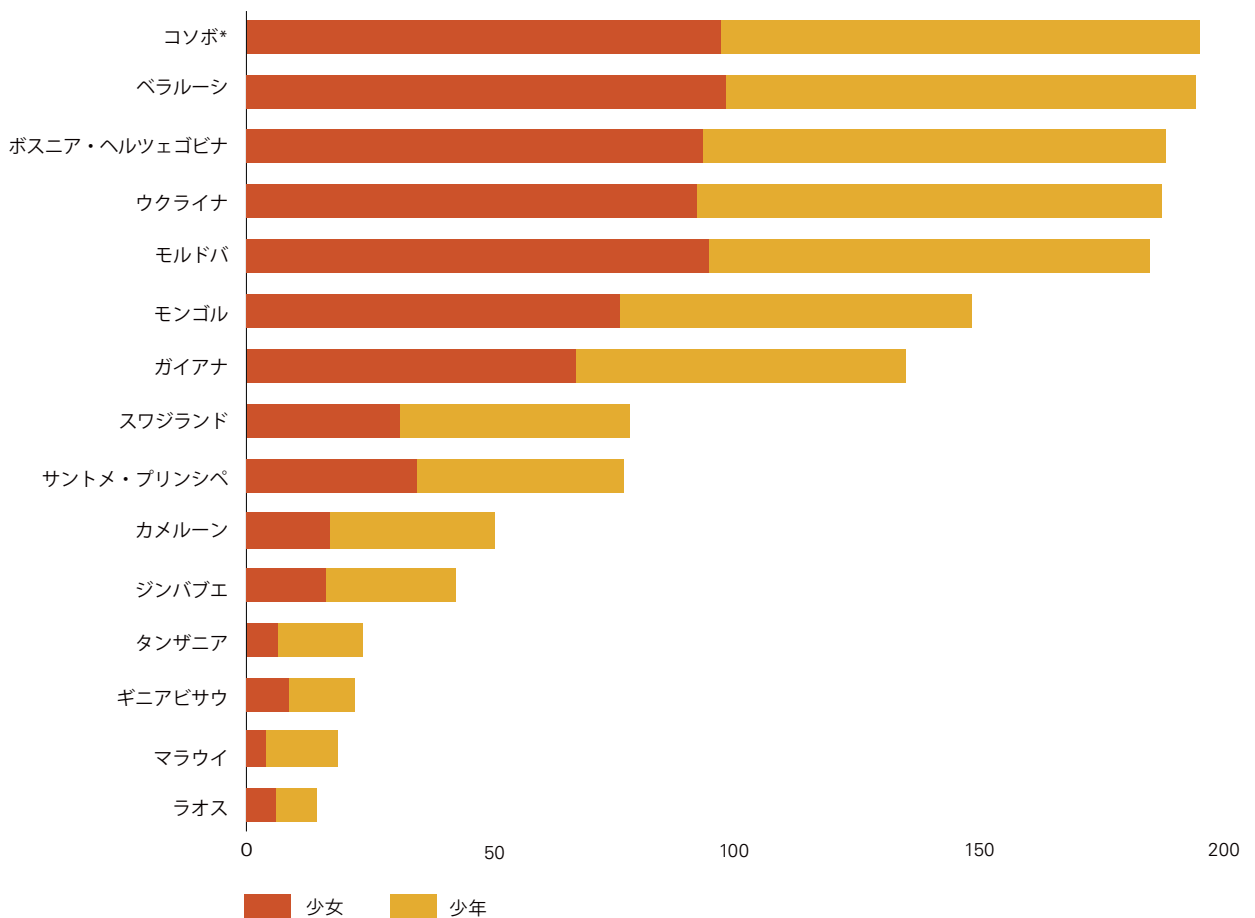
国レベルの事例を見ると、少女や女性が直面している障害のタイプを感じ取ることができる。全インターネット利用者の中に女性が29%しかいないインドでは、農村部の少女たちは、単に性別だけを理由にICTの利用を制限されることがしばしばある。ラジャスタン州の農村部に位置するある村の統治組織関係者は、少女には携帯電話やソーシャルメディアの利用が許されていないと述べた。ウツタルプラデシュ州にある別の村では、未婚の少女の携帯電話の使用（及びジーンズとTシャツの着用）を禁止してい



インドでは、全インターネット利用者のうち女性は29%しかいない。

図 2.5 インターネット接続率の低い国では、少女たちの接続率が最も低い

特定の国における、この1年の間にインターネットを利用した15～19歳の若者のパーセンテージ（2012～2016年）



出典：UNICEF analysis based on Demographic and Health Surveys and Multiple Indicator Cluster Surveys conducted 2012–2016.  
\* コソボへの言及は、すべて国連安保理決議 1244（1999年）の観点に基づく。



視点

## デジタル技術が どのようにして 明るい未来を導くか

カリム・サイ  
(Karim Sy)氏と  
ローラ・マクレット  
(Laura Maclet)  
氏



デジタル技術が私たちの生活のあらゆる面に浸透しつつあるのは、言うまでもないことである。しかし、すべての人々に機会をもたらすインクルーシブな（誰もが受け入れられる）情報社会への移行は、世界規模の大きな課題である。新しい技術は、私たちに世界に対する異なった視点をもたらし、新たな角度から問題に取り組むことを後押ししてくれる。だからこそ、こうした技術が極めて重要なのである。

アフリカの人々は、そのことを熟知している。アフリカにおける技術的進歩のペースは世界のどこよりも速く、2010年から2015年までの間に、携帯電話加入率は70%も跳ね上がっており、今では大陸の人々のほぼ半数が携帯電話契約を結んでいる。デジタルや技術の状況が一律でないにもかかわらず、それらの技術は次第に日常生活の本質的な要素になりつつある。これは農村部においてさえ言えることで、農村部では人々がモバイル技術の受け入れに意欲を示している。農業、保健、教育といった分野全体において、新しいアプリが絶えず登場している。その最たる例がFarmdriveである。これは、携帯電話を利用して、ケニアの農村部の小規模農家と金融機関とをつなぐイニシアティブである。

モバイルインターネットは、さまざまな分野で新たな機会の前触れとなっており、銀行分野に革命をもたらしているモバイルバンキングの成功が、今度は教育に対する革新的アプローチをもたらそうとしている。2050年までに、世界の人口増加の過半数がアフリカで生じることが予想され、またある推計によれば、現在小学校に通い始めている子どもたちの65%が、まだ存在していない仕事（人工知能、機械学習、ロボット工学、3D印刷、及びナノテクノロジー分野の仕事）に就くことになる。これらの新しい職業の登場に伴い、人々には、人生を通して学習しスキルを習得し続けることが必要とされ、そして私たちは、適応する方法を身に付けなければならなくなる。またインターネットにより、遠隔地の人々が単純な活動によって収入を得る新たな機会も切り開かれつつある。デジタル業務の創出を通じて貧困の削減を目指すプロジェクトであるSamasourceは、エンパワーメントと基礎的なデジタル教育によって、いかにして価値創造が推進され得るかを示す最たる例である。

では、アフリカの子どもたちは、どうすれば将来成功するために必要なスキルを習得することができるだろうか。私たちは、今日の技術的進歩と社会的動乱の中で、どのようにして人々を教育していくべきだろうか。

技術は、人間的側面がなければ何の意味も成さない。したがって、もし私たちがすべての人々にデジタル機器を利用して欲しいと願うのであれば、私たちは知識を広範囲にわたって広めるとともに、技術と教育者のそれぞれの役割を再考する必要がある。インターネットは、知識へのアクセスを妨げる障害を着実に崩しつつあり、もはや知識へのアクセスは教室でのみ行われるものではない。技術とマルチメディアにより、新たな方法で学び、個別化された学習経路を構築する機会がもたらされている。しかし一方で、技術によって知識へのアクセスの道が開かれたことで、そうした新しいツールを使えない人々が取り残されるという現実的なリスクが存在する。それを解決する方法は、教師、起業家、親、技術業界、慈善団体や非営利団体、公共政策立案者の全員を関与させることである。もし子どもたちがデジタル技術の使い方を知り、なおかつ自分たちが必要とする支援を得られれば、彼らは技術的スキルと個人的スキルのまったく新しい世界にアクセスし、それを利用できるようになる。さらに、教育者はこれらの技術を自らの有利なリソースとして加え、従来の中央集権的なトップダウン式の公教育モデルを廃棄することができる。

現時点では、子どもたちには、彼らが潜在能力のすべてを発揮するために必要な、安全で安心できる学習機会が欠如している。デジタル革命は、単に新しいツールや技術の使い方を習得することのみを指すものではない。これは、人々の考え方と習慣の大規模なパラダイムシフトを示すものである。

Open Society Initiative for West Africa (OSIWA) が後援するJokkokidsプロジェクトでは、子どもたちがデジタル技術と、製作（日曜大工、リサイクル作業など）、自己表現、芸術などその他の分野とのつながりについて学ぶことができる、課外カリキュラム・ワークショップを設けている。これは、学習は何よりもまず、優れた指導、質の高い学際的コンテンツ、及び教師と技術の関係性から始まるという考えに基づいている。子どもたちが自らの能力に対して



自信をつけ、そのすべての潜在能力の発揮に向けて着実に進歩してくれることを望むのであれば、私たちは彼らに、他の教科とともにデジタルスキルを学ぶように促すべきである。これは、世界規模の教育界からのフィードバックに基づく、長期的な継続的能力向上のプロセスである。その狙いは、最終的にすべての子どもたちに恩恵をもたらすような取り組みを行うことである。

ジガンシヨルの訓練センターでは、NGOのFutur au Présentが、過去に児童労働に従事した経験のある6～10歳の少女たちと一緒に活動をしている。このプログラムは2014年に開始され、2016年までに60人の少女たちが働くのをやめて学校に戻った。18カ月後には、それらの少女たちの90%がクラスでトップの成績を収めていた。授業以外に、少女たちはJokkokidsプログラムに加え、NGOの国境なき図書館が運営するIdeas Boxプロジェクトにも参加している。このプロジェクトは、分野横断的なセッションを通じてデジタル・インクルージョンを促進するもので、セッションでは、子どもたちはフレンドリーで心地よい環境の中で、デジタル技術、ロボット工学、及び自己表現について学ぶ。

こうしたプログラムは、子どもたちが理論と実践のつながりを理解することに役立つ。課外カリキュラムの時間に自分たちが教室で学んで

きたことをおさらいし、新しいツールや教材に真剣に取り組む、そして自分自身及び周りの人々と世界について考えることで、子どもたちは、絶え間なく変化し続ける、複雑で、不明瞭で、曖昧な世界に適応するために必要なレジリエンス（回復力）を着実に構築していくのである。特に指導と学習において、私たちの物事の取り組み方について再考することが、かつてないほど切迫した必要に駆られている。しかしそうした変化は、私たちがすべての子どもたちを参加させて初めてもたらされ得るのである。

カリム・サイ氏は、成功を収めている連続事業家である。2010年に彼は、フランスと8カ国のアフリカ諸国で「クリエイティブスペース」のネットワークを運営する、オープン・イノベーション・エコシステムのJokkolabsを創設した。2012年からアショカのメンバーであるカリムさんは、一連のデジタル・イノベーション・プロジェクトを始動させ、アフリカと欧州の起業家エコシステムを活気づけている。彼は最近、フランスのエマニュエル・マクロン大統領から、アフリカのための大統領評議会（Presidential Council for Africa）のメンバーに任命された。

ローラ・マクレット氏は、JokkolabsのEducation & Training Clusterの調整業務を行っている。彼女は、政治学、言語学、及び情報科学の学位を保有し、中等学校の教師の資格を持つ。教育プログラムの設計、配備、及び普及を専門としている。

一部の国では、インターネット接続率が極めて低い。ジンバブエでは、15歳未満の子どもたちの中でインターネットを利用しているのは、わずか5%にも満たない。© NICEF/UN050415/MUKWAZHI



私たちの物事の取り組み方について再考することが、かつてないほど切迫した必要に駆られている。



# 青少年が考えていること…… 彼らのインターネット接続を 妨げている障害は何か

世界子供白書 2017 ワークショップ\*の参加者の多くが、インターネット接続の妨げとなる障害に直面していると述べた。中でも、限られた接続性が、彼らが直面している課題のトップに挙げられた。

「インターネットで調べ物をしたいのですが、通信の状態がものすごく悪いのです」東ティモールの16歳の少年

「接続が遅いです。すぐにシャットダウンしてしまうから、タブが全部消えてしまいます」チュニジアの16歳の少女

一方で、3分の1の国の参加者は、電力の不安定さを問題として挙げた。

「電気がありません」バヌアツの13歳の少女

接続性の問題は、農村部の方が深刻だった。

「田舎の方に行くと電波が来ていないため、みんなとコミュニケーションが取れず絶望的になります」パラグアイの14歳の少女

自宅や学校にデジタル機器がないことがもうひとつの障害となっており、相当数の参加者が、デスクトップコンピューター、ラップトップ、タブレット、あるいは携帯電話を定期的に利用することができないと述べていた。

「家にはコンピューターがありません」ブルンジの15歳の少女

「技術を利用することができません」ヨルダンの15歳の少年

多くの参加者が、家族間でデジタル機器を共用しなければならないと述べた。

「家では家族全員でiPadを共用しなければならないため、私はほんの少ししか使うことができません」モルドバ共和国の15歳の少女

あるいは、十分な性能を備えていない、もしくはバッテリーの弱った古いデジタル機器を使わなければならない、それがいら立ちの種となっていた。

「バッテリーがすぐになくなってしまったため、外出先で携帯電話を使うことができません」ウルグアイの14歳の少年

参加者は、できるだけ長くインターネットを利用できるようにするために、機器を切り替えるなどのさまざまな回避策を取っていた。

「僕のラップトップは、しばらく使っていると動きが遅くなってしまうため、この問題に対処するためにスマートフォンを併用しています」バングラデシュの17歳の少年

コストがもうひとつの障害となっており、「クレジット切れ」が、参加者から最も多く聞かれた課題であった。

「携帯電話を持っていましたが、電話をかけるためのクレジットがありませんでした」中央アフリカ共和国の14歳の少年

「お母さんに電話をして、弟が病気にかかっていることを伝えたいのですが、クレジットを使い果たしてしまいました」中央アフリカ共和国の10歳の少女

「再チャージするお金がありません」ペルーの16歳の少女

多くの参加者が、国がもっと多くのことをすべきだと考えていた。

「国は無料でインターネットを提供すべきです」中央アフリカ共和国の10歳の少女

「政府はインターネットの利用料を下げるべきです」バングラデシュの17歳の少年

参加者はインターネット接続に対して、プライバシーの喪失に対する懸念など、その他の障害にも直面していた。

「時々、ハッキングのようなサイバーセキュリティの問題のために、どこかのウェブサイトに入ることを怖いと感じることがあります」バングラデシュの16歳の少年

「自分のプライバシーのことが心配で、インターネットに接続することを躊躇してしまいます」タイの少女（年齢は未回答）

また校則も障害となっており、多くの参加者が、**私有のデジタル機器を学校に持ち込むことや、あるいは授業時間中にそれを使用することを禁止されていると述べた。**

「私有の機器の持ち込みは認められておらず、持ち込むと機器を没収される恐れがあります。だから生徒たちは、技術を利用するにはコンピューターの授業を待たなければなりません」**コンゴ民主共和国の16歳の少年**

「学校でデジタル機器を使用するのは問題無いと思うのですが、それが許されているのは休み時間と昼休み中だけです」**韓国の15歳の少年**

**一部の参加者は、校則を破って機器を使用していた。**

「学校でデジタル機器を使用することは許可されていません。だから見つからないようにこっそりと使っています」**タイの18歳の少女**

**また一部の参加者は、学校はもっと寛容になって、生徒たちの要望やニーズに応えるようにすべきであると感じていた。**

「私たちには、学校でデジタル機器を使用できる場所／時間が必要です」**パラグアイの14歳の少女**

「学校は、生徒が自分の携帯電話やコンピューターを使いたがる理由を分析すべきです」**パラグアイの17歳の少年**

**家庭内のルールも障害となっており、そのひとつが、参加者が機器を使用できる時間の制限であった。**

「親は、電波が体に悪いという理由で、夜になるとWi-Fiのスイッチを切ってしまいます」**チュニジアの16歳の少女**

「僕があまり長く携帯電話で遊んでいるとお父さんが怒ることが不満です」**東ティモールの19歳の少年**

**また、年齢制限もあった。**

「家族が私のことをまだ幼いと思っているため、私はスマートフォンを持っていません」**バングラデシュの17歳の少女**

多くの参加者は、たとえ規則が時としてうっとうしく感じられたり、あるいは衝突を引き起こしたりするとしても、親は子どもたちが技術を適切に使うように目を光らせておくべきであると考えていた。

「禁止されている理由を受け入れ、それについて考えることができます」**パラグアイの15歳の少年**

「スマートフォンを持つのは7年生になるまで待つつもりです」**タイの15歳の少年**

**一部の参加者は、自分たちのデジタルリテラシーの欠如が障害になっていると述べた。**

「時々インターネットに接続してみたくりますが、手助けしてやり方を示してくれる人が誰もいません」**中央アフリカ共和国の12歳の少女**

「ソーシャルメディアの使い方を知らないことが、インターネット接続の妨げになっています」**ブルンジの15歳の少女**

**また、時間がないことも障害として挙げられた。**

「学校に通っていますし、家に帰れば、勉強や皿洗いなど、他にまずやるべきことがあるからです」**ウルグアイの14歳の少女**

「宿題がたくさんあったり、家の雑用で忙しかったりします」**キリバスの15歳の少女**

「ほとんどの時間を勉強や仕事に使っているため、インターネットを利用できるのは夜しかありません」**グアテマラの17歳の少年**

**最後に、多くの参加者が、デジタル技術の利用に対する複数の障害に直面していると述べていた。**

「僕が直面している障害は、まず携帯電話を貸してくれる人を見つけることで、次にプリペイドカードをチャージするためのお金を工面すること、そして最後に電気が来ていないことです」**ブルンジの17歳の少年**

## 要約すると

子どもたちがデジタル時代の機会を最大限に活用するのを妨げている障害は多面的であり、その複雑さを、子どもたちのオンラインアクセスを改善するための取り組みに反映させる必要がある。しかしこうした取り組みにおいては、斬新なアプローチを取ることができる。例えば、裕福な国で一般的となっている「一人一台」モデルを必ずしも用いる必要がない場合もある。また最後に、学校やその他の環境での技術の利用を律する規則は、子どもたちがそれに従う可能性を高めるために、可能であれば子どもたちと一緒に策定すべきであるという洞察を得た。

\*参加者の回答は必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されています。

## 宿題格差に注意：米国の最低所得層の子どもたちが直面している格差

米国では、インターネット接続率の高い国において子どもたちが直面し得る、デジタル不平等のひとつの形に関するとりわけ説得力のある事例が見られる。2015年には、米国の学齢の子ども（6～17歳）のいる世帯の大半が、自宅でインターネットにブロードバンド接続できるようになっていたが、およそ500万世帯ではそれができなかった<sup>23</sup>。

一部の世帯の場合には、接続基盤が確立されていないか、または非常に低速の接続基盤しかない地域に住んでいることがその理由であった。また費用も重要な一因となっており、インターネットに接続できない世帯は、年間所得が5万米ドルを下回っているところが多かった。さらに、アクセスの断絶の要因は所得だけにとどまらなかった。低所得世帯の中でも、黒人系とヒスパニック系の世帯の方が、同水準の所得の白人系世帯よりブロードバンドの導入が10%遅れていた<sup>24</sup>。

これは学齢の子どもにとって何を意味するだろうか。国内全域において、自宅に高速インターネット接続のない世帯の子どもたちは、政策立案者や教育者が「宿題格差」

と呼んでいる問題に直面している<sup>25</sup>。学校のカリキュラムに、インターネットベースの学習やオンラインテストが次第に組み込まれるようになるにつれて、インターネットの接続状況の悪い地域に住んでいる生徒や、ブロードバンドを利用するだけの金銭的余裕がない家庭の生徒は、著しく不利な立場に置かれる。高校生たちからは、自宅からインターネットにブロードバンド接続できないために、学業を完遂することができない、あるいは成績が下がったという報告が寄せられている<sup>26</sup>。

格差の現実が、一般紙によって雄弁に語られている。例えば、「子どもたちが勉強のためにインターネットに接続できるよう、サービスが十分に行き届いていない地域では、Wi-Fiを装備したスクールバスが一晩中駐車されている<sup>27</sup>」、「無料のホットスポットにアクセスするために、地元の図書館やファストフード・チェーンに向かう子どもたち<sup>28</sup>」、「家庭で唯一の携帯電話を手にした子どもたちが、夕方になっても地元の小学校の歩道上で、宿題をダウンロードしようとしている<sup>29</sup>」といった内容である。

た<sup>30</sup>。この村の議会では、携帯電話を使用すると少女や女性に対する犯罪が増加すると考えられていた。スリランカでは、11～18歳の男女を対象にした2015年の全国調査<sup>31</sup>で、コンピューターや携帯電話を使ってインターネットに接続している青少年のうち、少女が占める割合はわずか3分の1にすぎないことが判明した。フォーカスグループのディスカッションの中で、子どもたちの親が、しばしば少女たちのインターネットへのアクセスを制限していることを打ち明けた<sup>32</sup>。

低所得国及び中所得国から得られたエビデンスの2017年のレビューにより、青少年の間における男女間の相違点の重要なパターンが明らかになった。これは、親や養育者が子どもに技術を与えた場合、少女の方が少年よりもアクセスさせてもらえる年齢が遅いということ、また少女のアクセスの方が時間制限や監視も厳しい

ということ、及びICT関連の職業という考えは、少女よりも少年の方が強く関連付けられるということである<sup>33</sup>。

デジタル時代から取り残された少女たちには、潜在的に深刻な結果がもたらされる。彼女たちは、HIVや思春期など自分たちの健康や性に関する問題に関するオンラインのサービスや情報にアクセスできなかったり、自らの教育の推進や21世紀のグローバル経済において必要なスキルの構築を妨げる障害に直面したり、自分たちに影響する社会的、政治的情報にアクセス

できなかつたり、また自分たちの意見を聞いてもらう機会から遠ざけられたりする場合がある。

## インターネットに接続したら、それをどのように利用するか

デジタル・ディバイドは一般に、インターネットに接続できるかできないかというアクセスの観点から考えられる。しかし1990年代以降、調査員や調査機関は、アクセスだけにとどまらない「二次レベル」<sup>34</sup>の格差をより注視している。二次レベルの格差という観点は、人々のオンラインスキルやオンライン能力、遂行されるオンライン活動のタイプ、インターネットの利用パターン、及びインターネットに接続するために使用される機器の違いを幅広く含んでいる<sup>35</sup>。言い換えれば、スキルや教育など人々の個人的状況が、各自のインターネットの使い方に影響を及ぼすということである。

例えば、教育水準の高いインターネットユーザーの方が、教育水準の低いユーザーと比べてより高度なサービスを利用していると見られる。前者は電子商取引や金融活動などを行っているのに対して、後者はオンラインでの活動をコミュニケーションや娯楽だけに限定している傾向がある<sup>36</sup>。そのため、たとえアクセスという一次デジタル・ディバイドが縮小されているとしても、デジタル・ディバイドは、デジタルスキルやインターネットの利用法における不均衡の拡大に基づき、二次レベルの格差へと移行していく可能性がある<sup>37</sup>。

子どもたちの間における二次レベルの格差に関する調査は、少数ながらも実施されている。調査ネットワークであるEU Kids Onlineが2011年に行った、25カ国の欧州諸国の2万5,000人の子どもたちとその親を対象にしたインタビューにより、裕福な家庭の子どもたちの方が、あまり裕福でない家庭の子どもたちよりも幅広い範囲の活動に携わっていることが明らかになった<sup>38</sup>。より最近では、2015年のOECDによるPISA調査によって、いずれの国においても、より高い社会経済的環境の中で暮らしている生徒の方が、インターネットを利用して実用的情報を入手したりニュースを読んだりする傾向が強いことが示された。一方で、低所得世帯の子どもたちは、インターネットではチャットをしたりゲームで遊んだりする傾向が強かった。

この調査により、こうした相違はおとなを対象にした調査で示された相違と類似していることが明らかになり、二次レベルの格差とより幅広い社会的不公平や文化的嗜好との間に強力な相関性があることが示唆された<sup>39</sup>。

これらすべてが、最も社会から疎外されている子どもたちや世界全体に対する憂慮すべき展望を指し示している。デジタルを「持っている人々」は、「持っていない人々」よりも、インターネット接続、さまざまなデジタル機器へのアクセス及び高度なデジタルスキルに関して、引き続きさらに多くのものを人生のより早い段階で手に入れていく可能性が高く、それにより他方の不利な状況が維持され、「持っている人々」の特権が強化されていくことが予想される<sup>40</sup>。

## 二次レベルの格差の出現

その他のデジタル・ディバイドはどのようにして出現し、また、それらが新たなデジタル・サイロを作り出したり、あるいはデジタル・エクスクルージョン（デジタル社会からの排除）につながったりし得るのかということへの関心が高まりつつある。特に二つの格差が子どもたちの生活に影響を及ぼす可能性がある。ひとつは、低所得国では初めてインターネットにアクセスする人が最初からモバイル機器を利用していることで、もうひとつは、少数派言語のオンラインコンテンツの相対的欠如と、特に低所得国及び中所得国をはじめとする世界の大部分の地域に関するコンテンツの欠如である。

パーソナルコンピューターから恒常的にインターネットにアクセスすることができない、低所得国及び中所得国の多くのユーザーは、携帯電話を介して一気に情報時代に飛び込んできている（図2.6を参照）。しかし、携帯電話はパーソナルコンピューターの「機能的に同等の代用品」ではなく、あくまでもユーザーに「次善の」オンライン経験をもたらしているにすぎない<sup>41</sup>。低所得国の新規ユーザーたちは、長文の作成、動画編集、デザイン<sup>42</sup>など情報の生成に関連する作業における制約をはじめとする、モバイルインターネットにおける制約を理解していない場合がある。多くは最初から携帯電話だけを使ってインターネットにアクセスしており、「自分のオンライン経験がPCベースのオンライン経験と比べてどれだけ不十分なものであるか」ということに気づかない可能性がある<sup>43</sup>。



たとえアクセスにおける格差が縮小されているとしても、デジタル・ディバイドは二次レベルの格差へと移行している可能性がある。

米国では、青少年のスマートフォンの保有状況に関する調査により、低所得世帯の青少年ほど、主にモバイル機器からインターネットに接続する傾向が強いことが示された<sup>44</sup>。さらに、モバイル機器からしかインターネットにアクセスできない低所得世帯の子どもたちは、相対的にインターネットを利用する頻度が低く、またオンラインで行う活動の幅も狭かった<sup>45</sup>。

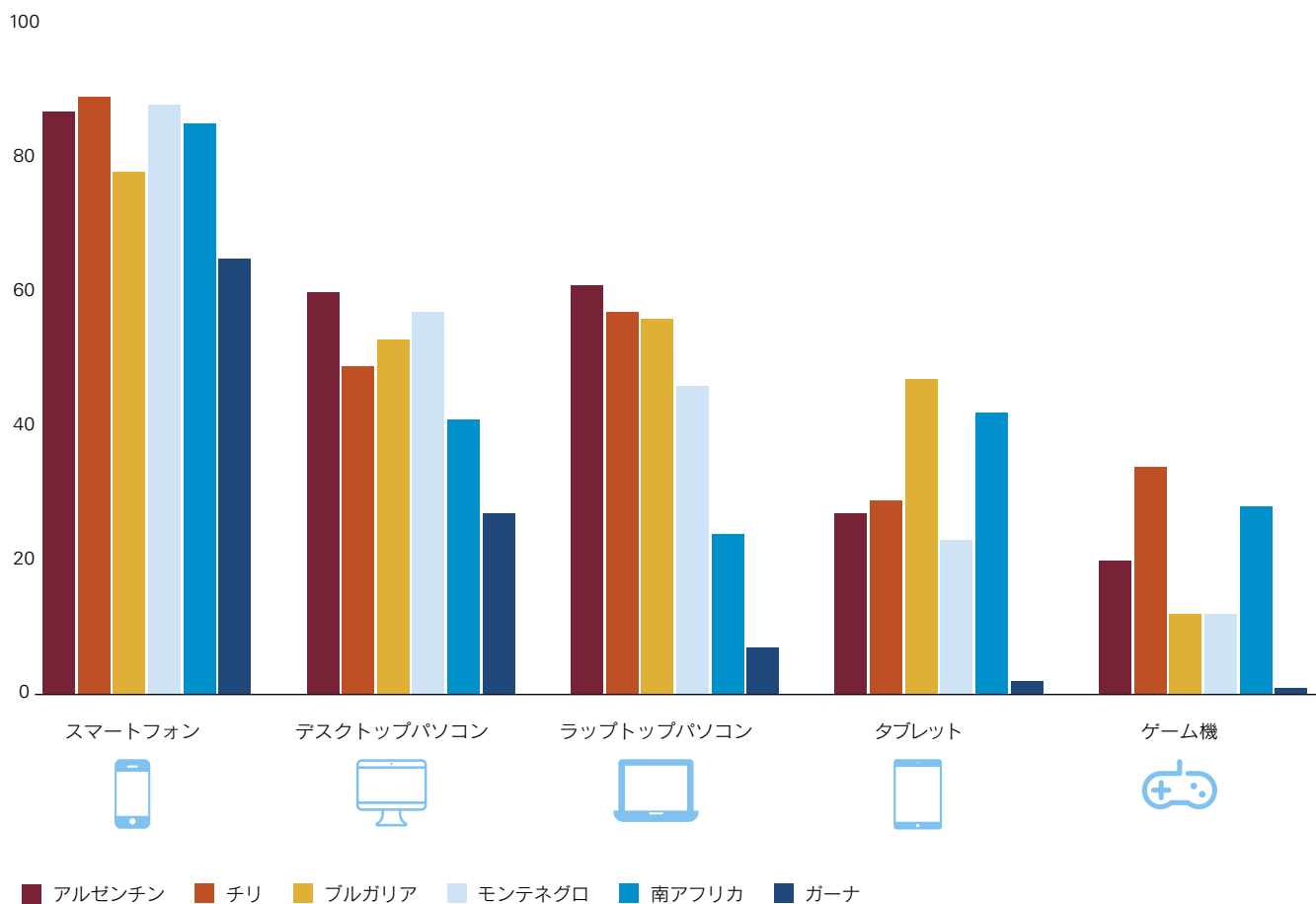
また、Global Kids Online による調査の結果（次のページのコラムを参照）では、携帯電話からしかインターネットにアクセスできない子

もたちのユーザー体験は、「小さな画面では、容易に閲覧できるコンテンツの量も複雑さも制限される」ために、その他の子どもたちの体験とは異なる場合があることも示唆されている。例えば、オンラインで情報を検索する場合に、「携帯電話からのインターネット利用者は、コンテンツをより深く処理して分析するよりも、それらにざっと目を通すだけで済ませてしまう傾向がある」<sup>46</sup>。

世界で最もインターネット接続率の低い地域の一部に住む子どもたちのインターネット接続を可能にする上でのモバイル技術の役割を考えると（「アフリカの若者をインターネットの世界につなげる」のコラムを参照）、子どもたちが改善の経験しか得られない場合、新たな形態の不公平が助長されるリスクが生じるという明白な懸念がある。

図 2.6 子どもたちは、インターネットに接続するのにスマートフォンに大きく依存している

少なくとも月に一度はそれぞれの機器を利用している子どもたちのパーセンテージ（2016～2017年）





最低所得または最低接続率市場の一部におけるアクセスの問題を受けて、何社かの世界的なコンテンツプロバイダーが、無料または低料金のデータプランを提供している。特定のサイトを顧客のデータ制限の対象から除外する一般的な「ゼロレーティング」プログラムと同様に<sup>47</sup>、これらのイニシアティブの下では、データ料金が高すぎて手が出ないと考えている顧客が、特定のサービス・プロバイダーと契約を結ぶことで、所定のコンテンツに無料または低料金でアクセスできるようになる。その例としては、フェイスブックの「フリー・ベーシックス (Free Basics)」、ウィキペディアの「ゼロ (Zero)」、グーグルの「フリー・ゾーン (Free Zone)」<sup>48</sup>の他、ユニセフの「良いモノのインターネット (Internet of Good Things)」(IoGT) も挙げられる。IoGTでは、モバイルネットワーク事業者のグループ及びフリー・ベーシックスと連携して、子どもたちの権利、インターネットの安全性、母性保健、衛生、伝染病、HIV/エイズ、前向きな子育てなどの問題に関する情報を、60の国と地域の貧困世帯の人々に12の言語で提供している。こうしたプログラムによって、さもないければ完全にインターネットなしで生活せざるを得ないであろうユーザーに、手頃な料金のインターネットサービスと重要情報へのアクセス手段がもたらされる。

しかし、ゼロレーティング・プログラムに対して批判的な意見がないわけではない。一部の声として、おとなも子どもも含めてこの次の10億人のインターネットユーザーは、彼らが貢献できるインクルーシブな（誰もが受け入れられる）参加型のインターネットではなく、数少ない国々の「少数の大企業が開発したアプリ、サービス及びプラットフォームを利用して、ソーシャルネットワークに投稿してメディアを視聴する以外にはほとんどすることのない」インターネットへと導かれかねないという懸念が提起されている<sup>49</sup>。

### 関連のあるコンテンツや言語の欠如

手に届く料金であるかという点とアクセシビリティの問題に加えて、デジタル空間とつながっていない何十億人もの人々の多くにとっては、もうひとつ別の障害がある。母語での有益なオンラインコンテンツの欠如である<sup>50</sup>。これが原因で、潜在的利用者がインターネットに接

## Global Kids Online

Global Kids Online (GKO) は、子どもたちのデジタル技術の利用状況に関する綿密で比較可能な調査を実施するための世界的取り組みを支援する、調査プロジェクト及びネットワークである。この事業は、ユニセフ・イノチェンティ研究所が、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス及びEU Kids Onlineと連携して進めている。GKOは、基礎調査、方法論的指針、定量プロトコルなど十分にテストされた強固な調査ツールを提供して、政策やプログラムの策定に影響を及ぼしたり、キャンペーンやアドボカシー（政策提言）の取り組みに必要な情報をもたらしたりするために利用できる、子どもたちのオンライン経験に関する質の高い調査の実施をサポートしている。

GKOの各プロジェクトは、状況に対する妥当性と全国的な影響を確実にするために、現地のパートナーによって実施される。2016年以降、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、チリ、ガーナ、モンテネグロ、フィリピン、セルビア、南アフリカ及びウルグアイのユニセフ現地事務所と調査機関の取り組みを通じて、これら10カ国でおよそ1万人の子どもたちと5,000人の親に対して調査が実施されている。

続してみようという意欲を失ってしまう場合やインターネットの潜在的な有用性や妥当性を自分で直接判断できない場合がある<sup>51</sup>。しかし、さらに大きな懸念は、子どもたちの多様な文化的背景や経験に直接語りかけるコンテンツの欠如により、知識格差がさらに拡大する恐れがあるということである。

今日のインターネットは、言うまでもなく今世紀の始まりの頃と比べてはるかに多言語で構成されるものになっている。しかし、2016年時点で全ウェブサイトの大半がわずか10の言語で占められており、そのうち56%が英語であったということも事実である<sup>52</sup>。



2016年時点で、上位10言語のウェブサイトのうち56%が英語であった。

## 人工知能と、それが子どもたちに及ぼし得る潜在的影響

執筆：サンドラ・コルテシ氏、ウルス・ガッサー氏

過去数年間にわたり、人工知能（AI）を基盤とする技術が、専門的な労働環境だけでなく家庭や学校においても加速度的に展開されていくにつれて、私たちの日常生活に変化がもたらされ始めている。

すでに一部の子どもたちの家庭に届けられている AI 対応のおもちゃの例として「ハローバービー人形」(Hello Barbie) と「グリーンダイノ」(Green Dino) の2つが挙げられるが、その他にも、マイク、カメラ、センサー及びその他のネットワーク化技術が埋め込まれたインターネット接続型のテディベアをはじめ、全世界で数多くの製品の開発が進められている。こうした AI 対応のおもちゃは、子どもたちが遊んでいて楽しいだけでなく、言語の発達や社会情緒的学習を促進することも考えられる一方で、特にインターネットに接続されている場合には、深刻なプライバシーや安全性の懸念ももたらす。

年長の子どもたちにとっては、彼らが正規の教育機関で学習しているか、あるいは個人的及び社会的学習環境の中で双方向型のオンラインプラットフォームや高度なゲームなどとやりとりしているかを問わず、AI を基盤とする技術が学習において次第に重要な役割を担いつつある。AI を原動力とするデジタルチューター、ラーニング・アシスタント、個別化された教育プログラムなど、AI によって促進される「エドテック」は、若い学習者たちに素晴らしい機会をもたらす

て、より優れた学習成果を導き出すことができる。その一方で、こうした「ブラックボックス」の AI システムの動力源となるデータセットとアルゴリズムの複雑な相互作用によって、偏見や差別に関する差し迫った問題はもとより、透明性や説明責任に関する懸念も生じる。さらに、おそらく最も根本的なこととして、適切な防護対策、法的保護及び健全な政策がない場合、AI を基盤とする技術によって子どもたちや若者の間の既存の不平等がさらに悪化し、学習成果や、若い人たちが成長して活躍するための将来的な機会を左右する、さらに深刻で、おそらくより決定的なデジタル・ディバイドにつながる可能性がある。

潜在的なメリットとリスクのいずれの観点からも影響は大きいと、子どもたちが利用する AI ベースのアプリケーションが、優れた資質を備えていると同時に落とし穴を避けるように設計され使用されるよう尽力することは、AI 関連企業、養育者、教育者及び政策立案者の共同責任である。

サンドラ・コルテシ氏は、Youth and Media のディレクターで、ウルス・ガッサー氏は、ハーバード大学パークマン・センターのエグゼクティブ・ディレクターである。2010 年から、パークマン・センターとユニセフが協力して、デジタル技術が子どもたちの生活に及ぼす影響の総合的な理解を推進している。詳細については、以下をご覧ください：<http://www.digitallyconnected.org/>

現在 103 の言語をサポートしている Google 翻訳などの翻訳ツールは役に立つものだが、そうしたツールによりサポートされていない言語を話す人々が、まだ世界中に大勢残されている<sup>53</sup>。特に低所得国のユーザーがそうである<sup>54</sup>。しかし、Google 翻訳の流暢さと正確さを向上させることを目的とした Google のニューラル機械翻訳システムは、将来の機械翻訳に対する基準を築く可能性がある。このシステムでは、話し言葉がより適切な文章に翻訳されるだけでなく、ハイチのクレオール語や日本のアイヌ語など、めったに文字で書かれることのない言語の翻訳も可能となっている。これにより、例えば支援スタッフが、助けを必要とする子ども

ちや家族とのコミュニケーションに苦悩する可能性があるような人道的状況において、大きな変化がもたらされるであろう<sup>55</sup>。あるいは、スキルや学習との関連においては、新たなスキルを習得するための無料の柔軟な方法を提供する大規模オープン・オンライン・コース (MOOC) の即時翻訳が、恵まれない人々や遠隔地の人々の助けになる可能性がある。

コンテンツの格差には、単にユーザーの生活や懸念がオンラインでどれだけ取り上げられているかだけでなく、誰がコンテンツを作成できるかということも反映されている<sup>56</sup>。ウィキペディアの例を用いて、オックスフォード・インターネット・インスティテュート (OII) が、コンテンツ及びコンテンツ作成におけるこうした格差の規模を示している。「世界で最も大規模で



スーダンのこれらの少女たちのような、アフリカやアジアの多くの地域に住んでいる若者たちは、自分たちの言語で書かれた自分たちの生活に関連する情報を、オンラインで見つけるのに苦労することが多い。© UNICEF/UNI166091/NOORANI

## 情報貧困

デジタル・エクスクルージョンは、短期的及び長期的に、子どもの人生の中にさまざまな形で現れる。新聞、テレビ、あるいはインターネットのいずれを通じたものであれ、情報へのアクセスを奪われている子どもは、健全に成長して自らの状況を改善する公平なチャンスを得ることができない。世界のどこかの貧しい農村部の世帯で暮らしている少女を想像していただきたい。もし彼女に、他の人たちと同じように世界に関する情報にアクセスする手段がなければ、彼女は教室の中で、あるいは後に仕事をめぐって、有利な立場にある相手とどのように競い合うことができるだろうか。ソーシャルネットワーク・サイト、学習プラットフォーム及びオンライン求人情報への同等のアクセス手段がなければ、彼女の就職の見通しはどのようなものになるだろうか。

ユニセフのイノベーション開発班は、「情報貧困」という極めて現実的な問題の解決策に関する調査に貢献している。そのアプローチは、情報へのアクセスは子どもたちやそのコミュニティにとっての機会やより良い結果につながる、ひとつの権利であるという考えに基づいて構築されている。その権利を受けられないことは、子どもたちの間の機会における格差を拡大させ、最も恵まれない子どもたちの生活をさらに困窮させ、何世代にもわたって続く貧困の連鎖を助長する一因となる。

しかし、子どもたちの情報貧困はどのようにして測定すればよいのだろうか。それには絶え間なく変化し続ける何百という変数を考慮しなければならず、その上データが不十分である。第一に、最も情報を奪われている子どもたちはどの誰であるか。その根底にある原因とアクセスへの障害は何であるか。また、アクセス手段のある子どもたちでも、一部がそれを利用していないのはなぜか。これまでのところ、情報貧困の側面には、利用可能性、アクセス、使い方、レジリエ

ンス（回復力）、ソーシャルグラフ、コンテンツ及びスキルが含まれる。

機械学習、及び衛星画像、携帯電話データ、ソーシャルメディア、オンライン検索分析といった新しいデータソースと従来のデータソースとの組み合わせが、測定に役立つ可能性がある。そうした貧困を定量化すれば、プログラム開発や政策及びリソース配分への影響力行使に向けた有益なアドボカシー（政策提言）ツールになる。

ブラジル、リベリア及びモザンビークでは、情報貧困に関するパイロットプロジェクトが進められている。例えばリベリアでは、エボラ危機から学んだ教訓、つまりこの病気に関する情報の欠如がいかんにしてその蔓延を助長したかということを足掛かりにして、ユニセフのイノベーション開発班がパートナーと協力し、健康とレジリエンス（回復力）に特に重点を置き、各分野全体にわたる情報へのアクセスの影響の測定に取り組んでいる。

弱い立場にあるコミュニティの若者のニーズをより明確に理解するために、モザンビークにおけるパイロットプロジェクトでは、彼らの主要な情報チャンネル（テレビ、ラジオ、家族及び携帯電話）へのアクセスが、マラリアや児童婚など生死に関わる問題における彼らの決定や結果にどのような影響を及ぼすかを関連付けている。

情報貧困の根絶のメリットを数例考えてみると、感染症の蔓延が減少し、最も恵まれない子どもたちの学習成果がデジタル教育によってどのように改善及び加速され得るかがより明確になり、男女不平等が軽減され、経済的インクルージョンが向上した世界の実現が見えてくる。

最もよく利用されているユーザー生成コンテンツのリポジトリ<sup>57</sup>であるウィキペディアは、平均で月に180億件のページビューを記録している<sup>58</sup>。これは技術的に、インターネットに接続できる人なら誰でもコンテンツを書いたり、あるいはそれに変更を加えたりできるプラットフォームである。

注目すべき点として、OIIによるウィキペディアの記事のマッピングでは、コンテンツに著しい地理的不均一があることが示されている。2014年には、マッピングされた44言語版の

記事の大半が、主に北米、欧州、オーストラリア及びインドや日本などアジアの一部における、場所、出来事及び人物に集中していることが判明した。アフリカなどの地域が取り上げられている記事は、大幅に少なかった。また実際のところ、アフリカやアジアの多くの国に関する情報は非現地語で、主に英語で書かれ、フランス語やドイツ語による記事もあった。調査員たちは、ウィキペディアにおいて、「南の開発途上国については、大部分が他者によって定義や記述が行われている」と主張した<sup>59</sup>。

ウィキペディアは、インターネットのごく一部分にすぎない。しかしそのコンテンツの格差により、インターネット接続率が向上した場合でも必ずしも情報へのアクセスやその生成における不平等が軽減されるとは限らないことが示されている<sup>60</sup>。また、デジタル・ディバイドに関する政策をアクセスの問題以外にまで広げる必要性と、子どもたちがコンテンツの単なる消費者ではなく作成者としてデジタル領域に参加できるようになるためのスキル、教育及びツールを彼らに提供する必要性も強調されている。子どもたちを、ソーシャルメディアや「歌う犬やいびきをかくラクダ」の動画が渦巻く中で立ち往生する代わりに、将来を見据えることができるようにさせるためである<sup>61</sup>。

## 前進への道を示す

子どもたちがデジタル世界の中で生き残り、さらに成功するためには、彼らに一連の新たなツールが必要とされる。「デジタルリテラシー」あるいは「デジタル市民権」とも呼ばれるそれらのツールは、使用スキルなどの単純な技術的能力をはるかに超えたものである。子どもたちはこれらのツールによって、自分たちがオンラインで見つけた情報を評価し、オンラインでの交流とはどういうものかを理解し、オンラインで責任ある行動を取るとともに自らの安全を守り、自分たちやそのコミュニティの利益に対する擁護者となり、自分たちの学習を向上させ、

## キューバで最初のオンライン世代

キューバの街路では何かが変化している。放課後や週末になると、子どもたちのグループが駐車場や大通りに姿を現し、テレビ電話で親せきや友人たちと雑談をしたり、世界中のいたる所で子どもたちがプレイしているような類のオンラインゲームで遊んだりしている。こうした光景は世界の大半の地域ではありふれたものであるが、キューバではわずか2年前まではまったく想像できないものであった。

政府が島内全域の公共の場に有料のWi-Fiホットスポットを設置し始めたのが、2015年になってようやくのことだったためだ。そして2016年末までに、600を超える集合的な「ネットサーフィン空間」と300を超える公共のWi-Fiホットスポットが設置された。このイニシアティブによって、おとなや子どもたちのインターネットへのアクセスが一変している。公表されている数値によれば、毎日Wi-Fiホットスポットからおよそ25万件のインターネット接続が行われている<sup>62</sup>。

国際的なサイトにアクセスできるホットスポットは、キューバの若者たちの人気を集めている。「インターネットに接続することは、今最も格好いいことです」と、ハバナの14歳のディエゴ（Diego）さんは言う。「新しいTシャツよりも、インターネットカードを買うためのお金を持っている方がいいのです。インターネットに接続しなければ時代に乗り遅れ、楽しい出来事を逃してしまいます」

しかし、これはキューバの子どもたちにとってオンライン世界との初めての接触ではない。1987年以降、Joven Club（青少年クラブ）のシステムが、PCやインターネットアクセスが一般的ではない国の若者たちに、デジタル世界の技術への

入口を提供している。現在では、約4,000人の子どもたちや青少年<sup>63</sup>が毎日600を超えるクラブを訪れて、コースに出席したり、承認された教育コンテンツを備え児童保護対策が組み込まれた国内サイトでネットサーフィンをしたり、娯楽コンテンツや教育コンテンツにアクセスしたりしている。

17歳のジェニファー（Jennifer）さんもその一人である。「オンラインでは、EcuRed（キューバの百科事典）で学校のために必要な情報を見つけることができ、また人々とチャットをすることもできます。インターネットにより、私たちには見えないもうひとつの世界が開かれるのです。とてもワクワクします」。

またそうした公式のアクセスポイントから離れたところでは、島の「自分たちでどうにかする」文化を反映して、大勢のキューバの若者たちがオフラインでも「つながり」を持ち、ブルートゥースによってコンテンツを交換したり、テラバイト・サイズの「Paquete」（ハードドライブやUSBに格納されている、テレビ番組、映画、ビデオクリップ、雑誌及びアプリのパッケージ）を購入したりしている。それらのパッケージに時々不適切なコンテンツが含まれていることを懸念して、Joven Clubでは、「Mochila」という独自の情報と娯楽のパッケージを配布している。このパッケージは、健全なライフスタイルと精神的成長の促進を目指した、安全なコンテンツを配信している。

キューバはまだ独自のデジタル時代の幕開けを迎えたところであり、政府は引き続きインターネット接続を増加させていくことを約束している。これからの子どもたちにとっての機会と潜在的なリスクを予測するために今すぐ行動を起こすことが、キューバのすべての人々にとっての重要な務めである。



これらの少女たちは、ハウラの西ベンガル市でコンピューターの授業に出席している。インドのインターネットユーザーの中で、女性と少女が占める割合はわずか29%にすぎない。© UNICEF/UN063162/ALTAF AHMAD

新たな才能やスキルを構築する能力を身に付ける。これらのツールを持った子どもたちは、知識ベースの社会において有利な立場に立つことになる。

また、教育を改善し、識字能力を高め、あるいは別の形で子どもたちの非デジタル的基盤を強化して、彼らがインターネットにつながっていることを最大限に活用できるようにするために、政策的措置も必要とされる。世界銀行の「世界開発報告 2016：デジタル化がもたらす恩恵」とフェイスブックの「2015年インターネット接続状況」のいずれにおいても、インターネット導入の拡大に加えその利用の質の改善に向けた状況を作り出すための、教育、学習及び指導の質などの基礎的スキルの重要性が強調された。

識字能力も鍵となる。2015年のOECDのPISA調査において示されたように、「すべての子どもたちが読み書き算数における基準レベルの能力を確実に習得するようにすることは、ハイテク機器やハイテクサービスへのアクセスの

拡大や助成による成果以上に、デジタル世界における平等な機会の創出に大きく役立つことになる」<sup>64</sup>。

しかし、コミュニケーションの格差を埋めるために、技術は間違いなくその一助となり、国の対策も必要となる可能性が高い。最もインターネット接続率の低いコミュニティの一部に公平なオンラインアクセスを提供することは、困難なことである。例えば、インドやタンザニアのような国において、1日2米ドル未満で生活している人々にとって、スマートフォンの平均使用料金は年間所得の16%になる<sup>65</sup>。たとえインターネット機能を備えた携帯電話がより手頃な価格になったとしても、極貧世帯の人々は、依然として高い通話料やデータ料金と闘わなければならない<sup>66</sup>。GSMAは、2020年までに見込まれる10億人の新規携帯電話加入者の90%は、「発展途上にある市場」から生じると推定し



国家主導の関与がなければ、子どもたちはさらに取り残されることになるであろう。

ており、手頃な料金の普遍的なアクセスへの道のりの中で、農村部の貧困世帯のための手頃な料金のモバイルサービスやネットワークの対象範囲の拡大が、格別に困難であることを認めている<sup>67</sup>。

世界銀行の「世界開発報告 2016：デジタル化がもたらす恩恵」で指摘されているように、主に民間セクターによって構築されたモバイルネットワークに基づく低所得国での通信ネットワークの拡大においては、とりわけ農村部において、普遍的な高速ネットワーク接続を提供するための国の「基幹インフラ」に格差が残ることになる可能性がある。この経路は、まず国家主導の電話インフラへの投資を基盤とし、その後民間セクターの参入やモバイル及びインター

ネット・ネットワークが続くという、大半の高所得国が辿った経路と異なる。市場ベースや民間セクターのソリューションを補完するという国家主導の関与がなければ、デジタルでつながった世界で取り残されている子どもたちが、さらなる社会的疎外や排斥を受ける大きなリスクにさらされることになる<sup>68</sup>。

最後に、デジタル時代における子どもたちの生活のさまざまな側面を捉えるための、さらに掘り下げたデータの必要性は、いくら強調してもしすぎることはない。子どもたちがどのように ICT にアクセスし、利用しているかについての、国、地域及び世界レベルでの包括的なデータ照合が、深刻なほど欠如している。そうしたエビデンスに基づく情報が文書化されない限り、政策立案者を含めた利害関係者は今後も引き続き、子どもたちが直面しているデジタル不平等への理解が十分に深まらず、効果的な対策を講じられないままとなるであろう。

## アフリカの若者をインターネットの世界につなげる

アフリカでは若者人口が、2016年の2億4,000万人から2050年には4億6,000万人へと、ほぼ倍増することが予想される<sup>69</sup>。彼らは、本格化する世界規模のインターネット接続革命に直面することになる。この絶好の機会を捉えると、潜在的にどのような結果がもたらされるのだろうか。この地域で高い割合を占める若者たち（15～24歳）は、ブロードバンドの拡大を活用して、世界規模のデジタル経済の中で働くことができるようになるかもしれない。

しかし、現在の動向とこれまでのエビデンスを踏まえ、それが実現する可能性はどれぐらいあると考えられるだろうか。

これは、若者たちが、インターネットに接続する能力（及び手段）、インターネット世界において自らの道を進んでいくためのデジタルスキル及びそこで見つけた機会を利用するための教育基盤を持ち得るかどうにかかっている。また、雇用そのものや、起業家精神を促進する風土が存在する状態ではなければならない。

まず必要なのは、インターネット接続である。今日では、3Gネットワークが利用できる地域に住むサハラ以南のアフリカの人々のうち、実際にモバイルブロードバンドに加入しているのは10人に1人にすぎない<sup>70</sup>。また推定によれば、

2020年までにブロードバンドに接続できるようになるアフリカ人は5人中2人ほどにすぎず、さらに彼らは主にモバイル機器を通じて接続すると考えられる。アフリカでは1カ国（ナイジェリア）だけが、2020年までに携帯電話加入者が最も増加する10カ国の中に含まれている<sup>71</sup>。

急速な都市化によって、アフリカの若者たちのインターネット接続能力に対しておそらく複雑な影響がもたらされると考えられる。2013年には、アフリカの人々の5人中2人が都市に住んでおり<sup>72</sup>、2050年までにそれが5人中3人になることが予想される<sup>73</sup>。都市部の若者たちにとって、3Gのサービスにアクセスできる可能性は高まるものの、接続技術の購入資金を賄う仕事やその他の手段を得る機会は、少なくなる可能性がある。現在アフリカの多くの若者は非公式経済の中で仕事をしているため、モバイル機器を利用して雇用機会にアクセスするためには、現在のパラダイムのシフトが必要とされる。

インターネットに接続できるアフリカの若者たちには、教育を受けた都市の若者が自分たちの声を聴いてもらうための手段と、政府に自分たちの懸念への対応を要求するためのプラットフォームがもたらされる。アフリカの若者たちに、明日の世界を方向付けるためのデジタルスキルを今すぐ身につけさせることが、彼らの未来にとって極めて重要である。

## 特集：インターネットにつながった子どもたちはオンラインで何をしているか

世界でインターネットにつながった子どもたちは、デジタルの先駆者である。相対的に接続レベルの高い国では、一般に15～24歳の若者の間でのインターネット利用者の割合が人口全体における利用者の割合を上回っている<sup>74</sup>。15歳未満のユーザーについてはデータが不足しているが、数多くの国から得られたエビデンスでは、それらの子どもたちは25歳以上のおとなたちと同程度か、もしくはそれを上回る割合でインターネットを利用しているケースが多いことが示唆されている<sup>75</sup>。

多くは**常時インターネットに接続している**：高所得の環境では、子どもたちの生活の中での「オフラインとオンラインとの間の線引き」が困難になりつつある<sup>76</sup>。例えば米国では、13～17歳の子どもたちの92%が、毎日インターネットに接続していると報告している。モバイル機器（特にスマートフォンが多く、この年齢層の73%がスマートフォンを保有している）により、一部の子どもたちはほぼ常にインターネットにアクセスできている<sup>77</sup>。こうした状況は欧州でも同様で、子どもたちはさまざまな場所からさまざまな機器を使ってインターネットにアクセスしている<sup>78</sup>。使用される機器は特にスマートフォンが多いが、デスクトップやラップトップ、タブレット、ゲーム機も使用されている。

彼らの間では**低年齢化及びモバイル化**が進みつつある：接続率の高い国から得られたエビデンスでは、インターネットに接続する子どもたちは次第に低年齢化していることが示唆されている。例えばブルガリアでは、子どもたちが初めてインターネットを利用する年齢は、2010年には一般に10歳だったのが、2016年には7歳にまで低下していた<sup>79</sup>。中国では、2016年には10歳未満の子どもたちがすべてのインターネットユーザーの2.9%を占め、2015年の2.7%から増加していた<sup>80</sup>。ブラジルでは、インターネットを利用している9～10歳の子どもたちの割合は、2012年の35%から2013年には37%にまで増加した<sup>81</sup>。またティーンエイジャー（13歳）にもなっていない子どもたちが自分の携帯電話を持つことも、決して珍しくはない。2013年のアルジェリア、エジプト、イラク及びサウジアラビアにおける調査により、10歳または12歳が、初めて自分の携帯電話を持つ最も一般的な年齢であることが判明した<sup>82</sup>。2015年には、フィリピンでは10歳が、またホンジュラスでは12歳が、子

どもが初めて携帯電話を所有する一般的な年齢であることが明らかになった<sup>83</sup>。

それらは次第に「**ベッドルーム・カルチャー**」の一部になってきている：スマートフォンやタブレットのような機器により、子どもたちがどこでどのようにしてインターネットに接続するかが変化しつつある。携帯電話があれば、子どもたちは他に誰もいない自分の寝室や、あるいは友人の家からでもインターネットにアクセスすることができる<sup>84</sup>。その結果、オンラインアクセスが、より個人的かつプライベートで、監視の目が届きにくいものとなっている。

彼らは、**交友関係を強化したり新たな友人を見つけたり**するためにインターネットにアクセスする：交友関係の拡大におけるソーシャルネットワークワーキングの役割は、エジプト、インド、インドネシア、イラク、サウジアラビアといったさまざまな国で見ることができ、これらの国では、携帯電話を利用している子どもたちの90%以上が、ソーシャルネットワークワーキングによって親しい友人たちとの関係が強化されると述べた。また子どもたちは、ソーシャルネットワークワーキングは、それほど親しくない友人や、友人の友人との関係を築くのに役立つとも述べた<sup>85</sup>。しかしこれらのプラットフォームは、友人たち間で衝突やドラマが展開される場所にもなり得る。また一部の子どもたちにとっては、それらがプレッシャーのもとになる可能性もある。例えば青少年が、自分自身に関する「魅力的な」コンテンツや、あるいはみんなから「いいね」がもらえるコンテンツを投稿しなければならぬと感じてしまう（伊藤瑞子氏によるコラムを参照）<sup>86</sup>。

また彼らは、**情報や学習にアクセスするため**にもインターネットに接続する：インターネットを利用して宿題をすることは、高所得国では次第に一般的になってきているが<sup>87</sup>、これは一部の中所得国でも主要なオンライン活動となっている。





ドイツのアフマド・アブドゥルハリム (Ahmad Abdul-Halim) さんのような接続率の高い国に住む子どもたちの場合、「オフラインとオンラインの間の線引き」が次第に困難になってきている。© UNICEF/UN043764/GILBERTSON VII PHOTO

ブラジルでは2013年に、学業がインターネット上で子どもたちの主要な活動の第1位にランキングされた<sup>88</sup>。アルゼンチンでは、青少年のおよそ80%が、数学や歴史などの科目についてウィキペディアやグーグルで調べ物をしたり、指導動画を利用したりしていると報告した。「数学で赤点を取ってしまったため、何を勉強すべきかを説明してくれる動画をいくつか見ました」と、アルゼンチンのある少年は述べていた<sup>89</sup>。子どもたちは、自分たちがオンラインでアクセスできる情報を高く評価している<sup>90</sup>。それには、さまざまなレクリエーション活動<sup>91</sup>や健康問題<sup>92</sup>に関する情報が含まれる。南アメリカのある青少年が述べたように、インターネッ

トの付加価値は、「自分があまりよく知らないことについて、より詳しく知ることができること」である<sup>93</sup>。

しかし、全体的に見ると、彼らのオンライン活動の幅は狭い：世間では一般に、子どもたちや青少年は、デジタル技術の扱い方や活用法においておとなたちに大きく勝っていると考えられている。しかし、子どもたちがオンラインで行っている活動の幅は、かなり狭いようであることが多い。

そのエビデンスは、Global Kids Online<sup>94</sup> (GKO) の国際調査プロジェクトによって示さ

## なぜ 10 代の子どもたちは携帯電話やソーシャルメディアに夢中になるのか

執筆：伊藤瑞子氏

1990 年代後半における私の研究の重点は、テキストメッセージ及びモバイルインターネット革命の最前線にいた、東京の 10 代の青少年たちに置かれていた。ちょうど携帯電話が、企業重役のステータスシンボルから、女子高校生たちのファッションアイテムへと変わった頃であった。おとなたちの世界は、携帯電話をくだらない無駄話のために使用している 10 代の若者に憤慨し、彼らを「親指族」や「ながら族」と呼んだ。ながら族の子どもの象徴が、歩行中あるいは自転車に乗りながらメールを打つ 10 代の若者たちであった。

研究者たちは、なぜ 10 代の若者たちがモバイル通信にそれほど夢中になっているのかと頭を悩ませた。多くはその理由を、新しい技術に対する生来の親近感と、仲間とのコミュニケーションに対する 10 代特有の執着であると考えた。しかし幅広い調査を行った結果、私たちは違う結論へと達した<sup>96</sup>。10 代の若者は、仲間たちと安心してコミュニケーションを取れるように、携帯電話やソーシャルメディアに頼っているのである。

おとなたちと違い、10 代の若者にはプライベートなコミュニケーションを取れる空間が少なく、特に東京のような都市環境ではそうした傾向が強い。日常生活の中では、彼らは仲間たちと接触できない自宅と、仲間たちと一緒にいるがプライベートなコミュニケーションが取れない学校との間を行き来している。固定電話は家族と共用されているため、真にプライベートなものではない。携帯電話の登場により、彼ら

は初めて仲間たちや恋人と容易に直接コミュニケーションを取れるようになったため、携帯電話は年長者よりも 10 代の若者たちにとってより革命的なものであった。こうした 10 代の若者は、恋人と一緒に暮らすようになるとテキストメッセージの量が劇的に減少した。

10 代の若者の行動の奇抜さは、彼らの発育段階や世代的アイデンティティに起因するものと考えるのが一般的である。しかし多くの場合、彼らは同じ状況下であれば他の誰もがするであろうと考えられる行動をとる。彼らには特定の習慣がないため、新しい技術に対する抵抗感がより小さいが、彼らはしばしば、他の年齢層の人々がどのようにして新しい技術を導入していくかということに対する予告を見せてくれる。今ではすべての年齢の人々がテキストメッセージやフェイスブックに群がっていることから、私は自分たちの初期の研究の正当性が立証されていると考えている。10 代の若者は、その他の人々がやっているのと同じ理由で携帯電話やソーシャルメディアを利用しているのである。つまり、自分たちが気に掛けている人たちとつながりたいという理由である。

伊藤瑞子氏は、文化人類学者、教育研究者、起業家及び提唱者である。カリフォルニア大学アーバイン校の Connected Learning Lab のディレクターを務め、あらゆる社会階層の子どもたちを対象にオンラインプロジェクト・ベースのソーシャル STEM 教育を提供する非営利団体、Connected Camps の共同創設者である。

れている。図 2.7 (「子どもたちはオンラインで何をしているか」) に、GKO によって収集されたデータが示されており、そこでは子どもたちの 17 のオンライン活動が、「社交・娯楽・学習」、「情報・探究」、「市民的社会参画・創造性」という 3 つの大まかなカテゴリーにグループ分けされている。

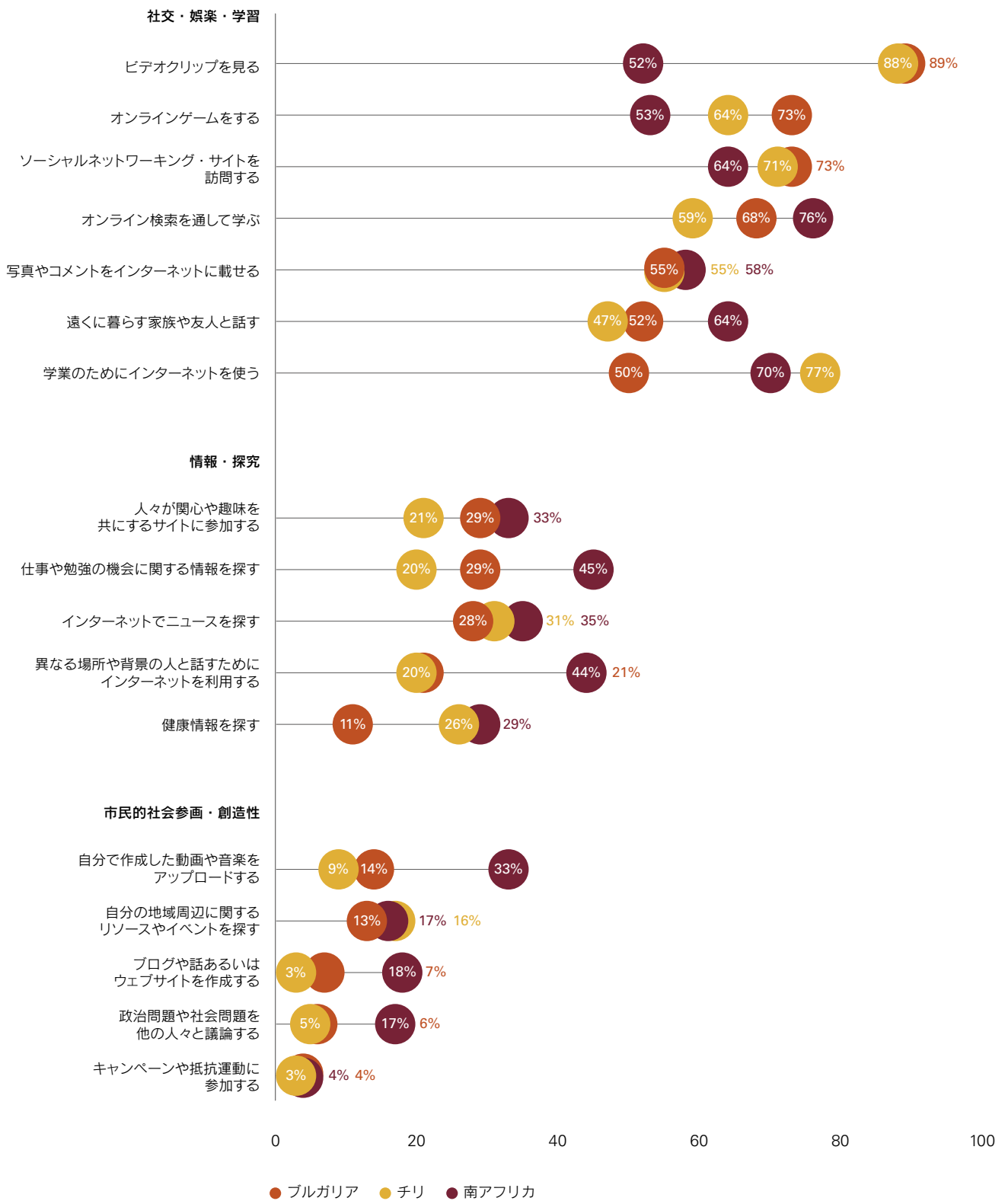
ここで取り上げられている、ブルガリア、チリ、南アフリカの 3 カ国では、いずれもたった 5 ~ 9 のオンライン活動にしか従事していない子どもたちの数が最も多かった。また、これらの子どもたちの過半数の活動は、「社交・娯楽・学習」というたったひとつのカテゴリーに分類された。逆に最も少数のグループとなったのは、15 以上の活動に従事している子どもたちであった。このグループのユーザーは、動画の制作やプロ

グの作成といった創造的活動に加え、オンラインでの政治問題についての議論など市民的社会参画に関連する活動にもより多く従事していた。グラフには示されていないが、年齢がひとつの要因となっており、年長の子どもたちほど多数の活動に従事している傾向が強かった。

これら 3 カ国から得られたデータにより、インターネットにつながった子どもたちは数多くのオンラインの機会を利用しているものの、インターネットとのより十分な関わり合い (より多様な、あるいは複雑な活動を行うこと) は必ずしも当然のものではないことが浮き彫りにされている。調査や政策における課題は、子どもたちがより創造的な参加型の活動に携わるようサポートするための方法を見出すことである<sup>95</sup>。

図 2.7 子どもたちはオンラインで何をしているか

オンライン活動に従事していると述べた 9 ~ 17 歳の子どものパーセンテージ (2016 ~ 2017 年)



出典：Global Kids Online partner countries 2016–2017, ユニセフ・イノチェンティ研究所による集計



視点

## 将来への展望: デジタル時代における子どもたちの権利についての考察

ポニー・マー  
(馬化騰)氏



父親である私の願いは、自分の子どもが成長して頑張っている姿を見ることである。これは全世界の親の共通の願いであろう。どうすればすべての子どもたちが、弊害や病気に苦しむことなく幸せに成長することができるだろうか。彼らに必要なのは新鮮な空気なのか、きれいな水なのか、美しい環境なのか、仲睦まじい家族なのか、協力的な社会なのか、それとも豊かで強い国家なのか。子どもたちにはこれらすべてが必要であり、それでもまだ足りないとは私は考える。

私の子どもは、生まれながらの「デジタル」である、「デジタルネイティブ」と呼ばれる世代に生まれた。彼らは最も幸せな世代である。彼らは、便利に、すばやく、効果的に情報にアクセスでき、過去になかった新しい形で自分たちの生活を楽しむことができるためだ。

一方で、私たちは次第に、必ずしもすべての子どもたちがその権利を実現しているわけではないことに気づきつつある。そして、インターネット時代の中で、子どもの権利を否定することがどのように新たな意味を帯びようになるのかが、明らかになってきている。それぞれの地域、財産、あるいは立場に関わらず、子どもたちには、健やかに成長し、家庭、文化及び社会生活に全面的に参加し、情報、自己表現及び教育に平等にアクセスする権利がある。

しかし、たとえ技術の進歩や生産性の向上が成し遂げられても、コンピューターやインターネットを利用できる子どもたちとできない子どもたちとの間の格差は拡大を続けている。2016年12月に、19歳未満の「ネット市民」の数は、中国国内だけで1億7,100万人にまで達した。それでもなお、中国国内及び世界各地の多くの子どもたちが、経済的または社会的な理由でそれらを利用できずにいる。こうしたデジタル・ディバイドを埋めるために、公共財産としてのインターネットを活用することができ、またそうすべきである。

中国の農村部の人々をインターネットにつなぐために、2015年に私たちは、WeCountryと呼ばれるモバイルインターネット・プログラムを立ち上げた。その2年後、まだ解決されるべき問題は残されているものの、このプログラムがインターネットを知らない人たちにその使い方を教えるのに役立っており、また多くの恵まれない子どもたちに情報や学習機会へのアクセスをもたらしていることを知って、私たちは嬉しい驚きを味わっている。

しかし、デジタル時代における子どもの権利の実現は、デジタルの格差を埋めることだけを意味するものではない。中国で最大規模の包括

的インターネットサービス・プロバイダーのひとつとして、テンセントは大きな責任を負っている。何百万人もの子どもたちが、毎日私たちの製品を利用してコミュニケーションを取り、学習し、楽しんでいる。子どもたちとその親は、こうした機会の裏にリスクが潜んでいることを理解する必要がある。インターネット上の偽情報や悪意のある情報、あるいは暴力的またはわいせつな素材によって、子どもたちが危害のリスクにさらされる。子どもたちの搾取を目的として、彼らの写真や身元などの個人情報や私的情報を開示するデータ漏洩が利用される可能性があり、それが重大な結果につながる恐れがある。また、サイバー暴力やネットいじめが世界的な問題になっている。さらに、インターネット詐欺、組織犯罪及び児童売買によって、オンラインの影がオフラインの悪事へと変わる恐れもある。

一人の父親として、私は子どもたちが毎日直面するオンラインのリスクを非常に心配している。そして一人のインターネット企業家として、私は自分の肩にかかっている責任を重々承知している。

テンセントは、すべての子どもたちのオンラインの安全を守る責任を負っている。そのため、テンセントは自社のビジネス慣行のすべての側面においてオンライン児童保護を取り入れている。例えば、2016年11月に、当社は「Tencent for children - Child rights protection in a digital world」イニシアティブを立ち上げるとともに、ユニセフとの協力に基づくChild Online Protection Projectを発表した。このパートナーシップでは、サイバー暴力、ネットいじめ、不適切なコンテンツとの接触、オンラインゲームをはじめとする、さまざまな問題に切り込んでいく予定である。その目的は、アドボカシー（政策提言）のために、子どもたちのインターネット利用に対するバランスの取れた理解を形成して、国民の意識を高めるとともに各種業界間の連携体制を構築することである。このプロジェクトによって、政府、情報通信技術（ICT）業界、学術界及び市民社会団体という各種部門全体にわたるオンライン児童保護のアジェンダの進展と、子どもたちに対するインターネットの良い影響の探究が促進されることが予想される。

インターネット時代は、技術や人間とコンピューターの相互作用の急速な革新的変化を持



フィリピンのセブ島では、16歳のジャン (Jan) さん (後列中央) がネットいじめに苦しみ、つらい時期には自傷行為に関する投稿を読んでいた。現在彼女は、オンラインの安全性に関する仲間たちの教育に取り組んでいる。© UNICEF/UN014975/ESTEY

徴とし、子どもたちの経験や発育の幅を広げる潜在性を秘めている。画像認識、人工知能 (AI)、拡張現実、遺伝子配列解明技術、さらにはニューロテクノロジーまでもが、子どもたちの生活をどのように向上させることになるかは、容易に想像がつく。

一方で、新しい技術は、その潜在的リスクに関して私たちに十分な注意を求めることになる。例として、AIのアルゴリズムによる潜在的な偏見や差別をめぐる議論について挙げたい。アルゴリズムによって、意思決定に性差や人種による偏見がもたらされ得るかどうかは、まだはっきりと分かっていない。

技術革新に向けた原動力として、ICT業界は、子どもの権利と保護を技術や製品のイノベーションに向けた取り組みの中心に据える義務を負っており、そうした取り組みを通じて、法律制定や政策立案に対する影響力の行使、国民の意識の向上、及び世界規模の Child Online Protection Initiative を守るための業界標準の制定を後押ししていくことになる。

すべての子どもたちをあらゆる形態のオンラインの弊害から守ることが、私たちの共通の願

望である。

また子どもたちには、親の忍耐と適切な指導も必要とされ、それによって子どもたちは、現実であれ仮想であれ自分の周りの世界に好奇心を抱き、常に探究を続けて、健全、幸福、かつ自律的に成長していくことができるのである。

中国の古いことわざは、「まず自分の子どもたちの世話をして、次に他人の子どもたちも同じように世話をせよ」とアドバイスしている。子どもたちの権利の保護は、業界、組織及び国の境界を越えて行われなければならない。みんな協力し合うことによって初めて、私たちは自らに責任を課し、すべての人類のために子どもたちを守ることができる。ぜひ私たちと力を合わせて、次世代以降の子どもたちのために前進していただきたい。

ポニー・マー氏は、中国で最大規模のインターネット企業のひとつであるテンセントの共同創業者であり、現在は同社の業務執行取締役、取締役会会長及び最高経営責任者を兼務している。同氏は、テンセントの戦略策定、全体的方向性及び経営を監督している。同氏は、1993年に深圳大学でコンピュータサイエンスの理学士号を取得した。

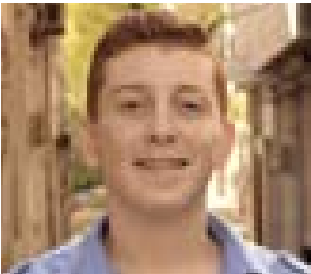
“

ICT業界は、子どもの権利と保護を技術や製品のイノベーションの中心に据える義務を負っている。

---

# 第3章

## デジタルの危険性： インターネットがもたらす 生活への危害



ユスフ・アル・ヘレク  
(Yousef Al Herek)さん(17歳)  
シリアアラブ共和国

---

「僕はハッキングについてもっと詳しく調べるために、それに関する本を読み始めました。もし誰かが不正に僕のアカウントにアクセスして、僕のプライベート・メッセージを読み始めたらどうなるだろうか。僕は自分のプライバシーが最優先であると判断し、自分のアカウントと自分自身を守るために、携帯電話とコンピューターのオペレーティングシステムをアップデートするとともに、さらなるセキュリティーレイヤーを追加しました」

---

いじめっ子、性犯罪者、人身売買業者及び子どもたちに危害を加える者たちが、全世界の潜在的被害者と接触し、彼らの虐待の画像を共有し、互いにさらなる犯行を促し合うことが、かつてないほど容易になっている。インターネット接続により、無防備なソーシャルメディアのプロフィールやオンラインゲーム・フォーラムを通じて、犯罪者が子どもたちによりアクセスしやすい状況になっている。またインターネット接続により、犯罪者が匿名性を利用して身元特定や起訴のリスクを軽減させたり、自分たちのネットワークを拡大したり、利益を増大させたり、一度に大勢の被害者を追跡したりすることもできる。

また、子どもたちのプライバシーも危険にさらされている。ほとんどの子どもたち及び多くの親は、自分たちがどれだけ多くの個人データをインターネットに供給しているかを自覚しておらず（仮に自覚しているとしても十分ではない）、ましてやそのデータがどのように利用され得るかについての認識はさらに低い。

オンラインのリスクにさらされない子どもは一人もいないが、最も弱い立場にあるのは、危害を受ける可能性が最も高い子どもたちである。

マダガスカルでは、17歳の少女が担任の教師から、合格点と引き換えに約300米ドル相当の金銭を要求された。どうしてもお金を手に入れる必要があった彼女は、6カ月前からオンラインで連絡を取り合っていた一人の男性に接触した。「私は彼に誘拐され、2カ月間も彼の自宅に閉じ込められました。彼に何度もレイプされました」と彼女は言った。新設のサイバー犯罪警察部隊によって救出された後、彼女はユニセフの支援の下で政府が管理するワンストップ・サービス・センターで、治療、アドバイス及び精神的支援を受けた。誘拐した男と教師はいずれも逮捕された。「今はもう大丈夫です。私は復学しています」と彼女は言った。「誰かに助言を仰げばよかったですと思っています。両親は、私が見知らぬ人と話していることを知りませんでした」<sup>1</sup>

ほとんどの親や養育者にとって、この少女の話は子どもがインターネットに接続したときに起こり得る最悪の悪夢を象徴するものである。彼女の体験は、インターネットによって被り得る危害の極端な例ではあるが、インターネット上で子どもたちが直面する脅威に関して広がる懸念の核心に触れるものである。つまり、インターネットに接続すると、大半の社会が子どもたちの周りに張り巡らそうとする従来の保護対策がはぎ取られ、子どもたちが、好ましくないコンテンツ、好ましくない行動及び潜在的に危険な外部世界との接触の危機にさらされる可能性が生じる。

こうしたリスクは、決して新しいものではない。子どもたちは、昔からいじめたりいじめられたりし、暴力的や性的な素材にさらされ、また常に性犯罪者から狙われる危険にさらされていた。しかし、おそらくほとんどの親は、これまでの世代の子どもたちをそうしたリスクから守るのほうがかつて容易だったと感じているであろう。かつては玄関のドアが、学校でのいじめっ子の侵入を防ぐ防護壁であった。しかし現在は、ソーシャルメディアを利用することで、そうしたいじめっ子が被害者を家の中まで追いかけることができる。

こうしたリスクは、状況に応じて捉えられなければならない。インターネット技術によって、すべての子どもたちが危害に遭遇する可能性に直面している。しかし大半の子どもたちの場合、可能性は単なる可能性のままとどまるのである。なぜリスクが、特定の子どもたちの場合には実際の危害に変わり、その他の子どもたちの場合にはそうならないのかを理解することが極めて重要である。それによって私たちは、デジタル時代の中で子どもをより大きなリスクにさらす恐れのある、子どもの生活の根底にある脆弱性に気づくことができる。脆弱性をより正確に把握して対処することにより、私たちはオンラインとオフラインの双方において子どもたちをよりしっかりと守り、デジタル時代の中でつながることによってもたらされる機会を、子どもたちにより確実に享受させることができる。



インターネットに接続すると、大半の社会が子どもたちの周りに張り巡らそうとする従来の保護対策がはぎ取られる可能性が生じる。



ウィニー・モレイラ (Winnie Moreira) さん (真ん中) は、ネットいじめに遭った自らの体験を利用して、画面に映し出されている YouTube 動画を制作した。この動画の目的は、ブラジルの他の少女たちがインターネット上で自分自身を守るのを支援することである。

© UNICEF/UN017649/UESLEI MARCELINO

### 3つの形態のリスク：コンテンツ、接触、行為

現在、研究者たちは一般に、子どもたちがオンラインで遭遇するさまざまなリスクを、「コンテンツ」、「接触」、「行為」という3つのカテゴリーにまとめている<sup>2</sup>。

**コンテンツ・リスク：**子どもが、望ましくない不適切なコンテンツにさらされるケースである。性的、わいせつ及び暴力的な画像や、一部の形態の広告、もしくは、人種差別的、差別的な、またはヘイトスピーチを含む素材、そして自傷、自殺、拒食症といった不健全または危険な行動を擁護するウェブサイトなどが含まれる。

**接触リスク：**子どもが、危険なコミュニケーションに参加するケースである。例えば、不適切な接触を求めていたり、性的目的で子どもを誘ったりしているおとなとのコミュニケーションや、子どもを過激主義者にしようしたり、不健全または危険な行動に参加するよう扇動を試みたりしている者たちとのコミュニケーションなどである。

**行為リスク：**子どもが、危険なコンテンツや接触の一因となるような行動を取るケースである。子どもが他の子どもたちに関する憎しみに満ちた素材を書いたり作成したりする行為、人種差別を煽る行為、または自ら制作している素材を含め、性的な画像を掲示したり配信したりする行為などが含まれる。



## ICT 関連の危害の類型

	コンテンツ・リスク 受信者である子どもたち	接触リスク おとな主導の活動への 参加者である子どもたち	行為リスク 被害者／行為者である 子どもたち
攻撃及び暴力	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己非難及び自傷</li> <li>自殺に関するコンテンツ</li> <li>差別</li> <li>過激主義的／暴力的／凄惨なコンテンツにさらされること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過激主義化</li> <li>イデオロギーの扇動</li> <li>ヘイトスピーチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットいじめ、ストーカー行為及びハラスメント</li> <li>敵対的で暴力的な仲間との活動</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>わいせつなコンテンツに、好ましくなく／有害な形でさらされること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクシャルハラスメント</li> <li>性的行為の勧誘</li> <li>セクシャル・グルーミング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童性的虐待</li> <li>児童虐待素材の制作及び消費</li> <li>子どもが作成したわいせつ画像</li> </ul>
商業的搾取	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋め込みマーケティング</li> <li>オンラインギャンブル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人データの違反行為及び悪用</li> <li>ハッキング</li> <li>詐欺及び窃盗</li> <li>セクストーション（性的脅迫）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童性的虐待のライブ配信</li> <li>子どもたちの性的搾取</li> <li>性的搾取を目的とした人身売買</li> <li>旅行者や観光客による子どもたちの性的搾取</li> </ul>

出典: Burton, Patrick, Brian O'Neill and Monica Bulger, *A Global Review of Evidence of What Works in Preventing ICT-related Violence, Abuse and Exploitation of Children and in Promoting Digital Citizenship*, forthcoming.

一般にさまざまな形態のリスクを分類することは比較的容易であるが、例えば特定のオンラインの画像や活動と個々の子どもたちとのリスク関係を見極めることは、はるかに難しい。その理由のひとつは、リスクを構成している要素に対する考え方が、文化によって大きく異なっている点である。例えば、テキストメッセージや「セクスティング」を含め、オフライン及びオンラインメディアを利用した子どもたちの間での合意に基づく性的探究は、容認されている

文化とそうでない文化がある。したがって、リスクは必ずしも行動そのものの作用ではなく、場合によっては社会がその行動をどのように捉えているかの表れである場合もある<sup>3</sup>。

同様に、別々の子どもたちがオンラインで同じ経験をしていながら、まったく異なる結果に遭遇する可能性もある<sup>4</sup>。欧州全域を対象とした2009年のある調査では、オンラインで閲覧できるわいせつなコンテンツに対して、子どもた

ちの間にさまざまな反応が見られることが明らかになった。一部の子どもたちはまったく関心を示さず、一部は面白いと思い、その他は見なければよかったと感じた<sup>5</sup>（通常、この反応はその子どもが危害を受けたことを示すものと解釈される）。調査対象となった子どもたちの大半は、これらのタイプのリスクに直面したとき、積極的（誰かに助けを求める）または中立的（リスクを無視する）な戦略によって対応した。その他の子どもたちは、リスクを軽減させることができなかつたと思われ、最終的に自らその他の「行為」リスクを引き起こしていた。

最後の要点：リスク自体は、本質的に悪いものではない。発達心理学者は、子どもたちがリスクへの適応の手法を学びレジリエンス（回復力）を身につけるためには、ある程度のリスクにさらされることが不可欠であると考えている<sup>6</sup>。オフラインの世界では、この考え方は極めてありふれているため、通常は当然のことと捉えられている。子どもが初めて泳ぎや自転車の乗り方を習う場合が良い例である。しかし、リスクに対する寛容さは、社会、文化、コミュニティ、個々の家庭によってさまざまに異なっている一方で、一部のリスクは危害へと変わる境界線との距離が、不安を感じさせるほど近いことは、大半の人々が同意するところであろう。

### リスクが危害になるとき

リスクがどの程度実際の危害へと変わるのかを評価することは、極めて困難である。類型表が示すとおり、リスクの説明に用いられるコンテツ・接触・行為の枠組みは、子どもたちがオンラインで経験し得る実際の危害についての考え方も提示している。

しかし、この分野におけるエビデンスに関するレビューによれば、たとえ重大な危害に苦しむ子どもたちの数はそれほど多くないとしても、いざ危害が発生した場合、子どもに及ぼす影響は極めて大きくなる恐れがある。そのため、十分なリソースと注意を向ける必要がある<sup>7</sup>。長年にわたり蓄積された膨大な事例によって実証されているように、重大な危害は、自傷や自殺をはじめ、現実の肉体的な外傷として現れるのと同様に、精神的苦痛としても現れる。危害に対する主要な懸念には、摂食障害や自殺を擁護するウェブサイト<sup>8</sup>をはじめ、ネットいじめやオ

ンラインの児童性的虐待及び搾取などが含まれる。

### ネットいじめ：「こんな仕打ちを受けるべき人など誰もいない」

カナダのアマンダ・トッド（Amanda Todd）さんが13歳の頃、ビデオチャット・ルームで出会った男が、カメラの前で胸を露出するように彼女を説得した。男はその画像を取り込み、それを利用して、画像を彼女の友人や家族に送ると言って、彼女を脅かした。彼女が脅しを無視したところ、それから2年間にわたり、彼女はいじめ（オンラインとオフラインの両方で）、ハラスメント及び身体的暴行にさらされることとなった。彼女は苦しみから逃れようと試みた（彼女は転校し、引っ越しもした）、それでもなお、オンラインの犯罪者とクラスメートの双方による攻撃が続いた。この間彼女は、鬱、薬物やアルコールの乱用、孤立、寂しさ及び自傷行為に苦しんだ。そして2年後の2012年10月、アマンダさんは15歳で自殺した。

Cyberbullying Research Centerでは、ネットいじめを、「コンピューター、携帯電話及びその他の電子機器の使用を通じて加えられる、意図的で何度も繰り返される危害」と定義している。過去の世代であれば、いじめを受けている子どもたちは、家に帰ったり一人になったりすることで、虐待やハラスメントから逃れることができたが、デジタル世界の子どもたちに安全な避難場所はない。携帯電話、ラップトップ、あるいはその他のインターネット接続機器を持っていることにより、テキストメッセージ、電子メール、チャット及びソーシャルメディアへの投稿が、昼夜を問わずいつでも届く可能性がある。そしてオンラインでのいじめが続き、仲間たちの間に広まり、被害を受けている子どものオンラインとオフラインの両方の生活で、風評被害がもたらされる。

いじめの加害者が、匿名のプロフィールの陰に隠れ、自分たち以外の誰かになりすまし、そしてワンクリックで、暴力的、中傷的、あるいは屈辱的な言葉や画像を瞬時に拡散できる可能性は、かつてないほど高まっている。



いじめの加害者が、暴力的、中傷的あるいは屈辱的な言葉や画像を瞬時に拡散できる可能性は、かつてないほど高まっている。

さらに、一度そうしたコンテンツが投稿されてしまうと、それを削除することは困難なため、被害者が再び被害に遭うリスクが増大し、彼らが立ち直ることが難しくなっている。

ネットいじめの被害者は、その他の子どもたちよりも、アルコールや薬物を使用したり、学校に通わなくなったり、直接のいじめに遭ったり、成績が落ち込んだり、自尊心の低下や健康問題の増加に直面したりする可能性が高い。そうした虐待を乗り越えた人々が、時に自殺やその願望につながる虐待の影響の重大さを語っている<sup>9</sup>。

先に述べたアマンダさんの話は、潜在的に過酷なネットいじめの影響と、一度コンテンツがオンラインで公開されてしまった場合の、制御不能性を例証している（「当事者本人が作成した露骨な性描写の素材」のボックスを参照）。強力なエビデンスが示すところによると、少女の方が、露骨な性描写の画像の送付をはるかに強く強要され、またそうした画像が意図された受信者以外に共有された場合に、はるかに過酷な批判に苦しむ<sup>10</sup>。

またアマンダさんの体験は、ネットいじめと従来のいじめとの間の流動性も示している。

自殺の1カ月前に、アマンダさんは73枚のフラッシュカードを使い、YouTubeに投稿した9分間の動画の中で自らの体験を話した。彼女のカードには、クラスメートとのある厳しい直接的衝突について記述されていた。「新しい学校の50人の生徒たちの前で……／一人の男の子がさっさとその子を殴れと大声で叫んだ／そして彼女はそうした……私を地面に投げ倒し、何度も殴った／他の子がその様子を撮影していた。たった一人地面の上に取り残された／私は、世界中の笑い者になった気がした……こんな仕打ちを受けるべき人など誰もいないと思った／」

アマンダさんの動画の話題は急速に広まり、この報告書を書いている時点でおよそ4,000万回も視聴されていた。彼女やその他の被害者の話がきっかけとなり、2014年にカナダ政府は、本人の同意なしで人の私的な画像を配信することを違法として、オンラインハラスメントを撲滅することを目的とした法案を提出した。この法案は、潜在的なプライバシーの侵害であるとして批判されている。もしこの法律が施行されると、警察が、オンラインデータ、通話記録及びデジタルの足跡にアクセスできるようになってしまうというのがその理由である。しかしこうした批判を受けて、アマンダさんの母親で、青少年の精神衛生の問題に重点を置いてアドボカシー（政



マダガスカルに住む16歳のシャルメラ（Charmela）さんの家庭には、彼女を学校に通わせるだけの経済的余裕がない。そのため彼女は多くの時間をインターネットに費やしており、そこでオンライン勧誘に遭遇したことがある。

© UNICEF/ UN015588/PRINSLOO



人身売買業者は、主に携帯電話を通じて、あるいはそれだけを用いて、募集、宣伝、組織化及び意思疎通を行うことができる。

策提言) やアウトリーチ活動に参加している Amanda Todd Legacy Society の創設者キャロル・トッド (Carol Todd) さんは、連邦議会の「正義及び人権に関する常任委員会」に対して次のように述べた。「プライバシーと安全は、二者択一にすべきものではないと思います」

### オンラインの児童性的虐待及び搾取

子どもを狙った性犯罪者が、全世界の潜在的被害者と接触し、彼らの虐待の画像を共有し、互いにさらなる犯行を促し合うことが、これまでになく容易になっている。「この犯罪の規模は衝撃的なものである」と国際刑事警察機構 (ICPO) の事務総長であるユルゲン・ストック (Jurgen Stock) 氏は述べ、次のように続けている。「そしてこうした画像はボタンひとつで世界的にオンラインで共有され、永遠に残り続け得るという事実により、状況はさらに悪化している。画像やビデオクリップが共有されたり閲覧・視聴されたりするたびに、被害者の子どもは繰り返し被害に遭うことになる」

技術の進歩によって、犯罪者が匿名性を保ったり、自分たちのデジタルの足跡を隠したり、別人になりすましたり、一度に何人も被害者を追跡して彼らの居場所を監視したりできるようになっている。モバイル機器の利用増加やブロードバンド・インターネットへのアクセスの増大により、犯罪者が、無防備なソーシャルメディアのプロフィールやオンラインゲーム・フォーラムを通じて、かつてないほど子どもたちにアクセスしやすくなっている。犯罪者はしばしば、まずこれらのプラットフォームで言葉巧みに潜在的被害者に近づいて彼らの関心や信用を獲得し、コミュニケーションの場を動画や写真の共有プラットフォームへと移す。そしてそこでのやりとりが、コンテンツや金銭目当ての恐喝や、オフラインでの接触につながる恐れがある<sup>11</sup>。

### 昔からある犯罪、そして新たな犯罪

隣人の家から性行為をライブ配信するよう強要されたフィリピンの12歳の少女が、自らの体験について語った。「外国人が『裸になろう』と言い、私たちは服を脱ぎます……外国人は、

米国、オーストラリア、英国、中国の人たちでした。私が『ショーを買いますか』と聞いて、外国人が『イエス』と答えます。彼女は、1回の「ショー」ごとに3米ドル相当の報酬をもらえることになっていた。あるとき、彼女に対するオンライン虐待者の一人が米国から彼女に会いに来ていたが、彼女はその人物との接触から逃れることができ、その後踏み込んだ警察によって救出された。「両親は、私がそうしたショーを行っていることを知りませんでした。私は両親に嘘をついていました。でも私はそのことを後悔しています」。彼女は、隣人が裁判所で裁かれるまで保護施設で暮らさなければならない<sup>12</sup>。

オンラインの世界が児童性的虐待及び搾取という犯罪を作り出したわけではないが、オンラインによって二つの点で著しい変化が生じている。従来の「一般的な」犯罪が容易になっていることと、まったく新しい形の犯罪が生まれていることである。

これらの影響は、国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) による最近の調査において示されている<sup>13</sup>。それによると、新たな ICT によって、被害者や児童性的虐待に関する素材へのアクセスが増大し、組織的に犯罪を行う者はより大きな利益を得ることになり、また加害者にとっては、身元が特定されて起訴されるリスクが軽減され、犯罪者が社会的支持を獲得でき、被害者に対する危害のレベルは上昇する可能性があることが示されている。結果として、現在子どもたちに対する「一般的な」形の犯罪の機会が増大し、危害が生じる潜在的可能性が高まっている。UNODC が指摘している新しい形の児童虐待及び搾取については、「オーダーメイド型」の児童性的虐待に関する素材、当事者本人が作成したコンテンツ、性的虐待のライブ配信などが含まれる。

また UNODC の調査では、子どもたちの性的搾取（性的搾取を目的とした子どもたちの人身売買や、旅行者や観光客による子どもたちの性的搾取）についても検証している。調査では、ICT によって人身売買活動のコストが低下していることが示されている。人身売買業者は、「主に携帯電話や、タブレットなどのモバイル機器を通じて、あるいはそれだけを用いて、募集、宣伝、組織化、及び意思疎通を行うことができ、自分たちの活動の合理化やネットワークの拡大を効果的に行うことができる」。これにより、現

代の奴隷制度のための新たなデジタル市場が作り出されている<sup>14</sup>。また、犯罪者による、被害者の動きに対する掌握力も強化されている。彼らは被害者に対して、顧客と会う前と後に必ず自分に電話をするよう命じることができるだけでなく、GPS 対応の機器を使って被害者の動きを追跡することもできる<sup>15</sup>。

### 国境のない犯罪

インターネット監視財団 (IWF) によれば、2016 年には、5 万 7,335 のユニフォーム・リソース・ロケーター (URL) に、児童性的虐待に関する素材が含まれていた。そのうち 60% は欧州、37% は北米にあるホストコンピューターから配信されていた。IWF が特定した児童性的虐待に関連する全 URL の 92% が、オランダ、米国、カナダ、フランス及びロシア連邦 (URL の多い順に記載) の 5 カ国にあるホストコンピューターから配信されている<sup>16</sup>。

そうした虐待の被害者の 53% は、10 歳以下の子どもたちであった。驚くような数字である

が、それでも 2015 年の 69% からは低下している。しかし、11 ~ 15 歳の子どもたちの画像の数は、2015 年の 30% から 2016 年には 45% に増加した。こうした変化の理由のひとつは、オンラインで共有される当事者本人が作成したコンテンツが増えていることである (「当事者本人が作成した露骨な性描写の素材」のコラムを参照)。

2016 年に、26 カ国の警察官を対象とした調査に関する NetClean 社の報告書により、それらの警察官が各自の捜査の中で取り扱う素材には、主に欧州と北米の子どもたちが描写されていることが示された。この調査においてある回答者は、被害者になる可能性が高いのは、「一人当たりのインターネット接続機器保有台数が多く、なおかつ信頼できるインターネットサービスが提供されている国」か、「子どもたちに対する性犯罪を禁止する法律がほとんどあるいはまったくなく、なおかつ子どもたちに容易にアクセスできる国」に住んでいる子どもたちであると説明した<sup>17</sup>。

欧州刑事警察機構の 2016 年の報告書では、



児童性的虐待に関連する全 URL の 92% が、オランダ、米国、カナダ、フランス及びロシア連邦の 5 カ国にあるホストコンピューターから配信されている。

## 当事者本人が作成した露骨な性描写の素材

児童性的虐待に関連する素材特定における新たな課題は、当事者本人が作成した露骨な性描写の素材が出現してきたことである<sup>19</sup>。これは合意に基づく「セクスティング」と結びつけられる場合が多いが、オンラインでの勧誘やグルーミング、セクストーション (性的脅迫) などを通じた、合意なしで作成された素材が含まれている場合もある<sup>20</sup>。

この傾向についてはさらなる調査が必要とされるが、若者が作成した性的コンテンツに関する 2015 年のインターネット監視財団 (IWF) の報告書では、一度コンテンツがインターネット上に投稿されてしまった場合に、それを制御する能力がどれだけ失われるかが明らかになった。同財団の調査の一環として評価された画像及び動画の 89.9% が、「最初にアップロードされた場所から抽出され、第三者のウェブサイトを

通じて再配信されていた」。

当事者本人が作成した性的コンテンツの素材は、モバイル機器を使って生成されていると考えられる場合が多いが、15 歳以下の子どもたちを描写したコンテンツの 85.9% は、ウェブカメラを利用して作成されていた。

この調査で明らかになった 3 つ目の重要な点は、13 歳以下の子どもたちを描写したコンテンツの割合の高さであった。IWF は、「子どもたちをそうしたコンテンツの作成及び配信へと突き動かしている原動力を理解するための、さらなる調査」と、「幼い子どもたちとその親に対して、子どもたちがオンラインで負っているリスクを強調するための、若年層を対象とした意識向上キャンペーンの必要性」を呼び掛けている<sup>21</sup>。

オンラインのリスクに対する子どもたちの考え方は、おとなとは異なっている可能性がある。おとなは、オンラインで見知らぬ人と出会うことを大いに危険であると考えることがあるのに対して、子どもたちはそうした出会いを、新しい友人を作る機会と捉える場合がある。© UNICEF/UNI190722/D'AKI



2012年から2017年までの間に、「1億人もの子どもたちが初めてインターネットに接続することになり……そのうち80%はモバイル機器を通じて接続することが予想される。これらの子どもたちの多くは、アフリカ及び東南アジア諸国から接続する」と指摘されている。適切な保護対策が整備されなければ、新たにICTが利用できるようになった国や地域では、より多くの子どもたちがインターネット上で危害を受けるリスクにさらされることになる。

### 新たな課題

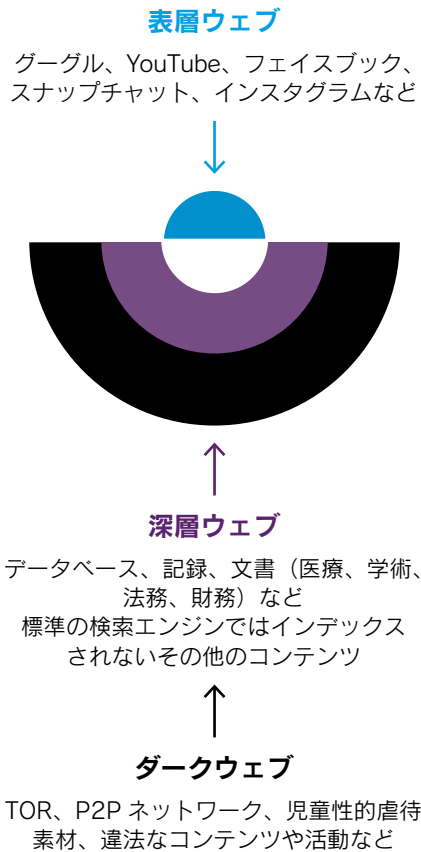
子どもたちに対するオンラインの性犯罪と闘う上でのひとつの課題は、絶えず進化を続けるというデジタル技術の性質である。従来通りピアツーピア・ネットワーク（P2P）によって、また徐々にダークウェブ（Dark Web）（右図を参照）によっても児童性的虐待素材（CSAM）の交換が助長されているが、児童性的虐待のライブ配信や当事者本人が作成した露骨な性描写の素材（「当事者本人が作成した露骨な性描写の素材」のコラムを参照）など比較的新しい課題も存在しており、それらによりCSAMの量が増加しつつある<sup>18</sup>。

### デジタル通貨とダークウェブ

児童虐待のライブ配信の増大を助長しているもうひとつの要因は、暗号通貨すなわち匿名決済システムの利用や、メディアを共有するためのエンド・ツー・エンドの暗号化プラットフォームの利用の増大である。これらは、コンテンツをダウンロードする必要がなく、またたとえダウンロードしたとしても、プリインストールされたソフトウェアによってアクセス不能にしたりすばやく痕跡を消去したりすることができるため、児童虐待の証拠を集めようとしている法執行機関にとって深刻な問題をもたらす<sup>22</sup>。P2Pネットワークを通じたファイル共有によって、表層ウェブ上で行われるものであれ深層ウェブ（検索エンジンによってインデックスされず、大半のユーザーからは見えないインターネットの一部）を通じて行われるものであれ、CSAMの配信が大きく形を変えて拡大されている<sup>23</sup>。

深層ウェブの中にあるのが「ダークウェブ」で、そこには意図的に隠されたコンテンツが含まれ

図 3.1 インターネットの構成要素



ている。アクセスするために、特別な匿名性付与ウェブブラウザが使用される。その一例がTor (The Onion Router) である。インターネット・ガバナンス・グローバル委員会 (Global Commission on Internet Governance: GCIG) による調査で指摘されているように、「ダークウェブはジレンマを引き起こす。Tor やその他の類似システムの技術により、非合法市場、荒らし及びオンラインの児童虐待組織が急増する。その一方で、そうしたシステムによってもたらされる匿名性は、ネットサーフィンをしたり、検閲されたコンテンツにアクセスしたり、その他の手段で自由な表現における真の権利を行使したりするために技術の保護を必要とする、抑圧的な管理体制の下に置かれている人々を守る役目も果たしている」<sup>24</sup>。

GCIG の報告書は、「人間社会の他のすべての側面のように、ダークウェブに対しても取り締まりが必要である」と提言して締めくくられている<sup>25</sup>。



人間社会の他のすべての側面と同じく、ダークウェブに対しても取り締まりが必要である。

これはつまり、サイバー犯罪に対するリソースを増やしたり、法執行官を訓練してサイバー犯罪に対処する能力を強化したりするなどして、全世界の犯罪者を突き止めて裁きを受けさせるための、地域の法執行機関の取り組みをサポートするということである。

## どの子どもたちが最も危害を受けやすいか

インターネットに接続するすべての子どもたちが、ある程度のリスクに直面するが、必ずしも全員が同じレベルのリスクに直面するわけではない。同様に、一部の子どもたちは他の子どもたちより危害を受ける可能性が高い。なぜだろうか。驚くことではないが、オフラインで危害を受けやすい子どもたちは、オンラインでも危害を受けやすいことが調査によって次第に明らかになっている。子どもたちからの報告では、オフラインでより大きなリスクにさらされている子どもたちは、オンラインでもより大きなリスクにさらされているだけでなく、リスクに由来する危害を受ける可能性も高い<sup>26</sup>。オンラインでの脆弱性とオフラインでの脆弱性との間のような関連性は、世界で最も弱い立場にある子どもたちや社会から取り残されている子どもたちの一部が直面している課題を、さらに複雑なものにする要因となり得る。

最も危害を受けやすい子どもたちは誰なのだろうか。最も社会から取り残されているコミュニティやグループの一部についての調査は残念ながら不十分であるものの、現存するエビデンスからは、オンラインで最も危害を受けやすい子どもたちには、少女、貧困世帯の子どもたち、子どもに対するさまざまな形態の性的虐待や性的搾取に対する理解が不十分なコミュニティに暮らす子どもたち、学校に通っていない子どもたち、障がいのある子どもたち、鬱病や精神衛生上の問題に苦しんでいる子どもたち及び社会から取り残されているグループの子どもたちが含まれることが示唆されている。また、デジタルアクセスに関する指導や認識の欠如も、子どもたちを危険にさらす要因となる<sup>27</sup>。

## オンラインとオフラインのリスク：「表裏一体」

ネットいじめと現実世界でのいじめとの間の関連性は、特に顕著である。10万人を超える子

どもたちから回答を得た英国の大規模調査により、オフラインでのいじめを受けずにネットいじめだけを経験したという子どもたちは、ほとんどいないことが明らかになった<sup>28</sup>。「ここでの主要な要点は、ネットいじめを単独の事柄として考えても意味がないということである」と、調査報告書の共同執筆者であるオックスフォード・インターネット・インスティテュートのアンドリュー・プシビルスキ (Andrew Przybylski) 氏はBBCに語った。「子どもたちの親、学校の運営者あるいは支援策の立案者は、ネットいじめと現実世界でのいじめが、表裏一体であると考えるべきである」<sup>29</sup>

また、ネットいじめやオンラインハラスメントにおける、ジェンダーの影響も明白である。あるオーストラリアの調査報告書の執筆者によれば、オンラインでの、特に30歳未満の女性へのハラスメントは、「確立した規範」になる危険性がある<sup>30</sup>。オンラインでのハラスメントは、オフラインでの性差別や女性嫌悪の明らかな延長である。「女性と少女に対するサイバー暴力：全世界への警鐘 (Cyber Violence Against Women and Girls: A world-wide wake-up call)」というタイトルの、国連のデジタル開発のためのブロードバンド委員会による2015年の報告書では、「オフラインでの暴力とオンラインでの暴力、すなわち『物理的』VAWG (女性と少女に対する暴力) と『サイバー』VAWGは、互いに煽り合っている」と述べられている。

さらに、子どもたちの性同一性もひとつの要素になっていると考えられる。米国の13～18歳のインターネットユーザー5,907人を対象にした2013年の調査により、自分を女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者またはトランスジェンダーと認識している子どもたちは、オンラインでセクシャルハラスメントを受けるリスクが不相应に高いことが判明した<sup>31</sup>。同様に、スウェーデンの子どもたちを対象にした2008年の調査では、同性愛や両性愛が、オンラインでの性的行為の勧誘を予測する上での重要な要因であることが明らかになった<sup>32</sup>。

もうひとつの重要な要因は、障がいである。10～17歳の子どもたちを対象にした、Youth Internet Safety Surveyの一環として収集されたデータにより、特別な教育ニーズのある子どもたちは、オンラインのリスクにさらされる可能性がより高いことが示された<sup>33</sup>。ここでもまた、明白な性差が見られた。特別な教育ニーズ



オンラインでの、特に30歳未満の女性へのハラスメントは、「確立した規範」になる危険性がある。



のためのサービスを受けている少女たちの方が、同様の少年たちよりも、オンラインでの性的行為の勧誘を受ける可能性が3倍も高いことが報告されている。

具体的証拠はないものの、移民の子どもたちはもとより、移動を余議なくされている子どもたちや難民キャンプで暮らしている子どもたちについても、潜在的なオンラインでの脆弱性が懸念されるいくつかの理由がある。

イタリアにおける調査により、移民の子どもたちは、元々そこに住んでいる子どもたちよりいじめに遭うリスクが高くなりがちであることが示されている<sup>34</sup>。さらに、移動を余議なくされている子どもたちや難民キャンプで暮らしている子どもたちにも特別なリスクがあり、国際連合難民高等弁務官は、一部の子どもたちが「暴力や虐待を受けるひとときわ高いリスク」にさらされていると警告している。オフラインとオンラインのそれぞれの暴力の間に実証された関連性があることと、移動を余儀なくされている子どもたちが、コミュニケーション、娯楽及び情報へのアクセスの手段としてデジタル技術を利用していることを考えると、これらの子どもたちが直面している潜在的なオンラインリスクについては、さらなる調査を行う価値がある。

少数派グループの子どもたちは、オンラインでの暴力や搾取による危害を特に受けやすい立場にある可能性がある。オンライン空間は、自分が「みんなと違う」ために交友や情報を求めている子どもたちにとっての避難所となり得る。これは、文書で十分に立証されているインターネットの利点である<sup>35</sup>。しかし、自分たちの助けになると認識されている空間が、一転してハラスメントやいじめの場になり得るという事実により、その出来事に付随するトラウマや危害がさらに悪化する恐れがある<sup>36</sup>。

### オンラインの性的虐待及び搾取への脆弱性

2014年にはオンラインの児童虐待がサイバー犯罪の主要な形態であったフィリピンで、8歳の少女が、有料での視聴を希望する外国人向けに、隣人のウェブカメラの前で1日3回性的行為を行うよう強要されていた。「もらったお金で食べ物を買いました。もらったのは約300ペソ（6米ドル）でした」と彼女は言った。「お母さんは、そのことについて何も知りませんでし

た」。その後、警察の作戦によって救出された彼女は、現在その隣人を被告とした訴訟が終わるまで、保護施設で暮らすことを強いられている。「お母さんや家族に会いたいです」。自分が体験したことを振り返って彼女は言った。「怒りを感じています。あのことはもう忘れたいです」<sup>37</sup>

オンラインの性的虐待及び搾取において、被害の受けやすさは子どもの年齢によって異なる可能性がある。例えば幼い子どもたちの場合、家庭内や、または信頼される地位にある、あるいは信頼関係があるおとなや年上の子どもから特に虐待を受けやすい。

対照的に、青少年の場合には、デジタル領域の犯罪者からの虐待をはじめ、家族以外の虐待者からのより広範なリスクにさらされることが多い。14歳のときに、まったくの他人ではなく昔付き合っていた恋人からオンラインで性的搾取を受けたエルサルバドルの少女は、彼から「衣服をあまり着ていないかまったく身につけていない」自分の写真を要求されたと説明した。「嫌な気持ちが増しました」と彼女は話す。それから数カ月後に彼女がその恋人と別れると、別れた恋人は彼女の裸の写真を掲載したソーシャルメディアのプロフィールを作成した。「そのプロフィールから友達申請が届いたとき……私は自分の世界が崩壊していくように感じました。私の友人全員、母親、それに姉妹にまで友達申請が送られたのです」。プロフィールが公開されると、彼女は警察へ駆け込んだ。「警察には、写真を送った私のせいだと言われました」。その出来事のあと、「虐待されたように感じました。精神的に本当に傷つきました。でも彼は何の処罰も受けませんでした」と彼女は言った。彼女は、他の子どもたちが自分のこの体験から学んでくれることを願っている。「私は、他の少女たちが自分と同じ目に遭わないように、自分の体験談を語る決心をしました」<sup>38</sup>

### リスクに対する子どもたちの意識

脆弱性を評価する際には、しばしばおとなたちとは大きく異なる、オンラインのリスクに対する子どもたち自身の考え方を考慮することも重要である。

おとなは、オンラインで見知らぬ人と出会うことを、自分の子どもたちがインターネット上で遭遇し得る最大の危険のひとつと見なすこと



私は、他の少女たちが自分と同じ目に遭わないように、自分の体験談を語る決心をしました。



# 青少年が考えていること…… オンラインのリスク及び危害

世界子供白書 2017 ワークショップ\*の参加者に、オンライン世界における各自の懸念について尋ねたところ、参加者からはさまざまな回答が聞かれた。一部の参加者は、コンテンツ、接触及び行為リスク（「ICT 関連の危害の類型」の表を参照）に関する懸念を指摘し、おとなたちと同じような意見を示したが、そうでない参加者もいた。例えば、一部の参加者は懸念すべき事項として、技術的問題や自分たちのオンライン生活への親の立ち入りを挙げた。

しかしながら、彼らの最大の懸念はオンラインのプライバシーで、特に見知らぬユーザーが自分の個人情報にアクセスする可能性を心配していた。

「プライバシーを侵害されないように注意しています」ブラジルの 17 歳の少女

「自分のプライバシーには注意を払い、自分が共有しているものや、自分の写真とステータスを、誰でも見られる設定にはしないよう気をつけています」グアテマラの 15 歳の少年

「ソーシャルメディアには負の側面があります。他人が私のプロフィールを利用して、別のアカウントを作ることができるからです。これは絶対に悪いことです」ポルトガルの 15 歳の少女

彼らは、プライバシーの侵害が、なりすましや画像の不正利用など、さらなる問題につながり得ることを理解していた。

「個人情報の漏えいを心配しています。そうなるおと僕のお金や個人情報が漏れることになるからです」韓国の 14 歳の少年

「私は、悪い人たちがそれにより私たちの不快な動画を制作できるような写真はアップロードしません」ブータンの 16 歳の少女

一方で、何人かの参加者からは、親や養育者が、自分がインターネット上に投稿したものを閲覧するかもしれないという懸念も報告された。

「自分の両親が私のメッセージを読むのではないかと心配になります」ブルンジの 15 歳の少女

彼らは、さまざまなプラットフォームや機器全体にわたってプライバシーを守るための、幅広い戦略を挙げた。

「特にチャットをしているときに、個人情報を開示しないように注意しています」コンゴ民主共和国の 16 歳の少女

「自分のツイッターのアカウントをロックして、実生活の中で知らない人たちはフォローしないことにしています。顔や場所の写真をアップロードする前に、一度立ち止まってよく考えます」日本の 17 歳の少女

参加者のもうひとつの懸念は、オンラインでの不愉快なまたは悪い出会いや、不適切または怪しいウェブサイトへのアクセスであった。

「ウェブサイトのコンテンツには注意を払います。ウイルスの問題と、そのウェブサイトが私の情報をインターネットに送信しようとするかもしれないからです。」ブラジルの 16 歳の少女

「性的な写真や不快な広告がアップロードされていることが理由で……フェイスブックの利用を避けるようになっていきます」韓国の 14 歳の少年

プライバシーやネットいじめに対する懸念により、一部の参加者はデジタル技術の利用を躊躇するようになっていた。

「個人的に、ネットいじめ、その他のやり方でのハラスメント、オンラインでの差別などを最も心配しており、そうした行為を見かけるたびに、やめさせるように努めています」ウルグアイの 14 歳の少女

「ネットいじめです。フェイスブックに投稿した私の写真について、友人がコメントすることを恐れています」ソロモン諸島の 16 歳の少女

「友人たちからネットいじめを受けています……アニメなどの奇妙な趣味があると行って非難され、これまでずっとからかわれてきました」マレーシアの 17 歳の少女

また、暴力、しつこいポップアップ画面、一方的に表示される広告など、迷惑あるいは不穏なコンテンツに遭遇する可能性も、利用を躊躇させる原因となっていた。

「時々、ラップトップでグーグルやソーシャルメディアを利用しているときに、ポップアップ広告のようにポルノサイトが表示されることがあります」マレーシアの 16 歳の少女

参加者は、ハッキング、ウイルス及びマルウェアの被害に遭う可能性を特に心配していた。

「もし自分のアカウントがハッキングされた場合に、誰かに私の名前を変なもの公開される恐れがあることを心配しています」ブルンジの16歳の少女

「自分のPCに悪影響を及ぼす恐れのあるサイト上の広告に注意しています。ウイルスによって、自分のPCに悪影響が及ぶことが心配だからです」モルドバ共和国の16歳の少女

参加者は、青少年のデジタル技術の利用に対する親たちの懸念について議論した。彼らは、そうした懸念は時として自分たちの懸念とは異なっていることに言及し、親たちは主に、インターネットが自分の子どもに及ぼし得る悪影響を心配しているようであると述べた。

「両親は、僕がオンラインで喫煙や飲酒のような悪いことを覚えてしまわないか心配しています」マレーシアの17歳の少年

「両親は大抵、インターネット上の相手が僕の知らない人である場合に慎重になります。こうした接触には危険が潜んでいるため、警戒することは理にかなっていると思います」ブラジルの16歳の少年

また、こうしたオンラインコンテンツが深刻な結果をもたらし得ることについても、心配しているようであると述べた。

「おとなたちは、僕たち自身のためを思って心配してくれていると思います。大勢の若者たちがテロリスト集団に参加しているのも、やはりインターネットを通じて行われているからです」中央アフリカ共和国の15歳の少年

数名の参加者は、親や養育者は自分たちがオンラインで適切に振る舞うことを信用していないと感じていた。

「彼らは、みんなが私の悪口を言っていないかどうかよりも、私が他人の悪口を言っていないかどうかを心配しています」日本の16歳の少女

あるいは、意図的か否かは別にして、子どもたちが性的コンテンツをはじめとした不適切なコンテンツを閲覧することを心配していると感じていた。

「わいせつなコンテンツを見るためにインターネットを利用していると親に思われていないか、心配しています」東ティモールの13歳の少年

また参加者からは、おとなたちは、子どもたちがデジタル機器に多くの時間を費やしすぎて、学業に集中できなくなることを心配しているという意見も聞かれた。実際に、参加者も同様の懸念を抱いているケースが多く見られた。

「学校の成績が下がることを恐れています」タイの16歳の少女

「先生は、僕が先生から与えられた宿題をやらなくなり、オンラインで時間を浪費するようになることをとても心配していました」マレーシアの17歳の少年

時として旧世代の人たちの考えに不満を抱くことはあるものの、参加者は親たちの懸念を、子どもに対する心からの愛情と、子どもを守りたいという強い願望から生じているものであると感じていた。

「おとなたちは明らかに、私たちのことを気にかけて愛しているからこそ、こうしたことを心配しているのだと思います。私たちに、何らかの問題に巻き込まれて欲しくないのです」ブータンの16歳の少女

「彼らは私たちのためにできる限りのことをしたいと思っています。私たちのより良い将来を望んでいるからです」グアテマラの16歳の少女

「おとなたちがこうした心配をしているのは、子どもたちのことを、繊細でたまされやすく、悪いことに巻き込まれたり誘拐されたりする恐れのある弱い存在であると考えているからです」ブルンジの17歳の少年

## 要約すると

青少年たちは、自分たちの日常生活におけるデジタル技術の影響について現実的な懸念を感じている。彼らは、オンラインで関わりたいという願望と、自分たち自身を守る必要性、自分たち及び他者に対する自らの責任、及び自分たちがデジタル時代の中で健全に生活し成長できるよう手助けするというおとなたちの責任とを天秤にかけることになったときに、葛藤を感じやすい。

\*参加者の回答は必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されています。

があるが、子どもたちや10代の若者たちはそれを、新たな人々と出会い、さらにはロマンチックな関係までも築くような機会と捉える場合がある<sup>39</sup>。また子どもたちは、インターネット上での自分たちのプライバシーを重視しているが（「特集：インターネット上における子どもたちのプライバシーの保護」を参照）、自分のプライバシーに対するリスクには、企業や政府機関など自分たちの領域の外部からもたらされるものと、自分が所属する集団の内部から生じるもの（過保護な親、おせっかいな親、こっそりと監視する親）があると考えている<sup>40</sup>。

南アフリカの13～17歳の子どもたちを対象にした2012年のある調査では、ほとんどの子どもたちが、リスクがいかにしてオンライン空間からオフライン空間へと移行するかを含めて、自分たちがオンラインで遭遇し得るリスクを認識していた。また彼らは、自分たちにはそうしたリスクに対処する能力があると感じており、また重要なこととして、インターネットに接続することによる恩恵（特につながっているという感覚）を得るためには、リスクを負っても構わないとも述べていた<sup>41</sup>。

しかし、この行為主体性の感覚がどのように展開しつつあるかについては、各国間や子どもたちの年齢の間でばらつきがある。アルゼンチン、フィリピン、セルビア及び南アフリカで行われた最近のGlobal Kids Onlineの調査では、自分のプライバシー設定の有効化や変更の方法を知っている15～17歳の子どもたちのパーセンテージに、68%から98%までの幅があった。より若い子どもたちを対象にした、フィリピン、セルビア及び南アフリカでの調査では、そのパーセンテージは著しく低く、5%から40%までにすぎなかった<sup>42</sup>。

## デジタル時代における危害の防止

子どもたちがオンラインで直面し得る幅広いリスクに対しては、子どもたちの行動に着目したものや技術的ソリューションに重点を置いたものなど、極めて多様な対応策が必要とされる。しかし、そうした対応策のすべてに共通しているのは、広い視野の必要性である。どのようなリスクに直面しているかにかかわらず、オンラインの子どもたちを守るには、子どもの生活のあらゆる状況と幅広い関係当事者を考慮した、

総合的で調整された対応策が必要とされる。この関係当事者には、子どもたちを守る役割を担う、親、教師、政府機関、企業、そして子どもたち自身が含まれる。

## 子どもの生活のあらゆる状況の理解

子どもたちのオフラインとオンラインそれぞれの脆弱性には極めて強い関連性があるため、彼らがオンラインで直面するリスクに対しては、オフラインのリスクも含めた子どもの総合的状況に照らして取り組む必要がある。世界保健機関とユニセフ、子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership to End Violence against Children）その他との協力の下で策定され、子どもに対する暴力に関する国際連合事務総長特別代表によって促進されている、子どもたちに対する暴力の防止と対応に向けた枠組みであるINSPIREでは、暴力、虐待及び搾取への取り組みのための7つの戦略が示されている。

### ▶ 法律の施行及び執行

親、教師、あるいはその他の養育者による子どもへの体罰を禁止する法律、オンラインを含めてあらゆる形態の子どもの性的虐待及び搾取を犯罪とする法律、アルコールの乱用を防止する法律、銃器やその他の武器への若者のアクセスを制限する法律

### ▶ 規範及び価値観

制限的及び有害なジェンダー規範や社会規範への固執を見直すこと、コミュニティ動員プログラム、第三者の介入

### ▶ 安全な環境

「危険な地域」を注視することによる暴力の削減、暴力拡大の遮断、構築された環境の改善

### ▶ 親や養育者の支援

家庭訪問を通じた支援、グループ内での支援、コミュニティ環境の中での支援、包括的プログラムを通じた支援

### ▶ 所得及び経済力の強化

送金を通じた強化、ジェンダー公平性研修と組み合わせたグループ預金及びグループ融資、ジェンダー規範研修と組み合わせたマイクロファイナンス



#### ▶ 対応及び支援サービス

カウンセリング及び治療的アプローチ、介入と組み合わせたスクリーニング、刑事司法制度の中での少年犯罪者に対する治療プログラム、社会福祉サービスを伴う里親制度による介入

#### ▶ 教育及びライフスキル

幼稚園／保育園、小学校、中学校への入学者の増加、能力を育む安全な学校環境の確立、性的虐待について及び性的虐待から自分を守る方法に関する子どもたちの知識の向上、ライフスキル及びソーシャルスキルの訓練、青少年向けの、親密なパートナーによる暴力の防止プログラム

これらの戦略は、実際にはどのように機能するのだろうか。規範及び価値観を変えることが一例として挙げられ、今後その下で暴力的行為が許されたり見逃されたりしないようにして、ネットいじめを防止することができる。何が許容され、何が許容されないかに影響を与えることで、仲間のいじめ加害者たちの行動にも影響を及ぼすことができる<sup>43</sup>。

例えば、主にスペインで活用されているConRed Cyberbullying Prevention Programmeでは<sup>44</sup>、学校環境の中で何が社会的に容認され、望ましいのかを議論するための若者たちのフォーラムを開催している。そこで生徒たちは、いじめの被害者の気持ちになって考え、ネットいじめがもたらす破壊的な結果を予測する。こ

エルサルバドルでは、この少女の元恋人が、別れたあとにインターネット上に彼女の裸の写真を投稿した。その後それらの画像は別の複数のウェブサイトにも掲載された。© UNICEF/UN018651/ZEHBRAUSKAS

## インターネット安全性キャンペーン

インターネットの安全性の問題に対する認識を向上させるため、オンラインでの責任ある行動を促すため、及び政策変更を促進するために、全世界で数多くの国家的キャンペーンが企画されている。例えばアルゼンチンでは、ユニセフとブエノスアイレスの州政府が、インターネット上での子どもたちの権利を促進する目的で、Digital Coexistence プログラムを立案した。インターネットの安全で責任ある利用方法を子どもたちに示すとともに、親が自分の子どもたちをサポートできるよう手助けするための情報ガイドが作成された。また、ユニセフ・アルゼンチン事務所は司法人権省と協力して、#nodacompartir（「共有することはカッコいいことじゃない」）というハッシュタグを使い、攻撃的、侮辱的及び差別的なコンテンツをオンラインで共有することによってもたらされる結果に対する、青少年たちの認識を向上させるためのキャンペーンを企画している。

ブラジルでは、ユニセフの Surf Safe キャンペーンによって、青少年たちのオンラインでの安全な行動を促進するとともに、ネットいじめとセクスティング、オンラインでの交友とプライバシーなどの問題に取り組んだ。2015年に立ち上げられたこのキャンペーンは、おおよそ1,450万人の人々の関心を集め、ソーシャルメディアで100万件を超える閲覧数を獲得した。またユニセフの実施パートナーである Safenet は、オンライン暴力の被害に遭っている子どもたち、青少年及び若者を支援するためのヘルプラインも維持している。2016年にこのヘルプラインが対処した主なトピックは、

ネットいじめが312件、セクスティングが301件、そして個人データに関連する問題が273件であった。

アルバニアでは、インターネットの安全性の問題に対する認識の向上と、子どもたちとその親、教師及びサービス・プロバイダーへの情報提供を目的として、2016年12月に #openyoureyes キャンペーンが立ち上げられた。英国政府から資金援助を受けてユニセフが展開したこのキャンペーンでは、テレビコマーシャル、広告板及びポスターを併用して、「インターネットに接続すると、時に危険なコンテンツや行動に遭遇することになるであろうが、お互いに支え合い、また親や先生に相談することで、こうしたリスクに対処できる」ということを子どもたちに教えた。またアルバニアでは、オンラインでの虐待や犯罪を報告するための、オンラインプラットフォーム <www.lsigurt.al> も立ち上げられている。

またインドでも、#staysafeonline キャンペーンを通じて、オンラインの世界を安全にナビゲートする方法や、オンラインで安全を守るためにお互いに助け合う方法に関する、少年・少女たちの認識の向上に向けた取り組みが実施されている。ユニセフの報告書「Child Online Protection in India」で述べられている所見や提言に沿って立案され、2016年9月に立ち上げられたこのキャンペーンでは、子どもたちの間に、「困っている友人の力になる」、「敬意を持って他者に接する」、及び「真の友人になるために他者に助言をする」という3つの中核的メッセージを広める取り組みが進められている。

のプログラムの擬似実験的評価では、プログラムによってネットいじめ（及びインターネットへの依存）が減少するとともに、安全に対する生徒たちの認識が向上することが明らかになっている<sup>45</sup>。

いくつかのプログラムでは、子どものインターネット上での安全性への入口として、子どもたちの親に焦点が合わせられている。EUの生涯学習プログラムの一環である Cyber-Training for Parents Programme はオンライン研修と従来の教室での講習を組み合わせた混合型学習イニシアティブで、親たちはオンラインプラットフォームにアクセスして自らのデジタルスキルを向上させると同時に、ネットいじめを防止あるいは特定する方法に関する安全上の重要な情報を提供される。

### オンラインの児童性的虐待及び搾取の防止

WePROTECT Global Alliance to End Child Sexual Exploitation Online などの世界的取り組みを通じて、主要な技術関連企業、国際組織及び77カ国が、協調的対応を通じた児童性的虐待及び搾取の撲滅に向けて、緊急的なコミットメントを行っている。

WePROTECT イニシアティブの一翼を担うユニセフは、オンラインの児童性的搾取に取り組むために必要な、政府機関、市民社会及び民間セクターの能力を構築するための、世界規模のプログラムを実施している。2013年以降、12カ国の6万人を超える子どもたち、親及び教師に、子どもたちにとってのオンラインリスクを

軽減する方法に関する情報が提供されている。23カ国の1,000人を超えるICT業界の代表者が、オンライン保護に関連する自分たちの役割と責任についての協議会に参加した。また、14カ国の1,000人を超える法執行官、検察官及び裁判官が、オンラインの児童性的搾取という犯罪に対する捜査能力や起訴能力を向上させた<sup>46</sup>。

9カ国において、法執行機関や検察庁の中の専門部署が、そうした犯罪に対する国家の捜査能力や起訴能力を強化しつつある。例えばグアテマラでは、サイバー犯罪捜査課と検察庁が、オンラインの児童性的虐待に関する素材を作成した二つのネットワークを解体した。ヨルダンでは、子どもたちに対するオンライン犯罪対策を専門とする新設の警察部隊が、特別訓練を受けて学校を訪問し、オンラインでの搾取や虐待のリスク、自分の身の守り方及びこうした犯罪の届け出方法に関する、子どもたちの認識の向上を図った。この警察部隊は、2016年11月の始動以降、21件の事案に対処している。

「子どもたちが、安全にインターネットを利用する方法を認識することが重要である」と、ヨルダンの公安庁に所属するサイバー犯罪部隊のアル・レファイエ (Al-Refaie) 隊長は説明する。「学校は、教育の一環として、子どもたちに基本的なルールと認識を身につけさせるべきである。親も不可欠な役割を担い、子どもたちとの率直な対話を促進すべきであるが、時として親たちには、何が安全な利用であるかという知識が欠如している場合がある。子どもたちが、学校の先生や自分の親から安全な利用について学んでいない場合には、我々警察が必要な認識を身につけさせるように努めている」<sup>47</sup>

今後の課題の中で、欧州刑事警察機構は、デジタル通貨や匿名決済システムの利用の増加や、新たなソフトウェア暗号化方式の開発によって、オンラインとオフラインのいずれの児童性的虐待及び搾取に関しても、搾取者や人身売買業者がその犯行の痕跡を隠すことが容易になると指摘している。また、顔認識や位置情報ソフトウェアも、それによって犯罪者が潜在的被害者の身

元や居場所を特定できるようになることから、被害を受けやすい子どもたちのリスクを高める可能性があるものの<sup>48</sup>、一方でこれらの技術は法執行機関が被害者を特定して救出するのにも役立つ。

### 人工知能を利用したソリューション

10年を超える調査により、毎秒何百件もの児童虐待画像の検索が行われ、毎年何十万もの児童性的虐待素材 (CSAM) がピアツーピア (P2P) ネットワークを通じて共有されていることが示されている<sup>49</sup>。素材の量が莫大なため、手作業での検出や特定はほぼ不可能となっている。幸いなことに、人工知能を利用したいくつかの新しいツールが、この切迫した課題への対処に役立つかもしれない。

RoundUp や子ども保護システム (Child Protection System) などのデジタル・フォレンジック・ツールは、P2P ネットワーク内の活動を監視して、CSAM の共有に関与しているコンピューター・ネットワーク内の地点の位置特定と身元確認を可能にする。

マイクロソフトは、行方不明児童及び搾取被害児童問題対策国際センターに、自社の PhotoDNA 技術を寄贈した。国際刑事警察機構 (ICPO) の国際児童性的搾取 (ICSE) データベースに統合されたこの技術の下では、1枚の画像から一意的なシグネチャー (デジタル「指紋」) が生成され、それを比較することで、たとえ画像に修正が加えられていたとしても一致する画像を見つけ出すことができる<sup>50</sup>。

デジタル指紋は写真や動画のバイナリデータから生成され、それを利用することでインターネット上のどこにある画像でも見つけ出すことができる。これにより、法執行機関はデータベースを保持して、既知の CSAM に修正が加えられたものも検出できる。データベースを利用することにより、これまでに 50 近い国々から約 7,800 人の被害者が特定され (平均で 1 日当たり 7 件の特定)、3,800 人を超える犯罪者が逮捕されている<sup>51</sup>。



学校は、教育の一環として、子どもたちに基本的なルールと認識を身につけさせるべきである。



ネットいじめに遭った経験のある 17 歳のアンジェリン・チョン (Angeline Chong) さん (中央) は最近、R.AGE の青年ジャーナリスト・プログラムに参加した。アンジェリンさんと R.AGE の詳細については、<[www.unicef.org/sowc2017](http://www.unicef.org/sowc2017)> をご覧いただきたい。© UNICEF/UN0140092/HUMPHRIES

---

## 搾取者と闘う R.AGE

---

2015 年時点で 10 人中 7 人を超える人々がインターネットに接続していたマレーシアでは、インターネット接続の急速な伸びが見られる。しかし、インターネット関連の犯罪に対する国内法の改正や社会的理解の変化のペースは、必ずしもそれほど速くはない。青年ジャーナリスト集団の R.AGE は 2016 年に、主にユニセフの支援を受けたキャンペーンを通じて、これらの問題の一部に目を向けさせる取り組みに着手した。その目的は明白であった。チャットアプリを利用して言葉巧みに子どもたちに近づく性的搾取者を録画し、デジタル技術を利用して子どもたちを性的に虐待しようと試みる犯罪者に対して子どもたちがどれだけ脆弱であるかを示すことであった。当時のマレーシアには、セクシャル・グルーミングを取り締まる包括的な法律はなかった。

隠し撮りされたあるおとり捜査の中で、26 歳のレポーターが 15 歳の少女を装い、携帯電話のチャットアプリで知り合った一人の男と会おうとした。男は、彼女をホテルの自室に来よう説得しようとして、彼女にこう告げた。「私が知っている若い女の子は君一人じゃない。たくさんいるよ」

R.AGE グループの動画のうわさは急速に広まり、わずか 6 カ月強の間に 370 万回も視聴され、それがきっかけで法律の強化を求める国民的議論や運動が行われるようになった。マレーシアではグルーミングやオンラインの児童性的虐待が行われており、それがマレーシア国民の手によるものであるという事実は否定できないものであった。「マレーシアでこの問題がどれだけ蔓延しているかを知って、ショックを受けました」と、R.AGE のレポーターのサマンサ・チャウ (Samantha Chow) さんは述べている。

マレーシア法務大臣のアザリナ・オスマン・サイド (Azalina Othman Said) 氏によって始められた立法の取り組みを後押しするために、青年ジャーナリストたちはソーシャルメディアとインタラクティブ・マッピングを利用して、#MPsAgainstPredators というハッシュタグの下で国会議員を一人ずつ動員しようと試み、成功した。2017 年 4 月にマレーシア議会は、画期的な「子どもへの性犯罪法 (Sexual Offences Against Children Act)」を可決させた。現在では、オンラインとオフラインの双方における子どもたちの安全を守るために、子どもたちに対するオンラインのグルーミングやポルノによる子どもたちの搾取などの新たな犯罪も対象とされている。



P2P ネットワークで共有されている、新たなまたはこれまで知られていなかった CSAM を特定するために、欧州の研究者たちは、「iCOP」と呼ばれる新たなソフトウェアツールを開発している。このツールは、機械学習を利用して何千ものファイルにトリージング方式で優先順位をつけ、ファイルを既知の素材と一致させるだけでなく新しいファイル名の検索も行う。人間の能力の及ばない領域でライブ・フォレンジック分析が行われることに加えて、このソフトウェアによって検出される素材（CSAM）は極めて重要な意味を持つ。それらは最近の児童虐待や、さらには現在進行中の児童虐待とも結びつく可能性があるためだ<sup>52</sup>。

## 前進への道を示す

デジタル時代に子どもたちが直面するリスクや危害に関するいかなる議論においても、さらに二つの点を必ず考慮に入れなければならない。ひとつは、最近の調査において、インターネットを利用している子どもたちの大半が、それを自分たちの生活における真に有益なものとして捉えていることが明らかになったという点である<sup>53</sup>。したがって、インターネットに接続している子どもたちを守ろうとする際には、制限することよりも、子どもたちと養育者の間のオープンなコミュニケーションや、デジタルに対する子どもたちの認識、レジリエンス（回復力）、及びリスクを管理する能力（現在だけでなく彼らの今後の人生も視野に入れる）の構築に重点を置くべきである。

もうひとつは、インターネットに接続している子どもたちの保護と、情報へのアクセスや自分たちの意見の表明に対する子どもたちの権利の擁護との間に、本質的な緊張が存在するという点である。ユニセフは最近の報告書の中で、「現在の公共政策は次第に、インターネット上で子どもたちが直面する、現実的ながらも過度に強調されたリスクに基づいて決定されるようになっており、表現の自由や情報へのアクセスといった子どもたちの権利に対する潜在的な悪影響は、ほとんど考慮されていない」と主張した<sup>54</sup>。こうした緊張は多くの国において、情報へのアクセスや表現に対する統制という根深い政治的問題を反映しており、簡単に解決できる方法はない。

## 共同責任

インターネット上で子どもたちの安全を守るという任務は、いずれかひとつの部門や当事者グループに課せられるべきものではなく、養育者、教師、学校、政府機関、法執行機関、市民社会及び民間セクターの間の協力と連携が不可欠である。

例えば、性的虐待及び搾取の領域では、性的暴力を取り巻く沈黙を破ることが極めて重要である。これはつまり、子どもたち、家族、教師及びコミュニティ（宗教団体、メディア、旅行・観光部門、ICT 部門などを含む）の間における動員、教育及び認識向上を通じて、児童性的虐待及び搾取を支持する態度、規範及び振る舞いに挑むということである。

また、法執行機関に十分なリソースと頻繁な訓練を提供し、法執行官たちが、子どもたちを巻き込んだサイバー犯罪の絶え間ない進化に後れをとらないようにすることも不可欠である。急速な技術の変化についていくことは、彼らにとって不可能とは言わないまでも困難であるためだ。彼らが技術の変化についていけるようにするためには、とりわけ政府機関と民間セクターによる支援が必要とされる。革新的ツールの導入に伴い、技術産業及びその研究者たちが、CSAM の検出、特定及び削除をはじめ、被害者の身元特定や犯罪者の発見においても、極めて重要な役割を果たすことになる。

世界規模で相互接続されているインターネットの性質上、子どもたちの保護は1カ国が独力で対処できる課題ではなく、だからこそ、WePROTECT Global Alliance Against Child Sexual Abuse Online が主導しているような国際的取り組みに対するサポートが必要とされる。こうした要求の緊急性は、インターネット上でより多くの時間を費やす子どもたちが世界中で増加するにつれて高まる一方である。適切で統一された対策を講じることにより、まさに今日初めてインターネットに接続する者もいるであろう最も恵まれない子どもたちにとって、インターネットが虐待や搾取により破壊される幼年期をもたらすものになるか、あるいは人生における大きなチャンスへの入口となるかの違いが生じるであろう。



技術産業が、児童性的虐待素材の削除、被害者の身元特定及び犯罪者の発見において、極めて重要な役割を果たす。



エルサルバドルでは、インターネットの安全性に関する授業中に、この画面で「サイバー犯罪の被害者になってはならない!」と警告している。© UNICEF/ UN018678/ZEBRAUSKAS

## 特集：インターネット上における子どもたちのプライバシーの保護

子どもがソーシャルメディアに写真を投稿したり、オンラインで製品を閲覧したり、あるいは何かを検索したりするたびに、その子どもに関するデータが生成される。そうしたデータはその後、子どもの身元、所在地、嗜好などさまざまな詳細を含む個人情報を処理する業界に供給される。

オンラインあるいはその他の活動から収集されたデータの処理は、すべての人々に影響を及ぼし、それは必ずしも悪い影響であるとは限らない（「特集：ICTが人道的活動をどのように支えているか」を参照）。しかし、特に企業や国による産業規模のデータ処理が若者たちにどのような影響を及ぼし得るかについて、重大な懸念が存在する。時に子どもたちはそうした処理によってもたらされるリスクについてほとんど理解しておらず、自分たちがインターネット上に供給するあらゆる情報の断片に関して、ほとんどあるいはまったく制限を設けていないことがある。また、「ビッグデータ」によってインターネットが「モノのインターネット」（IoT）に変わり、最終的には「あらゆるモノのインターネット」（IoE）へと変わって、あらゆる情報が誰かにとって有益なものとして利用され得るようになると、子どもたちの権利が侵害されたり悪用されたりするリスクもある<sup>55</sup>。同様にそうした子どもたちの親も、自分たちの子どもからどのようなデータが収集されているのかを理解していないことが多い<sup>56</sup>。

個人データの収集は、今や企業から「ビジネスに不可欠なこと」と見なされている<sup>57</sup>。最近『エコノミスト』誌でコメントされたように、今日のビジネスにとって最も貴重なリソースは、オイルではなくデータである<sup>58</sup>。企業にとって、子どもたちはデータソースとして重要なターゲットになり得る。子どもたちは、その友人や家族の消費者としての意思決定に影響を与えるためである<sup>59</sup>。また一部の子どもたちは、彼ら自身が現在重要な消費者であるか将来的にそうなる可能性があり、とりわけ将来においては、彼らのブランド・ロイヤルティーの確保に向けての投資が非常に有効となる可能性を秘めているのである。

オンライン広告の対象を特定の行動に絞り込

んだ「行動ターゲティング」広告をはじめ、その他の広告手法も、拡大しつつある幼年期の商業化に寄与し得る<sup>60</sup>。しかし、消費者としてターゲットにされるだけにとどまらず、企業がオンラインでの子どもたちの行動に関心を抱くようになると、子どもたちはさらに大きなリスクにさらされることになる。つまり、彼らのプライベートな世界全体がマーケティング・マシンにさらされ、それによって子どもの行動が監視され記録されるだけでなく、オンラインのソーシャル環境が、その子どもの自己意識や安心感に影響を及ぼすような形で再構築され、操られることになる可能性もある。

また、子どもたちのプライバシーは、国からターゲットにされる場合もある。政府は、子どもたちに関する膨大な量のオンライン個人データを収集することができる。これは、インターネット時代の前にはほとんど想像できなかったタイプの監視である<sup>61</sup>。今では多くの国において、しばしば合法的でもなければ公式に認められることもなく、大規模な監視が国の安全保障の取り組みの重要な一部となっている。これはプライバシーの基本概念をむしろだけでなく、表現の自由などその他の基本的人権を脅かし、潜在的な国家権力の乱用への道を開くことにもなる。ユニセフの最近の討議文書で言及されたように、政府がどれだけの量のデータを収集し、どれだけの期間にわたって保有しておくのかについての情報が不足していることを考えると、子どもたちに対する大規模な監視の総合的影響は不明瞭であるものの、潜在的な結果が懸念される。つまり、「多くの人々が実行可能と考えている通りに、もし政府が各個人のプロフィールを大規模な監視により傍受されたデータと関連付けることができれば、当局者は、子どもたちのインターネット上での存在すべての記録を作成し、保持できるようになる」<sup>62</sup>。



今日のビジネスにとって最も貴重なリソースは、オイルではなくデータである。

子どもたちのデータの乱用を引き起こす他の潜在的要因は、彼らの親の行動である。2010年のある調査により、10の高所得国（オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ニュージーランド、スペイン、英国及び米国）における2歳未満の子どもたちの81%が、インターネット上に足跡を残していることが明らかになった。つまり、それらの子どもたちが、自分のプロフィールや画像をインターネット上に投稿されていたということである<sup>63</sup>。

親が自分の子どもに関する情報を過剰に公開するというのは、今に始まったことではない。しかし、現代のデジタルなライフスタイルにおいては、その行動が新たなレベルに引き上げられ、親が「自分の子どもに関する情報の大衆への潜在的拡散者」に変わる可能性がある<sup>64</sup>。ますます一般化しつつあるそうした「シェアレンティング」は<sup>65</sup>、子どもの評判を傷つけかねない。この行為は、小売業者、保険会社及びサービス・プロバイダーにとって各個人のオンライン履歴の方がクレジットヒストリーよりも重要になりつつある経済において、潜在的に深刻な結果を招く恐れがある<sup>66</sup>。デジタル資産において、衣服を身につけていない子どもの姿が映し出されている場合、それらが子どもを対象にした性犯罪者によって悪用されてしまうことが考えられ、親の認識の欠如によって子どもの幸せが害される可能性がある。またそれにより、子どもたちが、自己の潜在能力を最大限に発揮し、自らの独自性を創り出し<sup>67</sup>、また職を見つける<sup>68</sup>能力を妨げられることで、より長期的にも幸せが害される恐れがある。

## 子どもたちのプライバシーの規制

脅威が大きく拡大しているにもかかわらず、国内法では必ずしも子どもたちのプライバシー権が十分に保護されているわけではない。同様に、国際的な文書においても、このトピックについてはほとんど触れられていない。まれな例外として、国際連合人権理事会が2017年初めに、デジタル時代におけるプライバシー権の侵害は、特に子どもたちをはじめとする特定のグループに「特別な影響」を及ぼし得ることに言及した決議案を可決した<sup>69</sup>。

インターネット上での子どものプライバシーの保護に対する大半の規制アプローチは、親の

## ルールの簡素化

規約や約款を、長々と書く必要があるのだろうか。おそらく、その必要はないだろう。多くのオンラインサービス・プロバイダーがユーザーに署名を求める規則のページは、多くの場合、もっと子ども向けに作られ、子どもたちのデジタルリテラシーの構築を促すものにできると考えられる。これをいかにして実現できるかを示すために、プライバシーを専門とする弁護士であり、Children's Commissioner for England 作業部会のメンバーを務めるジェニー・アフィア (Jenny Afia) 氏は、「ユーザーは、自分のアカウントを通じて行われるあらゆる活動に対して責任を負い、自らのアカウント、フォロワー、ユーザー名または当該アカウントに伴ういかなる権利の売却、移転、ライセンス付与または譲渡も行わないことに合意するものとする……」で始まる、あるサービス・プロバイダーの文書の1パラグラフを検証した。そして同氏は、この112ワードの項を次のように書き直した。「本人の許可なく他者のアカウントを使用したり、ログインの詳細情報を見つけ出そうとしたりすることを禁ずる」<sup>77</sup>

同意という原則に基づいている。アプローチは国によってさまざまであるが、一般的にはサービス・プロバイダーに対して、特定の基準年齢（例えば、米国では13歳<sup>70</sup>、スペインでは14歳<sup>71</sup>、南アフリカでは18歳<sup>72</sup>）に満たない子どもたちにサービスを提供したり、あるいはそうした子どもたちからデータを収集したりする場合には、事前に実証された親の同意を得ることが義務付けられているか、そうするように勧告されている。

この種のアプローチに対しては、子どもたちの表現の自由、情報へのアクセス及びデジタルリテラシーの構築に影響を及ぼす可能性が指摘されるなど、批判もある<sup>73</sup>。多くの場合、子どもたちは自分のオンライン体験を親と共有しようとはしないため、子どもたち側のあらゆるデータ共有に対して親の同意を義務付けることも、実質的にはインターネット上での子どもたちの自主性や自由を低下させ<sup>74</sup>、子どもたちが各々の



「[シェアレンティング]は、子どもの評判を傷つけ、潜在的に深刻な結果を招く恐れがある。」



能力の進化に基づいて行為主体性を行使できるようにするという、子どもの権利条約のコミットメントに反することになる。いかなる規制アプローチも、インターネット上における子どもたちの保護と、成長に伴うそれぞれの独立性の尊重との間のバランスを取ることが必要とされる。

また親の同意の必要性は、子どもたちがプライバシーの脅威についてある程度認識していて、なりすましやデータマイニングに対する懸念などおとなたちと共通する部分があることを示す、いくつかの最近のエビデンスとも相反しているものと考えられる<sup>75</sup>。Global Kids Online の調査では、子どもたちの認識がデジタル領域でどのように表れているかが示されており、調査対象となった子どもたちの間では、年長の子どもたちは一般にオンラインにおける自分のプライバシー設定の管理方法を知っているのに対して、年少の子どもたちの場合にはそれを知らないケースが多いことが判明している<sup>76</sup>。

2018年に発効する、欧州連合の一般データ保護規則における16歳という年齢（ただし、加盟国はこれを13歳まで引き下げることができる）のように、同意に対して特定の基準年齢を設けることにも批判はある<sup>78</sup>。基準年齢の設

定により、子どもたちはほぼ間違いなく、オンラインサービス・プロバイダーに対して年齢を偽ろうとするだろう。こうした現象がすでに広範囲にわたって見られることが、いくつかの調査によって示されている<sup>79</sup>。また、これによって潜在的な児童グルーミング犯に、ソーシャルメディア・サイトを通じて連絡を取っていた相手を、当然16歳（多くの国において性交渉への合意が認められている年齢）以上だと思っていたという、もっともらしい弁解の余地が与えられるとも指摘されている<sup>80</sup>。

一部の提唱者は、子どもたちのプライバシー権を守ると同時に、彼らのその他の権利も保護することができる、親の同意の義務化よりも優れた方法があると主張している。これには、教育イニシアティブやプライバシーの初期設定の変更などが含まれる<sup>81</sup>。しかし、子どもたちのデータの収集、処理及び保持に対する明確な制限の設定に関して、オンラインサービス・プロバイダーにより大きな責任を負担させる必要がある。また、ポリシーに「データの収集方法の透明性と、収集されたデータの利用法についての明確な説明」も盛り込まれるべきである<sup>82</sup>。さらにそうした説明は、子どもたちの情報に対するニーズや理解にも適合しているべきである。

インターネット上での子どものプライバシーの保護に対する規制アプローチは、親の同意という原則に基づくものになりがちである。一部の人は、このアプローチでは、インターネット上での子どものプライバシーや身元の保護に対する、オンラインサービス・プロバイダーの責任が軽減されすぎると主張している。

© UNICEF/UN055396/ROMANA



オンラインサービス・プロバイダーにより大きな責任を負担させる必要がある。



視点

## あなたはタトゥーを入れているか……それともまだ?

フアン・エンリケス  
(Juan Enriquez)  
氏



親愛なる読者の皆さんの大半は、最初この質問に力を込めて「ノー」と答えようとしたかもしれない。タトゥーを入れるのに痛みを伴い、ほぼ一生消えることがなく、しばしば後の人生においてきまりの悪い思いをするものである。ほとんどの親は、断固として言う。「タトゥーなんか入れてはいけません。以上」。もしあなたがどうしても入れたいのなら……長い間ずっと待ち続け、そして何を選ぶかを極めて慎重に考えなさい。これは良いアドバイスのように思われる。それではなぜ、ほとんどの親は自分の子どもがコンピューター上でタトゥーを入れることを許すのだろうか。これがどういう意味か、以下で説明していきたい。

あなたが、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、グーグル、リンクトインまたはその他多数のサービスを利用するとき、あなたは自分自身の一部を共有する。写真、活動、考え、引用句、つぶやき、友人、コメント—これらはすべて、インターネット上で、あなた自身、あなたの考え、関心事項、活動、才能、功績、恋愛、破局及び生活を集合的に反映させたパンくずリストになる。これらの画像や言葉には、あなたが何を重要と考えているか、何を気に掛けているかが反映されている。まるでタトゥーのように。したがって、ある意味でこれらを電子タトゥーと見なすことができるが、あなたの肌の上のどんなインクよりもプライベートで、描写的である。

あなたが自分の顔や手にインクを入れることを選択したのでない限り、例えば就職の面接を受けに行く場合やデートでそれを見られたくない場合には、大半のタトゥーは簡単に隠すことができる。しかし、電子タトゥーの場合そうはいかない。隠すことはほぼ不可能だ。本物のタトゥーを消すことは、痛みを伴う厄介なことではあるが、可能である。電子タトゥーを消し去ることは、ほぼ不可能である。インターネットに接続すれば、あなたはほぼ誰のことについてもすべて見つけ出すことができる。ある意味、私たち全員が、永久に消えないタトゥーを入れているのである。そして、たとえ部分的にであろうと匿名のままではあるためには、かつてないほど大変な労力を要する。

極端な状況におけるプライバシーに関する法律の制定は、日常生活に関する法律の制定よりもはるかに容易である。プライバシーに関する議論の大半は、怒りに満ちた昔の恋人や配偶者が、別れた恋人や配偶者の恥ずかしい写真や動画をインターネットに投稿する「リベンジポルノ」に集中している。しかしそれは、私たちやその友人が、健全なパーティー、サイト訪問、仕事のコメント、あるいは家族との交流の後に

自発的に共有する情報に比べれば、はるかに一般的ではない。こうしたデータは、数十年後でもいとも簡単にアクセスできるため、また極めて広範囲にわたって拡散されているため、電子タトゥーの中でも最も害のないものにより、笑わせられたり、侮辱されたり、立腹させられたり、驚かされたり、楽しませてもらうたりするであろう人々が最終的に大勢いる。

ある意味、私たちは誰もが有名人である。元ロンドン市長によれば、「ロンドンの通りを歩いているとき、あなたは映画スターである。あなたは、おそらく想像できないほど多くのカメラによって撮影されている」。一部の推定によると100万台を超える有線テレビカメラがあなたを見張っていることを考えれば、驚くほどのことではない。私たちは現在、有名なハリウッドの大物や国家元首が数十年前に暮らしていたであろうよりも厳しい警戒の下で暮らしているのである。しかし、昔の裕福な有名人の暮らしを暴くためには、熟練の腕を持つ調査報道記者やババラッチのチームが必要とされたのに対し、今日では、私たちが何について、誰に、何を言い、どのような姿でいたのかを、容易に精査して共有することが可能なのである。

今日の子どもたちや青少年が大人になったとき、彼らは私たちにはまるで想像のつかない監視と履歴記録にさらされることになるであろう。幸いにも、私たちのほとんどは、自分の若い頃、恋愛、仕事、考え、行為、意見及び過ちの一部を忘れて、考え直したり、あるいは作り変えることができたが、今日の子どもたちはまったく異なる状況に置かれると考えられる。たったひとつの馬鹿げたコメントが、何十年にもわたる蔑視やネットいじめにつながる可能性があり、たったひとつの馬鹿げた行動が、何十年も後になって当局者、有権者または雇用主によってレビューされる可能性があるのだ。

今日の子どもたちは、良くも悪くも各々が別個の歴史上の人物になっていて、かつてないほど強力かつ恒久的な円形刑務所の中に閉じ込められている。時にはまだ子宮内にいるときからすでに、親が超音波データやさらには遺伝子配列データをも共有することで、各個人の詳細情報が公開タトゥーになり始めることがある。子どもたちが10代前半の年齢に達して各自の話題を共有し始める前に、すでに世の中には、それらの子どもが誰であると認識されているかが明確に分かる、幅広いタトゥーが存在するのである。どこに住んでいるのか、両親は離婚したのか、両親は誰なのか、どこの学校に通っていたのか、どのような外見だったのか、スポーツをやっていたのかといったことが、すべて簡単に分かってしまう。



身を隠すということが、実行可能な選択肢ではない場合がある。デジタルタトゥーがかつてないほど広く行き渡り可視化された世界では、まったくプロフィールのない人物との出会いは、人に大きな疑念を抱かせることになる。私たちの子どもが、私たちには経験のない課題に直面することを考えると、私たちは人の公的人格とプロフィールについて、また人の歴史と長期的評判について、早い時期から会話をすることが重要である。親が早い時期から子どもにマナーを伝えてきたのと同じように、子どもたちはルールと、電子的にタトゥーを入れられることによりもたらされる結果について学ぶ必要が

ある。結局のところ、私たちは誰もがタトゥーを入れられていて、すでに全員が、カラフルに装飾されたモーターサイクルギャングよりもはるかに多くの電子インクを、自分たちの身体にまとっているのである。

ファン・エンリケス氏は、起業家精神に溢れたライフサイエンス企業とビッグ・データ・プラットフォームに投資を行うファンド、Excel Venture Managementの代表取締役である。同氏は、世界規模で活躍する講演者であると同時に未来学者でもあり、また政治学、科学及び国際情勢に関する書籍のベストセラー作家でもある。

「私たちは現在、有名なハリウッドの大物や国家元首が数十年前に暮らしていたであろうよりも厳しい警戒の下で暮らしているのである」とファン・エンリケス氏は述べている。  
© UNICEF/UN036674/SHARMA



視点

## お母さん、見て、データがない！

### アナブ・ジェイン (Anab Jain) 氏



私たちは今、子どもたちや青少年のために作られるおもちゃや技術の開発に対する転換期を迎えている。近年、アップル社の iPhone、iPod 及び iPad が、その年の最も手に入れたいおもちゃの一部として挙げられ、おとな向けに生産された多数のオンライン機能を備えた技術製品が、子どもたちにとってなくてはならないおもちゃとして、極めて幅広くもはやされていることが初めて明確に示された。乳児たちは、歩いたり話したりできるようになる前に、すでにタブレットやスマートフォン、音声技術製品で遊んでいる。幼年期における発見は、もはや子どもたちが触ったり味わったりして理解することのできる、物理世界の中だけに制約されていない。彼らの想像力は、デジタルの次元を探究できるほどのものなのである。学習や情報へのアクセスの方法は、無限である。

しかし、おもちゃが新たな技術製品に統合される中で、生産者と消費者のいずれもが新たな課題に直面している。子どもたちや青少年が利用できるおもちゃやソフトウェアの潜在能力は、その売り込まれた魅力をはるかに超える水準にまで達している。環境センシングからクラウドへのデータの引き渡しへと、子どもたちの感覚及び伝達能力は拡張されているが、子どもたちの思考、信念及び意思決定に対する企業の影響力も同様に拡張されている。

1980年代に、米国の子ども向けの広告の規制解除によって、メーカーや企業が、子どもたちが製品に対して抱いている感情的なつながりを明確に強化する、巨大なフランチャイズを構築できるようになった。彼らはこれを、漫画の制作、多額のコストをかけた宣伝キャンペーン及び超大作映画を通じて行った。今日では、おもちゃメーカーや技術産業を抑え込んでいる規制はほとんどない。彼らは、親たちの理解も、消費者団体による助言も、政府による立法も追いつけない速さで、革新と破壊を続けている。

子どもたちが遊んでいるときにその声を聞いているスマート・玩具から、家庭で利用されているアマゾン・エコー、さらにはその周辺で使用されているその他多数のソフトウェアやハードウェアに至るまで、子どもたちはインターネットで接続された技術によって推進される、新たに出現してきた生活、遊び及び学習の最先端領域を探究している。新たな調査により、子どもたちが遊んでいる間に聴覚情報の収集、記録及び共有を行うおもちゃによる、子どもたち

のプライバシーの侵害の性質に注目が集まっている。こうしたおもちゃにより、家庭内及びインターネット上でのプライバシーと安全性に関する重大な問題が引き起こされる。また、企業には子どもが遊んでいる間に自社製品によって記録された情報で何ができるのか、それをどのように利用できるのか、どのように保護されるべきなのか、そして誰がそれにアクセスできるのかに関する重要な問題も生じる。

子どもたちは、常に自分のおもちゃやティベアに秘密を打ち明けているが、それは主にこっそりと行われているもので、時折ぐちゃ告白が漏れ聞こえる程度である。子どもたちのプライバシーをこのように制限することは適切なのだろうか。あるいは親が自分の子どもの発育を手助けできるように、子どもたちのプライベートな時間に全面的に立ち入るようすべきなのだろうか。設計者や生産者のインセンティブは何であるのか。

私たちのデジタル生活全体にわたって集められるデータは、プライバシーに関する義務なしで収集されることが多く、私たちのデータの暗号化を要求することは、私たち自身の責任であるように思われる。あらゆる製品の規約や約款を読むことは、極めて熱心な親にとっても時間の確保がなかなか難しい。子どもたちのデータは、マーケティング目的や、あるいは新たなシステムや人工知能の訓練のためにそれを利用する、第三者の手にたやすく渡されてしまうため、同意は複雑なものとなる。

私たちが収集できる子どもたちの定量的データは膨大な量になるため、親がそれをどのように利用するのかに対する懸念が生じる。子どもたちは、善意ではあるものの次第に立ち入りすぎになっている親の慣行から、どのように守られることになるのだろうか。子どもたちは、自らの技術的経験に行為主体性を持つべきだろうか。またもしそうであるなら、どのように行為主体性を持つのか。

家庭におけるユビキタス技術により、子どもたち及びその親に対していくつかの課題がもたらされる。設計者は、未成年者にも利用できる新たなソフトウェアやハードウェアの開発に伴う、倫理的問題を認識する必要がある。そうした技術製品には、世界や自分自身に関する若いユーザーの知識の形成や強化を助長する機会があるためだ。



しかし、新しい技術製品は、いじめ、ハラスメント及びその他のより重大な行動の機会も拡大させてしまうため、意図的な設計を行うことが極めて重要である。子どもたちや若者は、自分の寝室にしながら、犯罪、虐待及び過激主義化にさらされる恐れがある。スナップチャットなどのソフトウェアは、ユーザーが選択した時間を過ぎるとコンテンツが利用できなくなるようにすることで、共有コンテンツの可読性を制限するように設計されている。WhatsApp や Signal その他は、暗号化されたコミュニケーション・チャンネルを提供している。保育の観点から見て、私たちの生活のライブ配信は私たちの在り方をどのようにゆがめたり発展させたりしているのか、また私たちは子どもたちのベストプラクティスをどのようにして育てるのか。

私たちがどこへ行くにも携帯する技術製品の中にこっそりと隠されている、次第に自律性を増しているソフトウェアやハードウェアにより、自分たちの機器が実際にどのように機能しているのかということや、それらが行っていることの範囲について、私たちはこれまで以上に理解を欠いている。おもちゃメーカーや技術関

連企業は、こうした点を念頭に置いて製品やサービスの開発を行う必要がある。私たちは、プライバシー、データの公正な使用及び子どもたちの親の懸念をより深く理解する必要がある。親として、私たちはよりしっかりとそれらの企業の責任を問い、自分たちの子どもが守られるようにするよう要求する必要がある。私たちに、子どもたちのための倫理的で責任があり信頼できる技術製品の設計及び構築に向けて、やるべきことがまだまだある。そして私たちに、技術の理解と利用において、また私たちを取り巻く技術的状況の乱流を通して自ら舵を取る術を子どもたちに教える方法の検討においても、やるべきことがまだまだある。

アナブ・ジェイン氏は、ビジネス、文化的及び社会的目的の下で新たな技術に焦点を合わせている研究所、Superflux の取締役で共同創設者でもある。また同氏は、ウィーン応用美術大学で工業デザインの教授も務めている。この小論は、Superflux の未来研究者であるジェイク・チャールズ・リース (Jake Charles Rees) 氏との協議に基づいて執筆された。

「設計者は、未成年者にも利用できる新たなソフトウェアやハードウェアの開発に伴う、倫理的問題を認識する必要がある。そうした技術製品には、世界や自分自身に関する若いユーザーの知識の形成や強化を助長する機会があるためだ」とアナブ・ジェイン氏は述べている。  
© UNICEF/UN040656/



---

# 第4章

## デジタル技術と子ども の生活: インターネットに つながる暮らし



アシュレイ・タン  
(Ashley Tan) さん (17 歳)  
シンガポール

---

「ソーシャルメディアに投稿された写真のような、到底達成できない水準と比べても意味がありません。そのような写真は、実際には現実を歪曲したものが多いためです」

子どもたちがデジタル機器を利用する時間が増える中で、家族や教育者、子どもの権利提唱者は、インターネットにつながることの利点とリスクについて専門家の意見が一致していないことについて、懸念を強めると同時にますます困惑している。また、インターネットの利用時間を制限すべきだという意見がある一方で、子どもたちが遅れをとることのないよう最新機器を購入すべきだとする意見もあるなど、相反するメッセージへの対応に苦慮する親も多い。

この問題をめぐる論議は尽きることがないが、ひとつ明白なことがある。豊富な情報、エンターテインメント及び社交の機会にアクセスすることは、世界中の子どもたちに恩恵をもたらす可能性がある一方で、無制限に、特に監視されない状況下でインターネットにつながることは、弊害をもたらす可能性がある。したがって、子どもたちがインターネットの経験を最大限有効に活かすために必要な支援と助言を与える方法を見つけることが課題となっている。

ビデオゲーム、テレビ、コミックブック、ラジオ。技術が子どもの健全な生活に及ぼす影響を、親や社会が懸念することは今に始まったわけでないということは、Googleで検索してみればすぐに分かる。

ラジオは不眠の原因と考えられた。コミックブックは子どもの「犯罪やふしだらな行為」を煽り、テレビは社会的な孤立を招き、ビデオゲームは現実世界で攻撃的な行動を誘発する原因になるとされた<sup>1</sup>。

16世紀に戻ると、情報を記述することにより記憶に頼らなくなるため、物忘れが助長されると危惧する意見があった。また、書物や印刷機は、今日のいわゆる情報過多につながると懸念する意見もあった。

しかし、こうした過去の革新的創造物に比べると、インターネットと、子どもたちによるその使い方に対する懸念は桁違いに大きい。インターネットへの接続やインタラクティブ性は、取り上げたりスイッチを切ったりすることが難しい。子どもがどのように利用しているかを監視することはさらに難しい。また、子どもがインターネットに接続した機器を使って、エンターテインメント、情報、ソーシャルネットワークにアクセスするとき、そうした機器も子どもたちに関する情報を収集する。

親や教育者、政策立案者、業界リーダーたちは、

インターネット接続やインタラクティブ性の影響に関してさまざまな疑問を抱いている。デジタル技術への関与は子どもの健全な生活にとって脅威となるのだろうか。子どもたちがそれに費やす時間は多過ぎないだろうか。それは子どもを憂うつにさせていないか。依存症や肥満を招いていないか。最もリスクが高いのは誰か。親や養育者は、どうすれば十分な監督を行いながら、子どもたちに自主的に探求し、成長する時間を与えることができるのだろうか。

本章ではこうした疑問点について考え、デジタルとの関わりが子どもたちの生活面（精神的、社会的、身体的）に与える影響を示すエビデンスについて概略をまとめ、この問題に対する子どもたちの見方を紹介する。

これまでの章で述べたように、デジタル経験が子どもたちに恩恵をもたらすか、またその恩恵がどの程度であるかは、彼らの人生の出発点に大きく関係している。社会や家族と強い結びつきを持つ子どもたちは、インターネットを利用してそうした関係をさらに強め、生活を向上させる。一方で、孤独、ストレス、憂うつ感、家庭の問題などを抱えた子どもたちの場合、インターネットはすでに存在する難しい問題をさらに悪化させる可能性がある。また、現実の社会生活で苦勞を強いられている子どもたちが、インターネット上で友人関係を築き、他では得られない社会的支援を受けられることもある<sup>2</sup>。



デジタル経験が子どもたちにどの程度の恩恵をもたらすかは、彼らの人生の出発点に大きく関係している。

子どもたちがインターネットに接続して費やす時間の問題については今もさまざまな議論が行われているが、次第に時代遅れの課題となりつつある。デジタル技術に費やす時間について、適度と過度の境界線をどこに引くかに関する明確に一致した見解がないためである。「どのくらいが過度か」には大きな個人差があり、子どもの年齢や個人の性格、及びより広範囲の生活状況によって異なる。また、良好な通信環境にある子どもたちの多くは、多かれ少なかれ「常時」インターネットを利用しているため、デジタル技術にどのくらいの時間を費やしているのかを把握することは難しい<sup>3</sup>。

この問題について議論と研究が行われる中で、基本的な事実がいくつか明らかになっているようである。子どもたちのデジタルメディアの利用を制限するのではなく、親や教育者がより注意深くサポートしながら介入することが、子どもたちがインターネットの利用から最大限の恩恵を享受しつつリスクを最小限にとどめる上で最も有効である。厳密に子どもたちが画面の前で費やす時間を焦点とするよりも、デジタルで経験しているコンテンツと活動、つまりネット上で何を行っているのか、なぜそれを行っているのかに注意を傾けることが求められる。最後に、今後の研究や政策は、健全な利用と有害な利用とを区別する境界線をどこに引くかを理解する際に、子どもの年齢、性別、性格、生活状況、社会的・文化的環境などを含む生活状況全体を考慮に入れる必要がある。

## 新たな世代間ギャップ

親、教育者、及び子どもの健康と健全な生活に関心を持つ人は、子どもたちがデジタル機器を利用する時間が増えていることに懸念を募らせているようである。インターネットの利用拡大は子どもたちにとって有害だと主張する記事や研究結果が新たに発表されるたびに、反証を挙げてそうした主張を覆そうとする見解が提示される。

子どもたちがインターネットを使用する時間が長過ぎると考えるおとなは、子どもたちが人生の重要な分野、あるいは彼らおとなが子どもだった頃に自分たちにとって重要だった分野、すなわち、いたずらをして友だちとふざけ合っ

たり、木登りをしたり、地面を這い回るアリに魅せられたりといった経験の機会を逃すことを危惧している。

親の心配は、文化的背景を越えて広がっている。例えば、スウェーデン・メディア委員会 (Swedish Media Council) の報告書は、スウェーデンの親は子どもがデジタルゲームで遊ぶことによって得られるメリットを一様に肯定的にとらえながらも、同時にそうした遊びに費やす時間について懸念していることを明らかにしている<sup>4</sup>。同様に、南アフリカにおける親のフォーカスグループは、子どもたちがインターネットの利用に費やす時間やインターネット上で遭遇するリスクを心配しながらも、インターネットが子どもたちにもたらすメリットを認めている<sup>5</sup>。

社会学者や心理学者は、今日の子供たちは相互に交流するよりもスマートフォンを触っていることの方が多くと述べ、重要な社会的経験を逃すのではないかと考えている<sup>6</sup>。デジタル機器を介して友人関係や仲間とのコミュニケーションを行うことが、子どもの社会的なスキルに悪影響を与えるか、あるいは悪い方向でなくとも変化させるだろうとの懸念の声もある<sup>7</sup>。

子どもたちは、今も従来と同じくらい友達同士で関わり合い、そうした相互交流の質も以前と変わらないと述べる専門家もいる。変わったのは、社交的な交流の場がデジタルに移行した点である<sup>8</sup>。

デジタル・ディバイドの悪い側、つまりインターネット接続状況が不十分であるか、一切ない環境においては、親や養育者は子どもたちが就職競争を勝ち抜くために必要な社会的なリテラシー、デジタル・アイデンティティ、スキル、知識を得る機会を逃すことを心配している (第2章を参照)。

インターネットを利用している子どもたちは、ワシントン・ポストの「全世界」に関するインタビューの中である少女が述べているように、機会を逃しているのはおとなであると指摘している<sup>9</sup>。両親がインターネットに非常に長い時間を費やしているため、両親の注意を引くためにデジタル機器と競争しなければならないと不満を述べる子どももいる<sup>10</sup>。

このように見解はまちまちであるが、子ども



子どもたちがインターネットを利用して何を行っているのか、なぜ行っているのかにもっと注意を払わなければならない。

たちとその親は、インターネット上での思慮深い責任ある行動について定期的に話し合うことによって、ギャップを埋める方法を見い出している（「ペアレンティングにおける新たなデジタル・フロンティア」のコラムを参照）。



今日の子どもたちは、友達と相互に交流するよりもスマートフォンを触っていることの方が多いという意見がある。一方で、変わったのは、子どもたちの社会的な交流の場がますますデジタルに移行している点だと主張する意見もある。©UNICEF/UN036679/SHARMA



# 青少年が考えていること…… 情報通信技術 (ICT) は家族に どのような影響を与えるか

おとなは、若者たちが技術面ではつながっていても、社会的なつながりに欠けているというイメージを描くことが多いが、世界子供白書 2017 のワークショップ\*の参加者でさえ、こうしたイメージは一部事実を含んでいることを認めている。

「インターネットは遠くに離れている人たちを近づけてくれるが、近くにいる人たちを引き離していると思います。家族の中でも全員が同じ部屋にいながら、それぞれが自分のスマートフォンの画面にくぎ付けになっているため、一言も話さないこともあります」コンゴ共和国の 16 歳の少女

しかし全体的に見ると、参加者たちは、デジタル技術が家族の生活をどのように変化させるかについてははるかに肯定的な見方をしている。例えば、技術が以下のことを可能にして、家族関係を支える点に大きな期待を抱いている。

## 相互のつながり、コミュニケーション及び共有

「面白い映画を観ているとき、幸せだと思うのはみんなと仲良く一緒にいるからです」ポルトガルの 10 歳の少女

「姉と一緒にデスクトップコンピューターでゲームをするとき、幸せな気持ちになります」ナイジェリアの 17 歳の少女

「僕はときどき、おじいちゃんとおばあちゃんに YouTube の面白いビデオを見せることができます」ペルーの 17 歳の少年

## 家族への話題の提供

「ソーシャルメディアで面白いことを見つけたときは必ず会話の中で取り上げます」チュニジアの 16 歳の少女

また、デジタル技術のおかげで参加者は以下のことを可能にしている。

## 国外にいる親戚との連絡

「父はシリアにいて、私はヨルダンにいますが、ソーシャルメディアを通じて父と話することができます」ヨルダンの 16 歳の少女

「姉がスペインからビデオ電話をかけてきて、家族をととても喜ばせました」ペルーの 16 歳の少年

## 人生のひとときの共有

「私が幼かった頃、母はスペインに行ってしまいました。でも私は毎日の生活のあらゆる瞬間を母と共有することができます」パラグアイの 17 歳の少女

「たとえ電話で誕生日おめでとうと言うだけだとしても、スマートフォンのおかげで誕生日を祝うことができます」東ティモールの 14 歳の少女

また、他の方法では得られない親近感を生み出している。

「兄は国外に住んでいますが、インターネットは緊密な関係を保つのに役立っています。いつもスカイプで話をしているので、兄が外国にいるという感じはまったくくしません」チュニジアの 16 歳の少女

「今では国外にいる母と WhatsApp を使って問題なく会話できます。以前はクレジットを買わなければならなりませんでした。今は 100 フラン (0.21 米ドル) あれば接続して母と会話したり、写真を見たりすることができます。技術のおかげで本当に生活しやすくなりました」セネガルの 14 歳の少女

デジタル技術は、緊急時や家族が支援を必要としているときにも役立つ。

「妹が病気になったので、スマートフォンで母に電話をかけて病院に連れて行ってもらいました」バヌアツの 17 歳の少女

「南アフリカに住んでいるいとこは手術を受けましたが、その後、外出できなくなりました。そこで妹や世界中のいろいろな場所に住んでいる他のいとこと一緒にグループを作り、互いに面白い話をすることによって、いとこの気を紛らせました」コンゴ共和国の 14 歳の少女

「おばあちゃんは、僕の国では売っていない薬が必要でした。だから PC を使ってその薬を見つけ注文しました」モルドバ共和国の 15 歳の少年

しかし一方で、否定的な意見もある。例えば、機器の利用をめぐる兄弟姉妹の間に敵対意識が生じたと述べた参加者も多くいた。

「母のコンピューターで映画を観ようとして、きょうだい喧嘩になるときがあります」バヌアツの17歳の少女

こうした問題への対応策として、子ども自身の機器購入に協力するよう親を説得しようとする参加者もいる。

「欲しい機器を買うのに十分な金額を貯めるため、両親にお小遣いの値上げを要求しなければなりません」タイの17歳の少年

しかし、成功の望みは小さいことが多い。

「父を説得しようとしていますが、父は納得しないと思います」バングラデシュの14歳の少年

情報通信技術（ICT）の影響で学校の勉強や家の仕事がいかに疎かになっているかについて、親や養育者と口論になったと述べる参加者もいた。

「デジタル機器に長時間をかけ過ぎて、学校の勉強に十分な時間を割けなかったため、母と険悪なムードになりました」韓国の13歳の少女

「ラップトップに集中し過ぎて分担をやらなかったため、家族と言い争いになりました」ウルグアイの14歳の少女

就寝後や不適切なときにデジタル技術を使用して家族と衝突した参加者もいた。

「祈祷の時間に携帯電話で父の邪魔をしてしまいました」ヨルダンの16歳の少年

しかし、光り輝く画面に注意を奪われるのは青少年だけではない。

「母が自宅で仕事をするためにコンピューターのスイッチを入れると、私たちと話す時間はなくなります」ブルンジの18歳の少女

「家族揃って外食したとき、父と私がスマートフォンを見てばかりなので母は気分を害しました」韓国の14歳の少女

緊張が生じる原因はこの他にもある。親がネット上の活動を監視する中で、誤解することがある。

「私の家族はソーシャルメディアで私の私生活を密かに監視することがあります。そのため、意見の相違をめぐる喧嘩になります」チュニジアの16歳の少女

「ポルノサイトのポップアップが現れると、両親は私たちがそれを検索していたと誤解してしまいます」グアテマラの16歳の少女

世代間で気持ちが行き違いになることもある。

「母がインターネット上で使う絵文字は実際の感情を表していません。そのため、母がどう感じているのかを理解するのが難しいです」日本の17歳の少女

ネット上の安全性についても不安がある。

「父のアカウントがハッキングされたとき、家族全員が心配しました」ペルーの16歳の少年

それが親や養育者の間の論争につながることもある。

「私がフェイスブックで共有した内容について母はそれを不適切だと考え、そのことで母と父は激しい口論になりました」パラグアイの15歳の少女

ただし、青少年が技術を利用することだけが家族間の緊張を招く原因ではない。

「母が私の写真を許可なく掲示したので腹が立ちました」パラグアイの15歳の少女

「親がデジタル機器に熱中して子どもをほったらかしにするのは間違っています」フィジーの16歳の少年

## 要約すると

青少年は、デジタル技術が家族の力学に与える影響には良い面も悪い面もあると見ている。興味深いことに、この問題に関する参加者の見方は世界中で驚くほど類似しており、技術の有効利用に向けて家族をサポートする解決策の策定において、さまざまな国が協力する余地があることを示唆している。

\*参加者の回答は必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されています。

## ペアレンティングにおける新たなデジタル・フロントティア

ジャスミーナ・バーン  
(Jasmina Byrne) 氏、  
ソニア・リビングストーン  
(Sonia Livingstone) 氏

両親は、子どもを保護し、生産的なおとなになるための学習や成長を支援する第一義的な責任を負っている。また、子どもがデジタル世界の恩恵を享受できるよう手助けする責任もある。しかし、多くの親はそうした役割を果たす準備ができていないと感じている。新たに登場し急速に進化する分野で、親たちは古くからある課題に直面している。すなわち、子どもに自主的に探求させながら、親として監督するという課題である<sup>11</sup>。

デジタルメディアがより個人的になり、複雑化し続ける環境において、子どものインターネット利用に対する親の不安は高まっている。多くの親や養育者には、子どもたちがデジタルによってもたらされる機会を掘げたり、リスクを最小限に軽減するために要する時間や知識がなく、リソースも持っていない。さらに、「インターネットの利用時間を制限」すべきだとする意見がある一方で、子どもたちが他の子どもたちに「遅れをとらない」ように「最新機器を購入」すべきだとする意見もあるなど、相反するメッセージへの対応に苦慮する親も多い。

インターネット上で問題に遭遇したとき、子どもたちは誰に頼るのだろうか。大抵の場合、おとなには頼らない<sup>12</sup>。まず他の子どもを頼ってインターネット上の経験を相談する傾向にあることが、調査により一貫して示されている。南アフリカで実施されたある調査は、インターネット上でリスクに直面したときに仲間に相談する件数は、おとなに相談する件数の2倍であることを示している<sup>13</sup>。アルゼンチン、フィリピン、セルビアでの Global Kids Online の調査も同様の結果を示している<sup>14</sup>。その理由は、妥当なものである。アルゼンチンなどの子どもたちは、友達の方がおとなよりも、デジタル技術、ソーシャルメディア、インターネットに詳しいと考えているためである<sup>15</sup>。

こうしたペアレンティングの新たなフロントティアにおいて、親は無力で、子どもがオンラインで行っていることについて無知であると感じることがある。そのため、インターネット上の加害者やポルノに対する懸念を誇張する傾向がある。結果として、多くの親は子どものインターネットへのアクセスを制限することで管理する。

これに対して子どもたちは、おとなの監督を避ける方法を見つけ出すことがよくある。例えば、ソーシャルメディアに複数のプロフィールを作成し、そのひとつで親と「友達」になり、実際には他のプロフィールを利用することなどがある<sup>16</sup>。これにより親は実態をはるかに把握しにくくなり、子どもたちは、親がまさに恐れているような被害に遭う危険性が高まる。

同時に、インターネットに関する親の最も一般的なしつけの方法である、利用の制限による親の介入は子どもがネット上で質の高い経験をする上での制約となり、適切な情報を豊富に盛り込んだ楽しいコンテンツを幅広く経験する妨げとなる可能性がある<sup>17</sup>。

子どものインターネット利用に対する親の心配は似通っているが、利用を管理する方法はまちまちである。親の介入の仕方は、子どもの年齢によって異なる。欧州8カ国で行われた大規模な調査によると、低年齢の子どもに対しては比較的厳しく制限する手法を選択し、年長の子どもには裁量を与える方法を採用しているようであった。性別によっても異なる。7歳から18歳までの子どもを対象にバーレーンで行った調査では、デジタルメディアの利用を制限すると、女の子は、両親に「認めてもらえない」と思うオンラインでの活動を隠すようになることが明らかになっている<sup>18</sup>。第3の変数は、親である。貧しく、教育水準が低い親ほど「制限」による介入を好み<sup>19</sup>、自宅でデジタル技術を更新したり、駆使するスキルを習得したり、子どもに使い方を指導したりすることに苦労しているのはまさにこうした家庭であることを、調査が示している<sup>20</sup>。

ネット上であれ、現実世界であれ、親の教育についてひとつ明確なことがある。世界保健機構(WHO)が2007年に策定した、ペアレンティングの基本的項目が現在も有効である。つながり、行動の管理、子どもの個性の尊重、正しい行動の模範と提供及び保護が、青少年の健全な生活に好ましい影響を与える。

ジャスミーナ・バーン氏は児童保護専門家で、ユニセフ・イノチェンティ研究所(UNICEF Office of Research - Innocenti)による、デジタル時代の子どもたちの権利及び家族とペアレンティングのサポートに関する研究を指揮している。ソニア・リビングストーン OBE (大英帝国勲章・オフィサー)氏は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのメディア及びコミュニケーション学部教授として社会心理学の教鞭を執っている。



## インターネットの利用と健全な生活との関係を示すエビデンス

子どもたちのネット上の健全な生活という絶えず進化し続ける課題への対応において、調査も苦心している。本レポートの作成に際して、ユニセフ・イノチェンティ研究所は「子どもたちがデジタル技術の利用に費やす時間は彼らの生活にどのような影響を与えるか」を明らかにするため、文献レビューを実施した。さまざまなエビデンスがある中で、最新の調査は、子どもたちのデジタル技術の利用はおおむね好ましい影響を与えていることを示している。本稿で概説するエビデンスは、インターネットの利用時間と、それが精神面の健康、社会的な関係、身体的活動に与える影響に照準を合わせ、インターネット依存に関する議論について検討し、最後にインターネット上の経験が子どもの脳に与える影響を考察する。

## インターネット利用時間の制限に関する思い込み

親や養育者はデジタル技術に費やす時間を制限することで子どもを守っていると考えているようだが、そうではない場合もある。

政府、企業、親などがインターネットの利用を制限するためにしばしば講じる対策は、親の統制、コンテンツのブロック、インターネットフィルターなどの形態であることが一般的である。これらは有意義ではあるが、必ずしも所期の目的を達成するよう設計されているものではなく、意図しない悪影響が生じることさえある。例えば、こうした制限は、特に青少年が社会的集団とつながり、情報へアクセスし、遊びによってリラックス効果を得たり学習したりすることを妨げる可能性がある。制限を巡る対立によって、親と子どもの信頼関係が損なわれる恐れもある。また、極端な制限は、子どもが情報を批判的に評価し、デジタル技術を使って安全で責任ある方法で、効果的にコミュニケーションを行うために必要なデジタルリテラシーのスキル、すなわち将来必要となるスキルの育成の妨げとなり得る。

インターネットの利用時間について一致した意見がないことから、親、政策立案者、研究者及びメディアは、デジタルの健全な使い方と不健全な使い方について性急に結論を出そうとしないことが重要である。子どもたちの生活全体の状況を考慮し、インターネット利用時間ではなく、コンテンツや経験に注目する方が、インターネットへの接続が子どもたちの生活に与える影響を理解する上で有効であると思われる。

ネットに費やす時間によって、対面の付き合い、読書あるいはエクササイズなど、より価値が大きいと考えられている他の活動が減ると一般に考えられている。これは「置き換え理論」(この章にて後述)と呼ばれることもある。当初、こうした考え方は支持を得て、米国小児学会(AAP)の過去のデジタルメディア・ガイドラインのような政策綱領の根拠として用いられていたが、直近のエビデンスによると、この考えは極端に単純化されており、誤りである可能性さえ示唆されている。こうした変化の背景として、デジタル技術は発育上重要な活動を追求する豊富な機会を子どもに提供し、またその機会は拡大し、質も向上しているという認識が広がっていることがある。例えば、ビデオゲームには、認知、動機、感情、社会的な発育に良い影響を与えるものもある<sup>21</sup>。こうした認識はAAPの最新の政策にも反映され、インターネットの利用時間と年齢のいずれに関しても制限を緩和することを推奨している。

最新の研究によると、若者は、大半の政策綱領が一般的に推奨する基準よりも高い水準(1日当たり6時間まで)のインターネット利用時間に対してレジリエンス(回復力)があることが明らかになっている<sup>22</sup>。しかし、ネットに費やす時間のみが子どもたちに害を与える要因ではないことに安堵させられるものの、起きている間の3分の1もの時間をインターネットに費やすことにどのような利点があるかを理解するには、より詳細な調査が必要である。さらに、子どももおとなも含めてユーザーは、最も恩恵を得ているのは、ユーザーか、あるいは技術企業であるかを考えるべきである(「(非)倫理的な設計が果たす役割」のコラムを参照)。



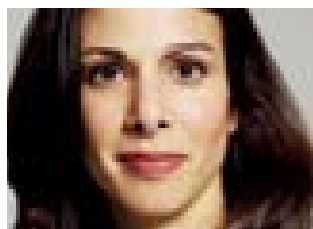
親、政策立案者、研究者及びメディアは、デジタルの健全な使い方と不健全な使い方について拙速に結論を出そうとすべきではない。



視点

ねえ、アレクサ。  
今日はピンク色  
か、きらきら光る  
ドレスのどっちを  
着た方が良い？

レイチェル・ボツ  
ツマン(Rachel  
Botsman)氏



私は3歳の娘、グレース(Grace)に実験するため、アマゾン・エコーとも呼ばれる「アレクサ」を自宅に設置した。黒い円筒形の機器を指差しながら、これは会話をするスピーカーで「Siri」と少し似ているが、違うものだと説明した。「何でも好きなことを聞いたり、頼んだりしていいのよ」と言った。

「ねえ、アレクサ。今日は雨が降る？」とグレースは尋ねた。スピーカーの周りの青緑色の縁が光を放った。「現在、60度(華氏)です」と女性の声で答え、雨は降らないと言って娘を安心させた。

それから1時間が経ち、グレースは映画「Sing/シング」のお気に入りの音楽をアレクサに演奏するよう頼めることを発見した。また、アレクサが冗談を言い、算数ができ、興味深いことを教えてくれることを知った。「ねえ、アレクサ、茶色い馬は何を食べるの」。グレースが気に入ったのは、簡単な命令でこのアシスタントを止めることができると分かったことだ。「アレクサ、黙って」とグレースは大声で怒鳴った。それから少し恥ずかしそうにしながら、「彼女」に乱暴な言葉を使っても良いかどうか私に尋ねた。アレクサは感情を持ち、敬意を払うに値すると思ったのだろうか。

翌朝、グレースがキッチンに入ってきて最初におはようと声をかけた「人物」はアレクサだった。未就学児の娘は、まだ自転車に乗ったり、本を読んだり、良いことと悪いことを正しく判断できないが、品物を買えることを即座に習得した。グレースは「アレクサ、「フローズン」の映画を買ってちょうだい」と指示した。言うまでもなく、グレースは世界最大の小売業者、アマゾンがこの有能なアシスタントを背後で支えるコーポレート・マスターであることを知らない。

この簡単な実験は、大きな技術的変化を明確に物語っている。マーケティングや技術の専門家によって巧妙に設計された、この一見「役立ちそうな」ロボットをおとなに信頼させることは十分容易である。しかし子どもの場合、即座に信用することを思いとどまらせる抑制と均衡はほとんど機能しない。

アレクサと2日間過ごしたとき、重大なことが起こった。「アレクサ、今日、私は何をすれば良いの」とグレースが平然と尋ねた。そのす

ぐ後に、ファッションの選択について質問した。「アレクサ、今日は何を着れば良いの」。私はアレクサの電源を切った。

2017年4月、アマゾンはカメラ機能を搭載したEcho Look端末を発売した。つまり、アレクサは聞くだけでなく、見ることもできるようになった。「スタイルチェック」機能は機械学習のアルゴリズムを使って、私たちが選んだ服装を判断し、全体的に評価する。

この状況に向き合う必要があるのではないだろうか。私たちはもはや機械に対し、何かを「実行」させるだけでなく、何を実行すべきか、いつ実行すべきかを「決定」させることまでも任せているのである。

何世代もの間、私たちの技術への信頼は、技術が私たちの期待どおりに動作するという確信に根ざしていた。つまり、洗濯機には衣服を洗うこと、ATMには現金を引き出すことを任せていた。しかし、例えば私が自動運転車に乗り込んだ場合はどうだろうか。私は、自動車が左に行くか、右に行くか、何かを避けるためにハンドルを急に切るか、それとも停止するかについて、システム自体の「判断」を信用する必要がある。この例は、技術が、何百万人もの人々にいわゆる「信頼の飛躍(trust leap: 信頼を飛ばして未知のものを受け入れること)」、つまり私たちがリスクをとって何か新しいことをしたり、方法を根本的に変えたりできるようにすることを表す際によく挙げられる。

人工知能への信頼の飛躍やその他の類似した要素は、新たな差し迫った疑問を提示する。自動化された機械が子どもたちの生活にこれほどまでに大きな威力を持つとき、子どもたちはその意図をどのように信頼すればよいのだろうか。

次世代は、自律エージェントが、家庭、学校、病院、さらには愛の生活においても意思決定を行う時代に成長することになる。次世代が直面する問いは、「どのようにロボットを信頼するか」ではなく、「ロボットを信頼し過ぎていないか」である。古いものを性急に切り捨て、新しいものを受け入れる中で、結果として子どもたちが誤った対象にあまりにも簡単に、過度に大きな信頼を寄せることになる可能性がある。

難しい重要課題のひとつは、信頼をコン



コンピューターコードの問題と捉えることが、いつでもどんな場合に適切であるかを判断することである。自動化された機械が、意思決定を行うのに十分な信頼性（または安全性）があるかどうかを判断する手段を、子どもたちに与える必要がある。セキュリティの懸念以外に、より重大な問題はそのロボットが倫理的に行動すると信頼できるかどうかである。そうしたロボットは、正しいこと、誤ったことをどのように「学習」するのだろうか。

自動化が飛躍的に進み、誰を信頼するかの判断を機械やアルゴリズムのみに頼る世界に生きることになるとすれば、残念である。それは人間の不完全さから生まれる彩りや動きを欠いた世界であり、あまりにもコントロールを怠ると、危険な状況に陥る可能性さえある。信頼を可能にするのは、思いもかけないようなすばらしく奇抜な行動をとり、変化する機能を備えた人間であり、技術や数学ではない。

次の世代にこのことを理解してほしいのであれば、「信頼の停止 (trust pause)」、すなわち子どもたちが自動的にクリック、スワイプして、共有したり受け入れたりする前に立ち止まって考える間合いを設計する必要がある。「本当に大丈夫か」を問うことが重要である。ある人物、情報またはモノが信頼に値するかを判断する上で役立つ知識と教育を、子どもたちに提供する必要がある。

レイチェル・ポッツマン氏は、信頼に関する世界的な専門家として、執筆や講演活動及び大学講師としての活動を行っている。同氏は、技術が人間関係をどのように変えているかについて研究している。Who Can You Trust? (Penguin Portfolio, 2017) の著者であり、What's Mine is Yours (HarperCollings, 2010)の共著者である。オックスフォード大学サイド・ビジネス・スクールにおいて、同氏が設計した世界初のコラボレーティブ・エコノミーに関するMBA課程で教鞭を執っている。

「古いものを性急に切り捨て、新しいものを受け入れる中で、結果として子どもたちが誤った対象にあまりにも簡単に、過度に大きな信頼を寄せることになる可能性がある」とレイチェル・ポッツマン氏は述べる。  
©UNICEF/UN040853/BICANSKI

## (非)倫理的な設計が果たす役割

かつて、これほど少数の技術設計者が、世界中の十億人の人々の時間の使い方にこれほど大きな影響を与えたことはない。ある場所では、1日に150回以上もスマートフォンをチェックしている人々がいる。知識労働者は、1日の3分の1を電子メールに費やしている。1カ月当たり4,000通のメールを送信している10代の若者たちもいる。起きている間、6分ごとに送信する計算になる。

今日の技術は、人間の弱みを利用するよう意図的に設計されていると設計者たち自身が述べている。ユーザーの注意を引き、心理的バイアスと脆弱性を利用するため、できる限り長く引きつけておこうとする。そのねらいは、社会的な受容を求める気持ちにつけ入り、拒絶されることへの恐れを利用することである。平均的なユーザーは、予定した時間から数分か数時間後に、ほとんど、あるいはまったく利益を得ないままプラットフォームから退出するのに対し、技術企業は広告主から金銭的利益を得る他、ユーザーの時間、注目及び個人データを獲得することができる。すでに新しい複雑な感情を経験している若者たちは、自らのプライバシーや時間の使用方に及ぼす潜在的な影響に気づかない可能性がある。

技術企業が倫理的な設計について検討を始めるまで、特に子どもや若者をはじめとするユーザーは、彼らの真のニーズではなく、ソーシャルメディア企業の金銭的インセンティブに沿って設計された技術の結果を、引き続き受け入れることを余儀なくされる。

子どもたちの最善の利益を技術設計に関する議論に反映するよう提唱することは、市民社会、特に技術業界と政府の連帯責任である。

さもないと、人工知能やモノのインターネット (IoT) といった未来の技術は、子どもたちのプライバシーや健全な生活を犠牲にして実現されることになるだろう。第一歩は、有機食品や環境対応車の運動から学ぶことである。これらの運動は、まず消費者を教育し、人々にとっての利益と合致する企業のインセンティブを新たに生み出すことから始まった。

このコラムは、Googleで設計倫理と製品哲学の専門家を務め、Time Well Spent運動の共同創設者であるトリスタン・ハリス (Tristan Harris) 氏を迎えて、2017年1月31日にユニセフハウスで行われたThought Leaders Seriesのイベント、「デジタル・ネイティブのための倫理的設計 (Ethical Design for Digital Natives)」での討論内容に基づいている。

### ソーシャルメディアが既存の友人関係を強化

全体的に見て、インターネット上の社会的つながりへの影響に関する研究は、この数十年に変化している。1990年代の初期の研究は、インターネットの利用は社会的な生活にとって有害であると見る傾向があった<sup>23</sup>。ひとつには、当時多くの人々の社会的な人脈はインターネット上に築かれていなかったため、インターネットを使って既存の友人関係を維持したり、新しい友人を作ったり、古い友人との親交を再開したりすることが困難だったためである。最近のエビデンスは、インターネット上のつながりが友人関係や社会的資本に与える影響について、おおむね好ましい状況を示している<sup>24</sup>。これはおとなだけでなく、子どもについても言える。

例えば、青少年はSNSを利用することで仲間との連帯意識を強め<sup>25</sup>、既存の友人関係を強化し<sup>26</sup>、それが友人関係に関する孤独感を軽減することに寄与していること<sup>27</sup>が明らかになっている。その理由のひとつは、この10年の研究が示すように、インターネット上の方が秘密や個人的な話題について話しやすいためである<sup>28</sup>。特に少年にとってはそうである<sup>29</sup>。しかし、社会的認知能力の不足を補うためにソーシャルメディアを利用している青少年については、そうした利用が孤独感を強めることが分かっている<sup>30</sup>。

ソーシャルネットワークワーキングと幸福感については、ソーシャルメディアの受動的な利用 (友人の投稿を閲覧するが、やり取りは行わない) と健全な生活との間には負の関係があることが、いくつかの調査から分かっている<sup>31</sup>。羨望の気



今日の技術は、人間の弱みを利用するよう意図的に設計されている。

持ちが強まることや<sup>32</sup>、ユーザー（この調査の場合は大学学部生）が他の投稿者は自分よりも幸せそうだと印象を抱くことに起因する、と研究者は仮説を立てている<sup>33</sup>。

### インターネットの利用時間：少なすぎず、多すぎず

主に親や教育者の間には長時間のインターネットの利用時間について懸念が広がっているにもかかわらず（「デジタル依存をめぐる議論」のセクションを参照）、英国で12万人以上の15歳の子どもたちを対象に最近実施された大規模な横断的調査では、子どもたちがデジタル技術の利用に費やす時間はほとんど影響を及ぼさないことが明らかになっている。性別、民族及び経済的な要因を調整したこの調査では、テレビや映画の視聴、ビデオゲーム、コンピューターやスマートフォンの利用について調査した。活動内容によって影響はやや異なるが、一般的に、デジタル技術をまったく使用しない場合は精神的健康が比較的劣っており、中程度の使用（活動によって1日2～5時間程度）は精神的健康にわずかながら良い影響を与えるようだと言われている<sup>34</sup>。

多すぎず、少なすぎず、丁度良い程度の「ゴールデンロック効果」<sup>35</sup>が子どもたちにとって良いようである。

インターネットの利用時間と日常生活における他の活動とを比較した相対的重要性については、長時間のゲーム（本調査では1日7時間以上とする）が精神的健康に与えるマイナスの影響は、朝食を規則的にとることや十分な睡眠をとることによるプラス効果の3分の1にも満たない<sup>36</sup>。

年少の幼児については、13,000人以上の5歳児を対象として2010年に英国で実施された大規模なコホート調査では、画面の利用時間が増えることと、多動性障害、仲間関係の問題、あるいは向社会性の問題など、調査対象の男児や女児の精神健康上の問題との関連を示すエビデンスは見当たらなかった<sup>37</sup>。

ただし、デジタル技術を使用する日時、例えば平日か週末か<sup>38</sup>は重要であることが明らかになっている。平日に集中的に使用することは週末の使用より強い悪影響を及ぼす恐れがあり、一部の子どもにとってインターネットの利用時間は、宿題など平日の決められた活動の妨げとなることを示している。

これらの調査結果を総合的に考慮すると、デジタル技術が子どもの生活に及ぼす影響は、活動の内容や、どの程度の時間をいつ費やすかによって異なるようである。ただし、良い影響であれ悪い影響であれ、これらは概して小さく、子どもの健全な生活全体にごくわずかに寄与するに過ぎない<sup>39</sup>。

子どもの精神的健康状態を向上させるためには、包括的なアプローチをとり、家族の機能、学校での社会的力学、社会経済的状况など、インターネットの利用時間より強力な影響を与えることが判明している要因に注目する一方で<sup>40</sup>、デジタル技術の適度な利用を奨励することが重要である。

### 研究の限界

上記のエビデンスはまだ比較的新しいが、これにより、絶え間なく進化する技術が、多様に富み、同じように常に進化し、技術をさまざまな方法で異なる出発点から利用する若い世代に与える影響が示されている。

もうひとつの制約は、同分野における多くの研究で使用されている調査方法である（「調査の課題」のコラムを参照）。調査結果は、デジタル技術の利用と健全性の低下との関連性を示している<sup>41</sup>。しかし、デジタル技術の利用が、健全性の低下を招く原因であるのか、結果であるのかは明白ではない。例えば、インターネットに時間を費やし過ぎた結果として子どもが孤独感を感じるのか、あるいはすでに孤独感を感じている子どもがインターネット上で長時間過ごすのかは明らかでない。



家族の機能、社会的力学、社会経済的状况など、インターネットの利用時間より強い影響を与えることが判明している要因に注目すること。

## 調査の課題

精神的、社会的または身体的な健康状態に関する調査は、相関性を示すか（複数の変数の関係を明らかにする）、横断的サンプルから導き出される（データをある1時点からのみ採取する）ことが多い。こうしたタイプの調査では、何が原因で、何が結果かを判断することが難しい。またデジタル技術の利用がもたらす長期的な影響を推定することも難しい。因果関係と長期的な影響を信頼できる方法で評価するには、縦断的な調査や調査方法の改善が必要である。

最近の調査のもうひとつの課題は、デジタル技術の頻繁な利用、過度の利用、または問題となる利用が子どもたちに与える影響に関して、年齢、性別、性格、生活状況、社会的・文化的な環境などの要因によって大きな個人差があることが実際に調査から

明らかの場合に、限られた数の背景変数に重点を置く傾向があることである<sup>42</sup>。そのため、デジタル技術が子どもたちに与える影響を過大評価するか、実際には別の原因がある場合にデジタル技術による影響であると思込みがちである<sup>43</sup>。

最後にエビデンスに関して忠告したい点は、調査がどのように集計され、何を調査対象としているかに注目すべきであるということである。利用時間のみに重点を置き、その時間に対応するコンテンツや活動を説明または評価しない調査は、あまり参考にならない。同様に、代表的ではない母集団を対象とした（インターネット上の行動に関連する）神経生物学的な調査を、大多数の青少年に適用すべきではない。

なお、ほとんどの研究は通信状態の良い環境にいる子どもたちに重点を置いており、通信状態が劣る環境には当てはまらない可能性がある。

### 機会費用：ネットに費やす時間は身体的活動に置き換わっているのか

天気の良い日に家の中で何時間も画面の前に座っている子どもを見た親は誰でも、ネットに費やす時間のせいで身体的活動を行う時間が減っているのではないかと考える。しかし、デジタル技術を利用する時間が身体的活動に及ぼす影響を示すエビデンス<sup>50</sup>は、明らかにばらつきがある。オンラインの活動と身体的活動の減少との間に関連性があることを示す調査結果もあれば、両者の間に関連性が見られないとする調査結果もある<sup>51</sup>。

残念なことに、いくつかの主要な調査は費やす時間の推定のみに基づいており、デジタル機器、活動またはコンテンツ別の時間が重要であることが明らかな場合において、そうした項目別調査結果がほとんどない。

しかし、答えを見つけようと試みる大規模な調査もある。欧州と北米で20万人を超える11歳～15歳の青少年を対象としたデータに基づいて2010年に実施されたある国際的な調査では、1日に2時間以上をインターネット関連の活動に費やしている子どもたちは、余暇型の身体活動に費やす時間が1週間あたり平均30分少ないことが明らかになっている。しかし、こうした関係は、年齢、性別及び国籍によって異なる<sup>52</sup>。また、青少年が行うインターネットの活動の形態も重要であることが分かった。通常のコンピューターの使用は身体的活動の増加につながっている一方で、インターネットでのゲー

## ネット上の友人関係に関する理論

研究者が提示し、研究対象となっている3つの主要な仮説は、インターネット上の行動が若者の友人関係に与える影響についての親の懸念や考え方を反映している。

置き換え理論は、インターネット上の交流が対面の交流に取って代わり、子どもや若者の社会関係資本や個人的な知人を減少させる結果につながるという考え方である<sup>44</sup>。前述したように、当初こうした仮説はある程度支持を得ていたが、最新のエビデンスはこの考えが過度に単純化されており、誤りである可能性さえ示している。

「富める者はますます富む」理論は、優れ

た社会的能力や現実世界での人脈を持つ人は、もともと社会的なつながりが希薄な人に比べ、インターネット上の社交の機会による恩恵を大きく受けると主張する<sup>45</sup>。これに相反するのが社会的補償の理論で、インターネット上のコミュニケーションは、社会的な不安を抱え、孤立している人に恩恵をもたらすと主張する。そうした人々にとっては、現実世界よりもインターネット上で友人関係を築く方が容易であるためだ。

最後に、刺激理論は、インターネット上のコミュニケーションが既存の友人とのコミュニケーションを促進し、大抵はプラスに作用すると主張している<sup>46</sup>。

ムやテレビの視聴は身体的活動の減少につながっている。

調査はおおむね、身体的活動の減少は、青少年がインターネットを利用した活動に過度に時間を費やしていることの直接的な結果である可能性は低いと結論づけている。

オンライン活動と身体的活動は、見かけ以上にそれぞれ独立した活動であることを示唆する調査結果もある。子どもはインターネット上の活動をしたいという理由から身体的活動を控えることはないとする仮説もある。むしろ、さまざまな理由からすでに身体的活動をあまり行わなくなっていたことにより、インターネット上の活動を行う可能性がある<sup>53</sup>。あるいは、彼らは自らの状況から生じる2つの個別の結果として、身体的活動をあまり行わなくなり、かつインターネット上の活動を行っている場合もある。

デジタル機器の利用は、子どもの行動とその理由の背後にある複雑な状況を反映したひとつの現象に過ぎない。近隣地域で遊ぶことが安全でない、自宅の近くに公園、遊び場またはスポー

ツ施設がない、両親が子どもに付き添って遊びを促す時間、関心またはリソースがないといった理由から、身体的活動を行うことが難しい環境にある子どももいる。

最後に、インターネットの利用時間のみに照準を絞った介入が、身体活動に費やす時間を大幅に増やすことにつながるとは限らない<sup>54</sup>。「インターネットの利用時間は身体的活動にどのような影響を及ぼすか」を問うのではなく、「子どもたちは最適な成長と健全な生活のために、健康的でバランスの取れた量の活動を行うことができる生活を送っているか」を問う方が、適切であると考えられる。身体的活動と健康的な食事を推進することが、単にインターネットの利用時間を減らすよりも有効であるかもしれない。

## デジタル依存をめぐる議論

スマートフォンを手放すことができない青少年や、iPadを取り上げられると自制心を失う10代前半の子ども、あるいは他の行動をほと



身体的活動と健康的な食事を推進することが、単にインターネットの利用時間を減らすよりも有効であるかもしれない。



子どもは比較的長時間のインターネット利用に対するレジリエンス（回復力）があるようだが、起きている間の3分の1もの時間をインターネットに費やすことによる影響を理解するには、より詳細な研究が必要である。©UNICEF/UN046200/KLJAJ0

んど何もしていないように見える若いオンラインゲーマーについて、見聞きしたことのない人はおそらくいないだろう。

多くの親や教育者が心配するような問題行動、すなわちデジタル技術の利用に非常に長い時間を費やし、まるで薬物乱用者が特定の薬物に依存するように、インターネットに依存しているように見える子どもや青少年の行動をどのような名称で表すかについて、一致した見解はない。

この問題行動を表現するにあたって、「依存性」が適切な用語だと考える人もいる。そしてこの用語が的確であろうという恐ろしい可能性が大きく報道されると、親は懸念を強めることになる。しかし、類推は所詮、類推に過ぎない。

実際には、相当数の子どもや青少年がデジタル機器に深く依存し、生活の主な領域に支障をきたすか（依存症の定義）、結果的に深刻な健康上のリスクが雪だるま式に膨らんでいることを示すエビデンスはほとんどない。

研究者はこれまでのところ、デジタル技術の長時間の利用による生活面のいかなる深刻なマイナス結果も、技術の使用のみに直接起因することを示す有力なエビデンスを得ていない<sup>55</sup>。技術の過度な使用の結果、どのような問題が生じるかを詳細に探る調査自体も、ほとんど行われていない<sup>56</sup>。また、こうした深刻なケースが社会問題化している兆候もほとんど見られない。

それでもやはり、親の心配は子どもの行動の変化を直に経験したことに起因するものであり、



スマートフォンを手放せない青少年について、耳にしたことがない人はいないだろう。



## 新しいメディアは10代の若者の社会生活とアイデンティティをどのように変えるか

伊藤瑞子氏

インターネットや移動通信が登場して間もない頃から、研究者はこれらの新技術が人々を結びつけるのか、分離させるのかについて論議してきた。おとなは、10代の若者の現実生活でのコミュニケーション能力が衰え、ソーシャルメディアは空虚なやりとりを促進し、最終的に孤立させ、孤独感を感じさせることになるかと心配している。私たちは、これらの新しいメディアの良し悪しを性急に問いがちだが、まずは若者たちの日常的な社会生活の中でどのような役割を果たしているかを理解することが重要である。

あらゆる年齢層の人々が、携帯電話やソーシャルメディアの虜になっている。いつ、誰とコミュニケーションを行うかを幅広い選択肢から柔軟に選べるためである。日本で初めての移動通信に関する調査の一部を実施した松田美佐氏は、10代の若者の人間関係に「選択的交際」が広まっていると述べている<sup>47</sup>。高校生にインタビューしたとき、松田氏は中友（「ちゅうとも」、中学校時代の友人の意）という、携帯電話が登場する前にはなかった新しい言葉に気づいた。以前は生徒が高校進学で離れ離れになると、中学校時代の友人とのつながりは失われた。現在は、同じ学校やコミュニティに所属していなくても友達と連絡を保つことができる。問題は、多かれ少なかれつながっているかどうかではなく、誰とつながっているかである。松田氏は、モバイルメディアが家族のコミュニケーションをどのように変化させているかについても調査した。その結果分かったことは、親密な関係の家族ではメールによる親子間のコミュニケーションが増えているが、結びつきが希薄な家族ではその反対の結果となった。つまり、モバイルメディアによって、親近感を感じる人とのつながりがより強められている。

2000年代初頭の最初のソーシャルメディア・ブームの頃、米国で実施された10代の若者を対象とする調査で、若者たちがインターネット上の交流を行う中で、さまざまな分野が存在することが明らかになった<sup>48</sup>。ほとんどの若者は、学校で知り合った友達との形式張らない社会的コミュニケーションを行っていた。より少数の若者は、ゲームやポップカルチャー、その他の関心事項を中心とする特定のコミュニティとインターネット上でつながっていた。この2つの状況において若者が育むアイデンティティは、まったく異なることが多かった。例えば、イン

タビューを行ったある若い男性は、Myspaceでは学校の友達集団に人気のアスリートとしてのアイデンティティを投影しながら、オンラインゲームコミュニティのThe Simsでも活発に活動していた。彼は、それぞれのアイデンティティとソーシャルネットワークを切り離して維持していた。

現在も唯一変わらないことは、新しいメディアを若者の生活においてどう活用するかに対し、選択肢が豊富で、多様性に富んでいることだ。若者は、フェイスブックのCauseを通じてオンラインコミュニケーションで数百万人を動員したり、他愛のないゴシップを交換したりできる。こうした技術が一般にすべての若者たちにとって良いか悪いかを考えることは、無意味である。それよりも、どうすれば利点を最大限に引き出せるかを問う方が重要である。

新たなメディアによって若者たちの経験の幅が広がっていることを踏まえ、若者たちが賢い選択を行うことができるよう導く、私たちの責任も増大している。特定の機器やプラットフォームの良し悪しを判断したり、インターネットの利用時間を定めたりするだけでは十分でない。若者たちがつながり、積極的に関わっているデジタルコンテンツやコミュニティの内容や詳細に目を向けなければならない。私は、「つながることによる学習」を提唱する研究者、教育者及び技術メーカーで構成するコミュニティに所属している。これは、若者たちをインターネット上の生産的な学習と人間関係に導くアプローチである<sup>49</sup>。

若者とおとなの間には、新しいコミュニケーション技術の価値をどう評価するかについて、根強い世代間ギャップがあることが我々の調査で明らかになっている。若者たちは携帯電話やインターネットを、メディア、情報、社会的なつながりの命綱と見ているのに対し、おとなは若者たちのこれらの技術への関わりを時間の無駄遣いだと捉える傾向がある。こうした世代間ギャップは、機会の喪失をもたらす。新しいメディアは、親、教育者及び若者たちを分裂させるものではなく、共通の関心事項と懸念の下に結束させる手段になり得る。

伊藤瑞子氏は、文化人類学者、教育研究者、起業家及び提唱者である。カリフォルニア大学アーバイン校のConnected Learning Labのディレクターを務め、あらゆる社会階層の子どもたちを対象にオンラインプロジェクト・ベースのソーシャルSTEM教育を提供する非営利団体、Connected Campsの共同創設者である。



インターネットの利用時間を制限する場合は、子どもの年齢、個性、文化、生活状況をすべて考慮に入れなければならない。©UNICEF/UN017636/UESLEIMARCELINO

子どもの健全な生活全体に対する当然の懸念である。こうした懸念について検討し、対処しなければならない。

この20年間に実施されたさまざまな研究は、子どもが現実世界での困難な状況に対処するために自己治癒の形でデジタル技術を利用する場合に、問題が生じ得ることを示唆している。例えば、子どもが悲しみやストレスを感じる時、そこから気を逸らすために、オンラインゲームやソーシャルネットワーキング・サイトなど、熱中したり気を紛らわせることができるアプリを通じてインターネットに接続することがある。これは良い結果（一時的に気分が良くなる）をもたらすこともあれば、悪い結果（真の原因が解決されない）をもたらすこともある。根本的な問題が解決されない限り、長期的にはこうした対処行動が反復的な習慣となる可能性がある。

研究者は、こうした問題行動を克服するためには、生活に悪影響を与えるようなインターネットの利用に駆り立てる根本的な問題に対処する必要があるが、インターネットの利用時間を強制的に削減することは表面的な介入で、目的を達成できる可能性は低いとする見方に賛同する傾向がある<sup>57</sup>。

過度なインターネットの利用を依存症と見なすことは、インターネットの利用時間が家族の力学に及ぼす影響に関する意見の相違への懸念を、形を変えて表しているに過ぎないのかもしれない。インターネットにつながっている大半の子どもたちにとって、インターネット利用時間に関する見解の相違は、年配者と若者の間に新たな世代間の緊張を生む原因となる可能性がある。またインターネットの利用時間をどの程度で「長過ぎる」と考えるかについて意見があ

あまりに大きく異なることは、家族間の深刻な対立の引き金となり得る。こうした観点から、親や養育者は、子どもたちのみならず、自分自身のデジタル技術の利用を調整するという、困難ではあるが重要な役割を果たさなければならぬ。

デジタル技術に関するこうした見解の相違は家庭での議論や争いを招く原因となり、それを技術依存症の存在を裏づけるエビデンスとする親や研究者もいるが、実際の議論の原因は、子どもが自分の時間をどう過ごすべきかについての世代間の意見の不一致である場合がある<sup>58</sup>。

子どもたちのデジタル技術の利用が拡大していることへの懸念を表現する上で、依存症という専門用語を使用することにはリスクがある。この語の不用意な使用は、深刻な影響を受けている人々の行動の真の重大性を見過す一方、ときにデジタル技術をやや長時間にわたって使用するものの結果的には害のない使い方をしていない人々に対する害のリスクを誇張することになる。子どもの日常行動に臨床的な概念を適用しても、健全なインターネットの利用習慣の育成を支援する上では役立つしない。

さらに、インターネット利用時間についての議論と依存症を結びつけて考えることは、弊害を及ぼす可能性すらある。例えば、一部の国では技術依存症という考えが子どもの治療キャンプへの取監を正当化するために用いられている。こうしたアプローチの有効性を裏づけるエビデンスはないにもかかわらずである<sup>59</sup>。これらのキャンプに関する報道によると、職員は懲戒の方法として体罰や電気ショックなどを行っている<sup>60</sup>。

東アジアで見られる矯正訓練キャンプの現象に注目するある研究チームによると、「インターネット依存症は記述的には意味を持つが、概念が曖昧で、ある程度の文化的背景を有し、症状と主要な健康状態との間の区別がつきにくいことから、診断上の重要性は疑わしい<sup>61</sup>。」

## デジタルを利用する子どもの脳

デジタル技術の依存性への懸念に加えて、デジタル技術は神経生理学的なレベルで子どもの脳の伝達経路を変え、脳自体の報酬系に介入し、あるいは脳の発達に別の方法で影響を与える可能性があるという意見がある。

### デジタル技術が脳の発達と認知プロセスに与える影響に関する調査

最新の研究から、幼児期の経験と環境は子どもの脳の発達に影響を与えることが明らかになっている。子どもが十分な栄養を摂取し、刺激と愛情を受け、逆境やストレスから保護されたかどうかはすべて神経接続の形成に影響を与える。そしてこの影響は生涯続く可能性がある。生後1,000日間は、子どもの最適な脳の発達を支える唯一の機会であると同時に、特に影響を受けやすい時期でもある。

一方、経験と環境は青少年の脳の発達にも影響を与え、青年期は神経接続を強固なものにし、不要なものを取り除く時期であることも研究から明らかになっている。

主要な認知プロセスは、青年期から成人初期に発達する。ワーキングメモリー、社会的な理解と対処、注意を払うべきことと無視すべきことを選別する能力はこの時期に育まれる。インターネットの利用はこれらすべてに良い影響と悪い影響を与えると考えられているが、不確実な点や注意すべき点も多い<sup>62</sup>。

そのため、デジタル技術の過度の使用が、脳の発達に影響を及ぼし得る経験になるのではないかと考える人もいる。ソーシャルメディアの利用やメディア・マルチタスキングなど、子どもが日常生活の中でインターネット利用に関連して行っている一般的な活動は、脳の機能に影響を与えるのだろうか。与えたとしたら、どの



インターネットの利用は認知の分野に良い影響と悪い影響を与えると考えられているが、不確実な点や注意すべき点も多い。



# 青少年が考えていること…… デジタル時代の技術と健康についての意見

世界子供白書 2017 ワークショップ\*の参加者にとって、デジタル技術と、自分自身を含めた若者たちの健康や健全な生活との関連性は複雑なものであった。コネクティビティに対するおおむね肯定的な見方を反映して、デジタル技術が疾病の治療と健康的なライフスタイルを支えることに大きな期待を抱いている。しかしその一方で、デジタル技術が幸福と精神的健康に良くも悪くも影響を及ぼす可能性があることも明確に認識している。

参加者は、デジタル技術が医療知識と治療の可能性を向上させていると考えている。

「デジタル技術は医療行為の向上を可能にします」コンゴ共和国の集団回答

また、障がいのある人々が日常の活動により幅広く関与できるようになる。

「デジタル技術は困っている人を助けます。話せない人や動けない人に、レンズ、義肢、特殊なコンピューターを提供します」モルドバ共和国の集団回答

「コミュニケーションのための新しいデジタル技術は、特別なニーズのある子どもたちがクラスメートと安心して交流する上で役立ちます」ベラルーシの集団回答

デジタル技術は、医療や保健分野の最新のイノベーションに注目を集める役割を果たしていることも指摘している。

「世界の最新の進化を知るのに役立ちます」コンゴ民主共和国の集団回答

特定の健康問題に関する情報へのアクセスにも役立つ。

「自分の健康状態を説明する情報を見つけることができるため、健康と幸せにとっても役立ちます」モルドバ共和国の集団回答

デジタル技術は身体的な健康を支えることができると考えている。

「音楽を聴きながらエクササイズできるため、技術は身体の運動に役立ちます」ナイジェリアの集団回答

同時に、社会とのつながりを拡げ、エンターテインメントへのアクセスを提供することなどによって精神的な健康も支える。

「面白いビデオを見ると気が紛れるため、健康にとって望ましく、ストレス解消にも少し役立ちます」ペルーの集団回答

マイナス面として、デジタル技術は健康と健全な生活を損なうリスクを高める点を挙げている。デジタル技術の長時間の利用は聴力と視力を低下させる可能性がある点に注目している。

「スマートフォンやコンピューターの明るさは目にとって有害となることもあります」キリバスの17歳の少年

また、運動など他の活動に集中できなくなって肥満になる確率が高まる。

「スポーツをあまりしなくなりました。歩くことも少なくなりました」ナイジェリアの17歳の少女

さらに、バイOMETリック・デバイスが身体的な健康によい結果をもたらすという考えには懐疑的である。

「健康状態を追跡するアプリは、実際には役立ちません」ナイジェリアの集団回答

健康に関する誤った情報があることも懸念している。

「健康に関するインターネット上のアイデアやヒントには、誤ったものもあります」ナイジェリアの集団回答

参加者は、特にデジタル技術が精神的な健康と健全な生活に及ぼすマイナスの影響を強調した。ネット上で共有される、差別的あるいは人を傷つけるようなやり取りやコンテンツは、いずれも強力なマイナスの影響を及ぼすとして著しい懸念を示している。

「フェイスブックで友人と口論になりました。フェイスブックで悲惨な瞬間を経験しました。惨めで後悔するような投稿メッセージを目にしました。気まずいコメントが投稿されました」セネガルの14歳の少年

「インターネット上に何かを公表すると、突然、理由もなく、私たちのことを知らない誰かが攻撃的なコメントをします」ウルグアイの14歳の少女

「フェイスブックに写真を投稿した時に受け取ったコメントの内容で、僕は気が動転しました」セネガルの14歳の少年

**興味深いことに、友達がインターネット上で嫌な経験をしたことに深く傷つくことがあると述べる参加者もいる。**

「友達の1人が写真を投稿し、その友達に反感を持つ人が悪意のあるコメントをしました。友達は私の親友の1人なので、私は本当に傷つきました」セネガルの16歳の少女

**自分自身のインターネットへの関与が他の人に影響を与え得ることを、強く認識している参加者もいる。**

「私たちが公開するものによって、他の人の幸福を破壊する可能性があります」コンゴ民主共和国の集団回答

**デジタル技術に関与することで欲求不満が募り、不安感や怒りを増大させることがある点にも注目している。**

「速度がとても遅いのでストレスがたまります」ペルーの集団回答

**オンラインプラットフォームは、感情を伝えて相手に理解してもらえたと実感することには適していないと述べる参加者もいる。**

「僕たちはほとんど話をしないことがよくあります（両親、兄弟姉妹、僕は、ゲームをしたり、SNSに時間を費やしたりしているため）。両親は僕の状態を把握できません（精神的健康や学校での問題など）」日本の15歳少年

**一部の国では、子どもたちがデジタル技術の長時間使用について懸念を示している。**

「技術への依存は、親族との関係を損なわせるものです」モルドバ共和国の14歳の少年

「子どもの頃から周囲に数多くの機器があったので、簡単に依存症になってしまいます」日本の15歳の少年

**デジタル技術は、ラップトップ、スマートフォン、コンピューターなどが以下のようなことをもたらすため、憂うつ感、不安感、現実からの遊離を招く原因となる恐れがあると指摘する参加者もいる。**

「社会的な孤立です。部分的にしか現実ではない仮想世界を生み出すからです」モルドバ共和国の16歳の少年

「デジタル技術は、道徳的な不安を招く原因にもなります。そういったものがどうして健康や幸福を支えられるのでしょうか」ナイジェリアの集団回答

**デジタル技術が他の活動を置き換えることは、一部の参加者にとって以下のことを意味する。**

「人々は、幸せをもたらす何気ないことを忘れてしまいます」ナイジェリアの集団回答

## 要約すると

デジタル技術が健康や幸福に悪影響を及ぼす可能性があることを懸念しているものの、参加者の大半はこうした技術の影響は好ましいものであるか、良い面と悪い面が均衡していると述べている。

\*参加者の回答は必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されています。



ビデオゲームは、子どもの視覚機能や学習能力に良い影響を与えることもある。

ように与えるかを説明できるだろうか。デジタル技術の依存性に関するメディアの過熱報道と同様、「脳へのダメージ」の可能性も親の過剰な不安を煽っている。

幸運なことに、多くの子どもや青少年にとってこうした懸念は杞憂に過ぎない。インターネットやゲームを長時間にわたって利用し、合計利用時間が健康上問題ないと考えられる上限を越える青少年は、ごく少数である<sup>63</sup>。デジタル技術の適度な使用が子どもの脳に悪影響を及ぼすことを示すエビデンスはない。

しかし、デジタル技術の過度の利用による影響を示すエビデンスを無視すべきだと言う意味ではない。インターネット上の行動と脳の発達との関係を測定する研究はごく一部の青少年しか調査対象としていないにもかかわらず、調査結果の中には極端な状況の影響を示すものがあることも事実である。また、インターネット上の活動の要素として注目すべきことは、必ずしもインターネットに接続してどれだけ時間を費やしたかではないことを示している。

親は、子どもが暴力的なビデオゲームをし過ぎると、現実世界で暴力的な行動をとるようになるのではないかという懸念を抱くことが多いが、この因果関係を示すエビデンスはない。事実、最新の調査によると、ビデオゲームは子どもの視覚機能<sup>64</sup>と学習能力<sup>65</sup>に良い影響を与えることさえあることが分かっている。

### 「いいね」が脳に与える影響

青少年は、友達がインターネット上に投稿したコンテンツを読み、それに反応することに実に多くの時間を費やしている。デジタル世界では、「いいね」は青少年の世界における新造語で、好みや行動に影響を与え、脳に記録される可能性すらある。

MRIを使用したある自然主義的な実証研究では、「いいね」の数がそれぞれに表示されたさまざまな写真を見せられると、青少年の社会的な

理解と報酬系に関連した脳の部位の活動が活発化することが明らかになっている<sup>66</sup>。この研究では、健康に有害な行動を示す写真を見ることは、認知制御と行動の抑制に影響を与える脳の部位の活動低下につながることも明らかになっている。

しかし、上記のような関連性は示されているものの、こうした脳のパターンの変化が実際に影響を及ぼすのか、あるいは実際に青少年に特定の行動をとらせるのかを裏づけるエビデンスは、まだない。研究者は、MRIに現れた脳の活動の認知プロセスが何であるか把握しておらず、若者が特定の刺激にさらされたときに、一定の行動を選択するかどうかを予測することはできない。また、こうした「同調圧力」は現実世界でも同じように生じる可能性があるが、現実世界でそれを正確に測定することはさらに難しい。

### メディア・マルチタスキングの利点

青少年は、動画を見ている途中ですばやく友達へのメッセージ送信に切り換え、再び動画に目をやり、次にソーシャルメディアにさっと目を通してステータス更新をチェックするなど、複数の作業を同時に行うことが知られている。言うまでもなくおとも同様の行動を見せるが、このことから、デジタル技術の使用が注意欠如多動性障害（ADHD）を引き起こすのではないかと見るさまざまな記事が発表されている。

メディア・マルチタスキングを行うことが比較的多い青少年や若年層のおとなは、注意散漫になりやすい環境で作業する際、行動に制御と努力がより必要であることが研究から明らかになっている<sup>67</sup>。しかし研究者は、脳のこれらの領域の活動が活発化することはメディア・マルチタスキングの結果であるのか、脳の活動の影響を受けてメディア・マルチタスキングを行うのか<sup>68</sup>を判断することができない。日常的にゲームを行うことが記憶やマルチタスキングにどのような影響を与えるかについて、類似の研究が行われている。調査は、13歳から24歳までの若い調査対象者がMRIスキャンを実施している

間、複数の項目を同時に追跡しながら、いかに柔軟に注意を切り替えているかを測定した。脳の活動から見て、ゲームを行う頻度が比較的高い調査対象者は、日常的にゲームをする頻度が低いと報告した対象者よりも注意を柔軟に切り替え、大量の情報を追跡することに長けていることが調査から明らかになった<sup>69</sup>。

### 今後の指針

限られた調査から包括的な結論を導きたいという衝動に駆られることは理解できるが、子どもや青少年のインターネット上の活動がもたらすリスクと利点を評価し、対処する上で有益とは言えない。長期的かつ代表的な研究と、より明確に子どもに照準を絞った調査を行う必要がある。さらに、常にインターネットを使用していると子どもたちが感じている時代に、その使用や乱用の調査結果を測定し、管理することに關して、新たな課題にも直面している。

利用の閾値を特定するにあたり、どの程度が正常あるいは過度であるか、または睡眠や食事、宿題の妨げとなっているかの判断は、子どもの年齢、個人の性格、文化、生活状況によって異なる。同時に、親や養育者は、コンテンツや子どものオンラインでの経験により大きな注意を払い、利用時間のみに注目しないようにする必要がある。デジタルを利用した問題行動や不健全な行動については、学校環境や家族及び友達との関係など、幅広い生活の要因を考慮した上で対応しなければならない。

インターネットの利用時間に関する提言を示す際のもうひとつの課題は、過度な使用についてのおとなの認識が議論を呼ぶ傾向にあるという点だ。子どもは具体的な理由のためにデジタル技術を使用しているため、彼らの意見や説明を真剣に受け止めることが重要である。

子どもは、さまざまな点でこの分野の先駆者であり、専門家である。アプリやプログラムを独自に開発する子どももいる。こうした状況に

効果的に適応し、家族、学校及び社会全体でデジタル技術の健全な使用や有害な使用について建設的な対話を行うには、子どもたちの声や経験をもっと信頼する必要がある。

デジタルメディアの使用が子どもの健全な生活に与える影響について一般社会の理解を広める上で、メディア機関も重要な役割を果たしている。メディアの報道は、社会の不安を反映すると同時にそれに影響を及ぼすことができるため、子細な状況を伝えることが非常に重要である。しかし、この分野でのエビデンスは決定的ではなく矛盾も見られるため、これを実現することは容易ではない。方法論的に弱点があるか、提示されたエビデンスが誇張されている、あるいは歪曲された調査のエビデンスを報道するニュース記事があまりに多い。そのために子どもにとってより喫緊の課題から注意が逸らされるか、研究や政策が、適性に評価されていない介入を行うことにより問題を性急に解決しようとする状況に至る可能性がある。これは必ずしもメディア機関やジャーナリストの過失ではなく、大学や研究機関が研究結果を公表する方法に問題がある可能性も示している。こうした問題に対処する方法のひとつは、研究結果がどのようにして世界に公表されるかに対して研究者がより直接的に関与し、制限を明確に示すことにより、結果の誇張や歪曲を阻止できるようにすることである。

デジタル技術の利用拡大に適応するためには、親による子どもの育て方、研究者による研究方法、及び意思決定者が政策や提言を策定する方法を一部調整する必要がある。上述したように、インターネットの利用時間の削減を求める意見もあるが、これまでのところ、子どもの生活やオンライン上の経験の質に著しい悪影響を及ぼすことを示すエビデンスはないため、こうした介入を正当化する根拠はない。利用を制限するのではなく、介入や前向きで協力的な親の指導を通じて、インターネットの利用方法について理解を深め、共有することが、子どものデジタル機会を向上させ、リスクを最小限に抑制する上で最大限の効果を発揮する。



方法論的に弱点があるか、提示されたエビデンスが誇張されている、あるいは歪曲された調査のエビデンスを報じるニュース記事があまりに多い。



視点

## 子どもたちがデジタル世界で活躍する能力を高める

ニールス・B・クリスチャンセン  
(Niels B. Christiansen)氏



レゴ・グループは、子どもたちをロール・モデルにしている。子どもたちは常に探求し、創造し、発見する。彼らは「ハンズ・オン (=直接接触)」型及び「マインズ・オン (=心で感じる)」型のアプローチを使って人生を直感的に学ぶ。遊びは、こうした生まれながらの学習への取り組み意欲を喚起する上で極めて重要で、創造的な遊びの経験は、子どもが人生に不可欠なスキルを学び、育成する能力を高める。

私の2人の子どもにとって、遊びがいかに重要であるかを実際に目にしてきた。遊びは、子どもたちが発明し、問題を解決し、協力し、楽しむことを促した。これはすべての子どもたちの発育を促進させる強力な原動力であり、不可欠な要素である。遊びは面白いだけでなく、子どもが幼児期から成人期を通じて、課題に備えて学習、準備する際に重要な役割を果たす。

世界中でデジタル技術によってつながる子どもたちが増えるのに伴い、オンライン上の安全な場所で遊びを中心とした楽しい経験を与えることは、玩具業界が取り組むべき重要な課題になっている。当社の85年にわたる想像力、独創性、楽しさ、学び、配慮及び品質についての価値観は、LEGO® ブロックを使った最高の遊びの経験の提供に対するレゴ・グループの真摯な取り組みを支えてきた。そして現在、こうした価値観が、想像力を掻き立て、なおかつ安全なデジタル経験を提供することに対する当社の意欲的取り組みの指針となっている。

デジタル技術のイノベーションは、世界中の子どもたちに遊びと教育の経験を提供する格好の機会をもたらす。しかしこの機会は、高度な安全性の提供に努めながら、子どもの成長と発達に伴って能力強化と創造性を喚起するという、責任あるブランドに対する新たな課題も提示する。

レゴ・グループは、パートナーや業界専門家と協力して、当社が提供するデジタル経験を物理的な遊び用具と同じく安全なものとするために力を注いでいる。レゴ・グループは玩具業界で初めてユニセフとグローバル・パートナーシップを構築し、企業活動において子どもの権利とビジネス原則 (Children's Rights and Business Principles) を推進し、実践することに注力している。ユニセフと国際電気通信連合の子どものオンライン保護に関する業界指針

(Guidelines for Industry on Child Online Protection) は、レゴ・グループの子どものデジタル安全性 (Digital Child Safety) 方針の策定と実施に組み込まれている。この方針は、子どもの権利を尊重し支持する当社の姿勢を確認し、全社的な子ども保護の管理を強化する。また、安全で楽しいデジタル体験を提供する一方で、子どもの遊び、学習及び共有の能力を強化することを目指すレゴ・グループの取り組みを明確に示すものである。

親は今やデジタル技術が子どもの生活に不可欠なものになっていることを理解し、信頼できるパートナーが子ども用に設計されたソーシャルメディア・チャンネルを提供することを圧倒的に支持していることを、レゴ・グループは世界数百万人の消費者から学んでいる。

ソーシャルメディアは、世界中の子どもたちが相互につながり、独創性と遊び体験を共有するという夢のような可能性を提供する。レゴ・グループは、子どもはソーシャルネットワークにアクセスする権利があると考え、子どもや「10代前半の子ども」向けに、世界各地の数千人の子どもたちとストーリーや創造物を構築し、共有する意欲を喚起する安全なソーシャルプラットフォーム、LEGO® Life を開発した。これは子どもの最初のデジタル・ソーシャル体験となるよう設計され、ユーザーの手ほどきをし、彼らにソーシャルネットワークのいくつかの中核的な概念に触れさせる。

LEGO® Life にはレゴ・グループの安全宣言が組み込まれ、親が子どもにデジタルの安全性を説明しながら、ネット上のソーシャル行動に関する基本ルールについて親子間の約束を定める際のサポートを提供する。レゴ・グループは、親が子どもとデジタル体験を共有し、子どものお気に入りのアプリに関心を持ち、子どもと一緒にデジタル保護について話し合い、安全宣言 (安全で、格好良く、他者に敬意を払い、楽しむ: Be Safe, Be Cool, Respect Others and Have Fun) を実践することを奨励している。

責任あるブランドには、親と手を取り合って、技術の進化が子どもの健全な生活と発育に貢献することを確実にする、重要な責任があると考えている。しかし、政府も重要な役割を担っている。規則や規制を強化するだけでなく、より広範な法的枠組みについて考え、それが子ども





の独創性を抑圧したり、意欲や好奇心の喚起を目的とした技術の利用を目指す責任ある企業の自由を奪ったりすることがないように尽力する役割である。

したがって、将来を見据えて適切なバランスを図ることが重要である。すなわち、保護と能力強化のバランスであり、子どもと親が楽しみながら、自主的に遊ぶために必要な自信を与えながら、子どもをオンライン上の安全領域から踏み外させるような混乱を避けるバランスであり、子どものプライバシーの権利と親の同意の重要性を尊重しながら、デジタルでの遊びの経験は子どもが21世紀における重要なスキルを開発する上で役立つことを認識するというバラ

ンスである。

レゴ・グループは、成功への道は強力なパートナーシップの中に見出すことができると考えている。業界、親、政策立案者及び市民社会が協力することで、子どもに安全で、意欲を喚起し、能力を高めるデジタル化された遊びの体験を提供することが可能になる。

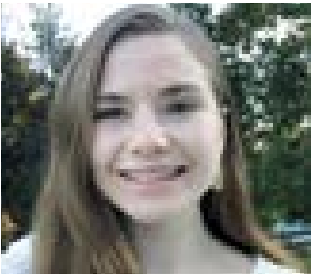
ニールス・B・クリスチャンセン氏は、2017年10月にレゴ・グループのCEOに就任した。レゴに入社する前はDanfoss A/SのCEOを務め、それ以前はGN Store Nordのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めた。クリスチャンセン氏はデンマーク工科大学にて工学修士号を取得し、フランスのINSEADでMBAを取得した。

「デジタル技術のイノベーションが示すものは、世界中の子どもたちに遊びと教育の経験を提供するための非常に大きな機会である」とニールス・B・クリスチャンセン氏は語る。  
©UNICEF/UN040222

---

# 第5章

## デジタルの優先課題： 利点を活かし、 リスクを抑える



ジェン・リトル (Jenn Little)  
さん (16歳)  
米国

「他の子どもたちが学校へ通うことを助けるための資金調達の機会を米国の学生たちに提供する団体を支援するのに、私の場合はちょうど20回クリックしました。同じZ世代の仲間に伝えたいのは、私たちは皆、デジタル時代に生きる子どもとして計り知れない力を持っていることを忘れてはならないということです。この力を良い方向に活かしましょう」

予測すること、特に将来について予測することは決して賢明ではないと言われている。

しかし、デジタル技術によってその将来が影響を受ける子どもの数が急増していることは、間違いない。

子どもはすでに世界全体のネットワーク人口において大きな比率を占めており、この比率は、子どもや若者の占める割合が最も急速に拡大している地域にインターネットが普及することに伴い、今後も上昇の一途をたどるだろう。例えば、アフリカは今世紀半ばまでに全世界の5歳未満の幼児の40%、18歳未満のこどもの37%を占めると予想されている<sup>1</sup>。

子どもが利用できるデジタル機器やオンラインプラットフォームは、減ることなく増加していくだろう。モノのインターネット（IoT）や人工知能といった最新技術が世界的な規模でデジタル環境の変化を後押ししているように、ICTは今後も引き続き、良いにしろ悪いにしろ、子どもの生活に影響を与えるであろう。

本稿で述べたように、子どもたちは今後も引き続き、さまざまな方法でこうした変革を経験し、これには彼らがどのように「現実世界」を経験しているかも反映される。言うまでもなく、最も不利な立場にあり、社会の主流から取り残された子どもたちはインターネットやネットワークへの接続による恩恵を最も受けにくく、技術の負の側面によって被害を受ける危険性が最も高い。この他にも、性別、教育状況、伝統的な規範、言語、居住場所など重要な要因がすべて、良くも悪くも、デジタル技術が子どもたちに与える影響に大きく関係している<sup>2</sup>。

こうした影響と、子どもたちがどのようにデジタル技術を経験し、インターネットへの接続がもたらす機会とリスクをどのように捉えているかについての理解は、著しく不足している。子どもたちがインターネットに接続しているかどうかだけでなく、接続する理由とその方法、及びアクセスを促進または阻害する状況について、より確実なデータ収集が喫緊に必要とされている。さらに、デジタル・デバイドの両サイドにいる子どもたちの機会費用、特にインター

ネットへのアクセス手段がほとんど、またはまったく不利な状況にいる子どもたちにおける機会損失と、最もインターネットの接続率が高い子どもたちが見逃している可能性のある現実世界での機会を把握すべく、さらなる取り組みを行わなければならない。

特にこうした情報がない中で、政策立案者は急速な技術革新と、それが子どもの生活に与える影響に後れをとらず適時に対応する上での重大な課題に直面している。我々の知るインターネットは、おとなの利用を想定して開発され、規制されている。ユーザーがおとなであるという前提が、立法機関、規制当局及びインターネット管理組織において依然として根付いている<sup>3</sup>。

しかし、昨今の子どもたちはデジタルネイティブであり、インターネットを自分の居場所だと考えている。政策や規制の枠組みは、こうした現実に則したものでなければならない。特にインターネット接続が招く最悪のリスクから子どもたちを保護するためには、現状に後れをとることなく迅速に対応する必要がある。インターネットを悪用して子どもを食い物にし、危害を加える者はあらゆる抜け道をすばやく利用するためだ。一方、これほど緊急性はないもの同様に重要な課題として、オンラインコンテンツへの平等なアクセスを拡大する政策を策定し、そうしたビジネス慣行を促進する必要がある。



インターネットは、主に  
おとなのユーザーを想定し  
て開発された。



デジタル世界で生き残り、成功するために、子どもたちは広範なデジタルリテラシー能力を身につける必要がある。

©UNICEF/UN015600/PRINSLOO

インターネットの自由、開放性、ネット中立性、アクセシビリティ及び人権の尊重などの問題に対処する、国際的な法律文書、ガイドライン、協定及び原則は数多くある。しかし必要なのはガイドライン自体を増やすことではなく、子どもたちをデジタル世界の危険から守り、すべての子どもにインターネット接続の恩恵がもたらされるようサポートする連帯責任を担うことを認識した、原則と優先的行動に合意することである。

これは、子どもたちの最善の利益となるだけにとどまらない。デジタル世界において、社会にとっても最善の利益となる。デジタルリテラシーを持ち、インターネット接続がもたらす無数の機会やリスクに巧みに対処し、より生産的な未来に至る道筋を描くことができる子どもたちから、社会は多くを得ることができるためだ。

デジタルスペースを子どもたちにとってより良いものにするためには、各国政府、国連機関、その他の国際的な子どもの機関、市民社会、民

間セクター、学会、技術社会、家族や子ども自身の間のコラボレーションと協力が必要である。国際的なガイドラインや協定の他、子どもに照準を合わせた国内の政策、協調的な対応、ベスト・プラクティス・モデルの共有が求められる。

本稿で概説する行動計画は決して完全なものではないが、全体としてはデジタル分野の政策立案や実際の行動の指針とすべき中核の原則を反映している。すなわち、子どもの尊重と保護である。

## 1. すべての子どもが良質なオンラインリソースに手頃な料金でアクセスできるようにする

インターネットへのアクセスは、情報、知識、雇用機会へのアクセス、コミュニティへの参加及び社会との関わりによる恩恵を子どもたちにもたらすことから、彼らの機会平等を決定づける要因にますますなりつつある。しかしながら、第2章で述べたように、子どもたちはインターネットへのアクセスを阻むさまざまな障害に直面しており、仮にどうにかインターネットに接続できたとしても、オンラインリソースを最大限有効に活用することは難しい。

そうした障害のうち主なものとしてインターネット接続料金が高いことが挙げられるが、地理的要因、インフラの未整備、利用できるデジタル機器がないことなど物理的な障害もある。性別及び社会的な規範、文化的慣習、少数派であることなど、目に見えない障害も影響している。例えば、インターネットは少女にとって危険で不適切な場であるという社会の懸念のため、特に少女はインターネットへのアクセス機会を逃す恐れがある。また、多くの子どもたちにとって、彼らの使用言語を使った適切なコンテンツがないことが、インターネットの有用性を制限している。これは特に、少数言語を話す子どもたちや辺境地域で暮らす子どもたちの場合に当てはまる。

子どもたちがインターネットのアクセスに使用する機器の種類についても問題がある。モバ

イル機器によって一足飛びにインターネット接続を可能にしているコミュニティもあるが、こうした機器は「次善」の経験を提供するに過ぎず、幅広い文書作成やコンテンツ制作という面では、子どもたちがオンラインでできる活動を大幅に制限する。同様に、十分なサービスが提供されていないコミュニティへのインターネット接続は、「閉ざされた利用範囲」でのサービス提供のアプローチを取ることがある。つまり、ごく限られた数のウェブサイトにはしかアクセスすることができない。

こうしたデジタル・デバイドはいずれも、既存の社会経済的な分断をさらに深める現実的な可能性がある。その対策として、社会及び経済的な要因が子どものICT利用をどのように決定づけ、ICTが公平性と機会にどのような影響を与えるかについて包括的な全体像を示すことが重要である。

### ▶ インターネット接続費用を引き下げる

イノベーションとサービス・プロバイダー間の競争を促す市場戦略は、インターネット接続費用の低減に有用である。光ファイバーケーブルを、輸送、ガス・電気、電気通信、下水などの既存のインフラ建設に組み込むことで、接続範囲を拡大する費用の低減も可能になる。また、恵まれない環境にあるコミュニティや家族のインターネット接続料金の引き下げに対し、電気通信業界に税務上の優遇などのインセンティブを与えることで、大きな変化をもたらすことができる。

### ▶ 公共アクセスポイントに投資する

学校、図書館、コミュニティセンター、公園及びショッピングセンターにおける公共アクセスポイントは、インターネットへの接続手段を持たない子どもたちのアクセスを劇的に向上させる。低所得層の住む地区では、Wi-Fiアクセスが可能なバスなどの移動式通信装置によって同様に接続を向上させる（第2章の「キューバで最初のオンライン世代」及び「宿題格差に注意」の各コラムを参照）。

### ▶ 子どもに関連したコンテンツを子どもの使用言語で作成することを奨励する

公共、民間の両セクターは、現地で開発され、現地に関連したコンテンツを、より多く作成す



インターネットへのアクセスは、子どもたちの機会平等を決定づける要因にますますなりつつある。

ることに尽力しなければならない。特に、少数言語による、人口密度の低い辺境地域に照準を合わせたコンテンツが求められる。

▶ **インターネットへの平等なアクセスを妨げる文化、社会、ジェンダーの障害を打破する。**安全にインターネットを利用する機会を少女たちに提供し、デジタルスキルを向上させる訓練プログラムは、少女がデジタル技術を利用する上で自信を持てるようになると同時に、家族の懸念への対処にも役立つ（第1章の「IT Girls - ボスニア・ヘルツェゴビナ」を参照）。コミュニティでの対話を促進することは、少女による技術やインターネットの利用に関する誤った通念を払拭する一助となり得る。支援的な技術やインターネット・プラットフォームは、障がいのある子どもたちのコミュニケーションをより容易にし、学習を支援し、さらなる自立を後押しすることができる（第1章の「iSign」や「Yuudee」のアプリケーションを参照）。

▶ **移動を余儀なくされた子どもたちにデジタル機器やインターネット接続を提供する。**政府、支援機関及び民間セクターは、難民キャンプや移民センターをはじめ、移動を余儀なくされている子どもたちが集まることの多い場所に、子どもたちが家族や友達と連絡を取り合うことができるよう、公共インターネットアクセスを提供すべきである（第1章の「チャド」のコラムを参照）。支援機関は民間セクターとより緊密に協力して、データサービスやデジタル機器を包括的な支援パッケージに含めることも検討すべきである。

## 2. インターネット上の危害から子どもを守る

デジタル時代は、子どもに対する既存のリスクを増幅し、新たなリスクも生み出している。インターネット上の子どもの虐待、搾取及び人身売買はダークウェブ上だけでなく、一般的なデジタルプラットフォームやソーシャルメディアでも依然として横行している。この他にも子どもたちは、ネットいじめや、ポルノサイトあるいはギャンブルのサイトといった不適切なサ

イトにさらされるなど、さまざまなインターネット上のリスクにさらされている。後者のリスクについては、適切に回避している子どもがほとんどであるが、人生を一変させるような壊滅的な影響を受ける子どももいる。

国際社会による、性的搾取などインターネット上の最も悪質なリスクの根絶に向けた政策とアプローチの策定にはある程度の進展が見られ、法律による取締りや被害者支援も大きく前進している。WePROTECT Global Allianceなどのイニシアティブは、政策と統治、刑事司法、被害者支援、社会の変革、業界の関与、倫理的で正しい情報に基づくメディアの報道などのレベルで実施すべき事項を定めた枠組みを策定している。

こうした取り組みを基盤として、協調と知識の共有を推進し、法執行機関がインターネット上の加害者に先んじて対応するためのアプローチを拡充し、民間セクターと協力して子どもを守る倫理基準を策定する必要がある。

▶ **法執行機関と子どもを守る取り組みを支援する。**特に技術企業をはじめとする民間セクターは、インターネット上の子どもの保護を目的として、デジタルツール、知識及び専門技術・知識を、法執行機関と共有する極めて重要な役割を担っている（第3章を参照）。

▶ **WePROTECT Global Alliance の戦略的枠組みを導入し、実行する。**インターネット上の性的搾取の撲滅を目的として創設されたWePROTECT Global Allianceの枠組み（上記を参照）が、すでに77カ国に導入されている。このモデルは協調的な対応策について定めたもので、さまざまな分野にわたる対策を推奨している。

▶ **子どもたちの能力の進化を反映した保護を策定する。**インターネット上の子どもの安全性向上に向けた戦略は、子どもの年齢や成熟度を考慮する必要がある。比較的若い子どもは、親や教師を含む信頼できるおとなによる多くの支援と助言を必要とすることが多い。しかし、より年長の子どもの場合、比較的強い行為主体性を持つ可能性と、時にリスクをとることを望む可

能性が高い。道理にかなう範囲内でこうしたリスクをとることは、子どもが順応の仕方やレジリエンス（回復力）を高める方法を学ぶ上で必要である。

▶ **子どもたちを支援する人々を支援する。** エビデンスに裏付けられたプログラムや政策は、親や養育者が子どものICT利用を単に制限するだけでなく、前向きに介入するために必要なスキルを習得する戦略を策定する際に指針として役立つ。また、ピア・メンタリング・プログラムは、子どもたちがインターネット上でリスクや危険に遭遇したときに友達に支援を頼ることが多いという現実を反映し、子どもたち同士のより効果的な助け合いを支えることができる<sup>4</sup>。

### 3. インターネット上の子どものプライバシーとアイデンティティを保護する

インターネット上のあらゆる動きが記録され、ワンクリックでコンテンツを膨大な数のインターネット利用者に配信できる世界で、子どもたちは、プライバシー、評判及びアイデンティティに対する新たなリスクに直面している。例えば、ソーシャルメディアの利用を通じて生成されたデータが、不適切な宣伝やマーケティング、プロファイリング、監視に利用されることがある。さらに、インターネットに接続された玩具は、幼い子どもの思考や感情さえも、玩具メーカー、また場合によっては他のおとなに伝えることができる（「特集：インターネット上における子どもたちのプライバシーの保護」及びアナブ・ジェイン（Anab Jain）氏の「視点」を参照）。

子どもたちは、デジタルメディアの利用に伴うリスクや、コンテンツが制御不能になること、つまりインターネットに投稿された恥ずかしい写真やコメントがおとなになってもつきまとう可能性があることを完全には理解していない。インターネットに比較的精通した子どものインターネット上のプライバシーに対する考え方は親とは異なる場合が多いものの、友達によるい

じめ、ヘイトスピーチ、ハラスメントなどの違反行為、企業や業界による子どものプライバシーの権利の侵害、政府による詮索と表現の自由への介入の可能性、さらには押し付けがましい親が制限による監督や密かな監視の手法を使用することに懸念を感じている。インターネット上での子どもたちのプライバシー保護の鍵を握っているのは彼ら本人であるため、これらの問題に対する子どもたちの態度や意見を理解することが重要である。

▶ **子どものプライバシー、個人情報及び評判を守る予防手段を講じる。** 政府、企業、学校をはじめとする多くの機関がインターネット上で収集し、または保存している子ども関連のデータ量は増加している。データを扱うすべての当事者は、同意、データの匿名化、安全なデータ保存、不正な情報開示の禁止など、国際的な倫理基準に則ったデータ保護のための予防手段を定めておく必要がある<sup>5</sup>。

▶ **子どものプライバシー設定を初期設定で最大限にする。** 子どもが利用するデジタルツールやプラットフォームは、基本設定として最大限のプライバシー保護機能を設定し、新たな技術の設計においては最初からプライバシー保護機能を組み入れる必要がある。さらにソーシャルメディアやその他のプラットフォーム企業は、子どもにも分かるような明瞭な言葉で条件やプライバシー方針を記述することで、子どもたちがプライバシー侵害やその他の懸念事項を容易に報告できるようにしなければならない（「特集：インターネット上における子どもたちのプライバシーの保護」の「ルールの特化」を参照）。

▶ **子どもの個人データを営利目的で利用しない。** 企業は、ターゲットを絞った宣伝広告などを通じて子どもの個人情報から収益を得ようとしてはならない。企業は、子どもの位置情報、検索の習慣及び特に個人情報など、子どもに関するあらゆるデータについて倫理的なプロトコルを定め、高度な監視と保護を実行しなければならない。

▶ **子どもに関連したデータや子どものデータの暗号化に配慮する。**子どもたちが被害に遭いやすい弱い立場にあることを考慮し、複層的な保護及びプライバシー保護機能を使って子どものデータを守らなければならない。法執行機関による、子どもの性的虐待や性的誘因(チャイルド・グルーミング)などインターネット上の犯罪捜査に役立てるために子どものデータの暗号を解除する決定は、子どもの最善の利益に基づいて行わなければならない。

#### 4. 子どもが正しい情報を入手し、インターネットに安全に関与できるようにデジタルリテラシー教育を行う

今日の子どもたちはデジタルネイティブであるが、それは子どもたちがインターネットへの接続を最大限有効に活かすための助言や支援を必要としないことを意味するわけではない。同様に彼らは、インターネット上のリスクや良きデジタル市民としての責任を生来的に理解しているわけではない。

デジタルリテラシーとは、デジタルや技術のスキルのみにとどまらず、こうした点をすべて網羅した一連の能力である。これには、インターネット上で情報を検索し、見つけた情報を評価し管理する能力、インターネット上で相互のやり取り、共有及び連携を行う能力、コンテンツを開発し作成する能力、安全及び保護機能を使用し、問題を解決して、創造性を発揮する能力などが含まれる<sup>6</sup>。

デジタルリテラシーには、ネットいじめ、セクストーション(性的脅迫)、プライバシー喪失、風評被害などのインターネット上の危険から自分自身を守る方法を子どもに教えることも含まれる。写真の共有、ソーシャルメディアへのコメント、オンラインの記入フォームへの個人の詳細データの入力といった一見無害に見える活動も、データが悪意を持つ者の手に渡ったり、2人の子どもたち間の個人的な交換がより広範に広がったりした場合などに、深刻な結果をもたらすこともある。

多くの高所得国では、より高度で複雑なデジタルスキルへの投資が、学校及び学校以外で子どもたちにコーディングやプログラミングを教えるイニシアティブにおいて標準となりつつある。低所得国におけるICTの一層の普及に伴い、比較的所得の低い国でも、インターネット上の生活に向けた準備を整え、21世紀のデジタル経済で雇用を得る能力を得るために、同様の投資が必要になるであろう。

#### デジタルリテラシーを高め、教育においてICTをより有効に活用するために

▶ **学校でデジタルリテラシー教育を行う。**子どものインターネット利用が低年齢化しているため、学校、とりわけ公立学校は可能な限り低学年からデジタルリテラシー課程を組み入れる必要がある。

▶ **実証済みのオンライン教育機会にアクセスする手段を子どもに与える。**教育分野におけるICTのやや期待外れの実績を見ると、実際に学習成果を向上させ、効果的な教育機会へのアクセスを拡大することができるさまざまなモデルを試験的に実施し、試す必要があることは明白である。

▶ **非公式な教育でICTスキルを習得する機会を作る。**正規の教育制度から排除されるか、正規の教育を一度も受けたことのない、恵まれない子どもたちは、オンラインの学習機会から最大の恩恵を受けることが多い。Women in Technology Uganda(第1章を参照)などの訓練センターでのインターネット利用は、そうした子どもたちがICTに関わる唯一の機会となることがある。

▶ **教師のデジタルスキルとデジタルリテラシーの育成を支援する。**教師が生徒のICT利用をサポートし、教室以外でのインターネットの安全な使い方を理解できるよう手助けするため、教師自身のスキルと知識の育成を可能にしなければならない。

▶ **オンライン図書館の設立を支援する。**Library for Allなどのオンライン図書館は、電子書籍や教科書、動画や音楽などのリソースの世界を、



インターネット以外に利用手段を持たない子どもたちに開放する。

**インターネット上で安全性を維持し、他のユーザーを尊重することを子どもたちに教えるために**

▶ **コンテンツ作成と共有に伴うリスクを理解する。** インターネット上に投稿したものは、ソーシャルメディアのコメントから動画に至るまでのようなものでも、もはやプライベートなものと思えず見なすことはできず、消去できなくなる可能性があることを教える必要がある。同様に、露骨な性的画像の共有など自作コンテンツは子どもたちを恐喝のリスクにさらし、そのコンテンツはインターネット上で見知らぬ人によってやり取りされる可能性があることを子どもに認識させる必要がある。

▶ **インターネット上でプライバシーと個人データを守る方法を学ぶ。** 子どもは、氏名、誕生日、住所、友人、家族、学校、個人的な写真などの個人情報を保護するためにプライバシー設定を管理する方法を学び、こうしたデータが公開された場合、ID 窃盗やデータマイニングなどのリスクにつながる恐れがあることを理解する必要がある。

▶ **インターネット上の寛容性と共感の教育を強化する。** インターネット上のコミュニケーションは、言葉や顔の表情から意味を読み取る手がかりを得られないことや匿名性という点で、従来のコミュニケーションとは異なることを子どもたちに理解させる必要がある。社会性と情動の学習や共感についての教育は、インターネット上で子どもたちのレジリエンス（回復力）を高め、インターネット上の虐待や悪意のある言葉を減らすことに役立つ。これらのテーマを、デジタルリテラシーのカリキュラムに組み入れる必要がある。

▶ **子どもたちの良いロールモデルとしてデジタル利用の模範を示す。** デジタル技術に魅せられているのは子どもだけではない。親やその他の

おとなは、責任ある、尊敬に値する ICT の使い方の模範を示す必要がある。

## 5. 民間セクターの力を活かして、インターネット上で子どもたちを守り、恩恵をもたらす倫理基準と慣行を促進する

民間セクターは、デジタル革命の主要な牽引役を果たしてきた。インターネット接続プロバイダー、コンテンツなどのデジタル商品の制作者及び提供者、インターネット上の商品・サービスの調達者として、今や企業は子どもの生活にますます深く組み込まれている。また、ネットワーク全体の情報の流れを制御するゲートキーパーとして、企業は膨大な量の子どもの情報やデータにアクセスできる。こうした役割を担うことで企業は強力なパワーと影響力を持ち、それに伴って責任も重くなっている。

企業は、子どもの保護、政府との協力による、児童虐待など不適切なコンテンツの削除、安全で責任あるインターネット利用の啓蒙、子どものプライバシー保護において、不可欠な役割を果たす。個人の責任を説くだけでは十分でない。民間セクターは、初期設定の変更や、ユーザーに定期的にアドバイスを提供することなどによって、子どもたちのプライバシー保護を積極的に支援しなければならない。

民間セクターはまた、率先して倫理的な技術の開発を進めなければならない。例えば、ソーシャルメディアのアプリは子どもたちのログオン状態を可能な限り継続させることだけを目指すべきではない（第4章の「(非)倫理的な設計が果たす役割」のコラムを参照）。代わりに技術企業は、たとえ子どもたちのインターネット利用時間が減ることになっても、子どもたちの真のニーズに対応するようにしなければならない。



子どもたちがインターネット上に投稿したものは、どのようなものでも、もはやプライベートなものと思えず見なすことはできず、消去できなくなる可能性がある。



インターネットに関する政策は、子ども特有のニーズと権利を十分に考慮していない。

人工知能のようなより強力な技術、及び拡張現実や仮想現実など没入型の技術が子どもたちの生活にさらに浸透するにつれて、こうした問題は一層差し迫ったものとなるであろう。

こうした対策は、正しい行動であるというだけでなく、ビジネス上、理にかなった判断でもある。どのような企業にとっても、最も弱い立場の顧客である子どもをないがしろにしていると見なされることは、評判を損なう現実的なリスクである。

▶ **ネットワークやサービスによる児童虐待コンテンツの拡散を防止する。**技術及びインターネット企業は、加害者が子どもの性的虐待の画像の収集や配信に自社のネットワークやサービスを利用することを防止する対策を講じなければならない。子どもにとって最大の脅威となる商品、サービス、画像及びテキストの流れを常時監視し、法執行機関やその他のステークホルダーと協力してインターネット上の犯罪活動に対する画期的な解決策を見つけることが、インターネット上と現実世界での子どもの安全を維持する上で役立つ（87ページの「マイクロソフトのPhotoDNA」などを参照）。

▶ **公平なアクセスを推進する。**特にサービスが十分に行き届いていない地域に住む子どもを含む、すべての子どもたちのインターネットへのアクセスを実現するために、企業が実行できることは多い。また、特に子どもたちの広範な情報源へのアクセスを可能にする場合は、ネットの中立性などの共通の原則を遵守すべきである。

▶ **企業と技術の倫理基準を策定する。**企業は、政策立案者や子どもの権利擁護者と協力して、自社のサービスに最低限の倫理基準を策定し、「設計による安全性」、すなわち製品を発売する前に、安全性、プライバシー、セキュリティの各機能を組み入れるという原則を尊重しなければならない。

▶ **年齢に応じたオンライン環境を構築するためのツールを親に提供する。**企業は親に、パスワード保護、ブロック/許可リスト、年齢確認、フィルタリングなど、子どもたち（特に年少者）の安全なオンラインスペースの構築を可能にする、

使いやすいツール一式を提供しなければならない。企業は常にこれらのツールの監視と評価を行い、ツールが、子どもの正当な自由をむやみに制限することなく、インターネット上の子どもの安全に寄与しているか確認することに努めなければならない。

## 6. 子どもを中心としたデジタル政策

推定によると、子どもはインターネット利用者の3分の1を占めるにもかかわらず、インターネットに関する現行の国際的、国内的な政策は子ども特有のニーズや権利を十分に考慮していない。サイバーセキュリティ、人工知能、機械学習、ネットの中立性、インターネットの開放性に関する政策は、何よりもまずおとなのユーザーを念頭に置いている。一方、子どもの権利と幸福、健康、教育に対処するより広範な国内政策は、各分野の目標達成において未だデジタル技術の力を活かしきれていない<sup>7</sup>。

子どもの権利の実現と機会均等の推進に寄与するインターネットの力を理解するには、アクセスを阻む障害と、子どもがICTを利用する理由や方法に関するデータを収集する揺るぎない努力が必要である。子どものニーズは、ICTに関するすべての規制や政策に組み入れられる必要があり、その策定は子ども自身の見解や見通しに基づいて行わなければならない。

▶ **子どもや若者の生活に影響を与えるデジタル政策の策定に際して、彼らの意見を求める。**政策立案者は、人権委員会や市民社会団体など、子どもの権利を擁護する機関及び子ども自身を関与させることによって、子ども独自の体験やニーズを求めなければならない。より広範に、政府や市民社会は子どもたちに対して、デジタルプラットフォームを利用して自らが属するコミュニティや社会をより良いものにするのを奨励しなければならない。

▶ **アクセスの格差とアクセスを阻む障害を追跡する。**インターネットへのアクセスが平等と機会に与える影響を追跡するには、子どものイン

## インターネットガバナンス

インターネットを運営しているのは誰か。簡単に答えると、誰も運営していない。代わりに、広範囲にわたる「インターネットガバナンス」のシステムが、国際機関、各国政府、民間セクター、市民社会など、さまざまな事業体全体にわたって広がっている。中央における調整が行われていない中で、これらの事業体は長年かけて、インターネットの事業運営と範囲拡大に向けた原則、規範、規則、意思決定手順及びプログラムを策定してきた。

当初、インターネットガバナンスは主に技術的問題やインフラに重点を置いていたが、次第に拡大して、サイバーセキュリティ、電子商取引、ネットの中立性、人権などの問題を網羅するようになった。

直近では、より協調的なインターネットガバナンスが、具体的にどのように経済的及び社会的発展を支えることができるかという点に関心が高まっている。2015年の世界情報社

会サミット（WSIS+10）では、ICTへのアクセスは発展の指標になり、目標にもなっていることが強調された。持続可能な開発目標（SDGs）の17分野の中で特にICTに照準を合わせたものはないが、デジタル技術は、貧困や飢餓の解消（SDG1及び2）、すべての人の健康と福祉の向上（SDG3）、質の高い教育の拡大（SDG4）、ジェンダー平等の実現（SDG5）、人や国の不平等の解消（SDG10）といった、子どもに照準を合わせたさまざまな目標の達成に寄与することができる。

Youth@IGF、NextGen@ICANNなどの若者のイニシアティブは、インターネットガバナンスの将来に関する討論に若者を関与させることに重点を置いた取り組みであるが、より安全かつ包括的なインターネットに関する議論に子どもの経験や視点を取り入れるためには、現在できること、やるべきことがまだある。

インターネット接続に関するデータ収集に投資することが極めて重要である（第2章の「情報貧困」を参照）。アクセスの格差と機会を特定し、プログラムの照準を絞り、進捗をモニターするには、経済状況、地理、性別、年齢などの要因別にデータを分解しなければならない。エビデンスを用いて、政策策定の指針とし、政策や政府の戦略の効果を観察して評価し、ベストプラクティスの国際的な共有を支えるために利用しなければならない。

▶ **子どもやジェンダー独自の課題を国内の政策や戦略に組み入れる。**子どもの正当なニーズや懸念は、ICTや人工知能といった最新技術に関するすべての政策に組み入れなければならない。政策は、国際的な基準を指針とし、子どもの権利を保護し、差別や子どもの自由の束縛から守ることを目指さなければならない。

本稿で紹介した子どもや若者の証言や視点から明らかであるように、子どもたちは機会が与えられ、スキルを習得すれば、インターネット接続を最大限有効に活かすようになる。たとえICTへのアクセスが不十分であり、機器が不適切で、デジタル技術に関する教師の知識が子どもたちの知識よりも乏しく、おとなが変化のスピードに不安を抱いているとしても、全世界の数百万人の子どもたちはすでに、学習や社会的な交流、及び職場でおとなとして役割を務める準備を行い、世界に自らの足跡を残すためにインターネットを利用している。

子どもたちはそうした機会を強く望んでおり、またそれを得る資格がある。すべての子どもが機会を得ることができるかどうかは、私たちに掛かっている。

# 参考文献

## 第1章：デジタル機会：インターネット接続の有望性

- 1 Based on reporting by *The State of the World's Children* report team at Za'atari refugee camp in May 2017.
- 2 Réseau des journalistes amis de l'enfant (Journalists Network of Friends of the Child).
- 3 Gary Wolf, 'Steve Jobs: The next insanely great thing', *Wired*, 1 February 1996, pp. 102–163.
- 4 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Leveraging Information and Communication Technologies to Achieve the Post-2015 Education Goal: Report of the International Conference on ICT and Post-2015 Education*, UNESCO, Paris, 2015, p. 22.
- 5 United Nations Children's Fund and Move, 'Igarité: Overview of face-to-face teaching with technological mediation in the state of Amazonas', UNICEF Brazil, 2017.
- 6 Pence, Audrey, 'Mobilizing Literacy: Cell phones help Afghan women learn to read', *Solutions*, vol. 6, no. 3, 2015, pp. 8–9.
- 7 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 'Study on International Collaboration on Open Educational Resources (OER)', Commissioned study prepared under a consultant contract for UNESCO, December 2016.
- 8 See Inoue, Keiko, et al., 'Out-of-School Youth in Sub-Saharan Africa: A policy perspective', World Bank, Washington, D.C., 2015; and Scott, Molly M., Simone Zhang and Heather Koball, 'Dropping Out and Clocking In: A portrait of teens who leave school early and work', Urban Institute, Washington, D.C., April 2015.
- 9 Njideka, Harry, 'Pioneering the Youth and Technology Movement in Africa and Beyond', *MIT Press Journals*, vol. 10, no. 1–2, 2015, p. 8.
- 10 Evaluation of UNDP/UNICEF/UN Women, IT Girls Project: Final report, Sarajevo, December 2016.
- 11 Toyama, Kentaro, 'Children's Education in a Digital Age', Background research paper for *The State of the World's Children 2017: Children in a Digital World*, University of Michigan, 2 February 2017.
- 12 Flores, Pablo, and Juan Pablo Hourcade, 'Under Development: One year of experiences with XO laptops in Uruguay', *Interactions*, vol. 16, no. 4, 2009, pp. 52–55.
- 13 Cristia, Julián P., et al., 'Technology and Child Development: Evidence from the One Laptop per Child Program', IZA Discussion Paper no. 6401, IZA, Bonn, March 2012, p. 4.
- 14 'Goodbye, One Laptop Per Child', *OLPC News*, 11 March 2014.
- 15 'The Learning Generation: Investing in education for a changing world', A Report on the International Commission for Financing Global Education Opportunity, New York, 2016, p. 59, fig. 13.
- 16 Toyama, 'Children's Education in a Digital Age'.
- 17 Banerjee, Abhijeet V., et al., 'Remedying Education: Evidence from two randomized experiments in India', *Quarterly Journal of Economics*, vol. 122, no. 3, 1 August 2007, pp. 1235–1264.
- 18 Muralidharan, Karthik, Abhijeet Singh and Alejandro J. Ganimian, *Disrupting Education? Experimental evidence on technology-aided instruction in India*, NBER Working Paper no. 22923, National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass., 2016.
- 19 <[www.avallainfoundation.org](http://www.avallainfoundation.org)>
- 20 Avallain Foundation, 'The Avallain Foundation RCT-Based Impact Study: The impact of a-ACADEMY digital learning platform on children's performance in class 6 science in Kenya', 2017.
- 21 Focus group discussion conducted by *The State of the World's Children* report team with children in the Hanka Educational Centre, located in Mathare, Kenya.
- 22 Barrera-Osorio, Felipe, and Leigh L. Linden, 'The Use and Misuse of Computers in Education: Evidence from a randomized experiment in Colombia', Policy Research Working Paper no. 4836, World Bank, February 2009.
- 23 Fairlie, Robert W., and Jonathan Robinson, 'Experimental Evidence on the Effects of Home Computers on Academic Achievement among Schoolchildren', *American Economic Journal: Applied Economics*, vol. 5, no. 3, 2013, pp. 211–240.
- 24 Banerjee et al., 'Remedying Education'.
- 25 Toyama, 'Children's Education in a Digital Age'.
- 26 Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Students, Computers and Learning: Making the connection', OECD Publishing, Paris 2015.
- 27 World Bank, *World Development Report 2018: Learning to realize education's promise*, World Bank, Washington, D.C., 2018, p. 145.

- 28 Toyama, *Children's Education in a Digital Age*.
- 29 Beland, Louis-Philippe, and Richard Murphy, 'Ill communication: Technology, distraction & student performance', *Labour Economics*, vol. 41, no. C, 2016, pp. 61–76. <[www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0927537116300136](http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0927537116300136)>
- 30 Duflo, Esther, Rema Hanna and Stephen P. Ryan, 'Incentives Work: Getting teachers to come to school', *American Economic Review*, vol. 102, no. 4, 2012, pp. 1241–1278.
- 31 Bannerjee et al., 'Remedying Education'; and Muralidharan et al., *Disrupting Education?*
- 32 Abdul Latif Jameel Poverty Action Lab, 'Remedial Education: Reorienting classroom instruction has improved learning opportunities for 47.7 million students in India, J-PAL.
- 33 Penuel, William R., 'Implementation and Effects of One-to-One Computing Initiatives: A research synthesis', *Journal of Research on Technology in Education*, vol. 38, no. 3, 2006, pp. 329–348 <[www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/15391523.2006.10782463](http://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/15391523.2006.10782463)>
- 34 Hagen, Erica, 'Mapping Change: Community information empowerment in Kibera (Innovations Case Narrative: Map Kibera)', *Innovations: Technology, Governance, Globalization*, vol. 6, no. 1, Winter 2011, MIT pp. 69–94.
- 35 Lazzeri, Thais, 'O menino tímido que abalou Brasília' (The shy boy who shook Brasília), *Epóca*, 17 July 2013; and Lima, Luciana, 'Em Brasília, jovem de 17 anos mobilizou mais de 10 mil pessoas' (In Brasília, a 17-year-old young man mobilized 10,000 people), *Último Segundo*, 20 June 2013.
- 36 Kelly, Sanja, et al., 'Freedom on the Net 2016: Silencing the messenger – Communication apps under pressure', Freedom House, Washington, D.C., 2016, p. 19.
- 37 International Telecommunications Union, *Digital Opportunities: Innovative ICT solutions for youth employment*, ITU, Geneva, 2014; and World Bank, *World Development Report 2016: Digital dividends*, World Bank, Washington, D.C., 2016.
- 38 Raftree, Linda, 'Landscape Review: Mobiles for youth workforce development', JBS International, Rockland, Maryland, 2013, p. 25.
- 39 同書 p. 3.
- 40 <[www.facebook.com/groups/opportunidadesparainternacionalistas](http://www.facebook.com/groups/opportunidadesparainternacionalistas)>
- 41 Raftree, 'Landscape Review', p. 2.
- 42 International Telecommunications Union, *Digital Opportunities*, ITU, Geneva, 2014, pp. 18–21.
- 43 Raftree, 'Landscape Review', p. 2.
- 44 World Bank, *World Development Report 2016*, p. xiii.
- 45 World Economic Forum, 'The Future of Jobs: Employment, skills and workforce strategy for the fourth industrial revolution', Global Challenge Insight Report, World Economic Forum, Geneva, January 2016, p. v.
- 46 Schwab, Klaus, 'The Fourth Industrial Revolution: What it means and how to respond', *Foreign Affairs*, December 2015.
- 47 Jütting, Johannes, and Christopher Garroway, 'The Rise of the Robots: Friend or foe for developing countries?', OECD Insights: Debate the issues, Organisation for Economic Co-operation and Development, 2 March 2016.
- 48 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *The Global Learning Crisis: Why every child deserves a quality education*, UNESCO, Paris, 2013, p. 2.
- 49 World Economic Forum, 'New Vision for Education: Unlocking the potential of technology', World Economic Forum, Geneva, 2015, p. 3.
- 50 Kautz, Tim, et al., 'Fostering and Measuring Skills: Improving cognitive and non-cognitive skills to promote lifetime success', Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris, p. 54.
- 51 Morgenstern, Michael, 'Automation and Anxiety: Will smarter machines cause mass unemployment?', *The Economist*, 25 June 2016.
- 52 Ian Stewart, Debapratim De and Alex Cole, 'Technology and People: The great job-creating machine', Deloitte LLP, August 2015.
- 53 United Nations Children's Fund, *Uprooted: The growing crisis for refugee and migrant children*, UNICEF, New York, 2016, p. 1.
- 54 Maitland, Carleen, et al., 'Youth Mobile Phone and Internet Use: January 2015 – Za'atari Camp, Mafraq, Jordan', Penn State College of Information Sciences and Technology, October 2015, p. 3.
- 55 Raftree, Linda, Katie Appel and Anika Ganness, 'Modern Mobility: The role of ICTs in child and youth migration', Plan International, Washington, D.C., 2013, p. 17, 20–25.
- 56 同書 p. 3.
- 57 Vernon, Alan, Kamel Deriche and Samantha Eisenhauer, *Connecting Refugees: How internet and mobile connectivity can improve refugee well-being and transform humanitarian action*, UNHCR, Geneva, September 2016, pp. 12–13.
- 58 同書 p. 25.
- 59 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 'Debates on the implementation of the 2005 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions', UNESCO, Paris, 2015. p. 2.
- 60 Rice, Emma S., et al., 'Social Media and Digital Technology Use among Indigenous Young People in Australia: A literature review', *International Journal for Equity in Health*, vol. 15, no. 81, 2016.
- 61 Jenzen, Olu, and Irmi Karl, 'Make, Share, Care: Social media and LGBTQ youth engagement', *Ada: A Journal of Gender, New Media & Technology*, no. 5, 2014, p. 4.
- 62 The Gay, Lesbian & Straight Education Network, Center for Innovative Public Health Research and Crimes Against Children Research Center, 'Out Online: The experiences of lesbian, gay, bisexual and transgender youth on the internet', GLSEN, New York, 2013.

- 63 Child Helpline International, 'The Voices of Children and Young People. 2015 in Numbers: Child Helpline Global Highlights, CHI, Amsterdam, 2015, p. 1.
- 64 Child Helpline International, '2015 Annual Report', CHI, Amsterdam, p. 7.
- 65 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2013: Children with disabilities*, UNICEF, New York, 2013, p. 20.
- 66 Kaye, Stephen H., 'Disability and the Digital Divide', U.S. Department of Education, Washington, D.C., 2000; and Dobransky, Kerry, and Eszter Hargittai, 'The Disability Divide in Internet Access and Use', *Information Communication and Society*, vol. 9, no. 3, 2006, pp. 313–334.
- 67 Livingstone, Sonia, and Monica E. Bulger, 'A Global Agenda for Children's Rights in the Digital Age: Recommendations for developing UNICEF's research strategy', UNICEF Office of Research-Innocenti, Florence, September 2013.
- 68 Third, Amanda, 'Method Guide 6: Researching the benefits and opportunities for children online', Global Kids Online, London, November 2016, p. 21.
- 69 Byrne, Jasmina, et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', UNICEF Office of Research-Innocenti and London School of Economics and Political Science, Florence, November 2016, p. 11.
- 70 Based on an interview conducted by Brian Keeley and Céline Little (and translated by Samir Badran) with a family in the Za'atari Refugee Camp in Jordan on 14 May 2017.
- 71 United Nations Committee on the Rights of the Child, Report of the 2014 Day of General Discussion on Digital Media and Children's Rights, p. 9.
- 72 Jones, Lisa M., and Kimberly J. Mitchell, 'Defining and Measuring Youth Digital Citizenship', *News Media & Society*, vol. 18, no. 9, 2015, p. 2074.
- 73 Byrne et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', pp. 44–45.
- 74 United States Agency for International Development, 'Technical Brief: Use of technology in the Ebola response in West Africa', USAID, November 2014.
- 75 同書
- 76 United Nations Global Pulse and GSMA, 'The State of Mobile Data for Social Good Report', UN Global Pulse and GSMA, 2017, p. 7.
- 77 Lopez Fernebrand, Tomas, 'How Travel Data Can Help Manage the Spread of the Zika Virus', UNICEF Stories of Innovation, 19 July 2016.
- 78 Fabian, Christopher, 'Can Big Data be Used as a Social Good in the Fight against Disease Epidemics?', UNICEF Stories of Innovation, 19 July 2016.
- 79 United Nations Children's Fund, *Education Uprooted: For every migrant, refugee and displaced child, education*, UNICEF, New York, September 2017.
- 80 Gaunt, Anna, 'UNHCR Cash Assistance: Improving refugee lives and supporting local economies – Post distribution monitoring for Syrian refugees', UNHCR, Jordan, 2016.
- 81 GSMA, 'Landscape Report: Mobile money, humanitarian cash transfers and displaced populations', GSMA, London, 2017, pp. 12–13.
- 82 United Nations Children's Fund, 'Cash Based Approaches in UNICEF's Humanitarian Action', UNICEF, May 2016, p. 2.
- 83 Global Innovation Exchange, 'Principles for Digital Payments in Humanitarian Response', 2016, p. 1.
- 84 Raymond, Nathaniel A., and Casey S. Harrity, 'Addressing the 'Doctrine Gap': Professionalising the use of information communication technologies in humanitarian action', Humanitarian Exchange, no. 66, Humanitarian Practice Network at the Overseas Development Institute, London, April 2016, p. 13.
- 85 Berman, Gabrielle, and Kerry Albright, 'Children and the Data Cycle: Rights and ethics in a big data world', Innocenti Working Paper 2017–05, UNICEF Office of Research-Innocenti, Florence, 2017, p. 10.
- 86 O'Brien, Stephen, 'This Is How We Build a Stronger, Data-Driven Humanitarian Sector', World Economic Forum, January 2017.
- 87 Raymond and Harrity, 'Addressing the 'Doctrine Gap'', p. 13.

## 第2章：デジタル・ディバイド：すり抜けていく機会

- 1 ITU estimates for this report, 2017.
- 2 International Telecommunication Union, *ICT Facts and Figures 2016*, ITU, Geneva, p. 3; Facebook, *State of Connectivity 2015: A report on global internet access*, Facebook, Menlo Park, Calif., 2016, p. 36.
- 3 *Measuring the Information Society Report 2016*, ITU, Geneva, pp. 179–181, 190.
- 4 International Telecommunication Union, *ICT Facts and Figures 2016*.
- 5 Livingstone, Sonia, 'Method Guide 1: A framework for researching Global Kids Online – Understanding children's well-being and rights in the digital age', Global Kids Online, London, November 2016, p. 17.
- 6 Raftree, Linda, Katie Appel and Anika Ganness, 'Modern Mobility: The role of ICTs in child and youth migration', Plan International, Washington, D.C., 2013, p. 17, 20–25.
- 7 World Bank, *World Development Report 2016: Digital dividends*, World Bank, Washington, D.C., 2016, p. 14.
- 8 Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Does Having Digital Skills Really

- Pay Off?', *Adult Skills in Focus* No. 1, OECD Publishing, Paris, June 2015, p. 3.
- 9 Liu, CheWei, and Sunil Mithas, 'The Returns to Digital Skills: Evidence from India – 2005–2011', Research Paper submitted at the Thirty-Seventh International Conference on Information Systems, Dublin, 2016, p. 11.
- 10 Aissaoui, Najeh, and Lobna Ben Hassen, 'Skills-biased Technological Change, E-Skills and Wage Inequality: Evidence from Tunisia', *Journal of Economics Studies and Research*, vol. 2016, art. ID 492224, 2016, pp. 13–14.
- 11 Poushter, Jacob, 'Smartphone Ownership and Internet Usage Continues to Climb in Emerging Economies', Pew Research Center, 22 February 2016, p. 16.
- 12 Basu, Kaushik, 'Development in the digital age', *Let's Talk Development*, World Bank, Washington, D.C., 28 September 2015.
- 13 Kleine, Dorothea, David Hollow and Sammia Poveda, 'Children, ICT and Development: Capturing the potential, meeting the challenges', Innocenti Insight, Unicef Office of Research, Florence, 2013, p. 19.
- 14 International Telecommunication Union, *ICT Facts and Figures 2017*, ITU, Geneva, 2017, p. 1.
- 15 ITU estimates, 2017.
- 16 Eurostat, ITU and UNICEF, 2012–2016.
- 17 International Telecommunication Union, *Measuring the Information Society Report 2016*, p. 135.
- 18 Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Students, Computers and Learning: Making the connection', OECD Publishing, Paris, 2015, p. 129.
- 19 International Telecommunication Union, *ICT Facts and Figures 2016*.
- 20 International Telecommunication Union and the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *The State of Broadband 2015: Broadband as a foundation for sustainable development*, ITU and UNESCO, Geneva, September 2015, p. 9.
- 21 GSM Association, 'Bridging the Gender Gap: Mobile access and usage in low- and middle-income countries', GSMA, London, 2015, pp. 6–9, 29.
- 22 同書 p. 6.
- 23 Horrigan, John B., 'The Numbers behind the Broadband 'Homework Gap'', Pew Research Center, 20 April 2015.
- 24 同書
- 25 McLaughlin, Clare, 'The Homework Gap: The "cruellest part of the digital divide"', *neaToday* (News and Features from the National Education Association), 20 April 2016.
- 26 Hispanic Heritage Foundation, myCollege Options and Family Online Safety Institute, 'Taking the Pulse of the High School Student Experience in America: Research Findings – 'Access to technology' Phase 1 of 6', 2015, p. 11.
- 27 Kang, Cecilia, 'Bridging a Digital Divide that Leaves Schoolchildren Behind', *The New York Times*, 22 February 2016.
- 28 Vick, Carl, 'internet for All', *Time*, 10 April 2017, pp. 34–35.
- 29 Kang 'Bridging a Digital Divide that Leaves Schoolchildren Behind'.
- 30 UNICEF India, *Child Online Protection in India*, UNICEF India, New Delhi, 2016, p.46; and DNA India, 'Uttar Pradesh: Muslim village panchayat bans jeans, mobile phones for girls', *Daily News & Analysis (DNA)*, 20 September 2015.
- 31 The study included a sample of 5,349 children from government, private and international schools. Information was also collected from school principals and IT teachers. Focus group discussions were also held with parents and heavy users.
- 32 UNICEF Sri Lanka, *Keeping Children in Sri Lanka Safe and Empowered Online: A study on Sri Lanka's digital landscape – potential risks to children and young people who are online*, UNICEF, Colombo, Sri Lanka, 2015.
- 33 Livingstone, Sonia, et al., 'Young Adolescents and Digital Media Uses, Risks and Opportunities in Low- and Middle-Income Countries: A Rapid Evidence review', Gender and Adolescence: Global Evidence (GAGE), London, 2017, p. 3.
- 34 Hargittai, Eszter, 'Second-Level Digital Divide: Differences in people's online skills', *First Monday*, vol. 7, no. 4, April 2002.
- 35 Van Deursen, Alexander J.A.M., and Jan A.G.M. van Dijk, 'The Digital Divide Shifts to Differences in Usage', *New Media & Society*, Vol. 16, no. 3, 2014, p. 520; Van DIJK, Jan A.G.M., 'The Evolution of the Digital Divide: The digital divide turns to inequality of skills and usage', *Digital Enlightenment Yearbook 2012*, IOS Press, Amsterdam, 2012, pp. 57–75; Pearce, Katy E., and Ronald E. Rice, 'Digital Divides from Access to Activities: Comparing mobile and personal internet users', *Journal of Communication*, vol. 63, no. 4, August 2013, pp. 721–744; and Hargittai, Eszter, and Amanda Hinnant, 'Differences in Young Adults' Use of the Internet', *Communication Research*, vol. 35, no. 5, 3 September 2008.
- 36 International Telecommunication Union, *Measuring the Information Society Report 2016*, pp. 199–201; Van Deursen and van Dijk, 'The Digital Divide Shifts to Differences in Usage'.
- 37 Van DIJK, Jan A.G.M., 'The Evolution of the Digital Divide'; and Andreasson, Kim, 'Redefining the Digital Divide: A Report from The Economist Intelligence Unit', The Economist Intelligence Unit Limited, London, 2013, pp. 8–9.
- 38 Sonck, N., et al, 'Digital Literacy and Safety Skills', *EU Kids Online*, London School of Economics and Political Science, London, July 2011, p. 2; Livingstone, Sonia, et al., 'EU Kids Online: Final report', London School of Economics and Political Science, London, 2011.
- 39 Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Students, Computers and Learning' p. 137; and Van Deursen and van Dijk, 'The Digital Divide Shifts to Differences in Usage'.
- 40 Livingstone, Sonia, and Ellen Helsper, 'Gradations in Digital Inclusion: Children, young people and the digital divide', *New Media & Society*, vol. 9, no. 4, 2007, p. 6.

- 41 Napoli, Philip M., and Jonathan A. Obar, 'Mobile Leapfrogging and Digital Divide Policy: Assessing the limitations of mobile internet access', New America Foundation, Washington, D.C., April 2013, p. 9; Pearce and Rice, 'Digital Divides from Access to Activities', pp. 737–738; and Horrigan, John B., 'Smartphone and Broadband: Tech users see them as complements and very few would give up their home broadband subscription in favor of their smartphone', Discussion paper Prepared for the Silicon Flatirons/MIT Workshop 2015 on 'The internet & Television Expo', Cambridge, Mass., November 2014.
- 42 Caribou Digital, 'Digital Access in Africa', Farnham, Surrey, UK, p. 14.
- 43 Napoli, Philip M., and Jonathan A. Obar, 'Mobile Leapfrogging and Digital Divide Policy', p. 9.
- 44 Madden, Mary, et al., 'Teens and Technology 2013', Pew Research Center, Washington, D.C., 13 March 2013, p. 8.
- 45 Katz, Vikki, 'Opportunity for all? Digital equity in the lives of lower-income U.S. families', <<http://digitalequityforlearning.org>> Learning Research Network, 24 February 2017.
- 46 Byrne, Jasmina, et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', UNICEF Office of Research-Innocenti and London School of Economics and Political Science, Florence, 2016, pp. 36–37.
- 47 Malcolm, Jeremy, Corynne McSherry and Kit Walsh, 'Zero Rating: What it is and why you should care', Electronic Frontier Foundation, 18 February 2016.
- 48 International Telecommunication Union, *Measuring the Information Society Report 2016*, p. 101.
- 49 Surman, Mark, Corina Gardner and David Ascher, 'Local Content, Smartphones and Digital Inclusion', *Innovations*, vol. 9, 2014, p. 65.
- 50 International Telecommunication Union and the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *The State of Broadband 2016: Broadband catalyzing sustainable development*, ITU and UNESCO, Geneva, p. 11; Pearce, Katy E., and Ronald E. Rice, 'The Language Divide: The persistence of English proficiency as a gateway to the internet – The cases of Armenia, Azerbaijan, and Georgia', *International Journal of Communication*, vol. 8, 2014, pp. 2834–2859.
- 51 Facebook, *State of Connectivity 2015*, pp. 26–27; World Bank, *World Development Report 2016*, p. 104; and McKinsey & Company, 'Offline and Falling Behind: Barriers to internet adoption, technology, media, and telecom', McKinsey & Company, 2014.
- 52 Statista, The Statistics Portal, available at <[www.statista.com/statistics/262946/share-of-the-most-common-languages-on-the-internet](http://www.statista.com/statistics/262946/share-of-the-most-common-languages-on-the-internet)>; and Facebook, *State of Connectivity 2015*, pp. 26–27.
- 53 Facebook, *State of Connectivity 2015*, p. 27.
- 54 同書
- 55 Johnson, Melvin, et al., 'Google's Multilingual Neural Machine Translation System: Enabling Zero-Shot translation', *Transactions of the Association for Computational Linguistics*, vol. 5, 2017, pp. 339–351.
- 56 Hargittai, Eszter, and Gina Walejko, 'The Participation Divide: Content creation and sharing in the digital age', *Information, Communication and Society*, vol. 11, no. 2, 2008, pp. 239–256 <<https://soc334technologyandsociety.files.wordpress.com/2012/08/hargittaiwalejko2008.pdf>>; and Graham, Mark, et al., 'Uneven Geographies of User-Generated Information: Patterns of increasing informational poverty', *Annals of the Association of American Geographers*, vol. 104, no. 4, 2014, pp. 746–764; and <<http://geography.oii.ox.ac.uk/?page=the-geographically-uneven-coverage-of-wikipedia>>.
- 57 Graham, Mark, et al., 'Uneven Geographies of User-Generated Information'.
- 58 Anderson, Monica, 'Wikipedia at 15: Millions of readers in scores of languages', Pew Research Center, Washington, D.C., 14 January 2016.
- 59 Graham, Mark, et al., 'Uneven Geographies of User-Generated Information'.
- 60 World Bank, *World Development Report 2016: Digital dividends*, p. 8.
- 61 Public Empiricus, 'From Snoring Camels to Product Diversification: A gendered analysis of internet participation in Ghana, Kenya, Nigeria and South Africa', 20 February 2017.
- 62 ETECSA Directorate of Institutional Communication, 2017.
- 63 Cuban Ministry of Commerce and Foreign Investment, 2017.
- 64 Organisation for Economic Co-operation and Development, 'Students, Computers and Learning', p. 16.
- 65 GSM Association, 'Accelerating affordable smartphone ownership in emerging Markets', GSM Association, London, July 2017, p. 9.
- 66 Caribou Digital, 'Digital Access in Africa', p. 13.
- 67 GSM Association, 'The Mobile Economy 2016', GSMA, London, 2016, pp. 2–4.
- 68 Kleine, Hollow and Poveda, 'Children, ICT and Development', p. 16; GSM Association, 'The Mobile Economy 2016', p. 4.
- 69 Data from UNICEF's Data and Analytics Section, Division of Research and Policy.
- 70 GSM Association, 'Connected Society: Consumer barriers to mobile internet adoption in Africa', GSMA, London, 2016, p. 6.
- 71 GSM Association, 'The Mobile Economy 2017', GSMA, London, 2016, p. 11.
- 72 Lall, Somik Vinay, et al., *Africa's Cities: Opening Doors to the World*, World Bank, Washington, D.C., 2017, p. 17.
- 73 United Nations Children's Fund, 'Generation 2030 Africa', UNICEF, New York, 2014, p. 9.
- 74 International Telecommunication Union, *Measuring the Information Society Report 2016*, p. 210.
- 75 ITU 2017 Data; Byrne, Jasmina, et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', p. 16.
- 76 Livingstone, Sonia, and Monica Bulger, 'A Global Agenda for Children's Rights in the Digital Age: Recommendations for developing UNICEF's research strategy', London School of Economics



- and Political Science and UNICEF Office of Research-Innocenti, London and Florence, 2013, p. 4.
- 77 Lenhart, Amanda, 'Teens, Social Media & Technology Overview 2015', Pew Research Center, Washington, D. C., April 2015, p. 16.
- 78 Mascheroni, Giovanna, and Andrea Cuman, 'Net Children Go Mobile: Final Report (with country fact sheets) – Deliverables D6.4 and D5.2', Educatt, Milan, November 2014, pp. 5–6; Third, Amanda, et al., 'Children's Rights in the Digital Age: A Download from Children Around the world', Young and Well Cooperative Research Centre, Melbourne, 2014, p. 31.
- 79 Hajdinjak, Marko, et al., 'Online Experiences of Children in Bulgaria: Risks and safety – A National Representative survey', Bulgarian Safer Internet Centre, Applied Research and Communications Fund, Sofia, p. 4.
- 80 China Internet Network Information Center, 'Statistical Report on internet Development in China', CINIC, July 2016, p. 19.
- 81 Doneda, Danilo, and Carolina Rossini, 'ICT Kids online Brazil 2014: Survey on internet use by children in Brazil', Brazilian Internet Steering Committee, São Paulo, Brazil, 2015, p. 230.
- 82 GSM Association, 'Children's Use of Mobile Phones: An international comparison 2013', GSMA and NTT Docomo Inc.'s Mobile Society Research Institute, London and Tokyo, 2014, p. 9.
- 83 GSM Association, 'Children's Use of Mobile Phones: An international comparison 2015', GSMA and NTT Docomo Inc.'s Mobile Society Research Institute, London and Tokyo, 2016, pp. 6–7.
- 84 Mascheroni and Cuman, 'Net Children Go Mobile', p. 6; Hasebrink, Uwe, et al., 'Patterns of Risk and Safety Online: In-depth analysis from the EU Kids Online survey of 9- to 16-year-olds and their parents in 25 European countries', EU Kids Online, London, August 2011, p. 7.
- 85 GSM Association, 'Children's Use of Mobile Phones: An international comparison 2012', GSMA, and NTT Docomo Inc.'s Mobile Society Research Institute, London and Tokyo, 2013, p. 51; GSM Association, 'Children's Use of Mobile Phones: An international comparison 2013', pp. 44–45  
<[www.gsma.com/publicpolicy/wp-content/uploads/2012/03/GSMA\\_ChildrensMobilePhones2013WEB.pdf](http://www.gsma.com/publicpolicy/wp-content/uploads/2012/03/GSMA_ChildrensMobilePhones2013WEB.pdf)>; and Mascheroni and Cuman, 'Net Children Go Mobile', p. 16.
- 86 Lenhart, Amada, et al., 'Teens, Technology and Friendships', Pew Research Center, Washington, D.C., August 2015, pp. 60–61.
- 87 Livingstone, Sonia, et al., 'Children's Online Risks and Opportunities: Comparative findings from EU Kids Online and Net Children Go Mobile', London School of Economics and Political Science, London, November 2014, p. 10.
- 88 Doneda and Rossini, 'ICT Kids online Brazil 2014', pp. 236–223.
- 89 Ravalli, María José, and Paoloni, Paola Carolina, 'Global Kids Online Argentina: Research study on the perceptions and habits of children and adolescents on the use of technologies, the internet and social media', Global Kids Online and United Nations Children's Fund, November 2016, p. 21.
- 90 Burton, Patrick, Lezanne Leoschut and Joanne Phyfer, 'South African Kids Online: A glimpse into children's internet use and online activities', Centre for Justice and Crime Prevention, Cape Town, South Africa, 2016, pp. 25–27.
- 91 Ravalli and Paoloni, 'Global Kids Online Argentina', p. 20; Burton, Leoschut and Phyfer, 'South African Kids Online' p. 23.
- 92 Global Kids Online database 2016.
- 93 Burton, Leoschut and Phyfer, 'South African Kids Online', p. 23.
- 94 The Global Kids Online research project <[www.globalkidsonline.net](http://www.globalkidsonline.net)> was developed as a collaborative initiative between the UNICEF Office of Research, the London School of Economics and Political Science, and the EU Kids Online network. The project has developed a global research toolkit that enables academics, governments, civil society and other actors to carry out reliable and standardized national research with children and their parents on the opportunities, risks and protective factors of children's internet use.
- 95 Livingstone, Sonia, and Brian O'Neill, 'Children's Rights Online: Challenges, dilemmas and emerging directions', in *Minding Minors Wandering the Web: Regulating online child safety*, edited by Simone van der Hof, et al., Asser Press, The Hague, 2014, pp. 20–38; and Third, Amanda, 'Method Guide 6: Researching the benefits and opportunities for children online', Global Kids Online, London, November 2016.
- 96 Ito, Mizuko, and Daisuke Okabe, 'Technosocial Situations: Emergent structures of mobile e-mail use', ch. 13 in *Personal, Portable, Pedestrian: Mobile phones in Japanese life*, edited by Matsuda Ito, Daisuke Okabe and Misa Matsuda, MIT Press, Cambridge, Mass., 2005. Based on interviews by UNICEF in March 2016.

### 第3章：デジタルの危険性：インターネットがもたらす生活への危害

- 1 Based on interviews by UNICEF in March 2016.
- 2 Livingstone, Sonia, Giovanna Mascheroni and Elisabeth Staksrud, 'Developing a Framework for Researching Children's Online Risks and Opportunities in Europe', EU Kids Online, London, 2015.
- 3 Burton, Patrick, 'Risks and Harms for Children in the Digital Age', Background paper prepared for *The State of the World's Children 2017: Children in a Digital World*, United Nations Children's Fund, New York, 2017, p. 2.
- 4 同書 p. 1.
- 5 Staksrud, Elisabeth, and Sonia Livingstone, 'Children and Online Risk: Powerless victims or resourceful participants?' *Information, Communication & Society*, vol. 12, no. 3, 2009, pp. 364–387.

- 6 Coleman, John, and Ann Hagell, 'The Nature of Risk and Resilience in Adolescence', ch. 1 in *Adolescents, Risks and Resilience: Against the odds*, edited by John Coleman and Ann Hagell, John Wiley & Sons, Hoboken, N.J., 2007.
- 7 Vera Slavtcheva-Petkova, Victoria Jane Nash and Monica Bulger, 'Evidence on the Extent of Harms Experienced by Children as a Result of Online Risks: Implications for policy and research', *Information, Communication & Society*, vol. 18, no. 1, 2015, pp. 48–62.
- 8 同書
- 9 Nixon, Charisse L., 'Current Perspectives: The impact of cyberbullying on adolescent health', *Adolescent Health, Medicine and Therapeutics*, vol. 5, August 2014, pp. 143–158; and Kowalski, Robin M., and Susan P. Limber, 'Psychological, Physical, and Academic Correlates of Cyberbullying and Traditional Bullying', *Journal of Adolescent Health*, vol. 53, no. 1, suppl., July 2013, pp. S13–S20.
- 10 Livingstone, Sonia, and Jessica Mason, 'Sexual Rights and Sexual Risks among Youth Online: A review of existing knowledge regarding children and young people's developing sexuality in relation to new media environments', report prepared for the European NGO Alliance for Child Safety Online (eNASCO), September 2015; and Boyd, Danah, Jenny Ryan and Alex Leavitt, 'Pro-Self-Harm and the Visibility of Youth-Generated Problematic Content', *I/S: A Journal of Law and Policy for the Information Society*, vol. 7, no. 1, 2011, p. 40.
- 11 European Police Office, 'Internet Organised Crime Threat Assessment (IOCTA) 2016', Europol, The Hague, pp. 24–27.
- 12 Based on interviews by UNICEF in March 2016.
- 13 United Nations Office on Drugs and Crime, 'Study on the Effects of New Information Technologies on the Abuse and Exploitation of Children', UNODC, Vienna, May 2015.
- 14 U.S. Department of State, 'Trafficking in Persons Report', U.S. Department of State, Washington, D.C., June 2013, p. 14.
- 15 'Study on the Effects of New Information Technologies'.
- 16 Internet Watch Foundation, 'Annual Report 2016', IWF, Cambridge, UK, 3 April 2017.
- 17 'The NetClean Report 2016: 10 important insights into child sexual abuse crime', NetClean, Gothenburg, Sweden, November 2016.
- 18 同書
- 19 同書
- 20 Europol's European Cybercrime Centre, 'Virtual Global Taskforce Child Sexual Exploitation Environmental Scan 2015', EC3-Europol, October 2015, p. 12.
- 21 Internet Watch Foundation and Microsoft, 'Emerging Patterns and Trends Report #1: Online-produced sexual content', Internet Watch Foundation, March 2015.
- 22 'IOCTA 2016', pp. 24–27.
- 23 Peersman, Claudia, et al., 'iCOP: Live forensics to reveal previously unknown criminal media on P2P networks', *Digital Investigation*, vol. 18, September 2016, pp. 50–64.
- 24 Jardine, Eric, 'The Dark Web Dilemma: Tor, anonymity and online policing', The Centre for International Governance Innovation and Chatham House, Ontario, Canada, and London, September 2015.
- 25 同書
- 26 'Risks and Harms for Children in the Digital Age'.
- 27 同書
- 28 Przybylski, Andrew K., and Lucy Bowes, 'Cyberbullying and Adolescent Well-Being in England: A population-based cross-sectional study', *The Lancet Child & Adolescent Health*, vol. 1, no. 1, September 2017, pp. 19–26.
- 29 Baraniuk, Chris, 'Cyber-Bullying Relatively Rare, Says Study', BBC News, 11 July 2017.
- 30 Hunt, Elle, 'Online Harassment of Women at Risk of Becoming "Established Norm"', Study Finds', *The Guardian*, 7 March 2016.
- 31 Mitchell, Kimberly J., Michele L. Ybarra and Josephine D. Korchmaros, 'Sexual Harassment among Adolescents of Different Sexual Orientations and Gender Identifies', *Child Abuse and Neglect*, vol. 38, no. 1, 2014, pp. 43–71.
- 32 Suseg, Helle, et al., 'Seksuelle krenkelser via nettet – hvor stort er problemet?' (Sexual Harassment on the Internet – How great is the problem?), Report 16/2008, NOVA – Norwegian Social Research, Oslo, 2008.
- 33 Wells, Melissa, and Kimberly J. Mitchell, 'Patterns of Internet Use and Risk of Online Victimization for Youth with and without Disabilities', *The Journal of Special Education*, vol. 48, no. 3, 2014, pp. 204–213.
- 34 Caravita, Simona C. S., et al., 'Being Immigrant as a Risk Factor to Being Bullied: An Italian study on individual characteristics and group processes', *Child Abuse and Neglect*, vol. 18, no. 1, March 2016, pp. 59–87.
- 35 Livingstone and Mason, 'Sexual Rights and Sexual Risks among Youth Online'; and Boyd, Ryan and Leavitt, 'Pro-Self-Harm and the Visibility of Youth-Generated Problematic Content'.
- 36 Office of the United Nations Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children, *Releasing Children's Potential and Minimizing Risks: ICTs, the internet, and violence against children*, Office of the United Nations Special Representative to the Secretary-General on Violence against Children, New York, October 2014, pp. 39–40.
- 37 Based on interviews by UNICEF in March 2016.
- 38 Based on interviews by UNICEF in April 2016.
- 39 Phyfer, Joanne, Patrick Burton and Lezanne Leoschut, 'South African Kids Online: Barriers, opportunities and risks – A glimpse into South African children's internet use and online activities', Centre for Justice and Crime Prevention, Cape Town, South Africa, 2016, pp. 25, 28; Mascheroni, Giovanna, and Andrea Cuman, 'Net Children Go Mobile: Final report (with country fact sheets) – Deliverables D6.4 & D5.2', Educatt, Milan, November 2014, <<http://netchildrengomobile.eu/reports/>>, accessed 1 November 2016.

- 40 Third, Amanda, et al., 'Children's Rights in the Digital Age: A download from children around the world', Young and Well Cooperative Research Centre, Melbourne, 2014, p. 47.
- 41 Samuels, Crystal, et al., 'Connected Dot Com: Young people's navigation of online risks – Social media, ICTs and online safety', Centre for Justice and Crime Prevention and UNICEF South Africa, Cape Town, 2013, pp. 5–6.
- 42 Byrne, Jasmina, et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', UNICEF Office of Research-Innocenti and The London School of Economics and Political Science, Florence, 2016, p. 50.
- 43 Menesini, Ersilia, and Christina Salmivalli, 'Bullying in Schools: The state of knowledge and effective interventions', *Psychology, Health & Medicine*, vol. 22, suppl. 1, January 2017, pp. 240–253.
- 44 Ortega-Ruiz, Rosario, Rosario Del Rey and José A. Casas, 'Knowing, Building and Living Together on Internet and Social Networks: The ConRed Cyberbullying Prevention Program', *International Journal of Conflict and Violence*, vol. 6, no. 2, 2012, pp. 302–312.
- 45 同書
- 46 United Nations Children's Fund, 'UNICEF Global Programme to Build Capacity to Tackle Online Sexual Exploitation', Final Report to the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Reporting Period: 24 May 2015–30 March 2016, UNICEF Child Protection Section, Programme Division, New York.
- 47 Based on interviews by UNICEF in May 2017.
- 48 'IOCTA 2016', pp. 24–27.
- 49 Peersman, et al., 'iCOP: Live forensics to reveal previously unknown criminal media on P2P networks'.
- 50 Interpol, 'Annual Report 2015', Interpol, Lyon, France.
- 51 Interpol, 'Crimes against Children', Fact Sheet, Interpol.
- 52 Peersman et al., 'iCOP: Live forensics to reveal previously unknown criminal media on P2P networks'.
- 53 Byrne et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', p. 11.
- 54 United Nations Children's Fund, 'Freedom of Expression, Association, Access to Information and Participation', Discussion Paper Series: Children's Rights and Business in a Digital World, UNICEF Child Rights and Business Unit, June 2017, p. 4.
- 55 Olavsrud, Thor, '21 Data and Analytics Trends that Will Dominate in 2016', CIO, 18 January 2016.
- 56 Livingstone, Sonia, John Carr and Jasmina Byrne, 'One in Three: Internet governance and children's rights', Discussion paper 2016–01, UNICEF Office of Research-Innocenti, Florence, January 2016, p. 11.
- 57 As one example of this, see Cooper, Tim, and Ryan LaSalle, 'Guarding and Growing Personal Data Value', Accenture Consulting Co.
- 58 'Data Is Giving Rise to a New Economy', *The Economist*, 6 May 2017.
- 59 Doneda, Danilo, and Carolina Rossini, 'ICT Kids Online Brazil 2014: Survey on internet use by children in Brazil', Brazilian Internet Steering Committee, São Paulo, Brazil, 2015, p. 37.
- 60 Palfrey, John, Urs Gasser and Danah Boyd, 'Response to FCC Notice of Inquiry 09–94: Empowering parents and protecting children in an evolving media landscape', The Berkman Center for Internet & Society at Harvard University, Cambridge, Mass., 2010.
- 61 Brown, Duncan H., and Norma Pecora, 'Online Data Privacy as a Children's Media Right: Toward global policy principles', *Journal of Children and Media*, vol. 8, no. 2, 2014, p. 201.
- 62 United Nations Children's Fund, 'Privacy, Protection of Personal Information and Reputation Rights', Discussion Paper Series: Children's Rights and Business in a Digital World, UNICEF, March 2017.
- 63 'Digital Birth: Welcome to the online world', *Business Wire*, 6 October 2010.
- 64 LaFrance, Adrienne, 'The Perils of "Sharenting"', *The Atlantic*, 6 October 2016.
- 65 Steinberg, Stacey B., 'Sharenting: Children's privacy in the age of social media', University of Florida Levin College of Law Legal Studies Research Paper Series, vol. 66,839, 2016.
- 66 'Privacy, Protection of Personal Information and Reputation Rights'.
- 67 Steinberg, 'Sharenting: Children's Privacy in the Age of Social Media'.
- 68 Organisation for Economic Co-operation and Development, 'The Protection of Children Online: Risks faced by children online and policies to protect them', OECD Digital Economy Papers No. 179, OECD Publishing, Paris, 2011, p. 37.
- 69 United Nations, Human Rights Council Resolution, 'The Right to Privacy in the Digital Age', A/HRC/34/L.7/Rev.1, United Nations, New York, 2017, preamble and section 5.g.
- 70 U.S. Federal Trade Commission, 'Children's Online Privacy Protection Rule', § 312.5 Parental consent.
- 71 See Agencia Española de Protección de Datos (Spanish Data Protection Agency), 'Guidelines on Rights of Children and Duties of Parents', 2008.
- 72 2009 Protection of Personal Information Bill.
- 73 'Privacy, Protection of Personal Information and Reputation Rights', p. 9.
- 74 Shin, Wonsun, and Hyunjin Kang, 'Adolescent's Privacy Concerns and Information Disclosure Online: The role of parents and the internet', *Computers in Human Behavior*, vol. 54, January 2016, p. 114.
- 75 Jasmontaite, Lina, and Paul De Hert, 'The EU, Children under 13 years, and Parental Consent: A human rights analysis of a new, age-based bright-line for the protection of children on the internet', *International Data Privacy Law*, vol. 5, no. 1, 2015, pp. 28–29.
- 76 Byrne et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', p. 50.
- 77 Wang, Amy B., 'A Lawyer Rewrote Instagram's Terms of Use "In Plain English" So Kids Would Know Their Privacy Rights', *The Washington Post*, 8 January 2017.
- 78 Art. 8 (1), Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of the European Union of 27 April 2016 on the protection of

- natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).
- 79 Coughlan, Sean, 'Safer Internet Day: Young ignore "social media age limit"', *BBC News*, 9 February 2016.
- 80 Carr, John, 'The Point about 16: Implications of the GDPR for child grooming', The London School of Economics and Political Science Media Policy Project Blog, 1 December 2016.
- 81 Jasmontaite, and De Hert, 'The EU, Children under 13 years, and Parental Consent', p. 32.
- 82 Brown and Pecora, 'Online Data Privacy as a Children's Media Right', p. 205.

#### 第4章：デジタル技術と子どもの生活：インターネットにつながる暮らし

- 1 Critcher, Chas, 'Making Waves: Panic discourses about the media and children or young people, past and present,' ch. 5 in *The International Handbook of Children, Media and Culture*, edited by Kirsten Drotner and Sonia Livingstone, Sage, London, 2008.
- 2 McKenna, Katelyn Y. A., Amie S. Green and Marci E. J. Gleason, 'Relationship Formation on the Internet: What's the big attraction?', *Journal of Social Issues*, vol. 58, no. 1, 2002, pp. 9–31. 6
- 3 Byrne, Jasmina, et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', UNICEF Office of Research-Innocenti and The London School of Economics and Political Science, Florence, November 2016, p. 28.
- 4 Statens Medieråd, 'Föräldrar & Medier: 2015', Statens Medieråd, Stockholm, 2015.
- 5 Burton, Patrick, Lezanne Leoschut and Joanne Phyfer, 'South African Kids Online: A glimpse into children's internet use and online activities', Centre for Justice and Crime Prevention, Cape Town, South Africa, 2016, p. 20.
- 6 Turkle, Sherry, *Alone Together: Why we expect more from technology and less from each other*, Basic Books, New York, 2011.
- 7 George, Madeleine J., and Candice L. Odgers, 'Seven Fears and the Science of How Mobile Technologies May Be Influencing Adolescents in the Digital Age', *Perspectives on Psychological Science*, vol. 10, no. 6, 2015, pp. 832–851.
- 8 Boyd, Danah, *It's Complicated: The social lives of networked teens*, Yale University Press, New Haven, Conn., 2014.
- 9 'Meet Generation Z' video, *The Washington Post*, 25 May 2016, available at <[www.washingtonpost.com/video/entertainment/meet-generation-z/2016/05/25/290c2c00-21db-11e6-b944-52f7b1793dae\\_video.html](http://www.washingtonpost.com/video/entertainment/meet-generation-z/2016/05/25/290c2c00-21db-11e6-b944-52f7b1793dae_video.html)>.
- 10 Henn, Steve, 'When Parents Are the Ones too Distracted by Devices', *All Things Considered*, National Public Radio, 16 April 2014.
- 11 Pew Research Center, *Parents, Teens and Digital Monitoring*, Pew Research Center, Washington, D.C., 2016.
- 12 Byrne et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016'.
- 13 Burton, Leoschut and Phyfer, 'South African Kids Online', p. 41.
- 14 Byrne et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', p. 68.
- 15 Ravalli, María José, and Paoloni, Paola Carolina, 'Global Kids Online Argentina: Research study on the perceptions and habits of children and adolescents on the use of technologies, the internet and social media', Global Kids Online and United Nations Children's Fund, November 2016, p. 29.
- 16 Burton, Leoschut and Phyfer, 'South African Kids Online', p. 70.
- 17 Lupiáñez-Villanueva, Francisco, et al., 'Study on the Impact of Marketing through Social Media, Online Games and Mobile Applications on Children's Behaviour', Publications Office of the European Union, European Commission, Brussels, 2016.
- 18 Davidson, Julia, and Elena Martellozzo, 'Exploring Young People's Use of Social Networking Sites and Digital Media in the Internet Safety Context', *Information, Communication & Society*, vol. 16, no. 9, 2012, pp. 1456–1476.
- 19 Byrne, Jasmina, and Sonia Livingstone, 'Challenges of Parental Responsibility in a Global Perspective', Background paper prepared for *The State of the World's Children 2017: Children in a Digital World*, United Nations Children's Fund, New York, 2017.
- 20 Livingstone, Sonia, et al., *How Parents of Young Children Manage Digital Devices at Home: The role of income, education and parental style*, EU Kids Online, The London School of Economics and Political Science, London, 2015.
- 21 Granic, Isabela, Adam Lobel and Rutger C. M. E. Engels, 'The Benefits of Playing Video Games', *American Psychologist*, vol. 69, no. 1, 2014, pp. 66–78.
- 22 Ferguson, Christopher J., 'Everything in Moderation: Moderate use of screens unassociated with child behavior problems', article submitted to *Psychiatric Quarterly*; and Przybylski, Andrew, and Netta Weinstein, 'A Large-Scale Test of the Goldilocks Hypothesis: Quantifying the relations between digital-screen use and the mental well-being of adolescents', *Psychological Science*, vol. 28, no. 2, 2017, pp. 204–215.
- 23 Valkenburg, Patti M., and Jochen Peter, 'Social Consequences of the Internet for Adolescents: A decade of research', *Current Directions in Psychological Science*, vol. 18, no. 1, 2009, pp. 1–5.
- 24 McKenna, Katelyn Y. A., and John A. Bargh, 'Plan 9 from Cyberspace: The implications of the internet for personality and social psychology', *Personality and Social Psychology Review*, vol. 4, no. 1, 2000, pp. 57–75; and Peter, Jochen, Patti

- M. Valkenburg, and Alexander P. Shouten, 'Developing a Model of Adolescent Friendship Formation on the Internet', *CyberPsychology & Behavior*, vol. 8, no. 5, October 2005, pp. 423–429.
- 25 Spies Shapiro, Laura A., and Gayla Margolin, 'Growing Up Wired: Social networking sites and adolescent psychosocial development', *Clinical Child and Family Psychology Review*, vol. 17, no. 1, 2014, pp. 1–18.
- 26 Kardefelt-Winther, Daniel, 'How Does the Time Children Spend Using Digital Technology Impact their Mental Well-Being, Social Relationships and Physical Activity? An evidence-focused literature review', Background paper written for *The State of the World's Children 2017: Children in a Digital World*, United Nations Children's Fund, New York, 2017.
- 27 Teppers, Eveline, et al., 'Loneliness and Facebook Motives in Adolescents: A longitudinal inquiry into directionality of effect', *Journal of Adolescence*, vol. 37, no. 5, July 2014, pp. 691–699.
- 28 Peter, Valkenburg and Shouten, 'Developing a Model of Adolescent Friendship Formation on the Internet'.
- 29 Valkenburg and Peter, 'Social Consequences of the Internet for Adolescents'.
- 30 Teppers et al., 'Loneliness and Facebook Motives in Adolescents'.
- 31 Chou, Hui-Tzu Grace, and Nicholas Edge, "'They Are Happier and Having Better Lives than I Am": The impact of using Facebook on perceptions of others' lives', *Cyberpsychology, Behavior, and Social Networking*, vol. 15, no.2, February 2012, pp. 117–121; and Verduyn, Philippe, et al., 'Passive Facebook Usage Undermines Affective Well-Being: Experimental and longitudinal evidence', *Journal of Experimental Psychology*, vol. 144, no. 2, 2015, pp. 480–488.
- 32 Verduyn et al., 'Passive Facebook Usage Undermines Affective Well-Being'.
- 33 Chou and Edge, "'They are Happier and Having Better Lives than I Am'".
- 34 Przybylski and Weinstein, 'A Large-Scale Test of the Goldilocks Hypothesis', pp. 209–210.
- 35 同書
- 36 同書
- 37 Griffiths, Lucy. J. et al., 'Associations between Sport and Screen-Entertainment with Mental Health Problems in 5-Year-Old Children', *The International Journal of Behavioral Nutrition and Physical Activity*, vol. 7, no. 30, April 2010.
- 38 Przybylski and Weinstein, 'A Large-Scale Test of the Goldilocks Hypothesis'.
- 39 Kardefelt-Winther, 'How Does the Time Children Spend Using Digital Technology Impact Their Mental Well-Being, Social Relationships and Physical Activity?'.  
40 Przybylski, Andrew K., 'Electronic Gaming and Psychosocial Adjustment', *Pediatrics*, vol. 134, no. 3, September 2014, pp. e716–e722.
- 41 Caplan, Scott, Dmitri Williams and Nick Yee, 'Problematic Internet Use and Psychosocial Well-Being among MMO Players', *Computers in Human Behavior*, vol. 25, no. 6, 2009, pp. 1312–1319; and Lemmens, Jeroen S., Patti M. Valkenburg and Jochen Peter, 'Psychosocial Causes and Consequences of Pathological Gaming', *Computers in Human Behavior*, vol. 27, no. 1, 2011, pp. 144–152.
- 42 See Livingstone, Sonia, et al., Risks and Safety on the Internet: The perspective of European children – Full findings and policy implications from the EU Kids Online survey of 9–16-year-olds and their parents in 25 countries', EU Kids Online, The London School of Economics and Political Science, London, 2011; Livingstone, Sonia, 'A Framework for Researching Global Kids Online: Understanding children's well-being and rights in the Digital Age', Global Kids Online, London, November 2016; Kardefelt-Winther, Daniel, 'Excessive Internet Use: Fascination or compulsion?', PhD thesis, The London School of Economics and Political Science, London, 2014; Byrne et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016'; and Banaji, Shakauntala, 'Global Research on Children's Online Experiences: Addressing diversities and inequalities', Global Kids Online, London, November 2016.
- 43 Kardefelt-Winther, 'How Does the Time Children Spend Using Digital Technology Impact Their Mental Well-Being, Social Relationships and Physical Activity?', p. 6.
- 44 Kraut, Robert, et al., 'Internet Paradox: A social technology that reduces social involvement and psychological well-being?', *American Psychologist*, vol. 53, no. 9, September 1998, pp. 1017–1031; Putnam, Robert D., *Bowling Alone: The collapse and revival of American community*, Simon and Schuster, New York, 2000; and Turkle, *Alone Together*.
- 45 Kraut, Robert, et al., 'Internet Paradox Revisited', *Journal of Social Issues*, vol. 58, no. 1, 2002, pp. 49–74.
- 46 Valkenburg, Patti. M., and Jochen Peter, 'Online Communication and Adolescent Well-Being: Testing the stimulation versus displacement hypothesis', *Journal of Computer-Mediated Communication*, vol. 12, no. 4, July 2007, pp. 1169–1182.
- 47 Matsuda, Misa, 'Mobile Communication and Selective Sociality', ch. 6 in *Personal, Portable, Pedestrian: Mobile phones in Japanese life*, edited by Mizuko Ito, Daisuke Okabe and Misa Matsuda, MIT Press, Cambridge, Mass., 2005.
- 48 Ito, Mizuko, et al., *Hanging Out, Messing Around, and Geeking Out: Kids living and learning with new media*, MIT Press, Cambridge, Mass., 2009.
- 49 Ito, Mizuko, et al., *Connected Learning: An agenda for research and design*, Digital Media and Learning Research Hub, Irvine, Calif., 2013.
- 50 World Health Organization, *Adolescent Obesity and Related Behaviours: Trends and inequalities in the WHO European Region – 2002–2014*, WHO Regional Office for Europe, Copenhagen, 2017, p. 44.
- 51 Laurson, Kelly R., et al., 'Concurrent Associations between Physical Activity, Screen Time, and Sleep Duration with Childhood Obesity', *ISRN Obesity*, vol. 2014, 2014.
- 52 Melkevik, Ole, et al., 'Is Spending Time in Screen-Based Sedentary Behaviors Associated with Less Physical Activity: A cross-national investigation', *International Journal of Behavioral*

- Nutrition and Physical Activity*, vol. 7, 2010.
- 53 Melkevik, 'Is Spending Time in Screen-Based Sedentary Behaviors Associated with Less Physical Activity?'
- 54 Iannotti, Ronald J., et al., 'Patterns of Adolescent Physical Activity, Screen-Based Media Use, and Positive and Negative Health Indicators in the U.S. and Canada', *Journal of Adolescent Health*, vol. 44, no. 5, May 2009, pp. 493–499.
- 55 Kardefelt-Winther, Daniel, et al., 'How Can We Conceptualize Behavioral Addiction without Pathologizing Common Behaviors?', *Addiction*, vol. 112, no. 10, October 2017, pp. 1–7.
- 56 Kardefelt-Winther, 'How Does the Time Children Spend Using Digital Technology Impact Their Mental Well-Being, Social Relationships and Physical Activity?'
- 57 Griffiths, Mark D., et al., 'Working towards an International Consensus on Criteria for Assessing Internet Gaming Disorder: A critical commentary on Petry et al.', *Addiction*, vol. 111, no. 1, January 2016, pp. 167–175.
- 58 Bax, Trent, 'Internet Addiction in China: The battle for the hearts and minds of youth', *Deviant Behavior*, vol. 35, no. 9, 2014, pp. 687–702.
- 59 Aarseth, Espen, et al., 'Scholars' Open Debate Paper on the World Health Organization ICD-11 Gaming Disorder Proposal', *Journal of Behavioral Addictions*, vol. 6, no. 3, January 2017, pp. 1–4.
- 60 Russon, Mary-Ann, 'Abductions, Beatings and Death: The horrifying truth behind China's internet addiction boot camps', *International Business Times*, 23 September 2016; and Ives, Mike, 'Electroshock Therapy for Internet Addicts? China vows to end it', *New York Times*, 13 January 2017.
- 61 Kwee, Alex W., Eiko Komuro-Venovic and Janelle L. Kwee, 'Treatment Implications and Etiological and Diagnostic Considerations of Internet Addiction: Cautions with the boot camp approach', ResearchGate, 2014.
- 62 Mills, Kathryn L., 'Possible Effects of Internet Use on Cognitive Development in Adolescence', *Media and Communication*, vol. 4, no. 3, 2016, pp. 4–12.
- 63 Blinka, Lukas, et al., 'Excessive Internet Use in European Adolescents: What determines differences in severity?', *International Journal of Public Health*, vol. 60, no. 2, February 2015, pp. 249–256.
- 64 Granic, Lobel and Engels, 'The Benefits of Playing Video Games'.
- 65 Bejjanki, Vikranth R., et al., 'Action Video Game Play Facilitates the Development of Better Perceptual Templates', *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, vol. 111, no. 47, November 2014, pp. 16961–16966.
- 66 Sherman, Lauren E., et al., 'The Power of the Like in Adolescence: Effects of peer influence on neural and behavioral responses to social media', *Psychological Science*, vol. 27, no. 7, July 2016, pp. 1027–1035.
- 67 Moisala, Mona, et al., 'Media Multitasking is Associated with Distractibility and Increased Prefrontal Activity in Adolescents and Young Adults', *NeuroImage*, vol. 134, 2016, pp. 113–121.
- 68 Moisala, Mona, et al., 'Gaming Is Related to Enhanced Working Memory Performance and Task-Related Cortical Activity', *Brain Research*, vol. 1655, January 2017, pp. 204–215.
- 69 同書.

## 第5章：デジタルの優先課題：利点を活かし、リスクを抑える

- 1 United Nations Children's Fund, *Generation 2030 Africa*, Child demographics in Africa, UNICEF, New York, August 2014, p. 5.
- 2 Byrne, Jasmina, et al., 'Global Kids Online Research Synthesis: 2015–2016', UNICEF Office of Research-Innocenti and The London School of Economics and Political Science, Florence, p. 83.
- 3 Livingstone, Sonia, John Carr and Jasmina Byrne, 'One in Three: Internet governance and children's rights', Discussion Paper 2016–01, UNICEF Office of Research-Innocenti, Florence, 2016, p. 9.
- 4 GSM Association, 'Children's Use of Mobile Phones: An international comparison 2012', GSM Association and NTT Docomo Inc.'s Mobile Society Research Institute, London and Tokyo, 2013, p. 50; and GSM Association, 'Children's Use of Mobile Phones: An international comparison 2013', GSM Association and NTT Docomo Inc.'s Mobile Society Research Institute, London and Tokyo, 2014, pp. 44–45.
- 5 Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of the European Union of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).
- 6 Vuorikari, Riina, et al., 'DigComp 2.0: The digital competence framework for citizens', JRC Science for Policy Report, European Union, Luxembourg, 2016.
- 7 Byrne, Jasmina, and Patrick Burton, 'Children as Internet Users: How can evidence better inform policy debate?', *Journal of Cyber Policy*, vol. 2, no. 1, 2017, pp. 39–52.

# U-Report と青少年ワークショップの実施方法

## U-Report の調査

世界子供白書 2017 への青少年の参画を図る戦略の一環として、2017 年 5 月及び 6 月に U-Report の調査が企画された。U-Report は、

全世界の U-Reporter に 4 項目の質問事項を送った。24 カ国の 13 ～ 24 歳の青少年から得た、約 63,000 件の回答を分析した（以下を参照）。

### U-Report 調査の質問事項：

1. インターネットについて、最も嫌いな点は何ですか。1 つ選んでください。
  - a. 暴力的なストーリー、写真、動画を目にすること
  - b. 見たくない性的なコンテンツを目にすること
  - c. 自分や友達に対するいじめがあること
  - d. 自分に恥ずかしい思いをさせるようなことを共有している人がいること
  - e. 詐欺
  - f. 嫌いなものはない
2. インターネットについて、最も好きな点は何ですか。
  - a. 何か（学校の勉強や健康）について学ぶこと
  - b. 政治について読み、コミュニティをより良くすること
  - c. 自分の将来にとって重要なこと（仕事、大学）を学ぶこと
  - d.好きなことを他の人と共有すること
  - e. 学校では学べないスキルについて学ぶこと
3. インターネットの使い方を誰から学びましたか。
  - a. 両親／養育者
  - b. 友達／兄弟姉妹
  - c. 学校の教師
  - d. 学校以外のクラブ／組織
  - e. 誰の助けも借りていない
4. インターネットをあなたにとってより良いものにするには、どうすればよいですか。
  - a. インターネットで扱う内容を向上させる
  - b. データ・プラン料金を引き下げる
  - c. 携帯電話やコンピューターを容易に利用できるようにする
  - d. 接続速度を向上させる
  - e. その他（自由回答）

注：質問と選択肢は、現地の状況に応じて調整した。

## 青少年ワークショップ

世界子供白書 2017 の作成に際して、デジタル技術へのアクセスと利用に関する青少年の見解を、REights.org チーム及びユニセフが設計したプロセスを使用して収集した。REights は、ウェスタンシドニー大学が Digitally Connected 及びユニセフの若者たちの声 (Voices of Youth) と協力して率いる子ども中心のイニシアティブで、青少年 (10 ~ 19 歳) がデジタル時代に関する自らの考えや経験を話し合い、共有することができる場である。

REights とユニセフは、ユニセフの地域事務所及び各国事務所、国内委員会が使用する分散型データ収集方法を考案した。この方法は、以下の 5 ~ 7 項目のテーマに重点を置いた、青少年との 4 時間にわたる対面のワークショップ進行を目的として設計されたものである。

- ▶ 家庭におけるデジタル技術
- ▶ デジタル技術の利用を阻む障害
- ▶ デジタル技術と学習
- ▶ デジタル技術とその将来
- ▶ 望ましい変化の実現に向けたデジタル技術の利用
- ▶ デジタル技術についての懸念 (任意)
- ▶ デジタル技術と健康 (任意)

ワークショップは、バングラデシュ、ベラルーシ、ブータン、ブラジル、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、フィジー、グアテマラ、日本、ヨルダン、キリバス、マレーシア、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、モルドバ共和国、セネガル、ソロモン諸島、タイ、東ティモール、チュニジア、ウルグアイ及びバヌアツの 26 カ国で開催された。

### 分析の主な課題

- ▶ データは、国、国の所得層、性別、年齢層及び年齢の 5 つの分類別に分析を行った。
- ▶ 最低 100 人から回答を得た国のみを「国」の分類に含めた。それらの国は、アルジェリア、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コートジボワール、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、リベリア、マレーシア、メキシコ、モンゴル、パキスタン、ペルー、フィリピン、タイ及びウクライナである。
- ▶ 回答者から提供されたか、各国事務所から提出された無効の回答はすべて破棄した。

合計 484 名の青少年が、36 のワークショップ (複数のワークショップを開催した国が 8 カ国) に参加した。ワークショップの平均参加人数は 13 名であった。参加した事務所は多様な青少年を募集し、例えばヨルダンでは難民の青少年、ナイジェリアではホームレスの青少年、ブラジルでは LGBT の青少年など、特定集団のワークショップを開催した国もあった。

ワークショップの計画に先立って、ファシリテーターには、ワークショップの参加者募集、内容及び運営について簡単な説明が行われた。

この調査は、ウェスタンシドニー大学の人権倫理委員会の承認を受けている (参照番号: H11101)。



## データ収集及び分析

ワークショップで得られたデータや分析結果は、統計上代表的なものではない。むしろ、その目的は、青少年がデジタル技術へのアクセスや利用、技術を実践することの意義や願望を自分の言葉で述べることができる場を与えることであった。

1回の簡潔な調査は別として、収集された膨大なデータは質の高いものであった。参加者は個別に、またグループ単位で、調査、短答式質問、創造的な演習（図を描くなど）、シナリオに基づく演習、少人数グループのディスカッションに取り組んだ。収集したデータは、紙ベースの調査、グラフ、図、文章や写真で構成されていた。データはすべて参加した事務所でデジタル化され、安全なデジタルレポジトリにアップロードされた。その後、RErights チームがデータ分析ソフトウェアを使ってデータの照合を行った。調査チームの使用言語は、英語、フランス語及びスペイン語であった。他の言語で収集されたコンテンツは、すべて参加事務所にて英語に翻訳された。

データを理解するための主な手法として、テーマ別分析を使用した。

データ入力の際、調査担当者一人ひとりが関連するデータのブロック（語句、引用文、文章など）を既存のテーマごとに分類し、データに応じて新たなテーマを引き出した。次に、チームは関連するデータと個々の分析結果を見直して話し合い、解釈を確認し、精緻化した。分析結果は、参加者からの引用や画像を使って、データから抽出した主要な見解や考察を盛り込んだ概要、主な概念や一般的な傾向を示すチャートやグラフで示された。

世界子供白書 2017 に掲載したワークショップからの引用文は、必要に応じて短縮され、また分かりやすいように編集されている。

ワークショップで得られた結果と分析をより詳細に紹介する姉妹報告書、*Young and Online: Children's perspectives on life in the digital age* は 2017 年終わりに発行され、以下より入手することができます。

[www.westernsydney.edu.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0006/1334805/Young\\_and\\_Online\\_Report.pdf](http://www.westernsydney.edu.au/_data/assets/pdf_file/0006/1334805/Young_and_Online_Report.pdf)

# 統計表

## 概要

以下は、国・地域 (countries and areas)、並びに、世界のそれぞれの地域 (regions) での、子どもの生存、発達、保護に関する最新の統計を掲載したものである。

ここに示した統計表は、国際的に合意された子どもの権利や発達に関連する目標や協定の実現に向けて、進展・結果を求め努力をしているユニセフの支えとなるものでもある。

統計は、国別や経年別にも比較可能となるよう最大限の努力が払われている。しかしながら、国レベルのデータは、データ収集の方法、推計値の算出方法、対象となる人口などが異なる可能性がある。また、ここに掲載されたデータは、年々進化する手法、時系列データの見直し（例えば、予防接種、妊産婦死亡率）、そして地域の分類変更などの影響を受けている。さらには、年単位でのデータ比較を可能にする指数が、ものによっては得られていないことがある。そういう意味では、これまで出版された『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

本書に掲載されている数値は、ウェブサイト <[www.unicef.org/sowc2017](http://www.unicef.org/sowc2017)> とユニセフの世界統計データベース <[data.unicef.org](http://data.unicef.org)> に掲載されている。最新版の統計表のほか、出版後の更新情報および正誤表についても、上記ウェブサイトを参照されたい。

## データについての 一般的留意事項

以下の統計表に示したデータは、ユニセフの世界データベースから取得したものであり、定義と出典のほか、必要に応じて脚注も添えられている。

統計表を作成するにあたっては、複数指標クラスター調査 (MICS) や人口保健調査 (DHS) など、関係機関の推計値と国別世帯調査を用いた。行政機関や他の国連機関のデータも使用されている。

今年の統計表に示したデータには、2017年7月現在入手可能なデータが一般的に反映されている。手法とデータ出典に関するより詳細な情報は、<[data.unicef.org](http://data.unicef.org)> に掲載されている。

本書には、2017年版「世界人口予測 (World Population Prospects: The 2017 Revision-)」と2014年版「世界都市化予測 (-World Urbanization Prospects: The 2014 Revision)」(国連経済社会局発行) から得た最新の人口推計と将来推計も含まれている。近年になって人災または天災を被った国は、データの質が低下しやすい。その可能性が特に高いのは、国の基本インフラの破壊や大規模な人口移動が生じた国である。

**複数指標クラスター調査 (MICS) :** ユニセフは、MICS (ユニセフが行っている国際的世帯調査イニシアティブ) を通して、子どもたちや女性が置かれる状況を追跡する上で国際比較が可能なデータを各国が収集するのを支援している。1995年以来、100を超える国と地域において300件近くの調査が実施されてきた。

MICS は、ミレニアム開発目標 (MDGs) 指標の進捗をモニタリングする主要なデータ源となり、また引き続き持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) 指標の進捗を計測するための主要なデータ源となる予定である。これらのデータの詳細な情報は、<[mics.unicef.org](http://mics.unicef.org)> に掲載されている。

## 子どもの死亡率に関する推計値

ユニセフは、死亡率に関する推計値（新生児死亡率、乳児死亡率、5歳未満児死亡率＜全体および男女別＞、5歳未満児死亡数など）を『世界子供白書』に毎年掲載している。これらの数値は、本書の制作段階で入手可能な最良の推計値であり、国連の「死亡率推計に関する機関間グループ」（UN IGME）の作業に基づくものである。同グループには、ユニセフ、世界保健機関（WHO）、世界銀行グループ、および国連人口局が参加している。

UN IGMEは、新たに入手可能となったデータを詳細に検討し、死亡率の推計値を毎年更新している。この検討作業によって、以前報告された推計値の改訂が必要となることが多い。したがって、各年版の『世界子供白書』で報告されている推計値は比較できない場合があり、死亡率の経年変化を分析する目的で使用してはならない。ただし、1990～2016年の5歳未満児死亡率に関しては、ユニセフの地域分類や国分類に基づき、比較可能な推計値を154ページにまとめている。最新のUN IGME推計値に基づく1990～2016年の各国の死亡率指標は表1に示されているほか、<[data.unicef.org/child-mortality/under-five](http://data.unicef.org/child-mortality/under-five)>と<[www.childmortality.org](http://www.childmortality.org)>にも掲載されている。

### 5歳未満児死亡率（出生1,000人あたり）

ユニセフによる地域グループ	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2016
東アジアと太平洋諸国	57	49	40	30	22	17	16
ヨーロッパと中央アジア	31	28	22	16	13	10	10
東ヨーロッパと中央アジア	47	45	36	27	20	15	14
西ヨーロッパ	11	8	6	5	5	4	4
ラテンアメリカとカリブ海諸国	55	44	33	26	25	18	18
中東と北アフリカ	66	53	43	34	28	25	24
北アメリカ	11	9	8	8	7	7	6
南アジア	129	112	94	77	63	50	48
サハラ以南のアフリカ	181	173	155	127	101	81	78
東部・南部アフリカ	164	156	138	108	82	64	61
西部・中部アフリカ	199	191	173	145	119	98	95
後発開発途上国	176	160	139	111	89	71	68
<b>世界</b>	<b>93</b>	<b>87</b>	<b>78</b>	<b>64</b>	<b>52</b>	<b>42</b>	<b>41</b>

### 5歳未満児死亡数（単位：1,000人）

ユニセフによる地域グループ	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2016
東アジアと太平洋諸国	2,329	1,706	1,221	899	692	537	510
ヨーロッパと中央アジア	388	307	223	169	139	112	107
東ヨーロッパと中央アジア	331	266	192	143	117	93	88
西ヨーロッパ	58	41	30	26	23	20	19
ラテンアメリカとカリブ海諸国	652	513	387	293	270	194	187
中東と北アフリカ	558	427	330	277	255	242	237
北アメリカ	47	40	35	35	32	28	28
南アジア	4,730	4,149	3,523	2,904	2,313	1,794	1,713
サハラ以南のアフリカ	3,893	4,152	4,149	3,767	3,312	2,923	2,860
東部・南部アフリカ	1,851	1,945	1,893	1,632	1,352	1,134	1,104
西部・中部アフリカ	2,042	2,207	2,256	2,135	1,959	1,789	1,756
後発開発途上国	3,669	3,639	3,437	2,966	2,544	2,154	2,101
<b>世界</b>	<b>12,598</b>	<b>11,293</b>	<b>9,868</b>	<b>8,344</b>	<b>7,014</b>	<b>5,831</b>	<b>5,642</b>

## 5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉の極めて重要な指標のひとつである5歳未満児死亡率（U5MR）の2016年の推定値が高かった順に各国・地域を配列したものである。次頁以降の統計表では、国・地域を英語名のアルファベット順に配列してある。

### 5歳未満児死亡率の順位（高）

国と地域	U5MR (2016) 値 順位	国と地域	U5MR (2016) 値 順位	国と地域	U5MR (2016) 値 順位
ソマリア	133 1	ガーナ	59 34	ブータン	32 66
チャド	127 2	エチオピア	58 35	ガイアナ	32 66
中央アフリカ共和国	124 3	タンザニア	57 36	アゼルバイジャン	31 68
シエラレオネ	114 4	ジンバブエ	56 37	カンボジア	31 68
マリ	111 5	マラウイ	55 38	ドミニカ共和国	31 68
ナイジェリア	104 6	イエメン	55 38	イラク	31 68
ベナン	98 7	コンゴ	54 40	グアテマラ	29 72
コンゴ民主共和国	94 8	キリバス	54 40	バヌアツ	28 73
レソト	94 8	パプアニューギニア	54 40	モロッコ	27 74
コートジボワール	92 10	ウガンダ	53 43	フィリピン	27 74
赤道ギニア	91 11	ミャンマー	51 44	インドネシア	26 76
ニジェール	91 11	トルクメニスタン	51 44	ソロモン諸島	26 76
南スーダン	91 11	東ティモール	50 46	アルジェリア	25 78
ギニア	89 14	ケニア	49 47	ツバル	25 78
ギニアビサウ	88 15	ガボン	47 48	ウズベキスタン	24 80
ブルキナファソ	85 16	セネガル	47 48	エジプト	23 81
アンゴラ	83 17	マダガスカル	46 50	フィジー	22 82
モーリタニア	81 18	エリトリア	45 51	ニウエ	22 82
カメルーン	80 19	ナミビア	45 51	ベトナム	22 82
パキスタン	79 20	インド	43 53	カボヴェルデ	21 85
トーゴ	76 21	南アフリカ	43 53	エクアドル	21 85
コモロ	73 22	タジキスタン	43 53	キルギス	21 85
ブルンジ	72 23	ボツワナ	41 56	朝鮮民主主義人民共和国	20 88
モザンビーク	71 24	ルワンダ	39 57	ニカラグア	20 88
アフガニスタン	70 25	ポリビア	37 58	パラグアイ	20 88
スワジランド	70 25	マーシャル諸島	35 59	スリナム	20 88
ハイチ	67 27	ナウル	35 59	ホンジュラス	19 92
リベリア	67 27	ネパール	35 59	パレスチナ	19 92
ガンビア	65 29	バングラデシュ	34 62	トリニダード・トバゴ	19 92
スーダン	65 29	ドミニカ	34 62	ヨルダン	18 95
ジブチ	64 31	サントメ・プリンシペ	34 62	モンゴル	18 95
ラオス	64 31	ミクロネシア連邦	33 65	シリア	18 95
ザンビア	63 33			セントビンセント・グレナ ディーン	17 98

## いまだに毎日 15,000 人の 5 歳未満児が命を失っている

5 歳未満児死亡率の順位（低）

国と地域	U5MR (2016) 値 順位	国と地域	U5MR (2016) 値 順位	国と地域	U5MR (2016) 値 順位
サモア	17 98	中国	10 131	ベルギー	4 164
グレナダ	16 100	アンティグア・バーブーダ	9 133	デンマーク	4 164
パラオ	16 100	コスタリカ	9 133	フランス	4 164
パナマ	16 100	モルディブ	9 133	ドイツ	4 164
モルドバ	16 100	カタール	9 133	ギリシャ	4 164
トンガ	16 100	ルーマニア	9 133	アイルランド	4 164
ベネズエラ	16 100	セントクリストファー・ネイビス	9 133	イスラエル	4 164
ベリーズ	15 106	スリランカ	9 133	モンテネグロ	4 164
ブラジル	15 106	ウクライナ	9 133	オランダ	4 164
コロンビア	15 106	ウルグアイ	9 133	ポルトガル	4 164
エルサルバドル	15 106	バーレーン	8 142	スイス	4 164
イラン	15 106	ブルガリア	8 142	英国	4 164
ジャマイカ	15 106	チリ	8 142	アンドラ	3 179
メキシコ	15 106	クック諸島	8 142	キプロス	3 179
ペルー	15 106	クウェート	8 142	チェコ	3 179
アルバニア	14 114	レバノン	8 142	エストニア	3 179
モーリシャス	14 114	マレーシア	8 142	イタリア	3 179
セーシェル	14 114	ロシア連邦	8 142	日本	3 179
チュニジア	14 114	アラブ首長国連邦	8 142	モナコ	3 179
アルメニア	13 118	マルタ	7 151	ノルウェー	3 179
リビア	13 118	米国	7 151	韓国	3 179
セントルシア	13 118	ボスニア・ヘルツェゴビナ	6 153	サンマリノ	3 179
サウジアラビア	13 118	キューバ	6 153	シンガポール	3 179
トルコ	13 118	セルビア	6 153	スペイン	3 179
バルバドス	12 123	スロバキア	6 153	スウェーデン	3 179
タイ	12 123	カナダ	5 157	フィンランド	2 192
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	12 123	クロアチア	5 157	アイスランド	2 192
アルゼンチン	11 126	ハンガリー	5 157	ルクセンブルク	2 192
バハマ	11 126	ラトビア	5 157	スロベニア	2 192
ジョージア	11 126	リトアニア	5 157	アンギラ	- -
カザフスタン	11 126	ニュージーランド	5 157	英領ヴァージン諸島	- -
オマーン	11 126	ポーランド	5 157	バチカン	- -
ブルネイ	10 131	オーストラリア	4 164	リヒテンシュタイン	- -
		オーストリア	4 164	モントセラト	- -
		ペラルーシ	4 164	トケラウ	- -
				タークス・カイコス諸島	- -

## 地域の種類

13の項目別統計表の末尾に掲げられた平均値は、以下のように分類された国・地域のデータを用いて算出されている。

### 東アジアと太平洋諸国

オーストラリア；ブルネイ；カンボジア；中国；クック諸島；朝鮮民主主義人民共和国；フィジー；インドネシア；日本；キリバス；ラオス；マレーシア；マーシャル諸島；ミクロネシア連邦；モンゴル；ミャンマー；ナウル；ニュージーランド；ニウエ；パラオ；パプアニューギニア；フィリピン；韓国；サモア；シンガポール；ソロモン諸島；タイ；東ティモール；トケラウ；トンガ；ツバル；バヌアツ；ベトナム

### ヨーロッパと中央アジア

東ヨーロッパと中央アジア；西ヨーロッパ

### 東ヨーロッパと中央アジア

アルバニア；アルメニア；アゼルバイジャン；ベラルーシ；ボスニア・ヘルツェゴビナ；ブルガリア；クロアチア；ジョージア；カザフスタン；キルギス；モンテネグロ；モルドバ；ルーマニア；ロシア連邦；セルビア；タジキスタン；マケドニア旧ユーゴスラビア共和国；トルコ；トルクメニスタン；ウクライナ；ウズベキスタン

### 西ヨーロッパ

アンドラ；オーストリア；ベルギー；キプロス；チェコ；デンマーク；エストニア；フィンランド；フランス；ドイツ；ギリシャ；バチカン；ハンガリー；アイスランド；アイルランド；イタリア；ラトビア；リヒテンシュタイン；リトアニア；ルクセンブルク；マルタ；モナコ；オランダ；ノルウェー；ポーランド；ポルトガル；サンマリノ；スロバキア；スロベニア；スペイン；スウェーデン；スイス；英国

### ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンギラ；アンティグア・バーブーダ；アルゼンチン；バハマ；バルバドス；ベリーズ；ボリビア；ブラジル；英領ヴァージン諸島；チリ；コロンビア；コスタリカ；キューバ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エルサルバドル；グレナダ；グアテマラ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；ジャマイカ；メキシコ；モントセラト；ニカラグア；パナマ；パラグアイ；ペルー；セントクリストファー・ネイビス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；スリナム；トリニダード・

トバゴ；タークス・カイコス諸島；ウルグアイ；ベネズエラ

### 中東と北アフリカ

アルジェリア；バーレーン；エジプト；イラン；イラク；イスラエル；ヨルダン；クウェート；レバノン；リビア；モロッコ；オマーン；カタール；サウジアラビア；パレスチナ；シリア；チュニジア；アラブ首長国連邦；イエメン

### 北アメリカ

カナダ；米国

### 南アジア

アフガニスタン；バングラデシュ；ブータン；インド；モルディブ；ネパール；パキスタン；スリランカ

### サハラ以南のアフリカ

東部・南部アフリカ；西部・中部アフリカ

#### 東部・南部アフリカ

アンゴラ；ボツワナ；ブルンジ；コモロ；ジブチ；エリトリア；エチオピア；ケニア；レソト；マダガスカル；マラウイ；モーリシャス；モザンビーク；ナミビア；ルワンダ；セーシェル；ソマリア；南アフリカ；南スーダン；スーダン；スワジランド；ウガンダ；タンザニア；ザンビア；ジンバブエ

#### 西部・中部アフリカ

ベナン；ブルキナファソ；カボヴェルデ；カメルーン；中央アフリカ共和国；チャド；コンゴ；コートジボワール；コンゴ民主共和国；赤道ギニア；ガボン；ガンビア；ガーナ；ギニア；ギニアビサウ；リベリア；マリ；モリタニア；ニジェール；ナイジェリア；サントメ・プリンシペ；セネガル；シエラレオネ；トーゴ

### 後発開発途上国／地域

[国連後発開発途上国・内陸開発途上国・小島嶼開発途上国担当上級代表（UN-OHRLLS）によって「後発開発途上」と分類された国と地域]

アフガニスタン；アンゴラ；バングラデシュ；ベナン；ブータン；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；中央アフリカ共和国；チャド；コモロ；コンゴ民主共和国；ジブチ；エリトリア；エチオピア；ガンビア；ギニア；ギニアビサウ；ハイチ；キリバス；ラオス；レソト；

リベリア; マダガスカル; マラウイ; マリ; モーリタニア; モザンビーク; ミャンマー; ネパール; ニジェール; ルワンダ; サントメ・プリンシペ; セネガル; シエラレオネ; ソロモン諸島; ソマリア; 南スーダン; スーダン; 東ティモール; トーゴ; ツバル; ウガンダ; タンザニア; バヌアツ; イエメン; ザンビア

## 特定の表に関する注記

### 表 2 栄養指標:

**発育障害・消耗症・過体重:** ユニセフと WHO および世界銀行は、各地域と世界の平均値と推定値を出す際、また傾向分析を行う際、それぞれの身体測定データになるべくばらつきが出ないよう工夫をしている。この一環として、発育障害、消耗症、および過体重の蔓延率に関する各地域と世界のそれぞれの平均値は、M. de Onis 氏ほか著の 'Methodology for Estimating Regional and Global Trends of Child Malnutrition' (International Journal of Epidemiology, vol. 33, 2004, pp.1260-1270) に触れられているモデルを基に算出された。

**ビタミン A 補給率:** 4～6 カ月の間隔でビタミン A を年 2 回補給されることが子どもたちにとって重要であることを強調するため、本書ではビタミン A の補給について完全投与 (2 回以上) のみを報告している。この指標を測定する直接的な方法がない場合には統計をとった年度の 1 回目 (1 月～6 月) および 2 回目 (7 月～12 月) の補給率のうち、低い数値 (割合) の推定値が「完全投与」として記載されている。

地域別あるいは世界全体の集計値には、国家レベルで事業を行う優先国として指定された 82 カ国のみが含まれている。

従って、各地域の事業優先国のうち、人口の少なくとも 50% がカバーされた国のみ数値が記載されている。言い換えると、東アジアと太平洋諸国の推定値が示されているが、中国は国家レベルで事業を行う優先国ではないため、中国のデータは含まれていない。

**低出生体重児出生率:** データは 2014 年 10 月以来更新されていない。世帯調査をした際、多くの場合、子どもたちの体重が測られていないためである。その推定値をどのような分析手法で出すべきなのか、方法論についての結論がまだ出ていない段階である。

現在、国連機関間の協議プロセスを通じ推定値を出すための新しい手法を適用している途中であり、更新された数値は次号の『世界子供白書』で報告されるであろう。

**ヨード添加塩:** 本書に表記されたこの指標の定義は、適切にヨードが添加処理された食塩を世帯が消費しているかについて調査した過去の報告書から変更されている。現在はヨード添加塩を、種類を問わずヨードが添加処理された食塩と定義しているため、各地域と世界の推定平均消費率は過去に公表された『世界子供白書』とは比較できない。

### 表 3 保健指標:

**水と衛生:** 本書には飲料水と衛生施設の普及率の推定値も掲載されており、各値は WHO とユニセフの水と衛生共同モニタリング・プログラム (JMP) から得ている。JMP の調査方法と国別推計の完全な情報は、<[www.washdata.org](http://www.washdata.org)> で見ることができる。新しい推定値は 2 年毎に発表され、この推定値はそれ以前の全ての推定値にとって代わるものであり、比較してはならない。

**予防接種:** 本書では、WHO とユニセフによる国別予防接種率の推定値を記載している。2000 年以来、推定値は毎年 1 回 7 月に更新されているが、その前には協議プロセスを設け、各国に報告書の草稿を提示してレビューとコメントを求めている。このシステムでは新たな経験的データが組み込まれ、改訂版が毎年公表されるため、過年度版から得た予防接種率とは比較できない。プロセスに関する詳細は、<[data.unicef.org/child-health/immunization](http://data.unicef.org/child-health/immunization)> で見ることができる。

報告された予防接種ワクチンの地域平均値は、以下のように算出されている。

- BCG に関しては、国の定期予防接種計画に BCG が組み込まれている国のみ、地域平均値に含まれている。
- DPT、ポリオ、はしか、B 型肝炎、インフルエンザ菌 b 型 (Hib)、肺炎球菌 (PCV)、ロタウイルスのワクチンに関しては、すべての国が地域平均値に含まれている。というのは、こうしたワクチンは WHO より世界的に推奨されているからである。

- 出生時の破傷風からの保護（PAB）に関しては、妊産婦および新生児破傷風の流行地域のみ、地域平均値に含まれている。

#### 表4 HIV／エイズ指標：

2017年、国連合同エイズ計画（UNAIDS）は、最も新しい疫学的な推計値や、大人や子どものための抗レトロウイルス療法（ART）、母子感染予防（PMTCT）をHIVカバレッジデータに反映させて、世界、地域、国レベルでのHIV／エイズの2016年推計値を発表した。この推計は最新の科学やWHOのプログラム・ガイドラインに基づいており、HIV母子感染の推定値や、女性の年齢やHIV血清の状態別の妊娠、HIVに感染した子どもの生存率等の推定値の向上につながった。さらに、本表は人口調査およびプログラム・サービス統計から、最も新しく信頼性が高いデータを含んでいる。国連合同エイズ計画は、この改良された手法に基づき、推定HIV感染率、エイズとともに生きる人々と治療を必要とする人々の数、エイズ関連の死亡者数、新たなHIV感染件数、エイズを含むあらゆる原因で親を失った子どもの数を、過去にさかのぼって推計している。

『世界子供白書』に掲載されている世界および地域別の数値は過去に公表された推計値と比較可能でないため、傾向分析には、新しい推計値のみを使用することを推奨する。この表に示されている新たなHIV／エイズ推計値は<[data.unicef.org](http://data.unicef.org)> や <<http://www.aidsinfoonline.org>> でも見ることができる。HIV／エイズ推計値、統計方法、更新情報の詳細については、<[www.unaids.org](http://www.unaids.org)> において見ることができる。

表4に含まれる指標は、現状のHIV／エイズのプログラムや方針の進み具合をより良く反映するために、以前の『世界子供白書』から改訂されている。

#### 表7 女性指標：

**妊産婦死亡率（調整値）：**この表は2015年の妊産婦死亡率の調整値を示す。この「調整値」は、世界保健機関（WHO）、ユニセフ、国連人口基金（UNFPA）、世界銀行、国連人口部から成る「妊産婦死亡に関する機関間グループ」（MMEIG）と独立した技術専門家らによって算出された。ここでは、妊産婦死亡率を算出するために二重の方法を採用している。すなわち、誤分類や過少報告を修正するため住民登録システムから得られるデータで既存推定値を調整したことと、妊産婦死亡率について信頼性が高い国レベルの推計値がない国のために統計モデルを使って推定値を生成したことである。このように調整された推計値は、国連機関間グループの過去の推計値とは比較することができない。報告書の全容（1990年、1995年、2000年、2005年、2010年、2015年の国別・地域別のすべての推計値のほか、手法に関する詳細も含まれている）は、<[data.unicef.org/maternal-health/maternal-mortality.html](http://data.unicef.org/maternal-health/maternal-mortality.html)> に掲載されている。

**先進的方法の家族計画への需要：**この指標は「避妊法の普及率」に代えて加えられている。

#### 表8 子どもの保護指標：

**出生登録：**第2回および第3回複数指標クラスター調査（MICS2、MICS3）から第4回（MICS4）にかけて出生登録の定義が変化した。その後の回における比較可能性をもたせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。したがって、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2およびMICS3に掲載された推定値と異なりうる。

**児童労働：**表中の児童労働の割合を示す数値は、国により大きく違っているが、これは調査方法、調査票の質問内容、児童労働の広がりや把握するための定義や値が大きく異なっていることによる。国際基準や国際定義に基づく児童労働のデータに関しては限られた国



のみが数値を提供した。表中の第4回 MICS 調査 (MICS4、2009～2012年) で得られたデータは、他国と比較できるように、MICS3 調査で用いられた指標定義に従って再計算されている。この定義では、水汲みや薪集めといった活動は、経済活動ではなく家事に分類されている。このアプローチのもとでは、5～14歳の子どもは、週28時間以上にわたって水汲みまたは薪集めをしなければならない場合のみ、児童労働者と見なされることになる。

**女性性器切除/カッティング (FGM/C) :** 0～14歳の女子に対する女性性器切除の実施率のデータは技術上の理由から再計算されているため、原典である複数指標クラスター調査 (MICS) および人口保健調査 (DHS) の国別報告書とは数値が異なりうる。詳しくはユニセフ発行の、“*Female Genital Mutilation/Cutting: A statistical overview and exploration of the dynamics of change*” (New York, 2013) を参照。FGM/Cを受けた割合を示す地域の推計値とこの慣習についての考え方を示す数値は、FGM/Cが実施されている国の既存データを基にしている。そのため、地域の中でもFGM/Cが実施されている国の状況を示すものであり、実施されていない国もあるため、地域全体を示すものではない。

**子どもに対する暴力的なしつけ :** 2010年よりも前のユニセフ出版物とMICS国別報告書で使われた推計値では、算出に利用された調査世帯の重み付けにおいて、MICS調査の子どものしつけに関するモジュール実施のための最終段階での子どもの選択が考慮されていない (子どものしつけに関するモジュールの実施では、2～14歳の子ども1人の無作為な選択が行われている)。2010年1月には、最終段階での子どもの選択を考慮する世帯の重み付けを用いることで、従来よりも正確な推定値を生成することが決定された。MICS3のデータは、この方法で再計算された。

表12 子どもの早期ケア

**父親による学習支援 :** 第3回と第4回のMICS調査 (MICS3、MICS4) のデータでは父親による学習や就学準備への支援活動について1つ以上を対象としたが、第5回MICS調査 (MICS5) では定義を変更して、4つ以上を対象とした。従って、父親による学習支援の推計値はMICS5の結果に基づくものよりもMICS3とMICS4の推計値の方が低くなっている。

**庇護が十分に行き届いていない子ども :** この指標は以前「ケアが十分に届いていない子ども」とされていたものを、その基本的要素をより正確に表記するために項目名が変更された。

表13 経済指標 :

**金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合 :** 2016年と2017年版には「金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合」が追加された。これは持続可能な開発目標 (SDGs) 1のターゲット1.2の子どもの貧困を減らすという明確なコミットメントを見据えた指数である。この指数は、「国が定めた貧困レベルより低い収入あるいは消費レベルの世帯に住む0歳から17歳の子どもの割合」を示している。データは、統計局の表、世帯調査、国の貧困レポート、ユーロスタット (欧州連合統計局) の地域データベースから引用されている。国の貧困率の算出法は、国によって違うので留意されたい。例えば、収入や消費などを採用する国もあれば、絶対貧困ラインを採用する国も、相対的貧困ラインを採用する国もある。従って、国の子どもの貧困率は、進捗状況を測るものとして使うべきであり、国同士を比較したり、順位をつけたりすべきものではない。

表 1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率(性別) 2016		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1,000人)	年間出生数(1,000人)	5歳未満児の年間死亡数(1,000人)	出生時の平均余命(年)	成人の識字率(%)	初等教育純就学率(%)
		1990	2016	男	女	1990	2016	2016						
アフガニスタン	25	177	70	74	66	120	53	40	34,656	1,143	80	64	32	-
アルバニア	114	40	14	15	12	35	12	6	2,926	35	0	78	97	96
アルジェリア	78	49	25	27	24	41	22	16	40,606	949	24	76	75 x	97
アンドラ	179	9	3	3	3	7	2	1	77	-	0	-	100	-
アンゴラ	17	221	83	88	76	131	55	29	28,813	1,181	96	62	66	84
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	133	26	9	9	8	25	5	4	101	2	0	76	99 x	87
アルゼンチン	126	29	11	12	10	26	10	6	43,847	754	8	77	98	99
アルメニア	118	50	13	15	12	42	12	7	2,925	40	1	75	100	96
オーストラリア	164	9	4	4	3	8	3	2	24,126	311	1	83	-	97
オーストリア	164	10	4	4	3	8	3	2	8,712	83	0	82	-	-
アゼルバイジャン	68	95	31	34	28	75	27	18	9,725	176	5	72	100	94
バハマ	126	24	11	11	10	20	9	6	391	6	0	76	-	98 x
バーレーン	142	23	8	8	7	20	7	3	1,425	21	0	77	95 x	96
バングラデシュ	62	144	34	37	32	100	28	20	162,952	3,110	106	72	73	91 x
バルバドス	123	18	12	13	11	16	11	8	285	3	0	76	-	91
ベラルーシ	164	15	4	4	3	12	3	2	9,480	114	0	73	100 x	95
ベルギー	164	10	4	4	4	8	3	2	11,358	129	1	81	-	99
ベリーズ	106	39	15	16	13	32	13	10	367	8	0	70	-	96
ベナン	7	178	98	102	93	107	63	31	10,872	397	38	61	33	96
ブータン	66	128	32	36	29	90	27	18	798	15	0	70	57	86
ボリビア	58	124	37	40	33	85	30	19	10,888	253	9	69	92	88
ボスニア・ヘルツェゴビナ	153	18	6	7	5	16	5	5	3,517	33	0	77	97	-
ボツワナ	56	54	41	44	37	42	33	26	2,250	53	2	67	81 x	91
ブラジル	106	64	15	16	14	53	14	8	207,653	2,966	45	76	92	93
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	31	-	-	-	-	-
ブルネイ	131	13	10	11	9	10	9	4	423	7	0	77	96	-
ブルガリア	142	18	8	8	7	15	7	4	7,131	67	1	75	98	93
ブルキナファソ	16	199	85	89	80	99	53	26	18,646	716	60	60	35	69
ブルンジ	23	170	72	77	66	103	48	24	10,524	437	31	57	62	94
カボヴェルデ	85	63	21	23	19	48	18	10	540	11	0	73	87	97
カンボジア	68	116	31	34	27	85	26	16	15,762	368	11	69	74 x	95
カメルーン	19	143	80	85	74	89	53	24	23,439	842	66	58	71 x	92
カナダ	157	8	5	5	5	7	4	3	36,290	387	2	82	-	99
中央アフリカ共和国	3	174	124	130	117	114	89	42	4,595	166	20	52	37 x	71
チャド	2	211	127	133	121	111	75	35	14,453	615	77	53	22	79
チリ	142	19	8	9	8	16	7	5	17,910	239	2	80	96	94
中国	131	54	10	11	9	42	9	5	1,403,500	17,035	168	76	95 x	-
コロンビア	106	35	15	17	14	29	13	9	48,653	746	11	74	94	91
コモロ	22	126	73	78	68	88	55	33	796	26	2	64	49	79
コンゴ	40	91	54	58	49	59	39	21	5,126	176	9	65	79	91
クック諸島	142	24	8	9	7	21	7	4	17	-	0	-	-	95
コスタリカ	133	17	9	10	8	14	8	6	4,857	70	1	80	97	96
コートジボワール	10	151	92	101	82	104	66	37	23,696	858	78	54	44	79
クロアチア	157	13	5	5	4	11	4	3	4,213	39	0	78	99	89
キューバ	153	13	6	6	5	11	4	2	11,476	125	1	80	100	92
キプロス	179	11	3	3	2	10	2	1	1,170	13	0	81	99	97
チェコ	179	12	3	4	3	10	3	2	10,611	109	0	79	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	88	43	20	22	18	33	15	11	25,369	350	7	72	-	94 x
コンゴ民主共和国	8	184	94	101	87	118	72	29	78,736	3,269	304	60	77	35 x
デンマーク	164	9	4	5	4	7	4	3	5,712	59	0	81	-	98
ジブチ	31	118	64	70	58	91	54	33	942	22	1	62	-	53
ドミニカ	62	17	34	36	31	14	31	24	74	-	0	-	-	93 x
ドミニカ共和国	68	60	31	34	28	46	26	21	10,649	216	7	74	92	87
エクアドル	85	57	21	23	18	44	18	11	16,385	331	7	76	94	92
エジプト	81	86	23	24	22	63	19	13	95,689	2,541	57	71	75	98
エルサルバドル	106	60	15	17	13	46	13	8	6,345	118	2	74	88	91
赤道ギニア	11	191	91	97	84	129	66	32	1,221	41	4	58	88 x	56
エリトリア	51	151	45	49	39	93	33	18	4,955	160	7	65	65 x	39
エストニア	179	18	3	3	3	14	2	1	1,312	14	0	78	100	95
エチオピア	35	203	58	64	53	121	41	28	102,403	3,230	187	65	39 x	86
フィジー	82	28	22	24	20	24	19	9	899	18	0	70	-	98
フィンランド	192	7	2	3	2	6	2	1	5,503	59	0	81	-	100

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率(性別) 2016		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1,000人)	年間出生数(1,000人)	5歳未満児の年間死亡数(1,000人)	出生時の平均余命(年)	成人の識字率(%)	初等教育純就学率(%)
		1990	2016	男	女	1990	2016	2016						
フランス	164	9	4	4	4	7	3	2	64,721	766	3	83	-	99
ガボン	48	92	47	52	43	60	34	22	1,980	58	3	66	82	-
ガンビア	29	168	65	70	61	82	42	28	2,039	79	5	61	42	75
ジョージア	126	47	11	12	9	40	10	7	3,925	55	1	73	100	99
ドイツ	164	9	4	4	4	7	3	2	81,915	711	3	81	-	99
ガーナ	34	127	59	64	53	80	41	27	28,207	870	51	63	71 x	87
ギリシャ	164	11	4	4	4	9	3	2	11,184	94	0	81	97	96
グレナダ	100	22	16	17	15	18	14	8	107	2	0	74	-	96
グアテマラ	72	82	29	31	26	60	24	14	16,582	417	12	73	81	85
ギニア	14	235	89	94	84	139	58	25	12,396	442	39	60	32	76
ギニアビサウ	15	219	88	96	80	130	58	38	1,816	66	6	57	46	68 x
ガイアナ	66	60	32	37	28	46	27	20	773	16	1	67	86	81
ハイチ	27	145	67	73	61	100	51	25	10,847	263	17	63	49 x	-
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
ホンジュラス	92	58	19	21	17	45	16	10	9,113	198	4	74	89	93
ハンガリー	157	17	5	6	5	15	4	3	9,753	88	0	76	-	91
アイスランド	192	6	2	2	2	5	2	1	332	4	0	83	-	99
インド	53	126	43	42	44	88	35	25	1,324,171	25,244	1,081	69	69	92
インドネシア	76	84	26	29	23	62	22	14	261,115	4,991	131	69	95	90
イラン	106	57	15	16	15	44	13	10	80,277	1,355	20	76	85	99
イラク	68	54	31	34	28	42	26	18	37,203	1,212	38	70	44	92 x
アイルランド	164	9	4	4	3	8	3	2	4,726	69	0	81	-	95
イスラエル	164	12	4	4	3	10	3	2	8,192	167	1	83	-	97
イタリア	179	10	3	4	3	8	3	2	59,430	495	2	83	99	97
ジャマイカ	106	30	15	17	13	25	13	11	2,881	48	1	76	80 x	92 x
日本	179	6	3	3	3	5	2	1	127,749	1,053	3	84	-	100
ヨルダン	95	37	18	19	17	30	15	11	9,456	243	4	74	98	89
カザフスタン	126	52	11	13	10	44	10	6	17,988	385	4	70	100 x	87
ケニア	47	98	49	53	45	63	36	23	48,462	1,504	74	67	79	85
キリバス	40	96	54	59	49	69	42	23	114	3	0	66	-	95
クウェート	142	18	8	9	8	15	7	4	4,053	65	1	75	96	93
キルギス	85	65	21	24	19	54	19	12	5,956	152	3	71	99 x	89
ラオス	31	162	64	70	58	111	49	29	6,758	163	10	67	58	93
ラトビア	157	17	5	5	4	13	4	2	1,971	20	0	75	100	96
レバノン	142	33	8	8	8	27	7	5	6,007	86	1	80	91 x	82
レソト	8	91	94	101	86	73	72	39	2,204	61	6	54	77	80
リベリア	27	258	67	72	62	172	51	23	4,614	157	10	63	43 x	38
リビア	118	42	13	14	12	36	11	7	6,293	127	2	72	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	38	-	-	-	-	94
リトアニア	157	15	5	6	5	12	4	3	2,908	31	0	75	100	98
ルクセンブルク	192	9	2	3	2	7	2	2	576	6	0	82	-	93
マダガスカル	50	160	46	51	42	97	34	19	24,895	812	37	66	72	77 x
マラウイ	38	232	55	60	50	137	39	23	18,092	653	36	63	62	97 x
マレーシア	142	17	8	9	8	14	7	4	31,187	524	4	75	93 x	98
モルディブ	133	94	9	9	8	68	7	5	428	8	0	77	99	95
マリ	5	254	111	115	105	130	68	36	17,995	758	82	58	33	56
マルタ	151	11	7	7	6	10	6	5	429	4	0	81	93	98
マーシャル諸島	59	51	35	39	31	40	29	16	53	-	0	-	98	77
モーリタニア	18	117	81	88	74	71	54	34	4,301	145	12	63	46 x	79
モーリシャス	114	23	14	15	12	20	12	8	1,262	13	0	75	93	96
メキシコ	106	46	15	16	13	37	13	8	127,540	2,330	34	77	94	95
ミクロネシア連邦	65	55	33	37	30	43	28	17	105	2	0	69	-	84
モナコ	179	8	3	4	3	6	3	2	38	-	0	-	-	-
モンゴル	95	109	18	21	14	77	15	10	3,027	73	1	69	98 x	97
モンテネグロ	164	17	4	4	4	15	4	2	629	7	0	77	98	93
モントセラト	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	92 x
モロッコ	74	80	27	30	24	63	23	18	35,277	709	19	76	69	98
モザンビーク	24	248	71	76	67	165	53	27	28,829	1,105	78	58	51 x	89
ミャンマー	44	116	51	55	46	82	40	25	52,885	944	48	67	76	95
ナミビア	51	71	45	49	41	48	32	18	2,480	72	3	64	88	90
ナウル	59	58	35	38	31	45	29	22	11	-	0	-	-	86
ネパール	59	141	35	37	32	98	28	21	28,983	573	20	70	60	97
オランダ	164	8	4	4	3	7	3	3	16,987	179	1	82	-	98
ニュージーランド	157	11	5	6	5	9	5	3	4,661	62	0	82	-	99

表 1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率(性別) 2016		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率 2016	総人口 (1,000人) 2016	年間出生数 (1,000人) 2016	5歳未満児の年間死亡数 (1,000人) 2016	出生時の平均余命(年) 2016	成人の識字率(%) 2011-2016*	初等教育純就学率(%) 2011-2016*
		1990	2016	男	女	1990	2016							
ニカラグア	88	68	20	22	17	51	17	9	6,150	121	2	75	78 x	97 x
ニジェール	11	329	91	95	87	133	51	26	20,673	967	86	60	15	62
ナイジェリア	6	213	104	110	98	126	67	34	185,990	7,141	733	53	51 x	64 x
ニウエ	82	14	22	25	20	12	19	12	2	-	0	-	-	-
ノルウェー	179	9	3	3	2	7	2	2	5,255	62	0	82	-	100
オマーン	126	39	11	12	10	32	9	5	4,425	81	1	77	93	95
パキスタン	20	139	79	82	75	106	64	46	193,203	5,439	424	66	57	74
パラオ	100	36	16	18	14	31	14	8	22	-	0	-	97	80
パナマ	100	31	16	18	15	26	14	10	4,034	79	1	78	94 x	93
バブアニューギニア	40	88	54	59	50	64	42	24	8,085	221	12	66	57 x	86
パラグアイ	88	47	20	22	18	37	17	11	6,725	140	3	73	95	89
ペルー	106	80	15	17	14	57	12	8	31,774	615	9	75	94	94
フィリピン	74	58	27	30	24	41	22	13	103,320	2,386	64	69	96	96
ポーランド	157	17	5	5	4	15	4	3	38,224	365	2	78	-	96
ポルトガル	164	15	4	4	3	12	3	2	10,372	83	0	81	94	98
カタール	133	21	9	9	8	18	7	4	2,570	25	0	78	98	92
韓国	179	16	3	4	3	14	3	2	50,792	449	2	82	-	98
モルドバ	100	33	16	18	14	27	14	12	4,060	43	1	72	99	87
ルーマニア	133	31	9	10	8	25	8	4	19,778	192	2	75	99	87
ロシア連邦	142	22	8	9	7	18	7	3	143,965	1,852	14	71	100 x	97
ルワンダ	57	151	39	42	35	93	29	17	11,918	370	14	67	68	95
セントクリストファー・ネービス	133	32	9	10	8	26	8	6	55	-	0	-	-	78
セントルシア	118	21	13	15	12	18	12	9	178	2	0	75	-	93 x
セントビンセント・グレナディーン	98	24	17	18	15	20	15	10	110	2	0	73	-	94
サモア	98	31	17	19	16	26	15	9	195	5	0	75	99	96
サンマリノ	179	11	3	3	3	10	3	1	33	-	0	-	-	93
サントメ・プリンシペ	62	105	34	37	30	67	26	15	200	7	0	67	90	95
サウジアラビア	118	45	13	14	12	36	11	7	32,276	626	8	75	94	98
セネガル	48	140	47	51	43	72	34	21	15,412	542	25	67	43	71
セルビア	153	28	6	6	5	24	5	4	8,820	94	1	75	99	96
セーシェル	114	17	14	16	13	14	12	9	94	2	0	74	94 x	95
シエラレオネ	4	262	114	120	106	156	83	33	7,396	258	29	52	32	99
シンガポール	179	8	3	3	3	6	2	1	5,622	50	0	83	97	-
スロバキア	153	15	6	6	5	13	5	3	5,444	57	0	77	-	-
スロベニア	192	10	2	3	2	9	2	1	2,078	21	0	81	-	98
ソロモン諸島	76	38	26	28	23	31	22	10	599	17	0	71	77	71
ソマリア	1	181	133	139	126	109	83	39	14,318	609	79	56	-	-
南アフリカ	53	57	43	48	39	45	34	12	56,015	1,176	51	63	94	83 x
南スーダン	11	256	91	96	85	152	59	38	12,231	431	38	57	27 x	31
スペイン	179	9	3	4	3	7	3	2	46,348	415	1	83	98	99
スリランカ	133	21	9	10	9	18	8	5	20,798	323	3	75	91 x	99
パレスチナ	92	45	19	21	18	36	17	11	4,791	150	3	73	97	90
スーダン	29	131	65	70	60	82	45	29	39,579	1,290	83	64	54	54
スリナム	88	46	20	22	18	40	18	11	558	10	0	71	93	93
スワジランド	25	66	70	76	65	50	52	21	1,343	39	3	58	83 x	80
スウェーデン	179	7	3	3	3	6	2	2	9,838	119	0	82	-	99
スイス	164	8	4	4	4	7	4	3	8,402	86	0	83	-	93
シリア	95	37	18	19	16	30	14	9	18,430	427	7	70	81 x	67
タジキスタン	53	107	43	48	38	84	37	20	8,735	251	11	71	99 x	98
タイ	123	38	12	14	11	31	11	7	68,864	726	9	75	93	91
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	123	37	12	13	11	34	11	8	2,081	23	0	76	96 x	91
東ティモール	46	175	50	54	46	132	42	22	1,269	44	2	69	58 x	96
トーゴ	21	145	76	82	70	89	51	26	7,606	256	19	60	64	95
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
トンガ	100	22	16	15	18	19	14	7	107	3	0	73	99	88
トリニダード・トバゴ	92	30	19	20	17	26	17	13	1,365	19	0	71	-	95 x
チュニジア	114	57	14	15	12	44	12	8	11,403	210	3	76	79	99
トルコ	118	74	13	13	12	56	11	7	79,512	1,294	16	76	96	94
トルクメニスタン	44	86	51	60	42	70	43	22	5,663	144	7	68	-	-
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	35	-	-	-	-	-
ツバル	78	57	25	28	23	44	21	17	11	-	0	-	-	84
ウガンダ	43	175	53	58	48	104	38	21	41,488	1,715	90	60	70	94
ウクライナ	133	19	9	10	8	17	8	5	44,439	479	4	72	100	96

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率(性別) 2016		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1,000人)	年間出生数(1,000人)	5歳未満児の年間死亡数(1,000人)	出生時の平均余命(年)	成人の識字率(%)	初等教育純就学率(%)
		1990	2016	男	女	1990	2016							
アラブ首長国連邦	142	17	8	9	7	14	7	4	9,270	92	1	77	90 x	93
英国	164	9	4	5	4	8	4	3	65,789	805	3	82	-	100
タンザニア	36	179	57	60	53	108	40	22	55,572	2,087	117	66	78	80
米国	151	11	7	7	6	9	6	4	322,180	4,003	26	79	-	94
ウルグアイ	133	23	9	10	8	21	8	5	3,444	49	0	77	99	94
ウズベキスタン	80	72	24	27	21	59	21	14	31,447	663	16	71	100	95
バヌアツ	73	36	28	30	25	29	23	12	270	7	0	72	74 x	86
ベネズエラ	100	30	16	18	15	25	14	10	31,568	602	10	75	97	90
ベトナム	82	51	22	25	18	37	17	12	94,569	1,582	34	76	94 x	98
イエメン	38	126	55	59	51	88	43	27	27,584	867	48	65	-	85
ザンビア	33	182	63	68	58	110	44	23	16,591	620	39	62	83 x	87
ジンバブエ	37	75	56	62	51	50	40	23	16,150	535	30	61	89	86
<b>地域別要約</b>														
東アジアと太平洋諸国	-	57	16	18	15	43	14	8	2,291,492	31,393	510	75	-	94 **
ヨーロッパと中央アジア	-	31	10	11	9	25	8	5	908,161	11,087	107	77	-	96
東ヨーロッパと中央アジア	-	47	14	16	13	38	13	7	416,914	6,139	88	73	98	94
西ヨーロッパ	-	11	4	4	4	9	3	2	491,247	4,948	19	81	-	98
ラテンアメリカとカリブ海諸国	-	55	18	19	16	44	15	9	633,773	10,749	187	76	94	93
中東と北アフリカ	-	66	24	26	22	50	20	14	435,225	9,953	237	74	78	94
北アメリカ	-	11	6	7	6	9	6	4	358,469	4,389	28	80	-	94
南アジア	-	129	48	48	48	92	39	28	1,765,989	35,853	1,713	69	68	90
サハラ以南のアフリカ	-	181	78	84	73	108	53	28	1,034,153	37,038	2,860	60	65	80
東部・南部アフリカ	-	164	61	66	56	101	43	25	542,206	18,203	1,104	63	75	82
西部・中部アフリカ	-	199	95	101	89	116	63	31	491,947	18,835	1,756	57	-	-
後発開発途上国	-	176	68	73	63	109	48	26	979,388	31,163	2,101	64	63	81
世界	-	93	41	43	39	65	31	19	7,427,263	140,462	5,642	72	78	90 **

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**5歳未満児死亡率**—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

**乳児死亡率**—出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

**新生児死亡率**—出生時から生後28日以内に死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

**出生時の平均余命**—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

**成人の識字率**—15歳以上の人口のうち、読み書きができ日常生活についての簡単な短文を理解できる人の割合。

**初等教育純就学率**—公式の初等教育就学年齢にある子どものうち初等学校または中等学校に就学している者の数。初等教育就学年齢にある総子ども数に占める割合で表す。初等教育就学年齢の子どもの中には中等学校に就学している者もいるため、この指標は初等教育純就学率「調整値」としても見ることができ。

データの主な出典

**5歳未満児・乳児・新生児死亡率**—国連の「死亡率推計に関する機関間グループ」：ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局、世界銀行。

**総人口と出生数**—国連人口局。

**5歳未満児の死亡数**—死亡率推定に関する国連機関間グループ：ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局、世界銀行。

**出生時の平均余命**—国連人口局。  
**成人の識字率および初等教育純就学率**—ユネスコ統計研究所(UIS)。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年~2006年のインドのデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の年次のデータからの推計値は表示されていない。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率 (%) <sup>U</sup>	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6カ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8カ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23カ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	発育阻害 (%)	過体重 (%)	消耗症 (%)		ビタミンA完全補給率 (年2回補給) <sup>A</sup> (%)	ヨード添加塩を消費する世帯の割合 (%)
	2011-2016*	2011-2016*					2011-2016*				2015	2011-2016*
		中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>		
アフガニスタン	-	41	43	61	16	59	41	5	10	4	98 α	57 S
アルバニア	-	43 x	39 x	78 x	-	31 x	23 x	23 x	9 x	6 x	-	91 x, S
アルジェリア	6 x	36	26	28	-	27	12	12	4	1	-	81 S
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	12 x	48	38	-	13	42	38	3	5	1	14 α	82 S
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	7	53	33	93	-	29	8 x	10 x	1 x	0 x	-	-
アルメニア	8 x	41	45	90	24	22	9	14	4	2	-	99 S
オーストラリア	6 x	-	-	-	-	-	2 x	8 x	0 x	0 x	-	-
オーストリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	10 x	20	12	77	22	16 x	18	13	3	1	96 α, w	94 y <sup>b</sup>
バハマ	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	22 x	51	55	65	23	87	36	1	14	3	99 α	69 y <sup>a</sup>
バルバドス	12	40	20 p	-	-	-	8	12	7	2	-	37 S
ベラルーシ	5	53	19	64	-	12	5 x	10 x	2 x	1 x	-	-
ベルギー	7 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	11	68	33	79	-	35	15	7	2	1	-	85
ベナン	15 x	47	41	73	14	46	34	2	5	1	95 α	69
ブータン	10 x	78	51	87	-	61	34 x	8 x	6 x	2 x	- α	-
ボリビア	6 x	78	64	83 x	-	40 x	18	9 x	2	1	- α	85 x, S
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	42	19	71	-	12	9	17	2	2	-	-
ボツワナ	13 x	40 x	20 x	-	-	6 x	31 x	11 x	7 x	3 x	57 α	83 x, S
ブラジル	9	43 x	39 x	94 x	-	26 x	7 x	7 x	2 x	0 x	-	98 x, S
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	12	-	-	-	-	-	20 x	8 x	3 x	0 x	-	-
ブルガリア	9	-	-	-	-	-	9 x	14 x	3 x	1 x	-	92 y <sup>a</sup>
ブルキナファソ	14 x	42	50	59	3	80	27	1	8	1	99 α	92 x, S
ブルンジ	13 x	74 x	83	70 x	10	81	56	1	5	1	71 α	87 x, S
カボヴェルデ	6 x	73 x	60 x	-	-	13 x	-	-	-	-	-	-
カンボジア	11 x	63	65	82	30	37	32	2	10	2	63 α	68 S
カメルーン	11 x	31	28	83	17	19	32	7	5	1	99 α	86 S
カナダ	6	-	-	-	-	-	-	10 x	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	14 x	44 x	34 x	58 x	-	32 x	41	2	7	2 x	3 α	77 S
チャド	20 x	23	0	59	6	65	40	3	13	4	85 α	77 S
チリ	6	-	-	-	-	-	2	9	0	-	-	-
中国	-	41 x	21	60 x	-	9 x	8	7 x	2	1 x	-	96 y <sup>b</sup>
コロンビア	10	57 x	43 x	86 x	60 x	33 x	13 x	5 x	1 x	0 x	-	-
コモロ	25 x	34	12	81	6	57	32	11	11	4	12 α	82 S
コンゴ	13 x	25	33	84	6	11	21	6	8	3	99 α	90 S
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	7	60	33	86	-	28	6 x	8 x	1 x	-	-	-
コートジボワール	17 x	31	12	64	5	38	30	3	8	2	72 α	82 S
クオアチア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	5	48	33	91	56	24	7 x	-	2 x	-	-	-
キプロス	12 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	8	-	-	-	-	-	3 x	4 x	5 x	1 x	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	6 x	28	69	66	-	22	28	0 x	4	1	99 α	-
コンゴ民主共和国	10 x	52	48	79	8	66	43	4	8	3	94 α	82 S
デンマーク	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	10 x	55 x	1 x	35 x	-	18 x	34	8	22	9	72 α	4 x, S
ドミニカ	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	11 x	38	5	81	45	12	7	8	2	1	-	30 x, S
エクアドル	9	55	40 x	74	-	19	25	8	2	1	-	-
エジプト	13 x	27	40	77	23	20	22	16	10	5	- α	93 y <sup>b</sup>
エルサルバドル	9	42	47	90	67	57	14	6	2	0	-	-
赤道ギニア	13 x	21	7	76	11	5	26	10	3	2	- α	57 x, S
エリトリア	14 x	93 x	69 x	40 x	-	73 x	50 x	2 x	15 x	4 x	51 α	72 x, S
エストニア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	20 x	73	58	60	7	76	38	3	10	3	74 α	86 S
フィジー	10 x	57 x	40 x	-	-	-	8 x	5 x	6 x	2 x	-	-
フィンランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	14 x	32	6	82	5	4	18	8	3	1	- α	90 S
ガンビア	10 x	52	47	47	8	42	25	3	11	4	27 α	69 S
ジョージア	7	69	55 x	85 x	-	17 x	11 x	20 x	2 x	1 x	-	-

国・地域	低出生体重児出生率 (%) <sup>U</sup>	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6ヵ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8ヵ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23ヵ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	発育阻害 (%)	過体重 (%)	消耗症 (%)		ビタミンA完全補給率 (年2回補給) <sup>Δ</sup> (%)	ヨード添加塩を消費する世帯の割合 (%)
	2011-2016*	2011-2016*					2011-2016*				2015	2011-2016*
		中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	重度 <sup>o</sup>		
ドイツ	7	-	-	-	-	-	1 x	4 x	1 x	0 x	-	-
ガーナ	11	56	52	73	13	50	19	3	5	1	28 α	57 S
ギリシャ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	11 x	63	53	-	52	57	47	5	1	0	15 α	-
ギニア	12 x	17	21	43	4	66	31	4	10	4	69 α	61 S
ギニアビサウ	11 x	34	53	71	8	51	28	2	6	1	87 α	26 S
ガイアナ	14 x	49	23	81	40	41	12	5	6	2	-	43 S
ハイチ	23	47	40	87	14	31	22	4	5	1	21 α	16 S
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	10	64	31	70	54	43	23	5	1	0	- α	-
ハンガリー	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	28 x	42	55	52	10	67	38	2 x	21	8	53 α	93 y <sup>β</sup>
インドネシア	9 x	49	42	91	37	55	36	12	14	7	82 α	92 y <sup>β</sup>
イラン	8	69	53	76	-	51	7	-	4	1	-	-
イラク	13	43	20	36	-	23	23	12	7	4	-	55 S
アイルランド	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	7 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	11	65	24	55	-	31	6	9	4	1 x	-	-
日本	10	-	-	-	-	-	7 x	2 x	2 x	0 x	-	-
ヨルダン	13 x	19	23	92	33	13	8	5	2	1	-	88 x, y <sup>β</sup>
カザフスタン	6	83	38	67	45	21	8	9	3	1	- α	94 S
ケニア	8 x	62	61	80	22	53	26	4	4	1	37 α	95 S
キリバス	8	-	69 x	-	-	82 x	-	-	-	-	- α	-
クウェート	8	-	-	-	-	-	5	6	3	1	-	-
キルギス	6	83	41	85	36	23	13	7	3	1	- α	99 S
ラオス	15	39	40	52	-	40	44	2	6	2	88 α	80 S
ラトビア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	12 x	41 x	27 x	-	-	11 x	17 x	17 x	7 x	3 x	-	95 x, S
レソト	11 x	65	67	83	11	30	33	7	3	1	- α	85 S
リベリア	14 x	61	55	46	4	44	32	3	6	2	61 α	91 S
リビア	-	-	-	-	-	-	21 x	22 x	7 x	3 x	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	16 x	66	42	90	-	83	49 x	6 x	15 x	6 x	97 α	68 x, S
マラウイ	14 x	76	61	89	8	72	37	5	3	1	16 α	78 S
マレーシア	11	-	-	-	-	-	18	7	8	-	-	-
モルディブ	11 x	64 x	48 x	91 x	-	68 x	20 x	7 x	10 x	3 x	79 α	-
マリ	18 x	53	33	42	3	53	30	2	14	3	88 α	81 x, S
マルタ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	18 x	73 x	31 x	-	-	53 x	-	-	-	-	- α	-
モーリタニア	35	62	41	66	-	40	28	1	15	4	83 α	24 S
モーリシャス	14 x	-	21 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	9	51	31	82	53	24	12	5	1	0	- α	-
ミクロネシア連邦	11 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- α	-
モナコ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	5 x	71	47	95	35	53	11	11	1	0	38 α	80 S
モンテネグロ	5	14	17	95	66	9	9	22	3	1	-	-
モントセラト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	15 x	30	28	86 x	-	25	15	11	2	1	- α	-
モザンビーク	17	69	41	95	11	52	43	8	6	2	99 α	43 S
ミャンマー	9 x	67	51	75	16	64	29	1	7	1	88 α	81 S
ナミビア	16 x	71	49	80	13	21	23	4	7	3	- α	74 S
ナウル	27 x	76 x	67 x	-	-	65 x	24 x	3 x	1 x	0 x	-	-
ネパール	18	55	66	84	32	89	36	1	10	2	79 α	94 S
オランダ	6 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	8	68	32	-	-	43	23 x	6 x	2 x	1 x	3 α	-
ニジェール	27 x	53	23	-	6	50	42	3	10	2	99 α	59 S
ナイジェリア	15	33	17	67	10	35	33	2	7	2	76 α	93 S
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	5 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	10	71	33	90	-	48	14	4	8	2	-	-
パキスタン	32 x	18	38	66	15	56	45	5	11	3	98 α	69 y <sup>β</sup>

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率 (%) <sup>U</sup>	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6カ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8カ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23カ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	発育阻害 (%)		過体重 (%)		消耗症 (%)		ビタミンA完全補給率 (年2回補給) <sup>A</sup> (%)	ヨード添加塩を消費する世帯の割合 (%)
							中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>	中・重度 <sup>o</sup>		
							2011-2016*							
パラオ	7 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	8	47	22	61	-	34	19 x	-	1 x	0 x	-	-	-	-
パプアニューギニア	11 x	-	56 x	-	-	72 x	50	14	14	7	-	α	-	-
パラグアイ	6 x	47 x	24 x	-	-	14 x	11	12	3	0	-	-	93 y <sup>b</sup>	-
ペルー	7	55	68	78	53	55 y	14	7	1	0	-	-	90 S	-
フィリピン	21 x	50	34 x	90 x	-	41	33	4	7	2	72	α	52 y <sup>b</sup>	-
ポーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	8 x	34	29	50	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	4 x	-	-	-	-	-	3	7	1	0	-	-	-	-
モルドバ	6	61	36	62	-	12	6	5	2	1	-	-	58 S	-
ルーマニア	8	12 x	16 x	-	-	-	13 x	8 x	4 x	1 x	-	-	-	-
ロシア連邦	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	7 x	81	87	57	19	87	37	8	2	1	96	α	91 S	-
セントクリストファー・ネービス	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	10	50	-	-	-	-	3	6	4	1	-	-	75 S	-
セントビンセント・グレナディーン	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	10 x	88 x	51 x	-	-	74 x	5	5	4	1	-	-	96 S	-
サンマリノ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	10 x	38	74	74	22	24	17	2	4	1	42	α	91 S	-
サウジアラビア	9	-	-	-	-	-	9 x	6 x	12 x	5 x	-	-	-	-
セネガル	19	31	33	63	10	48	17	1	7	1	29	α	57 S	-
セルビア	6	51	13	97	72	9	6	14	4	1	-	-	-	-
セーシェル	-	-	-	-	-	-	8	10	4	1	-	-	-	-
シエラレオネ	11 x	54	32	63	7	48	38	9	9	4	97	α	74 S	-
シンガポール	10	-	-	-	-	-	4 x	3 x	4 x	1 x	-	-	-	-
スロバキア	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	13 x	75 x	74 x	-	-	67 x	32	4	8	3	-	-	-	-
ソマリア	-	23 x	5 x	16 x	-	27 x	25 x	3 x	15 x	5 x	33	α	7 x, S	-
南アフリカ	-	61 x	32	-	23	13	27	13	3	1	-	α	-	-
南スーダン	-	48 x	45 x	21 x	-	38 x	31 x	6 x	23 x	10 x	-	α	60 x, S	-
スペイン	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	17 x	80 x	76 x	-	-	84 x	17	2	15	3	74	α	-	-
パレスチナ	9 x	41	39	90	42	12	7	8	1	0	-	-	88 S	-
スーダン	-	69	55	51	15	49	38	3	16	5	72	α	34 S	-
スリナム	14 x	45 x	3 x	47 x	-	15 x	9 x	4 x	5 x	1 x	-	-	-	-
スワジランド	9 x	48	64	90	38	8	26	9	2	0	-	α	90 S	-
スウェーデン	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	10 x	46 x	43 x	-	-	25 x	28 x	18 x	12 x	6 x	-	-	-	-
タジキスタン	10 x	50	34	49	20	50	27	7	10	4	97	α	84 S	-
タイ	11 x	40	23	85	56	16	11	8	5	1	-	-	85	-
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	6	21	23	41	-	13	5	12	2	0	-	-	-	-
東ティモール	12 x	93	62	97	18	39	50	2	11	2	61	α	76 x, S	-
トーゴ	11 x	61	58	67	12	61	28	2	7	2	6	α	77 S	-
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トンガ	-	79	52	-	-	30	8	17	5	2	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	12	41 x	13 x	83 x	-	22 x	5 x	5 x	5 x	1 x	-	-	53 x, S	-
チュニジア	7	40	9	27	-	19	10	14	3	2	-	-	-	-
トルコ	11 x	50	30	75	-	34	10	11	2	0	-	-	85 x, S	-
トルクメニスタン	5	73	59	82	77	20	12	6	4	1	-	α	100 S	-
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	6 x	15 x	35 x	-	-	51 x	10 x	6 x	3 x	1 x	-	-	-	-
ウガンダ	12	53	66	67	14	43	29	4	4	1	-	α	92 S	-
ウクライナ	5	66	20	43	-	22	4 x	27 x	0 x	4 x	-	-	36 S	-
アラブ首長国連邦	6 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	8 x	51	59	92	9	43	34	4	5	1	87	α	76 S	-
米国	8 x	-	24	-	-	-	2	6	1	0	-	-	-	-
ウルグアイ	8	77	-	-	-	-	11	7	1	0	-	-	-	-
ウズベキスタン	5 x	67 x	26 x	47 x	-	38 x	20 x	13 x	5 x	2 x	98	α	82 x, S	-
バヌアツ	10 x	85	73	72	-	49	29	5	4	1	-	-	33 x, S	-
ベネズエラ	9	-	-	-	-	-	13 x	6 x	4 x	-	-	-	-	-
ベトナム	5	27	24	91	59	22	25	5	6	1	97	α, w	61 S	-



国・地域	低出生体重児出生率 (%) <sup>u</sup>	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6か月未満) (%)	離乳食開始 (6-8か月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23か月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	発育阻害 (%)	過体重 (%)	消耗症 (%)		ビタミンA完全補給率 (年2回補給) <sup>d</sup> (%)	ヨード添加塩を消費する世帯の割合 (%)
							中・重度 <sup>e</sup>	中・重度 <sup>e</sup>	中・重度 <sup>e</sup>	重度 <sup>e</sup>	2015	2011-2016 <sup>*</sup>
	2011-2016 <sup>*</sup>	2011-2016 <sup>*</sup>					2011-2016 <sup>*</sup>					2015
イエメン	32 x	53	10	69	15	45	47	2	16	5	8 α	49 S
ザンビア	11 x	66	73	82	11	42	40	6	6	3	- α	88 S
ジンバブエ	11	58	48	91	8	14	27	6	3	1	45 α	93 S
<b>地域別要約</b>												
東アジアと太平洋諸国	-	43	28	69	40 **	23	9	6	3	1	82	91
ヨーロッパと中央アジア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東ヨーロッパと中央アジア	6	57	30	69	-	28 r	6 j	13 j	2 j	0 j	-	-
西ヨーロッパ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	54	38	82 N	51 N	32	11	7	1	0	-	-
中東と北アフリカ	-	40	32	63	-	29	15	11	7	3	-	-
北アメリカ	-	-	24	-	-	-	2	8	1	0	-	-
南アジア	-	39	52	56	12	68	36	4 k	16	5	66	88
サハラ以南のアフリカ	-	51	42	71	11	50	34	4	8	2	72	80
東部・南部アフリカ	-	63	55	75	13	53	34	4	7	2	65	78
西部・中部アフリカ	-	40	29	68	9	47	34	4	9	3	78	81
後発開発途上国	-	56	49	70	12	62	-	-	-	-	77	72
世界	-	45	40	66	17	45	23	6	8	3	70	86

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**低出生体重児出生率** - 出生時の体重が2,500グラム未満の乳児の割合。

**母乳育児の早期開始** - 生後1時間以内に母乳を与えられる新生児の割合。

**完全母乳育児 (生後6か月未満)** - 調査前24時間以内に、母乳のみを与えられた生後0~5か月の子どもの割合。

**離乳食開始 (生後6~8か月)** - 調査前24時間以内に、固形、半固形、または柔らかい食品を摂取した生後6~8か月の子どもの割合。

**必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (生後6~23か月)** - 生後6~23か月の母乳で育てられている子どものうち、最小の多様性と最小の食事頻度を保った食事を調査の前日に受けた子ども、および生後6~23か月の母乳で育てられていない子どものうち、調査の前日に、2回以上のミルクと、ミルク以外に最小の多様性と最小の食事頻度を保った食事を受けた子どもの割合。

**2歳時の母乳育児** - 調査前24時間以内に、母乳を与えられた生後20~23か月の子どもの割合。

**発育阻害** - 中・重度: WHO Child Growth Standardsによる年齢相応の身長を持つ基準集団の身長から標準偏差がマイナス2未満である生後0~59か月の子どもの割合。

**過体重** - 中・重度: WHO Child Growth Standardsによる身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がプラス2以上である生後0~59か月の子どもの割合 (肥満を含む)。

**消耗症** - 中・重度: WHO Child Growth Standardsによる身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0~59か月の子どもの割合。

**消耗症** - 重度: WHO Child Growth Standardsによる身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス3未満である生後0~59か月の子どもの割合。

**ビタミンA完全補給率** - ビタミンAの補給を当該年におよそ4~6か月空けて、2回受けた生後6~59か月の子どもの推定割合。

**ヨード添加塩を消費する世帯の割合** - ヨード (0ppm以上) 添加処理が施された食塩を消費する世帯の割合。

データの主な出典

**低出生体重児出生率** - 人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査、定期報告制度によるデータ、ユニセフ、世界保健機関 (WHO)。

**乳児と幼児への食事** - DHS、MICS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。「母乳育児の早期開始」、「離乳食開始」、「2歳時の母乳育児」についての2008年の中国のデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域に関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。  
脚注の上付き文字 "a" のある調査は主に人口保健調査 (DHS) によるもので、ヨード添加塩を消費しない世帯を推計値に加えて再分析するのを待っている状況である。脚注の上付き文字 "b" のある調査は、報告された数値にヨード添加塩を消費しない世帯が含まれているのかが否かが確認されていない。
- p 少量のデータ数による (典型的には25~49の重み付けなしの事例)。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表示されない。
- θ 発育阻害 (中・重度)、過体重 (中・重度)、消耗症 (中・重度)、消耗症 (重度) における世界および地域における平均値は、ユニセフ・WHO・世界銀行グループの合同世界栄養データベース2017年5月改訂版の統計モデルのデータを使って推定された。詳細な情報は <data.unicef.org/malnutrition> を参照。
- 表10および表11の発育阻害 (中・重度) の細分類されたデータは人口の重み付けがなされている。つまり、2011~2016年のデータについて各国の直近の推計値を使用している。そのため、この表の世界や地域レベルの推計値と一致しない場合がある。
- Δ 年に2回のビタミンA補給を受けた子どもの割合について、2回の実施時期のうち補給率が低かった方の数値が報告されている (2015年1~6月に実施された第1回と7~12月の第2回のうちポイントが低い方を報告している)。VAS優先国のデータのみ表示しているため、集計値はこれらの優先国の数値のみを反映している。

**発育阻害・過体重・消耗症及び重度消耗症** - DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。

**ビタミンA補給率** - ユニセフ。

**ヨード添加塩の消費率** - DHS、MICS、その他の国別世帯調査、学校での調査、ユニセフ。

w より狭い年齢層を目標としたビタミンAプログラムを国内で実施している国を示す。該当プログラムの目標値に対する値をそのまま記載している。

α 「優先」に区分された国を示す。ビタミンA補給プログラムへの優先国は、5歳未満死亡率が高く (出生1,000人に対して70人以上)、かつ/または、5歳未満の子どものビタミンA欠乏症が高く、かつ/または、ビタミンA補給プログラムの歴史がある国である。

U 低出生体重のデータは2014年10月以来更新されていない。データが古いことから、多くの地域と世界について数値の集計を停止している。現在、国際機関間プロセスを通じ推計値を出すための新しい手法を適用している途中であり、更新された数値が次号の『世界子供白書』で報告されるであろう。

J 東ヨーロッパと中央アジアの推計値はヨーロッパと中央アジアの全てに適用するモデルに基づいている。ロシア連邦のデータが入手できなかったため、データは主に東ヨーロッパあるいは中央アジアの国々からのものである。

k 南アジアについては、過体重の子どもの数が2008年~2012年と2013年~2016年という直近の2期間で少ないため、『世界子供白書』に記載していない。しかし、推計値は合同栄養不良推計 (the Joint Malnutrition Estimates) で入手できる。<https://data.unicef.org/topic/nutrition/malnutrition/> からダウンロードする事ができる。但し、解釈には注意が必要である。

S ヨード添加塩を消費しない世帯を分母に入れてデータ数を調整した上で再分析した。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

\*\* 中国を除く。

r ロシア連邦を除く。

N ブラジルを除く。

表3 保健指標

国・地域	基礎的飲用水サービスを利用する人の割合 (%)		基礎的衛生サービスを利用する人の割合 (%)			予防接種を受けた割合 (%)											肺炎		下痢		マラリア		
	2015		2015			BCG	DTP1 <sup>a</sup>	DTP3 <sup>b</sup>	ポリオ3	はしか1	はしか2	MCV2 <sup>a</sup>	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	出生時の破傷風からの保護 <sup>a</sup>	肺炎の症状がある子どものケア (%)	経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る子どもの割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を有している家庭の割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を有している家庭の割合 (%)
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	2016											2011-2016*					
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	74	73	65	60	62	39	65	65	0	65	65	62	46	63	5	26	
アフガニスタン	63	89	53	39	56	33	74	73	65	60	62	39	65	65	0	65	65	62	46	63	5	26	
アルバニア	91	93	90	98	98	97	99	99	98	98	96	98	98	98	0	98	92	70 x	54 x	71 x	-	-	
アルジェリア	93	95	89	87	90	82	99	96	91	91	94	96	91	91	0	61	92	66	25	-	-	-	
アンドラ	100	100	100	100	100	100	-	99	98	98	97	90	94	98	0	92	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	41	63	23	39	62	21	58	79	64	66	49	26	64	64	53	58	78	49	43	51	22	31	
アンギラ	98	98	-	97	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンティグア・バーブーダ	97	-	-	88	-	-	-	99	99	86	98	87	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-	
アルゼンチン	100	100	100	95	95	94	92	97	92	87	90	88	92	92	75	82	-	94	18	-	-	-	
アルメニア	99	99	99	92	96	83	99	97	94	96	97	97	94	94	94	94	-	57 x	37	71	-	-	
オーストラリア	100	100	100	100	-	-	-	98	94	94	95	94	94	94	87	94	-	-	-	-	-	-	
オーストリア	100	100	100	100	100	100	-	99	87	87	95	89	87	87	61	0	-	-	-	-	-	-	
アゼルバイジャン	84	95	72	89	92	87	98	98	97	98	98	98	97	97	0	97	-	36 x	11	-	1 x	-	
バハマ	98	-	-	92	-	-	-	95	94	94	89	74	94	94	0	94	100	-	-	-	-	-	
バーレーン	100	-	-	100	-	-	-	99	99	99	99	99	99	99	98	99	98	-	-	-	-	-	
バングラデシュ	97	98	97	47	54	43	99	99	97	97	94	93	97	97	0	97	97	42	77	55	-	-	
バルバドス	98	-	-	96	-	-	-	99	97	97	92	87	97	97	0	96	-	-	-	-	-	-	
ベラルーシ	98	98	99	94	94	95	98	99	98	98	98	98	96	11	0	0	-	93	45	-	-	-	
ベルギー	100	100	100	99	99	99	-	99	98	98	96	85	97	97	87	94	-	-	-	-	-	-	
ベリーズ	97	99	96	87	91	84	94	98	95	96	95	96	95	95	0	0	91	67	55	71	-	-	
ベナン	67	77	60	14	25	5	96	86	82	78	74	0	82	82	0	75	85	23	25	44	73	77	
ブータン	98	97	98	63	72	57	99	99	98	97	97	90	98	98	0	0	89	74 x	61 x	-	-	-	
ボリビア	93	99	79	53	64	27	99	99	99	99	99	0	99	99	99	97	87	62	22	-	-	-	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	98	97	98	95	99	92	97	90	78	79	83	78	78	69	0	0	-	87	36	-	-	-	
ボツワナ	79	95	58	60	75	39	98	98	95	96	97	74	95	95	95	95	92	14 x	43 x	75 x	31	53	
ブラジル	97	99	87	86	91	58	99	99	86	98	96	72	86	86	94	94	93	50 x	-	-	-	-	
英領ヴァージン諸島	100	-	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルネイ	100	100	99	96	96	97	99	99	99	99	98	97	99	99	0	0	95	-	-	-	-	-	
ブルガリア	99	99	99	86	87	84	96	94	92	92	92	88	91	92	0	90	-	-	-	-	-	-	
ブルキナファソ	54	79	43	23	48	12	98	95	91	91	88	50	91	91	91	91	92	52	40	61	75	90	
ブルンジ	56	88	52	50	46	51	93	97	94	94	93	72	94	94	96	94	85	63	36	69	40	46	
カボヴェルデ	86	93	74	65	73	51	96	96	96	95	92	95	96	96	0	0	92	-	-	-	-	-	
カンボジア	75	96	70	49	88	39	97	92	90	87	81	58	90	90	0	87	93	69	35	61	4 x	5 x	
カメルーン	65	84	43	39	56	19	70	92	85	83	78	0	85	85	80	84	85	28	16	33	55	71	
カナダ	99	-	-	99	-	-	-	96	91	91	90	86	55	91	0	79	-	-	-	-	-	-	
中央アフリカ共和国	54	74	41	25	49	9	74	69	47	47	49	0	47	47	0	47	60	30 x	16 x	-	36 x	47 x	
チャド	43	78	32	10	33	3	56	60	46	44	58	0	46	46	0	0	80	26	20	23	36	77	
チリ	100	100	100	100	100	99	97	99	95	95	93	87	95	95	0	90	-	-	-	-	-	-	
中国	96	96	96	75	86	61	99	99	99	99	99	99	99	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
コロンビア	97	100	86	84	88	72	88	93	91	91	93	87	91	91	90	89	90	64 x	54 x	54 x	-	3 x	
コモロ	84	93	80	34	47	29	94	96	91	92	99	0	91	91	0	0	85	38	38	45	41	59	
コンゴ	68	85	37	15	20	6	85	85	80	80	80	0	80	80	80	80	85	28	28	51	61	66	
クック諸島	100	-	-	98	-	-	99	99	99	99	90	90	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-	
コスタリカ	100	100	100	97	98	94	89	99	97	97	93	87	97	97	0	94	-	77	40	-	-	-	
コートジボワール	73	89	54	30	45	13	95	98	85	80	77	0	85	85	0	83	90	38	17	43	37	67	
クロアチア	100	100	100	97	98	96	99	98	93	93	90	96	93	93	0	0	-	-	-	-	-	-	
キューバ	95	97	90	91	92	88	99	99	99	98	99	99	99	99	0	0	-	93	61	93	-	-	
キプロス	100	100	100	99	100	99	-	98	97	97	90	88	97	96	0	81	-	-	-	-	-	-	
チェコ	100	100	100	99	99	99	-	98	96	96	98	93	96	96	0	0	-	-	-	-	-	-	
朝鮮民主主義人民共和国	100	100	99	77	83	68	97	97	96	99	99	98	96	96	0	0	97	80 x	74 x	-	-	-	
コンゴ民主共和国	42	70	21	20	23	18	80	80	79	74	77	0	79	79	0	77	85	42	39	55	56	70	
デンマーク	100	100	100	100	100	100	-	97	94	94	94	85	0	94	0	94	-	-	-	-	-	-	
ジブチ	77	83	55	51	63	13	90	90	84	84	75	82	84	84	86	82	85	94	94	-	20 x	32	
ドミニカ	97	-	-	78	-	-	98	99	99	99	96	92	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	94	97	86	83	85	74	99	98	87	82	85	0	80	73	75	30	90	73	48	65	-	-	
エクアドル	93	100	80	86	89	80	84	94	83	79	86	76	84	84	80	84	88	-	46	-	-	-	
エジプト	98	99	98	93	97	90	96	96	95	95	95	96	95	95	0	0	80	68	28	68	-	-	
エルサルバドル	93	98	83	91	93	87	99	97	93	95	90	87	93	93	93	90	90	80	70	-	-	-	
赤道ギニア	50	78	31	75	80	71	48	40	19	20	30	0	19	19	0	0	70	54	40	62	23	38	
エリトリア	19	66	6	11	29	6	97	97	95	95	93	85	95	95	96	95	94	45 x	43 x	-	20 x	71 x	
エストニア	100	100	99	100	100	100	95	94	93	93	93	92	93	93	85	0	-	-	-	-	-	-	
エチオピア	39	77	30	7	18	4	75	86	77	75	70	0	77	77	63	76	80	30	30	35	45	64	
フィジー	94	98	89	96	96	95	99	99	99	99	94	94	99	99	99	99	94	-	-	-	-	-	
フィンランド	100	100	100	99	99	99	-	99	92	92	94	85	0	92	84	87	-	-	-	-	-	-	
フランス	100	100	100	99	99	99	-	99	97	97	90	79	88	96	0	91	-	-	-	-	-	-	
ガボン	88	92	59	41	42	32	94	83	75	74	64	0	75	75	0	0	90	68	26	67	39	36	
ガンビア	80	88	68	42	46	35	98	99	95	95	97	79	95	95	95	95	92	68	59	65	47	69	

国・地域	基礎的飲用水サービスを利用する人の割合 (%)		基礎的衛生サービスを利用する人の割合 (%)		予防接種を受けた割合 (%)										肺炎	下痢	マラリア						
	2015		2015		BCG	3種混合 <sup>β</sup>	3種混合 <sup>β</sup>	ポリオ3	はしか	はしか	HepB3	Hib3	口タ	PCV3	出生時の破傷風からの保護 <sup>α</sup>	肺炎の症状がある子どものケア (%)	経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る子どもの割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を有している家庭の割合 (%)			
	全体	都市部農村部	全体	都市部農村部	2016															2011-2016*			
ジョージア	93	98	87	85	95	73	98	97	92	92	93	85	92	92	75	75	-	74 x	40 x	-	-	-	
ドイツ	100	100	100	99	99	99	-	95	95	94	97	93	88	93	66	86	-	-	-	-	-	-	
ガーナ	78	88	66	14	19	9	94	94	93	95	89	75	93	93	94	93	88	56	49	77	47	68	
ギリシャ	100	100	100	99	99	98	-	99	99	99	97	83	96	99	20	96	-	-	-	-	-	-	
グレナダ	96	-	-	78	-	-	-	98	96	98	95	85	96	96	0	0	-	-	-	-	-	-	
グアテマラ	94	97	89	67	81	53	87	96	80	82	86	65	80	80	82	81	90	52	49	50	-	-	
ギニア	67	88	55	22	34	15	72	65	57	42	54	0	57	57	0	0	80	37	34	37	26	47	
ギニアビサウ	69	85	54	21	35	8	94	95	87	87	81	0	87	87	61	80	80	34	35	51	81	90	
ガイアナ	95	100	93	86	89	85	95	97	97	94	99	94	97	97	96	92	99	84	43	71	7	5	
ハイチ	64	81	40	31	37	22	72	78	58	56	53	26	58	58	48	0	88	38	53	40	12	19	
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	92	99	84	80	84	75	99	99	97	97	88	0	97	97	97	94	94	64	60	62	-	-	
ハンガリー	100	100	100	98	98	99	99	99	99	99	99	99	0	99	0	98	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	100	100	100	99	99	100	-	96	91	91	91	95	0	91	0	90	-	-	-	-	-	-	-
インド	88	93	85	44	65	34	89	91	88	86	88	76	88	80	4	0	87	73	51	71 x	-	-	
インドネシア	90	97	81	68	77	57	81	95	79	80	76	56	79	79	0	0	85	75	39	74	3 x	3 x	
イラン	95	97	89	88	92	79	99	99	99	99	99	98	99	99	0	0	95	76 x	61 x	-	-	-	
イラク	86	90	78	86	86	86	94	73	63	68	66	64	61	63	34	0	75	74	23	-	-	-	
アイルランド	99	99	99	92	91	95	18	98	95	95	92	0	95	95	0	91	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	100	100	100	100	100	100	-	94	94	94	97	97	95	94	81	93	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	100	100	100	99	99	99	-	97	93	93	85	83	93	93	0	89	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	93	97	88	85	84	87	96	99	99	99	95	85	98	99	0	0	80	82	64	-	-	-	-
日本	99	-	-	100	-	-	84	99	99	99	96	93	0	99	0	99	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	99	99	97	97	97	96	99	99	98	98	96	99	98	98	97	0	90	77	20	69	-	-	-
カザフスタン	91	97	84	98	97	99	95	93	82	82	99	99	82	82	0	97	-	81	62	-	-	-	-
ケニア	58	83	50	30	35	28	99	96	89	88	75	32	89	89	74	78	85	66	54	72	56	59	
キリバス	64	90	44	40	49	32	79	82	81	82	80	79	81	81	79	79	90	81 x	62 x	27 x	-	-	
クウェート	100	-	-	100	-	-	99	99	99	99	93	96	99	99	0	99	95	-	-	-	-	-	-
キルギス	87	97	82	97	93	99	97	97	96	97	97	98	96	96	0	0	-	60	33	56	-	-	-
ラオス	80	92	73	73	93	60	78	85	82	83	76	0	82	82	0	78	90	54	42	-	43	50	
ラトビア	99	99	98	93	97	84	96	99	98	98	93	89	98	98	83	82	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	92	-	-	95	-	-	-	84	81	75	79	75	81	81	0	0	-	74 x	44 x	-	-	-	-
レソト	72	87	66	44	46	43	98	98	93	90	90	82	93	93	0	93	85	63	53	61	-	-	-
リベリア	70	80	60	17	28	6	97	99	79	79	80	0	79	79	48	79	89	51	60	78	44	62	
リビア	97	-	-	100	-	-	99	98	97	97	97	96	97	97	97	96	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	100	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	97	100	93	94	97	86	98	97	94	94	94	92	95	94	0	82	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	100	100	100	98	97	99	-	99	99	99	99	86	94	99	89	95	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	51	82	34	10	16	6	70	84	77	75	58	0	77	77	78	76	78	41	15	46	73	80	
マラウイ	67	87	63	44	49	43	86	89	84	83	81	61	84	84	81	83	89	78	65	67	43	57	
マレーシア	96	99	89	100	100	99	98	99	98	98	96	99	98	98	0	0	90	-	-	-	-	-	-
モルディブ	98	96	100	96	93	98	99	99	99	99	99	99	99	99	0	0	99	22 x	57 x	84 x	-	-	-
マリ	74	91	63	31	46	22	92	86	68	67	75	0	68	68	60	70	85	23	22 x	49	79	93	
マルタ	100	100	100	100	100	100	-	97	97	97	93	86	97	97	0	0	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	78	70	99	87	95	66	94	87	71	69	75	49	73	58	38	51	-	-	38 x	63 x	-	-	-
モリタニア	70	86	45	45	63	17	85	87	73	67	70	0	73	73	73	80	34	19	19	35	18	67	
モーリシャス	100	100	100	93	94	93	98	97	96	96	92	92	72	96	92	10	95	-	-	-	-	-	-
メキシコ	98	100	94	89	91	81	99	99	97	96	96	98	93	97	72	92	90	73	61	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	88	97	86	-	-	-	85	95	69	68	70	74	76	61	46	63	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	100	100	-	100	100	-	89	99	99	99	99	0	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	83	94	56	59	66	41	99	99	99	99	98	90	99	99	0	0	-	70	42	-	-	-	-
モンテネグロ	98	97	99	96	98	92	88	97	89	89	47	86	75	89	0	0	-	89 x	16 x	74	-	-	-
モントセラト	97	-	-	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	83	96	64	83	89	75	99	99	99	99	99	99	99	99	99	98	90	70	22	-	-	-	-
モザンビーク	47	79	32	24	47	12	95	90	80	80	91	51	80	80	76	80	83	50	55	56	36	51	
ミャンマー	68	82	60	65	76	59	88	94	90	89	91	86	90	90	0	14	87	58	62	65	19	27	
ナミビア	79	97	63	34	55	15	94	98	92	92	85	0	92	92	86	81	88	68	72	63	6	24	
ナウル	100	100	-	66	66	-	99	98	91	91	98	96	91	91	0	0	-	69 x	23 x	51 x	-	-	-
ネパール	88	89	87	46	52	45	93	92	87	85	83	25	87	87	0	46	82	85	37	46	-	-	-
オランダ	100	100	100	98	98	100	-	98	95	95	94	91	93	95	0	94	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	100	100	100	100	100	100	-	92	92	92	92	89	92	92	66	93	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	82	97	61	76	86	63	98	99	98	99	99	0	98	98	98	98	85	58 x	65	-	-	-	-
ニジェール	46	89	36	13	44	6	77	87	67	67	74	37	67	67	61	64	85	59	41	51	20	61	
ナイジェリア	67	82	54	33	39	27	64	64	49	49	51	0	49	49	0	26	63	35	34	66	44	69	
ニウエ	98	-	-	97	-	-	99	99	99	99	99	99	99	99	0	99	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	100	100	100	98	98	98	-	99	96	96	96	91	0	96	0	94	-	-	-	-	-	-	-

表3 保健指標

国・地域	基礎的飲用水サービスを利用する人の割合 (%)			基礎的衛生サービスを利用する人の割合 (%)			予防接種を受けた割合 (%)										肺炎		下痢	マラリア			
	2015			2015			3種混合 BCG	3種混合 DTP1 <sup>2</sup>	3種混合 DTP3 <sup>2</sup>	ポリオ3	はしか MCV1	はしか MCV2 <sup>2</sup>	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	出生時の破傷風からの保護 <sup>3</sup>	肺炎の症状がある子どものケア (%)	経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳の子どもの割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を有している家庭の割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を有している家庭の割合 (%)
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	2016										2011-2016*						
オマーン	91	95	78	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	0	99	98	56	59	-	-	-		
パキスタン	89	92	87	58	74	48	85	79	72	72	61	53	72	72	0	72	80	64	38	65	0 x	1	
パラオ	100	100	97	100	100	100	-	99	98	98	96	95	98	98	98	98	-	-	-	-	-	-	
パナマ	95	99	87	77	86	59	99	96	73	72	90	92	73	73	92	83	-	82	52	-	-	-	
パプアニューギニア	37	84	29	19	55	13	89	87	72	73	70	0	66	72	0	20	75	63 x	-	-	-	-	
パラグアイ	99	99	98	91	98	81	99	99	93	89	99	92	93	93	92	99	85	-	-	-	-	-	
ペルー	90	95	72	77	82	58	90	94	89	88	88	66	89	89	87	86	85	62	32	61	-	-	
フィリピン	91	96	86	75	79	72	76	87	86	72	80	66	86	86	0	36	90	64	49	50	-	-	
ポーランド	98	99	96	98	98	98	94	99	98	92	96	94	96	98	0	0	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	100	100	100	99	99	100	32	99	98	98	98	95	98	98	0	0	-	-	-	-	-	-	
カタール	100	-	-	100	-	-	97	99	98	98	99	92	98	98	99	97	-	-	-	-	-	-	
韓国	100	-	-	100	-	-	97	98	98	98	98	97	98	98	0	98	-	-	-	-	-	-	
モルドバ	87	96	79	78	89	70	97	94	89	91	88	95	90	89	70	77	-	79	42	-	-	-	
ルーマニア	100	100	100	82	93	68	84	96	89	89	86	76	90	89	0	0	-	-	-	-	-	-	
ロシア連邦	96	99	90	89	93	76	96	97	97	97	98	97	97	0	0	35	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	57	77	49	62	57	64	99	99	98	99	95	90	98	98	98	98	90	54	28	57	68	81	
セントクリストファー・ネーヴィス	-	-	-	-	-	-	96	99	97	99	98	97	98	98	0	0	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	98	98	98	91	86	92	96	95	95	95	99	88	95	95	0	0	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	95	-	-	87	-	-	99	99	98	97	99	99	98	99	0	0	-	-	-	-	-	-	
サモア	96	99	95	97	98	96	76	95	62	57	68	44	55	55	0	0	-	78	63	59	-	-	
サンマリノ	100	-	-	100	-	-	-	78	66	66	62	36	66	65	0	12	-	-	-	-	-	-	
サントメ・プリンシペ	80	83	74	40	47	28	92	97	96	96	93	76	96	96	24	96	99	69	49	66	61	78	
サウジアラビア	100	-	-	100	-	-	98	98	98	97	98	96	98	98	95	98	-	-	-	-	-	-	
セネガル	75	91	63	48	66	35	97	96	93	92	93	75	93	93	93	93	91	48	32	49	55	77	
セルビア	91	88	95	95	98	91	98	97	92	93	82	90	91	92	0	0	-	90 x	36 x	-	-	-	
セーシェル	96	-	-	100	-	-	99	98	96	96	97	99	97	96	0	100	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	58	75	47	15	24	8	92	97	84	84	83	50	84	84	95	84	90	72	85	72	49	64	
シンガポール	100	100	-	100	100	-	99	98	97	96	95	88	96	96	57	78	-	-	-	-	-	-	
スロバキア	98	99	97	99	99	98	0	99	96	96	95	97	96	96	0	96	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	100	100	99	99	99	99	-	98	94	94	92	93	0	94	0	50	-	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	64	90	56	31	76	18	98	99	99	99	99	0	99	99	0	87	85	79	37	61	70	86	
ソマリア	40	70	20	16	28	8	37	52	42	47	46	0	42	42	0	0	67	13 x	13 x	-	11 x	12 x	
南アフリカ	85	97	63	73	76	69	74	78	66	66	75	70	66	66	73	69	80	88	51	68	-	-	
南スーダン	50	60	48	10	28	6	37	35	26	31	20	0	26	26	0	0	75	48 x	39 x	57	46	66	
スペイン	100	100	100	100	100	100	-	99	97	97	97	95	97	97	0	0	-	-	-	-	-	-	
スリランカ	92	96	91	94	89	95	99	99	99	99	99	99	99	99	0	0	95	58 x	51 x	85 x	3 x	5 x	
パレスチナ	88	86	94	96	95	99	99	99	99	99	99	99	99	99	0	99	-	77	32	-	-	-	
スーダン	59	73	52	35	58	23	96	97	93	93	86	69	93	93	90	93	77	48	20	-	30 x	25 x	
スリナム	95	98	88	79	88	61	-	92	91	91	97	44	91	91	0	0	93	76 x	42 x	-	43 x	61 x	
スワジランド	68	95	60	58	58	58	97	96	90	90	89	89	90	90	95	90	90	60	84	63	2 x	10 x	
スウェーデン	100	100	100	99	99	100	26	99	98	98	97	95	67	98	0	97	-	-	-	-	-	-	
スイス	100	100	100	100	100	100	-	99	97	97	94	89	0	97	0	81	-	-	-	-	-	-	
シリア	97	99	94	93	96	89	66	61	42	48	62	52	50	42	0	0	91	77 x	50 x	-	-	-	
タジキスタン	74	92	68	95	94	96	98	98	96	97	97	97	97	97	96	0	-	63	60	57	1 x	2 x	
タイ	98	99	97	95	94	96	99	99	99	99	99	95	99	0	0	0	95	80	73	76	-	-	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	97	96	98	91	97	83	99	97	95	95	82	93	94	94	0	0	-	93 x	62	-	-	-	
東ティモール	70	91	60	44	73	30	85	95	85	83	78	22	85	85	0	0	81	71 x	71 x	73 x	41 x	41 x	
トーゴ	63	90	45	14	28	5	79	93	89	89	87	0	89	89	90	89	83	49	19	58	43	65	
トケラウ	100	-	100	93	-	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トンガ	100	100	100	93	97	92	80	83	78	80	84	85	78	78	0	0	-	-	-	64	-	-	
トリニダード・トバゴ	97	-	-	92	-	-	-	97	97	84	86	65	97	97	0	91	-	74 x	-	-	-	-	
チュニジア	94	100	83	93	98	83	95	99	98	98	96	97	98	98	0	0	96	60	65	-	-	-	
トルコ	99	99	100	96	99	89	96	99	98	98	98	85	98	98	0	98	90	-	-	-	-	-	
トルクメニスタン	94	91	98	97	94	99	98	99	98	98	99	99	98	98	0	0	-	59	47	-	-	-	
タークス・カイコス諸島	94	-	-	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ツバル	99	100	99	91	92	91	98	99	94	94	96	92	94	94	0	0	-	-	44 x	79 x	-	-	
ウガンダ	39	73	32	19	28	17	93	89	78	82	82	0	78	78	0	78	87	80	47	81	62	78	
ウクライナ	98	97	100	96	97	93	75	42	19	56	42	31	26	47	0	0	-	92	59	-	-	-	
アラブ首長国連邦	100	100	100	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	99	92	99	-	-	-	-	-	-	
英国	100	100	100	99	99	99	-	98	94	94	92	89	0	94	90	92	-	-	-	-	-	-	
タンザニア	50	79	37	24	37	17	99	99	97	93	90	71	97	97	96	96	90	55	45	50	54	66	
米国	99	100	97	100	100	100	-	97	95	94	92	0	93	93	73	93	-	-	-	-	-	-	
ウルグアイ	99	100	94	96	96	95	98	97	95	95	95	92	95	95	0	94	-	91	-	-	-	-	

国・地域	基礎的飲用水サービスを利用する人の割合 (%)		基礎的衛生サービスを利用する人の割合 (%)		予防接種を受けた割合 (%)												肺炎	下痢	マラリア			
	2015		2015		BCG	3種混合 DTP1 <sup>β</sup>	3種混合 DTP3 <sup>β</sup>	ポリオ3	はしか MCV1 <sup>α</sup>	はしか MCV2 <sup>α</sup>	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	出生時の破傷風からの保護 <sup>γ</sup>	肺炎の症状がある子どものケア (%)	経口補水塩 (ORS) による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る子どもの割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1帳保有している家庭の割合 (%)		
	全体	都市部農村部	全体	都市部農村部	2016												2011-2016*					
ウズベキスタン	—	99	—	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	—	68 x	28 x	—	—	—
バヌアツ	91	99	87	53	61	51	73	75	64	65	53	0	64	64	0	0	78	72	48	57	51	83
ベネズエラ	97	99	86	95	98	72	99	98	84	82	88	53	84	84	47	7	75	72 x	38 x	—	—	—
ベトナム	91	92	91	78	91	72	95	96	96	95	99	95	96	96	0	0	94	81	51	—	9	10
イエメン	70	85	63	60	90	44	73	76	71	65	70	49	71	71	59	71	70	34	25	33	—	—
ザンビア	61	86	44	31	49	19	99	99	91	87	93	58	91	91	90	90	85	70	64	75	41	68
ジンバブエ	67	94	54	39	54	31	95	94	90	90	95	63	90	90	91	90	80	51	41	50	9	48
<b>地域別要約</b>																						
東アジアと太平洋諸国	94	96	91	77	87	63	93	97	94	93	93	87	90	38	1	11	89 **	72 **	47 **	67 **	—	—
ヨーロッパと中央アジア	98	99	94	96	98	92	91	95	92	94	93	88	81	76	22	62	—	—	—	—	—	—
東ヨーロッパと中央アジア	95	98	90	93	95	87	95	93	90	93	93	88	90	61	16	54	—	—	—	—	—	—
西ヨーロッパ	100	100	99	99	99	99	66	98	96	95	93	88	69	95	30	71	—	—	—	—	—	—
ラテンアメリカとカリブ海諸国	96	99	86	86	90	68	95	94	90	92	92	73	89	89	77	81	89	72	48	—	—	—
中東と北アフリカ	93	96	87	89	94	81	94	91	88	88	89	87	88	88	29	32	84	65	27	—	—	—
北アメリカ	99	100	97	100	100	100	—	97	95	94	92	8	90	93	67	92	—	—	—	—	—	—
南アジア	88	93	86	46	65	37	89	89	86	84	84	72	86	80	3	22	86	69	51	61 †	—	5 †
サハラ以南のアフリカ	58	82	43	28	42	20	80	83	74	73	72	24	74	74	45	65	80	47	38	57	48	66
東部・南部アフリカ	53	82	40	30	48	21	84	88	80	80	76	36	80	80	66	76	82	56	42	56	48	62
西部・中部アフリカ	62	82	46	27	37	19	76	77	67	65	67	11	67	67	25	54	77	39	34	57	48	70
後発開発途上国	62	83	52	32	46	26	84	87	80	78	77	37	80	80	42	72	84	49	44	53	46	60
<b>世界</b>	<b>89</b>	<b>95</b>	<b>80</b>	<b>68</b>	<b>83</b>	<b>50</b>	<b>88</b>	<b>91</b>	<b>86</b>	<b>85</b>	<b>85</b>	<b>64</b>	<b>84</b>	<b>70</b>	<b>25</b>	<b>42</b>	<b>84</b> **	<b>62</b> **	<b>44</b> **	<b>59 †**</b>	—	—

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**基礎的飲用水サービスを利用する人の割合**—改善された飲料水源を利用している人の割合。そうした水源には待ち時間を含んだ往復の水汲みの時間が30分以上でなく、改善された水源とは配水管から引かれた水、堀削孔あるいは掘り抜き井戸、保護された掘り井戸、保護された湧き水や雨水、容器に入った水あるいは配達された水を含む。

**基礎的衛生サービスを利用する人の割合**—近隣の世帯と共有せずに改善された衛生設備を利用している人の割合。改善された衛生設備とは、下水管に接続された水洗または簡易水洗トイレ、汚水処理タンクまたはピット式トイレ、換気口付ピット式改良型トイレ、コンポスト式（堆肥化）トイレまたは覆い板（スラブ）付ピット式トイレを含む。

**EPI**—拡大予防接種プログラム。このプログラムで最初に扱われる予防接種は、ジフテリア、百日咳、破傷風（三種混合：DPT）、はしか、ポリオ、結核である。1974年に推奨されたこの6種類にB型肝炎（HepB）、ヘモフィルス・インフルエンザb型菌（Hib）の予防接種が加えられた。肺炎球菌結合型ワクチン（PCV）やロタウィルスのワクチンも、WHO（世界保健機関）による推奨を受け、多くの国で拡大予防接種プログラムに加えられた。

**BCG**—カルメット-گران菌（結核予防ワクチン）の接種を受けた乳児の割合。

**3種混合（DPT1）**—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの初回接種を受け、生存している乳児の割合。

**3種混合（DPT3）**—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

**ポリオ3**—ポリオワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

**はしか（MCV1）**—はしかワクチンの初回接種を受け、生存している乳児の割合。

**はしか（MCV2）**—国の計画に従い、はしか予防が入ったワクチンの2回目接種を受けた乳児の割合。

**HepB3**—B型肝炎の予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

**Hib3**—ヘモフィルス・インフルエンザb型菌ワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

**ロタ**—ロタウィルスの予防接種を推奨通り最後まで受け、生存している乳児の割合。

**PCV3**—肺炎球菌結合型ワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

**出生時の保護（PAB）**—出生時にトキソイドによって破傷風から保護された新生児の割合。

**肺炎の症状がある子どものケア**—調査前2週間に肺炎の症状（胸部に何らかの問題があることで起こる咳、頻呼吸、呼吸困難など）を呈していた5歳未満の子どものうち、保健施設あるいは保険ケアを提供する人から助言や治療を受けた子どもの割合。

**経口補水塩（ORS）による治療を受けた割合**—調査前2週間に下痢をした5歳未満の子どものうち、経口補水塩（ORSパケット、あるいはあらかじめ袋の形で包装されたORS液）による治療を受けた者の割合。

**熱がある子どものケア**—熱がある5歳未満の子どものうち、保健施設あるいは保健ケアを提供する人から助言や治療を受けた子どもの割合。薬を売る人や店、伝統的な治療師は除く。国によっては（特にマラリアが蔓延していない国）では、計算から薬局も除外されている。

**殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る子どもの割合**—5歳未満の子どものうち、調査前夜に殺虫剤処理を施した蚊帳の下で眠った子どもの割合。

**殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1帳所有している家庭の割合**—殺虫剤処理を施した蚊帳を少なくとも1帳持っている家庭の割合。

データの主な出典

**基礎的飲用水サービスおよび基礎的衛生サービスの利用**—世界保健機関（WHO）とユニセフの水と衛生共同モニタリング・プログラム（JMP）。

**予防接種**—WHOとユニセフの国別予防接種普及率の推定、2016年改訂版。

**肺炎の症状がある子どものケア**—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別世帯調査。

**下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩（ORS）による治療を受けた割合**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

**マラリアの予防と治療**—DHS、MICS、マラリア指標調査（MIS）、その他の国別世帯調査。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の年次のデータからの推計値は表示されていない。
- β DPT1接種率は少なくともDPT3と同率でなければならない。DPT1接種率がDPT3よりも小さいことは、データ収集・報告プロセスの欠陥を反映するものである。ユニセフとWHOは、各国・各地域の機関と協力してこのような欠陥を解消すべく取り組んでいる。
- α 一般的に、はしかワクチン（MCV2）の2回目の投与は誕生から2年目に行うことが推奨されている。しかし、多くの国ではMCV2は2年後以降に予定されている。地域の集計の計算上、2016年のMCV2のデータを報告していない国は0%と見なされている。例えば、米国を含む北アメリカは2016年のMCV2の接種率は0%となる。
- λ WHOとユニセフは、妊婦が破傷風トキソイド（TT）ワクチンの接種を2回以上受けていることを理由に出生時に破傷風から保護されていると考えられる子どもの割合を計算するのに、複雑なプロセスを採用している。これには、管理資料、調査（定期調査や補完的調査）、血清抗体調査、他のワクチンに関する情報が使われている。この手法の全般に関しては <http://who.int/immunization/monitoring\_surveillance/data/en/>. を参照。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。
- † インドを除く。

表4 HIV/エイズ指標

国・地域	非感染者1,000人 当たりのHIV 発生数 2016			疫学的状況									支援到達状況								
				HIVと共に生きる人の数 2016			新規のHIV感染者の数 2016			エイズ関連の死者数 2016			抗レトロウイルス薬を投与され母子感染を防止(PMTCT)する妊婦の割合(%) 2016*	抗レトロウイルス療法(ART)を受けHIVと共に生きている人の割合(%) 2016*			複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した青少年の割合(%) 2011-2016*		過去12カ月でHIVの検査を受けた結果を得た青少年の割合(%) 2011-2016*		
				全年齢	5歳未満の子ども	青少年10-19歳	全年齢	5歳未満の子ども	青少年15-19歳	全年齢	15歳未満の子ども	青少年10-19歳		全年齢	15歳未満の子ども	青少年10-19歳	男	女	男	女	
アフガニスタン	0.03	0.01	0.02	7,500	<500	<500	<1,000	<100	<100	<500	<100	<100	5	7	17	16	-	-	<0.1	1	
アルバニア	0.08	0.04	0.16	1,700	-	-	<500	-	<100	<100	-	-	-	30	-	-	-	-	0 x	0 x	
アルジェリア	0.02	0.01	0.05	13,000	<500	<500	<1,000	<100	<200	<200	<100	<100	49	76	>95	77	-	-	-	1	
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	0.94	0.76	0.81	280,000	23,000	13,000	25,000	3,600	2,400	11,000	2,100	<500	44	22	14	-	39	31	4	16	
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100 x	54 x	-	-	
アルゼンチン	0.13	0.02	0.28	120,000	1,200	3,700	5,500	<100	<1,000	2,400	<100	<100	91	64	>95	-	-	-	-	-	
アルメニア	0.09	<0.01	0.18	3,300	-	-	<500	-	<100	<200	-	-	-	36	-	-	-	-	0	1	
オーストラリア	0.05	<0.01	0.02	25,000	<100	<100	1,100	<100	<100	<500	<100	<100	>95	90	93	-	-	-	-	-	
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アゼルバイジャン	0.10	0.01	0.05	9,200	<200	<100	<1,000	<100	<100	<500	<100	<100	75	30	76	36	-	-	-	-	
バハマ	-	-	-	8,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	
バーレーン	0.04	0.02	0.02	<500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	42	-	-	-	-	-	-	
バングラデシュ	0.01	<0.01	<0.01	12,000	<500	<500	1,500	<100	<100	1,000	<100	<100	17	16	39	23	-	-	-	-	
バルバドス	0.58	0.08	0.33	2,600	-	-	<200	-	<100	<100	-	-	-	46	-	-	-	-	-	10	
ベラルーシ	0.20	0.01	0.13	19,000	<100	<200	1,800	<100	<100	<200	<100	<100	92	45	>95	-	-	-	15	15	
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ベリーズ	0.75	0.46	1.48	4,300	<200	<500	<500	<100	<100	<200	<100	<100	35	32	64	-	-	-	-	14	
ベナン	0.34	0.25	0.58	67,000	6,300	5,100	3,600	<500	<1,000	2,400	<500	<200	>95	57	32	-	43	38	6	7	
ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 x	
ボリビア	0.10	0.01	0.21	19,000	<500	<1,000	1,100	<100	<500	<1,000	<100	<100	68	25	43	40	43 x	-	1 x	-	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	
ボツワナ	5.52	2.30	7.18	360,000	12,000	17,000	10,000	<1,000	1,400	3,900	<500	<500	>95	83	60	77	-	-	-	-	
ブラジル	0.24	0.04	0.48	830,000	11,000	30,000	48,000	<1,000	8,200	14,000	<1,000	<500	89	60	37	32	-	-	-	-	
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	-	-	-	3,500	-	-	<500	-	-	<200	-	-	-	26	-	-	-	-	-	-	
ブルキナファソ	0.19	0.18	0.47	95,000	10,000	12,000	3,400	<1,000	<1,000	3,100	<500	<500	83	60	24	-	76 x,p	57 x,p	4 x	8 x	
ブルンジ	0.20	0.20	0.15	84,000	12,000	8,100	2,200	<500	<200	2,900	<1,000	<500	84	61	25	-	-	-	8	13	
カボヴェルデ	-	-	-	2,800	<200	<200	<200	<100	-	<100	<100	<100	>95	57	65	40	-	-	-	-	
カンボジア	0.04	0.05	0.08	71,000	4,200	3,300	<1,000	<100	<200	1,800	<100	<100	75	80	87	-	-	-	3	7	
カメルーン	1.39	1.09	2.41	560,000	46,000	40,000	32,000	4,000	5,900	29,000	3,200	1,400	74	37	18	-	70	52	7	15	
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央アフリカ共和国	1.80	0.80	1.51	130,000	9,200	8,700	8,700	<1,000	<1,000	7,300	<1,000	<500	81	24	18	25	50 x	28 x	7 x	15 x	
チャド	0.34	0.38	0.38	110,000	11,000	7,600	4,800	<1,000	<1,000	2,800	<1,000	<500	63	39	14	-	-	54	2	5	
チリ	0.28	0.08	0.59	61,000	<500	2,200	5,000	<100	<1,000	-	-	-	38	53	35	7	-	-	-	-	
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コロンビア	0.12	0.01	0.22	120,000	<1,000	3,500	5,600	<100	<1,000	2,800	<100	<100	>95	-	-	-	-	45 x	-	8 x	
コモロ	0.01	0.01	0.02	<200	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	35	-	-	-	51 p	-	3	2
コンゴ	1.65	1.39	1.38	91,000	6,000	4,100	7,600	1,100	<1,000	3,800	<1,000	<200	16	23	25	-	56	46	4	8	
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コスタリカ	0.19	0.02	0.36	13,000	<100	<500	<1,000	<100	<200	<500	<100	<100	65	49	80	-	-	59 p	-	9	
コートジボワール	0.86	0.87	0.60	460,000	36,000	25,000	20,000	3,300	1,500	25,000	2,600	1,100	73	41	25	-	70	32	5	10	
クロアチア	0.02	<0.01	0.05	1,500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	
キューバ	0.29	0.05	0.68	25,000	<200	1,100	3,300	<100	<500	<200	<100	<100	63	70	24	9	-	79 p	16	19	
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チェコ	0.04	<0.01	0.08	3,400	-	-	<500	-	<100	<100	-	-	-	52	-	-	-	-	-	-	
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コンゴ民主共和国	0.17	0.21	0.24	370,000	48,000	32,000	13,000	2,900	2,100	19,000	2,800	1,400	70	42	30	-	17	12	1	5	
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジブチ	0.58	0.68	0.40	8,600	<1,000	<1,000	<500	<100	<100	<1,000	<100	<100	35	26	9	10	-	-	-	-	
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74 x	86 x	-	-
ドミニカ共和国	0.24	0.07	0.52	67,000	1,700	3,100	2,500	<100	<500	2,200	<100	<100	83	46	45	30	-	40	-	11	
エクアドル	-	-	-	33,000	<500	1,400	1,900	<100	-	<1,000	<100	<100	>95	52	>95	-	-	-	-	-	
エジプト	0.02	<0.01	0.04	11,000	<500	<1,000	1,600	<100	<500	<500	<100	<100	18	27	38	-	-	-	-	-	
エルサルバドル	0.16	0.09	0.31	24,000	<500	<1,000	<1,000	<100	<200	<1,000	<100	<100	44	48	50	-	-	31 p	8	8	
赤道ギニア	2.71	1.35	2.36	35,000	2,400	1,300	2,300	<200	<200	<1,000	<200	<100	90	43	16	-	31	17	7	27	
エリトリア	0.15	0.22	0.11	15,000	1,500	1,300	<1,000	<200	<100	<1,000	<200	<100	37	59	34	-	-	-	-	-	
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エチオピア	0.33	0.26	0.23	710,000	62,000	67,000	30,000	3,800	2,700	20,000	2,900	2,500	69	59	35	-	57 p	-	9	12	
フィジー	-	-	-	<1,000	-	-	<200	-	-	<100	-	-	-	32	-	-	-	-	-	-	-

表 4 HIV/エイズ指標

国・地域	非感染者1,000人 当たりの HIV 発生数 2016			疫学的状況									支援到達状況							
				HIVと共に生きる人の数 2016			新規の HIV 感染者の数 2016			エイズ関連の死者数 2016			抗レトロウイルス薬を 投与され母子感染を防止 (PMTCT)する妊婦の 割合(%) 2016*	抗レトロウイルス 療法 (ART) を受け HIV と共に生きて いる人の割合(%) 2016*			複数のパートナー との性交渉でコン ドームを使用した 青少年の割合(%) 2011-2016*		過去12カ月で HIV の検査を受 け結果を得た青 少年の割合(%) 2011-2016*	
	全年齢	5歳未満 の子ども	青少年 15-19歳	全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳	全年齢	5歳未満 の子ども	青少年 15-19歳	全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳		全年齢	15歳 未満の 子ども	青少年 10-19歳	男	女	男	女
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フランス	0.09	0.01	0.25	180,000	<500	2,800	6,000	<100	<1,000	<1,000	<100	<100	>95	78	>95	-	-	-	-	
ガボン	0.92	0.95	1.57	48,000	3,700	2,900	1,700	<500	<500	1,500	<500	<100	76	63	39	61	77	58	6	20
ガンビア	0.65	0.47	0.23	20,000	1,600	<1,000	1,300	<200	<100	1,100	<200	<100	69	30	33	-	-	-	2	6
ジョージア	0.28	0.06	0.15	12,000	<100	<100	1,100	<100	<100	<500	<100	<100	46	32	50	62	-	-	-	2 x
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	0.78	0.79	0.83	290,000	32,000	23,000	20,000	3,000	2,200	15,000	2,500	1,100	56	34	15	-	-	22 p	1	5
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80 x	92 x	-	-
グアテマラ	0.18	0.15	0.35	46,000	1,800	2,300	2,900	<500	<1,000	1,600	<200	<100	19	36	42	25	66	38	2	5
ギニア	0.67	0.68	1.08	120,000	10,000	8,700	8,300	1,300	1,400	5,800	<1,000	<500	43	35	18	-	46 p	30	1	3
ギニアビサウ	0.72	0.72	0.56	36,000	4,200	2,100	1,300	<500	<200	2,000	<500	<200	85	33	15	-	60	41	2	5
ガイアナ	0.77	0.32	1.62	8,500	<500	<1,000	<1,000	<100	<200	<200	<100	<100	66	58	69	-	83 p	-	10	16
ハイチ	0.77	0.50	0.59	150,000	7,200	6,200	7,900	<1,000	<1,000	4,600	<500	<200	71	55	49	53	58	42	4	9
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	0.11	0.05	0.21	21,000	<1,000	1,300	<1,000	<100	<200	<1,000	<100	<100	54	51	69	60	73	39	3	10
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	0.06	-	-	2,100,000	130,000	130,000	80,000	9,100	16,000	62,000	7,000	3,100	41	49	33	-	39 x	-	0 x	1 x
インドネシア	0.19	0.13	0.29	620,000	14,000	17,000	48,000	3,200	6,300	38,000	1,900	<500	14	13	21	-	-	-	-	-
イラン	0.06	0.01	0.03	66,000	1,000	<1,000	5,000	<100	<200	4,000	<100	<100	51	14	28	19	-	-	-	-
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
アイルランド	0.06	<0.01	0.03	6,200	<100	<100	<500	<100	<100	-	-	-	>95	77	>95	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	0.06	0.02	0.04	130,000	<1,000	<500	3,600	<100	<200	-	-	-	58	80	94	-	-	-	-	-
ジャマイカ	-	-	-	30,000	<500	1,300	1,700	<100	-	1,300	<100	<100	>95	35	>95	-	75	56 p	20	35
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	<0.01	<0.01	0.01	<500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-
カザフスタン	0.16	0.03	0.08	26,000	<500	<500	2,900	<100	<100	<1,000	<100	<100	87	31	89	>95	94 p	-	-	11
ケニア	1.46	0.87	2.69	1,600,000	120,000	140,000	62,000	6,100	14,000	36,000	4,800	3,300	80	64	65	-	64	26	27	35
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29 x	-	-	-
クウェート	0.02	0.01	0.03	<500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	80	-	-	-	-	-	-
キルギス	0.13	0.02	0.07	8,500	<200	<200	<1,000	<100	<100	<500	<100	<100	-	28	88	>95	-	-	-	11
ラオス	0.10	0.10	0.10	11,000	<1,000	<500	<1,000	<100	<100	<500	<100	<100	50	41	34	-	-	-	1	1
ラトビア	0.23	0.02	0.63	6,600	<100	<200	<500	<100	<100	<500	<100	<100	>95	26	93	-	-	-	-	-
レバノン	0.02	0.02	0.05	2,200	-	-	<200	-	<100	<100	-	-	-	51	-	-	-	-	-	-
レソト	12.68	7.57	13.73	330,000	-	-	21,000	-	2,900	9,900	-	-	66	53	-	-	80	58	25	41
リベリア	0.66	0.47	1.49	43,000	4,200	5,000	2,900	<500	<1,000	2,800	<500	<500	70	19	11	-	22 p	27	4	13
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	0.09	<0.01	0.05	2,900	-	-	<500	-	<100	<200	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	0.18	0.03	0.40	-	-	-	<200	<100	<100	<100	<100	<100	56	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	0.18	0.09	0.37	31,000	1,900	3,200	4,300	<500	<1,000	1,600	<500	<100	3	5	2	52	5	6 p	1	2
マラウイ	2.29	1.61	2.58	1,000,000	110,000	90,000	36,000	4,300	4,800	24,000	4,100	3,200	84	66	49	-	59	44	22	32
マレーシア	0.19	0.01	0.07	97,000	<500	<1,000	5,700	<100	<200	7,000	<100	<100	73	37	>95	71	-	-	-	-
モルディブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マリ	0.33	0.51	0.62	110,000	14,000	9,900	5,900	1,600	1,200	6,100	<1,000	<500	35	35	21	7	47	26	1	8
マルタ	-	-	-	<500	-	-	<100	-	-	<100	-	-	-	75	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	-	-	-	11,000	<1,000	<1,000	<500	<100	-	<1,000	<100	<100	34	23	23	15	-	-	-	-
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	0.10	0.02	0.19	220,000	2,500	7,200	12,000	<500	2,200	4,200	<200	<100	58	60	74	28	-	36 p	-	7
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	0.01	<0.01	0.02	<500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	33	-	-	78 p	-	-	-
モンテネグロ	0.11	0.05	0.30	<500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	60	-	-	64 p	-	<0.1	0
モントセラト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	0.03	0.01	0.06	22,000	<500	<1,000	<1,000	<100	<200	<1,000	<100	<100	62	48	>95	-	-	-	-	-
モザンビーク	3.63	2.77	3.03	1,800,000	200,000	120,000	83,000	13,000	9,000	62,000	9,200	4,400	80	54	38	-	39	43 p	10	25
ミャンマー	0.22	0.12	0.49	230,000	9,300	11,000	11,000	<1,000	2,300	7,800	<500	<200	87	55	78	-	-	-	2	1
ナミビア	4.37	1.32	5.31	230,000	15,000	13,000	9,600	<500	1,300	4,300	<500	<500	>95	64	66	-	75	61	14	29
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	0.03	0.02	0.02	32,000	1,200	<1,000	<1,000	<100	<100	1,700	<100	<100	64	40	83	-	-	-	3	3

表 4 HIV/ エイズ指標

国・地域	非感染者1,000人 当たりのHIV 発生数 2016			疫学的状況									支援到達状況							
				HIVと共に生きる人の数 2016			新規のHIV感染者の数 2016			エイズ関連の死者数 2016			抗レトロウイルス薬を 投与され母子感染を 防止(PMTCT)する妊婦の 割合(%) 2016*	抗レトロウイルス療法(ART)を受け HIVと共に生きて いる人の割合(%) 2016*			複数のパートナー との性交渉でコン ドームを使用した 青少年の割合(%) 2011-2016*		過去12カ月で HIVの検査を受 け結果を得た青 少年の割合(%) 2011-2016*	
				全年齢	5歳未満 の子ども	青少年 10-19歳	全年齢	5歳未満 の子ども	青少年 15-19歳	全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳		全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳	全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳	男
オランダ	0.03	<0.01	0.07	23,000	<100	<500	<500	<100	<100	<200	<100	<100	>95	80	>95	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	0.06	0.01	0.13	8,900	<200	<500	<500	<100	<100	<500	<100	<100	>95	43	71	33	-	-	-	-
ニジェール	0.09	0.13	0.18	48,000	5,800	4,400	1,800	<1,000	<500	3,400	<500	<500	52	32	17	14	-	-	2	4
ナイジェリア	1.23	1.19	2.18	3,200,000	270,000	240,000	220,000	37,000	40,000	160,000	24,000	7,900	32	30	21	-	46 p	38	2	4
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	0.10	0.04	0.05	130,000	3,300	2,300	19,000	<1,000	<1,000	5,500	<500	<100	4	7	10	85	-	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	0.34	0.08	0.70	21,000	-	-	1,300	-	<500	<1,000	-	-	-	54	-	-	-	-	-	-
パプアニューギニア	0.37	0.42	0.27	46,000	3,400	2,000	2,800	<500	<500	1,100	<500	<100	33	52	37	-	-	-	-	-
パラグアイ	0.20	0.05	0.38	19,000	<500	<1,000	1,300	<100	<500	<1,000	<100	<100	71	35	55	25	-	50 x	-	-
ペルー	-	-	-	70,000	1,300	2,400	2,700	<100	-	2,200	<100	<100	85	60	73	15	-	20	-	-
フィリピン	0.11	0.01	0.25	56,000	<500	5,200	10,000	<200	2,400	<1,000	<100	<100	12	32	10	3	-	-	-	<0.1
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	0.02	0.03	0.04	<100	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	86	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	0.38	0.06	0.19	15,000	<200	<200	1,600	<100	<100	<500	<100	<100	>95	29	83	55	-	-	6	10
ルーマニア	0.04	<0.01	0.10	16,000	<100	<500	<1,000	<100	<200	<200	<100	<100	>95	68	>95	66	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	0.70	0.50	0.85	220,000	16,000	16,000	7,500	<1,000	<1,000	3,300	<1,000	<500	82	80	55	-	-	-	22	27
セントクリストファー・ネービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54 x	50 x	-	-
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 x	0 x
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79	-	8	22
サウジアラビア	0.02	0.01	0.01	8,200	<500	<200	<500	<100	<100	<500	<100	<100	39	60	48	>95	-	-	-	-
セネガル	0.08	0.16	0.12	41,000	4,800	2,900	1,100	<500	<200	1,900	<500	<200	55	52	26	31	-	-	6	10
セルビア	0.03	0.01	0.06	2,700	-	-	<500	-	<100	<100	-	-	-	62	-	-	63 x	-	1 x	1 x
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	-	-	-	67,000	4,400	5,000	5,300	<500	-	2,800	<500	<200	87	26	18	-	24	10	3	11
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	0.02	<0.01	0.04	<1,000	-	-	<200	-	<100	<100	-	-	-	59	-	-	-	-	-	-
スロベニア	0.03	<0.01	0.06	<1,000	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54 x,p	15 x,p	-	-
ソマリア	0.17	0.18	0.13	24,000	2,500	1,400	1,800	<500	<200	1,700	<500	<100	7	11	5	-	-	-	-	-
南アフリカ	5.58	2.19	10.51	7,100,000	320,000	370,000	270,000	12,000	50,000	110,000	9,300	6,200	>95	56	55	-	88	-	29	38
南スーダン	1.35	1.25	1.08	200,000	18,000	10,000	16,000	2,400	1,500	13,000	1,700	<500	29	10	5	-	-	6 x,p	-	4 x
スペイン	0.09	<0.01	0.21	140,000	<100	1,200	3,900	<100	<500	-	-	-	>95	77	>95	-	-	-	-	-
スリランカ	0.03	<0.01	0.06	4,000	-	-	<1,000	-	<100	<200	-	-	-	27	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スーダン	0.13	0.10	0.26	56,000	3,000	3,800	5,000	<1,000	1,100	3,000	<500	<100	4	10	16	-	-	-	-	-
スリナム	0.62	0.17	1.35	4,900	<200	<500	<500	<100	<100	<200	<100	<100	89	48	81	36	-	86 x,p	-	11 x
スワジランド	9.37	4.50	11.91	220,000	15,000	15,000	8,800	<1,000	1,400	3,900	<1,000	<500	95	79	64	91	-	-	30	41
スウェーデン	0.06	<0.01	0.14	11,000	<100	<200	<1,000	<100	<100	<100	<100	<100	>95	83	>95	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タジキスタン	0.15	0.02	0.07	14,000	<500	<500	1,300	<100	<100	<1,000	<100	<100	85	30	88	90	-	-	-	1
タイ	0.10	0.01	0.23	450,000	4,100	9,700	6,400	<100	<1,000	16,000	<100	<100	95	69	86	>95	-	-	4	6
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.02	<0.01	0.03	<500	-	-	<100	-	<100	<100	-	-	-	48	-	-	-	-	-	-
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トーゴ	0.59	0.65	0.49	100,000	12,000	7,600	4,100	<1,000	<500	5,100	<1,000	<500	86	51	26	27	-	-	7	11
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0
トリニダード・トバゴ	0.29	0.05	0.60	11,000	<100	<500	<500	<100	<100	<500	<100	<100	95	62	>95	-	-	-	-	-
チュニジア	0.03	0.01	0.06	2,900	-	-	<500	-	<100	<100	-	-	-	29	-	-	-	-	-	<0.1
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



国・地域	疫学的状況									支援到達状況										
	非感染者1,000人当たりのHIV発生数 2016			HIVと共に生きる人の数 2016			新規のHIV感染者の数 2016			エイズ関連の死亡者数 2016			抗レトロウイルス薬を投与され母子感染を防止(PMTCT)する妊婦の割合(%) 2016*	抗レトロウイルス療法(ART)を受けHIVと共に生きている人の割合(%) 2016*			複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した青少年の割合(%) 2011-2016*		過去12カ月でHIVの検査を受けた青少年の割合(%) 2011-2016*	
	全年齢	5歳未満 の子ども	青少年 15-19歳	全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳	全年齢	5歳未満 の子ども	青少年 15-19歳	全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳		全年齢	15歳未満 の子ども	青少年 10-19歳	男	女	男	女
ウガンダ	1.50	0.69	2.55	1,400,000	130,000	120,000	52,000	4,600	10,000	28,000	5,800	3,800	>95	67	47	-	52	26	28	39
ウクライナ	0.38	0.17	0.57	240,000	4,000	5,100	17,000	<500	1,200	8,500	<200	<100	84	37	64	-	90	-	10	7
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	1.19	1.28	1.04	1,400,000	110,000	98,000	55,000	10,000	5,500	33,000	6,500	3,200	84	62	48	-	45	38	13	21
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	-	-	-	12,000	<100	<500	<1,000	<100	-	<500	<100	<100	83	53	>95	-	-	67	p	7
ウズベキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベネズエラ	0.21	0.10	0.44	120,000	2,500	4,400	6,500	<500	1,200	2,500	<200	<100	48	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	0.12	0.04	0.06	250,000	5,800	3,200	11,000	<500	<500	8,000	<200	<100	66	47	84	-	-	-	-	4
イエメン	0.04	0.02	0.08	9,900	<500	<1,000	1,100	<100	<500	<500	<100	<100	8	18	21	-	-	-	-	-
ザンビア	4.08	3.28	6.46	1,200,000	94,000	95,000	59,000	8,900	11,000	21,000	5,700	2,300	83	65	52	-	38	33	19	33
ジンバブエ	3.03	1.36	3.50	1,300,000	-	-	40,000	-	5,800	30,000	-	-	93	75	-	-	71	-	19	30
<b>地域別要約</b>																				
東アジアと太平洋諸国	0.07	0.03	0.11	2,800,000	48,000	60,000	160,000	5,100	15,000	100,000	3,000	<1,000	54	48	62	-	-	-	-	-
ヨーロッパと中央アジア	0.25	0.02	0.19	2,400,000	-	-	220,000	-	9,900	49,000	-	-	-	46	-	-	-	-	-	-
東ヨーロッパと中央アジア	0.47	0.03	0.28	1,600,000	-	-	190,000	-	7,200	41,000	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-
西ヨーロッパ	0.06	0.01	0.11	840,000	-	-	29,000	-	2,700	8,400	-	-	-	77	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	0.19	0.05	0.36	2,100,000	34,000	77,000	120,000	2,600	19,000	45,000	2,000	<1,000	75	57	53	-	-	-	-	-
中東と北アフリカ	0.03	0.01	0.04	150,000	3,000	4,000	11,000	<500	1,100	6,300	<200	<100	37	33	62	-	-	-	-	-
北アメリカ	-	0.01	0.24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	0.06	0.02	0.03	2,300,000	140,000	130,000	100,000	10,000	18,000	71,000	7,600	3,100	38	46	33	-	-	-	-	-
サハラ以南のアフリカ	1.23	0.87	1.83	25,700,000	1,900,000	1,700,000	1,200,000	140,000	190,000	730,000	100,000	50,000	78	54	42	-	49	32	10	15
東部・南部アフリカ	1.68	1.01	2.34	19,600,000	1,400,000	1,300,000	800,000	79,000	130,000	420,000	59,000	34,000	88	60	51	-	54	-	16	24
西部・中部アフリカ	0.78	0.74	1.25	6,100,000	540,000	450,000	360,000	60,000	62,000	300,000	43,000	16,000	49	34	21	-	43	32	3	6
後発開発途上国	0.54	0.46	0.70	10,800,000	980,000	800,000	490,000	69,000	68,000	320,000	52,000	27,000	81	56	40	-	-	-	8	13
<b>世界</b>	<b>0.26</b>	<b>0.29</b>	<b>0.55</b>	<b>36,700,000</b>	<b>2,100,000</b>	<b>2,100,000</b>	<b>1,800,000</b>	<b>160,000</b>	<b>260,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>120,000</b>	<b>55,000</b>	<b>76</b>	<b>53</b>	<b>43</b>	-	-	-	-	-

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。  
これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**非感染者1,000人当たりのHIV発生数** - 2016年時点での非感染者1,000人当たりの新規のHIV感染者数。5歳未満児、15~19歳の青少年、そして全年齢の人のデータが報告されている。

**HIVと共に生きる人の数** - 2016年時点でのHIVと共に生きる人々の推定数。0~14歳の子ども、10-19歳の青少年、そして全年齢の人のデータ報告されている。

**新規のHIV感染者数** - 2016年時点での新規のHIV感染者の推定数。5歳未満児、15~19歳の青少年、そして全年齢の人のデータが報告されている。

**エイズ関連の死亡者数** - 2016年時点でのエイズ関連の死亡者数。0~14歳の子ども、10~19歳の青少年、そして全年齢の人のデータ報告されている。

**抗レトロウイルス薬を投与され母子感染を防止(PMTCT)する妊婦の割合** - 2016年時点での母子感染防止のため抗レトロウイルス薬(ARV)による有効な投与レジメン(ネビラピン単回投与を除く)を受けHIVと共に生きている妊婦の割合。

**抗レトロウイルス療法(ART)を受けHIVと共に生きる人の割合** - 2016年時点での抗レトロウイルス療法(ART)を受けHIVと共に生きている人の割合。0~14歳の子ども、10~19歳の青少年、そして全年齢の人のデータ報告されている。

**複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した青少年の割合** - 2011年~2016年での15~19歳の男女の青少年のうち、過去12カ月に、二人以上と性交渉を持ち、かつ直近の性交渉でコンドームを使用した人の割合。

**過去12カ月の間にHIVの検査を受け結果を得た青少年の割合** - 2011年~2016年での過去12カ月の間にHIVの検査を受け、結果を受け取った15~19歳の男女の割合。

データの主な出典

**非感染者1,000人当たりのHIV発生数** - 2017年国連エイズ合同計画(UNAIDS)推計、2017年7月。

**HIVと共に生きる人の数** - 2017UNAIDS推計、2017年7月。

**新規のHIV感染者数** - 2017UNAIDS推計、2017年7月。

**エイズ関連の死亡者数** - 2017UNAIDS推計、2017年7月。

**抗レトロウイルス薬を投与され母子感染を防止(PMTCT)する妊婦の割合** - 2017UNAIDS推計、2017年7月。

**抗レトロウイルス療法(ART)を受けHIVと共に生きる人の割合** - 2017UNAIDS推計、2017年7月。

**複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した青少年の割合** - 複数指標クラスター調査(MICS)、人口保健調査(DHS)、AIDS Indicator Surveys(AIS)、その他の国別世帯調査に基づくユニセフの世界データベース。

**過去12カ月の間にHIVの検査を受け結果を得た青少年の割合** - MICS、DHS、AIS、その他の国別世帯調査に基づくユニセフの世界データベース。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2006年以前の推計値は表示されていない。

p 少量のデータ数による(典型的には25~49の重み付けなしの事例)。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表記されない。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきた直近の年次のものであることを示す。

表5 教育指標

国・地域	若者(15-24歳)の識字率(%)		人口100人あたりの数		就学前教育				初等教育						前期中等教育					
					総就園率(%)		総就学率(%)		純就学率(%)		純出席率(%)		非就学児(%)		初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合(%)		純就学率(%)		純出席率(%)	
	2011-2016*		2016		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2010-2016*			
	男	女	携帯電話	インターネット	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
アフガニスタン	62	32	66	11	-	-	132	91	-	-	73	53	-	-	-	-	62	38	48	28
アルバニア	99	99	105	66	90	87	116	112	96	95	92	93	3	5	95	96	91	90	90 x	92 x
アルジェリア	96 x	92 x	117	43	79	79	120	113	-	-	98	97	-	-	93	95	-	-	82	85
アンドラ	100	100	87	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	70	-	-	-	-
アンゴラ	85	71	55	13	64	94	157	100	95	73	76	76	5	27	-	-	-	-	32	31
アンギラ	-	-	178 x	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	194	73	97	95	100	94	88	86	-	-	9	10	-	-	78	82	-	-
アルゼンチン	99	99	151	70	72	73	110	110	100	99	98	99	0	1	96	96	-	-	75	77
アルメニア	100	100	115	62	52	53	98	98	96	96	100	99	3	4	100	99	-	-	97	98
オーストラリア	-	-	110	88	127	123	102	102	97	97	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	166	84	103	104	104	102	-	-	-	-	-	-	99	100	-	-	-	-
アゼルバイジャン	100	100	106	78	24	24	107	106	95	93	69 y	67 y	5	7	100	95	85	82	-	-
バハマ	-	-	92	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	99 x	98 x	217	98	56	55	101	102	96	97	86 x	87 x	2	2	99	97	90	88	-	-
バングラデシュ	91	94	78	18	31	31	116	125	-	-	90	93	-	-	-	-	61	75	51	60
バルバドス	-	-	115	80	83	86	93	94	90	92	100	99	9	8	-	-	80	87	89	89
ベラルーシ	100 x	100 x	124	71	106	101	101	101	95	96	93	90	5	4	98	99	-	-	94	97
ベルギー	-	-	111	87	117	116	104	104	99	99	-	-	1	1	92	95	85	87	-	-
ベリーズ	-	-	64	45	49	50	116	110	97	95	96	97	0	1	96	94	70	73	-	-
ベナン	64	41	80	12	24	24	134	124	100	88	77	72	0	12	59	56	49	41	40	34
ブータン	90	84	89	42	25	27	97	103	85	87	96	95	12	10	78	79	57	67	52	54
ボリビア	99	99	91	40	71	71	98	96	89	88	97 x	97 x	9	11	96	97	64	66	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100	100	89	69	-	-	-	-	-	-	97	95	-	-	96	98	-	-	94	96
ボツワナ	92 x	96 x	159	39	18	18	109	106	90	92	-	-	9	8	93	95	46	57	-	-
ブラジル	98	99	119	60	93	92	117	114	92	93	97	97	6	5	-	-	76	80	-	-
英領ヴァージン諸島	-	-	199 x	38 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	99	100	121	75	71	73	108	108	-	-	-	-	-	-	98	95	-	-	-	-
ブルガリア	98	98	127	60	84	82	98	97	94	93	-	-	5	5	96	96	81	78	-	-
ブルキナファソ	57	44	84	14	4	4	90	86	71	67	54	50	29	32	62	71	27	26	19	17
ブルンジ	85	75	48	5	13	13	123	124	93	95	85	84	6	4	41	48	21	25	12	11
カボヴェルデ	98	99	122	48	74	73	113	107	97	97	-	-	3	3	88	90	66	75	-	-
カンボジア	88 x	86 x	125	26	17	19	117	116	94	96	92	94	6	4	41	55	44	49	47	54
カメルーン	85 x	76 x	68	25	38	38	123	111	97	87	87	84	0	9	65	67	44	40	51	49
カナダ	-	-	84	90	74	73	100	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	49 x	27 x	25	4	6	6	107	80	79	62	78	68	21	38	47	45	16	9	17	13
チャド	41	22	44	5	1	1	115	88	89	69	53	47	11	31	54	46	-	-	16	11
チリ	99	99	127	66	88	86	103	100	94	94	91 y	92 y	6	6	99	100	75	82	-	-
中国	100 x	100 x	97	53	83	84	104	104	-	-	97 y	97 y	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	98	99	117	58	85	84	115	112	91	91	94	95	7	7	86	91	72	78	74	81
コモロ	74	70	58	8	20	21	107	99	81	78	84	84	17	20	65	78	38	42	45	52
コンゴ	86	77	113	8	14	14	107	115	88	95	96	97	11	3	-	-	-	-	65	61
クック諸島	-	-	56 x	54	84	97	106	99	97	93	-	-	2	3	79	74	90	91	-	-
コスタリカ	99	99	159	66	53	52	110	109	97	96	96	96	3	4	93	95	74	76	71	73
コートジボワール	59	47	126	27	7	7	99	88	84	75	79	74	16	25	85	80	39	28	26	20
クロアチア	100	100	104	73	64	61	98	98	89	89	-	-	3	0	99	99	91	92	-	-
キューバ	100	100	35	39	102	103	100	95	92	92	-	-	8	8	94	95	91	95	-	-
キプロス	100	100	134	76	81	80	99	99	97	98	-	-	2	2	98	97	94	95	-	-
チェコ	-	-	115	76	107	104	100	100	-	-	-	-	-	-	99	100	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	100 x	100 x	14	0 x	51	51	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-	57	57	-	-
コンゴ民主共和国	91	80	39	6	4	4	112	102	-	-	88	85	-	-	56	55	-	-	39	31
デンマーク	-	-	123	97	96	96	102	101	98	98	-	-	1	1	100	100	89	94	-	-
ジブチ	-	-	38	13	5	5	69	62	61	54	71 y	68 y	39	46	80	71	44	37	-	-
ドミニカ	-	-	107	67	87	88	117	115	-	-	-	-	-	-	81	77	-	-	-	-
ドミニカ共和国	97	98	81	61	43	45	108	99	88	86	94	96	11	12	77	81	48	58	58	72
エクアドル	99	99	84	54	70	73	107	114	91	93	97 y	97 y	3	1	81	83	74	78	-	-
エジプト	94	90	114	39	31	30	104	104	98	98	97	97	1	1	-	-	83	88	84	86
エルサルバドル	97	98	141	29	71	73	111	107	91	92	95	96	8	7	76	80	67	72	69	73
赤道ギニア	98 x	97 x	66	24	58	58	80	78	55	56	61 x	60 x	43	43	72	72	22	24	-	-
エリトリア	91 x	83 x	7	1	13	13	53	46	41	37	83 y	79 y	59	63	72	74	20	19	63 y	55 y
エストニア	100	100	149	87	90	87	98	99	94	95	-	-	6	4	98	98	-	-	-	-
エチオピア	63 x	47 x	51	15	31	30	107	97	89	82	64 y	67 y	11	17	37	39	35	33	21	26
フィジー	-	-	103	47	106	105	97	98	97	98	-	-	2	2	98	96	87	91	-	-

国・地域	若者(15-24歳)の識字率(%)		人口100人あたりの数		就学前教育				初等教育								前期中等教育			
					総就学率(%)		純就学率(%)		純出席率(%)		非就学児(%)		初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合(%)		純就学率(%)		純出席率(%)			
	2011-2016*		2016		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2010-2016*			
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
フィンランド	-	-	134	88	79	79	102	101	99	100	-	-	1	0	100	100	96	97	-	-
フランス	-	-	103	86	109	109	106	105	99	99	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-
ガボン	87	89	144	48	36	38	144	140	-	-	97	98	-	-	-	-	-	-	51	59
ガンビア	66	56	140	19	37	39	90	94	71	78	65	66	28	20	73	77	35	41	32	32
ジョージア	100	100	129	50	-	-	116	118	-	-	98	97	-	-	99	99	93	91	99 y	99 y
ドイツ	-	-	115	90	112	111	105	105	-	-	-	-	-	-	97	96	-	-	-	-
ガーナ	88 x	83 x	139	35	117	119	107	110	87	88	70	70	13	11	85	82	50	50	33	35
ギリシャ	99	99	113	69	49	49	98	97	97	96	-	-	3	4	92	92	95	94	-	-
グレナダ	-	-	111	56	89	83	107	103	96	95	-	-	2	2	-	-	79	82	-	-
グアテマラ	95	93	115	35	44	45	104	100	86	85	94	93	12	12	75	74	47	46	54	50
ギニア	57	37	85	10	15	15	99	84	81	70	63	58	16	28	67	65	35	24	32	26
ギニアビサウ	71	50	70	4	-	-	-	-	-	-	62	62	-	-	-	-	-	-	10	9
ガイアナ	96	97	66	36	95	93	87	84	83	80	97	97	14	16	90	95	77	75	92	95
ハイチ	74 x	70 x	61	12	-	-	-	-	-	-	83	84	-	-	-	-	-	-	19	26
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	95	97	91	30	45	47	111	110	92	94	95 y	92 y	7	6	74	82	43	50	48	57
ハンガリー	-	-	119	79	80	78	102	101	91	90	-	-	4	4	98	98	90	89	-	-
アイスランド	-	-	118	98	97	97	100	99	100	99	-	-	0	1	97	99	96	98	-	-
インド	90	82	87	30	13	12	103	115	92	93	85 x	82 x	3	2	82	81	64	69	-	-
インドネシア	100	100	149	25	57	59	107	104	90	89	99	99	9	10	-	-	74	79	85 y	89 y
イラン	98	98	100	53	51	50	106	112	-	-	96	97	-	-	98	97	90	92	-	-
イラク	57	49	82	21	-	-	-	-	-	-	93	87	-	-	-	-	-	-	51	47
アイルランド	-	-	104	82	95	99	101	102	94	95	-	-	2	0	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	132	80	111	111	104	105	97	98	-	-	3	2	100	98	-	-	-	-
イタリア	100	100	140	61	100	97	101	101	98	97	-	-	1	1	99	99	-	-	-	-
ジャマイカ	-	-	116	45	96	103	-	-	-	-	97	99	-	-	93	96	68	78	92	92
日本	-	-	130	92	-	-	101	101	100	100	-	-	0	0	100	100	-	-	-	-
ヨルダン	99	99	196	62	33	32	97	98	89	89	98	98	11	11	-	-	82	83	92	94
カザフスタン	100 x	100 x	150	77	59	60	109	111	88	87	100	100	0	0	99	99	-	-	99	100
ケニア	87	86	81	26	77	76	109	109	83	87	84	87	16	12	-	-	-	-	38	46
キリバス	-	-	51	14	-	-	103	106	-	-	83	87	-	-	-	-	68	88	-	-
クウェート	99	99	147	78	82	80	102	103	93	93	-	-	2	1	95	96	81	88	-	-
キルギス	100 x	100 x	131	35	28	28	108	107	90	88	99	99	2	3	96	97	88	87	98	98
ラオス	77	67	55	22	35	36	114	109	93	92	85	85	7	8	77	80	55	57	40	44
ラトビア	100	100	131	80	89	88	100	99	96	96	-	-	3	3	95	95	-	-	-	-
レバノン	99 x	99 x	96	76	80	75	97	88	85	79	98	98	14	19	87	94	67	67	-	-
レソト	80	94	107	27	33	35	107	104	79	82	90	94	21	18	57	74	22	39	20	37
リベリア	63 x	37 x	83	7	159	153	99	89	39	36	42	43	61	64	-	-	7	6	14	15
リビア	-	-	120	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	116	98	102	106	106	105	91	90	-	-	3	2	-	-	90	84	-	-
リトアニア	100	100	141	74	92	91	103	104	98	98	-	-	1	0	98	98	97	96	-	-
ルクセンブルク	-	-	148	97	94	93	97	97	93	93	-	-	4	4	82	84	83	87	-	-
マダガスカル	78	75	42	5	17	19	149	149	-	-	68 y	71 y	-	-	41	44	28	31	22 x	25 x
マラウイ	72	73	40	10	81	82	144	147	-	-	93	95	-	-	54	55	29	30	25	31
マレーシア	98 x	98 x	141	79	92	96	102	102	98	98	-	-	2	2	92	92	85	89	-	-
モルディブ	99	99	223	59	101	102	97	-	94	96	94	95	6	4	80	84	70	67	64 x	78 x
マリ	61	39	120	11	4	4	79	72	59	52	55	51	36	43	64	59	33	28	34	26
マルタ	98	99	125	77	109	113	102	105	97	100	-	-	3	0	95	98	96	96	-	-
マーシャル諸島	98	99	29 x	30	40	41	93	93	75	79	-	-	24	19	-	-	58	64	-	-
モーリタニア	66 x	48 x	87	18	9	12	100	105	77	81	58	62	22	18	65	63	22	21	21	20
モーリシャス	98	99	144	53	103	105	102	104	95	97	-	-	5	3	96	96	82	86	-	-
メキシコ	99	99	88	60	68	70	104	103	95	95	98	98	3	2	95	96	79	82	86	89
ミクロネシア連邦	-	-	22	33	34	32	95	96	83	85	-	-	17	15	-	-	49	56	-	-
モナコ	-	-	86	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	98 x	99 x	114	22	85	86	102	100	97	96	98	99	2	3	-	-	-	-	91	95
モンテネグロ	99	99	167	70	57	54	95	93	93	92	98	98	6	7	80	81	93	93	93	96
モントセラト	-	-	97 x	55 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	95	88	121	58	63	51	118	112	99	98	91 x	88 x	1	1	91	87	62	63	-	-
モザンビーク	80 x	57 x	66	18	-	-	110	101	91	87	71	72	9	13	34	32	17	19	15	17
ミャンマー	85	84	89	25	23	24	101	98	-	-	93	92	-	-	-	-	53	52	67	71
ナミビア	93	95	109	31	21	22	113	110	88	91	92	93	11	8	89	92	41	55	54	67
ナウル	-	-	97	54 x	85	96	110	100	88	84	97 y	98 y	11	16	-	-	66	71	-	-

表 5 教育指標

国・地域	若者(15-24歳)の識字率(%)		人口100人あたりの数		就学前教育												初等教育				前期中等教育			
					総就学率(%)		総就学率(%)		純就学率(%)		純出席率(%)		非就学児(%)		初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合(%)		純就学率(%)		純出席率(%)					
	2011-2016*		2016		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2011-2016*		2010-2016*					
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
ネパール	90	80	112	20	85	83	131	141	97	97	76	76	3	3	75	78	55	53	42	46				
オランダ	-	-	130	90	95	97	105	104	98	99	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-				
ニュージーランド	-	-	125	88	93	93	100	99	99	99	-	-	1	1	-	-	97	98	-	-				
ニカラグア	85 x	89 x	122	25	-	-	-	-	-	-	71 x,y	70 x,y	-	-	-	-	-	-	-	-				
ニジェール	35	15	49	4	7	8	78	67	67	57	55	46	32	42	63	66	23	16	21	17				
ナイジェリア	76 x	58 x	82	26	-	-	94	93	-	-	70	66	-	-	-	-	-	-	50	49				
ニウエ	-	-	38 x	80 x	113	125	147	120	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-				
ノルウェー	-	-	110	97	97	98	101	100	100	100	-	-	0	0	99	100	99	99	-	-				
オマーン	99	99	159	70	55	56	107	111	95	94	97	98	2	2	98	99	81	86	-	-				
パキスタン	80	66	71	16	77	67	100	85	79	68	67	60	21	32	64	64	58	48	36	34				
パラオ	98	99	91 x	-	71	77	100	112	74	87	-	-	26	13	-	-	33	38	-	-				
パナマ	98 x	97 x	172	54	48	49	104	101	94	93	97	97	6	7	85	87	71	74	78	86				
バブアニューギニア	69 x	64 x	49	10	-	-	120	109	89	83	-	-	10	16	-	-	17	14	-	-				
バラグアイ	98	99	105	51	38	38	108	104	89	88	90 y	91 y	11	11	83	86	58	63	-	-				
ペルー	99	99	117	45	88	89	102	102	94	94	92 y	91 y	2	2	89	92	71	72	85	87				
フィリピン	97	99	109	56	-	-	117	117	94	98	88 x	89 x	5	1	-	-	58	70	-	-				
ポーランド	-	-	146	73	79	79	100	101	96	96	-	-	3	3	98	98	93	94	-	-				
ポルトガル	99	99	109	70	94	93	109	105	98	98	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-				
カタール	98	100	147	94	58	60	102	104	92	93	96	97	4	3	99	96	76	83	-	-				
韓国	-	-	123	93	94	94	99	99	98	98	-	-	1	1	99	100	98	97	-	-				
モルドバ	99	100	111	71	84	83	93	92	87	86	99	98	10	10	95	95	83	82	96	97				
ルーマニア	99	99	106	60	91	91	91	89	87	87	92 y	91 y	10	10	94	94	84	83	90 y	90 y				
ロシア連邦	100 x	100 x	163	76	88	86	100	101	96	97	-	-	3	2	99	100	97	98	-	-				
ルワンダ	81	83	70	20	18	18	132	133	94	96	93	96	6	4	41	48	19	24	25	34				
セントクリストファー・ネイビス	-	-	137	77	91	81	82	83	77	80	-	-	21	18	96	95	80	82	-	-				
セントルシア	-	-	95	47	56	59	-	-	-	-	100	99	-	-	90	90	74	75	95	90				
セントビンセント・グレナディーン	-	-	103	56	93	93	106	103	94	94	-	-	1	1	-	-	88	89	-	-				
サモア	99	99	69	29	39	42	107	107	96	96	88 y	89 y	3	2	92	89	66	68	-	-				
サンマリノ	-	-	114	50 x	106	108	94	93	93	92	-	-	7	7	95	98	91	94	-	-				
サントメ・プリンシペ	97	96	85	28	52	56	118	111	96	94	94	94	3	5	-	-	50	60	46	57				
サウジアラビア	99	99	158	74	17	18	108	111	97	98	-	-	3	2	-	-	76	70	-	-				
セネガル	61	51	99	26	14	16	78	87	68	75	53	55	30	24	56	60	39	42	27	30				
セルビア	100	100	121	67	59	58	101	101	96	96	99	99	1	1	100	97	97	97	97	96				
セーシェル	99 x	99 x	161	57	88	93	101	104	94	96	-	-	5	4	-	-	-	-	-	-				
シエラレオネ	65	51	98	12	10	11	127	128	99	99	74	78	1	1	48	48	31	29	36	36				
シンガポール	100	100	147	81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
スロバキア	-	-	128	80	95	93	100	99	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-				
スロベニア	-	-	115	75	95	92	99	99	97	98	-	-	3	2	99	99	95	97	-	-				
ソロモン諸島	-	-	70	11	100	100	115	114	70	71	65	68	30	29	68	78	23	25	-	-				
ソマリア	-	-	58	2	-	-	-	-	-	-	24 x	19 x	-	-	-	-	-	-	-	-				
南アフリカ	99	99	142	54	77	78	102	97	-	-	97	97	-	-	-	-	-	-	-	-				
南スーダン	44 x	30 x	25 x	16 x	10	10	75	53	35	27	26	21	65	73	-	-	1	1	6	3				
スペイン	100	100	110	81	97	96	104	106	99	100	-	-	1	0	97	98	-	-	-	-				
スリランカ	98 x	99 x	118	32	93	93	103	101	98	96	-	-	2	4	99	99	96	96	-	-				
パレスチナ	99	99	77	61	53	52	94	94	90	91	99	99	8	7	94	99	83	87	92	97				
スーダン	69 x	63 x	69	28	36	48	74	67	52	55	69	67	47	44	80	79	-	-	31	32				
スリナム	98	97	146	45	90	97	124	121	93	94	95	96	6	5	85	98	50	61	46	61				
スワジランド	92 x	95 x	76	29	25	26	118	108	80	79	97	98	20	20	72	77	20	31	33	48				
スウェーデン	-	-	127	92	94	94	121	126	99	99	-	-	0	0	99	100	-	-	-	-				
スイス	-	-	136	89	105	104	104	104	93	93	-	-	1	0	-	-	87	87	-	-				
シリア	95 x	90 x	54	32	6	6	81	79	67	66	97 x	96 x	28	30	93	93	53	52	-	-				
タジキスタン	100 x	100 x	107	20	12	10	100	98	97	98	85	86	2	0	99	99	98	95	86	84				
タイ	98	98	173	48	74	64	106	99	94	87	95	95	6	13	-	-	79	79	83	86				
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	-	98 x	101	72	36	36	94	93	91	91	98	98	9	9	97	96	78	76	86	85				
東ティモール	80 x	79 x	125	25	18	20	137	136	94	97	71	73	5	1	81	84	39	48	30	34				
トーゴ	90	78	75	11	17	18	125	118	94	88	90	87	4	10	55	53	-	-	45	40				
トケラウ	-	-	0 x	1 x	175	160	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
トンガ	99	100	75	40	39	38	109	107	92	94	93 y	93 y	5	3	-	-	78	84	-	-				
トリニダード・トバゴ	-	-	161	73	-	-	-	-	-	-	98 x	98 x	-	-	-	-	-	-	-	-				
チュニジア	97	96	126	51	44	44	116	113	-	-	98	98	-	-	93	95	80	85	76	85				
トルコ	100	99	97	58	30	28	103	102	95	94	94	97	5	6	88	88	88	86	-	-				
トルクメニスタン	-	-	158	18	64	62	90	89	-	-	98	98	-	-	-	-	-	-	98	98				

国・地域	若者(15-24歳)の識字率(%)		人口100人あたりの数		就学前教育		初等教育								前期中等教育					
					総就学率(%)		純就学率(%)		純出席率(%)		非就学児(%)		初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合(%)		純就学率(%)		純出席率(%)			
	2011-2016*	2016	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*	2011-2016*				
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
タークス・カイコス諸島	-	-	100 x	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	76	46	96	93	103	104	84	85	97 x,y	99 x,y	5	2	-	-	73	77	-	-
ウガンダ	86	82	55	22	11	12	109	111	92	95	86	87	8	5	21	22	-	-	15	20
ウクライナ	100	100	133	52	86	84	103	105	95	97	100	100	4	2	68	68	91	91	98	98
アラブ首長国連邦	94 x	97 x	204	91	83	84	117	116	94	93	-	-	4	4	91	93	76	83	-	-
英国	-	-	122	95	88	88	108	108	100	100	-	-	0	0	-	-	96	96	-	-
タンザニア	87	85	74	13	31	32	80	83	79	81	78	83	21	19	62	71	-	-	25	31
米国	-	-	127	76	72	70	100	100	93	94	-	-	6	5	-	-	87	90	-	-
ウルグアイ	99	99	149	66	88	89	110	107	94	94	97	98	5	6	99	100	68	73	75	77
ウズベキスタン	100	100	77	47	26	26	106	101	96	93	-	-	2	4	99	100	94	92	-	-
バヌアツ	-	-	71	24	103	100	121	119	85	87	76 y	78 y	14	12	-	-	42	48	-	-
ベネズエラ	98	99	87	60	75	76	101	99	90	90	91 x	93 x	8	8	90	90	69	74	-	-
ベトナム	97 x	97 x	128	47	84	82	109	108	-	-	98	98	-	-	94	98	93	95	89	92
イエメン	-	-	67	25	1	1	106	89	92	78	80	72	8	22	72	67	47	34	43	34
ザンビア	91 x	87 x	75	26	-	-	103	104	86	88	86	88	12	10	57	54	31	30	46	51
ジンバブエ	88	93	83	23	42	43	101	99	85	86	94	96	14	13	75	78	33	41	48	63

地域別要約

東アジアと太平洋諸国	99	97	109	52	77	77	106	105	93**	93**	97	97	6**	6**	-	-	71**	76**	81**	84**
ヨーロッパと中央アジア	-	-	125	74	76	75	103	103	96	96	-	-	3	2	95	95	93	92	-	-
東ヨーロッパと中央アジア	100	99	129	64	60	59	102	102	95	94	94	95	4	4	93	93	93	92	-	-
西ヨーロッパ	-	-	122	83	97	97	105	104	98	98	-	-	1	1	97	98	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	98	99	109	56	76	76	109	107	93	93	96	96	5	4	90	92	74	77	76	79
中東と北アフリカ	91	88	112	48	35	34	106	104	93	91	94	93	6	8	91	90	74	74	72	72
北アメリカ	-	-	123	78	72	70	100	100	93	94	-	-	6	-	-	-	87	-	-	-
南アジア	88	80	85	26	22	21	105	112	90	89	-	-	5	6	80	79	63	66	43	44
サハラ以南のアフリカ	79	72	75	20	31	32	104	98	82	78	75	74	17	21	55	56	32	31	32	32
東部・南部アフリカ	87	85	71	21	39	40	106	100	83	81	78	79	17	19	48	51	29	30	24	29
西部・中部アフリカ	69	55	80	19	20	21	101	95	-	-	72	68	-	-	63	63	-	-	39	36
後発開発途上国	80	73	68	16	23	24	108	101	82	78	76	75	17	22	52	54	41	41	33	35
世界	92	85	101	46	49	48	105	105	90**	89**	87	85	8**	9**	76	77	66**	68**	53**	54**

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**若者の識字率** - 15歳~24歳の若者のうちの識字者の数。当該年齢に相当する若者の総人口に占める割合で示されている。

**携帯電話の利用状況** - 過去3か月に、プライベートSIMカードの利用も含め、公共の携帯電話サービスに加入した人の数。

**インターネットの利用状況** - インターネットユーザー数推計値の総人口に占める割合。過去12か月の間に、携帯電話などの媒体を含め、何らかの機器でインターネットを利用した人の数を含む。

**就学前教育総就学率** - 年齢に関わらず就学前教育に就学する子どもの人数が、公式の就学前教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**初等教育総就学率** - 年齢に関わらず初等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**初等教育純就学率** - 公式の初等教育就学年齢にある子どものうち初等学校または中等学校に就学している者の数。初等教育就学年齢にある総子ども数に占める割合で表す。初等教育就学年齢の子どもの中には中等学校に就学している者もいるため、この指標は初等教育純就学率「調整値」としても見ることができる。

**初等教育純出席率** - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、初等教育就学年齢の子どもの総人口に占める割合。初等教育就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等教育純出席率「調整値」としても見ることができる。

**非就学児(割合)** - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって、初等学校あるいは中等学校に就学していない子どもの人数が、公式の初等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**非就学児(人数)** - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって、初等学校あるいは中等学校に就学していない子ども。初等教育就学年齢にありながら就学前教育を受けている子どもは、除外され、非就学児に区別される。

**初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合** - 初等学校の第1学年に入学した子どものうち、最終学年に達した者の割合。

**前期中等教育純就学率** - 公式の前期中等教育就学年齢に相当する子どもであって前期中等学校に就学する子どもの人数が、前期中等教育就学年齢の子どもの総人口に占める割合。報告、記録制度が整備されていないため、前期中等教育純就学率には、前期中等学校就学年齢で高等学校以上の学校に就学している子どもの数が含まれていない。

**前期中等教育純出席率** - 公式の前期中等教育就学年齢に相当する子どもであって前期中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、前期中等教育就学年齢の子どもの総人口に占める割合。前期中等学校就学年齢で高等学校に行っている子もいるため、この指標は前期中等教育純出席率「調整値」としても見ることができる。

**全てのデータは、初等教育および前期中等教育の公式な国際標準教育分類 (ISCED) に基づき掲載されており、必ずしも各国の学校制度に直接一致しているものではない。**

データの主な出典

**若者の識字率** - ユネスコ統計研究所 (UIS)。

**携帯電話・インターネットの利用状況** - 国際電気通信連合 (ジュネーブ)。

**就学前・初等・前期中等教育就学率および非就学率** - ユネスコ統計研究所 (UIS)。国別の教育管理情報システム (EMIS) と国連の人口推計値の管理データに基づく。

**初等・前期中等教育出席率** - 人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査。

**初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合** - 政府データ: ユネスコ統計研究所 (UIS)。調査データ: DHS、MICSおよびその他の全国世帯調査。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年~2006年のインドのデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の年次のデータからの推計値は表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

\*\* 中国を除く。

表6 人口統計指標

国・地域	人口(1,000人)			人口の年間増加率(%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命(年)			合計特殊出生率	都市人口の割合(%)	都市人口の年間平均増加率(%)	
	2016																	
	全体	18歳未満	5歳未満	1990-2016	2016-2030 <sup>a</sup>	1970	1990	2016	1970	1990	2016	1970	1990	2016	2016	2016	1990-2016	2016-2030 <sup>a</sup>
アフガニスタン	34,656	17,744	5,233	4.0	2.1	28	16	7	52	49	33	37	50	64	4.6	27	5.5	3.6
アルバニア	2,926	659	177	-0.4	0.0	8	6	7	32	25	12	67	72	78	1.7	58	1.5	1.4
アルジェリア	40,606	13,495	4,699	1.7	1.3	17	6	5	47	32	23	50	67	76	2.8	71	3.0	1.7
アンドラ	77	13	3	1.3	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85	1.1	0.2
アンゴラ	28,813	15,416	5,277	3.3	3.1	27	23	9	53	53	42	37	42	62	5.7	45	5.3	4.2
アンギラ	15	4	1	2.2	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	2.2	0.5
アンティグア・バーブーダ	101	30	8	1.6	0.9	7	7	6	31	19	16	66	71	76	2.1	23	0.0	0.3
アルゼンチン	43,847	13,076	3,736	1.1	0.8	9	8	8	23	22	17	66	72	77	2.3	92	1.2	0.8
アルメニア	2,925	685	202	-0.7	0.0	6	8	10	23	22	13	70	68	75	1.6	63	-0.9	0.1
オーストラリア	24,126	5,433	1,551	1.3	1.1	9	7	7	20	15	13	71	77	83	1.8	90	1.5	1.2
オーストリア	8,712	1,489	412	0.5	0.2	13	11	10	16	11	10	70	76	82	1.5	66	0.5	0.6
アゼルバイジャン	9,725	2,653	891	1.1	0.7	9	9	7	32	29	18	63	65	72	2.1	55	1.2	1.2
バハマ	391	97	28	1.6	0.8	6	5	6	26	24	14	66	71	76	1.8	83	1.8	1.1
バーレーン	1,425	334	107	4.1	2.5	7	3	2	38	29	15	63	72	77	2.0	89	4.0	1.3
バングラデシュ	162,952	56,869	15,236	1.6	0.9	19	10	5	48	35	19	48	58	72	2.1	35	3.8	2.7
バルバドス	285	66	17	0.3	0.1	10	10	11	22	16	12	66	71	76	1.8	31	0.3	0.7
ベラルーシ	9,480	1,821	579	-0.3	-0.2	9	11	13	16	14	12	71	71	73	1.7	77	0.2	-0.2
ベルギー	11,358	2,309	643	0.5	0.4	12	11	10	14	12	11	71	76	81	1.8	98	0.5	0.3
ベリーズ	367	141	40	2.6	1.8	8	5	5	42	36	23	66	71	70	2.5	44	2.2	2.0
ベナン	10,872	5,379	1,775	3.0	2.6	24	15	9	47	46	37	42	54	61	5.0	44	4.1	3.4
ブータン	798	259	70	1.5	1.0	24	13	6	49	39	18	40	53	70	2.1	39	4.8	2.3
ボリビア	10,888	4,150	1,189	1.8	1.4	20	13	7	42	35	23	46	55	69	2.9	69	2.8	1.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3,517	628	157	-0.9	-0.2	7	8	11	24	15	9	66	71	77	1.4	40	-0.6	0.6
ボツワナ	2,250	840	259	1.9	1.6	13	8	7	46	34	24	55	62	67	2.7	58	2.8	1.4
ブラジル	207,653	56,235	14,919	1.3	0.6	10	7	6	35	25	14	59	65	76	1.7	86	1.8	0.8
英領ヴァージン諸島	31	9	3	2.4	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	3.0	1.4
ブルネイ	423	120	34	1.9	1.0	6	4	4	37	29	16	67	73	77	1.9	78	2.6	1.3
ブルガリア	7,131	1,183	324	-0.8	-0.7	9	12	15	16	12	9	71	71	75	1.6	74	-0.4	-0.5
ブルキナファソ	18,646	9,724	3,221	2.9	2.7	25	17	9	47	47	39	39	49	60	5.4	31	5.9	4.7
ブルンジ	10,524	5,372	1,901	2.6	2.9	21	18	11	47	50	42	44	48	57	5.7	12	5.3	5.1
カボヴェルデ	540	200	55	1.8	1.2	14	8	6	42	40	21	54	65	73	2.3	66	3.0	1.5
カンボジア	15,762	5,854	1,761	2.2	1.3	20	13	6	43	42	23	42	54	69	2.6	21	3.3	2.7
カメルーン	23,439	11,578	3,804	2.7	2.4	19	15	10	45	45	36	46	52	58	4.7	55	3.9	3.2
カナダ	36,290	6,999	1,929	1.0	0.8	7	7	7	17	14	11	73	77	82	1.6	82	1.3	1.0
中央アフリカ共和国	4,595	2,326	730	1.7	2.1	23	17	14	43	41	36	42	49	52	4.9	40	2.3	2.8
チャド	14,453	7,854	2,666	3.4	2.8	23	19	13	47	51	43	41	47	53	5.9	23	3.6	4.0
チリ	17,910	4,462	1,184	1.2	0.7	10	6	6	30	22	13	62	74	80	1.8	90	1.5	0.8
中国	1,403,500	295,112	85,866	0.7	0.2	11	7	7	36	22	12	59	69	76	1.6	57	3.7	1.6
コロンビア	48,653	14,055	3,712	1.3	0.6	9	6	6	38	26	15	61	68	74	1.9	77	2.0	1.3
コモロ	796	369	119	2.5	2.1	19	12	7	46	43	33	46	57	64	4.3	28	2.6	2.8
コンゴ	5,126	2,489	824	2.9	2.5	14	12	7	43	38	35	53	56	65	4.7	66	3.4	3.0
クック諸島	17	6	2	-0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75	1.7	0.7
コスタリカ	4,857	1,296	346	1.7	0.8	7	4	5	33	27	14	66	76	80	1.8	78	3.6	1.6
コートジボワール	23,696	11,689	3,861	2.5	2.4	21	14	12	52	43	37	44	52	54	4.9	55	3.5	3.1
クロアチア	4,213	756	196	-0.5	-0.6	11	11	13	15	11	9	68	72	78	1.5	59	-0.1	0.2
キューバ	11,476	2,260	636	0.3	0.0	7	7	8	29	17	11	70	75	80	1.7	77	0.4	-0.1
キプロス	1,170	241	66	1.6	0.7	7	7	7	19	19	11	73	77	81	1.3	67	1.6	0.8
チェコ	10,611	1,881	534	0.1	-0.1	12	12	11	16	12	10	70	72	79	1.5	73	0.1	0.3
朝鮮民主主義人民共和国	25,369	6,452	1,726	0.9	0.4	10	6	9	37	21	14	60	70	72	1.9	61	1.0	0.8
コンゴ民主共和国	78,736	41,553	14,494	3.2	3.0	20	17	10	47	46	42	44	49	60	6.1	43	4.2	3.6
デンマーク	5,712	1,157	285	0.4	0.4	10	12	9	15	12	10	73	75	81	1.7	88	0.5	0.6
ジブチ	942	356	102	1.8	1.3	15	11	8	45	40	23	49	57	62	2.8	77	1.8	1.3
ドミニカ	74	22	6	0.1	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	0.5	0.7
ドミニカ共和国	10,649	3,750	1,060	1.5	0.9	11	6	6	42	30	20	58	68	74	2.4	80	2.9	1.5
エクアドル	16,385	5,606	1,611	1.8	1.3	12	6	5	41	30	20	58	69	76	2.5	64	2.4	1.7
エジプト	95,689	36,997	12,876	2.0	1.6	16	8	6	42	34	26	52	65	71	3.3	43	1.6	1.8
エルサルバドル	6,345	2,153	577	0.7	0.5	13	8	7	43	31	19	55	64	74	2.1	67	1.9	1.0
赤道ギニア	1,221	521	182	4.0	3.0	26	18	10	42	42	34	40	48	58	4.7	40	3.6	3.0
エリトリア	4,955	2,397	744	1.8	2.2	21	16	7	47	42	32	43	50	65	4.1	23	4.3	4.4
エストニア	1,312	247	68	-0.7	-0.3	11	13	12	15	14	11	70	69	78	1.6	67	-1.0	-0.3
エチオピア	102,403	49,500	15,177	2.9	2.2	21	18	7	48	48	32	43	47	65	4.2	20	4.6	4.3
フィジー	899	303	87	0.8	0.5	8	6	7	34	29	19	60	66	70	2.5	54	1.8	0.9
フィンランド	5,503	1,078	297	0.4	0.3	10	10	10	14	13	11	70	75	81	1.8	84	0.6	0.4
フランス	64,721	14,080	3,842	0.5	0.3	11	9	9	17	13	12	72	77	83	2.0	80	0.8	0.7
ガボン	1,980	822	274	2.8	1.9	20	11	8	37	37	30	47	61	66	3.8	87	3.4	2.2

国・地域	人口(1,000人)			人口の年間増加率(%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命(年)			合計特殊出生率	都市人口の割合(%)	都市人口の年間平均増加率(%)	
	2016			1990-2016	2016-2030 <sup>a</sup>	1970	1990	2016	1970	1990	2016	1970	1990	2016	2016	2016	1990-2016	2016-2030 <sup>a</sup>
	全体	18歳未満	5歳未満															
ガンビア	2,039	1,065	360	3.1	2.8	26	14	8	50	47	39	38	52	61	5.4	60	4.8	3.6
ジョージア	3,925	875	271	-1.2	-0.3	9	9	13	20	17	13	67	70	73	2.0	54	-1.0	-0.1
ドイツ	81,915	13,103	3,557	0.1	0.0	12	12	11	14	10	9	71	75	81	1.5	76	0.2	0.0
ガーナ	28,207	12,689	4,085	2.5	2.0	16	11	8	47	39	31	49	57	63	4.0	55	4.0	2.7
ギリシャ	11,184	1,937	474	0.3	-0.3	10	9	11	18	11	8	71	77	81	1.3	78	0.7	0.2
グレナダ	107	34	10	0.4	0.3	9	9	7	28	28	19	64	69	74	2.1	36	0.7	0.4
グアテマラ	16,582	7,047	2,023	2.2	1.8	14	9	5	45	39	25	53	62	73	3.0	52	3.3	3.0
ギニア	12,396	6,082	1,983	2.8	2.5	27	17	9	45	47	36	37	50	60	4.9	38	4.0	3.5
ギニアビサウ	1,816	872	291	2.2	2.3	22	17	11	43	46	37	42	49	57	4.6	50	4.5	3.2
ガイアナ	773	277	76	0.2	0.5	9	8	8	36	28	21	62	63	67	2.5	29	0.3	1.1
ハイチ	10,847	4,296	1,233	1.6	1.0	18	13	9	39	37	24	47	55	63	2.9	60	4.4	2.2
パチカン	1	0	0	0.2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	0.2	0.0
ホンジュラス	9,113	3,541	951	2.3	1.4	15	7	5	48	39	22	53	67	74	2.5	55	3.4	2.5
ハンガリー	9,753	1,694	436	-0.2	-0.4	11	14	13	15	12	9	69	69	76	1.4	72	0.1	0.2
アイスランド	332	80	22	1.0	0.7	7	7	6	21	17	13	74	78	83	1.9	94	1.3	0.9
インド	1,324,171	448,314	119,998	1.6	1.0	17	11	7	39	32	19	48	58	69	2.3	33	2.5	2.2
インドネシア	261,115	85,965	24,822	1.4	0.9	13	8	7	40	26	19	55	63	69	2.4	54	3.6	1.9
イラン	80,277	22,149	6,823	1.4	0.7	16	7	5	42	33	17	51	64	76	1.7	74	2.4	1.4
イラク	37,203	17,460	5,738	2.9	2.6	12	7	5	46	38	33	58	66	70	4.4	70	2.8	2.6
アイルランド	4,726	1,197	344	1.1	0.7	11	9	6	22	14	14	71	75	81	2.0	64	1.6	1.3
イスラエル	8,192	2,672	841	2.3	1.4	7	6	5	26	22	20	72	77	83	3.0	92	2.3	1.4
イタリア	59,430	9,761	2,482	0.2	-0.2	10	10	10	17	10	8	72	77	83	1.5	69	0.4	0.3
ジャマイカ	2,881	820	205	0.7	0.1	8	7	7	35	25	17	68	72	76	2.0	55	1.1	0.9
日本	127,749	20,051	5,343	0.1	-0.4	7	7	11	19	10	8	72	79	84	1.5	94	0.9	-0.1
ヨルダン	9,456	3,959	1,227	3.8	1.2	10	5	4	51	35	26	60	70	74	3.4	84	3.8	1.5
カザフスタン	17,988	5,566	1,997	0.3	0.9	9	9	9	26	23	21	63	67	70	2.6	53	0.0	1.0
ケニア	48,462	23,094	7,023	2.8	2.3	15	10	6	51	42	31	52	58	67	3.9	26	4.5	4.0
キリバス	114	47	14	1.8	1.5	13	10	7	35	37	28	54	60	66	3.7	44	2.5	1.9
クウェート	4,053	989	316	2.5	1.3	6	3	3	48	23	16	66	72	75	2.0	98	2.2	2.0
キルギス	5,956	2,167	760	1.2	1.2	11	8	6	32	32	25	60	66	71	3.0	36	0.9	2.0
ラオス	6,758	2,674	766	1.8	1.2	18	14	7	43	43	24	46	54	67	2.7	40	5.6	3.3
ラトビア	1,971	350	97	-1.2	-0.9	11	13	15	14	14	10	70	69	75	1.5	67	-1.2	-0.5
レバノン	6,007	1,743	483	3.1	-0.8	8	7	5	32	25	15	66	70	80	1.7	88	2.6	0.3
レソト	2,204	932	286	1.2	1.2	17	10	13	43	35	28	49	59	54	3.1	28	3.8	2.6
リベリア	4,614	2,249	715	3.0	2.4	24	18	8	49	45	34	39	47	63	4.6	50	2.6	3.2
リビア	6,293	2,111	627	1.3	1.1	13	5	5	51	29	20	56	69	72	2.3	79	1.7	1.4
リヒテンシュタイン	38	7	2	1.0	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	0.4	1.1
リトアニア	2,908	519	152	-0.9	-0.5	9	11	14	17	15	11	71	71	75	1.7	67	-0.9	-0.2
ルクセンブルク	576	115	32	1.6	1.1	12	10	7	13	12	11	70	75	82	1.6	90	1.8	1.2
マダガスカル	24,895	11,988	3,769	2.9	2.6	21	15	6	48	44	33	45	51	66	4.2	36	4.6	4.2
マラウイ	18,092	9,265	2,908	2.5	2.7	25	19	7	54	49	37	41	47	63	4.6	16	3.8	4.2
マレーシア	31,187	9,350	2,612	2.1	1.2	7	5	5	34	28	17	64	71	75	2.0	75	3.7	1.8
モルディブ	428	117	39	2.5	1.3	21	9	3	50	41	18	44	61	77	2.1	47	4.3	2.6
マリ	17,995	9,806	3,332	2.9	2.9	32	20	10	50	49	43	32	46	58	6.1	41	5.0	4.7
マルタ	429	75	21	0.6	0.2	9	8	9	16	15	10	71	76	81	1.5	96	0.8	0.2
マーシャル諸島	53	19	5	0.4	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	0.9	0.9
モーリタニア	4,301	1,996	655	2.9	2.5	16	11	8	46	41	34	49	58	63	4.7	60	4.2	2.9
モーリシャス	1,262	295	68	0.7	0.1	7	6	8	29	21	11	63	69	75	1.4	40	0.3	0.3
メキシコ	127,540	41,600	11,581	1.5	1.0	10	5	5	44	29	18	61	71	77	2.2	80	1.9	1.2
ミクロネシア連邦	105	43	12	0.3	0.8	9	7	6	41	34	24	62	66	69	3.1	22	-0.2	1.6
モナコ	38	7	2	1.0	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1.0	0.9
モンゴル	3,027	1,017	368	1.3	1.2	15	10	6	44	32	24	55	60	69	2.8	73	2.1	1.7
モンテネグロ	629	139	36	0.1	0.0	7	7	10	22	16	11	70	75	77	1.7	64	1.2	0.2
モントセラト	5	2	0	-2.8	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-4.0	1.0
モロッコ	35,277	11,491	3,508	1.3	1.1	14	7	5	43	29	20	53	65	76	2.5	61	2.1	1.6
モザンビーク	28,829	14,929	4,950	3.0	2.8	25	21	10	48	46	39	39	43	58	5.2	33	3.8	3.5
ミャンマー	52,885	17,485	4,538	1.0	0.8	15	10	8	39	27	18	51	59	67	2.2	35	2.3	2.0
ナミビア	2,480	1,076	344	2.2	1.9	15	9	7	43	38	29	52	62	64	3.4	48	4.2	3.1
ナウル	11	4	1	0.8	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	0.4	0.5
ネパール	28,983	11,190	2,756	1.7	1.0	23	13	6	43	39	20	41	54	70	2.1	19	4.7	2.9
オランダ	16,987	3,425	894	0.5	0.3	8	9	9	18	13	11	74	77	82	1.7	91	1.6	0.5
ニュージーランド	4,661	1,109	304	1.2	0.8	8	8	7	22	17	13	71	75	82	2.0	86	1.3	0.9
ニカラグア	6,150	2,174	597	1.5	1.0	13	7	5	46	36	20	54	64	75	2.2	59	2.1	1.7
ニジェール	20,673	11,752	4,218	3.6	3.8	28	23	10	57	56	48	36	44	60	7.2	19	4.5	5.7
ナイジェリア	185,990	93,965	31,802	2.6	2.5	23	19	12	46	44	39	41	46	53	5.5	49	4.5	3.9

表6 人口統計指標

国・地域	人口(1,000人)			人口の年間増加率(%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命(年)			合計特殊出生率	都市人口の割合(%)	都市人口の年間平均増加率(%)	
	2016			1990-2016	2016-2030 <sup>a</sup>	1970	1990	2016	1970	1990	2016	1970	1990	2016	2016	2016	1990-2016	2016-2030 <sup>a</sup>
	全体	18歳未満	5歳未満															
ニウエ	2	1	0	-1.4	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	-1.1	0.2
ノルウェー	5,255	1,130	306	0.8	0.9	10	11	8	17	14	12	74	77	82	1.8	81	1.2	1.1
オマーン	4,425	1,118	401	3.4	2.1	16	5	3	48	38	19	50	67	77	2.7	78	4.0	1.4
パキスタン	193,203	79,005	24,963	2.2	1.7	15	11	7	43	40	28	53	60	66	3.5	39	3.0	2.6
パラオ	22	8	2	1.4	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	2.2	1.3
パナマ	4,034	1,324	388	1.9	1.4	8	5	5	38	26	20	66	73	78	2.5	67	2.7	1.8
パプアニューギニア	8,085	3,449	1,033	2.4	1.9	16	9	7	41	35	28	49	59	66	3.7	13	1.9	2.8
パラグアイ	6,725	2,404	672	1.8	1.1	7	6	6	37	34	21	65	68	73	2.5	60	2.8	1.9
ペルー	31,774	10,454	3,033	1.4	1.1	14	7	6	42	30	19	53	66	75	2.4	79	1.9	1.4
フィリピン	103,320	39,204	11,530	2.0	1.4	9	7	7	39	33	23	61	65	69	2.9	44	1.6	1.8
ポーランド	38,224	6,785	1,819	0.0	-0.3	8	10	10	17	15	9	70	71	78	1.3	61	0.0	0.1
ポルトガル	10,372	1,764	431	0.2	-0.3	11	10	11	21	11	8	67	74	81	1.2	64	1.4	0.6
カタール	2,570	417	130	6.5	1.6	5	2	2	36	22	10	68	75	78	1.9	99	6.5	1.0
韓国	50,792	8,678	2,226	0.6	0.3	9	6	6	30	15	9	61	72	82	1.3	83	1.0	0.5
モルドバ	4,060	768	218	-0.3	-0.4	10	10	11	20	19	10	65	68	72	1.2	45	-1.1	-0.2
ルーマニア	19,778	3,667	944	-0.7	-0.5	10	11	13	21	14	10	68	70	75	1.5	55	-0.2	0.1
ロシア連邦	143,965	28,642	9,561	-0.1	-0.2	9	12	13	15	14	13	69	68	71	1.8	74	-0.1	-0.2
ルワンダ	11,918	5,593	1,740	1.9	2.1	20	32	6	50	47	31	44	34	67	3.9	30	8.7	4.7
セントクリストファー・ネイビス	55	16	5	1.1	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0.9	1.5
セントルシア	178	43	11	1.0	0.3	9	6	8	39	28	12	63	71	75	1.5	19	-0.6	1.1
セントビンセント・グレナディーン	110	32	8	0.1	0.2	9	7	7	40	25	16	65	70	73	1.9	51	0.9	0.7
サモア	195	85	23	0.7	0.6	11	7	5	41	33	25	55	65	75	4.0	19	0.3	0.5
サンマリノ	33	6	1	1.2	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	1.2	0.3
サントメ・プリンシペ	200	100	31	2.2	2.1	13	10	7	41	40	34	56	62	67	4.5	66	3.8	2.6
サウジアラビア	32,276	9,641	2,966	2.6	1.4	15	5	4	47	36	20	53	69	75	2.5	83	2.7	1.3
セネガル	15,412	7,616	2,544	2.7	2.6	25	11	6	50	43	36	39	57	67	4.8	44	3.2	3.5
セルビア	8,820	1,780	469	-0.3	-0.4	9	10	13	19	15	11	68	71	75	1.6	56	0.2	-0.2
セーシェル	94	24	8	1.1	0.3	9	7	8	35	23	16	66	71	74	2.3	54	1.5	0.9
シエラレオネ	7,396	3,638	1,141	2.1	2.0	30	26	13	49	47	35	35	37	52	4.5	40	2.5	2.7
シンガポール	5,622	1,062	265	2.4	0.9	5	4	5	23	18	9	68	76	83	1.2	100	2.5	1.0
スロバキア	5,444	996	281	0.1	-0.1	9	10	10	18	15	10	70	71	77	1.4	53	-0.1	0.1
スロベニア	2,078	363	107	0.1	-0.1	10	10	10	17	11	10	69	73	81	1.6	50	0.1	0.3
ソロモン諸島	599	275	83	2.5	1.8	13	11	5	45	40	29	54	57	71	3.9	23	4.5	3.4
ソマリア	14,318	7,642	2,617	2.5	2.9	23	20	11	47	48	43	41	45	56	6.3	40	3.4	4.0
南アフリカ	56,015	19,428	5,705	1.5	1.0	12	8	10	38	29	21	56	62	63	2.5	65	2.3	1.2
南スーダン	12,231	5,944	1,925	2.9	2.5	28	21	11	51	47	36	36	44	57	4.9	19	4.4	3.8
スペイン	46,348	8,135	2,065	0.6	0.0	9	8	9	20	10	9	72	77	83	1.4	80	1.0	0.4
スリランカ	20,798	6,020	1,602	0.7	0.2	8	6	7	31	21	15	64	70	75	2.0	18	0.8	1.4
パレスチナ	4,791	2,231	712	3.2	2.4	13	5	3	50	46	32	56	68	73	4.0	75	3.5	2.6
スーダン	39,579	18,971	5,940	2.6	2.3	15	12	7	47	42	33	52	56	64	4.5	34	3.4	3.1
スリナム	558	179	50	1.2	0.7	9	7	7	37	28	18	63	67	71	2.4	66	1.2	0.7
スワジランド	1,343	592	180	1.7	1.5	18	9	10	49	43	29	48	60	58	3.1	21	1.3	1.6
スウェーデン	9,838	2,006	584	0.5	0.6	10	11	9	14	14	12	74	78	82	1.9	86	0.6	0.8
スイス	8,402	1,499	434	0.9	0.7	9	9	8	16	12	10	73	78	83	1.5	74	0.9	1.1
シリア	18,430	8,231	2,100	1.5	2.6	11	5	6	46	36	21	59	71	70	2.9	58	3.0	2.6
タジキスタン	8,735	3,581	1,183	1.9	1.8	12	10	5	42	41	29	60	63	71	3.4	27	1.3	2.7
タイ	68,864	14,961	3,768	0.8	0.1	10	6	8	38	19	10	59	70	75	1.5	52	2.8	1.5
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2,081	425	118	0.2	0.0	7	8	10	25	18	11	66	71	76	1.5	57	0.1	0.3
東ティモール	1,269	650	206	2.0	2.1	23	16	6	43	43	35	40	48	69	5.5	33	3.6	3.4
トーゴ	7,606	3,668	1,176	2.7	2.3	19	12	9	48	42	34	47	56	60	4.5	40	3.9	3.4
トケラウ	1	0	0	-0.9	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
トンガ	107	46	13	0.5	0.9	7	6	6	36	31	24	65	70	73	3.6	24	0.6	1.5
トリニダード・トバゴ	1,365	335	95	0.4	0.0	7	8	10	27	21	14	65	68	71	1.8	8	0.3	-0.4
チェルノブイリ	11,403	3,205	1,052	1.3	0.8	16	6	6	41	26	18	51	69	76	2.2	67	1.8	1.1
トルコ	79,512	24,162	6,775	1.5	0.8	15	8	6	40	26	16	52	64	76	2.1	74	2.2	1.3
トルクメニスタン	5,663	2,021	709	1.7	1.3	12	9	7	38	35	25	58	63	68	2.9	50	1.9	1.7
タラシヤ・カイコス諸島	35	10	3	4.3	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	5.1	1.3
ツバル	11	4	1	0.8	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	1.9	1.5
ウガンダ	41,488	22,807	7,699	3.3	3.1	17	18	9	49	50	42	49	46	60	5.6	16	4.8	5.1
ウクライナ	44,439	7,948	2,334	-0.6	-0.5	9	13	15	15	13	11	71	70	72	1.5	70	-0.4	-0.4
アラブ首長国連邦	9,270	1,498	464	6.2	1.3	7	3	2	37	26	10	62	72	77	1.7	86	6.8	1.9
英国	65,789	13,785	4,000	0.5	0.5	12	11	9	15	14	12	72	76	82	1.9	83	0.7	0.7
タンザニア	55,572	28,698	9,655	3.0	2.9	18	15	7	48	44	38	47	50	66	5.0	32	4.9	4.6
米国	322,180	73,928	19,607	0.9	0.7	10	9	8	16	16	13	71	75	79	1.9	82	1.3	0.9
ウルグアイ	3,444	884	240	0.4	0.3	10	10	9	21	18	14	69	73	77	2.0	95	0.7	0.4



国・地域	人口(1,000人)			人口の年間増加率(%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命(年)			合計特殊出生率	都市人口の割合(%)	都市人口の年間平均増加率(%)	
	2016			1990-2016	2016-2030 <sup>α</sup>	1970	1990	2016	1970	1990	2016	1970	1990	2016	2016	2016	1990-2016	2016-2030 <sup>α</sup>
	全体	18歳未満	5歳未満															
ウズベキスタン	31,447	10,386	3,184	1.7	1.1	10	8	6	37	35	21	62	66	71	2.3	36	1.1	1.7
バヌアツ	270	114	34	2.4	1.9	14	8	5	42	36	26	52	63	72	3.3	26	3.7	3.0
ベネズエラ	31,568	10,493	2,974	1.8	1.1	7	5	6	37	29	19	65	70	75	2.3	89	2.0	1.2
ベトナム	94,569	25,780	7,761	1.3	0.8	12	6	6	36	29	17	60	71	76	2.0	34	3.2	2.2
イエメン	27,584	12,957	4,075	3.2	2.1	25	11	6	53	52	32	41	58	65	4.0	35	5.1	3.4
ザンビア	16,591	8,647	2,820	2.8	2.9	17	18	8	50	45	38	49	45	62	5.0	41	2.9	4.3
ジンバブエ	16,150	7,726	2,539	1.8	2.1	13	10	8	47	37	33	55	58	61	3.8	32	1.9	2.3
<b>地域別要約</b>																		
東アジアと太平洋諸国	2,291,492	545,358	156,758	0.9	0.4	11	7	7	35	22	14	60	69	75	1.8	57	3.0	1.5
ヨーロッパと中央アジア	908,161	191,748	55,778	0.3	0.2	10	11	10	18	15	12	69	72	77	1.8	71	0.5	0.4
東ヨーロッパと中央アジア	416,914	100,514	31,087	0.2	0.2	10	11	11	21	18	15	66	68	73	1.9	64	0.3	0.4
西ヨーロッパ	491,247	91,234	24,691	0.3	0.1	11	10	10	16	12	10	71	75	81	1.6	76	0.6	0.4
ラテンアメリカとカリブ海諸国	633,773	193,378	53,227	1.4	0.8	10	7	6	37	27	17	60	68	76	2.1	80	1.9	1.1
中東と北アフリカ	435,225	152,698	49,143	2.1	1.5	15	7	5	44	34	23	53	66	74	2.8	63	2.6	1.8
北アメリカ	358,469	80,927	21,535	0.9	0.7	9	9	8	16	16	12	71	75	80	1.8	83	1.3	0.9
南アジア	1,765,989	619,518	169,895	1.7	1.0	17	11	7	40	33	20	48	58	69	2.5	33	2.7	2.3
サハラ以南のアフリカ	1,034,153	511,533	167,977	2.7	2.5	21	16	9	47	44	36	45	50	60	4.8	37	4.0	3.6
東部・南部アフリカ	542,206	261,901	83,757	2.6	2.4	19	16	8	47	43	34	47	51	63	4.4	31	3.7	3.5
西部・中部アフリカ	491,947	249,631	84,220	2.8	2.6	23	17	11	47	45	39	42	49	57	5.4	45	4.2	3.7
後発開発途上国	979,388	454,924	142,971	2.5	2.2	21	15	8	47	42	32	44	52	64	4.1	31	4.0	3.6
<b>世界</b>	<b>7,427,263</b>	<b>2,295,160</b>	<b>674,314</b>	<b>1.3</b>	<b>1.0</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>33</b>	<b>26</b>	<b>19</b>	<b>59</b>	<b>65</b>	<b>72</b>	<b>2.4</b>	<b>54</b>	<b>2.2</b>	<b>1.6</b>

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。  
 これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

**指標の定義**

- 粗死亡率**—人口1,000人あたりの年間の死亡数。
- 粗出生率**—人口1,000人あたりの年間の出生数。
- 平均余命**—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。
- 合計特殊出生率**—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。
- 都市人口の割合**—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の割合。

**データの主な出典**

- 人口**—国連人口局。増加率は、国連人口局のデータを基にユニセフが算定した。
- 粗死亡率・粗出生率**—国連人口局。
- 平均余命**—国連人口局。
- 合計特殊出生率**—国連人口局。

**注**

- データなし。
- α 中間出生率変化予測に基づく。

表7 女性指標

国・地域	平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)		初等学校に 入学した 児童が最終 学年まで 残る率 (対男性 比、%)	先進的方 法の家族 計画への 需要(%)	出産前のケアが 行われている割合(%)		出産時ケアが 行われている割合(%)			出産(出生)後の健診 を受ける割合(%)*		妊産婦死亡率、 生涯に 妊娠・出産 で死亡する リスク (1/n)		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技 能者が 付き添 う出産	保健施 設での 出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	2015
アフガニスタン	104	39	69	56	-	42	59	18	51	48	3	9	40	1,300	396	52
アルバニア	105	98	97	94	101	13 x	97 x	67 x	99 x	97 x	19 x	1 x	83 x	6	29	1,900
アルジェリア	103	82 x	94	104	102	77	93	67	97	97	16	-	-	-	140	240
アンドラ	-	100	-	-	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	110	67	64	65	-	24	82	61	50	46	4	21	23	-	477	32
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	107	101 x	94	102	-	-	100 x	100	100	-	-	-	-	0 x	-	-
アルゼンチン	110	100	100	107	100	-	98	90	100	99	29	-	-	39	52	790
アルメニア	109	100	100	101	99	40	100	96	100	99	18	98	97	17	25	2,300
オーストラリア	105	-	100	95	-	-	98 x	92 x	-	99	31 x	-	-	-	6	8,700
オーストリア	106	-	99	95	101	-	-	-	99	99	24 x	-	-	-	4	18,200
アゼルバイジャン	109	100	98	-	95	22 x	92	66	100	93	20	3 x	83	14	25	1,600
バハマ	108	-	-	-	-	-	98 x	85	98	-	-	-	-	37	80	660
バーレーン	103	95 x	101	100	97	-	100 x	100	100	98 x	-	-	-	17 x	15	3,000
バングラデシュ	105	92	108	113	-	73	64	31	42	37	23	32	36	180	176	240
バルバドス	107	-	101	103	-	70	93	88	99	100	21	98	97	52	27	2,100
ベラルーシ	116	100 x	100	99	100	74	100	100	100	100	25	100	100	0	4	13,800
ベルギー	106	-	100	114	102	-	-	-	-	-	18 x	-	-	-	7	8,000
ベリーズ	108	-	95	102	98	66	97	93	97	96	34	96	96	45	28	1,300
ベナン	105	49	92	70	95	25	83	59	77	87	5	80	78	350	405	51
ブータン	101	73	107	107	101	85 x	98	85	86 x	74	12 x	30 x	41 x	86	148	310
ボリビア	108	92	97	98	101	43 x	90	75	85 x	71	27	76 x	77 x	310 x	206	160
ボスニア・ヘルツェゴビナ	107	96	-	-	101	22	87	84	100	100	14	-	-	0	11	6,800
ボツワナ	109	102 x	97	-	103	82 x	94 x	73 x	99 x	100	-	-	-	130	129	270
ブラジル	110	101	97	105	-	90	97	91	99	99	56	-	-	55	44	1,200
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	104	97	100	100	97	-	99 x	93	100	100 x	-	-	-	-	23	2,300
ブルガリア	110	99	99	97	100	-	-	-	100	94	36	-	-	6	11	6,200
ブルキナファソ	102	59	96	92	114	44	93	47	80	82	4	33	74	330	371	48
ブルンジ	107	78	101	91	118	33	99	49	85	84	4 x	8 x	49	500 x	712	23
カボヴェルデ	106	89	95	112	101	73 x	98 x	72 x	92	76 x	11 x	-	-	10	42	900
カンボジア	106	80 x	99	-	134	56	95	76	89	83	6	79	90	170	161	210
カメルーン	104	83 x	90	86	104	40	83	59	65	61	2	69	65	780	596	35
カナダ	105	-	101	100	-	-	100 x	99 x	100 x	98	26 x	-	-	11	7	8,800
中央アフリカ共和国	107	48 x	74	51	96	29	68 x	38 x	40 x	53 x	5 x	-	-	540 x	882	27
チャド	105	45	77	46	85	18	55	31	20	22	1	5	16	860	856	18
チリ	107	100	97	101	101	-	-	-	100	100	50	-	-	14	22	2,600
中国	104	95 x	100	103	-	97 x	97	69	100	100	41	-	-	20	27	2,400
コロンビア	110	100	97	107	106	84 x	97	90	99	99	46	7 x	1	54	64	800
コモロ	105	75	93	107	121	28	92	49	82 x	76	10	14	49	170	335	66
コンゴ	105	84	107	87	-	39	93	79	94	92	5	86	80	440	442	45
クック諸島	-	-	94	108	94	-	100 x	-	100 x	100 x	-	-	-	0	-	-
コスタリカ	106	100	99	104	101	89	98	90	99	99	22	-	-	28	25	2,100
コートジボワール	106	73	89	72	95	31	91	44	59 x	57	3	34	70	610	645	32
クロアチア	109	99	100	105	99	-	-	92	100	-	21	-	-	3	8	7,900
キューバ	105	100	95	105	100	88	99	98	99	100	40	98	99	42	39	1,800
キプロス	106	99	100	99	99	-	99 x	-	-	97	-	-	-	-	7	9,400
チェコ	108	-	100	101	100	86 x	-	-	100 x	100	20 x	-	-	1	4	14,800
朝鮮民主主義人民共和国	110	-	-	101	-	90	100 x	94 x	100 x	95 x	13 x	-	-	77 x	82	660
コンゴ民主共和国	105	75	91	62	99	16	88	48	80	80	5	8	44	850	693	24
デンマーク	105	-	98	104	100	-	-	-	-	-	21 x	-	-	-	6	9,500
ジブチ	105	-	91	82	88	-	88	23	87 x	87	11	-	-	380	229	140
ドミニカ	-	-	98	99	95	-	100 x	-	100	-	-	-	-	110	-	-
ドミニカ共和国	109	101	91	110	105	84	98	93	98	98	58	95	95	110	92	400
エクアドル	107	98	106	104	102	81	84 x	58 x	96	93	46	-	-	46	64	580
エジプト	106	81	100	99	-	80	90	83	92	87	52	14	82	49	33	810
エルサルバドル	113	96	96	101	105	82	96	90	98	98	32	97	94	42	54	890
赤道ギニア	105	86 x	98	-	100	21	91	67	68 x	67	7	-	-	310	342	61
エリトリア	107	73 x	86	85	103	20 x	89 x	57 x	34 x	34 x	3 x	-	5 x	490 x	501	43
エストニア	113	100	100	99	101	-	-	97	100 x	99	-	-	-	7	9	6,300
エチオピア	106	59 x	91	96	105	59	62	32	28	26	2	0	17	410	353	64
フィジー	109	-	99	111	98	-	100 x	94	100	99	-	-	-	59	30	1,200
フィンランド	107	-	100	109	100	-	100 x	-	-	100	16 x	-	-	-	3	21,700
フランス	108	-	99	101	-	96 x	100 x	99 x	-	98	21 x	-	-	-	8	6,100
ガボン	105	94	97	-	-	34	95	78	89 x	90	10	25	60	320	291	85
ガンビア	104	65	105	-	106	24	86	78	57	63	2	6	76	430	706	24
ジョージア	112	100	102	100	100	53 x	98 x	88	100	100	41	-	-	32	36	1,500

表7 女性指標

国・地域	平均余命 (対男性 比、%)	成人の 識字率 (対男性 比、%)	就学率 (対男性比、%)		初等学校に 入学した 児童が最終 学年まで 残る率 (対男性 比、%)	先進的方 法の家族 計画への 需要(%)	出産前のケアが 行われている割合(%)		出産時ケアが 行われている割合(%)			出産(出生)後の健診 を受ける割合(%)		妊産婦死亡率 <sup>1</sup>		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技 能者が 付き添 う出産	保健施 設での 出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	生涯に 妊娠・出 産で死亡 する リスク (1/n)
ドイツ	106	-	99	94	100	-	100 x	99	-	99	29 x	-	-	-	6	11,700
ガーナ	103	83 x	102	97	97	41	91	87	71	73	13	23	81	450 x	319	74
ギリシャ	107	98	99	94	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	23,700
グレナダ	107	-	96	100	-	-	100 x	-	99	-	-	-	-	23	27	1,500
グアテマラ	109	88	96	93	99	66	91	86	66	65	26	8	78	140	88	330
ギニア	102	50	85	66	97	16	85	57	45 x	40	2	25	37	720	679	29
ギニアビサウ	106	50	-	-	-	38	92	65	45	44	4	55	48	900	549	38
ガイアナ	107	99	97	99	105	53	91	87	86	93	17	95	93	86 x	229	170
ハイチ	107	84 x	-	-	-	45	90	67	49	36	6	19	32	380	359	90
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	107	100	99	119	110	76	97	89	83 x	83	19	81	85	73 x	129	300
ハンガリー	110	-	99	100	100	-	-	-	99 x	-	31 x	-	-	15	17	4,400
アイスランド	104	-	99	104	102	-	-	-	-	-	17 x	-	-	-	3	14,600
インド	105	75	112	101	99	72	74 x	51	81	79	17	24	62	170	174	220
インドネシア	106	96	97	100	-	79	95	84	93	80	12	48	80	360	126	320
イラン	103	89	105	99	99	69	97 x	94 x	96 x	95 x	46 x	-	-	25 x	25	2,000
イラク	107	72	-	-	-	59	78	50	91 x	77	22	-	-	35	50	420
アイルランド	105	-	101	103	-	-	100 x	-	100 x	100	25 x	-	-	-	8	6,100
イスラエル	104	-	101	101	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	6,200
イタリア	106	99	99	98	100	-	99 x	68 x	-	100	40 x	-	-	-	4	19,700
ジャマイカ	107	116 x	-	107	103	83 x	98	86	99 x	99	21	-	-	80	89	520
日本	108	-	100	100	100	-	-	-	-	100	-	-	-	-	5	13,400
ヨルダン	105	99	101	106	-	58	99	95	100 x	99	28	75	82	19 x	58	490
カザフスタン	115	100 x	102	103	101	80	99	95	99	99	15	99	98	13	12	3,000
ケニア	108	88	99	-	-	75	94	58	62	61	9	36	53	360	510	42
キリバス	110	-	103	-	-	36 x	88 x	71 x	98 x	66 x	10 x	-	-	33	90	300
クウェート	103	98	101	116	101	-	100 x	-	99 x	99	-	-	-	2	4	10,300
キルギス	112	99 x	99	102	100	62	98	95	98	98	7	99	98	36	76	390
ラオス	105	74	96	93	104	61	54	37	40 x	38	4	41	40	210	197	150
ラトビア	114	100	99	99	100	-	92 x	-	100 x	98	-	-	-	24	18	3,500
レバノン	105	93 x	91	99	108	-	96 x	-	98 x	100 x	-	-	-	-	15	3,700
レソト	109	125	97	136	129	76	95	74	78	77	10	18	62	1,000	487	61
リベリア	103	44 x	90	78	-	37	96	78	61	56	4	35	71	1,100	725	28
リビア	108	-	-	-	-	30 x	93 x	-	-	100	-	-	-	-	9	4,200
リヒテンシュタイン	-	-	98	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	115	100	100	96	100	-	100 x	-	100 x	-	-	-	-	7	10	6,300
ルクセンブルク	106	-	100	102	103	-	-	97	100 x	100 x	29 x	-	-	-	10	6,500
マダガスカル	105	91	100	98	105	50 x	82	51	44	38	2	13 x	46 x	480	353	60
マラウイ	109	79	102	90	102	75	95	51	90	91	6	60	42	440	634	29
マレーシア	106	95 x	100	108	101	-	97	-	99	99	-	-	-	24	40	1,200
モルディブ	103	100	-	-	106	43 x	99 x	85 x	96 x	95 x	32 x	1 x	70 x	110	68	600
マリ	102	49	91	81	94	48	48	38	44	65	2	63	58	460 x	587	27
マルタ	104	103	102	107	104	-	100 x	-	-	100	-	-	-	-	9	8,300
マーシャル諸島	-	100	100	110	-	81 x	81 x	77 x	90 x	85 x	9 x	-	-	110	-	-
モーリタニア	105	62 x	105	93	98	30	85	63	64	69	5	58	57	630	602	36
モーリシャス	110	96	102	105	99	41	-	-	100	98 x	-	-	-	22 x	53	1,300
メキシコ	107	98	100	107	102	81	99	94	98	97	41	95	95	35	38	1,100
ミクロネシア連邦	103	-	100	-	-	-	80 x	-	100 x	87 x	11 x	-	-	160	100	310
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	113	100 x	98	102	-	68	99	90	98	98	23	99	95	26	44	800
モンテネグロ	106	98	98	100	102	34	92	87	99	99	20	99	95	0 x	7	8,300
モントセラト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	103	74	95	85	96	75	77	55	74 x	73	16	-	1 x	110 x	121	320
モザンビーク	108	54 x	92	92	94	28	91	51	54 x	55	4	-	5 x	410	489	40
ミャンマー	107	90	97	103	-	75	81	59	60	37	17	36	71	230	178	260
ナミビア	109	99	97	-	104	75	97	63	88	87	14	20	69	390	265	100
ナウル	-	-	92	102	-	43 x	95 x	40 x	97 x	99 x	8 x	-	-	0	-	-
ネパール	105	68	108	107	104	56	84	69	58	57	9	58	57	280 x	258	150
オランダ	105	-	99	101	-	-	-	-	-	-	14 x	-	-	-	7	8,700
ニュージーランド	104	-	100	106	-	-	-	-	-	97	23 x	-	-	-	11	4,500
ニカラグア	108	100 x	-	-	-	90	95	88	88 x	71	30	-	3 x	51	150	270
ニジェール	103	38	86	71	104	35	83	38	40	59	1	13	37	520	553	23
ナイジェリア	103	68 x	98	93	-	33	61	51	35	36	2	14	40	550	814	22
ニウエ	-	-	82	110	-	-	100 x	-	100 x	-	-	-	-	0	-	-
ノルウェー	105	-	100	97	100	-	-	-	-	99	16 x	-	-	-	5	11,500
オマーン	106	89	103	107	101	19 x	99	94	99	99	19	98	95	18	17	1,900
パキスタン	103	64	85	79	99	47	73	37	55	48	14	43	60	280 x	178	140

表7 女性指標

国・地域	平均余命 (対男性 比、%)	成人の 識字率 (対男性 比、%)	就学率 (対男性比、%)		初等学校に 入学した 児童が最終 学年まで 残る率 (対男性 比、%)	先進的方 法の家族 計画への 需要(%)	出産前のケアが 行われている割合(%)		出産時ケアが 行われている割合(%)			出産(出生)後の健診 を受ける割合(%)*		妊産婦死亡率、 生涯に 妊娠・出産 で死亡する リスク (1/n)		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技 能者が 付き添 う出産	保健施 設での 出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	2015
パラオ	-	100	111	99	-	-	90 x	81 x	100	100 x	-	-	-	0 x	-	-
パナマ	108	99 x	97	107	102	76	93	88	94	91	28	93	92	81	94	420
バブアニューギニア	108	80 x	91	76	-	41 x	79 x	55 x	53 x	43	-	-	-	730 x	215	120
パラグアイ	106	98	97	107	104	84 x	96 x	83	96 x	97	49	-	-	82	132	270
ペルー	107	94	100	100	103	63	97	96	92	91	32	96	93	93 x	68	570
フィリピン	110	101	100	110	-	52	95	84	73	61	9	53	72	220	114	280
ポーランド	111	-	100	96	100	-	-	-	100 x	100	21 x	-	-	2	3	22,100
ポルトガル	108	96	96	97	-	-	100 x	-	100 x	99	31 x	-	-	-	10	8,200
カタール	103	100	101	126	97	69	91	85	100	99	20	-	-	11	13	3,500
韓国	108	-	99	99	100	-	-	97	-	100	32 x	-	-	-	11	7,200
モルドバ	113	100	99	101	100	60	99	95	100	99	16	-	87 x	30	23	3,200
ルーマニア	110	99	98	99	100	47 x	76	76 x	95	95	34	-	-	14	31	2,300
ロシア連邦	117	100 x	101	98	101	72	-	-	100 x	99	13	-	-	11	25	2,300
ルワンダ	107	89	101	109	118	66	99	44	91	91	13	19	43	210	290	85
セントクリストファー・ネー ヴィス	-	-	102	105	98	-	100 x	-	100	-	-	-	-	310	-	-
セントルシア	107	-	-	99	100	72	97	90	99 x	100	19	100	90	34	48	1,100
セントビンセント・グレナ ディーン	106	-	98	97	-	-	100 x	100 x	99	-	-	-	-	45	45	1,100
サモア	109	100	100	111	97	39	93	73	83	82	5	-	63	29 x	51	500
サンマリノ	-	-	99	103	103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	107	90	94	113	-	50	98	84	93	91	6	91	87	160 x	156	140
サウジアラビア	104	95	103	76	-	-	97 x	-	98	-	-	-	-	14	12	3,100
セネガル	106	64	112	98	108	44	95	47	53	75	5	50	74	430	315	61
セルビア	108	99	100	101	97	25	98	94	98	98	29	-	-	12	17	3,900
セーシェル	113	101 x	103	107	-	-	-	-	99 x	-	-	-	-	57 x	-	-
シエラレオネ	102	60	101	86	101	38	97	76	60	54	3	39	73	1,200	1,360	17
シンガポール	105	97	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	10	8,200
スロバキア	110	-	99	101	101	-	97 x	-	99 x	-	24 x	-	-	0	6	12,100
スロベニア	107	-	100	100	100	-	100 x	-	100 x	100	-	-	-	0	9	7,000
ソロモン諸島	104	-	99	94	114	60 x	89	69	86	85	6	16	69	150 x	114	220
ソマリア	106	-	-	-	-	-	26 x	6 x	9 x	9 x	-	-	-	1,000 x	732	22
南アフリカ	112	98	95	127	-	81 x	94	76	97	96	26	-	84	580	138	300
南スーダン	104	55 x	71	54	-	6 x	62	17 x	19 x	12 x	1 x	-	-	2,100 x	789	26
スペイン	107	99	101	100	100	-	-	-	-	-	26 x	-	-	-	5	14,700
スリランカ	109	97 x	98	105	100	69 x	99 x	93 x	99 x	100	32	-	-	32	30	1,600
パレスチナ	105	97	100	110	105	65	99	96	100	99	20	94	91	-	45	490
スーダン	105	-	90	95	99	30	79	51	78	28	9	28	27	220 x	311	72
スリナム	109	96	98	127	115	73 x	91 x	67 x	90 x	92 x	19 x	-	-	130	155	270
スワジランド	112	98 x	92	99	107	81	99	76	88	88	12	90	88	590 x	389	76
スウェーデン	104	-	104	114	100	-	100 x	-	-	-	-	-	-	-	4	12,900
スイス	105	-	100	97	-	-	-	-	-	-	30 x	-	-	-	5	12,400
シリア	120	84 x	97	100	101	53 x	88 x	64 x	96 x	78 x	26 x	-	-	65 x	68	440
タジキスタン	109	100 x	99	90	101	51	79	53	98	77	4	54	81	29	32	790
タイ	111	96	94	94	-	89	98	91	99	99	33	-	-	12 x	20	3,600
マケドニア旧ユーゴスラビ ア共和国	105	96 x	99	97	99	22	99	94	100	100	25	-	-	4	8	8,500
東ティモール	105	83 x	99	107	103	38 x	84 x	55 x	29 x	21 x	2 x	2 x	24 x	570 x	215	82
トーゴ	103	66	95	-	96	32	73	57	45	73	7	35	71	400	368	58
トケラウ	-	-	-	93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トンガ	109	100	99	109	-	48	99	70	96 x	98	17	-	-	36 x	124	230
トリニダード・トバゴ	110	-	-	-	-	55 x	96 x	100	100	97 x	-	-	-	84	63	860
チュニジア	106	84	97	105	103	73	98	85	74 x	99	27	98	92	-	62	710
トルコ	109	94	99	97	99	60	97	89	97	97	48	72	88	29 x	16	3,000
トルクメニスタン	111	-	98	96	-	76	100	96	100	100	6	100	100	7 x	42	940
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	101	128	-	41 x	97 x	67 x	93 x	93 x	7 x	-	-	0 x	-	-
ウガンダ	108	78	102	91	103	48	97	60	57 x	73	5	11	54	340	343	47
ウクライナ	115	100	102	98	100	68	99	87	99 x	99	12	99	96	14	24	2,600
アラブ首長国連邦	103	102 x	99	-	103	-	100 x	-	100 x	100	-	-	-	0 x	6	7,900
英国	105	-	100	104	-	-	-	-	-	-	26 x	-	-	-	9	5,800
タンザニア	106	88	103	91	115	53	91	51	64	63	6	42	34	560	398	45
米国	106	-	100	102	-	83 x	-	97	99	-	31 x	-	-	28	14	3,800
ウルグアイ	110	101	98	111	101	-	97	77	100	100	30	-	-	17	15	3,300
ウズベキスタン	108	100	96	98	101	-	99	-	100	100	14	-	-	19	36	1,000
バヌアツ	106	-	98	106	-	51	76	52	89	89	12	-	-	86 x	78	360
ベネズエラ	112	100	97	108	100	-	98	84	100	99	52	-	-	69	95	420
ベトナム	113	95 x	99	-	104	70	96	74	94	94	28	89	90	67	54	870

国・地域	平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)		初等学校に入学した児童が最終学年まで残る率 (対男性比、%)	先進的方法の家族計画への需要 (%)	出産前のケアが行われている割合(%)		出産時ケアが行われている割合(%)			出産(出生)後の健診を受ける割合(%)		妊産婦死亡率 <sup>+</sup>		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	生涯に妊娠・出産で死亡するリスク (1/n)
イエメン	105	-	84	69	93	47	60	25	45	30	5	11	20	150	385	60
ザンビア	108	88 x	101	-	94	64	96	56	63	67	4	16	63	400	224	79
ジンバブエ	106	99	98	98	104	85	93	76	78	77	6	73	57	650	443	52
<b>地域別要約</b>																
東アジアと太平洋諸国	106	-	99	102	-	89	96	74	95	90	31	56 **	79 **	-	59	930
ヨーロッパと中央アジア	109	-	100	99	100	75	-	-	-	98	22	-	-	-	16	3,400
東ヨーロッパと中央アジア	113	98	100	98	100	68	96	87	99	97	22	-	-	-	25	2,000
西ヨーロッパ	107	-	100	100	100	82	-	-	-	99	-	-	-	-	7	9,600
ラテンアメリカとカリブ海諸国	109	99	98	105	102	83	97	90	96	94	43	-	-	-	68	670
中東と北アフリカ	105	84	98	95	99	71	84	66	86	80	30	-	-	-	81	400
北アメリカ	106	-	100	102	-	86	-	97	99	-	-	-	-	-	13	4,100
南アジア	104	75	107	99	99	71	69 †	46	73	70	17	28	59	-	182	200
サハラ以南のアフリカ	106	78	95	87	102	50	80	52	56	56	5	24	46	-	546	36
東部・南部アフリカ	107	88	94	94	105	61	85	52	60	57	7	24	40	-	409	52
西部・中部アフリカ	104	-	95	81	99	35	75	52	52	56	3	24	50	-	679	27
後発開発途上国	105	77	94	89	103	58	79	46	56	54	7	25	42	-	436	52
<b>世界</b>	<b>106</b>	<b>85</b>	<b>100</b>	<b>98</b>	<b>100</b>	<b>78</b>	<b>86 †</b>	<b>62</b>	<b>78</b>	<b>75</b>	<b>20</b>	<b>34 **</b>	<b>59 **</b>	<b>-</b>	<b>216</b>	<b>180</b>

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

### 指標の定義

**平均余命**—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

**成人の識字率**—15歳以上の人口のうち、読み書きができ日常生活についての簡単な短文を理解できる人の割合。

**初等教育総就学率**—年齢に関わらず初等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**中等教育総就学率**—年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**初等学校に入学した児童が最終学年まで残る率**—初等学校の第1学年に入学した子どものうち、最終学年に達した者の割合。(管理データ)。

**先進的方法の家族計画への需要**—生殖可能年齢(15~49歳)の女性で家族計画へのニーズを先進的方法で満たした者の割合。

**出産前のケアが行われている割合**—15~49歳の女性で、妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者(医師、看護師または助産師)によるケアを受けた女性と、いずれかのサービス提供者から少なくとも4回ケアを受けた女性の割合。

**専門技能者が付き添う出産**—専門技能を有する保健従事者(医師、看護師または助産師)が付き添う出産の割合。

**保健施設での出産**—調査前2年間に、保健施設で出産をした15~49歳の女性の割合。

**帝王切開**—帝王切開による出産率(注:緊急時の出産ケアの中で、帝王切開の割合として適切な範囲と考えられるのは5~15%内である)。

**新生児健診**—過去2年間のうち、直近に生まれた新生児が出生後2日以内に健診を受けた割合。注:複数指標クラスター調査(MICS)では、出産した施設にいる間の健診、出産直後の家庭内での健診、あるいは出産後に健診を受けに行くことを健診と定義して調査している。

**出産後の母親の検診**—15~49歳の女性が過去2年間のうち、直近の出産において、出産後2日以内に健診を受けた割合。注:複数指標クラスター調査(MICS)では、出産した施設にいる間の健診、出産直後の家庭内での健診、あるいは出産後に健診を受けに行くことを健診と定義して調査している。

**妊産婦死亡率**—出生10万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。「報告値」は各国から報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。「調整値」については注(†)を参照。妊産婦死亡率の数値は、以下のような方法で四捨五入されている。

報告値:100未満、四捨五入なし。100~999は10の位未満が四捨五入される。1,000以上は、100の位未満が四捨五入される。調整値:1,000未満は1の位未満が四捨五入され、1,000以上は10の位未満が四捨五入される。

**生涯に妊娠・出産で死亡するリスク**—同指標は、1人の女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたもの。(訳注:同指標nが100の場合、女性が生殖可能期間内の妊娠・出産によって死亡する確率は100人(n人)に1人ということになる。)同指標は、以下のような方法で四捨五入されている。1,000未満は1の位未満が四捨五入され、1,000以上は10の位未満が四捨五入される。

### データの主な出典

**平均余命**—国連人口局。

**成人の識字率**—ユネスコ統計研究所(UIS)。

**初等・中等教育就学率**—ユネスコ統計研究所(UIS)。

**初等学校に入学した児童が最終学年まで残る割合**—ユネスコ統計研究所(UIS)。

**先進的方法の家族計画への需要**—人口保健調査(DHS)、複数指標クラスター調査(MICS)、リプロダクティブ・ヘルス関連の調査、その他の国別調査、国家保健情報システム(HIS)。

**出産前のケアが行われている割合**—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

**専門技能者が付き添う出産**—DHS、MICS、その他の国別代表資料によるUNICEF/WHO SBA共同データベース(2017年11月改訂)。

**保健施設での出産**—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

**帝王切開**—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

**新生児健診、出産後の母親の健診**—DHS、MICS。

**妊産婦死亡率(報告値)**—世帯調査と人口動態統計を含む国別代表資料。

**妊産婦死亡率(調整値)**—国連妊産婦死亡率推定に関する機関間グループ(WHO、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行、国連人口局)。

**生涯に妊娠・出産で死亡するリスク**—国連妊産婦死亡率推定に関する機関間グループ(WHO、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行、国連人口局)。

### 注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のものである。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の年次のデータからの推計値は表示されていない。
- + この指標のデータ収集方法は調査によって異なり、推計値の比較に影響を及ぼす可能性がある。詳細に関しては146ページの「データについては一般的な留意事項」を参照のこと。
- † 「報告値」の欄に挙げられた妊産婦死亡率のデータは、各国当局が報告したもの。「調整値」と示したデータは、2015年国連機関間妊産婦死亡率推計値を参照したもの。国連妊産婦死亡率推定に関する機関間グループ(WHO、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行、国連人口局)は、定期的に、裏付けのある報告漏れや誤分類を説明する国際比較可能な妊産婦死亡率の

データ一式を提示し、データのとれない国の推計値も含め生成している。ただし、推計値の計算方法は進化するため、これらの値は以前報告された妊産婦死亡率「調整値」とは比較できないものである。1990年、1995年、2000年、2005年、2015年における比較可能な時系列の妊産婦死亡率のデータは、<http://data.unicef.org/maternal-health/maternal-mortality.html>より入手することができる。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきた直近の年次のものであることを示す。

\*\* 中国を除く。

† インドを除く。

表 8 子どもの保護指標

国・地域	児童労働(%) <sup>+</sup> 2010-2016*			児童婚(%) 2010-2016*		出生登録 (%) <sup>++</sup> 2010-2016*	女性器切除/カッティング (FGM/C(%)) <sup>+</sup> 2004-2016*			妻に対するドメスティックバイオレンスの正当化(%) 2010-2016*		子どもに対する暴力的なしつけ(%) <sup>+</sup> 2010-2016*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率		態度	男	女	全体	男	女
						女性 <sup>a</sup>	女子 <sup>b</sup>	慣行への支持 <sup>c</sup>						
アフガニスタン	29	34	24	9	35	42	-	-	-	72 y	80 y	74 y	75 y	74 y
アルバニア	5 y	6 y	4 y	0 x	10 x	99 x	-	-	-	36 x	30 x	77 x,y	81 x,y	73 x,y
アルジェリア	5 y	6 y	5 y	0	3	100	-	-	-	-	59 y	86 y	88 y	85 y
アンドラ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	23	22	25	8	30	25	-	-	-	20	25	-	-	-
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	4 y	5 y	4 y	-	-	100 y	-	-	-	-	2	72 y	74 y	71 y
アルメニア	9 y	11 y	6 y	0	5	99	-	-	-	23	10	69	71	67
オーストラリア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	7 x,y	8 x,y	5 x,y	2	11	94 x	-	-	-	-	28	77 x,y	80 x,y	74 x,y
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	5 x,y	6 x,y	3 x,y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	4 y	5 y	4 y	22	59	20	-	-	-	-	28 y	82	83	82
バルバドス	2 y	3 y	1 y	1	11	99	-	-	-	-	3	75 y	78 y	72 y
ベラルーシ	1 y	1 y	2 y	0	3	100 y	-	-	-	4	4	65 y	67 y	62 y
ベルギー	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	3 y	5 y	1 y	3	26	96	-	-	-	5	5	65	67	63
ベナン	53	54	51	7	26	85	9	0	3	17	36	91	92	90
ブータン	3 y	3 y	3 y	6	26	100	-	-	-	-	68	-	-	-
ボリビア	26 x,y	28 x,y	24 x,y	3 x	22 x	76 x,y	-	-	-	-	16 x	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5 x,y	7 x,y	4 x,y	0	4	100 x	-	-	-	6	5	55 y	60 y	50 y
ボツワナ	9 x,y	11 x,y	7 x,y	-	-	83 y	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	7 y	9 y	5 y	11 x	36 x	96	-	-	-	-	-	-	-	-
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	100 y	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	39 y	42 y	36 y	10	52	77	76	13	9	34	44	83 x,y	84 x,y	82 x,y
ブルンジ	26 y	26 y	27 y	3	20	75	-	-	-	44	73	-	-	-
カボヴェルデ	6 y	-	-	3 x	18 x	91	-	-	-	17 x,y	17 x,y	-	-	-
カンボジア	19 y	20 y	19 y	2	19	73	-	-	-	27 y	50 y	-	-	-
カメルーン	47	50	44	10	31	66	1	1 y	7	39	36	85	85	85
カナダ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	29 y	27 y	30 y	29	68	61	24	1	11	75	80	92 y	92 y	92 y
チャド	52	51	52	30	67	12	38	10	29	51	74	71	72	71
チリ	7 y	-	-	-	-	99 y	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	8 y	10 y	5 y	5	23	99	-	-	-	-	-	-	-	-
コモロ	22 y	20 y	24 y	10	32	87	-	-	-	17	39	-	-	-
コンゴ	23	-	-	6	33	96	-	-	-	40	54	83	-	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	4 y	4 y	5 y	7	21	100 y	-	-	-	-	4	46 y	52 y	39 y
コートジボワール	26 y	25 y	28 y	10	33	65	38	10	14	42	48	91 x,y	91 x,y	91 x,y
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	-	-	-	5	26	100	-	-	-	7 y	4 y	36	37	35
キプロス	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	100 x	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	38	36	41	10	37	25	-	-	-	61	75	82	82	81
デンマーク	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	8 x,y	8 x,y	8 x,y	2 x	5 x	92 x	93	49 y	37	-	-	72 x,y	73 x,y	71 x,y
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	13	17	9	12	36	88	-	-	-	-	2	63	64	61
エクアドル	5 y	5 y	5 y	4 x	22 x	94	-	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	7	8	6	2	17	99	87	14 y	54	-	36 y	93	93	93
エルサルバドル	9 y	13 y	5 y	6	26	99	-	-	-	-	8	52	55	50
赤道ギニア	28 x,y	28 x,y	28 x,y	9	30	54	-	-	-	52	53	-	-	-
エリトリア	-	-	-	13	41	-	83	33	12	45	51	-	-	-
エストニア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	27 y	31 y	24 y	14	40	3	65	16	18	28	63	-	-	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72 x,y	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-



表 8 子どもの保護指標

国・地域	児童労働(%) <sup>+</sup> 2010-2016*			児童婚(%) 2010-2016*		出生登録 (%) <sup>**</sup> 2010-2016*	女性器切除/カッティング (FGM/C(%)) <sup>+</sup> 2004-2016*			妻に対するドメスティックバイオレンスの正当化(%) 2010-2016*		子どもに対する暴力的なしつけ(%) <sup>+</sup> 2010-2016*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率	態度		男	女	全体	男	女
						女性 <sup>a</sup>		女子 <sup>b</sup>	慣行への支持 <sup>c</sup>					
ニカラグア	15 x,y	18 x,y	11 x,y	10 x	41 x	85	-	-	-	-	14 x,y	-	-	-
ニジェール	31 y	31 y	30 y	28	76	64	2	2 y	6	27	60	82 y	82 y	81 y
ナイジェリア	25 y	24 y	25 y	17	43	30 y	25	17	23	25	35	91 y	91 y	90 y
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-
パキスタン	-	-	-	3	21	34	-	-	-	32 y	42 y	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	3 y	4 y	1 y	7	26	96	-	-	-	-	6	45	47	43
パプアニューギニア	-	-	-	2 x	21 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	28 y	32 y	24 y	2 x	18 x	85 y	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	22 y	24 y	19 y	3	22	98 y	-	-	-	-	-	-	-	-
フィリピン	11 y	14 y	8 y	2	15	90	-	-	-	-	13	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	3 x,y	4 x,y	3 x,y	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	-	-	-	0	4	100 y	-	-	-	16	7	50 y	53 y	46 y
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	16 x,y	20 x,y	12 x,y	0	12	100	-	-	-	13	11	76 y	77 y	74 y
ルーマニア	1 x,y	1 x,y	1 x,y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	29 y	27 y	30 y	0	7	56	-	-	-	18	41	-	-	-
セントクリストファー・ネービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	4 y	5 y	3 y	1	8	92	-	-	-	-	7	68 y	71 y	64 y
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	1	11	59	-	-	-	30	37	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	26	25	28	8	35	95	-	-	-	14	19	80	80	79
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	23	29	17	9	31	68	24	15	19	25	57	-	-	-
セルビア	10	12	7	0	3	99	-	-	-	-	4	43	44	42
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	37 y	38 y	37 y	13	39	77	90	31 y	69	34	63	82 y	81 y	82 y
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	48 y	47 y	49 y	6	21	88	-	-	-	57	77	86 y	86 y	85 y
ソマリア	49 x,y	45 x,y	54 x,y	8 x	45 x	3 x	98	46 y	65	-	76 x,y	-	-	-
南アフリカ	-	-	-	1 x	6 x	85 y	-	-	-	-	-	-	-	-
南スーダン	-	-	-	9	52	35	-	-	-	-	79	-	-	-
スペイン	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	1 y	1 y	1 y	2 x	12 x	97 x	-	-	-	-	53 x,y	-	-	-
パレスチナ	6 y	7 y	4 y	1	15	99	-	-	-	-	-	92	93	92
スーダン	25	28	22	12	34	67	87	32	41	-	34	64	65	63
スリナム	4 y	4 y	4 y	5	19	99	-	-	-	-	13	86 y	87 y	85 y
スワジランド	7 y	8 y	7 y	1	5	54	-	-	-	17	20	88	89	88
スウェーデン	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	4 x,y	5 x,y	3 x,y	3 x	13 x	96 x	-	-	-	-	-	89 x,y	90 x,y	88 x,y
タジキスタン	10 x,y	9 x,y	11 x,y	0	12	88	-	-	-	-	60	78 x,y	80 x,y	75 x,y
タイ	8 x,y	8 x,y	8 x,y	4	23	100 y	-	-	-	9	9	75	77	73
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	13 y	12 y	13 y	1	7	100	-	-	-	-	15	69 y	71 y	67 y
東ティモール	4 x,y	4 x,y	4 x,y	3	19	55	-	-	-	81	86	-	-	-
トーゴ	28	29	27	6	22	78	5	0	1	18	29	81	81	80
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トンガ	-	-	-	0	6	93	-	-	-	21	29	-	-	-
トリニダード・トバゴ	1 x,y	1 x,y	1 x,y	2 x	8 x	97 x	-	-	-	-	8 x	77 x,y	78 x,y	77 x,y
チュニジア	2 y	3 y	2 y	0	2	99	-	-	-	-	30	93 y	94 y	92 y
トルコ	6 y	8 y	4 y	1	15	99 y	-	-	-	-	13	-	-	-
トルクメニスタン	0	1	0	0	6	100	-	-	-	-	26	37 y	39 y	34 y
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	0 x	10 x	50 x	-	-	-	73 x	70 x	-	-	-
ウガンダ	16 y	17 y	16 y	10	40	30	1	1	9	44	58	-	-	-
ウクライナ	2 y	3 y	2 y	0	9	100	-	-	-	9	3	61 y	68 y	55 y
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	100 y	-	-	-	-	-	-	-	-



国・地域	児童労働(%) <sup>+</sup> 2010-2016*			児童婚(%) 2010-2016*		出生登録 (%) <sup>++</sup> 2010-2016*	女性器切除/カッティング (FGM/C(%)) <sup>+</sup> 2004-2016*			妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化(%) 2010-2016*		子どもに対する暴力的なしつけ(%) <sup>+</sup> 2010-2016*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率	態度		男	女	全体	男	女
						全体	女性 <sup>a</sup>	女子 <sup>b</sup>	慣行への支持 <sup>c</sup>					
英国	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	29 y	29 y	28 y	5	31	26	10	0	3	40	58	-	-	-
米国	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	8 x,y	8 x,y	8 x,y	1	25	100	-	-	-	-	2	55 y	58 y	51 y
ウズベキスタン	-	-	-	0 x	7 x	100 x	-	-	-	61 x	70 x	-	-	-
バヌアツ	15 y	15 y	16 y	3	21	43 y	-	-	-	60	60	84 y	83 y	84 y
ベネズエラ	8 x,y	9 x,y	6 x,y	-	-	81 y	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	16	17	16	1	11	96	-	-	-	-	28	68	72	65
イエメン	23 x,y	21 x,y	24 x,y	9	32	31	19	16 y	19	-	49	79 y	81 y	77 y
ザンビア	41 x,y	42 x,y	40 x,y	6	31	11	-	-	-	32	47	-	-	-
ジンバブエ	-	-	-	4	32	44	-	-	-	33	39	63	63	62
<b>地域別要約</b>														
東アジアと太平洋諸国	-	-	-	2 **	15 **	84 **	-	-	-	-	29 **	-	-	-
ヨーロッパと中央アジア	-	-	-	-	-	99	-	-	-	-	-	-	-	-
東ヨーロッパと中央アジア	-	-	-	1	11	99	-	-	-	-	14	-	-	-
西ヨーロッパ	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	11	13	8	-	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-
中東と北アフリカ	7	8	6	3	17	92	-	-	-	-	45	87	88	86
北アメリカ	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	-	-	-	-	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-
サハラ以南のアフリカ	29	30	29	12	38	43	37	15	20	34	48	-	-	-
東部・南部アフリカ	26	27	24	9	35	41	45	12	17	32	48	-	-	-
西部・中部アフリカ	32	32	32	14	41	45	31	17	23	35	48	86	87	86
後発開発途上国	26	26	24	12	40	40	-	-	-	39	49	79	79	78
世界	-	-	-	6 **	25 **	71 **	-	-	-	-	-	-	-	-

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**児童労働**— 調査の時点で児童労働活動に従事した5~14歳の子どもの割合。子どもは、以下の条件で児童労働に従事したとみなされる。(a) 5~11歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも1時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。(b) 12~14歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも14時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。(c) 15~17歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも43時間の経済活動もしくは家事労働に従事している。(d) 5~17歳の子どもで危険な労働状況にいる。

**児童婚**— 15歳より前に結婚または事実婚状態にあった20~24歳の女性の割合と、18歳より前に結婚または事実婚状態にあった20~24歳の女性の割合。

**出生登録**— 調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの割合。この指標の分子には、調査者によって出生証明書が確認されたか否かに関わらず、出生登録証があると報告された子ども、

そして、出生登録証を持っていないが、母親あるいは子どもの面倒をみる人が、子どもの出生登録をしたと述べた子どもたちを含む。

**女性器切除/カッティング (FGM/C)**  
— (a) 女性 - 15~49歳で女性器切除/カッティングを受けた女性の割合。(b) 女子: 0~14歳の女子のうち女性器切除/カッティングを受けた者の割合(女子の母親による報告に基づく)。(c) 慣行への支持: 女性器切除/カッティングについて耳にしたことがあり、この慣行を続けるべきだと考えている15~49歳の女性の割合。

**妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化**— 以下に掲げた理由のうち、少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている15~49歳の女性の割合。理由: 妻が食べ物を焦がした/夫に口答えした/断りなく外出した/子どもを放任した/性的な関係を拒んだ。

**子どもに対する暴力的なしつけ**— 何らかの暴力的なしつけ(心理的攻撃、体罰のいずれか、あるいは両者とも)を経験した1~14歳の子どもの割合。

イタリック体のデータは、本書内の他の統計表に記載されている同一の指標とは異なるデータ元からとっている。

データの主な出典

**児童労働**— 人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別調査。

**児童婚**— DHS、MICS、その他の国別調査。

**出生登録**— DHS、MICS、その他の国別調査、国勢調査および人口動態統計システム。

**女性器切除/カッティング (FGM/C)**— DHS、MICS、その他の国別調査。

**妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化**— DHS、MICS、その他の国別調査。

**子どもに対する暴力的なしつけ**— DHS、MICS、その他の国別調査。

注

- データなし。
- v これらの国々の住民登録システムが完全なものですべての(出生を含めた)生存・死亡に係るデータが登録されている場合には、推定値として100パーセントが導かれる。出典: United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division, Population and Vital Statistics Report, Series A, Vol. LXV, New York, 2013
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。
- + 統計方法のさらなる詳細な説明やこれらの推計値に対する近年の算出方法の変化は、146ページの「データについての一般的留意事項」に掲載している。
- ++ 出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2回および第3回 (MICS2とMICS3) から第4回 (MICS4) にかけてその定義が変化した。その後の回における比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2 MICS3に掲載された推計値と異なりうる。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

表9 青少年指標

国・地域	青少年の人口		現在結婚/事実婚状態にある青少年(15-19歳)の割合(%)		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合(%)	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化(%)		青少年によるマスメディアの利用(%)		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合(%)	
	10-19歳(1,000人)	総人口に占める10-19歳の割合(%)	2010-2016*		2011-2016*	2009-2014*	男	女	男	女	2011-2016*		男	女
	2016	2016	男	女	2011-2016*	2009-2014*	男	女	男	女	2011-2016*		男	女
アフガニスタン	8,587	25	3	17	20	90 x	71 y	78 y	70 y	52 y	67	43	4	1
アルバニア	446	15	1 x	8 x	3 x	18	37 x	24 x	97 x	99 x	101	89	21 x	36 x
アルジェリア	5,942	15	-	3	1	12	-	55 y	-	-	132	63	-	7
アンドラ	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	6,486	23	2	18	38	191	24	25	84	77	36	21	29	31
アンギラ	-	-	-	-	-	46 x	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	17	17	-	-	-	67 x	-	-	-	-	117	82	55 x	40 x
アルゼンチン	7,020	16	-	-	12	70	-	2	-	-	128	85	-	36
アルメニア	356	12	0	5	1	23	25	9	88	92	88	90	9	15
オーストラリア	2,897	12	-	-	-	14	-	-	-	-	112	186	-	-
オーストリア	873	10	-	-	-	8	-	-	-	-	100	100	-	-
アゼルバイジャン	1,358	14	-	9	4	47	-	24	-	98	91	-	2 x	3 x
バハマ	55	14	-	-	-	40 x	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	158	11	-	-	-	15	-	-	-	-	101	103	-	-
バングラデシュ	32,575	20	-	44	36	83	-	29 y	-	54 y	83	48	-	12
バルバドス	37	13	-	1	7	49 x	-	5	-	98	107	113	-	66
ベラルーシ	904	10	1	7	3 x	22	3	3	-	-	102	119	53	51
ベルギー	1,253	11	-	-	-	8	-	-	-	-	185	158	-	-
ベリーズ	78	21	11	21	17	64	8	6	92	92	91	60	-	39
ベナン	2,440	22	1	16	19	98	19	31	68	57	70	38	29	22
ブータン	148	19	-	15	15 x	28	-	70	-	-	96	69	-	22 x,p
ボリビア	2,216	20	4 x	13 x	20 x	89 x	-	17 x	100 x	97 x	96	81	24 x	20 x
ボスニア・ヘルツェゴビナ	410	12	0	1	-	11	5	1	100	100	-	-	41	42
ボツワナ	431	19	-	-	-	39	-	-	-	-	91	-	-	-
ブラジル	33,760	16	1	4	-	65	-	-	-	-	106	91	-	-
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	27 x	-	-	-	-	111	80	-	-
ブルネイ	70	16	-	-	-	17 x	-	-	-	-	105	93	-	-
ブルガリア	620	9	-	2 y	5	43	-	-	-	-	90	108	-	-
ブルキナファソ	4,306	23	2	32	28 x	136 x	40	39	61	55	47	13	31 x	29 x
ブルンジ	2,243	21	1	9	11 x	65 x	56	74	83	69	54	25	50	46
カボヴェルデ	114	21	2 x	8 x	22 x	92 x	24 x	23 x	88 x	88 x	115	73	-	-
カンボジア	3,052	19	3	16	7	57	26 y	46 y	77	74	63	-	42	33
カメルーン	5,206	22	1	20	28	128 x	45	37	80	64	68	43	30	26
カナダ	3,968	11	-	-	-	13	-	-	-	-	100	119	-	-
中央アフリカ共和国	1,117	24	11	55	45 x	229	83	79	-	-	23	9	26 x	17 x
チャド	3,433	24	3	38	51	203	54	69	30	23	26	18	12	10
チリ	2,591	14	-	-	-	50	-	-	-	-	103	100	-	-
中国	159,642	11	1	2	-	6	-	-	-	-	99	90	-	-
コロンビア	8,139	17	-	13	20	85 x	-	-	-	-	106	82	-	21 x
コモロ	173	22	8	16	17	71	29	43	79	67	66	52	21	18
コンゴ	1,083	21	2	16	26	147	76 y	73 y	56	68	65	38	25 p	16
クック諸島	-	-	-	-	-	56	-	-	-	-	96	73	-	-
コスタリカ	759	16	2	10	13	67	-	3	-	-	133	109	-	29
コートジボワール	5,409	23	1	21	31	125	51	51	73	62	55	28	21	15
クロアチア	447	11	-	-	-	12	-	-	-	-	104	93	-	-
キューバ	1,336	12	7	16	6	50	5 y	4 y	-	-	101	100	48	59
キプロス	143	12	-	-	-	4	-	-	-	-	100	100	-	-
チェコ	936	9	-	-	-	11	-	-	-	-	101	110	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	3,839	15	-	-	-	1 x	-	-	-	-	92	95	-	7 x
コンゴ民主共和国	17,401	22	1	21	27	135	69	75	49	38	56	37	20	17
デンマーク	690	12	-	-	-	2	-	-	-	-	117	144	-	-
ジブチ	196	21	1	3	-	21	-	-	-	-	53	41	-	16 x
ドミニカ	-	-	-	-	-	47 x	-	-	-	-	115	81	39 x	49 x
ドミニカ共和国	2,007	19	-	28	21	90	-	3	-	98	86	74	39	-
エクアドル	3,005	18	-	16 x	-	100 x	-	-	-	-	116	96	-	-
エジプト	17,041	18	-	14	7	56	-	46 y	100	100	99	73	5	3
エルサルバドル	1,289	20	-	16	18	63	-	10	-	98	99	61	25	28
赤道ギニア	217	18	5	22	42	177 x	56	57	91	91	39	-	12	17
エリトリア	1,085	22	1	17	19 x	-	60	51	70	54	39	23	32 x	22 x
エストニア	122	9	-	-	-	16	-	-	-	-	112	118	-	-
エチオピア	24,772	24	1	17	22	71	33	60	38	31	43	18	32	24
フィジー	157	17	-	-	-	28 x	-	-	-	-	103	76	-	-
フィンランド	594	11	-	-	-	7	-	-	-	-	102	194	-	-

国・地域	青少年の人口		現在結婚/事実婚状態にある青少年(15-19歳)の割合(%) 2010-2016*		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合(%)	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化(%) 2010-2016*		青少年によるマスメディアの利用(%) 2010-2016*		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合(%) 2011-2016*	
	10-19歳(1,000人)	総人口に占める10-19歳の割合(%)	男	女	2011-2016*	2009-2014*	男	女	男	女	2011-2016*		男	女
	2016	2016												
フランス	7,723	12	-	-	-	9	-	-	-	-	108	115	-	-
ガボン	379	19	1	14	28	115	47	58	95	94	-	-	35	29
ガンビア	467	23	0	24	19	88	42	58	82	70	64	-	27	22
ジョージア	450	11	-	11	6 x	40	-	5 x	-	-	114	95	-	-
ドイツ	7,795	10	-	-	-	8	-	-	-	-	101	105	-	-
ガーナ	6,009	21	1	6	17	65	20	35	81	67	89	39	25	18
ギリシャ	1,108	10	-	-	-	9	-	-	-	-	101	111	-	-
グレナダ	19	17	-	-	-	53 x	-	-	-	-	100	98	67 x	59 x
グアテマラ	3,787	23	6	20	20	92	12	14	95	90	72	55	18	20
ギニア	2,786	22	1	33	40	154	63	89	55	53	44	31	29	20
ギニアビサウ	395	22	0	11	28	137	37	40	96	89	-	-	19	20
ガイアナ	165	21	13	13	16	97 x	14	10	95	96	93	83	33	48
ハイチ	2,285	21	2	12	13	65	22	24	85	80	-	-	25	32
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	1,990	22	5	23	22	99	18	15	98	94	74	66	33	29
ハンガリー	996	10	-	-	-	20	-	-	-	-	100	110	-	-
アイスランド	43	13	-	-	-	7	-	-	-	-	97	133	-	-
インド	250,086	19	5 x	30 x	22 x	39	47 x	45 x	88 x	72 x	88	64	35 x	19 x
インドネシア	46,188	18	-	9 y	7	47	48 y	45	88 y,p	91	95	76	4 p	9
イラン	10,928	14	-	16 x	5 x	35	-	-	-	-	99	85	-	-
イラク	8,019	22	-	21	12	68 x	-	50	-	-	-	-	-	3
アイルランド	583	12	-	-	-	9	-	-	-	-	111	154	-	-
イスラエル	1,296	16	-	-	-	10	-	-	-	-	104	101	-	-
イタリア	5,592	9	-	-	-	6	-	-	-	-	106	101	-	-
ジャマイカ	520	18	-	3	15	72 x	-	8	-	-	86	76	34	39
日本	11,650	9	-	-	-	4	-	-	-	-	102	101	-	-
ヨルダン	1,918	20	-	6	4	27	-	84 y	-	100 y	87	74	-	6
カザフスタン	2,269	13	-	6	2	31 x	-	8	-	96	114	103	30	-
ケニア	11,065	23	1	12	23	101	37	45	84	75	97	-	58	52
キリバス	23	20	5 x	16 x	9 x	49	65 x	77 x	58 x	57 x	105	-	46 x	41 x
クウェート	450	11	-	-	-	8	-	-	-	-	99	85	-	-
キルギス	991	17	-	14	4	42	-	22	-	100	97	81	18	-
ラオス	1,432	21	9	25	18	94	50	56	92	93	76	43	25	23
ラトビア	181	9	-	-	-	15	-	-	-	-	116	123	-	-
レバノン	1,061	18	-	3 x	-	18 x	-	22 x,y	-	-	68	55	-	-
レソト	495	22	1	18	14	94	49	48	60	66	63	40	30	35
リベリア	1,041	23	2	14	37	147	29	45	59	47	44	29	19	35
リビア	1,093	17	-	-	-	4 x	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	98	139	-	-
リトアニア	307	11	-	-	-	14	-	-	-	-	106	114	-	-
ルクセンブルク	65	11	-	-	-	6	-	-	-	-	114	94	-	-
マダガスカル	5,740	23	7	28	36	147 x	44	47	62	59	50	22	24	21
マラウイ	4,262	24	3	24	31	143	24	21	50	35	53	22	43	39
マレーシア	5,513	18	5	6	-	13	-	-	-	-	89	69	-	-
モルディブ	59	14	-	5 x	1 x	14	-	41 x,y	-	100 x	97	-	-	22 x
マリ	4,135	23	2	40	37	178	54	68	83	75	52	29	27	21
マルタ	44	10	-	-	-	16	-	-	-	-	102	90	-	-
マーシャル諸島	-	-	5 x	21 x	21 x	85	71 x	47 x	86 x	85 x	81	67	35 x	27 x
モーリタニア	917	21	1	28	22	71	-	36	55 x	44 x	37	21	10	-
モーリシャス	189	15	-	-	-	31	-	-	-	-	111	84	-	-
メキシコ	23,416	18	6	15	21	84	-	6	-	96	116	65	-	28
ミクロネシア連邦	25	24	-	-	-	33	-	-	-	-	81	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	448	15	1	5	3	40	9	14	98	98	93	90	17	18
モンテネグロ	81	13	0	2	3	12	5	2	-	-	95	86	35	42
モントセラト	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	5,982	17	1	11	8 x	32 x	-	64 x	-	90 x	97	55	-	-
モザンビーク	6,649	23	8	37	40	166	20	24	73	57	39	21	28	28
ミャンマー	10,042	19	5	13	5	17 x	57	53	75	76	59	34	14	13
ナミビア	539	22	1	5	15	78	30	28	65 y	69	92	-	51	56
ナウル	-	-	9 x	18 x	22 x	106	-	-	89 x	86 x	77	94	8 x	8 x
ネパール	6,625	23	-	25	16	87 x	-	35	-	77	93	50	24	18
オランダ	2,021	12	-	-	-	5	-	-	-	-	136	134	-	-

表9 青少年指標

国・地域	青少年の人口		現在結婚/事実婚状態にある青少年(15-19歳)の割合(%) 2010-2016*		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合(%)	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化(%) 2010-2016*		青少年によるマスメディアの利用(%) 2010-2016*		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合(%) 2011-2016*	
	10-19歳(1,000人)	総人口に占める10-19歳の割合(%)	男	女	2011-2016*	2009-2014*	男	女	男	女	2011-2016*		男	女
	2016	2016												
ニュージーランド	616	13	-	-	-	22	-	-	-	-	103	134	-	-
ニカラグア	1,207	20	-	24 x	28 x	92	-	19 x,y	-	95 x	-	-	-	-
ニジェール	4,704	23	3	61	48	210	41	54	35	44	27	10	21	12
ナイジェリア	41,050	22	1	29	29	123	27	33	54	50	52	60	29	22
ニウエ	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	119	95	-	-
ノルウェー	633	12	-	-	-	6	-	-	-	-	100	125	-	-
オマーン	480	11	-	3	2	12	-	10	-	-	113	96	-	-
パキスタン	38,907	20	2	14	8	48	33 y,p	53 y	59 y,p	49 y	57	35	5 p	1
パラオ	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	78	119	-	-
パナマ	696	17	-	14	-	89	-	9	-	96	94	57	-	-
パプアニューギニア	1,728	21	3 x	15 x	14 x	65 x	-	-	-	-	73	22	-	-
パラグアイ	1,342	20	-	11 x	-	63 x	-	-	-	-	84	69	-	-
ペルー	5,606	18	-	11	16	68	-	-	-	90	100	90	-	21 x
フィリピン	20,667	20	-	10	8	59	-	14	-	90	92	77	-	19 x
ポーランド	3,814	10	-	-	-	14	-	-	-	-	101	115	-	-
ポルトガル	1,080	10	-	-	-	12	-	-	-	-	119	119	-	-
カタール	200	8	1	4	-	16	22	6 y	98	98	100	82	23	10
韓国	5,686	11	-	-	-	2	-	-	-	-	103	95	-	-
モルドバ	444	11	1	10	4	25	14	13	96	96	87	85	26	35
ルーマニア	2,132	11	-	-	-	36	-	-	-	-	93	92	-	-
ロシア連邦	13,260	9	-	-	-	27	-	-	-	-	101	114	-	-
ルワンダ	2,607	22	0	3	6	41 x	24	45	78	71	42	31	60	62
セントクリストファー・ネービス	-	-	-	-	-	75 x	-	-	-	-	93	86	55 x	54 x
セントルシア	29	16	-	4	-	50 x	-	15	-	99	87	82	-	58
セントビンセント・グレナディーン	19	17	-	-	-	70	-	-	-	-	120	86	-	-
サモア	43	22	1	8	6	39	28	34	99	97	102	78	5 x	2 x
サンマリノ	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	94	95	-	-
サントメ・プリンシペ	46	23	1	15	27	110 x	19	24	97	97	110	61	42	41
サウジアラビア	4,818	15	-	-	-	7 x	-	-	-	-	108	108	-	-
セネガル	3,380	22	0	21	18	80	36	57	69	76	59	36	28	26
セルビア	1,063	12	-	4	1	22	-	2	99	100	102	91	43 x	53 x
セーシェル	12	12	-	-	-	62	-	-	-	-	112	59	-	-
シエラレオネ	1,704	23	1	19	36	131	32	55	55	49	61	28	29	28
シンガポール	665	12	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	553	10	-	-	-	21	-	-	-	-	98	86	-	-
スロベニア	186	9	-	-	-	5	-	-	-	-	100	118	-	-
ソロモン諸島	134	22	2	11	15	62 x	60	78	37	28	78	29	26 x	29 x
ソマリア	3,333	23	-	25 x	-	123 x	-	75 x,y	-	-	-	-	-	3 x
南アフリカ	10,319	18	2 x	4 x	15 x	54 x	-	-	-	-	97	88	-	-
南スーダン	2,767	23	-	40	28 x	158 x	-	72	-	-	18	5	-	8 x
スペイン	4,386	9	-	-	-	9	-	-	-	-	124	136	-	-
スリランカ	3,284	16	-	9 x	4 x	24 x	-	54 x,y	-	88 x,y	99	99	-	-
パレスチナ	1,083	23	-	9	22	67	-	-	-	-	88	66	-	5
スーダン	9,060	23	-	21	22	102	-	36	-	-	54	35	10	-
スリナム	99	18	-	12	-	66 x	-	19	-	99	101	54	-	40 x
スワジランド	302	23	0	4	17	89	29	32	89	86	75	52	44	45
スウェーデン	1,025	10	-	-	-	3	-	-	-	-	115	164	-	-
スイス	833	10	-	-	-	3	-	-	-	-	106	98	-	-
シリア	4,586	25	-	10 x	9 x	75 x	-	-	-	-	61	32	-	6 x
タジキスタン	1,710	20	-	13	2	47	-	47	-	89	98	68	9	-
タイ	9,207	13	7	14	9	60	9	9	-	-	128	130	45	47
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	253	12	-	4	2	19	-	14	-	-	83	76	-	23 x
東ティモール	314	25	0	8	9 x	54 x	72	81	61	62	87	65	15 x	11 x
トーゴ	1,665	22	1	13	15	77	19	26	67	63	68	36	28	23
トケラウ	-	-	-	-	-	30	-	-	-	-	206	-	-	-
トンガ	24	23	4	5	2	30	29	27	92	95	103	56	13	10
トリニダード・トバゴ	177	13	-	6 x	-	36 x	-	10 x	-	-	-	-	-	49 x
チュニジア	1,618	14	-	1	1	7	-	27	-	98	103	78	-	15
トルコ	13,335	17	-	7	6	29	-	10	-	-	99	106	-	-
トルクメニスタン	954	17	-	6	1	21 x	-	17	-	100	73	120	-	19
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	29 x	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	2 x	8 x	3 x	42 x	83 x	69 x	89 x	95 x	99	56	57 x	31 x
ウガンダ	9,920	24	2	20	33	140	52	62	88	82	-	-	40	41

国・地域	青少年の人口		現在結婚/事実婚状態にある青少年(15-19歳)の割合(%)		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合(%)	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化(%)		青少年によるマスメディアの利用(%)		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合(%)	
	10-19歳(1,000人)	総人口に占める10-19歳の割合(%)	2010-2016*		2011-2016*	2009-2014*	2010-2016*		2010-2016*		2011-2016*		2011-2016*	
	2016	2016	男	女	男	女	男	女	男	女	2011-2016*		男	女
ウクライナ	4,059	9	0	7	4	27	2	2	97	96	102	93	37	43
アラブ首長国連邦	682	7	-	-	-	34	-	-	-	-	92	-	-	-
英国	7,309	11	-	-	-	21	-	-	-	-	113	138	-	-
タンザニア	12,505	23	2	23	22	128 x	50	59	61	57	43	9	42	37
米国	42,010	13	-	-	-	27	-	-	-	-	102	93	-	-
ウルグアイ	508	15	-	7	-	60	-	3	-	-	110	81	-	36
ウズベキスタン	5,360	17	-	5 x	2 x	26 x	63 x	63 x	-	-	97	95	-	27 x
パナマ	54	20	4	11	13	78	63	56	58	58	70	34	-	14 x
ベネズエラ	5,655	18	-	16	24	101	-	-	-	-	97	79	-	-
ベトナム	13,605	14	-	10	5	36	-	28	-	97	97	-	-	51
イエメン	6,297	23	-	17	17	67	-	49	-	85	58	39	-	2 x
ザンビア	3,956	24	1	17	31	145	41	49	75	69	63	-	42	39
ジンバブエ	3,557	22	1	20	22	120	49	54	57	53	68	37	41	41
<b>地域別要約</b>														
東アジアと太平洋諸国	297,721	13	2	6	7 **	21	43 **	34 **	-	89 **	96	87	13 **	22 **
ヨーロッパと中央アジア	101,795	11	-	-	-	19	-	-	-	-	104	112	-	-
東ヨーロッパと中央アジア	50,903	12	-	7	4	29	-	12	-	-	100	102	-	-
西ヨーロッパ	50,892	10	-	-	-	11	-	-	-	-	109	119	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	109,829	17	3	11	19	74	-	-	-	-	107	81	-	-
中東と北アフリカ	73,653	17	-	13	8	41	-	49	-	-	96	70	-	-
北アメリカ	45,978	13	-	-	-	25	-	-	-	-	102	96	-	-
南アジア	340,270	19	-	-	20 †	44	-	-	-	-	83	59	8 †	6 †
サハラ以南のアフリカ	232,069	22	2	23	28	122	39	49	61	54	53	37	31	27
東部・南部アフリカ	122,663	23	2	20	26	113	38	49	64	56	52	31	36	35
西部・中部アフリカ	109,406	22	1	27	29	130	41	48	58	52	54	42	26	20
後発開発途上国	217,756	22	2	26	27	112	45	50	62	57	55	33	27	23
<b>世界</b>	<b>1,201,315</b>	<b>16</b>	<b>-</b>	<b>16</b>	<b>18 †**</b>	<b>50</b>	<b>-</b>	<b>35 **</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>86</b>	<b>70</b>	<b>-</b>	<b>21 †**</b>

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**現在結婚/事実婚状態にある青少年の割合** - 15~19歳までの男子および女子のうち、現在結婚もしくは事実婚の状態にある割合。この指数は、現在この年齢層にいる男子および女子の婚姻状況を示している。調査時に結婚していなかった子どもが、青少年期を終えるまでに結婚する可能性があることは特筆しておく。

**20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合** - 20~24歳の女性のうち、18歳前に出産をした割合。人口調査から出されたこの標準化された指数は、18歳までの青少年期での出産状況を捉えている。20~24歳の女性の回答を元に作成されているため、調査の時点では、すでに出産を(18歳前に)してしまっている女性がいることに注意。

**15-19歳の女子1,000人あたりの出産数** - 15~19歳までの女子1,000人あたりの出産数。

**青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化** - 以下に掲げた理由のうち、少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている15~19歳の男子と女子の割合。理由：妻が食べ物を焦がした/夫に口答えした/断りなく外出した/子どもを放任した/性的な関係を拒んだ

**青少年によるマスメディアの利用** - 1週間に最低1回、以下に掲げるメディア媒体のうち、少なくとも1つを利用している15~19歳の男子と女子の割合。媒体：新聞/雑誌/テレビ/ラジオ

**前期中等教育総就学率** - 年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の前期中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**後期中等教育総就学率** - 年齢に関わらず高等学校に就学する子どもの人数が、公式の後期中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

**青少年のうち、HIVについての包括的な知識を持つ割合** - 15~19歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法(コンドームの使用と、誠実にHIVに感染していないひとりの相手のみと性交渉を持つこと)を認識し、HIV感染について誤解されている現地での極めて一般的な2つの考え方を否定し、健康にみえる人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。

データの主な出典

青少年の人口 - 国連人口局。

結婚/事実婚状態にある青少年の割合 - 人口保健調査(DHS)、複数指標クラスター調査(MICS)、その他の国別調査及び国勢調査。

18歳前に出産した割合 - DHS、MICS、その他の国別調査。

女子1,000人あたりの出産数 - 国連人口局。

青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化 - DHS、MICS、その他の国別調査。

青少年によるマスメディアの利用 - DHS、MICS、その他の国別調査。

総就学率 - ユネスコ統計研究所(UIS)。

青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合 - AIDS指標調査(AIS)、DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

注

- データなし。
- p 少量のデータ数による(典型的には25~49の重み付けなしの事例)。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前のデータは表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。
- † インドを除く。

イタリック体のデータは、本書内の他の統計表に記載されている同一の指標とは異なるデータ元からとっている。

表 10 公平性指標－居住地域

国・地域	出生登録(%)** 2010-2016*			専門技能者の付き添う 出産の割合(%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育障害の割合 (中・重度) <sup>g</sup> (%) 2011-2016*			下痢をした子どもの うち終口補水塩(ORS) による治療を受けた割合 (%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的な 知識を持つ割合(%) 2011-2016*			基礎的衛生サービ スを利用する人の 割合(%)2015		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
アフガニスタン	64	36	1.8	79	42	1.9	-	-	-	44	47	0.9	80	59	1.4	2	1	2.1	56	33	1.7
アルバニア	99 x	98 x	1.0 x	100 x	99 x	1.0 x	23 x	23 x	1.0 x	-	-	-	93	92	1.0	51 x	26 x	2.0 x	98	97	1.0
アルジェリア	100	100	1.0	98	95	1.0	11	12	1.1	25	26	1.0	98	97	1.0	11	7	1.7	90	82	1.1
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
アンゴラ	33	14	2.4	68	21	3.2	32	46	1.4	49	32	1.5	84	61	1.4	42	9	4.4	62	21	2.9
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	94	1.0
アルメニア	99	98	1.0	100	100	1.0	6	13	2.2	-	-	-	100	99	1.0	25	14	1.7	96	83	1.2
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
アゼルバイジャン	96 x	92 x	1.0 x	99	95	1.0	15	21	1.4	11	11	1.0	68 y	67 y	1.0 y	7 x	2 x	3.3 x	92	87	1.1
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	23	19	1.2	61	36	1.7	31	38	1.2	83	75	1.1	91	92	1.0	14	8	1.8	54	43	1.2
バルバドス	98	100	1.0	98	100	1.0	8	7	0.9	-	-	-	100	99	1.0	67	69	1.0	-	-	-
ベラルーシ	-	-	-	100	100	1.0	3 x	8 x	2.6 x	-	-	-	91	93	1.0	56	57	1.0	94	95	1.0
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
ベリーズ	97	95	1.0	98	96	1.0	11	18	1.7	54	56	1.0	99	94	1.0	55	33	1.7	91	84	1.1
ベナン	88	82	1.1	83	73	1.2	29	38	1.3	26	25	1.1	83	69	1.2	25	18	1.3	25	5	4.6
ブータン	100	100	1.0	96	67	1.4	28 x	36 x	1.3 x	64 x	60 x	1.1 x	98	94	1.0	32 x	15 x	2.1 x	72	57	1.3
ボリビア	79 x,y	72 x,y	1.1 x,y	94	68	1.4	14	25	1.8	23	20	1.2	98 x	96 x	1.0 x	32 x	9 x	3.5 x	64	27	2.4
ボスニア・ヘルツェゴビナ	99 x	100 x	1.0 x	100	100	1.0	11	8	0.7	-	-	-	95	97	1.0	50	47	1.1	99	92	1.1
ボツワナ	78 x	67 x	1.2 x	99 x	90 x	1.1 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75	39	1.9
ブラジル	-	-	-	98 x	94 x	1.0 x	7 x	8 x	1.1 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	58	1.6
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	97	1.0
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	84	1.0
ブルキナファソ	93	74	1.3	95	77	1.2	21 x	37 x	1.8 x	46	38	1.2	83	45	1.8	46 x	24 x	1.9 x	48	12	4.0
ブルンジ	87	74	1.2	96	84	1.1	28	59	2.1	30	36	0.8	91	84	1.1	61	51	1.2	46	51	0.9
カボヴェルデ	-	-	-	91 x	64 x	1.4 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	51	1.4
カンボジア	84	72	1.2	98	88	1.1	24	34	1.4	30	36	0.8	97	92	1.1	55	33	1.7	88	39	2.3
カメルーン	84	53	1.6	88	49	1.8	23	38	1.7	24	12	2.1	94	79	1.2	37	18	2.1	56	19	2.9
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	78	52	1.5	74 x	22 x	3.4 x	38	42	1.1	23 x	12 x	2.0 x	86	66	1.3	19 x	16 x	1.2 x	49	9	5.4
チャド	36	6	5.6	54	12	4.6	32	42	1.3	28	18	1.5	72	45	1.6	25	6	4.0	33	3	11.3
チリ	-	-	-	100 x	99 x	1.0 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0
中国	-	-	-	100	100	1.0	4	11	2.6	-	-	-	97 y	96 y	1.0 y	-	-	-	86	61	1.4
コロンビア	99	98	1.0	99	88	1.1	11 x	17 x	1.5 x	57 x	49 x	1.2 x	94	94	1.0	26 x	17 x	1.5 x	88	72	1.2
コモロ	90	87	1.0	92	79	1.2	26	35	1.4	40	37	1.1	90	82	1.1	24	17	1.4	47	29	1.6
コンゴ	95	85	1.1	98	84	1.2	20	30	1.5	31	22	1.4	-	-	-	16	10	1.5	20	6	3.6
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	100	99	1.0	99	97	1.0	-	-	-	43	35	1.2	97	95	1.0	37	27	1.4	98	94	1.0
コートジボワール	85	54	1.6	84	45	1.9	22	34	1.6	22	14	1.5	85	71	1.2	22	8	2.7	45	13	3.5
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	96	1.0
キューバ	100	100	1.0	99	100	1.0	-	-	-	62	59	1.0	-	-	-	61	63	1.0	92	88	1.0
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
朝鮮民主主義人民共和国	100 x	100 x	1.0 x	100 x	100 x	1.0 x	23 x	45 x	1.9 x	75 x	73 x	1.0 x	100	99	1.0	11 x	4 x	2.8 x	83	68	1.2
コンゴ民主共和国	30	22	1.3	94	74	1.3	33	47	1.4	44	37	1.2	93	84	1.1	24	15	1.6	23	18	1.3
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ジブチ	92 x	84 x	1.1 x	98	55	1.8	30	42	1.4	-	-	-	-	-	-	18 x	9 x	2.0 x	63	13	4.8
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	90	82	1.1	98	97	1.0	7	6	0.9	50	42	1.2	-	-	-	49	38	1.3	85	74	1.2
エクアドル	95	91	1.0	98 x	99 x	1.0 x	-	-	-	52	35	1.5	97 y	97 y	1.0 y	-	-	-	89	80	1.1
エジプト	100	99	1.0	97	89	1.1	23	21	0.9	26	29	0.9	97	97	1.0	5	4	1.5	97	90	1.1
エルサルバドル	98	99	1.0	99	96	1.0	11	17	1.5	72	68	1.1	97	95	1.0	37	22	1.7	93	87	1.1
赤道ギニア	60	47	1.3	86	53	1.6	20	32	1.6	55	27	2.0	-	-	-	27	9	2.9	80	71	1.1
エリトリア	-	-	-	74 x	17 x	4.4 x	38 x	56 x	1.4 x	51 x	41 x	1.2 x	91 y	77 y	1.2 y	32 x	20 x	1.7 x	29	6	4.7
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
エチオピア	12	2	7.2	80	21	3.8	25	40	1.6	41	28	1.4	80 y	63 y	1.3 y	38	19	2.0	18	4	4.3
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	95	1.0
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0

表 10 公平性指標－居住地域

国・地域	出生登録(%)** 2010-2016*			専門技能者の付き添う 出産の割合(%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (中・重度)®(%) 2011-2016*			下痢をした子どもの うち経口補水塩(ORS) による治療を受けた割合 (%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的な 知識を持つ割合(%) 2011-2016*			基礎的衛生サービス を利用する人の 割合(%)2015		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0	
ガボン	89	91	1.0	93	69	1.3	15	30	2.0	27	21	1.3	98	98	1.0	32	15	2.2	42	32	1.3
ガンビア	72	72	1.0	75	41	1.9	19	29	1.5	62	57	1.1	74 <sub>y</sub>	58 <sub>y</sub>	1.3 <sub>y</sub>	32	18	1.8	46	35	1.3
ジョージア	100	100	1.0	99 <sub>x</sub>	98 <sub>x</sub>	1.0 <sub>x</sub>	10 <sub>x</sub>	12 <sub>x</sub>	1.2 <sub>x</sub>	44 <sub>x</sub>	36 <sub>x</sub>	1.2 <sub>x</sub>	98	97	1.0	-	-	-	95	73	1.3
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0	
ガーナ	79	63	1.3	87	57	1.5	15	22	1.5	48	49	1.0	75	66	1.1	23	17	1.4	19	9	2.1
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	98	1.0	
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	97 <sub>y</sub>	96 <sub>y</sub>	1.0 <sub>y</sub>	84	55	1.5	35	53	1.5	51	48	1.1	96	92	1.0	30	16	1.9	81	53	1.5
ギニア	83	49	1.7	84	32	2.7	18	36	2.0	46	30	1.5	82	49	1.7	32	16	2.0	34	15	2.3
ギニアビサウ	34	18	2.0	72	29	2.5	21	32	1.5	42	30	1.4	74	53	1.4	26	18	1.4	35	8	4.1
ガイアナ	91	88	1.0	99	82	1.2	10	13	1.3	-	-	-	96	97	1.0	64	47	1.4	89	85	1.0
ハイチ	85	77	1.1	59	25	2.4	16	25	1.6	56	51	1.1	90	81	1.1	41	29	1.4	37	22	1.7
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	95	93	1.0	94	73	1.3	15	29	2.0	59	61	1.0	92	92	1.0	42	23	1.9	84	75	1.1
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	99	1.0	
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0	
インド	83	67	1.2	90	78	1.2	31	41	1.3	59	48	1.2	88 <sub>x</sub>	82 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	33 <sub>x</sub>	14 <sub>x</sub>	2.4 <sub>x</sub>	65	34	1.9
インドネシア	79 <sub>y</sub>	65 <sub>y</sub>	1.2 <sub>y</sub>	97	88	1.1	32	41	1.3	41	37	1.1	100	99	1.0	14	9	1.6	77	57	1.4
イラン	99 <sub>y</sub>	98 <sub>y</sub>	1.0 <sub>y</sub>	98 <sub>x</sub>	93 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	5	9	1.7	64 <sub>x</sub>	58 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	97	95	1.0	-	-	-	92	79	1.2
イラク	99	99	1.0	94	85	1.1	22	24	1.1	25	19	1.3	94	84	1.1	4	1	3.7	86	86	1.0
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	95	1.0	
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0	
ジャマイカ	100	99	1.0	100	98	1.0	-	3	-	-	-	-	98	98	1.0	-	-	-	84	87	1.0
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	99	100	1.0	100	100	1.0	8	9	1.2	20	23	0.9	98	98	1.0	8	11	0.7	97	96	1.0
カザフスタン	100	100	1.0	99	99	1.0	7	9	1.2	-	-	-	99	100	1.0	31	21	1.5	97	99	1.0
ケニア	79	61	1.3	82	50	1.6	20	29	1.5	58	52	1.1	89	84	1.1	63	52	1.2	35	28	1.3
キリバス	95 <sub>x</sub>	93 <sub>x</sub>	1.0 <sub>x</sub>	84 <sub>x</sub>	77 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45 <sub>x</sub>	43 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	49	32	1.5
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	99	97	1.0	99	98	1.0	12	13	1.1	34	33	1.0	99	100	1.0	18	21	0.9	93	99	0.9
ラオス	88	71	1.2	79	29	2.7	27	49	1.8	65	40	1.6	95	83	1.1	39	18	2.2	93	60	1.6
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	84	1.2	
レバノン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	54	40	1.3	90	73	1.2	27	35	1.3	53	54	1.0	94	91	1.0	44	35	1.3	46	43	1.1
リベリア	29 <sub>y</sub>	20 <sub>y</sub>	1.5 <sub>y</sub>	73	50	1.5	31	34	1.1	57	63	0.9	52	31	1.7	40	27	1.5	28	6	4.7
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	97	81	1.2	78	39	2.0	43 <sub>x</sub>	50 <sub>x</sub>	1.2 <sub>x</sub>	16	14	1.1	86 <sub>y</sub>	66 <sub>y</sub>	1.3 <sub>y</sub>	44	18	2.5	16	6	2.6
マラウイ	75	66	1.1	95	89	1.1	25	39	1.6	60	66	0.9	97	93	1.0	47	40	1.2	49	43	1.1
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0	
モルディブ	93 <sub>x</sub>	92 <sub>x</sub>	1.0 <sub>x</sub>	99 <sub>x</sub>	93 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	16 <sub>x</sub>	22 <sub>x</sub>	1.3 <sub>x</sub>	-	-	-	94	94	1.0	43 <sub>x</sub>	32 <sub>x</sub>	1.4 <sub>x</sub>	93	98	0.9
マリ	97	85	1.1	73 <sub>x</sub>	14 <sub>x</sub>	5.2 <sub>x</sub>	17	34	2.0	29 <sub>x</sub>	20 <sub>x</sub>	1.5 <sub>x</sub>	83	46	1.8	32	16	2.0	46	22	2.1
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
マーシャル諸島	96 <sub>x</sub>	96 <sub>x</sub>	1.0 <sub>x</sub>	97 <sub>x</sub>	68 <sub>x</sub>	1.4 <sub>x</sub>	-	-	-	39 <sub>x</sub>	37 <sub>x</sub>	1.1 <sub>x</sub>	-	-	-	33 <sub>x</sub>	12 <sub>x</sub>	2.7 <sub>x</sub>	95	66	1.4
モーリタニア	75	49	1.5	88	49	1.8	25	33	1.3	26	14	2.0	-	-	-	9	4	2.7	63	17	3.7
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	93	1.0	
メキシコ	96	94	1.0	99	94	1.1	10	19	1.9	61	63	1.0	98	98	1.0	33	25	1.3	91	81	1.1
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
モンゴル	99	99	1.0	99	98	1.0	8	15	1.7	46	38	1.2	99	98	1.0	36 <sub>x</sub>	21 <sub>x</sub>	1.7 <sub>x</sub>	66	41	1.6
モンテネグロ	99	100	1.0	99	100	1.0	10	9	1.0	-	-	-	97	99	1.0	47	49	1.0	98	92	1.1
モントセラト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モロッコ	97 <sub>y</sub>	91 <sub>y</sub>	1.1 <sub>y</sub>	92	55	1.7	9	21	2.4	23	21	1.1	96 <sub>x</sub>	83 <sub>x</sub>	1.2 <sub>x</sub>	-	-	-	89	75	1.2
モザンビーク	51	47	1.1	80	44	1.8	36	46	1.3	65	50	1.3	83	67	1.2	39	25	1.6	47	12	3.8
ミャンマー	94	78	1.2	88	52	1.7	20	32	1.6	67	61	1.1	96	92	1.1	28	11	2.5	76	59	1.3
ナミビア	89 <sub>y</sub>	86 <sub>y</sub>	1.0 <sub>y</sub>	95	82	1.2	16	27	1.7	75	69	1.1	95	91	1.0	67	55	1.2	55	15	3.6
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	-	-	-
ネパール	57	58	1.0	68	47	1.4	32	40	1.3	36	38	0.9	80	76	1.1	25	14	1.7	52	45	1.2
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	100	1.0	

表 10 公平性指標－居住地域

国・地域	出生登録(%)** 2010-2016*			専門技能者の付き添う 出産の割合(%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (中・重度) <sup>g</sup> (%) 2011-2016*			下痢をした子どもの うち終口補水塩(ORS) による治療を受けた割合 (%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的な 知識を持つ割合(%)* 2011-2016*			基礎的衛生サービ スを利用する人の 割合(%) <sup>2015</sup>		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
ニカラグア	-	-	-	97	79	1.2	15x	30x	2.0x	74	57	1.3	76x,y	64x,y	1.2x,y	-	-	-	86	63	1.4
ニジェール	92	60	1.5	83	32	2.6	34	45	1.3	47	44	1.1	83	45	1.9	31	9	3.3	44	6	7.4
ナイジェリア	50y	19y	2.7y	62	21	3.0	26	43	1.7	45	28	1.6	87	57	1.5	30	20	1.4	39	27	1.4
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	
オマーン	-	-	-	99	98	1.0	14	15	1.1	58	62	0.9	98	97	1.0	-	-	-	99	99	1.0
パキスタン	59	23	2.6	71	44	1.6	37	48	1.3	42	37	1.1	75	59	1.3	-	-	-	74	48	1.5
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
パナマ	98	93	1.1	100	78	1.3	-	-	-	61	44	1.4	97	97	1.0	-	-	-	86	59	1.4
バブアニューギニア	-	-	-	88x	48x	1.9x	36x	51x	1.4x	-	-	-	-	-	-	-	-	55	13	4.2	
パラグアイ	87y	80y	1.1y	94x	79x	1.2x	12	10	0.8	-	-	-	92y	90y	1.0y	-	-	-	98	81	1.2
ペルー	98y	96y	1.0y	98	75	1.3	9	28	3.0	37	22	1.7	92y	92y	1.0y	27x	8x	3.3x	82	58	1.4
フィリピン	-	-	-	83	64	1.3	28	38	1.3	54	45	1.2	90x	87x	1.0x	23x	17x	1.4x	79	72	1.1
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0	
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	100	100	1.0	100	99	1.0	4	8	2.2	-	-	-	98	99	1.0	41	32	1.3	89	70	1.3
ルーマニア	-	-	-	94	96	1.0	14x	13x	0.9x	-	-	-	-	-	-	-	-	93	68	1.4	
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	76	1.2	
ルワンダ	55	56	1.0	97	89	1.1	27	40	1.5	33	27	1.3	96	94	1.0	74	62	1.2	57	64	0.9
セントクリストファー・ネー ヴィス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	91	92	1.0	-	-	-	4	2	0.6	-	-	-	99	100	1.0	57	63	0.9	86	92	0.9
セントビンセント・グレナ ディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	68	57	1.2	97	79	1.2	4	5	1.1	-	-	-	89y	88y	1.0y	5x	2x	2.4x	98	96	1.0
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	96	93	1.0	95	88	1.1	16	19	1.2	46	57	0.8	94	94	1.0	43	40	1.1	47	28	1.7
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	87	58	1.5	70	44	1.6	14	24	1.7	32	31	1.0	72	43	1.7	-	-	-	66	35	1.9
セルビア	100	99	1.0	98	99	1.0	7	5	0.8	50x	22x	2.3x	100	98	1.0	63x	41x	1.5x	98	91	1.1
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	80	76	1.1	79	53	1.5	30	40	1.4	86	85	1.0	88	71	1.2	38	22	1.7	24	8	2.8
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	98	1.0	
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0	
ソロモン諸島	89	88	1.0	96	84	1.1	27	32	1.2	45	35	1.3	-	-	-	34x	28x	1.2x	76	18	4.1
ソマリア	6x	2x	3.7x	21x	3x	7.4x	32x	48x	1.5x	25x	9x	3.0x	39x	11x	3.4x	7x	2x	4.1x	28	8	3.5
南アフリカ	-	-	-	98	95	1.0	26y	29y	1.1y	53	49	1.1	-	-	-	-	-	-	76	69	1.1
南スーダン	45	32	1.4	31x	15x	2.0x	29x	32x	1.1x	44x	37x	1.2x	40	19	2.1	16x	7x	2.3x	28	6	4.3
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
スリランカ	97x	98x	1.0x	99x	99x	1.0x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	95	0.9	
パレスチナ	99	100	1.0	100	100	1.0	8	8	1.0	30	34	0.9	99	99	1.0	8x	6x	1.3x	95	99	1.0
スーダン	89	59	1.5	93	72	1.3	27	43	1.6	25	18	1.4	86	61	1.4	12	7	1.9	58	23	2.5
スリナム	100	98	1.0	93x	84x	1.1x	7x	12x	1.8x	33x	55x	0.6x	97	94	1.0	45x	33x	1.4x	88	61	1.4
スワジランド	64	51	1.3	93	86	1.1	19	27	1.4	64	90	0.7	98	98	1.0	56	47	1.2	58	58	1.0
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0	
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
シリア	97x	95x	1.0x	99x	93x	1.1x	28x	28x	1.0x	56x	44x	1.3x	98x	96x	1.0x	7x	7x	1.0x	96	89	1.1
タジキスタン	88	89	1.0	93	86	1.1	22	28	1.3	58	61	0.9	87	85	1.0	11	8	1.4	94	96	1.0
タイ	99y	100y	1.0y	99	100	1.0	10	11	1.1	68	75	0.9	95	95	1.0	55	56	1.0	94	96	1.0
マケドニア旧ユーゴスラビ ア共和国	100	100	1.0	94	88	1.1	4	6	1.4	19x	30x	0.6x	98	98	1.0	33x	18x	1.8x	97	83	1.2
東ティモール	50	57	0.9	59x	20x	2.9x	39	55	1.4	65x	74x	0.9x	80	70	1.1	14x	12x	1.2x	73	30	2.4
トーゴ	95	69	1.4	82	24	3.4	16	33	2.1	18	19	0.9	96	85	1.1	28	19	1.5	28	5	6.2
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	0.0
トンガ	92	94	1.0	94	96	1.0	9	8	0.9	-	-	-	92y	93y	1.0y	11	13	0.8	97	92	1.0
トリニダード・トバゴ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チュニジア	100	98	1.0	77	67	1.1	8	14	1.7	69	59	1.2	99	97	1.0	22	13	1.7	98	83	1.2
トルコ	99y	98y	1.0y	99	92	1.1	8	14	1.8	-	-	-	95	96	1.0	-	-	-	99	89	1.1
トルクメニスタン	100	100	1.0	100	100	1.0	12	11	0.9	-	-	-	98	98	1.0	7x	4x	2.0x	94	99	1.0
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	60x	38x	1.6x	93x	93x	1.0x	10x	11x	1.1x	-	-	-	98x,y	99x,y	1.0x,y	38x	41x	0.9x	92	91	1.0
ウガンダ	38	29	1.3	89	52	1.7	24	30	1.3	53	45	1.2	91	86	1.1	55	42	1.3	28	17	1.6



国・地域	出生登録(%)** 2010-2016*			専門技能者の付き添う 出産の割合(%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (中・重度) <sup>θ</sup> (%) 2011-2016*			下痢をした子どもの うち経口補水塩(ORS) による治療を受けた割 合(%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的な 知識を持つ割合(%) 2011-2016*			基礎的衛生サービ スを利用する人の 割合(%)2015		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
ウクライナ	100	100	1.0	99	99	1.0	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	52	45	1.1	97	93	1.1
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
タンザニア	51	18	2.9	87	55	1.6	25	38	1.5	46	44	1.0	91	77	1.2	52	36	1.5	37	17	2.2
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ウルグアイ	100	100	1.0	98	98	1.0	-	-	-	-	-	-	97	97	1.0	34	-	-	96	95	1.0
ウズベキスタン	100x	100x	1.0x	100	100	1.0	18x	19x	1.1x	34x	31x	1.1x	-	-	-	33x	30x	1.1x	100	100	1.0
バヌアツ	61y	37y	1.7y	96	87	1.1	19	32	1.6	38	52	0.7	77y	77y	1.0y	23x	13x	1.8x	61	51	1.2
ベネズエラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	72	1.4
ベトナム	97	96	1.0	99	92	1.1	12	27	2.3	58	49	1.2	98	97	1.0	54	47	1.1	91	72	1.3
イエメン	48	24	2.0	73	34	2.1	34	51	1.5	24	26	0.9	85	73	1.2	4x	1x	6.7x	90	44	2.1
ザンビア	20	7	3.0	88	51	1.7	36	42	1.2	68	62	1.1	92	84	1.1	50	34	1.5	49	19	2.6
ジンバブエ	67	34	1.9	93	71	1.3	22	29	1.3	46	38	1.2	98	94	1.0	56	41	1.4	54	31	1.7
<b>地域別要約</b>																					
東アジアと太平洋諸国	85**	77**	1.1**	98	91	1.1	13	21	1.7	49**	46**	1.1**	98	96	1.0	29**	23**	1.3**	87	63	1.4
ヨーロッパと中央アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	92	1.1
東ヨーロッパと中央アジア	99	97	1.0	99	96	1.0	10r	14r	1.4r	-	-	-	96	96	1.0	-	-	-	95	87	1.1
西ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
ラテンアメリカとカリブ海諸国	96	93	1.0	-	-	-	13N	23N	1.8N	-	-	-	95	93	1.0	-	-	-	90	68	1.3
中東と北アフリカ	96	87	1.1	93	76	1.2	17	21	1.2	27	27	1.0	96	91	1.0	-	-	-	94	81	1.2
北アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
南アジア	73	56	1.3	84	68	1.2	32	42	1.3	57	49	1.2	86	79	1.1	13‡	7‡	1.8‡	65	37	1.8
サハラ以南のアフリカ	57	35	1.6	80	46	1.7	26	39	1.5	43	36	1.2	86	68	1.3	37	23	1.6	42	20	2.1
東部・南部アフリカ	52	33	1.6	86	50	1.7	26	38	1.5	47	39	1.2	87	73	1.2	45	30	1.5	48	21	2.2
西部・中部アフリカ	60	38	1.6	76	41	1.8	26	40	1.5	41	32	1.3	86	61	1.4	28	17	1.7	37	19	2.0
後発開発途上国	52	36	1.5	81	48	1.7	28	40	1.4	49	42	1.2	87	72	1.2	31	18	1.7	46	26	1.8
<b>世界</b>	<b>82**</b>	<b>59**</b>	<b>1.4**</b>	<b>89</b>	<b>67</b>	<b>1.3</b>	<b>23</b>	<b>32</b>	<b>1.4</b>	<b>48**</b>	<b>42**</b>	<b>1.1**</b>	<b>92</b>	<b>81</b>	<b>1.1</b>	<b>30***</b>	<b>20***</b>	<b>1.5***</b>	<b>83</b>	<b>50</b>	<b>1.7</b>

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。  
これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

**指標の定義**

**出生登録**－調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの割合。この指標の分子には、調査者によって出生証明書が確認されたか否かに関わらず、出生登録証があると報告された子ども、そして、出生登録証を持っていないが、母親あるいは子どもの面倒をみる人が、子どもの出生登録をしたと述べた子どもたちを含む。  
**専門技能者が付き添う出産の割合**－専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の割合。  
**5歳未満児に見られる発育阻害の割合**－WHOのWHO Child Growth Standardsによる年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月の子どもの割合。  
**発育阻害**－中・重度：WHOのWHO Child Growth Standardsによる年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月の子どもの割合。  
**下痢をした子どものうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合**－調査前2週間に下痢をした5歳未満の子どものうち、経口補水塩(ORS)パッケージ、あるいはあらかじめ袋の形で包装されたORS液)による治療を受けた者の割合。

**初等教育純出席率**－公式の初等学校就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、初等学校就学年齢の子どもの総人口に占める割合。初等教育就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子どももいるため、この指標は初等学校純出席率「調整値」としても見ることが出来る。  
**HIVの包括的な知識を持つ割合**－15～24歳の若い女性のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、誠実でHIVに感染していないひとりの相手のみと性交渉を持つこと）を認識し、HIV感染について誤解されている現地での極めて一般的な2つの考え方を否定し、健康にみえる人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。  
**基礎的衛生サービスを利用する人の割合**－近隣の世帯と共有せずに改善された衛生設備を利用している人の割合。改善された衛生設備とは、下水管に接続された水洗または簡易水洗トイレ、汚水処理タンクまたはピット式トイレ、換気口付ピット式改良型トイレ、コンポスト式（堆肥化）トイレまたは覆い板（スラブ）付ピット式トイレを含む。

イタリック体のデータは、本書内の他の統計表に記載されている同一の指標とは異なるデータ元からとっている。

**データの主な出典**

**出生登録**－人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別調査、国勢調査、人口動態統計、有効な出生登録制度のデータ。  
**専門技能者が付き添う出産の割合**－DHS、MICS、その他の国別代表資料。  
**5歳未満児に見られる発育阻害の割合**－DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。  
**下痢をした子どものうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合**－DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

**注**

- データなし。
- p 少量のデータ数による（典型的には25～49の重み付けなしの事例）。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表示されない。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年～2006年のインドの初等学校出席率のデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の年次のデータからの推計値は表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。
- ++出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2回および第3回（MICS2とMICS3）から第4回（MICS4）にかけてその定義が変化した。その後の回における比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2MICS3に掲載された推定値と異なりうる。

**初等教育出席率**－DHS、MICS、その他の国別世帯調査。  
**HIVの包括的な知識を持つ割合**－AIDS指標調査（AIS）、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler, www.statcompiler.com  
**基礎的衛生サービスを利用する人の割合**－世界保健機関（WHO）とユニセフの水と衛生共同モニタリング・プログラム（JMP）。

- θ 発育阻害（中・重度）の世界と地域における平均値は、ユニセフ・WHO・世界銀行グループの合同世界栄養データベース2017年5月改訂版の統計モデルのデータを使って推定された。詳細な情報は<data.unicef.org/malnutrition>を参照。発育阻害（中・重度）の細分類されたデータは人口の重み付けがなされている。つまり、2011年～2016年のデータについて各国の直近の推計値を使用している。そのため、この表の世界や地域レベルの推計値と一致しない場合がある。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。
- ‡ インドを除く。
- r ロシア連邦を除く。
- N ブラジルを除く。

表 11 公平性指標―世帯の豊かさ

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2016*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (中・重度) (%) 2011-2016*			下痢をした子どものうち 経口補水塩 (ORS) による治療を受けた割合 (%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的 な知識を持つ割合 (%) 2011-2016*			15-24歳の男性の HIV/エイズの包括的 な知識を持つ割合 (%) 2011-2016*		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較
	アフガニスタン	30	70	2.3	24	85	3.6	49	31	1.6	45	42	0.9	59	83	1.4	0	5	23.0	-	-
アルバニア	98 x	99 x	1.0 x	98 x	100 x	1.0 x	27 x	13 x	2.1 x	-	-	-	91	94	1.0	20 x	60 x	3.0 x	10 x	38 x	3.8 x
アルジェリア	99	100	1.0	95	99	1.0	3	11	0.2	21	31	1.5	96	98	1.0	4	17	3.8	-	-	-
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	10	55	5.7	17	90	5.2	47	7	6.8	29	57	1.9	56	95	1.7	8	58	7.3	10	46	4.8
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	99 y	100 y	1.0 y	-	-	-	-	-	-	26	6	0.2	98	99	1.0	-	54	-	-	-	-
アルメニア	98	99	1.0	100	100	1.0	12	6	2.0	-	-	-	99	100	1.0	13	30	2.3	4	23	5.5
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	92 x	97 x	1.1 x	90	100	1.1	28	16	1.8	3 x	36 x	13.3 x	67 y	70 y	1.0 y	1 x	12 x	10.3 x	2 x	14 x	6.3 x
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	15	28	1.8	18	74	4.2	50	21	2.4	72	81	1.1	88	93	1.1	2	18	8.9	-	-	-
バルバドス	98	99	1.0	-	-	-	8	3	2.4	-	-	-	99	100	1.0	57	66	1.2	-	-	-
ベラルーシ	-	-	-	100	100	1.0	11 x	2 x	5.3 x	-	-	-	93	93	1.0	55	55	1.0	42	43	1.0
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	94	99	1.1	93	99	1.1	26	5	4.8	-	-	-	93	99	1.1	20	53	2.7	-	-	-
ベナン	69	96	1.4	61	91	1.5	46	18	2.6	20	31	1.6	54	92	1.7	15	29	2.0	26	42	1.6
ブータン	100	100	1.0	34 x	95 x	2.8 x	41 x	21 x	1.9 x	60 x	56 x	0.9 x	-	-	-	7 x	32 x	4.4 x	-	-	-
ボリビア	68 x,y	90 x,y	1.3 x,y	57	99	1.7	32	9	3.5	18	27	1.5	95 x	99 x	1.0 x	5 x	40 x	8.4 x	11 x	45 x	4.3 x
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100 x	99 x	1.0 x	100	100	1.0	10	10	1.0	-	-	-	93	94	1.0	37	44	1.2	38	45	1.2
ボツワナ	-	-	-	-	-	-	38 x	20 x	1.9 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	-	-	-	-	-	-	7 x	3 x	2.1 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	62	95	1.5	68	95	1.4	42 x	19 x	2.3 x	38	47	1.2	31	85	2.8	8 x	37 x	4.4 x	-	-	-
ブルンジ	64	87	1.4	77	96	1.2	-	-	-	34	38	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カンボジア	59	87	1.5	75	98	1.3	42	19	2.3	40	27	0.7	86	98	1.1	27	55	2.1	28	63	2.2
カメルーン	38	92	2.4	21	98	4.7	42	15	2.9	9	37	4.3	65	99	1.5	12 x	50 x	4.0 x	-	-	-
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	46	85	1.8	18 x	79 x	4.3 x	45	30	1.5	11 x	28 x	2.5 x	57	90	1.6	12 x	21 x	1.7 x	19 x	29 x	1.5 x
チャド	6	39	6.5	11	58	5.3	41	32	1.3	14	30	2.2	44	76	1.7	6 x	18 x	2.9 x	-	-	-
チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	96	98	1.0	86	99	1.2	19 x	7 x	2.9 x	47 x	61 x	1.3 x	93	96	1.0	15 x	32 x	2.2 x	-	-	-
コモロ	85	93	1.1	66	93	1.4	38	22	1.7	39	36	0.9	72	95	1.3	-	-	-	-	-	-
コンゴ	80	99	1.2	78	99	1.3	35	9	3.7	22	37	1.7	-	-	-	5 x	12 x	2.4 x	12 x	27 x	2.3 x
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	99	100	1.0	97	99	1.0	-	-	-	-	-	-	94	98	1.0	20	54	2.7	-	-	-
コートジボワール	44	90	2.0	35	91	2.6	38	16	2.5	6	24	3.7	62	94	1.5	-	-	-	-	-	-
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	16	38	2.4	66	98	1.5	50	23	2.2	31	42	1.4	79	94	1.2	8 x	24 x	2.8 x	-	-	-
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	73	98	1.4	96	99	1.0	11	4	2.9	43	57	1.3	91	98	1.1	34	55	1.6	-	-	-
エクアドル	90	96	1.1	99 x	98 x	1.0 x	37	14	2.6	41	64	1.6	97 y	98 y	1.0 y	-	-	-	-	-	-
エジプト	99	100	1.0	82	99	1.2	24	23	1.0	27	23	0.9	95	98	1.0	6	14	2.1	2	10	5.8
エルサルバドル	98	99	1.0	94	99	1.1	24	5	4.5	71	68	1.0	92	99	1.1	17	46	2.8	17	46	2.8
赤道ギニア	60	60	1.0	48	88	1.8	28	19	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エリトリア	-	-	-	9 x	90 x	10.5 x	57 x	27 x	2.1 x	42 x	50 x	1.2 x	71 y	96 y	1.3 y	9 x	37 x	4.3 x	21 x	43 x	2.0 x
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	1	10	11.9	13	67	5.1	42	27	1.6	32	37	1.2	49 y	82 y	1.7 y	-	-	-	-	-	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



表 11 公平性指標—世帯の豊かさ

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2016*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (中・重度) (%) 2011-2016*			下痢をした子どものうち 経口補水塩 (ORS) による治療を受けた割合 (%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的 な知識を持つ割合 (%) 2011-2016*			15-24歳の男性の HIV/エイズの包括的 な知識を持つ割合 (%) 2011-2016*			
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	
	ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	-	-	-	42x	99x	2.4x	35x	6x	6.0x	53x	64x	1.2x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニジェール	50	89	1.8	12	71	6.0	47	35	1.4	34	49	1.4	35	81	2.3	6	30	5.0	6	42	7.2	
ナイジェリア	7y	65y	9.7y	5	81	15.6	54	18	3.0	20	53	2.6	28	95	3.3	15	33	2.2	23	43	1.9	
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	5	71	14.3	30	85	2.9	62	23	2.7	34	48	1.4	39	87	2.2	-	-	-	-	-	-	
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	90	97	1.1	72	100	1.4	-	-	-	-	-	-	96	97	1.0	-	-	-	-	-	-	
バブアニューギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パラグアイ	67y	89y	1.3y	-	-	-	28	13	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ペルー	95y	99y	1.0y	71	100	1.4	32	3	11.3	23	44	1.9	92y	92y	1.0y	-	-	-	-	-	-	
フィリピン	-	-	-	42	96	2.3	49	15	3.3	-	-	-	79x	92x	1.2x	14x	26x	1.8x	-	-	-	
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
モルドバ	99	100	1.0	98	99	1.0	11	3	4.2	-	-	-	98	99	1.0	14	47	3.3	13	40	3.1	
ルーマニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	43	64	1.5	84	97	1.2	49	21	2.3	22	37	1.7	88	97	1.1	-	-	-	-	-	-	
セントクリストファー・ネー ヴィス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	100	1.0	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナ ディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サモア	47	77	1.6	72	94	1.3	6	3	2.3	-	-	-	85y	91y	1.1y	3x	3x	1.0x	3x	9x	2.7x	
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サントメ・プリンシペ	88	100	1.1	85	98	1.1	26	7	3.8	-	-	-	92	96	1.1	39	51	1.3	38	56	1.5	
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セネガル	44	93	2.1	29	81	2.8	28	10	2.8	28	23	0.8	43	78	1.8	-	-	-	-	-	-	
セルビア	97	100	1.0	98	95	1.0	14	4	3.3	-	-	-	97	100	1.0	28x	69x	2.4x	28x	66x	2.4x	
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	77	80	1.0	51	84	1.6	43	28	1.5	87	88	1.0	62	92	1.5	14x	36x	2.6x	-	-	-	
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	87	88	1.0	72	96	1.3	36.2	25	-	37	39	1.0	-	-	-	17x	37x	2.1x	35x	50x	1.5x	
ソマリア	1x	7x	6.6x	1x	27x	27.1x	52x	25x	2.0x	7x	31x	4.8x	4x	50x	13.2x	1x	8x	13.5x	-	-	-	
南アフリカ	-	-	-	93	99	1.1	36	13	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南スーダン	21	57	2.7	8x	41x	5.1x	31x	27x	1.2x	27x	52x	1.9x	10	50	5.1	3x	18x	6.1x	-	-	-	
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スリランカ	97x	98x	1.0x	97x	99x	1.0x	19	10	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パレスチナ	100	99	1.0	100	99	1.0	8	7	1.1	23	31	1.3	99	99	1.0	5x	10x	2.1x	-	-	-	
スーダン	37	98	2.6	48	99	2.1	44	21	2.1	16	21	1.3	48	94	1.9	2	19	8.7	-	-	-	
スリナム	98	100	1.0	83x	94x	1.1x	13x	6x	2.4x	-	-	-	92	97	1.1	26x	52x	2.0x	-	-	-	
スワジランド	39	78	2.0	76	95	1.2	30	9	3.3	-	-	-	97	98	1.0	38	54	1.4	40	69	1.7	
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シリア	93x	99x	1.1x	75x	99x	1.3x	35x	25x	1.4x	46x	59x	1.3x	92x	99x	1.1x	4x	10x	2.9x	-	-	-	
タジキスタン	86	90	1.0	74	96	1.3	32	21	1.5	53	62	1.2	85	88	1.0	-	-	-	-	-	-	
タイ	100y	100y	1.0y	98	100	1.0	13	12	1.1	78	81	1.0	92	97	1.1	42	53	1.3	37	53	1.4	
マケドニア旧ユーゴスラビ ア共和国	99	100	1.0	78	97	1.2	7	2	3.6	-	-	-	96	99	1.0	9x	45x	5.0x	-	-	-	
東ティモール	50	56	1.1	10x	69x	6.9x	59	39	1.5	70x	71x	1.0x	60	84	1.4	9x	16x	1.8x	11x	35x	3.0x	
トーゴ	67	97	1.5	11	87	8.1	33	11	3.2	28	25	0.9	80	97	1.2	18x	42x	2.3x	20x	55x	2.7x	
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トンガ	92	96	1.1	93	97	1.0	7	10	0.7	-	-	-	94y	94y	1.0y	11	16	1.4	13	14	1.1	
トリニダード・トバゴ	96x	99x	1.0x	98x	99x	1.0x	-	-	-	-	-	-	95	98	1.0	48x	62x	1.3x	-	-	-	
チュニジア	98	100	1.0	63	89	1.4	16	8	2.0	-	-	-	96	99	1.0	10p	29	2.8	-	-	-	
トルコ	98y	99y	1.0y	91	100	1.1	18	4	4.3	-	-	-	92	96	1.0	-	-	-	-	-	-	
トルクメニスタン	100	99	1.0	100	100	1.0	16	11	1.4	-	-	-	98	98	1.0	17p	32	1.9	-	-	-	
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ツバル	39x	71x	1.8x	95x	90x	1.0x	8x	13x	0.6x	-	-	-	99x,y	100x,y	1.0x,y	34x,p	39x	1.2x	-	67x,p	-	
ウガンダ	27	44	1.6	43	88	2.0	32	17	1.9	48	53	1.1	79	92	1.2	20x,p	47x	2.3x	28x	47x	1.6x	

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2016*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2011-2016*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (中・重度)θ (%) 2011-2016*			下痢をした子どものうち 経口補水塩 (ORS) による治療を受けた割合 (%) 2011-2016*			初等教育純出席率 2011-2016*			15-24歳の女性の HIV/エイズの包括的 な知識を持つ割合 (%) 2011-2016*			15-24歳の男性の HIV/エイズの包括的 な知識を持つ割合 (%) 2011-2016*		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較
ウクライナ	100	99	1.0	99	100	1.0	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	41 p	53	1.3	40	54	1.3
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	8	65	8.5	42	95	2.3	40	19	2.1	40	45	1.1	63	95	1.5	39 x,p	55 x	1.4 x	34 x	56 x	1.7 x
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	98	1.0	-	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	100 x	100 x	1.0 x	99 x	100 x	1.0 x	21 x	15 x	1.4 x	27 x	19 x	0.7 x	-	-	-	25 x	33 x	1.3 x	-	-	-
バヌアツ	33 y	59 y	1.8 y	77	95	1.2	40	16	2.4	-	-	-	75 y	80 y	1.1 y	9 x	23 x	2.7 x	-	-	-
ベネズエラ	-	-	-	99	93	0.9	-	-	-	-	-	-	86	99	1.2	-	-	-	-	-	-
ベトナム	91	98	1.1	73	100	1.4	41	6	6.7	-	-	-	94	98	1.0	30	65	2.2	-	-	-
イエメン	17	56	3.3	19	81	4.2	59	26	2.3	27	21	0.8	56	90	1.6	0 x	4 x	- x	-	-	-
ザンビア	5	29	6.0	45	94	2.1	47	28	1.7	59	68	1.1	75	97	1.3	24 x	48 x	2.0 x	24 x	51 x	2.1 x
ジンバブエ	24	79	3.3	62	96	1.6	33	17	2.0	30	44	1.5	91	100	1.1	47	65	1.4	43	67	1.6
<b>地域別要約</b>																					
東アジアと太平洋諸国	59 **	92 **	1.6 **	60 **	98 **	1.6 **	44 **	20 **	2.2 **	-	-	-	95 **	99 **	1.0 **	-	-	-	-	-	-
ヨーロッパと中央アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東ヨーロッパと中央アジア	98	98	1.0	93	99	1.1	18 r	8 r	2.4 r	-	-	-	94	96	1.0	-	-	-	-	-	-
西ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	88	98	1.1	80	98	1.2	30 N	7 N	4.3 N	-	-	-	94	97	1.0	-	-	-	-	-	-
中東と北アフリカ	88	94	1.1	72	96	1.3	24	15	1.6	23	24	1.0	86	97	1.1	-	-	-	-	-	-
北アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	45	78	1.7	53	91	1.7	52	22	2.0	37	49	1.3	67	94	1.4	5 ‡	21 ‡	4.1 ‡	-	-	-
サハラ以南のアフリカ	27	63	2.3	34	87	2.6	44	19	2.3	31	45	1.5	54	91	1.7	-	-	-	-	-	-
東部・南部アフリカ	27	55	2.1	40	87	2.2	42	19	2.2	37	46	1.2	63	90	1.4	-	-	-	-	-	-
西部・中部アフリカ	28	70	2.5	28	86	3.1	46	19	2.4	25	45	1.8	46	91	2.0	14	34	2.4	-	-	-
後発開発途上国	30	56	1.9	36	85	2.4	45	21	2.1	39	47	1.2	64	89	1.4	-	-	-	-	-	-
世界	56 **	82 **	1.5 **	51 **	91 **	1.8 **	44	19	2.2	34 **	45 **	1.3 **	70 **	94 **	1.3 **	-	-	-	-	-	-

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

**出生登録**—調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの割合。この指標の分子には、調査者によって出生証明書が確認されたか否かに関わらず、出生登録証があると報告された子ども、そして、出生登録証を持っていないが、母親あるいは子どもの面倒をみる人が、子どもの出生登録をしたと述べた子どもたちを含む。

**専門技能者が付き添う出産の割合**—専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の割合。

**5歳未満児に見られる発育阻害の割合**—WHO Child Growth Standardsによる年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中位からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月の子どもの割合。

**発育阻害**—中・重度：WHO Child Growth Standardsによる年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中位からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月の子どもの割合。

データの主な出典

**出生登録**—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別調査、国勢調査、人口動態統計、有効な出生登録制度のデータ。

**専門技能者が付き添う出産の割合**—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

**5歳未満児に見られる発育阻害の割合**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。

イタリック体のデータは、本書内の他の統計表に記載されている同一の指標とは異なるデータ元からとっている。

**下痢をした子どものうち経口補水塩（ORS）による治療を受けた割合**—調査前2週間に下痢をした5歳未満の子どものうち、経口補水塩（ORS/パケット、あるいはあらかじめ袋の形で包装されたORS液）による治療を受けた者の割合。

**初等教育純出席率**—公式の初等学校就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、初等学校就学年齢の子どもの総人口に占める割合。初等教育就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等学校純出席率「調整値」としても見ることができる。

**HIVの包括的な知識を持つ割合**—15～24歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、誠実にHIVに感染していないひとりの相手のみと性交渉を持つこと）を認識し、HIV感染について誤解されている現地での極めて一般的な2つの考え方を否定し、健康にみえる人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。

**下痢をした子どものうち経口補水塩（ORS）による治療を受けた割合**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

**初等教育出席率**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

**HIVの包括的な知識を持つ割合**—AIDS指標調査（AIS）、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler、< www.statcompiler.com >

注

- データなし。

p 少量のデータ数による（典型的には25～49の重み付けなしの事例）。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表示されない。

x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のものである。2005年～2006年のインドの初等教育出席率のデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の年次のデータからの推計値は表示されていない。

y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。

++出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2回および第3回（MICS2とMICS3）から第4回（MICS4）にかけてその定義が変化した。その後の回における比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を終了データは国別のMICS2/MICS3に掲載された推定値と異なりうる。

θ 発育阻害（中・重度）の世界と地域における平均値は、ユニセフ・WHO・世界銀行グループの合同世界栄養データベース2017年5月改訂版の統計モデルのデータを使って推定された。詳細な情報は < data.unicef.org/malnutrition > を参照。発育阻害（中・重度）の細分類されたデータは人口の重み付けがなされている。つまり、2011年～2016年のデータについて各国の直近の推計値を使用している。そのため、この表の世界や地域レベルの推計値と一致しない場合がある。

\* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

\*\* 中国を除く。

‡ インドを除く。

r ロシア連邦を除く。

N ブラジルを除く。

表 12 子どもの早期ケア指標

国・地域	幼児教育の出席率 2005-2016*					おとなによる学習支援** 2005-2016*					父親による 学習支援** 2005- 2016*	家庭での学習教材 2005-2016*						庇護が十分に行き届いて いない子ども 2005-2016*				
	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%		児童書			遊具**			全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%
												全体	最下位 20%	最上位 20%	全体	最下位 20%	最上位 20%					
アフガニスタン	1	1	1	0	4	73	74	73	72	80	62 y	2	1	5	53	52	57	40	42	39	43	27
アルバニア	40	39	42	26	60	86	85	87	68	96	53 y	32	16	52	53	57	48	13	14	11	9	16
アルジェリア	17	17	16	7	31	78	79	78	64	92	79 y	11	3	23	35	32	36	6	6	5	6	6
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンギラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	63	61	66	46	85	84	83	85	73	95	57 y	61	40	83	61	58	63	8	9	8	10	5
アルメニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	13	13	14	12	18	78	78	78	64	94	10	9	2	23	60	57	60	12	11	12	14	12
バルバドス	90	88	91	90 p	97 p	97	97	97	100 p	100 p	46 y	85	83	89	76	68	77	1	2	1	0	3
ベラルーシ	88	86	89	75	91	96	94	97	90	99	68 y	92	83	96	79	77	79	4	4	4	4	5
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	55	52	58	29	72	88	89	86	80	94	24	44	23	73	68	70	66	13	15	11	15	11
ベナン	13	13	14	2	38	28	28	27	18	48	5	1	0	6	48	39	65	34	35	34	39	25
ブータン	10	10	10	3	27	54	52	57	40	73	51 y	6	1	24	52	36	60	14	13	15	17	7
ボリビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	13	12	14	2	31	95	95	96	87	100	76 y	56	39	73	56	58	60	2	2	2	3	1
ボツワナ	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	70 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英領ヴァージン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	3 y	3 y	3 y	-	-	14	14	14	12	26	24 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルンジ	5	5	5	4	10	34	35	34	32	38	20 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カンボジア	15 y	12 y	17 y	7 y	38 y	59 y	57 y	62 y	48 y	73 y	9 y	4 y	1 y	12 y	34 y	20 y	53 y	10 y	10 y	10 y	16 y	4 y
カメルーン	28	27	29	2	66	44	45	44	50	52	4	4	0	17	53	47	65	34	34	35	52	23
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	5	5	6	2	17	74	74	74	70	78	42 y	1	0	3	49	41	51	61	60	62	58	60
チャド	3 y	3 y	3 y	1 y	11 y	47 y	48 y	46 y	41 y	51 y	20 y	1 y	1 y	2 y	41 y	33 y	52 y	47 y	50 y	45 y	43 y	46 y
チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	37 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コモロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ	36	-	-	-	-	59	-	-	-	-	6	3	-	-	51	-	-	42	-	-	-	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	18	17	18	8	40	68	69	66	54	88	52 y	37	13	70	73	68	74	4	4	4	6	3
コートジボワール	5	5	5	1	15	50	50	51	55	57	40 y	5	3	13	39	44	35	59	60	58	62	51
クワアチア	74 y	75 y	73 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	76	75	77	-	-	89	89	90	-	-	18	48	-	-	78	-	-	4	4	4	-	-
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	98	98	97	-	-	91	88	93	-	-	75 y	79	-	-	47	-	-	17	17	16	-	-
コンゴ民主共和国	7 y	7 y	7 y	1 y	20 y	52 y	55 y	48 y	45 y	64 y	4 y	1 y	0 y	2 y	27 y	18 y	49 y	49 y	50 y	48 y	57 y	29 y
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	14	12	16	-	-	37 y	38 y	35 y	-	-	28 y	15	-	-	24	-	-	8	8	8	-	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	40	39	40	16	72	58	58	59	38	73	6	10	2	28	57	57	58	5	5	5	7	3
エクアドル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	47 y	48 y	47 y	34 y	50 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	7	2
エルサルバドル	25	24	26	19	44	59	57	62	45	78	8	18	6	44	62	62	58	4	4	3	4	4
赤道ギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エリトリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



表 12 子どもの早期ケア指標

国・地域	幼児教育の出席率 2005-2016*					おとなによる学習支援** 2005-2016*					父親による 学習支援** 2005- 2016*	家庭での学習教材 2005-2016*						庇護が十分に行き届いて いない子ども 2005-2016*				
	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%		児童書			遊具**			全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%
												全体	最下位 20%	最上位 20%	全体	最下位 20%	最上位 20%					
ニジェール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ナイジェリア	43	42	43	10	84	65	66	64	48	89	37 y	6	0	19	38	29	48	40	40	40	40	34
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	29	28	31	-	-	81	78	84	-	-	22	25	-	-	75	-	-	45	44	45	-	-
パキスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	37	38	35	28	67	74	73	74	55	89	45 y	26	7	59	69	67	68	3	3	2	6	1
パプアニューギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	77 y	76 y	79 y	70 y	90 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィリピン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	41	41	41	-	-	88	89	88	-	-	85 y	40	-	-	55	-	-	12	12	11	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	71	74	67	50	88	89	86	92	81	95	47 y	68	33	87	68	75	69	6	6	6	9	5
ルーマニア	82 y	82 y	83 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	13 y	12 y	14 y	3 y	45 y	49 y	49 y	49 y	36 y	66 y	3 y	1 y	0 y	3 y	30 y	21 y	41 y	35 y	35 y	35 y	38 y	21 y
セントクリストファー・ネー ヴィス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	85	87	84	-	-	93	89	96	-	-	50 y	68	-	-	59	-	-	5	5	5	-	-
セントビンセント・グレナ ディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	36	34	39	21	63	63	63	63	48	74	3	6	1	20	65	65	57	16	17	14	26	8
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	35 y	35 y	34 y	12 y	68 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セルビア	50	52	49	9	82	96	95	96	87	98	37	72	44	83	75	78	76	1	2	1	3	2
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	14	13	15	5	42	54	53	55	45	79	42 y	2	0	10	35	24	50	32	33	32	29	28
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソマリア	2	2	2	1	6	79	80	79	76	85	48 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アフリカ	48 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南スーダン	6	6	6	2	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	26	27	26	21	38	78	77	78	69	87	12	20	13	31	69	64	72	14	14	15	15	12
スーダン	22	22	23	7	59	-	-	-	-	-	-	2	0	7	46	36	55	-	-	-	-	-
スリナム	34	33	35	16	63	73	71	75	56	91	26 y	25	4	61	59	61	60	7	7	7	9	8
スワジランド	30	26	33	28	48	39	33	44	25	59	2	6	2	19	67	56	78	17	16	17	18	15
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	8	8	7	4	18	70	70	69	52	84	62 y	30	12	53	52	52	51	17	17	17	22	15
タジキスタン	6	-	-	-	-	74	73	74	56	86	23 y	17	4	33	46	43	44	13	13	12	15	11
タイ	85	84	85	86	84	93	93	92	87	98	34	41	23	73	76	81	67	2	6	6	8	3
マケドニア旧ユーゴスラビ ア共和国	30	-	-	-	-	92	92	91	81	96	71 y	52	18	81	71	70	79	5	5	5	11	1
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トーゴ	26 y	26 y	26 y	15 y	52 y	25 y	25 y	25 y	20 y	42 y	21 y	1 y	0 y	3 y	34 y	22 y	48 y	29 y	26 y	33 y	36 y	26 y
トケラウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	75	74	76	65	87	98	98	98	96	100	63 y	81	66	93	65	63	72	1	1	1	2	0
チュニジア	44	42	47	13	81	71	68	74	44	90	71 y	18	3	40	53	46	56	13	13	14	18	9
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	43	43	43	17	81	94	94	95	92	98	15	48	30	66	53	59	56	1	0	1	1	1
タークス・カイコス諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウクライナ	52	54	50	30	68	98	97	98	95	99	71 y	91	92	92	52	61	51	7	6	7	11	5
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



国・地域	幼児教育の出席率 2005-2016*					おとなによる学習支援** 2005-2016*					父親による 学習支援** 2005- 2016*	家庭での学習教材 2005-2016*						庇護が十分に行き届いて いない子ども 2005-2016*				
	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%		児童書			遊具**			全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%
												全体	最下位 20%	最上位 20%	全体	最下位 20%	最上位 20%					
タンザニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウルグアイ	81	83	80	-	-	93	94	91	-	-	66 y	59	-	-	75	-	-	3	3	3	-	-
ウズベキスタン	21 y	21 y	21 y	-	-	91	91	90	83	95	54 y	43	32	59	67	74	62	5	5	5	6	7
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ベネズエラ	66 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ベトナム	71	74	69	53	86	76	76	76	52	96	15	26	6	58	52	44	54	7	6	8	14	2
イエメン	3	3	3	0	8	33	34	32	16	56	37 y	10	4	31	49	45	49	34	36	33	46	22
ザンビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジンバブエ	22	20	23	17	34	43	43	43	35	59	3	3	1	12	62	48	74	19	19	18	25	7
<b>地域別要約</b>																						
東アジアと太平洋諸国	37**	37**	37**	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ヨーロッパと中央アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東ヨーロッパと中央アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
西ヨーロッパ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ラテンアメリカとカリブ海諸国	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中東と北アフリカ	26	25	26	15	37	61	61	61	-	-	58	19	-	-	45	-	-	11	12	11	14	8
北アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サハラ以南のアフリカ	27	25	26	8	54	53	53	52	44	69	23	3	0	12	39	-	-	39	-	-	-	-
東部・南部アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部・中部アフリカ	27	27	28	8	58	54	55	53	44	72	24	4	0	13	38	30	50	41	41	41	44	32
後発開発途上国	13	13	14	7	29	55	56	55	47	69	17	4	1	11	47	40	57	31	-	-	-	-
世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。

これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

**指標の定義**

**幼児教育の出席率**—36～59カ月の子どものうち、幼児教育プログラムに出席している割合。

**おとなによる学習支援**—調査前3日間の中で、子どもの学習の推進と就学準備のために次のうち4つ以上の活動に従事していたおとながいた36～59カ月の子どもの割合：a) 本を読み聞かせる、b) お話を聞かせる、c) 歌を聴かせる、d) 家の外に連れて行く、e) 一緒に遊ぶ、f) 一緒に物の名前を挙げたり、数えたり、描いたりする時間をもつ。

**父親による学習支援**—調査前3日間の中で、子どもの学習の推進と就学準備のために次のうち4つ以上の活動に従事していた父親がいた36～59カ月の子どもの割合：a) 本を読み聞かせる、b) お話を聞かせる、c) 歌を聴かせる、d) 家の外に連れて行く、e) 一緒に遊ぶ、f) 一緒に名前を付けたり、数えたり、描いたりする時間をもつ。

**家庭での学習教材：児童書**—0～59カ月の子どものうち、家に3冊以上の児童書がある割合。

**家庭での学習教材：遊具**—0～59カ月の子どものうち、家に次のうち2つ以上の遊具がある割合：家庭用の物、あるいは外にある物（枝、石、動物、貝、葉など）、手作りあるいは店で購入した玩具。

**庇護が十分に行き届いていない子ども**—0～59カ月の子どものうち、調査前一週間の中で、ひとりきりあるいは10歳未満の子どもと最低週に1回、1時間以上過ごしている割合。

**データの主な出典**

**幼児教育の出席率**—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別調査。

**おとなによる学習支援**—DHS、MICS、その他の国別調査。

**父親による学習支援**—DHS、MICS、その他の国別調査。

**家庭での学習教材：児童書**—DHS、MICS、その他の国別調査。

**家庭での学習教材：遊具**—DHS、MICS、その他の国別調査。

**庇護が十分に行き届いていない子ども**—DHS、MICS、その他の国別調査。

**注**

- データなし。
- p 少量のデータ数による（典型的には25～49の重み付けなしの事例）。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表示されない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。  
対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。
- ++MICS第3回～4回（MICS3とMICS4）の間にいくつかのECD指標の定義に変化があった。MICS4と比較できるようにするため、MICS3のおとなによる学習支援、父親による学習支援、家庭での学習教材指標はMICS4の指標の定義に基づき計算し直された。したがって、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS3調査に掲載された推定値と異なる場合がある。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- \*\* 中国を除く。

表 13 経済指標

国・地域	国際貧困ライン 1日1.90米ドル未満で 暮らす人の割合(%)	金銭的貧困世帯に暮らす 子どもの割合(%) <sup>P</sup>	政府開発援助(ODA) の受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが受入国のGNIに 占める割合(%)	世帯あたりの所得の分布 (%,2009-2013*)	
	2010-2014*	2010-2016*	2015	2015	最下位40%	最上位20%
アフガニスタン	-	-	4,239	21	-	-
アルバニア	1	-	334	3	22	38
アルジェリア	-	-	88	0	-	-
アンドラ	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	30 x	-	380	0	15 x	49 x
アンギラ	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	24 x	1	0	-	-
アルゼンチン	2	-	-23	0	15	47
アルメニア	2	34	348	3	21	40
オーストラリア	-	-	-	-	19	42
オーストリア	-	-	-	-	21	38
アゼルバイジャン	1 x	5	70	0	21 x	41 x
バハマ	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	19	-	2,570	1	21	42
バルバドス	-	32	-	-	-	-
ベラルーシ	0	9	105	0	24	36
ベルギー	-	-	-	-	23	36
ベリーズ	14 x	-	27	2	11 x	58 x
ベナン	53	-	430	5	16	51
ブータン	2	-	97	5	18	46
ボリビア	7	-	787	2	12	52
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0	-	355	2	19	41
ボツワナ	18 x	26	66	0	9	65
ブラジル	4	-	999	0	11	57
英領ヴァージン諸島	-	29 x	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	2	25	-	-	18	43
ブルキナファソ	44	-	997	9	17	47
ブルンジ	78 x	55	367	12	21 x	43 x
カボヴェルデ	8 x	-	153	10	14 x	53 x
カンボジア	2	-	677	4	22	40
カメルーン	24	-	664	2	15 x	49 x
カナダ	-	-	-	-	20	41
中央アフリカ共和国	66 x	-	487	31	10 x	61 x
チャド	38	-	607	6	15	49
チリ	1	18	50	0	13	57
中国	2	7 y	-332	0	15	48
コロンビア	6	-	1,347	0	11	58
コモロ	14 x	-	66	12	11 x	61 x
コンゴ	37	54 x	89	1	12	54
クック諸島	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	2	-	109	0	12	54
コートジボワール	29 x	-	653	2	-	-
クロアチア	1	21	-	-	20	40
キューバ	-	-	553	-	-	-
キプロス	-	-	-	-	20	43
チェコ	0	-	-	-	24	36
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	131	-	-	-
コンゴ民主共和国	77	-	2,599	8	16	48
デンマーク	-	-	-	-	23	38
ジブチ	23	-	170	-	15	50
ドミニカ	-	38 x	11	2	-	-
ドミニカ共和国	2	-	278	0	14	53
エクアドル	4	-	311	0	13	53
エジプト	-	29	2,488	1	-	-
エルサルバドル	3	44	88	0	15	50
赤道ギニア	-	-	8	0	-	-
エリトリア	-	-	92	-	-	-
エストニア	1	-	-	-	20	41
エチオピア	34	-	3,234	5	21	42
フィジー	4 x	-	102	2	16 x	50 x
フィンランド	-	-	-	-	23	37

国・地域	国際貧困ライン 1日1.90米ドル未満で 暮らす人の割合(%)	金銭的貧困世帯に暮らす 子どもの割合(%) <sup>P</sup>	政府開発援助(ODA) の受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが受入国のGNIに 占める割合(%)	世帯あたりの所得の分布 (%,2009-2013*)	
	2010-2014*	2010-2016*	2015	2015	最下位40%	最上位20%
フランス	-	-	-	-	20	41
ガボン	8 x	-	99	1	16 x	49 x
ガンビア	45 x	-	108	12	14 x	53 x
ジョージア	10	27	448	3	16	46
ドイツ	-	-	-	-	22	39
ガーナ	25 x	-	1,768	5	15 x	49 x
ギリシャ	-	-	-	-	17	42
グレナダ	-	51 x	23	2	-	-
グアテマラ	9	68	408	1	12	57
ギニア	35	-	538	9	20	42
ギニアビサウ	67	-	95	9	13	57
ガイアナ	14 x	-	31	1	14 x	50 x
ハイチ	54	-	1,043	12	8	64
バチカン	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	16	74	537	3	10	58
ハンガリー	0	-	-	-	21	39
アイスランド	-	-	-	-	23	36
インド	21	-	3,163	0	20	44
インドネシア	8	17 x	-43	0	18	47
イラン	0	-	111	-	18	45
イラク	-	-	1,485	1	-	-
アイルランド	-	-	-	-	20	41
イスラエル	-	-	-	-	14	47
イタリア	-	-	-	-	19	42
ジャマイカ	2 x	-	57	0	15 x	52 x
日本	-	-	-	-	20 x	40 x
ヨルダン	-	19	2,150	6	-	-
カザフスタン	0	45	83	0	24	36
ケニア	34 x	-	2,474	4	13 x	54 x
キリバス	14 x	-	65	19	18 x	44 x
クウェート	-	-	-	-	-	-
キルギス	1	46	769	12	23	38
ラオス	17	-	471	3	18	46
ラトビア	1	-	-	-	19	42
レバノン	-	-	975	2	-	-
レソト	60	-	83	3	10	58
リベリア	69 x	-	1,094	62	18 x	44 x
リビア	-	-	158	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-
リトアニア	1	-	-	-	19	42
ルクセンブルク	-	-	-	-	19	42
マダガスカル	78	78	677	7	16	49
マラウイ	71	-	1,049	17	15	52
マレーシア	0 x	-	-1	0	13	51
モルディブ	7 x	-	27	1	17	45
マリ	49 x	-	1,200	10	20	41
マルタ	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	57	24	-	-
モーリタニア	6	-	318	7	18 x	42 x
モーリシャス	1	-	77	1	19	44
メキシコ	3	54	309	0	14	54
ミクロネシア連邦	17	-	81	22	15	48
モナコ	-	-	-	-	-	-
モンゴル	0	-	236	2	20	42
モンテネグロ	0	13	100	2	20	40
モントセラト	-	47 x	-	-	-	-
モロッコ	3 x	-	1,369	1	17 x	48 x
モザンビーク	69 x	-	1,815	12	15 x	51 x
ミャンマー	-	-	1,169	2	-	-
ナミビア	23 x	34	142	1	9	66
ナウル	-	-	31	25	-	-
ネパール	15	-	1,216	6	20	42
オランダ	-	-	-	-	23	37
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-

表 13 経済指標

国・地域	国際貧困ライン 1日1.90米ドル未満で 暮らす人の割合(%)	金銭的貧困世帯に暮らす 子どもの割合(%) <sup>P</sup>	政府開発援助(ODA) の受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが受入国のGNIに 占める割合(%)	世帯あたりの所得の分布 (%,2009-2013*)	
	2010-2014*	2010-2016*	2015	2015	最下位40%	最上位20%
ニカラグア	6	-	454	4	14	51
ニジェール	46	63 x	866	12	22	41
ナイジェリア	54 x	-	2,432	1	15	49
ニウエ	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	24	35
オマーン	-	-	-	-	-	-
パキスタン	6	-	3,790	1	22	40
パラオ	-	-	14	5	-	-
パナマ	4	-	9	0	11	56
パプアニューギニア	39 x	-	590	-	14	49
パラグアイ	3	32	56	0	13	53
ペルー	3	-	332	0	14	50
フィリピン	13	-	515	0	15	50
ポーランド	0	-	-	-	20	41
ボルトガル	-	-	-	-	19	43
カタール	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-
モルドバ	0	13	313	4	-	-
ルーマニア	0	38	-	-	23	36
ロシア連邦	0	-	-	-	16	48
ルワンダ	60	47	1,082	13	14	57
セントクリストファー・ネー ヴィス	-	31 x	-	-	-	-
セントルシア	36 x	37 x	13	1	15 x	48 x
セントビンセント・グレナ ディーン	-	38 x	13	2	-	-
サモア	1 x	-	94	12	16 x	50 x
サンマリノ	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	32	-	49	15	21	40
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-
セネガル	38	49	879	7	17	47
セルビア	0	30	313	1	22	38
セーシェル	1	-	7	0	15	53
シエラレオネ	52	-	946	23	20	42
シンガポール	-	-	-	-	-	-
スロバキア	0	-	-	-	23	35
スロベニア	0	-	-	-	24	35
ソロモン諸島	46 x	-	190	17	14 x	52 x
ソマリア	-	-	1,254	23	-	-
南アフリカ	17	56	1,421	0	7	69
南スーダン	43 x	-	1,675	21	13	51
スペイン	-	-	-	-	18	42
スリランカ	2	-	427	1	18	47
パレスチナ	0 x	-	1,873	13	20	43
スーダン	15 x	-	900	1	19	42
スリナム	23 x	-	15	0	- x	- x
スワジランド	42 x	-	93	2	12	57
スウェーデン	-	-	-	-	23	36
スイス	-	-	-	-	21	40
シリア	-	-	4,882	-	-	-
タジキスタン	20	-	426	5	22	40
タイ	0	-	59	0	18	45
マケドニア旧ユーゴスラビ ア共和国	1 x	29	214	2	15 x	50 x
東ティモール	47 x	48	212	8	22 x	41 x
トーゴ	54	-	200	5	14	52
トケラウ	-	-	-	-	-	-
トンガ	1 x	-	68	16	18	45
トリニダード・トバゴ	3 x	-	-	-	-	-
チュニジア	2	-	475	1	18	43
トルコ	0	33	2,145	0	16	47
トルクメニスタン	42 x	-	24	0	16 x	48 x
タークス・カイコス諸島	-	26	-	-	-	-
ツバル	3	-	50	89	16	48
ウガンダ	35	22	1,628	6	17	48
ウクライナ	0	-	1,458	2	25	35

国・地域	国際貧困ライン 1日1.90米ドル未満で 暮らす人の割合(%)	金銭的貧困世帯に暮らす 子どもの割合(%) <sup>p</sup>	政府開発援助(ODA) の受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが受入国のGNIに 占める割合(%)	世帯あたりの所得の分布 (%,2009-2013*)	
	2010-2014*	2010-2016*	2015	2015	最下位40%	最上位20%
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	20	40
タンザニア	47	29	2,580	6	19	46
米国	-	-	-	-	15	46
ウルグアイ	0	-	19	0	15	48
ウズベキスタン	67 x	13	448	1	19 x	43 x
バヌアツ	15	-	187	-	18	44
ベネズエラ	9 x	-	37	-	12 x	51 x
ベトナム	3	-	3,157	2	17	46
イエメン	-	-	1,531	4	-	-
ザンビア	64	65	797	4	11	61
ジンバブエ	21	78	788	5	15	50
<b>地域別要約</b>						
東アジアと太平洋諸国	3	-	7,781	0	16	48
ヨーロッパと中央アジア	-	-	7,950	1	20	42
東ヨーロッパと中央アジア	1	-	7,950	1	19	44
西ヨーロッパ	-	-	-	-	20	40
ラテンアメリカとカリブ海諸国	5	-	7,896	0	12	55
中東と北アフリカ	-	-	17,585	1	-	-
北アメリカ	-	-	-	-	16	46
南アジア	19	-	15,530	1	20	43
サハラ以南のアフリカ	45	-	40,194	3	16	49
東部・南部アフリカ	40	-	22,915	3	16	50
西部・中部アフリカ	-	-	17,279	2	16	48
後発開発途上国	40	-	42,980	5	18	45
<b>世界</b>	<b>13</b>	<b>-</b>	<b>96,936</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>46</b>

国・地域の分類リスト一覧については、150ページを参照。あるいは <data.unicef.org/regionalclassifications > を参照。  
これまでに出版された一連の『世界子供白書』とのデータ比較は推奨できない。

#### 指標の定義

**国際貧困ライン1日1.90米ドル未満で暮らす人の割合**—1日1.90米ドルで暮らす貧困人口割合とは2011年の国際価格のもと1日1.90米ドル未満で暮らす人の割合。購買力平価(PPP)為替レートの改訂の結果、各国の貧困の割合は本書の過年度版のものとは比較する事はできない。

**金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合**—国が定義した貧困ラインよりも低い収入や消費をしている世帯に暮らす0~17歳の子どもの割合(%)。

**ODA**—純政府開発援助。

**世帯あたりの所得の分布**—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯がそれぞれ受け取っている所得の割合。

#### データの主な出典

**国際貧困ライン1日1.90米ドル未満で暮らす人の割合**—世界銀行。

**金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合**—データは、公的政府資料から編纂された。例えば、統計局の表、国別世帯調査、国の貧困レポート、ユーロスタット(欧州連合統計局)の地域データベースから引用されている。国別の推計は全国世帯収入出費調査による。

**ODA**—経済開発協力機構(OECD)。

**世帯あたりの所得の分布**—世界銀行。

#### 注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するもの。対象期間に該当する場合、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。
- p この指標は極めて異なる各国の方式を反映したものであり、現況の情報がある範囲では地域や世界でのしっかりとした情報として設定するには不十分である。
- \* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

## 謝辞

本書は多くの方々ならびに組織のご協力により、制作された。編集・調査チーム一同より、快くご助言、ご尽力いただいたすべての方々、そして特に、以下の方々に感謝する。

世界子供白書 2017 の青少年ワークショップに協力したバングラデシュ、ベラルーシ、ブータン、ブラジル、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、グアテマラ、日本、ヨルダン、マレーシア、韓国、モルドバ、ナイジェリア、太平洋諸国（フィジー、キリバス、ソロモン諸島、バヌアツ）、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、セネガル、タイ、東ティモール、チュニジア、ウルグアイのユニセフスタッフ

世界子供白書 2017 の U-Report 調査に参加したブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コートジボワール、エルサルバドル、グアテマラ、インド、インドネシア、アイルランド、リベリア、マレーシア、メキシコ、ミャンマー、パキスタン、セネガル、スワジランド、シリア、タイ、ウガンダ、ウクライナ、英国のユニセフスタッフ

世界子供白書 2017 制作チームの現地訪問の際に協力したナイロビ事務所（ケニア）の Patrizia Di Giovanni, James Elder, Ephantus Ena, Duncan Kagio, Charles Kamonde, Minu Limbu, Ousmane Niang, Edita Nsubuga, Leila Pakkala, Werner Schultin, カンバラ事務所（ウガンダ）の Aida Girma, Cary McCormick と Joy, Doreen Mulenga, Jaya Murthy, Patrick Oburu, アンマン事務所（ヨルダン）の Samir Badran, Robert Jenkins, Emad Mohammad, Miraj Pradhan

指針の助言や背景資料や特集を執筆した Sanjay Asthana, Monica Bulger, Patrick Burton, Sandra Cortesi, Urs Gasser, Mimi Ito, Daniel Kardefelt-Winther, Sonia Livingstone, Kathryn L. Mills, Jelena Surculija Milojevic, Kentaro Toyama, Mario Viola de Azevedo Cunha

「視点」を担当した Rachel Botsman, Niels Christiansen, Juan Enriquez, Anab Jain, Pony Ma, Khadija Patel, Kartik Sawhney, Karim Sy, Laura Maclet このエッセイの補助をした Phoebe Adler-Ryan, Kathrine Bisgaard Vase, Jin Cheng, Thierry Delvigne-Jean, Rana Flowers, Lisa Goldberg, Danielle Knight, Denise Lauritsen, Xiaohui Li, Li Liu, Patsy Nakell, Priscilla Ofori-Amanfo, Ron Pouwels, Wenying Su, Matthew Whitby, Winnie Wong, Jingjie Yang

若者たちの声 (Voices of Youth) のブログに参加した Ashley, Devonnie, Emmanuella, Gary, Ivan, Jack, Jen, Yousef

世界子供白書 2017 の U-Report 調査の実施および分析の協力をしたユニセフ・グローバル・イノベーション・センター

本書のために世界で開催された世界子供白書 2017 の青少年ワークショップの方法を考案し、結果を分析したウェスタンシドニー大学の Delphine Bellerose, Girish Lala, Amanda Third

指導や助言をした Danah Boyd, Drew Davidson, Mark Graham, John Horrigan, Sonia Livingstone, Chris Locke, Juliana Rotich, Michael Trucano

2017 年 1 月のユニセフ本部での Thought Leaders Speaker Series のインタビューを担当した Tristan Harris

本書で利用したオリジナルデータを国際電気通信連合 (ITU) から提供した Fredrik Eriksson Ivan Vallejo Vall, 統計のとりまとめ等の協力をした GSM アソシエーションの Joss Gillet, Jenny Jones

ネットに繋がっていない若者の ITU のマップ制作に協力した Lucia Hug, Olga Oleszczu

**プログラムと政策面での助言:** Victor Aguayo, Patty Alleman, David Anthony, Maaiké Arts, Wivina Belmonte, Anjan Bose, Katlin Brasic, Matt Brossard, Anna Burlyaeva, Laurence Chandy, Sarah Cook, Judith Diers, Eliana Drakopoulos, Laurent Duvillier, Andres Franco, Juan Pablo Giraldo Ospino, Amaya Gorostiaga, Sarah Green, Jumana Haj-Ahmad, Runar Holen, Karin Hulshof, Blandine Ledoux, Katell Le Goulven, Robert MacTavish, Andrew Mawson, Gopal Mitra, Ariam Mogos, Indra Kumari Nadchatram, Yulia Oleinik, Clara Sommarin, Morgan Strecker

**イノベーション・オフィス:** Stuart Campo, Christopher Fabian, Sunita Grote, Angelica Gustilo Ong, Erica Kochi, Shruti Kunduri, Milja Laakso, Cynthia McCaffrey, uillaume Michels, Blair Palmer, James Powell, Maria Luisa Sotomayor, Christopher Szymczak, Naroa Zurutuza

**コミュニケーション・チーム:** Justin Forsyth (事務局次長); Paloma Escudero (コミュニケーション局局长); コミュニケーション局局长 Lisa Benenson と Caroline den Dulck, Maurico Aguayo, Anna Baldursdottir, Nigina Baykbulova, Gerrit Beger, Penni Berns, Marissa Buckanoff, Lely Djuhari, Laurent Duvillier, Madeline Eisner, Kristen Elsbj, Joe English, Merva Faddoul, Jedd Flanscha, Toby Fricker, Claudia Gonzalez Romo, Chulho Hyun, Angus Ingham, Deborah Toskovic Kavanagh, Me Me Khine, Catherine Langevin-Falcon, Mischa Liatowitch, Selenge Lkhagva, Jarrod Lovett, Gbolayemi Lufadeju, Najwa Mekki, Christine Mills, Matti Navellou, Christine Nesbitt, Edita Nsubuga, Rebecca Obstler, Katarzyna Pawelczyk, Priyanka Pruthi, Anne Santiago, Leah Selim, Arissa Sidoti, Aline Stein, Georgina Thompson, Juliette Touma, Tanya Turkovich, Nikita White, Judith Yemane

## 白書制作チーム:

### 編集・リサーチ:

Brian Keeley (編集主幹); Céline Little, Achila Imchen, Juliano Diniz de Oliveira, Daniel Kardefelt-Winther, Jordan Tamagni, Timothy Ledwith, Jasmina Byrne, Carlos Perellón, Alix Reboul-Salze, Anastasia Warpinski, Xinyi Ge, Yasmine Hage, Baishalee Nayak, Natalie Leston, Kristin Moehlmann, Charlotte Rutsch

### データ・分析:

Robert Bain, Nassim Benali, Claudia Cappa, Liliana Carvajal, Mamadou Diallo, Martin Evans, Karoline Hassfurter, Chika Hayashi, Mark Hereward, Lucia Hug, Priscilla Idele, Claes Johansson, Aleya Khalifa, Julia Krasevec, Richard Kumapley, Christina Misunas, Suguru Mizunoya, Vrinda Mehra, Padraic Murphy, Colleen Murray, Rada Noeva, Khin Wityee Oo, Nicole Petrowski, Tyler Porth, Tom Slaymaker, Danzhen You, Xinxin Yu

### 出版デザインと制作

Samantha Wauchope (主担当); Germain Ake, Ernest Califra.

グラフィックデザイン: Soapbox, [www.soapbox.co.uk](http://www.soapbox.co.uk)

### 世界子供白書 2017

英語版 2017 年 12 月刊行

日本語版 2018 年 4 月刊行

著: ユニセフ (国連児童基金)

訳: 公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発行: 公益財団法人 日本ユニセフ協会

(ユニセフ日本委員会)

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12

ユニセフハウス

(電話) 03-5789-2016

(FAX) 03-5789-2036

ホームページ: [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

印刷: (株) 第一印刷所

The State of the World's Children 2017

© United Nations Children's Fund (UNICEF) December 2017

NICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza, New York, NY 10017, USA

ウェブサイト: [www.unicef.org](http://www.unicef.org) (ユニセフ本部)

この白書は国連児童基金 (ユニセフ) が 2017 年 12 月に発表し、(公財) 日本ユニセフ協会が翻訳したものです。

文中の役職名、肩書き等は本書 (英語版) 編集時のものです。

本書の無断転載: 複製はお断りします。転載をご希望の場合は、(公財) 日本ユニセフ協会 広報室までお問い合わせください。

表紙写真 ©UNICEF/UN036675/Sharma

「世界子供白書 2017」は、デジタル技術が子どもたちの生活と人生の機会をこれまでにいかに変化させてきたかを検証し、今後どのような影響をもたらす可能性があるかを探るものである。

デジタル技術は、正しく活用され普遍的なアクセスが可能になれば、貧困、人種、民族、ジェンダー、障がい、避難生活、あるいは地理的な孤立などの理由で取り残されている子どもたちを、機会に満ちた世界とつなぎ、デジタル世界で成功するための技術を身につけさせることで、彼らの人生を一変させるものとなり得る。

しかし、アクセスが拡大しなければ、デジタル技術は子どもたちの持つ能力を十分に発揮させることを妨げる、新たな格差を造りだしかねない。そして、私たちが今すぐ、急速な変化のスピードについていくための行動を起こさなければ、インターネット上のリスクは、弱い立場にある子どもたちを、搾取、虐待や人身売買の脅威、また、彼らの健康に対する隠れた脅威に、今まで以上に晒されやすくなるかもしれない。

この報告書は、よりつながった世界において、すべての子どもたちにデジタル時代の機会を活かしながら、それがもたらす被害から子どもたちを守るために、より迅速な行動、重点的な投資、そしてより広い協力が必要であることを訴えている。

unicef   
for every child

